

I 総括的概要

東日本大震災から3年が経過し、被災地においては、地域一丸となって復旧・復興に懸命に取り組んでおり、ようやく復興の入り口に立ちつつあるものの、資材価格の高騰や労働力不足などの新たな問題が生じる一方、依然として、被災企業の事業再開や販路回復、風評被害など従前からの課題が解決していない。また、福島県においては、今なお多くの住民が避難生活を強いられているほか、風評被害や住民の健康管理、汚染水漏れ問題などの課題に直面している。わが国経済の再生には、復興の加速化と福島再生が不可欠であり、そのためには、震災への記憶を決して風化させることなく、商工会議所として被災地の声を丹念に取りまとめ、一つひとつの課題を各論として解いていかなければならない。

こうした状況を踏まえ、当所では、「平成26年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望」（7月18日）を取りまとめ、平成26年度政府予算における十分な復興財源の確保等を求めたほか、2月6日には、三村会頭はじめ当所役員と「東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会」メンバーの商工会議所会頭等との懇談会を開催し、被災地の声に基づいて、「東日本大震災から3年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を」（2月20日）を取りまとめ、総理、復興大臣等へ最優先課題として早期実現を要請した。その結果、震災復興予算の拡充、復興交付金の対象事業の拡大、グループ補助金の継続等が実現した。

また、平成23年9月から実施している「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」においては、被災事業者の本格的な操業への移行を機に、被災事業者が求める機械の重点的な掘り起こしを全国の商工会議所を通じて展開したほか、「被災中小企業復興支援リース補助事業」、被災企業からの相談に応じる特別相談窓口の継続設置、災害マル経融資の継続等により、全国の商工会議所ネットワークを活用した企業の事業再開支援に取り組んだ。

さらに、震災発生から25年9月までの被災地の復旧・復興に向けた商工会議所の取り組み等をまとめた復興祈念誌「514の絆～東日本大震災からの復興に向けた商工会議所の900日の歩み～」を作成したほか、東北六魂祭への協力等により、震災記憶を継承する取り組みを支援するとともに、被災地企業の販路回復・拡大を支援するため、東北六県商工会議所が実施する「伊達な商談会」を積極的にPRした。

風評被害からの脱却支援としては、ホームページ、ツイッター等を活用した復興施策やイベント情報の発信、海外取引等における対策の一助として放射能非汚染のサイン証明発行の継続実施等を行ったほか、アジア商工会議所連合会や大韓商工会議所の被災地視察を受け入れる等、製品の安心・安全に向けた取り組みや被災地の復興状況等をPRした。

2020年オリンピック・パラリンピック日本招致活動においては、国際会議を含む各種会合でのPR・周知等、商工会議所をあげた招致活動を展開し、招致決定を引き寄せる大きな原動力となった。

日本経済については、アベノミクスによる円安・株高により、明るい兆しが見えてきたが、地域や中小企業においては、未だ厳しい状況が続いている。このため、震災復興のほか、日本再生、エネルギー・環境、中小企業政策、税制、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）等の重要政策課題に関して18本の提言を取りまとめ、その結果、社会保障・税一体改革における要望事項をはじめ、平成26年度税制改正における中小企業投資促進税制の拡充、生産性向上設備投資促進税制の創設等、多くの要望事項が実現した。また、あらゆる機会を通じた粘り強い要望活動の結果、政府の「日本再興戦略」の柱の一つに「中

小企業・小規模事業者の革新」が盛り込まれた。また、各地商工会議所や会員企業等と、重要政策課題に関する商工会議所の考え方等を共有するため、各地で説明会を開催した。

他方、経済のグローバル化に対応するため、近年のメコン地域に対する関心の高まりを踏まえ、「大メコン圏ビジネス研究会」を発展的に改組し、新たに「日本メコン地域経済委員会」を創設した。「訪ベトナム経済ミッション」や「訪カンボジア・ラオス経済ミッション」の派遣を通じ、各国首脳との懇談等による関係強化に努めたほか、「訪台湾ビジネスミッション」を派遣し、台湾企業との商談会および視察を行った。また、経済三団体連名で安倍総理に「TPP 交渉の早期妥結を求める」（2月10日）を提出したほか、特定原産地証明書・非特惠貿易証明関係証明の利用促進について、普及促進に向けた説明会を全国で開催し、円滑な発給体制の整備を行った。

中小企業の IT 化推進においては、中小企業向けのタブレット端末操作・活用研修や「地域 IT 経営推進会議」を開催し、地域における IT 経営支援体制の構築および推進に努めたほか、経営指導員向けの実践型研修を通じた経営支援能力の向上を図った。

中小企業関係施策については、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、中小企業政策専門委員会で検討を行い、7月に「平成26年度中小企業関係施策に関する意見・要望」をとりまとめた。その結果、市区町村と商工会議所等が連携して地域の創業を支援する「創業支援事業計画」の認定制度が開始される等、当所意見の多くが実現した。

平成26年4月の消費税率引き上げにあたっては、中小企業の適正な取引推進に向けた価格転嫁の支援策として「消費税転嫁対策窓口相談等事業」を実施。全国514商工会議所に相談窓口を設置し、巡回・窓口相談のほか、講習会・個別相談等の実施等、ワンストップ相談・支援体制の構築により、中小企業・小規模事業者のニーズに応じた経営支援を展開した。

また、多様化、高度化、複雑化する経営課題への商工会議所の支援力の向上をはかるため、「第2回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を郡山市で開催。経営指導員向けの実践型研修により、個々の経営支援能力の向上と指導員間のネットワークの強化を推進した。

検定事業においては、検定受験者数の増加に向けた「検定事業再生プロジェクト」を始動し、各地商工会議所と連携して、企業や教育機関への営業に重点を置いた受験者拡大に取り組んだほか、「検定事業再生推進会議」を全国で開催し、普及活動方針の共有に努めるとともに、「営業力強化研修」を開催し、営業活動の推進に不可欠な実践的なコミュニケーション能力の取得を図った。

平成20年度から実施しているジョブ・カード事業については、企業への説明会・講習会等の開催等の活動を展開した結果、本事業の開始以来、最も高い活動実績を記録。非正規労働者の正規雇用化促進に大きく貢献した。

地域活性化の推進については、まちづくり三法の運用および今後のまちづくりに関する意見書を公表したほか、「全国商工会議所観光振興大会2013inいわて」の開催や「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の実施等により、地域資源の活用を通じた地域活性化の取り組み支援を行った。

エネルギー・地球環境問題への対応としては、総理、関係閣僚等に対し、電力の安定供給とコスト上昇の抑制への実効性のある対応を数次にわたって要請したほか、関係団体と連携し、地球温暖化対策税の森林吸収源対策への使途拡大に対する反対意見を取りまとめ、26年度税制改正での見送りを実現した。

11月に役員改選が行われ、第19代会頭に三村明夫氏が就任。「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざ

る進化によりさらなる飛躍を～」を基本方針に掲げた所信を表明し、第 29 期の新体制をスタートした。「現場主義」「双方向主義」の徹底により、所信の実現と、「国民や企業から信頼され、期待される商工会議所」を目指し、3 月に数値目標や工程表等を盛り込んだ第 29 期行動計画を策定した。

また、商工会議所の組織強化においては、「CCI スクエアライブラリー」を開設し、当所および各地商工会議所、行政機関等が作成した資料、広報物等を各地商工会議所へタイムリーに提供する体制を整備したほか、労災および賠償リスクを軽減する「業務災害補償プラン」の加入を促進した。

また、運営専門委員会を中心として、商工会議所事業に対するリスクマネジメント対応方針について報告書の取りまとめに向け検討を重ねたほか、「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置推進等により、コンプライアンスの徹底を図った。さらに、各委員会に当所青年部や全国商工会議所女性会連合会メンバーの参画を得るなど、連携を強化して取り組んだ。

25 年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1. 商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援

～全国の商工会議所が総力をあげて被災地の復興支援を継続～

(1) 地域主導の復興と福島再生の実現

①被災地の現場の声に基づく提言・要望活動

三村会頭は、就任直後の12月16日～17日にいち早く被災地（福島、原町、仙台）を訪問し、商工会議所との意見交換や視察、会員企業等へのヒアリングを通じて、被災地の現状やニーズの把握に努めた。そのほか、当所役職員が12月4～5日に盛岡、釜石、宮古、大船渡の4商工会議所、26年1月29日～30日に仙台、塩釜、石巻、気仙沼の4商工会議所、1月30日に日立、ひたちなかの2商工会議所、1月30日に銚子商工会議所を訪問した。震災後からの累計では、延べ502人が被災地を訪問した。

また、26年2月6日には、三村会頭をはじめとする当所役員と「東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会」メンバーの商工会議所会頭等との懇談会を開催し、各地域の復興状況や要望事項等について意見交換を実施した。

こうした活動によって把握した被災地の現場の声に基づき、当所は、7月18日に「東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望」を取りまとめ、平成26年度政府予算における十分な復興財源の確保等を求めたほか、26年2月20日に要望書「東日本大震災から3年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を」を取りまとめ、内閣総理大臣、復興大臣等へ最優先課題として早期実現を要請した。

②会員企業社員および商工会議所職員の応援派遣

被災地（岩手県、宮城県、福島県）の地方公共団体および復興庁では、恒常的な人手不足に悩まされており、復旧・復興事業を一層円滑に推進するためには、広範な職種にわたって、職員のより一層の確保が求められていることから、会員企業に対して社員派遣のお願いを呼びかけた結果、被災地の地方公共団体に3社から5名を、復興庁本庁に1社1名をご派遣いただいた。

また、商工会議所職員については、24年度から当所および仙台商工会議所の職員（各1名の計2名）を復興庁および宮城復興局に派遣しており、25年度も継続して派遣した。

(2) 事業を再開する企業を全面的に支援

①「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の継続的な推進

プロジェクト開始当初は、事業再開のきっかけとするために多種多様な機械等の要望があったが、震災発生から3年が経過し、仮の工場・店舗で事業を再開した被災事業者が、復興に伴って本来の工場・店舗等で本格的に操業し始めるための機械等の要望が高まっていることから、被災事業者の具体的な要望を重視し、被災事業者が求める機械の重点的な掘り起こしを全国の商工会議所を通じて展開した。きめ細やかなマッチングにより、26年3月31日現在で、被災地の商工会議所の企業241社に対し、累計2,338点の機械等を提供。全国のネットワークを有する商工会議所ならではの取り組みとして機能しており、マッチング件数は着実に増えている。

②被災中小企業の二重債務負担を軽減するため「被災中小企業復興支援リース補助事業」を実施

23 年 12 月 12 日に開始して以降、26 年 3 月 31 日現在で 4,017 件（約 21 億円）を交付した。

また、被災した中小企業の事業再開をさらに促進するため、申請受付期間を 2 年延長し、平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結されたリース契約を補助対象とすることとなった。

③特別相談窓口の継続設置と支援策に関する情報の提供

23 年 3 月 11 日から設置されている「東日本大震災に関する特別相談窓口」は、中小企業からの相談に対し窓口における親身な対応等、きめ細やかな対応に努めた。26 年 3 月末日までの累計相談件数は 12,008 件。うち、資金繰り相談が 6,456 件（53.8%）、グループ補助金など国・関係機関の支援制度の照会が 2,590 件（21.6%）、経営相談が 997 件（8.3%）、情報収集が 951 件（7.9%）、その他が 1,014 件（8.4%）という内訳であった。

④災害マル経融資の利用促進

25 年度は、特定被災区域に限定して継続された。事業を再開する企業の増加に伴い利用実績も増加し、融資件数は 790 件（対前年度比 107.6%）、金額は 28 億 4,698 万円（対前年度比 106.4%）となった。

(3) 震災記憶を継承する取り組みを積極的に支援

①復旧・復興情報の発信（ホームページ、CCI スクエア、会議所ニュース、石垣、ツイッター等）

震災の記憶を風化させることなく、震災から得た教訓を後世に伝えるため、震災発生から 2 年 6 カ月経った 25 年 9 月までの被災地の復旧・復興に向けた商工会議所の様々な取り組み等をまとめた復興祈念誌「514 の絆～東日本大震災からの復興に向けた商工会議所 900 日の歩み～」を作成した。

また、ホームページ上に公開している「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページや公式ツイッターを活用し、各地商工会議所による復旧・復興を支援する取り組みや、政府関係機関等による金融や雇用、取引など多分野にわたる施策情報や災害情報等を積極的に発信した。

さらに、機関紙「会議所ニュース」で復旧・復興を支援する全国の商工会議所の活動を広く PR するとともに、被災地の商工会議所の復興に向けた取り組みを重点的に発信した。

②被災地において取り組まれている復興イベントの開催支援

東北の六大祭りが一堂に会する「東北六魂祭」が 6 月に福島市で開催されるにあたり、各種機会を捉えて PR 活動等を実施し支援するとともに、観光専門委員会の活動の一環として視察会を派遣した。当日は、パレードや郷土料理の販売、物産展などが行われ、延べ 25 万人の来場者で賑わった。

また、全国のバイヤーを招聘し、地元事業者との交流を通じた地元製品の安心・安全に対する認識を高め、販路の回復や開拓に繋げることを目的として東北六県商工会議所が実施する「伊達な商談会」を積極的に PR した。

(4) 風評被害からの脱却を支援

①在日外国公館、在日外国商工会議所、在日外国企業等を通じた正確な情報発信

諸外国からの来訪者数の回復につなげるため、4月にアジア商工会議所連合会（CACCI）のユフイコ会長一行が来日した際、被災地である仙台を訪問いただき、被災地の現状と復興に向けた取り組み等について理解を求めた。

さらに、韓国で影響力のある有力財界人のメンバーが集う日韓商工会議所首脳会議を6月に仙台市で開催。その際、被災地である石巻市の視察を企画し、水産物卸売市場での水産物放射性物質検査など、産品の安心・安全に向けた取り組みや現在の被災地の復興状況等の理解促進を図った。当所に事務局を置く日智経済委員会日本国内委員会では、南三陸町へのモアイ像の贈呈に向けた活動を支援し、5月に仙台で合同会議を開催した。

②放射能非汚染証明書に記載するサイン証明の発給による風評被害防止のための各種活動

原発事故の発生以降、依然として海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが残っているため、当所では、政府が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行を周知した。このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、引き続き極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。

(5) 2020年オリンピック・パラリンピックの招致実現に向けた積極的支援の展開

招致の実現に向けては、国民の支持率の低さが課題として指摘されていたことから、各種会合でのPR・周知に力を入れるとともに、オリンピックバッチの着用や名刺、封筒に招致に向けたロゴを印字するなど、商工会議所組織をあげて招致活動を展開した。

また、在日各国大使との懇談会や海外からの要人来訪時や、国際会議や経済ミッションなどの機会を利用して、招致に向けた商工会議所の取り組み等について説明し、理解を求めた。

こうした活動の結果、9月7日にブエノスアイレスで開催されたIOC総会において招致が実現し、全国の商工会議所が一丸となって招致活動を強力にかつ継続的に推進したことが、決定を引き寄せる大きな原動力となった。

今後は、オリンピック・パラリンピックの効果を日本全国に波及させるため、オリンピック・パラリンピックの開催を地域活性化に結び付ける方策について検討を開始する。

2. 現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現

(1) 日本経済を再生するためのタイムリーかつ具体的な提言・要望活動の展開とその実現

①重要政策課題に関する一歩先んじた提言・要望

わが国の再生と持続的な成長には、震災復興・福島再生の早期実現はもとより、デフレマインドからの脱却を確実なものとしつつ、経済社会の構造変化を見据えながら、今後直面するであろう困難な未来像を予想し、中長期的な政策の枠組みを明らかにしていくことが重要である。

こうした観点から、26 年 1 月に経済財政諮問会議の下に「選択する未来」委員会が設置され、三村会頭が会長に就任した。本委員会では、人口急減、超高齢化という課題を直視したうえで、半世紀後までを展望しながら、中長期的な課題とその克服に向けた対応の方向性を示すべく、議論を進めている。

当所においては、「平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望」をはじめ、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50」、「平成 26 年度税制改正に関する意見」、「エネルギー政策に関する意見－新たなエネルギー基本計画の策定に向けて－」、「TPP 協定に関する要望」等、18 本の要望を取りまとめ、安倍総理や関係閣僚に要望した。

このほか、他団体との連名により、「消費税の複数税率導入に反対する意見」、「地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する」、「TPP 交渉の早期妥結を求める」などを取りまとめ、安倍総理や関係閣僚に要望した。

<意見書の内容、実現状況は 8（2）の意見活動ご参照>

②重要政策課題に関する説明会の開催

各地商工会議所および会員企業等との重要政策課題に関する直近の動きや商工会議所の考え方の共有および理解の促進等を目的に、説明会を開催した。社会保障・税の一体改革および 25 年度税制改正等については 43 回、エネルギー・環境政策については 16 回、TPP については 12 回、憲法改正問題については 19 回（25 年度実績）行った（累計：税制改正等について 103 回、エネルギー環境政策について 61 回、TPP について 78 回、憲法改正問題について 19 回）。

③全国の商工会議所のネットワークを活用した LOB0（早期景気観測）調査など各種調査の実施とフィードバック

CCI スクエアを活用し、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行ったほか、時宜に応じた付帯調査を併せて実施した。その調査結果は、企業を取り巻く経営環境や直面している課題等の現状を示すデータとして活用した。

25 年度には、さらなる調査の精度向上を図るため、調査未実施商工会議所に対して本調査への参加依頼および調査実施商工会議所に対しての調査対象拡充依頼等を行い、地域・業種の偏在の是正に努める等、調査対象の一層の拡充（4 商工会議所、59 企業等の増加。26 年 3 月末時点での調査対象は、421 商工会議所・3,155 企業等）を図った。

さらに、本調査を広く周知する観点から、調査結果の配布先（国会議員、報道機関、地方自治体、シンクタンク等）の拡大を図るとともに、月毎にメールや当所ホームページ等により公表し、新聞・テレビ等において計 27 回取り上げられた。このほか、調査結果は、経済対策に関する政策提言・要望活動の基礎資料や、政府主催の会議等における中小企業の景況感等に関する説明資料として活用した。

また、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、12 大都市における地域経済の動向・実態を把握するため、四半期（4－6 月期、7－9 月期、10－12 月期）ごとに調査を実施した（本調査事業は 10－12 月期調査をもって終了）。これらを通じ、景気動向の的確な把握に努めるとともに、各種政策提言等の裏付けや、政府関係会議等における資料に反映、中小企業の経営実態を示すデータとして有効に活用した。

(2) 総合的な重要政策課題への対応

総合政策委員会において、「成長戦略」、「エネルギー政策」、「TPP 等経済連携協定」、「憲法改正問題」等の重要政策課題について検討を行った。

また、成長戦略では、政府・政党との会議・懇談の場など、あらゆる機会を通じて粘り強く要望活動を展開した結果、政府の「日本再興戦略」（6 月閣議決定）の柱の一つに「中小企業・小規模事業者の革新」が明記された。

快適な生活や産業活動の維持にとどまらない、国家の命運を握る極めて重要な基幹政策であるエネルギー問題については、関係委員会等で作成した意見について総合政策委員会において審議を行い、「エネルギー政策に関する意見―新たなエネルギー基本計画の策定に向けて―」として取りまとめ、安倍総理をはじめ関係大臣や政府等に対し、電気料金上昇抑制と安定供給の早期回復を実現するため、安全が確認された原子力発電の早期再稼働が必要であること、エネルギー政策を担い我が国の生活水準の向上や経済発展を支えてきた福島再生を図ることなどを要望した。

TPP 等経済連携協定については、適時フォローアップを行うとともに、関係委員会等で作成した意見について総合政策委員会において審議を行い、「TPP 協定に関する要望」として関係大臣に対し、中小企業にとっても利便性が高く、わかりやすい貿易協定によって国益を最大化するよう要望した。

憲法改正問題については、国会や政党等で議論が進んでおり、他方で東日本大震災を契機に大規模自然災害など緊急事態への対応、自衛隊による国際平和維持活動、事実上対等な衆参両院による審議の停滞、地方分権の進展など、憲法と現実の乖離が顕在化していることから、「憲法問題に関する研究会」で研究し、その成果を 10 月に「憲法問題に関する研究会報告書」として取りまとめた。

(3) 経済成長と中小・中堅企業の活性化に資する税制改正の実現

全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、税制専門委員会で検討を行い、7 月に「平成 26 年度税制改正に関する意見」を取りまとめた。本意見をもとに、政府・政党等に対して要望した結果、中小企業投資促進税制の拡充や少額減価償却資産の特例の延長、生産性向上設備投資促進税制創設、交際費課税の拡充等、多くの意見が実現した。

10 月 1 日に消費税率 8 %への引き上げが決定されたことを受け、25 年度においては「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（10 月 1 日）および「平成 26 年度税制改正大綱」（12 月 24 日）の 2 回にわたり大綱がまとめられた。要望の実現にあたり、自民党・公明党の税制調査会や経済産業部会等のヒアリング等で意見陳述するとともに、全国の商工会議所と連携し、与党の税制調査会の幹部や経済産業部会の幹部等に対して要望・陳情活動を展開した。

① 中小企業の円滑な価格転嫁の実現に向けた具体的な価格転嫁対策の検討・意見取りまとめ

消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策については、商工会議所がかねてよりその重要性を訴えてきたが、転嫁拒否等の行為の禁止、転嫁を阻害する宣伝行為の禁止、外税表示の容認等からなる「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が 6 月 5 日に成立し、10 月 1 日に施行された。法案の成立に当たっては、転嫁対策の重要性について、与野党の関連会合や、国会の参考人招致などで意見陳述した。

②地方税改革を中心に、経済成長や地域活性化に資する税制の検討・意見取りまとめ

地方法人課税について、地域経済の活性化に向けた新たな投資の「好循環」の確立に向け総務省の会合等で意見陳述を行った。平成 26 年度税制改正においては、地方法人特別税による法人事業税の国税化が一部廃止される一方、法人住民税の一部が国税化され地方交付税の財源となった。

加えて、26 年 4 月 1 日の消費税率引き上げを見据え、車体課税の見直しが行われ、自動車取得税の減免、エコカー減税の拡充、軽自動車税の見直し、経年車重課が決定された。償却資産に係る固定資産税の見直しについても議論が行われ、税制改正大綱の検討事項として引き続き検討されることとなった。

中小・中堅企業の活力強化、地域活性化に向けて、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が創設され、特定の条件を満たした「生産性向上設備」を対象に、償却率が 100%償却に、7 %税額控除の対象が資本金 1 億円以下に、資本金 3,000 万円以下の企業の税額控除が 10%に拡充された。また、少額減価償却資産の特例が延長され（2 年延長）、生産性向上設備投資促進税制が創設された（特別償却または税額控除、資本金 1 億円以上の中堅企業も使用可能）。交際費特例については、企業規模を問わず全法人を対象に損金算入が認められ（飲食のための支出について 50%の損金算入）、中小企業は現行の中小特例と選択適用が可能となった。これらの改正に基づき、「産業競争力強化法」が 12 月 4 日に成立（公布：26 年 1 月 17 日、施行：26 年 1 月 20 日）、「所得税法等の一部を改正する法律案」が 26 年 3 月 20 日に成立した（公布：26 年 3 月 31 日、施行：26 年 4 月 1 日）。

③事業承継税制の抜本的な見直しに向けた検討・意見のとりまとめ

「平成 25 年度税制改正大綱」において、商工会議所がかねてから制度の見直しを求めている、事業承継税制の大幅な拡充がなされ、雇用確保要件の緩和（5 年間 8 割維持を 5 年平均 8 割維持に変更）、先代経営者の贈与時の役員退任要件の廃止等、事業承継税制の活用を阻害している要件が大幅に見直された（27 年 1 月施行）。しかし、本改正は使い勝手の改正にとどまっており、抜本的な見直しには至っていない。そのため、「承継円滑化法・事業承継税制見直しに向けた WG」（座長：品川芳宣筑波大学名誉教授）を設置し、経営承継円滑化法施行 5 年経過後の抜本的な見直しのため、商工会議所の要望事項を整理するべく、議論を行った。

④会員企業アンケートやヒアリング等を通じた、中小企業の事業承継の事例やニーズの収集

「平成 26 年度税制改正等に関するアンケート調査」において、25 年度税制改正で事業承継税制の要件緩和が措置されたことを受け、本税制の利用に「関心が増えた」との意見が 25%となっており、今回の改正点を含めた本制度の内容については、更なる周知・徹底が必要であることがわかった。また、事業承継税制の今後改正すべき点については、納税猶予される割合の拡大（8 割→10 割）を求める声が最も多く寄せられ、次いで非上場株式の評価方法の見直し、制度適用の発行済議決権株式総数の上限（3 分の 2）の撤廃を求める意見が寄せられた。

(4) 持続可能な社会保障制度の確立

①社会保障専門委員会における持続可能な社会保障制度についての調査研究

社会保障専門委員会では、社会保障制度改革推進法に基づいて 25 年 8 月まで設置されていた社会保障制度改革国民会議の動向ならびに、厚生労働社会保障審議会の各部会における議論の動向に

合わせ、重点化・効率化を軸とした社会保障制度改革のあり方をはじめ、成長産業としての医療分野の可能性、超高齢化社会の ICT 活用等について、調査・研究ならびに議論を行った。

②厚生労働省の社会保障審議会の関連部会を通じた商工会議所意見の表明

当所は、厚生労働省・社会保障審議会の各部会（医療保険、介護保険、年金、企業年金）に委員を派遣し、経済界の立場から持続可能な社会保障制度の実現に向けた制度改革について意見表明してきた。

医療保険関係では、当所が従前より強く主張してきた 70～74 歳の医療費の自己負担割合を法定本則の 2 割に戻すことについて、26 年 4 月以降に 70 歳となる高齢者から順次引き上げられることが決定するなど、社会保障給付の重点化・効率化策のひとつが実現した。また、前述の社会保障制度改革国民会議が 25 年 8 月に取りまとめた報告書に記載された後期高齢者支援金の全面総報酬割導入については、制度導入による国庫補助削減分を国民健康保険の赤字補てんに充当することは、国保の赤字を被用者保険に転嫁しているだけであり反対であるとの意見を表明してきた。

介護保険関係では、厚生労働省の介護保険部会を通じて意見活動を継続し、26 年 2 月に通常国会に提出された「介護・医療総合確保法案」には、特別養護老人ホームへの入居要件を要介護 3 以上に限定することや、一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を 2 割に引き上げるなど、商工会議所の意見が盛り込まれた。

年金関係では、企業年金積立金への特別法人税について 26 年 3 月の凍結期限を前に、同特別法人税の撤廃を求める意見書を提出。撤廃には至らなかったが、凍結解除が見送られ、期限が 3 年間延長された。

(5) 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制・雇用対策の実現

①労働専門委員会における調査・研究・検討を基にした意見活動の実施

中小企業を取り巻く経済環境や経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策を実現するため、労働委員会を 4 回、労働専門委員会を 3 回開催したほか、政労使会議、労働政策審議会、中央最低賃金審議会など各種会議等（合計 187 回）において、商工会議所の意見を主張した。

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」に配意した調査審議が審議会に求められた。当所は、6 月に「最低賃金の影響と人材ニーズに関する調査」を実施し、25 年度において最低賃金が 20 円程度引き上げになった場合の対応として、「労働時間調整」や「採用抑制」を行うと回答した企業が 1 割を超えるとの回答を得た。これらを踏まえ、当所は、中央最低賃金審議会において、「企業の支払能力を超える最低賃金の引き上げは、雇用に悪影響を及ぼす。最低賃金はまさに経営が最も厳しい企業が影響を大きく受けるものであり、引き上げには慎重な検討が求められる」等を主張した。また、審議にあたっては地域の実情を踏まえた審議が行われるよう、地方最低賃金審議会の自主性を発揮すべきであると主張した。最終的に、審議会の答申は、公益委員見解として、A ランクで 19 円、B ランク 12 円、C、D ランクで 10 円という引き上げ額の目安を地方最低賃金審議会に示すこととなった。これを受けた地方最低賃金審議会での審議の結果、25 年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で 764 円となり、前年度に比べ 15 円の引き上げとなった。

労働契約申し込みみなし制度や一般派遣、特定派遣の在り方・専門 26 業務の在り方を付帯決議

とした労働者派遣法の平成 24 年改正については、8 月より労働政策審議会職業安定分科会（労働力需給制度部会）において、更なる見直しの議論を行った。当所は、「特定労働者派遣事業の多くは中小企業であり、許可制に移行した場合、資産要件（2 千万円以上の基準資産額が必要等）によって、中小の派遣事業主の事業継続や新規参入が困難となり、悪質な企業だけでなく、優良な企業まで排除することに繋がる。結果として、労働者の選択肢や雇用の場などを狭めることになることから、現在、届出制となっている特定労働者派遣事業を廃止し、許可制の一般労働者派遣のみに一本化する場合、中小企業の派遣事業者への配慮が必要」と主張した。その結果、同審議会の報告書において「小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置を講ずることが適当」である旨が盛り込まれた。

また、労働安全衛生法については、6 月より労働政策審議会安全衛生分科会にて検討を開始。企業におけるメンタルヘルス対策や化学物質管理の在り方について議論が行われ、当所からは、対策の実施における中小企業に対する支援策等の必要性を主張した。その結果、同分科会報告書において、小規模事業場に対する配慮が盛り込まれ、これに基づいた改正法案が 26 年通常国会に上程された。

基本手当、就業促進手当、教育訓練給付および育児休業給付金の拡充等の措置を柱とした雇用保険法の改正については、25 年度内の法案成立に向け労働政策審議会職業安定分科会（雇用保険分科会）において議論を行った。当所は、基本手当に係る積立金残高の活用策の検証および、それを踏まえた保険料率の見直しを行う必要があること、新規に創設される中長期的なキャリア形成を支援するための措置（教育訓練給付金の拡充等）については、必要性は認めるものの、高度人材の育成等、雇用保険本来の目的を超えるような給付については他の制度の利用を検討すべきであること、育児休業給付の拡充については、国が責任を持って推進すべき課題であり、現在以上の給付率については、国庫負担で実施すべきであること、等について意見を主張した。同改正法は 26 年の通常国会で成立した（3 月）。

長時間労働の抑制策や企画業務型裁量労働制、フレックスタイム制の見直し等、労働時間法制の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会において 9 月より議論を開始した。長時間労働の抑制策については、月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が施行されたが（平成 22 年 4 月）、中小企業については「当分の間」適用されないこと、法施行 3 年経過後に改めて検討を行うこととされていた。本件に対し、当所は割増賃金率引き上げによる時間外労働抑制の効果検証および輻輳的に発生する長時間労働に対し割増賃金で抑制しようとする考え方に断固反対した。また、企画業務型裁量労働制については、対象業務や労働者の範囲についての要件緩和や手続きの簡素化が必要であること、フレックスタイム制については、現状 1 ヶ月以内とされている清算期間を個々の労使の合意により延長できるよう見直すべきなどの意見を述べた。

男女雇用機会均等対策について、ポジティブ・アクションの推進にあたり、男女雇用機会均等法の更なる周知、普及・啓発が何より重要であること等を主張した。その結果、指針等の関係規程を改正することにより、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底等を図ることとする同分科会報告書がまとめられた。12 月 14 日、同法施行規則を改正する省令等が公布された（26 年 7 月 1 日施行）。

急速な少子化への対応や次世代のための環境整備を目的とする次世代育成支援対策推進法（平成 17 年 4 月から 10 年間の時限立法）の見直しについては、10 月より労働政策審議会雇用均等分科会において検討を開始。当所からは、男性の育児休業取得基準に関する中小企業の特例の拡充や、企

業の積極的な取り組みを促すことを目的とした経済的なインセンティブの付与などを主張した。その結果、「日本再興戦略」等においてその延長が求められていることなどを踏まえ、今後10年間を更なる次の取り組み期間とすること、また現行制度とは別に、より高い水準を目指す新たな認定制度を創設することに加え、中小企業の特例拡充や取り組み企業に対する経済的な優遇措置の検討などを盛り込んだ改正法案がまとめられた。同法案は26年通常国会に上程され、26年4月16日に成立した。

新卒採用については、4月に岡村会頭（当時）ら経済団体首脳が総理官邸を訪れ、安倍内閣総理大臣と懇談を行った際、「新卒採用開始時期の後ろ倒し」「育児休業・短時間勤務制度の拡充」「女性役員・管理職の登用」について要請があったが、岡村会頭からは、新卒採用活動開始時期の後ろ倒しについては、「就職活動の早期化・長期化を抑制し、学生が十分に学ぶ機会を確保することが重要」であるとし、商工会議所としても異論はないことを強調した。しかし、「採用活動時期の後ろ倒しが、実質的な就職活動の短縮につながるよう、キャリア教育の充実や学生と中小企業を結ぶチャネルを多様化する必要がある」と訴えた。この流れを受け、日本経済団体連合会では9月に、「採用選考に関する企業の倫理憲章」を見直し、広報活動を卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、選考活動を卒業・修了年度の8月1日以降と定めた「採用選考に関する指針」を新たに取りまとめた。

高度な専門知識・技能を持つ外国人材のより一層の活用に向け、高度人材ポイント制に係る中小企業への配慮（年収基準の緩和）に関する意見を提出した。その中で、現行制度では年収が大きなウェイトを占めているため、大企業との間に企業規模や地域による格差がある中小企業の年収では高度人材の認定が受けられにくい状況となっているが、中小企業においても高度人材の受け入れを促進するうえで「最低年収基準の撤廃」や「年収基準の引き下げ」、「年収基準のポイントの配点見直し」、「企業規模や地域、海外展開実績の有無に応じたボーナスポイントの付与」などを検討すべきとした。その結果、年収基準の緩和を内容とする改正法務省告示が12月17日に公布、同24日に施行された。

②各地商工会議所役職員を対象とした労働法制に関するセミナーの開催

労働に関する法律知識や今後の労働政策の動向に関する説明等を通じて、各地商工会議所職員の資質の向上を図ることを目的に、各地商工会議所の経営指導員、役職員等を対象とした、「労働法・労働政策基礎力養成セミナー」を開催。労働法の基本と実務対応等、基礎的な内容を中心に、弁護士から解説を行うとともに、各地参加者同士によるグループディスカッションを通じて地域における雇用、労働情勢について意見交換を実施した。

③ホームページやパンフレット等を通じた雇用・労働法制の改正内容に関する制定・改正の周知

労働委員会、当所ホームページ、CCI スクエア、会議所ニュース等において、有期労働契約、高年齢者雇用、障害者雇用、新卒者採用、パートタイム労働、最低賃金、震災対応、少子化対策、女性の活躍推進等、政府や労働政策審議会の検討状況に合わせたタイムリーな情報提供に努めるとともに、雇用調整助成金の要件緩和や各種助成制度等、雇用・労働に関する情報発信を実施した。

また、ホームページにおいて、各地商工会議所が開催する合同企業説明会等の採用・就職支援事業の情報等を随時掲載した。

(6) 行財政改革の徹底・道州制の推進

政府の規制・制度改革については、産業競争力会議との連携のもと、規制改革会議で本格的な議論が行われ、25 年 6 月に答申が取りまとめられた。これに先立ち、当所では、中小企業の活力強化や地域活性化につながる規制・制度改革の提案について、各地商工会議所を通じて会員企業等から現場の生の声を集め、それらを 50 の意見にまとめ、25 年 5 月に「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50」として、規制改革会議、経済財政諮問会議、産業競争力会議に提出したところ、多くの意見が実現または実現に向けて動き出した。また、第 2 弾として、前回同様、各地商工会議所を通じて会員企業等から現場の生の声を集め、26 年 5 月に「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」として規制改革会議等に提出し、実現を働きかけた。

地方分権については、政府の第 30 次地方制度調査会による「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受け、「地方自治法の一部を改正する法律案」が 26 年 3 月国会に提出され（26 年 5 月成立）、①地方中枢拠点都市（圏）の形成（中核市の指定要件を「人口 20 万人以上」に緩和、市町村同士の「連携協約」の仕組みを導入し必要な行政サービスを提供する等）や、②政令指定都市の行政区に代えて「総合区」（特別職の総合区長を設置し、区役所内の人事権や市長への予算提案権等を移譲）へ格上げできる仕組みの導入などの措置が講じられることとなった。

道州制推進については、当所と日本経済団体連合会、経済同友会など経済 10 団体が連名で「道州制推進基本法の早期制定を求める」を取りまとめ、26 年 4 月に内閣官房長官等に同法案の早期国会提出を要請した。また、道州制に関する国民的な議論を喚起し、機運を醸成するためのシンポジウム「道州制推進フォーラム～道州制基本法案と基礎自治体の未来～」を経団連、同友会、道州制推進知事・指定都市市長連合等と共催した。

(7) 「科学技術・知財専門委員会」の設置および調査・研究

わが国が持続的な発展を遂げていくため、世界レベルといわれる基礎研究の成果を、科学技術政策と産業政策を一体化することで実用化し、官民挙げて成長分野への戦略的投資を加速し、イノベーションを創出し続ける必要がある。そこで当所では、11 月に「科学技術・知財専門委員会」を新たに設置し、中堅・中小企業のイノベーションを通じた競争力強化と地域活性化を実現するための課題発掘、産学連携強化や産業クラスター形成等を通じた地域経済活性化の取り組みと商工会議所との係り方に関する研究、競争力強化の観点から中小企業の知的財産経営の促進等を図ることとした。

(8) 教育における産業界と教育界の連携強化

教育専門委員会では、新卒採用時期の見直しや学事歴の多様化などに伴う大学改革やキャリア教育のあり方を中心に調査・研究を実施。政府・教育再生実行会議および与党・教育再生実行本部の議論・動向を踏まえ、産業界が必要とする人材育成の視点に立った高等教育改革のあり方等について議論した。

秋入学など学事歴の多様化とギャップタームのあり方について検討するため、文部科学省に設置された「学事歴の多様化とギャップタームに関する検討会議」には、島村元紹・教育専門委員会委員長が委員として参画し、高等教育における職業観の醸成やグローバルな視点を持った若者の育成

の重要性等について、産業界からの意見を表明した。

また、文部科学省が海外への留学生増加を図るために実施した「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～」の創設にあたっては、当所もその趣旨に賛同し、産業界として協力。創設に当たり設置された「グローバル人材育成コミュニティ協議会」には、当所から委員が参画し、商工会議所代表として意見を表明した。

(9) 少子化対策の推進や国民福祉向上に向けた調査・研究等の継続

①少子化対策やワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進について調査・研究・周知

急速に進む少子化は、将来的に労働力不足、ひいては経済活力や社会保障制度の持続可能性の低下を招く恐れがあるとの認識のもと、わが国の重要政策課題の一つとして取り組む必要がある少子化対策や、仕事と子育ての両立支援等について意見活動等を行った。

当所は、内閣府に設置された「子ども・子育て会議」において、27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、制度の具体的な在り方等について検討を行った。

少子化対策、地域活性化等の観点から、独身の男女に対し、出会いの場を提供することを目的とした交流会・街コン（地域の飲食店等と協力し、出会いの場の提供に加え、飲食店等の販売促進、地域の活性化を目的に開催される大規模な交流会）等の事業を実施する商工会議所の取り組みを把握するため、全国 514 商工会議所を対象に、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を実施した。さらに、ホームページにおいて、少子化対策やワーク・ライフ・バランスに関する行政の取り組みや各地商工会議所が開催する婚活事業の情報等を随時掲載した。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれるなか、女性、高齢者、若者などの活躍推進が求められていることから、労働委員会の下に、多様な人材の活躍推進問題に関して検証を行う「若者・女性活躍推進専門委員会」を第 29 期行動計画において、新たに設置した。

②消費者問題に関する調査・研究・主張

悪質商法の被害に遭っても、個々の被害額が少額であることや訴訟費用や手間がかかることなどから泣き寝入りをしていた多数の被害者をまとめて救済する制度を創設する消費者裁判手続き特例法（集合訴訟法）が 12 月に成立し、3 年以内に施行されることとなった。同法には当所が兼ねてより主張していた、①逐条解説等で本制度の目的は少額多数の被害者の泣き寝入りの救済である旨を記載すること、②一段階目の手続き（共通義務確認訴訟）にも抗告規定を設けること、③本制度施行前の事案に遡及適用しないこと、④濫訴に備え制度の見直し規定を設けること、が実現した。

(10) 民法（債権法）、競争法等の経済法規改正等への対応と周知強化

国内外の社会、経済環境が著しく変化する中、企業活動に大きな影響を及ぼす法改正の検討が進められており、このうち、特に民法（債権法）改正と競争関係法規の見直しについて、経済法規専門委員会で検討を行った。

民法（債権法）改正については、取引実務に関わる広範な分野が検討されており、今後の経済取引に影響を与える可能性がある。そこで、経済法規専門委員会で債権法見直しによる影響を検討したほか、法制審議会民法（債権関係）部会に委員を派遣し、中小企業の実態に基づいた意見を申し述べている。また、3 月に法務省から公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に

対して、中小企業の経営に影響がある項目について幅広く取り上げた意見を4月に提出した。

競争関係法規の見直しについては、4月に「公正取引委員会審判制度廃止の早期実現を求める」（日本経済団体連合会等6団体連名）を取りまとめ、関係閣僚に提出。12月には公正取引委員会の審判制度廃止を含む改正独占禁止法が成立した。また、競争関係法規に関するコンプライアンス体制構築を支援するため、9月にセミナー「中小企業が注意すべき独占禁止法のポイント」を開催し、企業への周知につとめた。

3. グローバル化への対応と生産性向上への支援

(1) アジア新興地域等を中心とする経済・ビジネス交流の強化

①日本メコン地域経済委員会における24年度経済ミッション（ミャンマー・ベトナム）のフォローアップ、メコン地域との関係強化

訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの成果を踏まえ、同ミッションのフォローアップを行う観点から、大メコン圏ビジネス研究会を発展的に改組し、5月に新たに「日本メコン地域経済委員会」を創設した。

同委員会では、来日したメコン地域各国の政府要人との懇談会やセミナー等を数多く行ったほか、10月には「訪ベトナム経済ミッション」を派遣し、カウンターパートであるベトナム計画投資省（MPI）との協議会を開催。期間中、グエン・タン・ズン首相などに表敬訪問をしたほか、ハノイ市やホーチミン市周辺の工業団地視察や地方政府との懇談を行った。1月には、ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会（UMFCCI）と第10回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議を東京で開催。日・ミャンマー外交樹立60周年記念事業として実施した。3月には「訪カンボジア・ラオス経済ミッション」を派遣し、カンボジアではフン・セン首相、ラオスではトンシン・タンマヴォン首相と懇談し、関係強化に努めた。

②23年度に覚書を締結したタミル・ナドゥ州政府投資誘致局（インド）との打ち合わせ

日印経済委員会赤木事務総長ほか国際部担当2名がインド（デリー、チェンナイ）に出張し、8月2日にタミル・ナドゥ州投資誘致局を訪問。24年9月に締結した覚書に関するフォローアップを行った。先方から「セミナー、商談会、企業視察など、日本のミッションが派遣されれば大いに協力したい」と発言があり、同州の投資誘致パンフレット（日本語）を日本で紹介してほしいと依頼があった。

このほか、チェンナイ日本商工会、印日商工会議所、在チェンナイ総領事館等への表敬訪問、エンノール港や工業団地アセンダスの視察を行った。

③全国商工会議所中国ビジネス研究会を通じた情報提供および23年度に締結した天津市との覚書に基づく中小企業の進出支援

両国間の厳しい経済交流状況が続いている中、当所は天津市商務委員会とのMOU（覚書）に基づき、天津市の経済技術開発区（TEDA）および西青経済技術開発区（XEDA）の両日本事務所と密接に連携し、4月発行の会議所ニュースで天津特集を行った。また、天津関連のセミナーについて全国商工会議所中国ビジネス研究会のメールマガジンを通じ周知を行うなど、同市に関する情報発信に

努めた。

④全国商工会議所台湾ビジネス連絡会を通じた情報提供および実務型ミッションの派遣による中小企業の進出・販路開拓支援

メールマガジンや当所のホームページを通じて、台湾の投資環境およびビジネスに関連するセミナー等についての情報提供を行った。全国商工会議所台湾ビジネス連絡会メールマガジン配信数は12回（これまでの累計30回）。また、9月に、食品産業を対象にした訪台湾ビジネスミッションを台北市に派遣し、台湾企業との商談会および台湾企業の視察を行った。

⑤仙台での日韓商工会議所首脳会議の開催を通じた両国商工会議所の交流促進および被災地への韓国からのインバウンド回復支援

第7回日韓商工会議所首脳会議を6月に仙台市で開催した。日韓の商工会議所首脳30名が参加し、両国の経済状況およびビジネス交流、商工会議所の会員サービス事業などについて意見交換を行った。また、首脳会議の前日、韓国側一行は、石巻市を訪問し、水産物卸売市場での水産物放射性物質検査など、製品の安心・安全に向けた取り組みや現在の被災地の復興状況等を視察したほか、石巻商工会議所との懇談会を行った。

⑥アジア商工会議所連合会（CACCI）会合等への参画およびCACCI会長来日時被災地訪問への対応

4月に、ユフイコCACCI会長（フィリピン商工会議所国際貿易部会長）一行21名が来日した際、仙台市を訪問し、奥山市長との懇談、市役所からの復興状況・投資環境等に関するブリーフィング、および、仙台商工会議所との昼食懇談会を開催し、被災地の復興状況や今後の再建計画等について理解の増進を図った。

⑦世界商工会議所（WCF）総会への参加を通じて、各国との交流を促進

4月にカタール・ドーハで開催された第8回世界商工会議所（WCF）大会に、中村専務理事が出席し、セッション「政策改革のためのリーダーシップ」において、「日本商工会議所の政策提言活動」と題しスピーチを行った。東日本大震災後の東北地方の復興の現状を説明するとともに、政策提言活動においては、様々な意見がある中で、コンセンサスをまとめあげることの難しさ、また、裏付けがしっかりした提言を行うことにより説明力のある提言となること等について説明した。

⑧在外日本人商工会議所や外国商工会議所、在日外国公館、現地政府等とのさらなる連携促進・協力体制の構築

在外日本人商工会議所82カ所宛に基本情報の調査を実施し、今年度の役員構成や会員数・業種構成の現況、活動内容等に係るデータの更新を行った。また、ASEAN日本人商工会議所（FJCCIA）とミン・ASEAN事務総長との定期対話に合わせて開催されたFJCCIAの総会および事務局長会議に出席し、意見要望活動や会員サービス事業に係る当所とASEAN各地日本人商工会議所との連携活動の進め方等について意見交換を行った。

在日外国公館や投資機関との連携を強める観点から、日本企業の事業展開先として関心の高いアジア地域を中心に、連絡担当窓口に関する情報収集を行い、データベースを作成し、CCIスクエア

に情報を公開することで、各地商工会議所への情報提供を行った。

⑨ASEAN 各国の日本人商工会議所と連携し、実務型ミッション等を活用した現地での販路拡大の視点に立った各国日系企業とのビジネス交流会の開催

日本メコン地域経済委員会では、10月に派遣した「訪ベトナム経済ミッション」期間中、ベトナム日本商工会(JBAV)とホーチミン日本商工会(JBAH)との懇談会を開催。また、3月に派遣した「訪カンボジア・ラオス経済ミッション」期間中には、カンボジア日本人商工会、ビエンチャン日本人商工会議所と懇談会を開催した。

(2) 経済連携協定(TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等)の締結促進

わが国のTPP交渉参加を受け、6月にTPP政府対策本部より当所に対し、今後、わが国のTPP交渉における参考とする目的で、交渉参加国との貿易・投資上の課題等に係る会員企業等の意見・要望等の取りまとめ依頼があった。これを受け、各地商工会議所に会員企業への周知、協力を依頼し、延べ22社の意見および当所としての意見・要望を政府対策本部に提出した。また、7月に米国商工会議所および米国産業界が来日した機会を捉え、当所および日本の産業界とTPP交渉における知的財産や投資、国有企業改革、またサプライチェーンや中小企業などの分野について意見交換を行った。

7月のTPP第18回交渉会合、8月の第19回交渉会合、12月および26年2月の閣僚会合において、事務局が交渉会合開催地に出向き、交渉の状況をフォローした。9月には日本政府に対して「TPP協定に関する要望」を提出し、中小企業にとって利便性が高く、わかりやすい貿易協定による国益の最大化に向けて交渉に当たるよう要望した。また、26年2月には、経団連・経済同友会とともに安倍晋三首相に対して「TPP交渉の早期妥結を求める」を提出し、TPP交渉参加を決定した安倍首相に、交渉妥結への道筋を切り開くよう再度の英断を求めた。

8月に開催した第11回日本ペルー経済協議会における共同コメントで「二重課税防止条約の早期交渉開始およびTPPの一日も早い締結」を両国政府に対して要請した。また、日豪経済委員会では平成14年から日豪経済連携協定の必要性を要望し続け、10月の第51回日豪経済合同委員会会議における共同声明で、日豪EPAならびにTPPの早期妥結を両国政府に要望した。

(3) 中小企業の国際化支援

①ホームページやCCIスクエア等を通じた中小企業進出事例等に関するきめ細かな情報発信

中小企業の海外展開支援に資するため、当所ホームページ内に開設している「中小企業国際化支援ナビゲーター」を通じて、各種セミナーや視察会、投資・ビジネス環境等に関する情報発信を行った。特に「全国商工会議所中国ビジネス研究会」および「日本メコン地域経済委員会」のコーナーにおいては、各地商工会議所との関係も深い中国およびメコン地域に関する情報提供の更なる充実を図った。また、「海外事情レポート」のコーナーにおいて、毎月、海外日本人商工会議所から収集した各国の投資環境の現況や政治・経済情勢等に係る情報発信を行った。

②海外取引照会ウェブサイトの充実に向けた研究・検討

当所に寄せられる海外からの取引照会情報を掲載・閲覧するためのウェブサイトの開設に向け、

プログラム内容、画面デザイン、セキュリティ対策等について開発に取り掛かった。本ウェブサイトは、外国政府による入札情報や、外国企業からの取引照会情報を掲載することで、各地商工会議所の会員サービスの一環としてビジネス機会を提供するほか、各地商工会議所会員が海外に向けて自社プロフィールを発信できるポータルサイトであり、26年度中の完成を予定している。

③全国の商工会議所職員のための「商工会議所のための海外展開支援ガイドブック」の作成

国際協力機構（JICA）や日本貿易振興機構（JETRO）などの中小企業国際化支援機関による支援メニュー、各国情報とあわせて冊子にまとめ、「商工会議所のための海外展開支援ガイドブック」として各地商工会議所に配布した。

また、当所と連携した活動を行っている日本貿易振興機構（JETRO）や国際協力機構（JICA）など主要な中小企業国際化支援機関の支援メニュー、各国投資環境データ比較、全国商工会議所の国際化取り組み事例、中小企業の国際展開事例などを冊子にまとめ各地商工会議所に配布した。

(4) 二国間・多国間経済委員会活動を通じたビジネス環境の改善促進および海外展開支援

①貿易・投資・ビジネス環境整備に係る問題点の整理および提言、EPA に基づくビジネス環境整備小委員会などへの参画

日本メコン地域経済委員会では、9月にベトナム計画投資省（MPI）と締結した覚書をまえ、MPI との第1回協議会を通じた政策対話を実施。2020年までの工業立国を目指すベトナムの工業化戦略について、裾野産業育成策や日本の中小企業が同戦略にどのように貢献していけるか協議した。

②二国間・多国間経済委員会との連携による中小企業の国際展開支援

日本メコン地域経済委員会では、6月にミャンマー連邦共和国国家計画・経済開発省副大臣との懇談会、7月にベトナム経済懇談会、9月にベトナム商工会議所との懇談会、ミャンマー投資セミナー、10月にラオス経済投資セミナー、ラオス人民民主共和国副首相との懇談会、12月にカンボジア開発評議会事務局局長兼首相付大臣との懇談会、カンボジア投資セミナー、1月にミャンマー連邦共和国国家計画・経済開発省投資企業管理局との懇談会、第10回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議等を開催。中小企業の投資先として関心の高いメコン各国の情報を提供した。

日印経済委員会では、南インド2州2都市進出投資セミナー（7月）、インド投資促進セミナー（9月、10月）、ハリヤナ州投資セミナー（2月）、新会社法・新土地収用法実務セミナー（2月）、日本パキスタン経済委員会では、パキスタン企業とのビジネス交流会（2月）、日本バングラデシュ経済委員会では、経済特区セミナー（6月）、ITセミナー（11月）、日本スリランカ経済委員会ではビジネスミッション派遣（10月）、日本スペイン経済委員会ではビジネス・フォーラム（10月）を開催し、情報発信や交流促進に努めた。

(5) 特定原産地証明書の利用促進と非特惠貿易関係証明の円滑な発給体制の整備

①特定原産地証明書の一層の普及・促進に向けた説明会の実施、およびホームページ等を活用した情報提供

EPA に基づく特定原産地証明書の普及に関しては、初心者向けの説明会を、さいたま、東京、横浜、浜松、名古屋、福井、広島、福山、福岡、北九州で開催したほか、6月には、業界団体と連携

して発給手続きに関する説明を行った。あわせて、発給事務所の新任担当職員を対象とした研修会を4回開催し、発給体制の整備を図った。また、ホームページにおいては、説明会の開催案内や政府公表資料など、関連情報を随時更新し、申請者の利便性を高めた。

こうした取り組みの結果、25年度の特定原産地証明書の発給件数は、約18.3万件（前年度比19.7%増）に達した。

②今後の発給件数の増加や対象国拡大への対応を含め、特定原産地証明書の円滑かつ効率的な発給体制、および利用者ニーズに合った発給システムの検討・改善

EPAに基づく特定原産地証明書の発給等について、法令上の明確な運用手続規則が定められていない場合や、現行制度に改善の余地がある場合には、適宜、関係当局や発給事務所等と協議を行い、発給事務の円滑化を図った。

また、特定原産地証明書の利用企業が、スムーズな通関、およびトラブルによる追加費用の発生回避、といったメリットを享受できるよう、相手国税関における電子的閲覧システムを運用しており、新たに日アセアン協定でも運用を開始した。

③非特惠貿易関係証明の円滑な発給に向けた関係機関からの情報収集およびホームページ等を通じた情報提供、担当職員研修の実施

各地商工会議所が実施する非特惠貿易関係証明発給事業について、円滑な発給を図るため、適宜関係機関から情報収集し、CCIスクエア等を通じて各地商工会議所に情報提供を行った。

さらに、貿易証明に関するアンケート調査等の実施を通じて、各地商工会議所の発給体制・発給実績の把握や、非特惠貿易関係証明業務の担当職員向け研修会の開催等により、各地商工会議所の体制整備を支援した。

(6) 中小企業の生産性向上に資するIT経営の戦略的活用支援

①地域中小企業のIT経営支援に資する各種事業を展開

平成24年度に各地商工会議所に導入されたタブレット端末を用いて、会員企業はじめ地元事業者等を対象に同端末の操作・活用研修を実施した。同研修においては、タブレット端末の利点を紹介するとともに、基本操作からビジネス活用事例まで説明し、中小企業における導入・活用を促進、支援した（28商工会議所で206回実施、計3,437名参加）。当所では、各地商工会議所における同研修実施に資するよう、基本カリキュラムおよび研修テキストを提供するとともに、講師紹介等に対応できるよう相談・支援窓口を設置した。

さらに、当所と各地商工会議所の共催により、事業者向けの研修会をタブレット端末活用やSNSの活用、セキュリティ対策をテーマに継続して実施するとともに、26年4月にサポートが終了するWindows XPの移行対策セミナーを12月から26年3月にかけて集中開催した。

また、中小企業におけるITに関するビジネス活用や喫緊の課題対応を分かりやすく解説した小冊子、「ビジネスタブレット活用ガイド」「Facebookページ活用ガイド」「Windows XPとOffice2003サポート終了緊急対応ガイドブック」を電子書籍にて作成した。同冊子は、研修会テキストとして活用するとともに商工会議所ライブラリーに掲載し、広く情報提供を図った。

②地域中小企業の支援体制構築を支援

各地商工会議所と共催で、地元の IT コーディネータ、IT 企業、教育機関指導者等の参画を得て、「地域 IT 経営推進会議」を開催した。同会議において、地域における IT 利活用の現状と支援ニーズや IT 経営支援に向けた連携のあり方、具体策について意見交換を行い、各地域に応じた商工会議所を中心とする IT 経営支援体制を構築・推進した。

また、各地域において商工会議所を中心とした地元中小企業への支援体制を強化するため、各種の研修会等を通じて当所と特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会との連携強化を図るとともに、各地商工会議所には希望に応じて IT 経営支援の専門家である地元 IT コーディネータを紹介・派遣し、IT 関連の相談に対応できるよう支援した。

③IT 経営推進専門委員会等における「IT 経営推進」方策の検討

地域中小企業が IT を戦略的に活用して経営革新を図る「IT 経営推進」への取り組み支援策等について、「IT 経営推進専門委員会」において研究・検討を行った。都市規模にかかわらず全国の商工会議所で取り組むことができる具体策の検討に際し、中小都市規模の商工会議所の情報担当者をメンバーとする「商工会議所 IT 活用研究会」を設置し、研究会に参画する商工会議所の事例等を参考にしながら、民間 IT 企業や教育機関、公的機関等と連携した各種事業を推進した。

さらに、中小・小規模企業が IT を効果的に活用できるよう、企業人材の育成とその支援策について研究することを目的に IT 活用人材育成研究会を立ち上げ、検討を開始した。

④IT 経営実践事例の発掘・推進モデルの普及

経済産業省主催の「中小企業 IT 経営力大賞 2014」に共催団体として参画するとともに、専門委員会・商工会議所 IT 活用研究会や IT 企業の協力も得て応募企業の発掘に取り組み、優れた IT 経営を実現している商工会議所会員企業等を表彰した。同大賞共催 4 団体や IT 企業と協力して IT 経営実践事例を紹介する IT 経営実践フォーラムを開催するなど、その事例を各地商工会議所はじめ広く紹介し、地域における IT 推進モデルの普及を図った。

4. 中小企業・小規模事業者の成長に向けた挑戦への支援の強化

(1) 中小・小規模企業に対する支援力の強化、創業・経営革新支援の推進

①中小企業政策専門委員会等において、中小企業・小規模事業者支援のあり方や創業促進策について検討、提言

政府の中小企業関係施策について、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、中小企業政策専門委員会で検討を行い、7 月に「平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望」をとりまとめた。

その実現を働きかけた結果、25 年度補正予算（26 年 2 月成立）および 26 年度予算（26 年 3 月成立）において、創業や海外展開などの中小企業の活力強化に資する施策、小規模事業者向けのパッケージ支援、地域商業再生支援などの地域の活性化に資する施策等が講じられた。創業促進策としては、創業希望者の掘り起こしから事業計画策定等までを支援する「地域創業促進支援事業（創業スクール事業）」が講じられたほか、26 年 1 月に成立した産業競争力強化法に基づき、商工会議所

をはじめとする民間の支援機関と市区町村が連携して地域の創業を支援する「創業支援事業計画」の認定制度が開始される等、当所の主張の多くが実現した。さらに、小規模事業者向け支援において、「経営計画作成支援事業（セミナー・個別相談会）」および「小規模事業者持続化補助金」に係る伴走支援を、全国の商工会議所が担うこととなった。

小規模企業支援のあり方について、9月から、中小企業政策審議会（会長：岡村正名誉会頭）の下の小規模企業基本政策小委員会において議論が行われた。当所から、西村中小企業委員長（大阪商工会議所副会頭）が委員として参画し商工会議所の意見を述べたほか、宮城常務理事が説明者として参加し商工会議所の小規模企業支援の事例等について発表した。その結果、26年3月に閣議決定・国会提出された「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」および「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」では、小規模企業施策の5年程度の安定的な実施、国と地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携・協力、商工会議所等を「中核」とした地域経済の活性化（面的支援）を含めた小規模企業支援の体制整備など、当所の主張の多くが盛り込まれた。

また、都道府県の厳しい財政事情等により、多くの地域で小規模企業対策予算が縮減傾向にあることを受け、当所は、11月27日に全国知事会に対し、26年度の小規模企業対策予算の拡充、確実な執行を求めた。

②経営指導員向けの実践型研修の開催や、経営支援ノウハウの水平展開等を通じた経営指導員の支援力の向上

当所では、都道府県ごと、もしくは各地商工会議所における研修を補完する位置付けで、経営指導員向け実践型研修を実施。具体的には、創業支援や、中小企業支援、マル経を中心とした金融相談に必要な基礎知識の習得、経営安定対策（倒産防止）事業における実務対応スキルの習得や、実在の企業を題材とした経営改善提案実習等を実施した。

③「第2回商工会議所経営指導員 全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を開催

経済・社会環境が大きく変化する中で、中小・小規模企業が抱える経営課題も多様化・高度化・複雑化しており、各地商工会議所における経営支援力の一層の強化が求められている。このため、経営支援における好事例やノウハウの水平展開などを図るとともに、経営指導員の全国規模のネットワークを強化し、「連携によるイノベーション」を通じて各地商工会議所における中小・小規模企業に対する支援力を向上することを目的に、「商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を、7月に福島県郡山市で開催。各地商工会議所の経営指導員ら190人が参加した。

研修会の結びで、今後の経営支援に対する取り組みとして、「中小企業を、『ワンストップ』『ハズオン』で、経営課題の解決を総合的に支援する」「事業（商談会等）と経営指導（事前指導、事後指導等）を組み合わせた『総合パッケージ支援』の推進等が、「郡山アピール」として採択された。

(2) 円滑な消費税転嫁等の中小企業における適正な取引の推進

①円滑な価格転嫁のためのワンストップ支援体制の構築および中小企業の経営強化を支援

全国514商工会議所において、「消費税転嫁対策相談窓口」を設置するとともに、約5,845回ものセミナー・講習会等の開催（約15.5万人参加）や、約52.4万件にもおよぶ巡回・窓口等相

談を実施した。国や関係団体、様々な分野の専門家等と連携しながら、地区内の中小・小規模事業者のニーズに応じた幅広い経営支援（価格の表示や設定方法、新商品開発、販路開拓等）を展開した。

当所においては、指導員向け研修会の実施や指導員向け相談対応マニュアルや対応事例集の作成・提供を通じた知識・能力の向上支援を実施するとともに、事業者向け小冊子や講習会講師リストの提供等により、各地商工会議所を支援した。

②価格転嫁問題に関する相談対応に必要な知識を習得するため、経営指導員向け研修会を開催

幅広い相談に対応する「ワンストップ相談・支援体制」を支える経営指導員等の知識・能力向上を支援するため、6～7月に全国9ブロックで10回の研修会を開催した。さらに、10～11月にフォローアップ研修会を開催し、延べ約1,600人が参加した。

③適正な価格転嫁をアピールするためのノベルティグッズ等広報ツールの作成

6月5日に国会で成立した「消費税転嫁対策特別措置法」の概要についていち早く解説した小冊子を全国で約50万部配布した。また、中小企業・小規模事業者が、消費税率引上げを乗り切ることができるように、収益確保策、資金繰り、社内体制の整備、経理処理、消費税転嫁対策特別措置法の活用等について、ポイントを絞り、分かりやすく解説した小冊子を全国で約70万部配布した。その他、経過措置の解説や消費税率引上げの直前対策をまとめたチラシや、各地商工会議所の会報等への転載推奨記事の提供を行った。

④各地商工会議所を通じた、業種別「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」「下請取引コンプライアンス・プログラム」「下請かけこみ寺」等関係施策の周知・PR

当所ホームページ上に設置している特設ページや各地商工会議所を通じて、「下請かけこみ寺」や「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」等関係施策を事業者宛に周知するとともに、下請取引適正化推進講習会やシンポジウム・セミナー、下請ガイドライン説明会等についての案内を行った。

また、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者の多くが依然として厳しい経済状況にあることから、「下請取引の適正化」および「下請事業者への配慮等」について、各地商工会議所を通じ、事業者に対し改めて周知を行い、適正な下請取引の推進を図った。

⑤下請代金支払遅延防止法等の改正に係る提言活動

下請取引適正化の実効性を一層高めていくため、当所は、7月、「平成26年度中小企業関係施策に関する意見・要望」において、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用と周知徹底を求めた。

(3) 中小企業金融の円滑化

多様な中小企業の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会は、全国47カ所に設置されており、そのうち31カ所は商工会議所が設置主体となっている。25年度の活動状況は、企業からの相談体制を拡充したことや運用の見直し等により、窓口相談企業数、再生計画策定支援完了件数は、大幅に増加傾向にある。

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）について、商工会議所における25年度の推薦実績は、件数21,792件（前年度比102.4%）、金額1,238億6,909万円（同112.0%）であった。商工会を含む全体の融資実績は1,982億6,492万円（同115.1%）で、予算上の当初貸付規模2,160億円に対する消化率は91.7%となった。

マル経融資は、26年度からの貸付限度額の拡大（1,500万円から2,000万円）や、耐用年数を経過した設備更新の設備資金の金利の引き下げがなされることから、チラシ等を作成し、9ブロックでの所長セミナー等を通じて、各地商工会議所に周知徹底を行った。

また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経基礎研修）を実施した。

(4) 企業再生・事業継続・経営安定対策の強化

経営安定特別相談事業に関わる経営指導員のさらなる資質の向上を目的に「経営安定対策事業研修会」を6月、11月、26年1月に開催した。

業況不振に陥った中小企業に対する経営改善計画策定支援や、災害時にも主力事業の機能を維持するためのBCP（事業継続計画）の策定支援、事業承継支援、経営者保証に関するガイドラインに関して、経営指導員が個別・具体的なアドバイスを行えるようレベルアップを図った。

200 商工会議所に設置している経営安定特別相談室は、事業者からの経営再建や事業承継等の相談に対応し、経営安定化に向けた各種支援を行った。

自殺対策においては、経済産業省との情報交換を通じて、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」等における政府の各種取り組みについての周知や、中小企業に対するきめ細かい相談対応、中小企業の経営上の悩みに対する各種相談窓口の周知、中小企業に対する震災対応の各種支援策の周知を行い、相談対応の強化を図った。

経営者保証の契約時、保証履行時の課題を解決するガイドラインを策定するために、8月に、当所と一般社団法人全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が発足。3回の研究会と6回のワーキンググループを開催し、12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定。26年2月に適用が開始された。

12月の中小企業委員会で「経営者保証に関するガイドラインのポイント」を説明するとともに、CCI スクエア・当所ホームページに公表し、全国の商工会議所に周知・PRした。また、26年1月の「経営者保証に関するガイドライン研修会（経営安定対策事業研修会）」に加え、全国9ブロックで開催した所長セミナーでも説明するなど、同ガイドラインの普及促進を図った。

(5) 中小企業の実態に即した会計基準の策定

①「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の普及・啓発活動の実施

各地商工会議所窓口において、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に中小会計要領を利用するよう、積極的な啓発および相談に応じた適切な助言を行うとともに、広報活動、セミナー・研修の開催などを中心に様々な取り組みを実施した。

広報活動については、中小企業庁作成のパンフレット・リーフレットの各地商工会議所での設置・頒布、ポスターの掲示とともに、各地商工会議所常議員会や委員会でのPR、ホームページや会報への記事掲載を働きかけた。また、中小会計要領を活用して経営を改善した事例を評価し、ベス

トプラクティスとして発信することにより中小会計要領のさらなる普及、促進を企図した、中小企業庁主催の「中小企業の会計を活用した経営の促進に関する事例研究審査委員会」に参画した。

②各地商工会議所における中小会計要領等に関するセミナー等の開催

セミナー・研修については、中小企業基盤整備機構と各地商工会議所が共催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」および各地商工会議所が主催する会計に関連するセミナー・研修などを、延べ約 450 回（約 10,000 名が参加）開催。中小企業の経営者が、自ら中小会計要領の内容を理解し活用できるよう、積極的に取り組んだ。

また、中小会計要領の普及・啓発を行っていくための中小会計要領について分かりやすく説明できる人材育成の観点から、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議などにおいて中小会計要領に関する説明を行い、各地商工会議所職員・経営指導員の中小会計要領に関する理解の促進を図った。

③「中小企業の会計に関する指針」（中小会計指針）の改訂

「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」の改定は、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会および企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（以下「委員会」という）」において検討。

「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書（22 年 8 月 30 日）」および「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書（22 年 9 月 30 日）」の提言を踏まえ、記載を平易な表現に改めるなど、中小企業の経営者にとって、中小会計指針をより利用しやすいものとするを主眼に置いた見直しを行った。26 年 1 月 29 日の委員会での承認を経て、26 年 2 月 3 日に、「中小企業の会計に関する指針（25 年版）」を公表した。

(6) 中小企業の知的財産の創造・保護・活用の推進

産業構造審議会、知的財産戦略本部タスクフォース等において、中小企業が知的財産を円滑に創造・保護・活用できる環境の実現に向けて意見具申した。その結果、政府・知的財産戦略本部が策定する「知的財産政策ビジョン」および「知的財産推進計画 2013」に「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」が柱として位置付けられた。具体的な施策としては、中小・ベンチャー企業向けの国内および国際出願における特許料等の減免制度について、減免対象・減免額ともに拡充が決定したほか、地域活性化に中心的に取り組む商工会議所が登録主体となれるよう地域団体商標制度の拡充が図られた。

また、29 期において科学技術・知財専門委員会を新設。「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見について検討を行った。

(7) 検定事業再生プロジェクトの推進

23 年度以降、検定受験者数の大幅な減少が続いていることから、25 年度より、新たな 3 か年計画として、年平均 2 % の受験者増を目指す「検定事業再生プロジェクト」をスタートさせ、各地商工会議所との連携のもと受験者拡大に取り組むこととした。

25 年度は、各地商工会議所への同プロジェクトの浸透を図るため、各地商工会議所の検定事業担

当者を集め、「検定事業再生推進会議」を東京・札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡で開催し、企業や教育機関への営業に重点を置いた普及促進活動について説明するとともに、各地商工会議所における普及拡大に向けた取り組みについて意見交換を行った。

また、各地商工会議所の普及活動支援のため、企業における検定・資格への関心度や活用状況把握のための調査票および各検定の概要や取得メリットをわかりやすく説明したチラシを作成するとともに、新たに「営業力強化研修」を開催し、企業や教育機関に対する営業活動の推進に不可欠である実践的なコミュニケーション能力の修得を図った。

簿記については、商業高校・専門学校・大学等の簿記指導者を集めた「地方意見交換会（神戸、高松）」および「専門学校・通信教育機関との懇談会」を開催し、試験問題の内容やレベル等について意見交換を行った。また、大手資格情報誌等に事例を中心とする PR 記事を掲載した。

販売士については、学習を通じて修得できる知識や実務能力をよりの確に表す呼称の付与について調査・検討を行い、27 年度から、PR 用の新たな呼称として、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」を設定・使用することとなった。また、受験機会を増やし受験者拡大につなげるため、2 級試験の年 2 回施行（現在は年 1 回）についても検討を行い、27 年度から実施することとなった。

日商 PC 検定については、「ネット試験セミナー」を開催し、ネット試験会場の指導者に対し、日商 PC 検定指導のポイントおよび職業訓練におけるネット試験の活用等について説明するとともに、ネット試験の普及促進について意見交換を行った。

(8) 中小企業に対するジョブ・カード制度の積極的な普及促進

当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 105 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（58 カ所）をそれぞれ設置し、「ジョブ・カード制度推進事業（厚生労働省の委託事業）」に取り組んだ。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会と業務連絡会議、全国 8 ブロックごとの会議を開催して情報提供、意見交換するとともに、ジョブ・カード専用サイト（イントラネット）と「ジョブ・カード事業通信」（95 回送信）と名付けたメールを活用し、訓練実施計画の作成と助成金、奨励金の支給申請、委託費の取り扱いなどに関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）が本事業を円滑、かつ適正に実施できるよう、相談・指導に努めた。また、全国 26 カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）を訪問し、個別の業務指導と意見交換を行い、うち 10 カ所では、本事業の進捗状況と委託費の執行状況を確認するための「期中監査」を実施した。あわせて、課題の解決策について検討するために、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）の担当者と学識経験者など 20 人で構成する「雇用型訓練の実施状況に関する検討会議」を設置した。3 回の会議での検討結果については、業務連絡会議などで報告した。

また、本制度を活用する企業にとってのメリットをはじめ、実際に活用した企業と訓練の終了後に正社員として採用された元訓練生の声、各種の申請手続きと助成金、奨励金の概要を盛り込んだリーフレット（26 万部）とポスター（5,200 部）を作成し、各地商工会議所（連合会）に提供した。加えて、本制度の概要と企業での活用事例、助成金と奨励金の概要などを掲載した企業向けのホームページでの情報提供や、「会議所ニュース」、「石垣」、全国紙への PR 広告の掲載等により、本制度の周知徹底に努めた。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）では、企業への個別訪問と業界団体などに対する説明をはじめ、企業への説明会、訓練の指導と職業能力の評価の担当者を対象とした講習等の開催等により、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援した。こうした活動の結果、ジョブ・カードを採用ツールとして活用するジョブ・カード普及サポーター企業数は 22,142 社、職業訓練を実施するための訓練実施計画が都道府県労働局長の確認（または、厚生労働大臣の認定）を受けた企業（＝確認済・認定企業）数は 19,018 社となった。さらに、職業訓練を終了した 4,656 社の訓練修了者 6,916 人のうち、5,887 人（85.1%）が正規雇用 に結びつき、本事業の開始以来、最も高い活動実績となった。

また、これまでに厚生労働省に対して行った要望が実現し、キャリアアップ助成金（人材育成コース）の創設をはじめ、申請書類の簡素化（従来の半分）、訓練中の写真の提出の原則廃止などが図られ、本事業に取り組みやすい環境となった。

5. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援

(1) まちづくりに関する意見の取りまとめと実現に向けた働きかけ

まちづくり特別委員会では、まちづくり三法の効果の検証や、各地商工会議所等へのヒアリング等を通じ、現状認識や問題点を整理し、取り組むべき具体的な方策等をまとめた「まちづくりに関する意見」を 5 月 21 日に取りまとめ、茂木経済産業大臣をはじめ政府関係各所に提出した。また、11 月 8 日付で「中心市街地活性化のさらなる加速化への支援を」を取りまとめ、「まちづくりに関する意見」の具体的な実現を図るべく、新藤内閣府特命担当大臣をはじめ政府関係各所に提出した。

(2) 観光振興への取り組み支援

全国商工会議所の「観光立地域」への取り組みを促進する観点から、「インバウンド」「新たな食開発」「産業観光・街道観光などのニューツーリズム」等、関心の高い分野の先進事例や観光関連の情報発信を強化するため、ホームページなどの活用促進を図った。

7 月には、岩手県盛岡市等で、「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて（第 10 回）」を開催、全国の商工会議所関係者等 1,116 人が参加した。「復興を推進する交流観光～復興の現状と観光が果たす役割」をテーマに、東日本大震災で被害を受けた沿岸部地域の復興状況の把握や、大災害発生時の危機管理体制などについて情報交換した。また、観光に対する意識改革と普及啓発を図り、まちづくりと一体となった観光振興に取り組むこと、「絆」で観光による復興の加速を目指すことなどを盛り込んだ「いわてアピール」を採択したほか、第 6 回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った。

さらに、観光振興大賞受賞商工会議所や観光専門委員会委員商工会議所等を対象に調査を行い、商工会議所が取り組む観光振興へのアプローチ方法や課題解決のための取り組みを整理し、事例集を取りまとめ、CCI スクエアに掲載した。このほか、広域連携による観光振興の推進を図る観点から街道観光に着目し、公益社団法人日本観光振興協会、特定非営利活動法人全国街道交流会議と連携して、「街道観光推進会議」を 7 月に発足し、街道観光開発についての検討を開始した。

(3) 地域力を活用した新事業の創出、農商工連携の推進、販路開拓・取引拡大支援

地域資源を活かした新商品や観光プロジェクトなどを開発し、それを全国に展開することを目指した取り組みを支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業）」を実施した。25 年度は、特産品や観光の開発などに取り組む「本体事業」1 年目が 33 件、同 2 年目が 16 件、次年度の本体事業実施を視野に入れ事業計画の策定を行う「調査研究事業」33 件の計 82 件のプロジェクトが採択された。

各地商工会議所が実施するプロジェクトの側面支援として、プロジェクトごとにニーズ調査を行い、コンサルタント等の専門家を派遣して事業の円滑な推進に向けた実践的なアドバイス・指導等の支援を行ったほか、「担当者セミナー」（6 月）、「共同展示商談会 feel NIPPON 春 2014 出展者説明会」（12 月）、「啓発セミナー」（26 年 1 月）を開催し、プロジェクト担当者の人材育成支援をはじめ、地域資源を活用した事業の一層の推進を図った。

また、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON」を、「旅フェア日本 2013」（11 月）、国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」（26 年 2 月）、アジア最大級の食の催事「FOODEX JAPAN 2014」（26 年 3 月）と同時開催し、多様なバイヤーとの商談をはじめとする販路開拓支援を行った。

さらに、テストマーケティング事業の展開や、展示商談会の開催等、商品改良や販売戦略の立案等を行うための一貫支援事業を実施した。このほか、本プロジェクトを紹介する Web サイト「feel NIPPON」をリニューアルし、本事業の認知度向上、実施プロジェクトによって開発された商品のプロモーション支援を強化した。

(4) 地域活性化プロジェクトの取り組み支援

23、24 年度に 5 回開催した第 28 期地域活性化専門委員会の活動の集大成として、各地商工会議所の自主的な地域活性化事業への取り組みを支援するため、全国の商工会議所の地域活性化の取り組みを分野、課題、手法ごとに分類し、地域や商工会議所の目線で整理した資料集「地域活性化に向けて～活性化のキーポイントと事例～」をとりまとめ、第 6 回地域活性化専門委員会において中間報告を行った。同委員会での検討の結果、各地商工会議所間での地域活性化事例の共有手段として、冊子形式ではなく、イントラネット上に事例データベースを構築する方針が決定され、上記資料は各地への手引きとしてデータベース内に掲載することとした。

上記事例データベース構築の方針決定を受けて、同年 9 月 18 日～10 月 11 日の間、全国の商工会議所の地域活性化の取り組みや成果、直面する課題等の収集を目的としたアンケート調査を実施した。同調査による収集事例数は 136 件、分野別の内訳としては「まちづくり」57 件、「ものづくり」19 件、「観光」37 件、「福祉・環境・教育」5 件、「その他」18 件、事例登録商工会議所数は 83 ヶ所であった。収集事例の内容を分析・整理したうえで、第 28 期最終の第 7 回地域活性化専門委員会（同年 9 月 26、27 日開催）において、イントラネット上での掲載内容や表示方法、データベースの利活用促進手段等の検討を行った。

6. エネルギー・地球環境問題への対応

～「責任あるエネルギー政策」の早期構築を国民生活・経済活動の観点から要望～

(1) エネルギー・原子力政策に関する調査、研究、政策提言活動

エネルギー・原子力政策に関する研究会をはじめ、総合政策委員会、環境専門委員会等で調査研究を深めるとともに、全国各地の商工会議所・県連等において、役職員や研究会委員等を講師とする説明会の開催等により、原子力を含むエネルギー問題の本質や商工会議所の考え方の理解促進に努めた。

加えて、電気料金値上げによる地域経済への影響、エネルギー価格上昇に関する世界各国の現状等について、有識者からの寄稿文を会議所ニュースやホームページに掲載するなど、エネルギーを取り巻く現状等について積極的な情報発信を行った。

こうした蓄積を踏まえ「エネルギー政策に関する意見－新たなエネルギー基本計画の策定に向けて－」（10月）や、「新しい『エネルギー基本計画』策定に向けた意見」（12月）を提出・公表した。その結果、26年4月に閣議決定された第四次エネルギー基本計画は、福島再生をエネルギー政策の再構築の出発点とし「国が前面に立つ」方向性の明記や、原子力発電を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベース電源」と位置付けていること等、全体としてバランスのとれた実現可能なエネルギー政策の方向性を示したものとなった。

エネルギー起源 CO₂の排出抑制対策への充当を目的に導入された地球温暖化対策税について、平成26年度税制改正論議において森林吸収源対策への使途拡大を求める議論があった。そのため、11月19日に日本経済団体連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会との連名による「地球温暖化対策税に関する意見」をとりまとめ、次いで11月22日には日本鉄鋼連盟等の計88団体との連名による「地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する」をとりまとめ、陳情活動を展開した。その結果、「平成26年度税制改正」においては、森林吸収源対策への使途拡大は見送られた。

また、総合資源エネルギー調査会電力需給検証小委員会、産業構造審議会地球環境小委員会等に当所から委員を出し、商工会議所の立場から意見を述べた。その他、自由民主党電力安定供給推進議員連盟のヒアリング、衆議院経済産業委員会の電力システム改革法案に関する参考人質疑、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会での意見陳述等、国会、政府等の要請に応じ商工会議所の意見を述べた。

(2) エネルギー・原子力政策に関する情報発信

「商工会議所環境行動計画」の推進にあたっては、「日商環境ナビ」を通じて全国の商工会議所の情報などを発信しており、4月から26年3月までの間で、環境関連のニュースを361本、ツイッターで13,295回の情報発信を行った。

その他に、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できる「CO₂チェックシート」をエクセル版に改訂して引き続き提供し、その普及に努めた。26年3月現在で1,349社が登録している。

(3) 環境と経済の両立を原則とする地球環境問題への対応

公益財団法人容器包装リサイクル協会からの委託業務である容器包装リサイクル事業ならびに

独立行政法人環境再生保全機構からの委託業務である公害健康被害補償業務（汚染負荷量賦課金）について、各地の実施商工会議所の協力により円滑に実施した。

また、温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証する「J-クレジット制度」について、政府の「J-クレジット制度運営委員会」に委員参加し、本制度の普及活動に協力した。

7. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

(1) 第 29 期新体制の始動および行動計画の策定

11 月 21 日に開催した臨時会員総会において、第 19 代会頭に三村明夫氏（新日鐵住金株式会社相談役名誉会長）を選任。三村会頭が表明した所信「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざる進化によりさらなる飛躍を～」を基本方針として、数値目標や工程表等を盛り込んだ、26 年度から 28 年度までの 3 カ年の行動計画を策定した。

第 29 期は、「復興の加速化と福島再生」「中小企業の成長への挑戦を全力で後押し」「地域の力を再生させる取り組みを強力に推進」「現場主義、双方向主義により商工会議所のリーダーシップを一層発揮」の 4 つの基本方針のもと、経済の好循環と雇用の創出によって景気回復の実感を中小企業・地域に波及させるとともに、デフレマインドからの脱却によって、日本再出発の実現に資する活動を積極的に展開する。

(2) 「これからの商工会議所の理念と活動」の普及・促進による各地商工会議所運営の支援強化

①全国商工会議所専務理事・事務局長会議等において、商工会議所の事業運営等に関する情報・意見交換の実施

新潟県新潟市で開催した第 67 回全国商工会議所専務理事・事務局長会議（5 月 23 日～24 日）においては、全体テーマを「これからの商工会議所の活動について」とし、平成 25 年 3 月に運営専門委員会において、「商工会議所運営の『強化書』」として取りまとめた「これからの商工会議所の理念と活動」に係る「報告書(中間報告)」および「先進事例 124」を、のべ 401 名（323 商工会議所・8 連合会）の参加者に対して積極的に普及・促進するとともに、管内商工業者の規模毎にグループに分かれ「規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会」を開催し、10 商工会議所から先進的な事例発表を行うとともに、「これからの商工会議所に求められる役割および活動」等について活発な意見交換を実施した。

②商工会議所のホームページリニューアル支援および電子ライブラリーの整備

会員はじめ地域事業者および各地商工会議所に有益な情報をタイムリーに提供できる「電子ライブラリー」（ネット上の書庫）を整備し、26 年 1 月に各地商工会議所を対象とした「CCI スクエアライブラリー」を、26 年 4 月に会員企業はじめ地域事業者を対象として、企業の経営に役立つ情報を提供する「商工会議所ライブラリー」の運用を開始した（26 年 5 月現在 49 冊掲載）。

また、各地商工会議所における情報発信の要であり、商工会議所の活動や事業の PR、理解の促進のために欠かせないホームページのリニューアル支援として、専門的な知識がなくても容易に更新できるホームページのテンプレート（ひな型）を開発した。同テンプレートを活用した各地商工会議所のホームページのリニューアルを支援するため、「商工会議所ホームページリニューアル研修

会」を開催した（88 商工会議所、計 91 名参加）。

③自然災害、人為的脅威等に対応したリスクマネジメント対応方針の検討

近年、商工会議所が実施するイベントをはじめとする様々な事業が、高まるリスクにさらされていることに加え、商工会議所が当事者として事業に関係している場合、道義的な責任を追及され、見舞金等の対応が必要になることが想定される。

これらを踏まえ、当所では、運営専門委員会を中心に、商工会議所事業を取り巻くリスクに対する総合的なマネジメントの対応方針について検討を重ね、26 年 4 月に「リスクマネジメント報告書」をとりまとめた。併せて、不測の事故が発生しても、事故に伴う経済的損失による商工会議所の経営不安定化を防ぐため、見舞金等の道義的責任にも対応した「商工会議所イベント保険団体制度」を創設した。

④各地商工会議所のコンプライアンス強化支援および「商工会議所コンプライアンス責任者」設置の呼びかけ徹底

各地商工会議所の役職員を対象とした会議や研修会などのあらゆる機会を捉え、コンプライアンスの遵守について説明するとともに、CCI スクエアを通じてコンプライアンスのさらなる徹底を呼びかけた。また、各地商工会議所でのコンプライアンスに係わる当所との連絡窓口、コンプライアンスの強化に向けた職員の意識改革、体制の整備等において中心的な役割を担う「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置を推進。26 年 3 月末現在、307 商工会議所が設置済み。

⑤各地商工会議所が組織イノベーションの実現に取り組むためのビジョンや中期行動計画の策定支援

疲弊する地域の再生に向け、商工会議所が地域の中核となり、多様な主体と連携してビジョンの策定や実現、まちづくり等の地域活性化に向けた活動をより一層強化する必要がある。

当所では、各地におけるビジョンや中期行動計画の策定を支援するため、各地商工会議所の要請に基づき、ビジョンづくり等を行う委員会・研究会に講師として役職員を派遣した。また、当所ホームページの「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」において、各地商工会議所のビジョン、アクションプラン（プログラム）、中期行動計画等を紹介した。

ビジョンや中期行動計画を策定している商工会議所は年々増加傾向にあり、26 年 3 月 31 日現在、過去の策定分を含め 106 商工会議所が策定している。

(3) 各地商工会議所の会員増強運動の継続した取り組みへの支援強化

各地商工会議所の会員増強に向けた取り組みを支援し、組織運営基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取り組み事例等に関する調査を実施するとともに、全国的に企業数が減少する中においても会員数が増加している商工会議所の会員増強事例、各地商工会議所の全会員事業所訪問活動や会員退会防止活動の事例等を収集し、情報提供を行った。

26 年 1 月 27 日～28 日には「会員増強研修会」を開催、各地商工会議所から 52 人が参加し、新規会員獲得と既存会員退会阻止に向けた「正しい会員増強・退会慰留スキル」の体得に取り組んだ。

(4) 収益力強化に向けた新たな会員サービス事業の研究開発の継続

①各種保険事業 PR 月間（毎年 2 月）の継続実施をはじめとする普及活動の実施

4 月の常議員会において「「共済・保険制度」の推進で商工会議所組織・財政基盤を強化しよう！キャンペーン」の実施を決議し、今までにも増して保険会社および各地商工会議所の協力を得て、毎年 2 月の PR 月間事業を展開したほか、全国紙への広告掲載などの PR 活動を重点的に実施し、加入者増・保険料の増収に取り組んだ。その結果、「業務災害補償プラン」の加入件数は、今年度の目標 3 万件を大きく上回る 4 万件に達した。また、「中小企業海外 PL 保険制度」は、各地商工会議所や JETRO（日本貿易振興機構）の各地方事務所での PR 等により、加入件数は 4 年連続で増加した。

一方で、長らく加入件数の減少が続いている「中小企業 PL 保険制度」は、従来の「リコール」特約に、その内容をさらに充実させた「充実補償リコール」特約を追加導入したところ、付帯率が予想を上回り、保険料の増収につながった。

8. 日本 YEG、全商女性連の活動支援と会員加入促進

日本商工会議所青年部（日本 YEG）、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動支援と会員加入促進

<日本 YEG>

25 年度の日本 YEG は『『高き志を持ち 共に進もう 輝ける未来のために』～YEG の絆を力に変えて～』をスローガンに、「東日本大震災復興支援」、「ビジネス支援」等を中心に活動を展開した。

「東日本大震災復興支援」については、「災害等に備えた経営手法を学ぶ」、「メンバー同士の交流・研鑽を通じ、有事に対応できるネットワークの構築」、「震災の記憶の風化防止」を目的に、8 月 23 日～24 日、岩手県北上市を中心に「震災復興フォーラム in いわて」を開催。同フォーラムは、全国から YEG メンバー約 500 人が参加のもと、23 日に北上市でシンポジウムを開催した他、24 日には分科会として被災地（大船渡市、釜石市、気仙沼市等）の現状視察を行った。

「ビジネス支援」については、全国の YEG メンバーを対象に同業種間の横の繋がりを提供する「業種別部会交流会」（計約 850 名が参加）、新たなビジネスチャンスの創出や、自社の隠れた可能性の発見を目的に異業種間で交流する「ビジネス交流会」を各地で開催（計約 520 名が参加）したほか、YEG メンバーの販路開拓を支援する「YEG モール」の PR、全国の青年部メンバー同士のビジネスマッチングを促進する「ご縁満開ビジネスサイト」の運営等を行った。

また、全国 9 ブロックにおけるブロック大会（計 10,727 名参加）、「第 31 回全国会長研修会肥後火の国みなまた塾」（11 月 21 日～23 日、熊本県水俣市、1,441 名参加）、「第 33 回全国大会とちぎ宇都宮大会」（26 年 2 月 20 日～23 日、栃木県宇都宮市、4,732 名参加）等を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。さらには、経営者としてのリーダー力向上を目的とした「翔生塾」、経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の新しい風会議」の開催等、多岐にわたって商工会議所青年部およびメンバー企業の発展に資する活動を展開した。

なお、26 年 3 月末現在の青年部設置数は 455 カ所（514 商工会議所中の設置率約 88%）、うち日本商工会議所青年部加入は 408 カ所（加入率約 89%）となっている。

＜全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）＞

震災からの復興支援として、第 45 回宮城全国大会（9 月 5 日～6 日）において開催した物産展「チャリティー・絆モール」には東北 6 県からのべ 60 店舗が出店した。全体売上の 5 %を含め、総額 3,718,677 円を震災孤児等支援のためのこども育英募金（岩手県、福島県、宮城県）に寄付（岩手県 1,000,000 円、福島県 1,000,000 円、宮城県 1,718,677 円）した。また、26 年 3 月 3 日～4 日には、全国の女性会の震災防止への強い思いから、盛岡商工会議所女性会の協力のもと、参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長 1 名とする「拡大理事会」を開催した。

当所の政策提言・要望活動への参画について、第 29 期専門委員会に各地女性会の役員が委員として就任した（若者・女性活躍推進専門委員会、エネルギー・環境専門委員会）ほか、山崎登美子会長が当所常議員会や内閣府男女共同参画推進連携会議に参画し、適宜意見を述べた。

第 12 回女性起業家大賞について、第 45 回全国商工会議所女性会連合会宮城全国大会で表彰式を行い、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は、石山純恵氏（株式会社クリフ代表取締役）、優秀賞（全商女性連会長賞）は、スタートアップ部門（創業 5 年未満）で片桐実央氏（銀座セカンドライフ株式会社代表取締役）、グロース部門（創業 5 年以上 10 年未満）で橋本昌子氏（てまりグループ株式会社スーパーテル／株式会社 EHM メディカル代表取締役）に、それぞれ賞状と副賞を贈呈した。

「全商女性連表彰」については、特別功労者 49 人、会員増強など組織強化に取り組んだ 8 女性会を表彰した。また、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰では、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）に尾道女性会（広島県）の「花いっぱい・花の寺運動」が輝いた。優秀賞（全国商工会議所女性会連合会会長賞）には、小松女性会（石川県）「世界の外貨募金～世界絆プロジェクト～」と米沢女性会（山形県）「郷土料理レシピ集「おわえなえ」の発刊で地域の食文化を継承」が、会長特別賞には、五所川原女性会（青森県）「創作料理ごしょ山宝汁で地域の賑わい創り」が選ばれた。

また、「商工会議所女性会パンフレット」の作成や、当所発行の「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページでの記事掲載等を通じて、各地女性会活動の周知に努めた。

26 年 3 月末現在の女性会設置数は 432 カ所（設置率約 84%）、うち、全商女性連への加入数は 411 カ所（加入率約 95%）。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

TEL (03) 3283-7823

FAX (03) 3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

当所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア．設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ．業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

当所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと。
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと。
- 7 国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行なうこと。

- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと。
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと。

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国庫補助金等	国庫補助金	1,094,800	190,581	355,425
	その他（委託費）	172,042	144,801	152,024
	計	1,266,842	335,382	507,449
	一般会計	1,112,690	192,883	355,425
	特別会計	154,152	142,499	152,024
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政府出資金額		—	—	—
財政投融资		—	—	—
借入金等 （借入先）		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

平成 25 年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成 25 年 10 月 17 日開催の第 627 回常議員会において、日本商工会議所委員会規則および日本商工会議所事務規則の一部改正について承認された。

また、平成 25 年 12 月 19 日開催の第 630 回常議員会において、日本商工会議所事務規則の一部変更について承認された。

①日本商工会議所委員会規則の一部改正について

A. 改正理由

11 月 1 日からスタートする第 29 期に向けて、商工会議所が直面する新しい重要課題に対応するため、

専門委員会の設置・改廃や、委員会等の名称変更を行うこととする。具体的には以下のとおり。

(a) 新設

- ・科学技術・知財専門委員会
- ・若者・女性活躍推進専門委員会
- ・社会資本整備専門委員会

(b) 名称変更

- ・環境・エネルギー委員会→エネルギー・環境委員会
- ・環境専門委員会→エネルギー・環境専門委員会
- ・行財政改革特別委員会→地方分権・行財政改革特別委員会
- ・行財政改革専門委員会→地方分権・行財政改革専門委員会

(c) 所期の目的を達成した専門委員会の改廃

- ・産業人材専門委員会→中小企業政策専門委員会および若者・女性活躍推進専門委員会に吸収
- ・取引適正化専門委員会→中小企業政策専門委員会に吸収

上記に伴い、「日本商工会議所委員会規則」の一部を変更する。

B. 変更箇所（※アンダーラインの部分）

第1条 (10) エネルギー・環境委員会

付則 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

②日本商工会議所事務規則の一部変更について

A. 変更理由

- ・平成25年10月17日第627回常議員会承認分

11月1日からスタートする第29期の行動計画に、中堅企業対策を新たなテーマとして掲げていることから、「日本商工会議所事務規則」の一部変更を行うこととする。

- ・平成25年12月19日第630回常議員会承認分

わが国における経済連携に向けた取り組みが加速度的に進行する中、今後、日本商工会議所において臨機応変に特定原産地証明書発給事務を実施する体制を整備する必要性から、「日本商工会議所事務規則」の一部変更を行うこととする。

B. 変更箇所（※アンダーラインの部分）

- ・平成25年10月17日第627回常議員会承認分

(中小企業振興部の事務分掌)

第10条 中小企業振興部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 中小企業用政策に関すること。
- (2) 小規模事業対策に関すること。
- (3) 中堅企業対策に関すること。
- (4) 中小企業金融対策に関すること。

(5) 中小企業従業員の能力開発等人材開発の推進に関すること。

(6) 経営指導員の指導、育成に関すること。

(7) 前各号に規定するもののほか、中小企業の振興に関すること。

付則 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から実施する。

・平成 25 年 12 月 19 日第 630 回常議員会承認分

(国際部の事務分掌)

第 6 条 国際部においては、次の事務を分掌する。

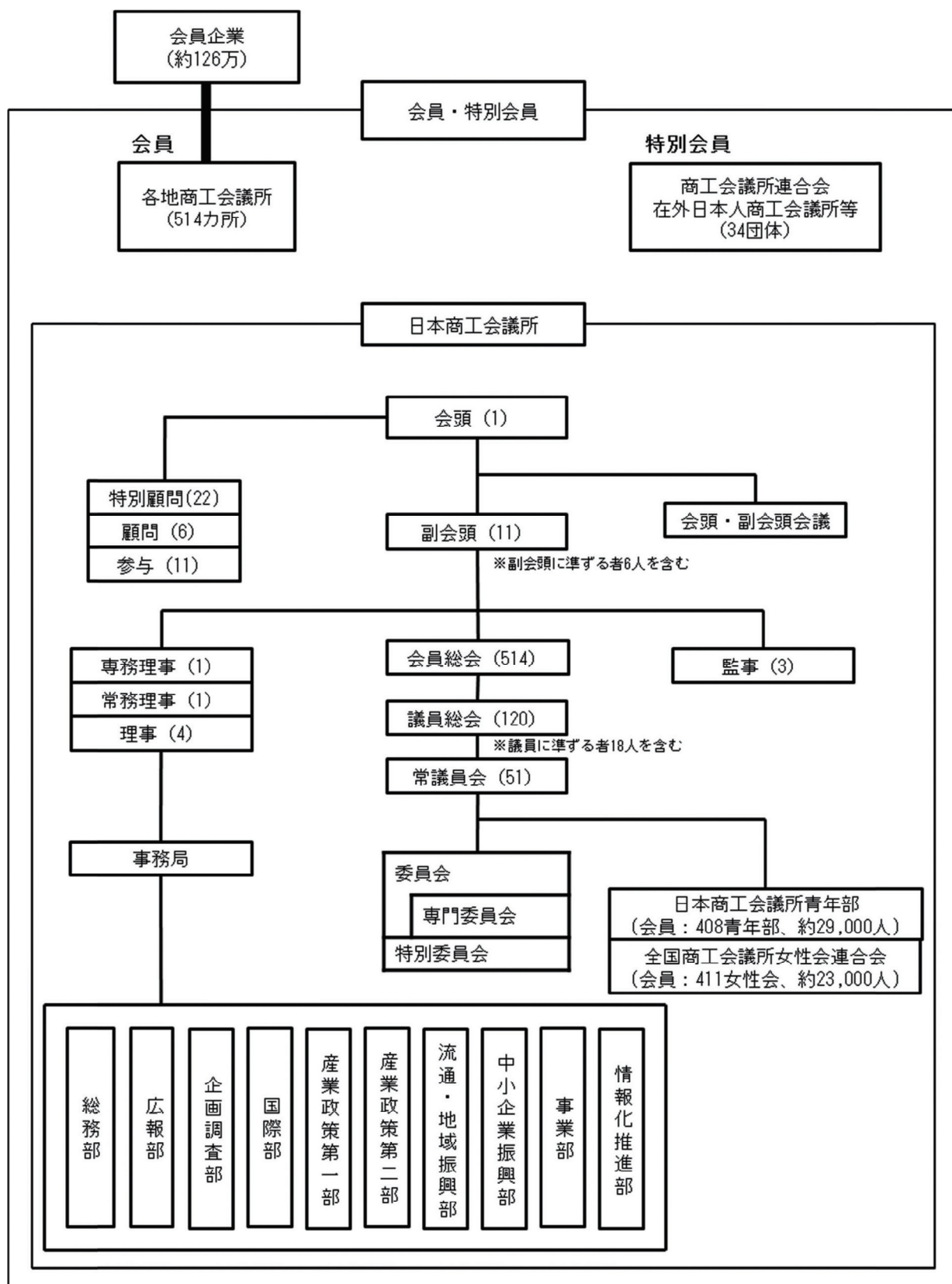
(1) ～ (6) 省 略

2 省 略

3 第 1 項第 5 号の事務の一部を分掌させるため、前項担当のもとに、別に定める商工会議所に地方事務所を付置する。

付則 この規則は、平成 25 年 12 月 19 日から実施する。

3. 組 織



(1) 会 員（平成 26 年 3 月 31 日現在）

平成 25 年度末における日本商工会議所の会員数は、514 商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東京都	8	岡山県	12
東北地区	45	神奈川県	14	広島県	13
青森県	7	山梨県	2	山口県	14
岩手県	9	静岡県	15	四国地区	27
宮城県	6	東海地区	49	徳島県	6
秋田県	6	岐阜県	15	香川県	6
山形県	7	愛知県	22	愛媛県	9
福島県	10	三重県	12	高知県	6
北陸・信越地区	49	近畿地区	71	九州地区	78
新潟県	16	福井県	7	福岡県	19
富山県	8	滋賀県	7	佐賀県	8
石川県	7	京都府	8	長崎県	8
長野県	18	大阪府	20	熊本県	9
関東地区	102	兵庫県	18	大分県	10
茨城県	8	奈良県	4	宮崎県	9
栃木県	9	和歌山県	7	鹿児島県	11
群馬県	10	中国地区	51	沖縄県	4
埼玉県	15	鳥取県	4		
千葉県	21	島根県	8	合 計	514

(2) 特別会員（平成 26 年 3 月 31 日現在）

平成 25 年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（16）	商工会議所連合会（14）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
ブラジル日本商工会議所	埼玉県	
シドニー日本商工会議所	千葉県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	神奈川県	
マレーシア日本人商工会議所	静岡県	
シンガポール日本商工会議所	三重県	
パラ一日系商工会議所	福井県	
在亜日本商工会議所	滋賀県	
メキシコ日本商工会議所	山口県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞役員（平成26年3月31日現在）

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役 職	定 数	氏 名	経 歴
会 頭 (非常勤)	1人	三 村 明 夫（東京商工会議所会頭）	新日鐵住金(株)相談役 名誉会長
副会頭 (非常勤)	5人	佐 藤 茂 雄（大阪商工会議所会頭）	京阪電気鉄道(株)最高顧問
		岡 谷 篤 一（名古屋商工会議所会頭）	岡谷鋼機(株)取締役社長
		佐々木 謙 二（横浜商工会議所会頭）	日本発条(株)相談役
		立 石 義 雄（京都商工会議所会頭）	オムロン(株)名誉会長
		大 橋 忠 晴（神戸商工会議所会頭）	川崎重工業(株)相談役
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	高 向 巖（札幌商工会議所会頭）	(株)北洋銀行相談役
		福 田 勝 之（新潟商工会議所会頭）	(株)福田組代表取締役会長
		竹 崎 克 彦（高松商工会議所会頭）	(株)百十四銀行取締役会長
		鎌 田 宏（仙台商工会議所会頭）	(株)七十七銀行取締役会長
		深 山 英 樹（広島商工会議所会頭）	広島ガス(株)代表取締役会長
		末 吉 紀 雄（福岡商工会議所会頭）	コカ・コーラウエスト(株)代表取締役会長
専務理事 (常勤)	1人	中 村 利 雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	宮 城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常 議 員 (非常勤)	51人	松 本 榮 一（函館商工会議所会頭）	ホンダカーブ南北海道(株)代表取締役会長
		山 本 秀 明（小樽商工会議所会頭）	協和総合管理(株)取締役社長
		高 向 巖（札幌商工会議所会頭）	(株)北洋銀行相談役
		新 谷 龍 一 郎（旭川商工会議所会頭）	新谷建設(株)代表取締役社長
		若 井 敬 一 郎（青森商工会議所会頭）	青森魚類(株)代表取締役社長
		谷 村 邦 久（盛岡商工会議所会頭）	みちのくコカ・コーラボトリング(株)代表取締役社長
		鎌 田 宏（仙台商工会議所会頭）	(株)七十七銀行取締役会長
		清 野 伸 昭（山形商工会議所会頭）	山形パナソニック(株)代表取締役会長
		渡 邊 博 美（福島商工会議所会頭）	福島ヤクルト販売(株)代表取締役
		福 田 勝 之（新潟商工会議所会頭）	(株)福田組代表取締役会長
		高 木 繁 雄（富山商工会議所会頭）	(株)北陸銀行特別顧問
		深 山 彬（金沢商工会議所会頭）	(株)北國銀行相談役
		北 村 正 博（長野商工会議所会頭）	(株)システックス代表取締役社長
		井 上 保（松本商工会議所会頭）	(株)井上代表取締役社長

和 田 祐 之 介	(水戸商工会議所会頭)	㈱祐月本店会長
北 村 光 弘	(宇都宮商工会議所会頭)	㈱横倉本店代表取締役会長
曾 我 孝 之	(前橋商工会議所会頭)	中屋商事㈱代表取締役社長
松 永 功	(さいたま商工会議所会頭)	㈱松永建設代表取締役会長
石 井 俊 昭	(千葉商工会議所会頭)	㈱千葉銀行顧問
山 田 長 満	(川崎商工会議所会頭)	㈱経理バンクホールディングス代表取締役社長
金 丸 康 信	(甲府商工会議所会頭)	㈱テレビ山梨代表取締役社長
後 藤 康 雄	(静岡商工会議所会頭)	はごろもフーズ㈱代表取締役会長
大須賀 正 孝	(浜松商工会議所会頭)	㈱ハマキョウレックス代表取締役会長
村 瀬 幸 雄	(岐阜商工会議所会頭)	㈱十六銀行取締役頭取
吉 川 一 弘	(豊橋商工会議所会頭)	豊橋信用金庫理事長
豊 島 半 七	(一宮商工会議所会頭)	豊島㈱代表取締役社長
小 林 長 久	(四日市商工会議所会頭)	日本トランスシティ㈱代表取締役会長
川 田 達 男	(福井商工会議所会頭)	セーレン㈱代表取締役会長兼社長
大 道 良 夫	(大津商工会議所会頭)	㈱滋賀銀行取締役頭取
寺 田 晟 二	(大東商工会議所会頭)	朝日電器㈱取締役会長
三 宅 知 行	(姫路商工会議所会頭)	姫路信用金庫理事長
植 野 康 夫	(奈良商工会議所会頭)	㈱南都銀行取締役頭取
片 山 博 臣	(和歌山商工会議所会頭)	㈱紀陽銀行取締役頭取
藤 縄 匡 伸	(鳥取商工会議所会頭)	日ノ丸産業㈱代表取締役社長
古 瀬 誠	(松江商工会議所会頭)	㈱山陰合同銀行代表取締役会長
岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス㈱取締役社長
深 山 英 樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス㈱代表取締役会長
川 上 康 男	(下関商工会議所会頭)	㈱長府製作所代表取締役会長
近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテム㈱代表取締役社長
竹 崎 克 彦	(高松商工会議所会頭)	㈱百十四銀行取締役会長
森 田 浩 治	(松山商工会議所会頭)	㈱伊予銀行取締役会長
青 木 章 泰	(高知商工会議所会頭)	㈱四国銀行取締役会長
末 吉 紀 雄	(福岡商工会議所会頭)	コカ・コーラウエスト㈱代表取締役会長
利 島 康 司	(北九州商工会議所会頭)	㈱安川電機特別顧問
井 田 出 海	(佐賀商工会議所会頭)	㈱ミゾタ取締役会長
上 田 恵 三	(長崎商工会議所会頭)	長崎自動車㈱代表取締役会長
田 川 憲 生	(熊本商工会議所会頭)	ホテル日航熊本代表取締役社長
姫 野 清 高	(大分商工会議所会頭)	㈱桃太郎海苔代表取締役社長
米 良 充 典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業㈱代表取締役
岩 崎 芳 太 郎	(鹿児島商工会議所会頭)	岩崎産業㈱代表取締役社長
國 場 幸 一	(那覇商工会議所会頭)	㈱國場組代表取締役社長
三 浦 廣 巳	(秋田商工会議所会頭)	秋田日産自動車㈱代表取締役会長

監 事 3 人

(非常勤)	平 松 廣 司 (横須賀商工会議所会頭)	かながわ信用金庫理事長	
		千 葉 泰 久 (宇部商工会議所会頭)	
理 事	4人	青 山 伸 悦	平成19年11月 日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成21年4月 日本商工会議所理事・産業政策第一部長
(常勤)	以内		平成25年4月 日本商工会議所理事・事務局長
			枡 原 克 彦 平成23年7月 日本商工会議所企画調査部長
			平成24年4月 日本商工会議所理事・企画調査部長
		荒 井 恒 一	平成25年4月 日本商工会議所理事・産業政策第一部長
		小 林 恒 行	平成24年4月 日本商工会議所 国際部長
			平成25年4月 日本商工会議所理事・国際部長

(4) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞議員（平成26年3月31日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北海道 (7)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、※北見、※稚内
東北 (9)	青森、八戸、盛岡、久慈、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関東 (23)	水戸、結城、※ひたちなか、宇都宮、※足利、小山、※日光、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、深谷、千葉、船橋、八千代、君津、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東海 (10)	岐阜、大垣、関、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、小牧、四日市、津、伊勢、※上野
近畿 (14)	福井、※敦賀、大津、福知山、宇治、※堺、※東大阪、※貝塚、吹田、八尾、泉佐野、大東、姫路、尼崎、豊岡、加古川、奈良、和歌山
中国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、※府中、下関、宇部、徳山
四国 (5)	徳島、高松、松山、今治、高知、※宿毛
九州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、※諫早、熊本、別府、大分、宮崎、※都城、鹿児島、鹿屋
沖縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102 (※議員に準ずる者は18)

(5) 第29期<平成25年11月1日～平成28年10月31日>委員会（平成26年3月31日現在）

委 員 会 名	委 員 長 (商工会議所)	副 委 員 長
< 委 員 会 >		
総 合 政 策	小 林 栄 三 (東 京)	大阪、名古屋、横浜
産 業 経 済	立 石 義 雄 (京 都)	〔共同委員長〕伊 藤 雅 人 (東京)
国 際 経 済	飯 島 彰 己 (東 京)	釧路、八戸、三条、上田、桐生、町田、松阪、大牟田
観 光	末 吉 紀 雄 (福 岡)	〔共同委員長〕古 川 実 (大阪)
中 小 企 業	西 村 貞 一 (大 阪)	花巻、酒田、小松、富士、東広島、山口、沖縄
地 域 活 性 化	高 向 巖 (札 幌)	〔共同委員長〕須 田 寛 (名古屋)
税 制	田 中 常 雅 (東 京)	小樽、青森、日光、鳥羽、岸和田、松江、松山、日南
労 働	宮 村 眞 平 (東 京)	〔共同委員長〕石 井 卓 爾 (東京)
情 報 化	倉 持 治 夫 (大 阪)	燕、諏訪、石岡、前橋、川口、立川、東大阪、 守口門間
エネルギー・環境	大 橋 忠 晴 (神 戸)	〔共同委員長〕正 田 寛 (太田)
国 民 生 活	岡 谷 篤 一 (名古屋)	富良野、釜石、能代、いわき、輪島、足利、今治、 久留米
教 育	深 山 英 樹 (広 島)	〔共同委員長〕井 上 裕 之 (東京)
運 営	佐々木 謙 二 (横 浜)	江別、十日町、豊田、尼崎、呉、福山、徳山、柳井
< 特別委員会 >		〔共同委員長〕前 田 新 造 (東京)
地方分権・行財政改革	鎌 田 宏 (仙 台)	〔共同委員長〕渡 辺 元 (東京)
広 報	竹 崎 克 彦 (高 松)	室蘭、気仙沼、佐久、古河、高崎、三島、樺原
信用基金管理	福 田 勝 之 (新 潟)	〔共同委員長〕江 部 努 (東京)
表 彰	中 村 利 雄 (日 本)	米沢、松本、土浦、青梅、横須賀、豊中、北大阪、 府中
		〔共同委員長〕鳥 原 光 憲 (東京)
		北見、原町、柏崎、敦賀、草津、岩国、川内
		大船渡、伊那、船橋、浦安、春日井、亀岡、倉敷、 延岡
		〔共同委員長〕島 村 元 紹 (東京)
		苫小牧、川越、流山、桑名、八尾、総社、尾道、別府
		〔共同委員長〕川 田 達 男 (徳島)
		岩見沢、郡山、飯田、ひたちなか、磐田、宇治、丸亀、 佐世保
		帯広、長岡、日立、松戸、袋井、岡崎、伊勢、西宮、 米子
		弘前、高岡、本庄、柏、沼津、津、堺、新居浜、 霧島
		石巻、上越、佐原、相模原、大垣、蒲郡、城陽、出雲、 柳川

ま ち づ く り 中小企業国際化支援特別	田 辺 隆一郎	(八王子)	[共同委員長] 有 馬 義 一	(敦賀)
			[共同委員長] 渋 川 恵 男	(会津若松)
			[共同委員長] 阿 部 眞 一	(佐久)
	朝 田 照 男	(東 京)	[共同委員長] 近 藤 宏 章	(徳島)
			[共同委員長] 大久保 秀 夫	(東京)

(6) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞特別顧問（平成26年3月31日現在）

宮 村 眞 平	(三井金属鉱業㈱相談役)	石 井 卓 爾	(三和電気工業㈱社長)
鳥 原 光 憲	(東京ガス㈱会長)	福 井 威 夫	(本田技研工業㈱取締役相談役)
杉 山 清 次	(みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問)	小 林 健	(三菱商事㈱社長)
伊 藤 一 郎	(旭化成㈱会長)	佐々木 隆	(㈱ジェイティービー 会長)
前 田 新 造	(㈱資生堂会長兼社長)	釜 和 明	(㈱IHI 会長)
田 中 常 雅	(醍醐ビル㈱社長)	本 庄 八 郎	(㈱伊藤園会長)
児 玉 幸 治	(~~(一)~~ 機械システム振興協会会長)	井 上 裕 之	(愛知産業㈱社長)
矢 野 龍	(住友林業㈱会長)	江 部 努	(東日本電信電話㈱取締役相談役)
大久保 秀 夫	(㈱フォーバル会長)	小 林 栄 三	(伊藤忠商事㈱会長)
朝 田 照 男	(丸紅㈱会長)	清 野 智	(東日本旅客鉄道㈱会長)
飯 島 彰 己	(三井物産㈱社長)	佐々木 幹 夫	(三菱商事㈱相談役)

(7) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞顧問・参与（平成26年3月31日現在）

①顧 問

米 倉 弘 昌	(~~(一)~~ 日本経済団体連合会会長)	長谷川 閑 史	(~~(社)~~ 経同友会代表幹事)
黒 田 東 彦	(日本銀行総裁)	檜 田 松 瑩	(~~(社)~~ 日本貿易会会長)
石 毛 博 行	(~~(独)~~ 日本貿易振興機構理事長)	片 桐 裕	(㈱損害保険ジャパン顧問)

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 禎 一	篠 原 徹	波田野 雅 弘	佐々木 修	中 島 芳 昭
坪 田 秀 治				

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

第29期議員（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）の選挙は11月、日本商工会議所議員選任規則に基づき北海道、東北、北陸信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の9選挙区において行われ、選任された。（沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」（昭和47.3.16制定）に基づく商工会議所法の一部改正に伴って増員された議員2名を、「日本商工会議所議員選任規則」第5項の規定に関わらず沖縄県内の商工会議所に割り当てることになっており、那覇商工会議所、沖縄商工会議が選任された）。

(2) 常議員

下関商工会議所会頭交代に伴い、林孝介氏が退任し、4月1日付けで川上康男氏が常議員に就任した。

第29期常議員（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）は、11月21日開催の第237回議員総会において選任された。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

第29期会頭・副会頭（任期：平成25年11月1日～平成26年10月31日）は、11月21日開催の臨時会員総会において選任された。

②監事

第29期監事（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）は、11月21日開催の臨時会員総会において選任された。

③特別顧問

特別顧問の委嘱について、平成25年9月18日開催の第626回常議員会・第236回議員総会において諮り、平成25年9月19日付けで三村明夫氏が特別顧問に就任した。

第29期特別顧問（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）は、11月21日開催の臨時会員総会において選任された。

④専務理事・常務理事・理事

第29期専務理事・常務理事・理事（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）は、11月21日開催の第237回議員総会において選任された。

(4) 顧問・参与

顧問の委嘱について、平成25年4月18日開催の第623回常議員会において諮り、平成25年4月19日付けで黒田東彦氏が顧問に就任した。

顧問の委嘱について、平成25年9月18日開催の第626回常議員会・第236回議員総会において諮り、平成25年9月19日付けで片桐裕氏が顧問に就任した。

第29期顧問・参与（任期：平成25年11月1日～平成28年10月31日）は、11月21日開催の第629回常議員会において委嘱することが決定した。

5. 事 務 局

事務局機構および主な横成員（平成 26 年 3 月 31 日現在）

①国内事務所

部	役 職	氏名	部	役 職	氏名
総 務 部	理事・事務局長	青 山 伸 悦	産業政策第二部	部 長	間 部 彰 成
	部 長	佐 藤 健 志		副 部 長	高 山 祐 志 郎
	副 部 長	丸 山 範 久		副 部 長	青 山 直 樹
	課 長	山 内 清 行		課 長	上 條 久 美
	調 査 役	米 田 千 鶴 子	流通・地域振興部	部 長	栗 原 博
	調 査 役	高 取 康		主 席 調 査 役	山 本 達 也
広 報 部	調 査 役	大 島 昌 彦		課 長	羽 生 明 央
	部 長	湊 元 良 明		課 長	林 大 吾
	副 部 長（兼）	丸 山 範 久	中小企業振興部	部 長	加 藤 正 敏
	副 部 長	上 田 裕 子		課 長	渡 邊 泰 一
企画調査部	課 長	松 岡 鉄 也		課 長	岡 本 大 輔
	理 事・部 長	柊 原 克 彦		課 長	宮 澤 伸
	副 部 長	岩 間 信 弥	事 業 部	主 任 調 査 役	篠 原 崇
	副 部 長	大井川 智 明		主 任 調 査 役	丸 山 裕 之
国 際 部	課 長	市 川 晶 久		主 任 調 査 役	宮 本 久 義
	理 事・部 長	小 林 恒 行		担 当 部 長	菊 地 敏 義
	担 当 部 長	岡 山 英 弘	情報化推進部	担 当 部 長	立 松 裕 之
	担 当 部 長	赤 木 剛		課 長	木 内 洋 一
産業政策第一部	担 当 部 長	西 谷 和 雄		部 長	岩 崎 浩 平
	担 当 部 長	小 林 英 文		課 長	高 野 晶 子
	課 長	佐々木 和 人	新規事業推進担当	部 長（兼）	小 松 靖 直
	課 長	谷 脇 茂 樹		担当部長（兼）	立 松 裕 之
	課 長	天 谷 浩 之		副 部 長（兼）	丸 山 範 久
	課 長	清 水 力			
	理 事・部 長	荒 井 恒 一			
	担 当 部 長	高 橋 芳 行			
	副 部 長	塩 野 裕			
	課 長	原 伸 一			

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所 長 松 本 憲 治

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

12th fl, Young Poong Bldg, 41 Cheonggyecheon-ro, Chongro-ku, Seoul, 110-752, REPUBLIC OF KOREA

TEL 82-2-3210-2411

FAX 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数（平成26年3月31日現在）

平成24年度末	平成25年度末	増 減
101	101	なし

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成26年3月31日現在）

平成25年度
123

（※うち、地方事務所所属職員は112）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4 月	11,259	665	11,924	4 月	3,420	555	3,975
5 月	11,464	151	11,615	5 月	3,103	527	3,630
6 月	8,846	1,634	10,480	6 月	3,319	423	3,742
7 月	15,892	538	16,430	7 月	4,144	570	4,714
8 月	17,677	534	18,211	8 月	3,402	484	3,886
9 月	12,515	549	13,064	9 月	3,351	505	3,856
10 月	13,205	1,565	14,770	10 月	3,313	550	3,863
11 月	9,270	4,937	14,207	11 月	5,679	574	6,253
12 月	15,829	2,222	18,051	12 月	3,802	571	4,373
1 月	13,215	1,010	14,225	1 月	4,940	789	5,729
2 月	15,454	601	16,055	2 月	3,080	484	3,564
3 月	16,381	5,079	21,460	3 月	4,069	602	4,671
計	161,007	19,485	180,492	計	45,622	6,634	52,256

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（４月 29 日発令）

○旭日小綬章

成田商工会議所（元）会頭 野間口 勉

御坊商工会議所会頭 吉田 擴

伊予商工会議所会頭 岡部 悦雄

直方商工会議所会頭 内藤 博俊

山鹿商工会議所会頭 高口 功二郎

東海商工会議所（元）会頭 木下 善雄

長門商工会議所（元）会頭 藤田 平二

土佐清水商工会議所会頭 廣田 勝

大川商工会議所会頭 近藤 敏郎

○旭日双光章

三島商工会議所会頭 諏訪部 敏之

イ．秋の叙勲（11 月 3 日発令）

○旭日小綬章

郡山商工会議所会頭 丹治 一郎

高崎商工会議所会頭 原 浩一郎

多治見商工会議所会頭 牛込 進

須崎商工会議所（元）会頭 西内 正

真岡商工会議所（元）会頭 柳 和男

春日部商工会議所（元）会頭 海老原 武士

八幡浜商工会議所（元）会頭 菊池 公孝

岸和田商工会議所会頭 柳曾 健二

○旭日双光章

渋川商工会議所（元）副会頭 堀口 靖之

生駒商工会議所（元）副会頭 稲森 文吉

磐田商工会議所（元）会頭 伊藤 卓治

佐世保商工会議所会頭 前田 一彦

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．褒章（４月 29 日発令）

○藍綬褒章

福井商工会議所副会頭 勝木 健俊

橋本商工会議所会頭 畑野 富雄

赤穂商工会議所副会頭 寺田 祐三

イ．秋の褒章（11 月 3 日発令）

○藍綬褒章

宇都宮商工会議所（元）副会頭 荒井 祥

泉大津商工会議所（元）副会頭 深井 喜一

三浦商工会議所副会頭 西崎 明弘

③表彰

ア. 第118回日本商工会議所表彰（平成25年9月19日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第1条 (商工会議所に特に功労のあった者)		5商工会議所・	5名
規則第2条第2項 (永年勤続役員・議員)	50年	1商工会議所・	1名
	40年	15商工会議所・	19名
	30年	71商工会議所・	102名
	20年	90商工会議所・	179名
規則第2条第1項 (退任役員・議員)		83商工会議所・	122名
規則第3条 (永年勤続職員)	40年	15商工会議所・	18名
	30年	70商工会議所・	99名
	20年	108商工会議所・	166名
	10年	79商工会議所・	149名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：16商工会議所

赤平、酒田、新庄、須賀川、五泉、氷見、佐久、小山、館山、柏、甲府、各務原、堺、吹田、井原、行橋

・検定事業推進：15商工会議所

長岡、加茂、亀田、富山、諏訪、古河、川越、浦安、むさし府中、半田、津島、江南、近江八幡、吹田、竹原

・受験者数拡大：15商工会議所

倶知安、北上、長岡、村上、亀田、諏訪、古河、川口、茂原、むさし府中、大府、吹田、箕面、宝塚、山口

・事業活動：8商工会議所

深川、水戸、東京、桑名、福井、大阪、豊中、児島

イ. 第119回日本商工会議所表彰（平成26年3月20日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第1条（商工会議所に特に功労のあった者）		1商工会議所・	1名
規則第2条第2項 (永年勤続役員・議員)	40年	12商工会議所・	13名
	30年	30商工会議所・	60名
	20年	55商工会議所・	118名
規則第2条第1項 (退任役員・議員)		357商工会議所・	1,796名
規則第3条 (永年勤続職員)	40年	8商工会議所・	10名
	30年	19商工会議所・	26名
	20年	39商工会議所・	56名
	10年	32商工会議所・	36名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

歌志内、新津、金沢、立川、甲府、袋井、多治見、豊橋、半田、碧南、安城、亀岡、西脇、庄原、山口、新南陽

・高組織率：16 商工会議所

留辺蘂、八戸、一関、米沢、会津喜多方、射水、小松、加賀、上田、茅野、佐久、高崎、さいたま、本庄、美濃、因島

・財政基盤強化：14 商工会議所

網走、恵庭、奥州、大曲、二本松、武蔵野、相模原、上野、大津、舞鶴、泉佐野、高石、徳島、宮崎

・事業活動：8 商工会議所

立川、瀬戸、鯖江、新南陽、徳山、下松、光、長崎

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	60 件	26 件
出 席	44 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 118 回通常会員総会

○日 時 平成 25 年 9 月 19 日（木） 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

<政党>

自由民主党幹事長 石 破 茂 殿

民主党代表 海江田 万 里 殿

日本維新の会代表代行 平 沼 赳 夫 殿

公明党代表 山 口 那津男 殿

みんなの党代表 渡 辺 喜 美 殿

○出席者 375 商工会議所・767 名

委任状による出席 139 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 函館商工会議所・松本会頭、坂出商工会議所・榊会頭

○表 彰

日本商工会議所第 118 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

岡村会頭の開会宣言により開会。はじめに岡村会頭から挨拶が述べられた後、安倍晋三内閣総理大臣からのビデオメッセージが披露され、続いて、茂木敏充経済産業大臣から祝辞があった。その後、定款第 30 条の規定に基づき、岡村会頭が本総会の議長に選任された。議長から、議事録署名人に函館商工会議所・松本会頭ならびに坂出商工会議所・榊会頭が指名された。

議事に先立ち行われた「被災地報告」では、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）ならびに、福島県商工会議所連合会・瀬谷会長（福島・会頭）から、継続的な支援に対する謝意や被災地の現状が述べられるとともに、風評打破・風化払拭に向け、より一層の協力依頼がなされた。その後、議長が、全国の商工会議所に対し、息の長い支援を呼びかけた。

（議案第 1 号）平成 24 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 24 年度収支決算（案）について

まず、日本商工会議所の活動をわかりやすくまとめた動画を放映した後、議案第 1 号の「平成 24 年度事業報告（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 24 年度収支決算（案）」は宮城常務理事からそれぞれ説明があり、千葉監事（宇部・会頭）の監査報告の後に審議に入ったところ、両議案とも異議なく承認された。

最後に、「2020 年オリンピック・パラリンピック開催都市の決定」について、ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会に応援として駆けつけた上條特別顧問（東京・副会頭）から、招致活動における各地商工会議所の力強いご尽力への謝意が述べられるとともに、開催地決定の瞬間の様

子について報告がなされた。その後、議長から、2020年大会が、日本が新たな繁栄を実現するための象徴的な事業となることへの期待と、その姿を世界に示す大会となるよう、商工会議所をあげて尽力していく決意が述べられた。

②臨時会員総会

○日 時 平成25年11月21日（木）11時10分～11時55分

○場 所 帝国ホテル 3階「富士の間」

○出席者 301 商工会議所・572 名

委任状による出席 213 商工会議所

○議 長 改選前 岡村会頭

改選後 三村会頭

○議事録署名人 宇都宮商工会議所・北村会頭、射水商工会議所・牧田会頭

○議 事

中村専務理事の開会宣言により開会。定款第30条の規定により、岡村会頭が議長を務めることとなった。次いで議長が、議事録署名人に宇都宮商工会議所・北村会頭、射水商工会議所・牧田会頭を指名した。

（議案第1号）第29期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

議長から、まず会頭の選任について諮ったところ、大阪商工会議所・佐藤会頭から、東京商工会議所・三村会頭を推挙する提案があり、満場一致で決定した。

続いて、三村新会頭より就任承諾の挨拶があり、議長を岡村前会頭から三村新会頭に交代した。その後、三村新会頭より岡村前会頭に名誉会頭に就任願いたい旨提案があり、異議なく了承された。引き続き岡村名誉会頭より退任の挨拶があり、京都商工会議所・立石会頭が岡村名誉会頭に対し謝辞を述べ、その後岡村名誉会頭は退出した。

次に、副会頭・監事の選任について諮ったところ、議長一任となり、副会頭として

大阪商工会議所 佐藤会頭

名古屋商工会議所 岡谷会頭

横浜商工会議所 佐々木会頭

京都商工会議所 立石会頭

神戸商工会議所 大橋会頭

を指名し、決定した。

また、副会頭に準ずる者として、各ブロック商工会議所連合会会頭（会長）である、

札幌商工会議所 高向会頭

高松商工会議所 竹崎会頭

仙台商工会議所 鎌田会頭

広島商工会議所 深山会頭

福岡商工会議所 末吉会頭

新潟商工会議所 福田会頭

を指名し、当所の事業活動全般に協力願うことで賛同を得た。

続いて、監事として

秋田商工会議所 三浦会頭

横須賀商工会議所 平松会頭

宇部商工会議所 千葉会頭

の3名を指名し、決定した。

また、議長から日本商工会議所の副会頭、副会頭に準ずる者および監事である商工会議所の会頭が任期途中で退任した場合、後任会頭にその役職をお願いすることを日本商工会議所会頭に予め一任されたい旨諮り、承認された。

(議案第2号) 日本商工会議所定款第29条第1項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、定款第29条第1項但し書きの規定により、会員総会決議事項のうち同条第9号から第12号までの事項を議員総会に委任したい旨を諮り、了承された。

[報告事項]

○第29期常議員等について

第29期常議員について、第628回常議員会・第237回議員総会において、下記のとおり決定した旨が報告された。

常議員

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、四日市、福井、大津、大東、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

また、第29期専務理事、常務理事、理事、特別顧問、顧問、および参与について、第629回常議員会・第238回議員総会において、下記のとおり決定した旨が報告された。

専務理事 中 村 利 雄

常務理事 宮 城 勉

理 事 青 山 伸 悦

〃 朽 原 克 彦

〃 荒 井 恒 一

〃 小 林 恒 行

特別顧問 宮 村 眞 平

〃 石 井 卓 爾

〃 鳥 原 光 憲

〃 福 井 威 夫

〃 杉 山 清 次

〃 小 林 健

〃 伊 藤 一 郎

〃 佐々木 隆

〃 前 田 新 造

〃 釜 和 明

〃 田 中 常 雅

〃 本 庄 八 郎

〃 児 玉 幸 治

〃	井 上 裕 之
〃	矢 野 龍
〃	江 部 努
〃	大久保 秀 夫
〃	小 林 栄 三
〃	朝 田 照 男
〃	清 野 智
〃	飯 島 彰 己
〃	佐々木 幹 夫
顧 問	米 倉 弘 昌
〃	長谷川 閑 史
〃	黒 田 東 彦
〃	檜 田 松 瑩
〃	石 毛 博 行
〃	片 桐 裕
参 与	高 橋 淑 郎
〃	井 川 博
〃	谷 村 昭 一
〃	植 松 敏
〃	守 屋 一 彦
〃	西 川 禎 一
〃	篠 原 徹
〃	波田野 雅 弘
〃	佐々木 修
〃	中 島 芳 昭
〃	坪 田 秀 治

さらに、第 29 期議員に準ずる者、委員長、共同委員長、副委員長、および委員についても、第 629 回常議員会・第 238 回議員総会において決定した旨が報告された。

③第 119 回通常会員総会

○日 時 平成 26 年 3 月 20 日（木）14 時 30 分～17 時 00 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣官房副長官	加 藤 勝 信	殿

経済産業副大臣	松 島 みどり	殿

○出席者 344 商工会議所・766 名

委任状による出席 170 商工会議所

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 室蘭商工会議所・栗林会頭、大東商工会議所・寺田会頭

○表 彰

日本商工会議所第 119 回表彰

○議 事

三村会頭の開会宣言により開会。はじめに三村会頭から挨拶が述べられた後、加藤内閣官房副長官から安倍晋三内閣総理大臣の祝辞が代読され、続いて、松島経済産業副大臣から祝辞が述べられた。その後、定款第 30 条の規定に基づき、三村会頭が本総会の議長に選任された。議長から、議事録署名人に室蘭商工会議所・栗林会頭ならびに大東商工会議所・寺田会頭が指名された。

[被災地商工会議所報告について]

続いて「被災地報告」として、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）から、各地商工会議所および日本商工会議所の協力への謝辞が述べられるとともに、被災地の現状報告、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトや販路回復・拡大支援、東北への訪問など、被災地の復興に向け、引き続きの支援が呼びかけられた。

（議案第 1 号）第 29 期行動計画（案）および平成 26 年度事業計画（案）について

（議案第 2 号）平成 26 年度収支予算（案）について

まず、日本商工会議所の最近の活動をまとめた動画を放映した後、議案第 1 号の「第 29 期行動計画（案）および平成 26 年度事業計画（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 26 年度収支予算（案）」は宮城常務理事からそれぞれ説明があり、両議案とも異議なく承認された。

「第 29 期行動計画（案）」では、「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざる進化によりさらなる飛躍を～」をキャッチフレーズに、4 つの基本方針（①復興の加速化と福島再生、②中小企業の成長への挑戦を全力で後押し、③地域の力を再生させる取り組みを強力に推進、④現場主義、双方向主義により商工会議所のリーダーシップを一層発揮）に基づき、活動を展開していくことが示された。なかでも、重点的に取り組む課題としては、①日本再出発のために解決すべき最優先課題（復興の加速化と福島再生の早期実現、デフレマインド脱却と成長経済を目指した政策提言活動の展開）、②中小企業の発展と地域の再生に向けた支援の強化（新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援、地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進、企業の海外展開への対応強化、地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援）、③活動を支える商工会議所機能の強化（ネットワークを最大限に活用した「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進）に取り組むことにしている。

「平成 26 年度事業計画（案）」では、第 29 期行動計画を踏まえ、具体的な数値目標を掲げて、各課題に対する取り組みを着実に実行することが示された。

「収支予算（案）」では、平成 26 年度の予算規模は、「一般会計および広報特別会計の合計」は 64 億 9,453 万円となり、25 年度予算（補正後）と比べ 2 億 664 万円の増（3.3%）となった。

[全国商工会議所観光振興大会 2014in べっぷについて]

最後に、「全国商工会議所観光振興大会 2014in べっぷ」について、大分県商工会議所連合会・姫野会長（大分・会頭）、別府・千壽会頭から、本年 10 月 21～23 日に別府市を中心に大分県各所で開催される分科会・エクスカーションを含む同大会についての PR があった。

○記念講演 「なぜ『2%』の物価上昇を目指すのか」

日本銀行 総裁 黒田 東彦 氏

(2) 議員総会

①第 234 回議員総会

- 日 時 平成 25 年 6 月 20 日 (木) 10 時 00 分～10 時 50 分
- 場 所 サンリヴァ (山形グランドホテル 2 階)
- 出席者数 109 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 小樽商工会議所・山本会頭、大分商工会議所・姫野会頭
- 議 事

議 案 (1) まちづくりに関する意見について (追認)

議事に入り、田辺まちづくり特別委員会共同委員長 (八王子・会頭) から、「まちづくりに関する意見 (追認)」について、説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①同意見は、まちづくり特別委員会で取りまとめ、岡村会頭、田辺共同委員長が、5 月 21 日に茂木経済産業大臣、同 28 日に西村内閣府副大臣を訪問し、直接提出するとともに、その実現を強く働きかけた。

②人口減少、高齢化が深刻化する中、今後 10 年がまちづくりを進める最後のチャンスとの認識のもと、まちづくり三法の早急な見直しによる官民協働のまちづくりの仕組みの構築と地域コミュニティの担い手である地域商業の再生により、中心市街地活性化の加速化を図ることが必要であるとの考えを示すとともに、そのための具体的な方策を提示したもの。

③これを受け、6 月 14 日に閣議決定された成長戦略には、「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る」と明記された。

④今後も、当所としては引き続き提言事項の実現に向けフォローを行うとともに、新たな制度や支援策等に関するタイムリーな情報把握に努め、最新動向を情報提供していく。

(2) 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50 について (追認)

中村専務理事から、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50 (追認)」について、説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①同意見は、本年 2 月～3 月にかけて、産業集積地等、全国 43 カ所の商工会議所を通じて、会員企業等にヒアリングを行い、中小企業の活力強化や地域の活性化の視点で、規制・制度改革を希望する「現場の生の声」を 52 項目にまとめたもの。

②5 月 15 日の「規制改革会議」の他、一部、要望内容が関連する「産業競争力会議」と「経済財政諮問会議」に提出した。

(3) 東日本大震災に係る会費減免 (案) について

宮城常務理事から、「東日本大震災に係る会費減免 (案)」について説明があり、異議なく承認された。平成 25 年度の減免見込額は、9 商工会議所の合計で 867 万 1 千円。

(4) 「平成 24 年度保証事業等事業報告書 (案)」および「平成 24 年度信用基金特別会計収支計算書 (案)」について

「平成 24 年度保証事業等事業報告書 (案)」および「平成 24 年度信用基金特別会計収支計算書 (案)」について、異議なく承認された。今後、経済産業大臣宛に申請される。

報告事項 (1) 第 7 回日韓商工会議所首脳会議の結果概要について

宮城常務理事から、「第 7 回日韓商工会議所首脳会議」について、報告があった。概要は以

下のとおり。

①同会議は、6月11日、仙台市において開催。日本側からは、岡村会頭ら16名、韓国側からは大韓商工会議所の孫（ソン）会長ら14名が参加した。

②会議では、少子高齢化、エネルギー、為替問題等、両国に共通する課題について意見交換を行った。また、両国経済分野の協力や交流拡大の可能性について議論したほか、商工会議所の会員サービスについても意見交換を行った。

③首脳会議の前日には、韓国側一行が石巻市を訪問し、被災地の復興状況を視察するとともに、石巻商工会議所と懇談を行った。水産物卸売市場では、水揚げされた水産物に対して徹底した放射性物質検査が行われているとの説明があり、厳格な取り組みを見て、安心できるレベルにあることが確認できた、との孫会長からの発言があった。

（2）第8回世界商工会議所大会の結果概要について

中村専務理事から、4月23日～25日の3日間にわたり、ドーハ（カタール）で開催された「第8回世界商工会議所大会」（参加者数：2,100人）の結果概要について、報告があった。概要は以下のとおり。

①全体会議では、「危機の中の世界」「小規模企業：ビジネスの核」「教育とビジネス」と題して、様々なセッションが開催された。

②セッションの中で中村専務理事が「日本商工会議所の政策提言活動」と題して、スピーチを行った。スピーチでは、東日本大震災後の東北地方の復興の現状を説明し、政策提言活動においては、多くの意見がある中で、コンセンサスをまとめあげることの難しさ、逆に、その裏付けがある提言のため、重く受け止めてもらえること等について述べた。

（3）第23回日西経済合同委員会会議の結果概要について

中村専務理事から、「第23回日西経済合同委員会会議の結果概要」について、報告があった。概要は以下のとおり。

①同会議は、6月11日～12日にわたり、マドリード（スペイン）において開催。支倉常長による慶長遣欧使節団派遣から400周年にあたる

2013年から14年にかけて開催される日本スペイン交流400周年記念事業の一環として、交流年名誉総裁であられる皇太子徳仁親王殿下ならびにフェリペ皇太子殿下ご臨席のもと、約10年ぶりに開催した。日本側は、佐々木幹夫日西経済委員会委員長ら61名、スペイン側は、マヌエル・テルエル・スペイン商工海運会議所最高評議会会頭ら281名が参加。

②全体会議では、「アジア（日本）および欧州（スペイン）の経済見通し」「日本・スペイン企業の第三国市場での事業展開」「中小企業ビジネスの活性化」について議論し、今後とも合同会議等を通じて、両国間の貿易・投資、経済協力、観光事業の促進、および他国市場での協力拡大に向け、両国経済界の交流をさらに緊密化することを確認する共同声明を採択した。

（4）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、エネルギー・環境、税制、TPP交渉等について、現状および今後のスケジュール、商工会議所の対応等の説明があった。

（5）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、説明

があった。概要は以下のとおり。

①「政府の被災地対策の動き」では、インフラの復旧・復興状況や、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の第8次募集の実施、原子力災害への対応状況等について、説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計2,043点に拡大）や、東北六県被災地「販路回復・拡大」支援事業、6月1日～2日に開催された「東北六魂祭」（2日間の来場者数は約25万人）について、説明があった。

（6）平成25年春の叙勲・褒章について

議長から、「平成25年春の叙勲・褒章受章者」について報告がなされ、祝意が述べられた。今般、当所の推薦等により、17名の皆様が受章された。

（7）新しい憲法を制定する推進大会の結果概要について

宮城常務理事から、4月30日に開催された「新しい憲法を制定する推進大会」（参加者数：約1,200人）の結果概要について、当日ご出席いただいた池田特別顧問（東京・副会頭）に代わり、報告があった。概要は以下のとおり。

①当所では、昨年6月、「憲法問題に関する研究会」を設置し、時代の変化に即した新しい憲法の姿について研究を重ね、「研究会報告書（案）」を取りまとめるに至った。

②現在、報告書案の内容を、各地商工会議所の会頭宛てに意見照会中であり、商工会議所として意見のある場合には、7月1日までにお寄せいただきたい、と呼びかけられた。今後、当所の総合政策委員会等での議論を踏まえ、最終的には本年10月を目途に取りまとめる。

（8）商工会議所福利研修センター（カリアック）における宿泊・研修事業の終了について

宮城常務理事から、「商工会議所福利研修センター（カリアック）における宿泊・研修事業の終了」について、建物の老朽化、事業の採算の悪化等を受け、建物の賃貸借契約の期限（平成25年10月末日）の満了に伴い、同年9月末日をもって宿泊・研修事業を終了することが、6月19日開催の株式会社カリアック定時株主総会で決議されたこと、および10月以降の研修については、全国の商工会議所の交通・宿泊・研修に係る総コストや総所要時間等の観点から、東京での開催を基本とし、従来以上に、安価で利便性がよく、質の高い研修の実施を図ることなどについて、説明があった。

②第235回議員総会

○日 時 平成25年7月18日（木）13時00分～13時50分

○場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル7階）

○出席者数 110名

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 松本商工会議所・井上会頭、宮崎商工会議所・米良会頭

○議 事

議 案（1）第118回通常会員総会への提案事項について

議事に入り、中村専務理事から、「平成24年度事業報告（案）」、宮城常務理事から、「平成24年度収支決算（案）」についてそれぞれ説明があり、異議なく承認された。9月の通常会

員総会へ付議されることとなった。

(2) 平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望（案）について

東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）から、「平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、東日本大震災から 2 年 4 カ月が経過した現在も、被災地の復興が遅れている現状を踏まえ、(i) 復興加速化の基盤となる支援の強化、(ii) 中小企業の経営再建の加速化、(iii) 福島再生に向けた生活インフラの整備と風評被害の払拭、の 3 つの観点から、政府の平成 26 年度予算における十分な復興財源の確保、復興加速化のための地域実情に合った支援措置などを求めるもの。

②具体的には、(i) においては、財政支援の継続、復興交付金の対象事業の拡大、建設業における労働力不足の解消、(ii) においては、グループ補助金の継続および複数年度にわたる繰越措置、被災中小企業復興支援リース補助事業の継続、仮設店舗・工場等の事業継続に向けた支援、(iii) においては、除染、健康管理の徹底実施と生活インフラ復旧の加速化、風評被害の根絶、等を要望している。

③近日中に、安倍内閣総理大臣をはじめ、政府・政党等関係各方面に提出し、実現を求めていく。

(3) 平成 26 年度税制改正に関する意見（案）について

井上特別顧問・税制委員長（東京・特別顧問・税制委員長）から、「平成 26 年度税制改正に関する意見（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、全国の商工会議所へのアンケート結果等を踏まえて、税制専門委員会で検討を重ね、取りまとめたもの。先般閣議決定された成長戦略を踏まえた「基本的な考え方」と、各論の 2 部構成を採っており、全体としては成長戦略の主たる担い手である中小企業の挑戦を後押しする施策を求めている。

②「基本的な考え方」として、(i) 我が国経済を力強い成長軌道に乗せるため、成長戦略の迅速かつ果断な「実行」を、(ii) 新市場創出など需要の拡大、立地競争力の強化により、中小企業の成長を支える基盤の確立を、(iii) 設備の「新陳代謝」や「新規創業」を促進し、中小企業のイノベーションの後押しを、(iv) 地域産業の競争力強化と賑わいのあるまちづくりの実現、の 4 点を主張。

③具体的な内容として、「平成 26 年度税制改正」については、(i) 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置、(ii) 地域経済を支え、雇用の受け皿となる中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し、(iii) 中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置、(iv) 民間投資・消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置、(v) 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革、(vi) 納税環境整備の充実、を要望。また、「消費税引き上げにあたっての課題」として、(i) 消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策の必要性、(ii) 複数税率・インボイスの導入に断固反対、等を要望している。

④近日中に、安倍内閣総理大臣をはじめ、政府・政党等関係各方面に提出し、実現を求めていく。

(4) 平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について

西村中小企業委員長（大阪・副会頭）から、「平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、来年度の政府予算の概算要求に向け、全国の商工会議所への意見照会を経て、中小企業政策専門委員会で議論し、取りまとめたもの。

②基本的な考え方として、（i）6 月に政府が取りまとめた成長戦略を、迅速かつ果断に実行すること、（ii）成長の原動力である中小企業の活力強化を実現すること、（iii）地域の好循環を確立し、地域発の成長・活性化を促進すること、の 3 点を軸としている。

③特に、（ii）においては、（ア）中小企業の新たな挑戦への支援、（イ）中小企業の経営力向上、（ウ）中小企業の事業環境整備、（iii）においては、（ア）中心市街地活性化の加速、地域商業再生の支援、（イ）地域資源を活用した観光振興・商品開発、（ウ）地域経済の牽引役である中堅企業への支援、（エ）TPP などの経済連携の推進における地域経済対策、（オ）真に必要な産業インフラ整備、大規模災害への備えの促進、を要望している。

④近日中に、安倍内閣総理大臣をはじめ、政府・政党等関係各方面に提出し、実現を求めていく。

（5）第 29 期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当てについて

中村専務理事から、「第 29 期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当て」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①日商の議員（102 人）の選挙は、原則、9 選挙区（9 ブロック）毎に行われるが、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」および「沖縄の復帰に伴う日本商工会議所議員選任規則」により、2 人は沖縄県に割り当てられることになっている。

②残りの 100 人の議員割当数について、従来どおり、商工会議所数、選挙権個数、日商會費額を基準に算出した（北海道＝7、東北＝9、北陸信越＝9、関東＝23、東海＝10、近畿＝14、中国＝10、四国＝5、九州＝13）。

③今後、各選挙区において、9 月 15 日までに選挙が実施される。

（6）第 118 回日本商工会議所表彰（案）について

宮城常務理事から、「第 118 回日本商工会議所表彰（案）」について説明があり、異議なく承認された。表彰式は、9 月の通常会員総会で行われる予定。

報告事項（1）「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて」の開催結果について

開催地を代表して、岩手県商工会議所連合会・元持会長（盛岡・会頭）から、「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて」の開催結果報告とともに関係各位への謝辞が述べられた。

（2）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について説明があった。概要は以下のとおり。

①「政府の被災地対策の動き」では、インフラの復旧・復興状況（直轄国道は、原発警戒区域を除きほぼ開通）や、災害廃棄物処理の進捗状況（岩手県・宮城県は平成 26 年 3 月末処理完了目標達成の見通し）について、説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計 2,073 点に拡大）や、東北六県被災地「販路回復・拡大」支援事業の実施状況等について、説明があった。

③第 236 回議員総会

- 日 時 平成 25 年 9 月 17 日（水） 11 時 30 分～12 時 20 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 109 名
- 議 長 岡村正
- 議事録署名人 岸和田商工会議所・柳曾会頭、岡山商工会議所・岡崎会頭
- 議 事

議 案（1）特別顧問の委嘱について

議事に入り、議長から、7 月 26 日付で新たに東京商工会議所の副会頭に就任された三村明夫氏への特別顧問の委嘱が諮られ、異議なく承認された。

（2）顧問の委嘱について

議長から、商工会議所のコンプライアンス強化の観点から、株式会社損害保険ジャパン顧問で、本年 1 月まで警察庁長官を務めた片桐裕氏への顧問の委嘱が諮られ、異議なく承認された。

報告事項（1）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について説明があった。概要は以下のとおり。

①平成 26 年度予算の概算要求について、次期通常国会で小規模企業基本法（仮称）制定に向けて法案が提出予定であることを背景に、小規模事業者経営改善資金（マル経）の貸付限度額が 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げられるほか、各補助事業の対象に商工会議所が復活するなど、商工会議所を含む中小企業関係団体向け事業の拡充措置が盛り込まれた。

②来月 15 日に召集予定の臨時国会は、「成長戦略実行国会」と位置付けられ、成長戦略の具体化を図る産業競争力強化法案のほか、社会保障制度改革の手順を定めたプログラム法案などが審議される予定。

③産業競争力強化法案について、4 つのポイントとして、（i）日本再興戦略の実行を図るため、今後 5 年間で「緊急構造改革期間」と定め、実行体制を確立すること、（ii）企業単位で特例的に規制を緩和する「企業実証特例制度（通称）」や新規事業分野における規制適用の有無を明確化する「グレーゾーン解消制度（通称）」など、規制改革推進のための制度を構築すること、（iii）ベンチャー投資や事業再編、先端設備投資など、産業の新陳代謝を促すような支援策を推進すること、（iv）地域における創業・事業承継支援や、国内出願・国際出願の際の料金を減免する特許法の特例など関連施策を推進すること、が盛り込まれている。

（2）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について説明があった。概要は以下のとおり。

①「政府の被災地対策の動き」では、被災地の復興状況にあわせて、「がれき処理」から「復興まちづくり」へ取り組みの力点を移していくことの説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計 2,194 点に拡大）等について説明があった。

（3）日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について

日本商工会議所青年部（日本 YEG）の阿部会長（仙台 YEG）および全国商工会議所女性会連

合会（全商女性連）の吉川会長（東京女性会）から、それぞれ平成 25 年度上半期の活動について報告があった。

④第 237 回議員総会

- 日 時 平成 25 年 11 月 21 日（木）10 時 00 分～10 時 40 分
- 場 所 孔雀西の間（帝国ホテル 2 階）
- 出席者数 106 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 旭川商工会議所・新谷会頭、佐賀商工会議所・井田会頭
- 議 事

議 案（1）第 29 期常議員の選任について

議長が第 29 期の常議員選任方法について諮ったところ、議長一任とされた。そこで、議長案として、下記 51 会議所の会頭からなる常議員（案）を配布し、諮ったところ、満場一致で承認された。

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、四日市、福井、大津、大東、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島、那覇

続いて、常議員が任期途中で退任した場合、次の議員総会まで欠員となり、運営上支障をきたすので、その場合には、後任会頭に就任願うことを日本商工会議所会頭に予め一任されたい旨が諮られ、承認された。

⑤第 238 回議員総会

- 日 時 平成 25 年 11 月 21 日（木）10 時 00 分～10 時 40 分
- 場 所 孔雀西の間（帝国ホテル 2 階）
- 出席者数 106 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 旭川商工会議所・新谷会頭、佐賀商工会議所・井田会頭
- 議 事

議 案（1）臨時会員総会への提案事項について

①第 29 期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

議長から、臨時会員総会で選任する旨の説明がなされ、承認された。

②日本商工会議所定款第 29 条第 1 項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、会員総会の決議事項のうちいくつかを、定款に基づき、議員総会に委任する旨の説明がなされ、承認された。

（2）第 29 期専務理事、常務理事および理事の選任について

議長から、第 29 期の専務理事に中村利雄氏、常務理事に宮城勉氏、理事に青山伸悦氏、枋原克彦氏、荒井恒一氏、小林恒行氏をそれぞれ選任することに同意願いたい旨が諮られ、異

議なく承認された。

(3) 第29期議員に準ずる者の選任について

議長から、第29期の「議員に準ずる者」について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

(4) 第29期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について

議長から、第29期の委員長、共同委員長、副委員長および委員について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

(5) 第29期特別顧問、顧問および参与の委嘱について

議長から、第29期の特別顧問、顧問および参与に次の各氏を委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

〔特別顧問〕

宮村 眞平	(東京商工会議所 副 会 頭	／三井金属鉱業株式会社 相談役)	
石井 卓爾	(	〃	／三和電気工業株式会社 社長)
鳥原 光憲	(	〃	／東京ガス株式会社 会長)
福井 威夫	(	〃	／本田技研工業株式会社 取締役相談役)
杉山 清次	(	〃	／みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問)
小林 健	(	〃	／三菱商事株式会社 社長)
伊藤 一郎	(	〃	／旭化成株式会社 会長)
佐々木 隆	(	〃	／株式会社ジェイティービー 会長)
前田 新造	(	〃	／株式会社資生堂 会長兼社長)
釜 和明	(	〃	／株式会社 IHI 会長)
田中 常雅	(	〃	／醍醐ビル株式会社 社長)
本庄 八郎	(東京商工会議所 特別顧問	／株式会社伊藤園 会長)	
児玉 幸治	(	〃	／一般財団法人機械システム振興協会 会長)
井上 裕之	(	〃	／愛知産業株式会社 社長)
矢野 龍	(	〃	／住友林業株式会社 会長)
江部 努	(	〃	／東日本電信電話株式会社 取締役相談役)
大久保 秀夫	(	〃	／株式会社フォーバル 会長)
小林 栄三	(	〃	／伊藤忠商事株式会社 会長)
朝田 照男	(	〃	／丸紅株式会社 会長)
清野 智	(	〃	／東日本旅客鉄道株式会社 会長)
飯島 彰己	(	〃	／三井物産株式会社 社長)
佐々木 幹夫	(東京商工会議所 顧 問	／三菱商事株式会社 相談役)	

〔顧 問〕

米倉 弘昌	(一般社団法人日本経済団体連合会 会長)
長谷川 閑史	(公益社団法人経済同友会 代表幹事)
黒田 東彦	(日本銀行 総裁)
檜田 松瑩	(一般社団法人日本貿易会 会長)
石毛 博行	(独立行政法人日本貿易振興機構 理事長)

片桐 裕 (株式会社損害保険ジャパン 顧問)

[参 与]

高橋 淑郎 (元日本商工会議所 専務理事)

井川 博 (元日本商工会議所 専務理事)

谷村 昭一 (元日本商工会議所 専務理事)

植松 敏 (前日本商工会議所 専務理事)

守屋 一彦 (元日本商工会議所 常務理事)

西川 禎一 (元日本商工会議所 常務理事)

篠原 徹 (前日本商工会議所 常務理事)

波田野 雅弘 (元日本商工会議所 理事・事務局長)

佐々木 修 (元日本商工会議所 理事・事務局長)

中島 芳昭 (元日本商工会議所 理事・事務局長)

坪田 秀治 (前日本商工会議所 理事・事務局長)

(6) 「エネルギー政策に関する意見」について (追認)

宮城常務理事から、「エネルギー政策に関する意見 (追認)」について説明があった。概要は以下のとおり。

①同意見は、政府が年内を目途に策定作業を進めている新エネルギー基本計画をはじめ、福島再生を含む当面および中長期のエネルギー政策に関して、東日本大震災以来の商工会議所の政策提言活動の蓄積を踏まえ、改めて意見をとりまとめたもの。10月31日に、岡村会頭が茂木経済産業大臣に、直接提出し、その実現を強く要望するとともに、政府・政党・関係省庁等に働きかけた。

② (i) 電気料金上昇抑制と安定供給の早期回復、(ii) 原発事故の収束と福島再生に向けた取組みの加速、(iii) 総合的な観点から実現可能な「責任あるエネルギー政策」の早急な構築、等を内容としている。

(7) 「小規模企業対策予算の拡充に関する要望」(案) について

宮城常務理事から、「小規模企業対策予算の拡充に関する要望 (案)」について説明がなされ、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①経営改善普及事業を中心とする小規模企業対策予算は、「三位一体改革」以降、多くの都道府県で縮減傾向にある。日本商工会議所では、機会あるごとに、政府・与党等に、同予算の確保・拡充を強く働きかけるとともに、毎年、各都道府県における来年度の予算編成が始まるこの時期に、全国知事会を通じて、各都道府県に対し、商工会議所の総意として、同予算の確保・拡充を訴えている。

②要望では、(i) 小規模企業の置かれた厳しい状況のもと、政府においては、これまで以上に小規模企業支援に注力していること、(ii) 全国の商工会議所では、経営改善普及事業を中心とする小規模企業対策を展開していること、(iii) 消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策において、万全の相談・支援体制を敷いていることに言及している。

③また、経営改善普及事業は、元来は国の政策として始められた補助事業であり、全国的に定着していること、そして、各都道府県が予算付けをすることになった現在も、その意義は一段と大きくなっていることを強調している。

④そのうえで、(i) 相談・支援事業など基礎的な小規模企業対策の履行は地方自治体の大きな責務であること、(ii) 小規模企業支援の強化は、地域経済社会の振興と安定、雇用の確保をもたらす、地方行財政にも資すること、の2点を再認識し、経営改善普及事業を中心とした、平成26年度小規模企業対策予算の拡充と、その確実な執行を強く要望している。

報告事項(1)「良好な日韓経済関係の維持発展に向けて」について(経済4団体コメント)

中村専務理事から、「良好な日韓経済関係の維持発展に向けて(経済4団体コメント)」について説明があった。概要は以下のとおり。

①同コメントは、現在、韓国で起きている日本企業を相手にした裁判(第二次世界大戦中、日本企業によって強制労働させられたとする韓国の元徴用工が、損害賠償と未払い賃金の支払いを求めた裁判)の結果によっては、経済活動を含む良好な日韓両国の関係が損なわれかねないと憂慮し、11月6日に、経済3団体と日韓経済協会の4団体連名で発表したもの。日韓両国政府には、事態の重要性を鑑みて、解決に向けた努力を願うことを内容とする。

②日本商工会議所としても、日韓商工会議所首脳会議など様々な機会を通じて、両国の経済交流の活発化を図っており、同コメントを発表するにあたっては、事前に大韓商工会議所を訪問のうえ、直接説明し、日本側の立場や論理的な考え方に理解を得ている。

(2) 訪ベトナム経済ミッションの概要報告について

渡邊日本メコン経済委員長から、「訪ベトナム経済ミッションの概要報告」について説明があった。概要は以下のとおり。

①日本商工会議所は、渡邊委員長を団長とする総勢78人の経済ミッションを、10月28日から11月2日まで、ベトナムのハノイとホーチミンに派遣した。

②昨年9月に岡村会頭を団長に派遣した経済ミッションの際にベトナム計画投資省(MPI)と締結した覚書に基づき、(i) 中小企業のベトナムへの進出支援・促進を図ること、(ii) 日本とベトナムの地域間交流を促進すること、を大きな目的として実施したもの。

③期間中、グエン・タン・ズン首相、ブイ・クアン・ビン計画投資大臣、ブー・ファイ・ホアン商工大臣への表敬、MPIとの第1回協議会を通じた政策対話のほか、ベトナム商工会議所とのビジネス交流会なども行った。さらに、ハノイ市やホーチミン市周辺の地方政府や工業団地、進出日本企業の視察なども行ったほか、メコンデルタにある13の地方政府等との懇談会を行い、地方政府との関係強化につながる、有益な機会となった。

(3) 重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、国会の動向、成長戦略、エネルギー・環境、社会保障等について、現状および今後のスケジュール、商工会議所の対応等の説明があった。

(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について説明があった。概要は以下のとおり。

①「政府の被災地対策の動き」では、安倍内閣総理大臣が東日本大震災の被災地訪問時に発表した住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(用地取得加速化プログラム、住宅再建の加速化)や、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の動き等について、説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計 2,263 点に拡大）や、被災地復興に向けた取り組み、被災地等での会合の開催予定（平成 26 年度に福島県内で移動常議員会を開催）等について、説明があった。

（５）コンプライアンスの徹底について

宮城常務理事から、「コンプライアンスの徹底」について説明があった。概要は以下のとおり。

①商工会議所職員による不祥事の発生を受け、関係団体や共済事業等を含めた会計全般に係る不祥事の再発を防ぐため、会計に関する適正な管理処理に関する再度の点検を呼びかけた。

②各地商工会議所に対しては、点検結果について報告を別途依頼したい旨を述べるとともに、コンプライアンスについて今後、必要な情報を提供できるように、「コンプライアンス責任者」の設置・登録を改めて依頼した。

（６）平成 25 年秋の叙勲・褒章受章者について

岡村会頭から、「平成 25 年秋の叙勲・褒章受章者」について報告があり、祝意を述べた。今般、日商の推薦等により、19 名が受章した。

（７）東京商工会議所ビル建て替えに伴う日本商工会議所仮移転について

宮城常務理事から、「東京商工会議所ビル建て替えに伴う日本商工会議所仮移転」について説明があり、平成 27 年 1 月から平成 30 年 3 月の建て替え期間中は、「丸の内二丁目ビル」に仮移転することが決定した旨が報告された。

⑥第 239 回議員総会

○日 時 平成 26 年 1 月 16 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分

○場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）

○出席者数 109 名

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 福島商工会議所・渡邊会頭、松江商工会議所・古瀬会頭

○議 事

報告事項（１）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について説明があった。概要は以下のとおり。

①重要政策をめぐる今後の日程について、通常国会は、今月 24 日に召集され、2 月上～中旬に平成 25 年度補正予算案、3 月下旬に平成 26 年度予算案が、それぞれ成立する見込みとなっている。

②1 月中に、予算が組まれた成長戦略関連施策の実行計画が閣議決定されるほか、6 月に予定されている同戦略の改定に向けた今後の検討方針の取りまとめが行われる。具体的には、「雇用」、「医療・介護」、「農業」等の分野における規制改革などの積み残された課題に関して議論されるほか、地方産業競争力協議会が策定する地域ごとの成長戦略についても、改定される成長戦略に盛り込むための検討がなされる見込みである。

③現在、産業競争力会議等において、中小企業政策と地域活性化政策を融合した新たな政

策の議論がなされている。今般、経済産業省と総務省で、創業支援とともに地域雇用の創出や交流人口の増加を図る事業が実施されているところであるが、今後は、各省が連携した政策に関する議論の本格化が予想され、改定される成長戦略に盛り込まれた場合は、予算も組まれることになる。

(2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

はじめに、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）から、継続的な支援に対する謝意や被災地の現状が述べられるとともに、風評打破・風化払拭に向け、より一層の協力依頼があった。

続いて、宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、「政府の被災地対策の動き」では、インフラ復旧や災害廃棄物処理は概ね進捗しているものの、復興まちづくりや1次産業の復旧・復興は依然低調であること、「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計2,268点に拡大）等について、それぞれ説明があった。

(3) 6月移動常議員会・議員総会等（広島）（6月18日～19日）の開催について

青山理事・事務局長から、「6月移動常議員会・議員総会等」を6月18日（水）～19日（木）に広島市において開催する旨の報告があり、多数の参加を呼びかけた。

(4) 第21期全国商工会議所女性会連合会長について

青山理事・事務局長から、「第21期全国商工会議所女性会連合会長」に、今月14日の理事会において、東京商工会議所女性会の山崎登美子会長が選任された旨の報告があった。

⑦第240回議員総会

○日 時 平成26年3月20日（木）11時00分～11時50分

○場 所 孔雀西の間（帝国ホテル2階）

○出席者数 107名

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 富山商工会議所・高木会頭、松山商工会議所・森田会頭

○議 事

議 案（1）第119回通常会員総会への提案事項について

「第119回通常会員総会への提案事項」に関し、「（1）第29期行動計画（案）および平成26年度事業計画（案）」（説明者：中村専務理事）、「（2）平成26年度収支予算（案）」（同：宮城常務理事）についてそれぞれ説明があり、異議なく承認され、同日午後には開催される通常会員総会へ付議されることとなった。

(2) 平成25年度特別会計の新規設置（案）ならびに一部収支補正予算（案）について

宮城常務理事から、「平成25年度特別会計の新規設置（案）ならびに一部収支補正予算（案）」について、平成25年度予算として新たに設置する「地域力活用市場獲得等支援事業特別会計」、平成25年度予算の補正を行う「消費税転嫁対策窓口相談等事業特別会計」、「信用基金特別会計」の3つの特別会計について説明があり、異議なく承認された。

報告事項（1）世界商工会議所連盟（WCF）評議員会の結果概要について

中村専務理事から、「世界商工会議所連盟（WCF）評議員会の結果概要」について、説明が

あった。概要は以下のとおり。

①同会議は、昨年世界商工会議所連盟（WCF）の評議員の選挙（日本から中村専務理事が選出。任期は2014～16年の3年間）の後、新体制になって初めて開催されたもの。

②カリエ事務総長より「今年のミッションはネットワーク、知識、ノウハウをキーワードとして活動していく。また、世界経済の発展を実現するためにWCFはより積極的にG20やWTO等への提言を行う」と、2014年の活動計画について述べられた。

③今回は、本年10月17日に東京にて開催予定であり、中村専務理事がプレゼンを行い、多くの参加を呼びかけた。

④また、評議員会の期間中に、中村専務理事とトルコ商工会議所連合会（TOBB）のリファト会頭との間で、ミッションの相互派遣や、投資フォーラムの共同開催等を記したMOU（覚書）を締結した。

（2）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①1月22日に開催されたダボス会議の基調講演において、安倍首相が法人実効税率の引き下げに踏み込む考えを表明したことを受けて、現在、経済財政諮問会議、政府税制調査会、自民党税制調査会において、6月の成長戦略（改訂）に向けた議論が進められている。経済財政諮問会議では、有識者議員が1月20日に発表した提言で「法人実効税率（35%程度）をアジア近隣諸国並み（25%程度）に引き下げることを目指し、速やかに検討すべき」としており、英国・ドイツ・韓国など、税率を引き下げても増収となった事例を取り上げるなど、検討を進めている。また、政府税制調査会では、法人課税DG（ディスカッショングループ）を設置し、他の税目との関係や政策効果の検証を行っているほか、自民党税制調査会においても、「党税調としての基本的な方向性」について議論している。

②法人実効税率の引き下げの議論では、「引き下げ時期」、「引き下げ幅」、「代替財源」が主な焦点となっている。特に、代替財源については、法人税率1%の引き下げで約4,700億円の減収となり、25%に引き下げた場合は、約4.7兆円の減収になると試算されていることから、課税ベースの拡大（租税特別措置や欠損金繰越控除の廃止）の検討もあわせて進められている。

中小企業は、過年度の欠損金の繰入により赤字となっている企業が約3割あるとされ、赤字企業においては、法人税が引き下げられても、欠損金の繰越控除が廃止・縮小された場合には、増税となる可能性がある。そのため、法人実効税率の引き下げと同時に、増税とならないようにする必要がある。

当所としては、今後の対応方針等について、税制専門委員会等において検討を進めるとともに、各地商工会議所からのご意見をいただきながら、政府等に働きかけていく。

③消費税の軽減税率は、与党税制協議会において、5月末までを目途に、対象品目の基本理念の選定や区分経理の制度設計（インボイス）について検討した後、9月にかけて商工会議所を含む事業者等にヒアリングを実施する予定である。その後、取りまとめに向けた議論を行い、12月の平成27年度与党税制改正大綱に盛り込むこととしている。

④原子力発電の再稼働については、鹿児島県の川内発電所の優先審査が決定した。早ければ5月に一体審査（設置変更許可・工事計画認可・保安規定認可）が終了し、夏までに再稼

働の可能性があるとされているが、パブリックコメントや周辺自治体での公聴会なども予定されており、再稼働までの具体的なプロセスには不透明な部分が残っている。なお、その他の発電所の再稼働の見通しは立っていない。

⑤ 3月7日には、「小規模企業振興基本法案」（小規模基本法）に加え、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」（小規模支援法）が国会に提出された。改正の考え方として、商工会議所・商工会を中核とした伴走型支援（事業者による事業計画の策定から実行・フォローアップまでの支援）の体制整備に加え、地域活性化に繋がる面的支援を強化することとしている。商工会議所・商工会が、販路拡大や新分野進出など、小規模事業者の経営課題に対する支援を行う「経営発達支援計画」を策定し、国が認定・公表する仕組みが新設される。従来の「経営改善」に比べ、支援内容はより専門的になるが、当所としては、今後、経営指導員の人材育成や同計画策定のための雛型の作成など、各地商工会議所への支援をより充実させていく予定である。

（3）商工会議所における小規模企業支援の実施状況に関する調査結果について

宮城常務理事から、「商工会議所における小規模企業支援の実施状況に関する調査結果」について、経営指導員数はほぼ一貫して3,500人前後で推移していること、経営指導に従事する職員数は漸減傾向にあること、商工会議所検定は経営指導員に欠かせない資格として定着していること等の説明があった。

（4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、「政府の被災地対策の動き」では、インフラ復旧や災害廃棄物処理は完了の目途が立っているものの、復興まちづくりや1次産業の復旧・復興は依然低調であることの説明があった。

「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計2,336点に拡大）について説明するとともに、被災事業者のニーズをより重視したマッチングを促進し、被災地の本格復興へ弾みをつけることを依頼。また、「東北六魂祭」の開催が、5月24～25日の両日山形市内で行われることが決まり、多くの参加を呼びかけた。

（5）日本商工会議所青年部（日本YEG）の活動について

今月末をもって1年間の任期満了により退任する日本YEGの阿部会長（仙台YEG）から、「日本YEGの活動」について、平成25年度の事業等について報告がなされるとともに、1年間の支援への謝意が述べられた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 623 回 4/18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （さいたま・松永会頭 高知・青木会頭）	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見（案）について 報告事項 (1) 甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について (2) 重要政策課題の動向について (3) 日本商工会議所第 29 期議員選挙日程について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について (6) 「共済・保険制度」の推進で商工会議所組織・財政基盤を強化しよう！キャン ペーン（案）について (7) その他 ※昼食懇談会 演題：「これからの日中関係と日本経済」 ゲストスピーカー：前中華人民共和国駐箚特命全権大使 丹羽 宇一郎 氏
第 624 回 6/20 10 時～12 時	山形グランドホテル 「サンリヴァ」 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （小樽・山本会頭 大分・姫野会頭）	議案 (1) まちづくりに関する意見について（追認） (2) 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50 について （追認） (3) 東日本大震災に係る会費減免（案）について 報告事項 (1) 第 7 回日韓商工会議所首脳会議の結果概要について (2) 第 8 回世界商工会議所大会の結果概要について (3) 第 23 回日西経済合同委員会会議の結果概要について (4) 重要政策課題の動向について (5) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (6) その他 ※特別講演 演題：「なぜ山形でじゅうたん？ー日本のじゅうたん山形緞通」 ゲストスピーカー：オリエンタルカーペット株式会社 代表取締役社長 渡辺 博明 氏
第 625 回 7/18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （松本・井上会頭 宮崎・米良会頭）	議案 (1) 第 118 回通常会員総会への提案事項について (2) 平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望（案）について (3) 平成 26 年度税制改正に関する意見（案）について (4) 平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について (5) 第 29 期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当てについて (6) 第 118 回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて」の開催結果について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) その他 ※昼食懇談会 演題：「今後のアベノミクス政策の行方 ー日本の将来を決めるこれからの 3 年間ー」 ゲストスピーカー：株式会社日本総合研究所 理事長 高橋 進 氏

第 626 回 9/18 11 時 30 分～ 12 時 20 分	国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （岸和田・柳曾会頭 岡山・岡崎会頭）	議案 （1）特別顧問の委嘱について （2）顧問の委嘱について 報告事項 （1）重要政策課題の動向について （2）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （3）憲法問題に関する研究会報告書（案）について （4）重要政策課題の動向について （5）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （6）その他
第 627 回 10/17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （水戸・和田会頭 豊橋・吉川会頭）	議事 （1）臨時会員総会の招集について （2）TPP 協定に関する意見について（追認） （3）第 29 期日本商工会議所委員会・特別委員会・専門委員会編成および日本商工 会議所委員会規則等の一部改正（案）について （4）消費税率引上げに伴う受験料の改定について（案） 報告事項 （1）日本商工会議所第 29 期議員選挙結果について （2）「商工会議所のための海外展開支援ガイドブック」の発行について （3）日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について （4）その他 ※特別講演 演題：「TPP 交渉の現状について」 ゲストスピーカー：内閣府 副大臣 西村 康稔 氏
第 628 回 11/21 10 時～ 10 時 40 分	帝国ホテル「孔雀西の 間」 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （旭川・新谷会頭 佐賀・井田会頭）	議案 第 29 期常議員の選任について
第 629 回 11/21 10 時～ 10 時 40 分	帝国ホテル「孔雀西の 間」 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （旭川・新谷会頭 佐賀・井田会頭）	議案 （1）臨時会員総会への提案事項について （2）第 29 期専務理事、常務理事および理事の選任について （3）第 29 期議員に準ずる者の選任について （4）第 29 期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について （5）第 29 期特別顧問、顧問および参与の委嘱について （6）「エネルギー政策に関する意見」について（追認） （7）「小規模企業対策予算の拡充に関する要望」（案）について 報告事項 （1）「良好な日韓経済関係の維持発展に向けて」について（経済 4 団体コメント） （2）訪ベトナム経済ミッションの概要報告について （3）重要政策課題の動向について （4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （5）コンプライアンスの徹底について （6）その他

第 630 回 12/19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （盛岡・元持会頭 川崎・山田会頭）	議案 (1) 第 29 期総合政策委員会等副委員長・委員の委嘱について (2) 日本商工会議所事務規則の一部変更（案）について 報告事項 (1) 「経営者保証に関するガイドライン」の概要について (2) 重要政策課題の動向について (3) 商工会議所の組織・財政等の現状（速報版）について (4) 平成 26 年諸会議（平成 26 年 1 月～平成 27 年 3 月）について (5) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (6) その他 ※昼食懇談会 演題：「2014 年の日本経済の展望」 ゲストスピーカー：BNP パリバ証券株式会社 経済調査本部長 チーフエコノミスト 河野 龍太郎 氏
第 631 回 26/1/16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （福島・渡邊会頭 松江・古瀬会頭）	報告事項 (1) 重要政策課題の動向について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) 6 月移動常議員会・議員総会等（広島）（6 月 18 日～19 日）の開催について (4) その他
第 632 回 2/20 12 時～ 13 時 55 分	国際会議場 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （一宮・豊島会頭 鹿児島・岩崎会頭）	議案 (1) 「TPP 交渉の早期妥結を求める」（経済 3 団体連名）について（追認） (2) 東日本大震災から 3 年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を（案）につ いて (3) 第 119 回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 重要政策課題の動向について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) 第 29 期専門委員会の委員について (4) その他
第 633 回 3/20 11 時～ 11 時 50 分	帝国ホテル「孔雀西の 間」 出席者数 55 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （富山・高木会頭 松山・森田会頭）	議案 (1) 第 119 回通常会員総会への提案事項について (2) 平成 25 年度特別会計の新規設置（案）ならびに一部収支補正予算（案）につ いて 報告事項 (1) 世界商工会議所連盟（WCF）評議員会の結果概要について (2) 重要政策課題の動向および重要政策に対する商工会議所の考え方・主張につ いて (3) 商工会議所における小規模企業支援の実施状況に関する調査結果について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について (6) その他

(4) 監事会

- 日 時 25 年 7 月 17 日（水）10 時 40 分～12 時 20 分
- 場 所 110 特別室
- 出席者 6 名
- 内 容 平成 24 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
25/4/17	第 23 回産業経済・第 14 回観光・第 27 回中小企業・第 26 回地域活性化合同委員会	171 名	(1) 重要政策課題の動向について (2) 徳川家康公顕彰四百年記念事業について 静岡商工会議所 専務理事 熱川 裕 氏 (3) 徹底した経営革新支援と出口（販路開拓）支援について 久留米商工会議所 専務理事 穴見 英三 氏 (4) 立地企業応援・協力プロジェクトについて 藤沢商工会議所 専務理事 金井 正志郎 氏 (5) その他
4/17	第 16 回国際経済・第 10 回労働・第 22 回運営合同委員会	167 名	(1) 「日本企業の国際化と直面するビジネストラブル」～国際商事紛争解決策としての「仲裁」～ 一般社団法人日本商事仲裁協会 理事長 横川 浩 氏 (2) 今後の障害者雇用施策の動向について 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 氏 (3) AR アプリ「マンタビ～札幌まんが Layer～」について 札幌商工会議所 部会・産業部長 鈴木 敏哉 氏 (4) 「共済・保険制度」の推進で商工会議所組織・財政基盤を強化しよう！ キャンペーン（仮称）（案）について (5) その他
4/18	13 回情報化・第 5 回教育合同委員会	130 名	(1) 中小企業と専修学校について 文部科学省 大臣官房審議官 大木 高仁 氏 (2) 中小企業 IT 経営力大賞にみる戦略的な IT 活用について 明治大学 経営学部教授 岡田 浩一 氏 (3) その他
6/19	第 15 回観光・第 27 回地域活性化合同委員会	200 名	(1) 映画のロケ地を活かした観光振興について 稚内商工会議所 会頭 中田 伸也 氏 中小企業相談所 相談課長 秋元 卓也 氏 (2) 「地域活性化の取り組み～光るものづくり技術と販路開拓」 三条商工会議所 会頭 斎藤 弘文 氏 (3) その他
7/18	第 28 回中小企業・第 12 回税制・第 11 回国民生活・第 23 回運営合同委員会	104 名	(1) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設について 消費者庁 消費者制度課長 加納 克利 氏 (2) 消費税転嫁対策特別措置法について ①消費税転嫁対策特別措置法について 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課長 山田 弘 氏 ②商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について (3) でんさいネットのご案内について 株式会社 全銀電子債権ネットワーク 代表執行役社長 諸江 博明 氏 (4) 平成 26 年度税制改正に関する意見（案）について (5) 「平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望」（案）について (6) 平成 24 年度事業報告（案）および平成 24 年度収支決算（案）について (7) 平成 26 年度各種検定試験の施行日等について (8) SBI レミットの国際送金のご案内について (9) その他

9/17	第24回産業経済・第28回地域活性化・第22回環境・エネルギー合同委員会	126名	(1) 「国土交通省の平成26年度まちづくり施策の方向性と地方都市リノベーション事業」について 国土交通省 都市局 市街地整備課 拠点整備事業推進官 鎌田 秀一 氏 一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部参事 織田村 達 氏 (2) 心潤う歴史と文化が賑わう「門前都市 ながの」～中心市街地活性化～事業善光寺表参道灯籠復元事業について 長野商工会議所 専務理事 今井 克明 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応について 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 原子力発電事故収束対応室 汚染水対策官 上田 洋二 氏 (5) エネルギー基本計画、地球温暖化対策について 地球環境産業技術研究機構 秋元 圭吾 氏 (6) その他
9/17	第17回国際経済・第12回国民生活・第6回教育合同委員会	109名	(1) 社会保障改革におけるセルフメディケーションの推進について 株式会社 龍角散 社長 厚生労働省 社会保障審議会 医療保険部会 委員 藤井 隆太 氏 日本OTC医薬品協会 顧問 湯浅 総一郎 氏 (2) 川口若手ものづくり人材育成事業について 川口商工会議所 ものづくり支援課 係長 清水 康史 氏 (3) 「海外展開一貫支援ファストパス制度」について 経済産業省 通商政策局 国際経済課長 藤本 武士 氏 (4) 海外における模倣品対策について 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣対策専門官 山浦 光一郎 氏 (5) その他
9/18	第29回中小企業・第14回情報化・第24回運営合同委員会	116名	(1) タブレット端末を活用したIT経営支援について 竹原商工会議所 専務理事 永井 克典 氏 (2) 地元ゴルフ場を活用した地域活性化事業について 宮崎商工会議所 専務理事 倉掛 正志 氏 (3) 商工会議所のリスクマネジメントとコンプライアンスの徹底について (4) 平成26年度中小企業・小規模事業者対策予算の概算要求について 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課長 蓮井 智哉 氏 (5) その他
10/16	第25回産業経済・第13回税制・第25回運営・第3回広報特別合同委員会	78名	(1) 「危機発生時のマスコミ対応―基本知識とノウハウ―」について 株式会社 田中危機管理広報事務所 代表取締役 田中 正博 氏 (2) 重要政策課題の動向について (3) 消費税引き上げに伴う経済政策パッケージ（税制）のポイントについて (4) 消費税率引上げに伴う受験料の改定等について（案） (5) その他

10/16	第26回産業経済・第20回中小企業・第29回地域活性化・第11回労働・第23回環境・エネルギー・第26回運営・第5回行政改革特別合同委員会	74名	(1) 中心市街地活性化施策の方向性について 経済産業省 中心市街地活性化室長 夏目 健夫 氏 (2) J-クレジット制度と省エネルギーの助成事業について 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 課長補佐 森川 純 氏 (3) 「知恵産業推進に向けた企業支援の取り組み」について 京都商工会議所 知恵産業推進室 室長 窪田 裕幸 氏 (4) 第29期日本商工会議所委員会・特別委員会・専門委員会編成および日本商工会議所委員会規則等の一部改正（案）について (5) 「個人情報漏えい賠償責任保険制度」の一部改定について (6) その他
10/17	第16回観光・第30回中小企業・第15回情報化合同委員会	92名	(1) ITを活用した商工会議所の情報発信力の強化について 株式会社スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏 (2) 観光誘致先としてのASEANの可能性およびムスリム観光客受け入れ策について 国際機関日本アセアンセンター 観光交流部 マネージャー 藤田 賢 氏 (3) 「消費税転嫁対策窓口相談等事業」の取り組みについて 茅ヶ崎商工会議所 中小企業相談所長 竹内 郁夫 氏 経営指導員 深田 将基 氏 (4) その他
11/20	第27回産業経済・第30回地域活性化・第12回労働合同委員会	132名	(1) 労働法政策の重要課題について 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労使関係部門 統括研究員 濱口 桂一郎 氏 (2) 重要政策課題の動向について (3) 中心市街地の再生と空き店舗・未利用地の有効活用について 和歌山大学経済学部教授 足立 基浩 氏 (4) その他
11/20	第18回国際経済・第17回観光・第32回中小企業・第7回教育・第27回運営合同委員会および全国商工会議所台湾ビジネス連絡会との合同会議	111名	(1) 地域資源を活かした観光振興について 糸魚川商工会議所 専務理事 田鹿 茂樹 氏 総務課 総務係長 野本 宏一 氏 (2) グローバル人材育成に向けた海外留学の促進について 文部科学省 文部科学審議官 板東 久美子 氏 (3) 「小規模企業対策予算の拡充に関する要望」（案）について (4) 検定試験に係る制度・運営等の変更について (5) 台湾の最新経済動向と日台経済関係について 台北駐日経済文化代表処 副代表 台日産業連携推進オフィス 副主任 余 吉政 氏 (6) その他
12/18	第1回産業経済・第1回国際経済・第1回エネルギー・環境・第1回運営・第1回地方分権・行政改革特別合同委員会	145名	(1) 「新たな規制改革の枠組み」について ①国家戦略特区について 内閣官房 地域活性化統合事務局 総括参事官 藤原 豊 氏 ②企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度について 経済産業省 経済産業政策局 産業構造課 課長 木村 聡 氏 (2) 高レベル放射性廃棄物の地層処分について 原子力安全研究協会 処分システム安全研究所長 枋山 修 氏 (3) 目指すべき市場経済システムに関する専門調査会報告について 内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官 佐久間 正哉 氏 (4) 検定試験の運営等について (5) 日本商工会議所事務規則の一部変更（案）について (6) その他

12/18	第2回産業経済・第1回観光・第1回地域活性化・第1回税制合同委員会	152 名	(1) 好循環実現のための経済対策について 内閣府 大臣官房審議官（大臣官房担当・経済財政運営担当） 羽深 成樹 氏 (2) 平成 26 年度税制改正の概要について 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課 課長 飯田 健太 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) インバウンドを中心とした観光振興への取り組みについて 沼津商工会議所 事務局長 杉山 金芳 氏 (5) 伊那発製造業ご当地お土産プロジェクトについて 伊那商工会議所 専務理事 伊藤 正 氏 (6) その他
12/19	第1回中小企業・第1回情報化合同委員会	112 名	(1) 最新 IT がもたらすビジネスイノベーションについて 一般社団法人 OESF 代表理事 三浦 雅孝 氏 (2) 3D プリンタの現状と中小企業における活用について 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 多摩テクノプラザ 電子・機械グループ長 阿保 友二郎 氏 (3) 「経営者保証に関するガイドライン」の概要について (4) 商工会議所電子ライブラリーによる情報提供について (5) その他
26/1/15	第2回税制・第2回エネルギー・環境・第2回運営合同委員会	200 名	(1) 平成 26 年度税制改正について 財務省 主税局 総務課 課長 田島 淳志 氏 総務省 自治税務局 企画課 課長 濱田 省司 氏 (2) 新「エネルギー基本計画」の策定について 資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課 課長 飯田 祐二 氏 (3) 第 29 期行動計画骨子（案）および平成 26 年度事業計画骨子（案）について (4) 「検定事業再生プロジェクト」のこれまでの取り組みと今後の推進について (5) その他
1/15	第3回産業経済・第2回中小企業・第2回地域活性化合同委員会	191 名	(1) 平成 25 年度補正予算案・平成 26 年度予算案における中小企業関連予算の概要について 経済産業省 中小企業庁 長官官房 参事官 三又 裕生 氏 (2) 「産業競争力強化法に基づく創業支援の促進」および「地域経済イノベーションサイクル（地域経済循環創造事業交付金）」について 経済産業省 中小企業庁 経営支援部 新事業促進課 課長 梁嶋 利道 氏 総務省 自治行政局 地域政策課 課長 猿渡 知之 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) 国土強靱化の取り組みについて 内閣官房 国土強靱化推進室 参事官 北本 政行 氏 (5) その他
1/16	第3回地域活性化・第1回国民生活・第3回運営合同委員会	190 名	(1) 食材偽装表示問題への対応（景品表示法改正等）について 消費者庁 消費者制度課 課長 加納 克利 氏 (2) 「地域産品ギフトモール」について 横須賀商工会議所 専務理事 菊池 匡文 氏 情報企画課長 工藤 幸久 氏 (3) 生命共済制度加入率 35%達成への取り組みについて 那覇商工会議所 専務理事 仲田 秀光 氏 企画業務部長 玉城 茂 氏 (4) その他

2/19	第19回産業経済・第25回地域活性化・第19回運営合同委員会	119名	(1) 平成26年度中小企業知的財産関連施策について 特許庁 長官 羽藤 秀雄 氏 中小企業知財戦略支援総合調整官（審査業務部長） 國友 宏俊 氏 (2) 地域資源を活かした取り組み～地域ブランドの確立に向けて 弘前商工会議所 専務理事 工藤 茂起 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) その他
2/19	第3回中小企業・第1回教育・第4回運営合同委員会	99名	(1) 専門学校等との連携による成長分野への人材育成・供給について 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 室長 圓入 由美 氏 (2) 廿日市商工会議所における創業支援について 廿日市商工会議所 情報化専門室 主任主事 安葉 貴之 氏 (3) 平成25年度補正予算・平成26年度予算案における商工会議所関係予算について (4) 検定試験受験者数の状況等について (5) 営業推進部設置による検定事業等の推進について 長岡商工会議所 専務理事 山村 雅隆 氏 営業推進部部長 長谷川 和明 氏 (6) その他
2/20	第4回中小企業・第2回情報化・第5回運営合同委員会	107名	(1) 等身大のITが地域を活性化！中小企業のIT活用・現場レポート 株式会社リックテレコム 中小企業のIT経営マガジン COMPASS 編集長 石原 由美子 氏 (2) 消費税率引上げと中小企業の転嫁対策について 日本商工会議所 消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WG 委員 株式会社IAC 代表取締役社長 中小企業診断士 秋島 一雄 氏 (3) 川口商工会議所中期行動計画・財政計画について 川口商工会議所 総務課 課長 加藤 和 氏 (4) その他
3/19	第5回産業経済・第1回労働・第4回エネルギー・環境・第2回教育合同委員会	131名	(1) 重要政策課題の動向について (2) 原発事故、早期帰還と生活再建のために 原子力発電環境整備機構 元理事 河田 東海夫 氏 (3) 各地商工会議所における婚活事業の取組事例紹介について ①天童商工会議所における婚活事業の取組事例紹介について 天童商工会議所 専務理事 安喰 邦男 氏 ②「平成25年度 商工会議所婚活事業実施状況調査」の結果概要について (4) 三重県商工会議所連合会におけるキャリア教育支援について 三重県商工会議所連合会 専務理事 藤本 和弘 氏 (5) その他

3/19	第5回中小企業・第3回税制・第6回運営合同委員会	95名	(1) 被災地報告について 東北六県商工会議所連合会 宮城県商工会議所連合会 常任幹事 間庭 洋 氏 福島県商工会議所連合会 常任幹事 石井 浩 氏 岩手県商工会議所連合会 専務理事 廣田 淳 氏 (2) 「アシストプログラム事業 支援事例紹介集」について 東京商工会議所 中小企業部 担当部長 安嶋 潔 氏 (3) 創業者向けフリーペーパー「Approach」の発行について 福岡商工会議所 専務理事 中村 仁彦 氏 会員サービス本部長 三角 薫 氏 (4) 消費税転嫁対策の今後の取り組みについて 中小企業庁 消費税転嫁対策室 課長補佐 前田 了 氏 (5) 平成25年度特別会計の新規設置(案)ならびに一部収支補正予算(案)について (6) 第29期行動計画(案)および平成26年度事業計画(案)ならびに収支予算について (7) その他

(6) 特別委員会

期 日	特別委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
25/6/14	第7回まちづくり特別委員会	18名	(1) まちづくりに関する意見について (2) 関係省庁（経済産業省、国土交通省）における中心市街地活性化政策等の見直しについて 経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 商務流通保安審議官 豊永 厚志 氏 国土交通省 都市局 都市計画課長 和田 信貴 氏 (3) 今後の活動（案）について (4) その他
7/17	第6回表彰特別委員会	16名	(1) 第118回日本商工会議所表彰（案）について — 特別功労者表彰 — 役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動） (2) その他
10/1	第8回中小企業国際化支援特別委員会	24名	(1) 講演「日本企業は何で食っていくのか」 東京理科大学大学院 教授 伊丹 敬之 氏 (2) 各地商工会議所の国際関連事業に関するアンケート調査集計結果について (3) 中小企業国際化支援特別委員会報告書（案）について (4) 意見交換 (5) その他
10/3	第8回まちづくり特別委員会	25名	(1) 中心市街地活性化施策の方向性について 内閣官房地域活性化統合事務局 次長 内閣府地域活性化推進室 次長 田中 博敏 氏 (2) 中心市街地活性化について 経済産業省 中心市街地活性化室長 夏目 健夫 氏 (3) まちづくりに関する今後の検討課題等について (4) 沖縄市におけるまちづくりの現状と取組、今後の方向性等について
26/2/19	第1回表彰特別委員会	16名	(1) 第119回日本商工会議所表彰（案）について — 特別功労者表彰 — 役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰（組織強化(会員増強)、組織強化特別(高組織率)、財政基盤強化、事業活動表彰) (2) その他

2/25	第1回まちづくり特別委員会	24名	(1) 「これまでのまちづくりとこれからのまちづくりの方向」 明治大学 客員教授・福島大学 名誉教授 鈴木 浩 氏 (2) 改正中心市街地活性化法案、改正都市再生特別措置法案および同法 関連施策と予算等について 経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 大臣官房審議官 佐々木 良 氏 国土交通省 都市局 都市計画課 土地利用調整官 内田 純夫 氏 (3) 第29期および平成26年度におけるまちづくり特別委員会での取 組みについて (4) 意見交換（全国各地で中心市街地活性化の取り組みを強化するた めの方策について） (5) その他

(7) 専門委員会等

期 日	専門委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
25/4/19	第13回税制専門委員会	17名	(1) 報告 ・消費税引き上げに伴う転嫁対策等の特別措置法について (2) 協議 ・平成26年度税制改正に関する意見（項目案）について ・平成26年度税制改正等に関するアンケート（案）について (3) その他
4/19	日商第7回労働専門委員会・東商第8回労働委員会合同委員会	9名	(1) 「大学新卒採用・就職市場の分析－時期後倒しに関連して－」 (2) 新規学卒者の採用スケジュール等について (3) その他
4/26	第7回行財政改革専門委員会	12名	(1) 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見（案） の内容について (2) 意見交換 (3) その他
5/17	第10回観光専門委員会	21名	(1) 「平成25年度全国商工会議所きら輝き観光振興大賞」本審査 (2) 「平成26年度全国商工会議所観光振興大会 in べっぶ」の企画内容 について (3) 「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて」の準備状況について (4) その他
5/22	第6回中小企業政策専門委員会	17名	(1) 講演「平成25年度の中小企業施策について」 中小企業庁 長官官房 参事官 藤野 琢巳 氏 (2) 意見交換「平成26年度中小企業関係施策に関する意見・要望の骨子 について」 (3) その他
5/28	第11回社会保障専門委員会	9名	(1) 成長産業としての医療の可能性と必要な改革（重点化・効率化策） 多摩大学大学院 教授 真野 俊樹 氏 (2) 社会保障制度改革に関する政府の動きについて (3) その他
5/29	第6回教育専門委員会	9名	(1) 就職／採用活動の現状と問題意識 株式会社リクルートキャリア 就職みらい研究所長 リクナビ編集長 岡崎 仁美 氏 (2) 教育再生実行会議等の動向について (3) その他
	第6回地域活性化専門委員会	19名	(1) 資料集「地域活性化に向けて～活性化のキーポイントと事例」の中 間報告 (2) その他

6/1.2	東北六魂祭・相馬市内視察会	10 名	観光専門委員会において、福島市で開催した東北六魂祭の視察会を実施。パレードの見学のほか、相馬市の観光施設等を視察した。
6/5	第 5 回環境専門委員会・東商環境委員会合同委員会（エネルギー・原子力政策に関する研究会併催）	41 名	(1) 「欧米のエネルギー政策の意図するところ」 常葉大学 経営学部 教授 山本 隆三 氏 (2) 「エネルギー・環境政策の見通しと検討のポイント」 地球環境産業技術研究機構 主席研究員 秋元 圭吾 氏 (3) 質疑応答 (4) 東商の省エネ支援事業について (5) 意見交換
6/6	第 14 回税制専門委員会	18 名	(1) 講演 ・成長戦略を見据えた税制改正について 経済産業省 企業行動課長 藤木 俊光 氏 (2) 協議 ・平成 26 年度税制改正に関する意見（素案）について (3) その他
6/25	第 7 回中小企業政策専門委員会	16 名	(1) 中小企業政策をめぐる政府・政党の動きについて (2) 平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について (3) その他
6/26	第 8 回 IT 経営推進専門委員会	13 名	(1) 中小企業の IT 活用・支援ニーズについて（WEB 会議） 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 (2) 専門委員会活動報告 (3) 商工会議所が取り組むべき IT 経営支援策について（意見交換） (4) モバイル・クラウドスクエア（東京商工会議所ビル 1 階）視察 (5) その他
7/3	第 15 回税制専門委員会	20 名	(1) 報告 ・平成 26 年度税制改正を取り巻く状況 (2) 協議 ・平成 26 年度税制改正に関する意見（案）について (3) その他
7/12	産業人材専門委員会 特別検討会議	11 名	(1) 企業の人材育成に係る取組み状況と課題 (2) 商工会議所による人材育成支援のあり方
7/25	第 8 回日商労働専門委員会／東商労働委員会委員長・共同委員長・副委員長会議 合同会議 ～最低賃金審議会 商工会議所関係委員との意見交換～	28 名	(1) 平成 25 年度中央最低賃金審議会への対応について (2) その他
7/30	第 12 回社会保障専門委員会	9 名	(1) 超高齢化社会の ICT 活用について 早稲田大学電子政府・自治体研究所 所長 小尾 敏夫 氏 (2) 社会保障制度改革に関する政府の動きについて (3) その他
9/3	第 8 回中小企業政策専門委員会	12 名	(1) 平成 26 年度中小企業・小規模事業者対策予算の概算要求について 中小企業庁 長官官房 参事官 三又 裕生 氏 (2) 「経営者保証に関するガイドライン」の策定の動きについて (3) 小規模企業振興基本法（仮称）の検討について
9/26	第 13 回社会保障専門委員会	8 名	(1) 医療制度改革の動向と今後の課題について 厚生労働省 保険局 保険課長 鳥井 陽一 氏 (2) 社会保障制度改革に関するその他政府の動きについて (3) 社会保障制度改革に対する健保連の考え方について 健康保険組合連合会 企画部長 樋口 真也 氏 (4) その他

9/26.27	第7回地域活性化専門委員会	13名	(1) 地域活性化事例データベース（試作版）の概要について (2) データベース（DB）の活用促進について (3) 第28期活動総括および今後の検討課題について (4) その他
9/30	第7回教育専門委員会	11名	(1) ギャップイヤーの意義と課題について 日本ギャップイヤー推進機構協会 代表理事 砂田 薫 氏 (2) 教育改革に関する政府等の動向について (3) その他
9/30	第11回観光専門委員会	20名	(1) 観光分野に関する平成26年度予算概算要求の概要について 観光庁 総務課長 水嶋 智 氏 (2) 地域のビジネスとして発展するインバウンド観光について 日本政策投資銀行 地域企画部 主任研究員 小林 賢弘 氏 (3) 祭り等イベント開催における商工会議所の対応における意見交換 (4) 「全国商工会議所観光振興大会2013inいわて」の開催報告および「全国商工会議所観光振興大会2014in べっふ」の準備状況について (5) 「観光振興へのアプローチと課題に関する事例集」について (6) その他
10/8	第9回IT経営推進専門委員会	11名	(1) ITを活用した商工会議所の情報発信力の強化について 株式会社スプラム代表取締役・中小企業診断士 商工会議所IT活用研究会 アドバイザー 竹内 幸次 氏 (2) 中小企業IT経営支援のあり方について 明治大学経営学部教授 中小企業IT経営力大賞選考作業部会 部会長 岡田 浩一 氏 (3) 平成25年度実施プロジェクトの進捗状況について (4) 第28期IT経営推進専門委員会活動報告 (5) 意見交換 (6) その他
10/17	第9回運営専門委員会	19名	(1) 商工会議所が実施するイベント等事業における危機管理のあり方 (2) 新たな保険制度の検討について (3) 商工会議所運営と検定事業におけるコンプライアンスの徹底について (4) 販売士検定の名称について (5) 第29期の運営専門委員会で討議すべき課題について (6) その他
10/25	日商第9回労働専門委員会・東商第9回労働委員会 合同委員会	42名	(1) 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（雇用分野）及び今後の労働時間法制の在り方について (2) 今後の労働者派遣制度の在り方に関する検討状況について (3) 意見交換 (4) 報告
10/28	第4回産業人材専門委員会	18名	(1) 第28期 産業人材専門委員会の取りまとめについて (2) 意見交換 (3) その他
26/2/14	第1回観光専門委員会	25名	(1) 第29期観光専門委員会の活動について (2) 平成27年度全国商工会議所観光振興大会の開催地選考について (3) 514の資源を磨き、結ぶ「観光立“地域”」の実現に向けて～商工会議所観光振興宣言～（骨子案）について (4) 全国商工会議所観光振興大会2014 in べっふの大会内容(案)について (5) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR推進法案）について (6) 「山の日」制定の動きについて (7) その他

2/20	第1回運営専門委員会	24名	(1) 第29期運営専門委員会について (2) 商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書（素案）について (3) 全国商工会議所イベント保険（仮称）の創設について (4) その他
3/6	日商第1回経済法規専門委員会・東商第1回経済法規・CSR委員会合同委員会	41名	(1) 今期の運営方針（案）について (2) 商法（運送・海商関係）改正検討会の設置について (3) その他
3/10	科学技術・知財専門委員会	14名	(1) 今期の運営方針（案）について (2) 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見について (3) その他
3/19	第2回運営専門委員会	23名	(1) 商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書（案）について (2) 商工会議所が実施するイベント等事業に関する「商工会議所イベント保険（仮称）」について (3) 「海外展開サポートプラン」（仮称）の創設等について (4) その他
3/24	第1回税制専門委員会	19名	(1) 説明 ・第29期税制専門委員会の概要 ・商工会議所の税制改正活動について (2) 協議 ・税制改正の動向と今後の課題について ・法人課税について (3) 意見交換 (4) その他
3/27	第1回エネルギー・環境専門委員会・東商エネルギー・環境委員会合同委員会	38名	(1) 「新「エネルギー基本計画」の策定と今後の課題」 経済産業省 大臣官房審議官 後藤 収 氏 (2) 「事故後2年目から現在に至る県立医大と住民のコミュニケーションと課題」 福島県立医科大学 特命教授 松井 史郎 氏 (3) その他

(8) 総合政策委員会

期 日	委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
25/5/20	第17回総合政策委員会	22名	(1) 成長戦略について 経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課長 広瀬 直 氏 (2) 質疑応答 (3) TPP等経済連携協定の動向について
6/14	第18回総合政策委員会	35名	(1) 原子力問題と電力システム改革 国際環境経済研究所 所長 澤 昭裕 氏 (2) 憲法改正問題について 慶應義塾大学 法学部 教授 小林 節 氏 (3) 骨太方針及び成長戦略について 西村 康稔 内閣府副大臣 (4) その他
7/8	第19回総合政策委員会	20名	(1) 憲法問題に関する研究会報告書（案）について (2) その他

10/24	第 20 回総合政策委員会	33 名	(1) 新エネルギー基本計画の検討状況および意見書（案）について ①新エネルギー基本計画の検討状況について 経済産業省 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当） 後藤 収 氏 ②エネルギー政策に関する意見—新たなエネルギー基本計画の策定に向けて—（案） (2) TPP の交渉状況と今後について (3) 重要政策課題の動向について ①社会保障制度改革の動向 ②憲法問題に関する研究会報告書
26/2/5	第 1 回総合政策委員会	37 名	(1) 総合政策委員会の検討テーマについて (2) 成長戦略の進化と中小企業活性化 中小企業庁 長官官房参事官 三又 裕生 氏 (3) 新エネルギー基本計画と今後の対応について 最近のエネルギー政策について 経済産業省 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当） 後藤 収 氏 (4) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR 推進法案）への対応について (5) その他

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回 数	期 日	出席者数	議 題
437	4/18	13 名	甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について、ほか
438	6/20	11 名	中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50 について（追認）、ほか
439	7/18	14 名	平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望（案）について、ほか
440	9/18	11 名	第 118 回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか
441	10/17	13 名	TPP 協定に関する意見について（追認）、ほか
442	11/21	15 名	臨時会員総会への提案事項について、ほか
443	12/19	16 名	第 29 期総合政策委員会等副委員長・委員の委嘱について、ほか
444	1/16	15 名	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR 推進法案）について、ほか
445	2/20	13 名	「TPP 交渉の早期妥結を求める」（経済 3 団体連名）について（追認）、ほか
446	3/19	11 名	第 119 回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか

(10) その他の会議

①日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会

○期 日 4 月 17 日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 30 名

- 内 容 (1) 連合からの意見表明：「中小企業における生産性の向上と人への投資について」、「適正な取引関係、消費税転嫁問題について」、「成長戦略第 2 弾にむけて（雇用・労働問題中心に）」
(2) 日商からの意見表明：「法人実効税率の引き下げについて」、「政府の社会保障改革と企業負担の問題について」、「電力・エネルギー問題について」
(3) 自由討議

②甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 4月18日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰（西）」 ○出席者 22名

○内 容 (1) 成長戦略の課題について
(2) アベノミクスの地元への影響について

③規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月23日 ○場 所 朱鷺メッセ（新潟県新潟市）

○内 容 「これからの商工会議所の活動について」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 90名
- ・⑤グループ <出席者> 58名
- ・④グループ <出席者> 76名
- ・③グループ <出席者> 74名
- ・②①グループ <出席者> 73名

④第67回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月23日～24日 ○場 所 朱鷺メッセ（新潟県新潟市） ○出席者 381名

○内 容 「これからの商工会議所の活動について」

- ・5月23日
 - (1) 開会挨拶
 - (2) 挨拶・基調講演
 - (3) 『「これからの商工会議所の理念と活動」[中間報告]』について
 - (4) 東日本大震災被災地地方公共団体への会員企業の従業員派遣に関するお願い
- ・5月24日
 - (1) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の概要報告
 - (2) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会 総括
 - (3) 日本商工会議所からの報告
 - (4) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議 全体総括
 - (5) 全国商工会議所観光振興大会2013 in いわてについて
 - (6) 特別講演「新潟淡麗の歩み」

新潟県酒造組合 会長 斎藤 吉平 氏

⑤道州制を推進する国民会議

○期 日 6月5日 ○場 所 帝国ホテル ○出席者 200名

○内 容 (1) 各政党の政策責任者から道州制に関する動向の説明
(2) 意見交換

⑥日本商工会議所夏季政策懇談会

○期 日 7月17日 ○場 所 東京會館（東京都千代田区） ○出席者 46名

○内 容 (1) 『成長』の担い手たる中小企業の活力強化に向け、何が必要か

- ①中小企業を取り巻く環境・諸制度の改善に向けて
- ②中小企業の競争力強化に向けて
- (2) 活力あふれる地域社会創造のため商工会議所に期待されている役割と活動について

⑦日本銀行幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期 日 7月18日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 20名
- 内 容 地域経済の特徴的な動向と日銀への意見 等

⑧茂木経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会

- 期 日 10月25日 ○場 所 東京會館（東京都千代田区）
- 出席者 26名
- 内 容 (1) アベノミクス効果の中小企業・地域への浸透について 等
- (2) 中小企業・地域の景況感について 等

⑨自由民主党役員と日本商工会議所幹部との朝食懇談会

- 期 日 11月15日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急（東京都千代田区） ○出席者 22名
- 内 容 (1) 成長戦略（TPP 含む）と電力・エネルギー問題について
- (2) 超円高・空洞化対策と中小企業の活力強化について
- (3) 震災復興・福島再生について

⑩安倍自由民主党総裁への表敬訪問

- 期 日 12月19日 ○場 所 自由民主党本部（東京都品川区）
- 出席者 10名…岡村会頭欠席
- 内 容 (1) 超円高・空洞化対策と中小企業の活力強化について
- (2) 震災復興・福島再生について
- (3) 2020年オリンピック・パラリンピック日本招致について

⑪日本銀行幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期 日 12月25日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 19名
- 内 容 (1) アベノミクスの中小企業・地域への波及度合
- (2) 地域の特徴的な動き 等

⑫道州制推進フォーラム～道州制基本法案と基礎自治体の未来

- 期 日 26年1月15日 ○場 所 PHP 研究所東京本部2階ホール
- 出席者 250名
- 内 容 各政党の政策責任者から道州制基本法案等の策定に関する動向の説明

⑬東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会

○期 日 26年2月6日 ○場 所 スカイルーム ○出席者 36名

○内 容 (1)開会

(2)挨拶

(3)出席者紹介

(4)報告

(5)議題日商三村会頭との意見交換会

(6)閉会

⑭代表専務理事会議

第627回・4月17日、第628回・5月24日、第629回・6月20日、第630回・7月17日

第631回・8月22日、第632回・9月17日、第633回・10月16日、第634回・11月20日

第635回・12月18日、第636回・1月15日、第637回・2月19日、第638回・3月18日

⑮各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
6/19	第9回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9/12	第10回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4/30	産業懇談会
5/31	産業懇談会
6/28	産業懇談会
7/30	産業懇談会
8/30	産業懇談会
9/30	産業懇談会
10/30	産業懇談会
11/29	産業懇談会
12/27	産業懇談会
1/31	産業懇談会
2/17	第1回承継円滑化法・事業承継税制見直しに向けたWG
2/28	産業懇談会
3/31	産業懇談会

産業政策第二部

開催期日	会 議 名
5/21	第 14 回エネルギー・原子力政策に関する研究会
9/4	第 15 回エネルギー・原子力政策に関する研究会
9/17	第 16 回エネルギー・原子力政策に関する研究会
12/16	第 17 回エネルギー・原子力政策に関する研究会
3/27	第 18 回エネルギー・原子力政策に関する研究会

企画調査部

開催期日	会 議 名
4/17	第 6 回憲法問題に関する研究会
5/22	憲法問題に関する研究会 起草委員会
6/6	第 7 回憲法問題に関する研究会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4/22	中小企業関係 4 団体連絡会議
5/14	第 2 回消費税転嫁対策窓口相談等事業実施ワーキンググループ
5/28	中小企業関係 4 団体連絡会議
6/25	中小企業関係 4 団体連絡会議
7/25	SBIR 推進協議会第 18 回幹事会
7/24	中小企業関係 4 団体連絡会議
8/28	中小企業関係 4 団体連絡会議
9/13	中小企業関係 4 団体連絡会議
10/15	中小企業関係 4 団体連絡会議
11/11	中小企業関係 4 団体連絡会議
12/12	中小企業関係 4 団体連絡会議
1/29	中小企業関係 4 団体連絡会議
2/25	中小企業関係 4 団体連絡会議
3/17	中小企業関係 4 団体連絡会議

情報化推進部

開催期日	会 議 名
5/21	平成 25 年度第 1 回 TOAS ユーザー会
5/21	第 1 回商工会議所 IT 活用研究会
5/28	地域 IT 経営推進会議（新居浜）
6/18	平成 25 年度第 2 回 TOAS ユーザー会
6/18	第 2 回商工会議所 IT 活用研究会
7/2	地域 IT 経営推進会議（小山）
8/22	地域 IT 経営推進会議（竹原）

9/27	地域 IT 経営推進会議（鯖江）
9/30	平成 25 年度第 3 回 TOAS ユーザー会
9/30	第 3 回商工会議所 IT 活用研究会
10/3	地域 IT 経営推進会議（留辺蘂）
10/18	地域 IT 経営推進会議（唐津）
12/2	平成 25 年度第 4 回 TOAS ユーザー会
12/2	第 4 回商工会議所 IT 活用研究会
1/17	地域 IT 経営推進会議（白山）
1/21	第 1 回 IT 活用人材育成研究会
2/13	平成 25 年度第 5 回 TOAS ユーザー会
2/13	第 5 回商工会議所 IT 活用研究会
3/25	第 2 回 IT 活用人材育成研究会

事業部

開催期日	会 議 名
4/26	検定事業再生推進会議
7/19	商工会議所検定試験に係る専門学校・通信教育機関との懇談会
7/23	検定事業再生推進会議（仙台）
8/24, 25	日商マスター研究学会
8/27	検定事業再生推進会議（札幌）
9/5	検定事業再生推進会議
9/12	検定事業再生推進会議（大阪）
9/25	検定事業再生推進会議（福岡）
9/26	検定事業再生推進会議（名古屋）
12/10	検定事業再生推進会議
12/25	商工会議所検定試験に係る専門学校・通信教育機関との懇談会

各種検定関係会議等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会 1 級満点合格審査会	4/14, 5/7, 5/29, 7/8, 8/15, 9/8, 9/11, 10/3, 10/6, 10/23, 10/30, 11/4, 11/15, 12/4, 12/11, 12/18, 12/27, 1/16, 1/22, 1/29, 2/3, 2/20, 3/19 7/19, 11/24, 3/18
簿 記	簿記検定部会 第 134 回簿記検定試験 1 級審査会 「日商簿記推進アドバイザーボード」による地方意見交換会 第 135 回簿記検定試験 1 級審査会 簿記検定部会参与および部会委員打合せ 2 級試験問題検討会議	8/23, 8/30, 9/13, 9/20, 9/27, 10/4, 2/21, 2/28, 3/7, 3/14, 3/20, 3/28 7/5 8/21 (神戸) , 8/29 (高松) 12/13 12/13 1/28
販 売 士	中央検定試験委員会 (1 級合否判定会議) 試験問題検討会議、試験問題確定会議 販売士検定試験・制度検討会 指定通信教育機関との懇談会	3/13 5/8, 6/7, 6/10, 6/17, 6/20, 6/21, 7/24, 8/20, 8/27, 9/12, 9/13, 9/25, 10/4, 10/18, 10/25, 10/29, 10/31, 11/1, 11/6, 11/11, 11/15, 11/18, 12/4, 12/6, 12/11, 12/16 5/29 6/5, 12/5
日 商 P C	日商 PC 検定部会 日商 PC 検定作問ワーキンググループ	10/24, 2/26 5/23, 5/28, 6/10, 6/26, 7/23, 8/12, 10/8, 10/10, 10/17, 2/18, 2/19, 2/21
日 商 ビ ジ ネ ス 英 語	日商ビジネス英語検定部会	6/12, 8/7, 10/7, 12/9, 2/19

総務部・新規事業推進担当

開催期日	会 議 名
7/30	第 1 回新規事業研究会
9/3	第 2 回新規事業研究会
10/31	第 3 回新規事業研究会
12/11	第 4 回新規事業研究会
3/1	第 5 回新規事業研究会

8. 事業

(1) 各種事業活動

【東日本大震災被災地の復興支援】

1. 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

東日本大震災により、生産機械等を流失・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、各地の事業者から遊休機械等の無償提供を受け、被災事業者の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を平成23年9月から実施した。

同プロジェクトは、仙台の被災事業所に対し東京、名古屋、大分の3商工会議所の会員事業所から機械が提供された事例を踏まえて、商工会議所の全国ネットワークを活用して被災地中小企業の復興を支援するもの。当所では被災地支援機械情報データベースを構築して情報の集約と管理を行うとともに全国の商工会議所を通じて各会員事業所に遊休機械等の提供を呼びかけた。また、東北六県商工会議所連合会で震災対策相談員（機械の目利き人）を配置し、被災地の機械ニーズの吸い上げと、全国からの提供機械情報とのマッチングを行った。

これらの取り組みによるマッチング状況は、会員企業238社へ累計2,338点の機械等が提供された（平成26年3月31日現在：表1）。また、被災事業者から寄せられた要望機械は4,253点（11商工会議所）、各地商工会議所会員企業から寄せられた提供機械は4,899点（115商工会議所）の登録が寄せられた（平成26年3月31日現在：表2）。

なお、マッチングの成立した機械の輸送費用には、商工会議所に集まった義援金の一部を充当した。また、提供された機械は、通常の税法上では市場価値に基づき、寄附金として扱いを受けるが、本プロジェクトに関しては、帳簿価額相当額を広告宣伝費として損金算入することができることで、財務省・国税庁と調整するとともに、平成23年11月にホームページ内にマッチングの成立した機械提供企業の紹介コーナーを設け、ホームページによるプロジェクトの周知とともに提供企業のPRを行なった。

表1

機械提供商工会議所	マッチング成立商工会議所
旭川、北上、仙台、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、小千谷、高岡、金沢、長野、日立、ひたちなか、宇都宮、小山、高崎、前橋、伊勢崎、太田、藤岡、川越、川口、深谷、銚子、船橋、松戸、館山、成田、東京、八王子、青梅、町田、横浜、横須賀、相模原、大和、甲府、静岡、三島、島田、焼津、掛川、藤枝、名古屋、豊橋、刈谷、西尾、春日井、桑名、京都、大阪、東大阪、豊中、神戸、姫路、相生、豊岡、高砂、笠岡、広島、下関、高松、福岡、北九州、直方、大分 (67商工会議所：会員企業約336社)	釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、原町、相馬（10商工会議所：会員企業約238社） ○マッチング機械等約2,338点

表 2

① 要望機械点数

商工会議所	点数
釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、いわき、原町、相馬 (11 商工会議所)	4,253

② 提供機械点数

商工会議所	点数
札幌、旭川、苫小牧、北上、仙台、横手、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、新潟、上越、燕、小千谷、富山、高岡、金沢、白山、長野、諏訪、飯山、日立、ひたちなか、宇都宮、小山、高崎、前橋、桐生、伊勢崎、太田、富岡、藤岡、川越、川口、さいたま、秩父、深谷、銚子、千葉、船橋、松戸、館山、柏、習志野、成田、東京、八王子、青梅、立川、むさし府中、町田、横浜、横須賀、秦野、相模原、大和、甲府、静岡、浜松、沼津、三島、富士、島田、焼津、掛川、藤枝、袋井、大垣、名古屋、豊橋、一宮、刈谷、豊田、西尾、春日井、小牧、犬山、大府、四日市、桑名、福井、大野、長浜、京都、大阪、東大阪、豊中、大東、神戸、姫路、尼崎、相生、豊岡、高砂、龍野、奈良、紀州有田、児島、笠岡、広島、三原、下関、徳山、小野田、徳島、高松、四国中央、福岡、北九州、直方、鹿島、熊本、大分、鹿児島 (115 商工会議所)	4,899

2. 被災中小企業復興支援リース補助事業

本事業は、東日本大震災に起因する多重債務負担の軽減要望により、平成 23 年度第 3 次補正予算で決定したもので、経済産業省からの協力依頼で当所が事業の実施を受託した。

東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対して、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することで、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図る本事業を実施した。

また、被災した中小企業の事業再開をさらに促進するため、申請受付期間を 2 年延長し、平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結されたリース契約を補助対象とすることとなった。

申請受付期間 平成 23 年 12 月 12 日～平成 28 年 5 月

(平成 28 年 3 月 31 日までに締結されたリース契約が対象)

補助金交付 4,017 件 (2,118,927,018 円)

[平成 26 年 3 月 31 日現在]

3. 全国商工会議所からの職員の応援派遣

① 全国商工会議所からの職員派遣

〈平成 25 年 11 月 5 日～29 日〉

派遣先	人数	派遣元
気仙沼	1 名	札幌

4. 復興祈念誌「514 の絆～東日本大震災からの復興に向けた商工会議所 900 日の歩み～」を発刊

東日本大震災後発生から 2 年 6 ヶ月経った 25 年 9 月までの商工会議所の復旧・復興に向けた様々な取り組みと、それに関係された多くの方々の思いや、未来へのメッセージなどを纏めた復興祈念誌「514

の絆～東日本大震災からの復興に向けた商工会議所 900 日の歩み～」を作成した。本誌は、震災の記憶を風化させることなく、震災を通じて得た教訓を後世に伝える一助とするために作成したもの。被災地の商工会議所会頭によるインタビュー記事をはじめ、復興に向け尽力する各地の人々の生の声や豊富な写真を交え、復興に向けた様々な取り組みを紹介している。

【現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現】

1. CCI-LOBO 調査事業

平成元年 4 月より、中小企業の景況感や地域経済の動向を迅速かつ的確に把握し、政策提言・要望活動等に活用するため、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI-LOBO（Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook）」により景気調査を行っている。

毎月、原則として 17 日～23 日に、調査参加商工会議所を通じて企業等に対し、足元の経営状況等についてヒアリングを実施。当月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言・要望活動の裏付け資料等に活用した。

25 年度（26 年 3 月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所：421 カ所

対象企業等：

建設業	482	製造業	758	卸売業	346
小売業	755	サービス業	814	合計	3,155 企業等

2. 地域経済四半期動向調査事業

平成 20 年 7 月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するため、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、全国 12 大都市における地域経済の動向・実態や各地商工会議所の先進的な取り組みを把握する調査事業を実施。

平成 25 年度は、年 3 回（4－6 月、7－9 月、10－12 月）実施し、その結果を取りまとめ、日商の定例会見（原則第 3 木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。なお、地域経済の動向・実態、各地商工会議所の取組等の把握は LOBO 調査やその他の各種調査、ヒアリング等により補完することとし、本事業は 10－12 月期調査をもって終了した。

3. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和 55 年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には 152 商工会議所、約 8,000 企業が参加している。

平成 25 年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

<具体的な意見内容、実現状況は 8（2）の意見活動を参照>

【グローバル化への対応と生産性向上への支援】

1. 国際会議等

(1) アジア商工会議所連合会（CACCI）

1) CACCI 会長一行の訪日（4月15～17日）

ベネディクト・ユフイコ CACCI 会長（フィリピン商工会議所国際貿易部会長）を団長として、CACCI メンバー一行（総勢 23 名）が訪日。東京では、日本・東京商工会議所を訪問し、岡村会頭、福井特別顧問（CACCI 副会長）、尾山日本 YEG 直前会長（富山 YEG）等と、日商・CACCI 間の今後の連携などについて意見交換を行った。また、訪日団一行は、仙台市を訪問し、奥山仙台市長や仙台商工会議所正副会頭等と懇談した。

(2) 世界商工会議所連盟（WCF）

1) 第 8 回世界商工会議所大会

4月23～25日（2,100名）

a. 開会式

b. 全体会議

①危機の中の世界

ワークショップ「政策改革のためのリーダーシップ」において、中村専務理事が「日本商工会議所の政策提言活動」について講演。

②小規模企業：ビジネスの核

③教育とビジネス

c. 世界商工会議所大賞

開催地：ドーハ（カタール）

2) 評議員会

a. 4月25日

①評議員選挙について

②WCF の活動について

③ワークショップ活動報告

④次回評議員会について

⑤第 9 回世界商工会議所大会の開催地について

開催地：ドーハ（カタール）

b. 2月26日

①2014 年の活動計画について

②新入会員について

③ワークショップ活動報告

④2015 年ワールド・エキスポについて

⑤第 9 回世界商工会議所大会について

⑥次回評議員会の日本での開催について

開催地：パリ（フランス）

(3) ASEAN・日本経済協議会日本委員会

- 1) 平成 25 年度総会第 1 回総会（平成 24 年度収支決算書（案）・事業報告書（案）および平成 25 年度収支予算書（案）・事業計画書（案）の承認）
8 月 16 日（紙上総会）
- 2) 平成 25 年度第 2 回総会（ASEAN・日本経済協議会日本委員会会長の選任）
12 月 6 日（紙上総会）
- 3) 表敬・懇談
5 月 20 日（49 名）（於：東京）在京 ASEAN 各国大使との懇談会
 - a. 開会挨拶
ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正
 - b. 「2015 年 ASEAN 共同体の構築に向けた ASEAN の取り組みについて」
駐日ベトナム社会主義共和国特命全権大使 ドアン・スアン・フン 氏
 - c. 「2015 年 ASEAN 共同体の構築に向けた各国の取り組み」
 - d. 質疑応答・意見交換
 - e. 閉会挨拶
- 4) 第 1 回 ASEAN 経済協議会合同協議会
8 月 18 日（30 名）（於：バンドルスリプガワン（ブルネイ））
 - a. 開会挨拶
 - b. 各 ASEAN 経済協議会の事業活動について

(4) 東アジアビジネスカウンスル（EABC）

- 1) 第 25 回会合
6 月 18 日（28 名）
 - a. 2013 年副議長について
 - b. ビジネスマッチングウェブサイト（EABEX）の開発状況について
 - c. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について
 - d. 第 24 回会合の議事録の承認
 - e. ASEAN+3 首脳との対話の依頼について
 - f. ASEAN+3 経済大臣との対話（2012 年シェムリアップ（カンボジア））の成果について
 - g. RCEP を議論するための WG の設置について
 - h. ASEAN+3 経済大臣への要望事項について
 - i. 次回会合の日程と開催地
開催地：天津（中国）
- 2) RCEP に関する意見交換会
6 月 18 日（29 名）
 - a. RCEP の目的（ブリーフィング）
 - b. RCEP のための WG 設置に関する意見交換
 - c. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について
開催地：天津（中国）

3) 第 26 回会合

8 月 18 日 (21 名)

- a. 第 25 回会合の議事録の承認
- b. RCEP について
- c. ASEAN サミットにおける ASEAN+3 首脳との対話について
- d. ASEAN+3 財務大臣との対話について
- e. 第 1 回 RCEP のための ASEAN+6 WG の準備状況について
- f. ASEAN+3 高級事務官との対話の結果概要
- g. ASEAN+3 経済大臣との対話における要望事項について
- h. 次回会合の日程と開催地

開催地：バンドルスリブガワン（ブルネイ）

4) 第 1 回 RCEP のための ASEAN+6 WG

8 月 18 日 (22 名)

- a. RCEP 交渉の進捗状況について
- b. WG の議長、共同議長の選任
- c. RCEP に関する要望事項について

開催地：バンドルスリブガワン（ブルネイ）

5) ASEAN+3 経済大臣と EABC との懇談

8 月 20 日 (21 名)

- a. 提言書の報告
- b. 提言書に関する意見交換

開催地：バンドルスリブガワン（ブルネイ）

6) 第 27 回会合

1 月 27 日 (22 名)

- a. 議長引継ぎ
- b. 第 5 回東アジアビジネスフォーラムの開催案内（6 月 18 日～19 日、中国・天津市）
- c. 副議長の選任
- d. 第 26 回会合議事録の承認
- e. 第 1 回 ASEAN 経済協議会合同協議会の結果について
- f. ASEAN サミットでの ASEAN+3 首脳との対話について
- g. ASEAN+3 財務大臣との対話について
- h. GS1（Global Standard One）による物流ネットワーク構築に関する提案
- i. ビジネスマッチングウェブサイト（EABEX）の開発状況について
- j. ASEAN+3 経済大臣との対話の結果について
- k. 第 2 回 RCEP のための ASEAN+6 WG の準備状況について
- l. 次回会合の日程と開催地

開催地：ソウル（韓国）

7) 第 2 回 RCEP のための ASEAN+6 WG

1 月 27 日 (27 名)

- a. 第1回会合の結果について
 - b. RCEPに関する要望事項について
- 開催地：ソウル（韓国）

(5) 日印経済委員会

1) 第38回日印経済合同委員会会議総会兼結団式

8月30日（28名）

a. 開会挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰己 氏

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局 南部アジア部 部長 石川 和秀 氏

経済産業省通商政策局 通商交渉官 飯田 圭哉 氏

経済産業省貿易経済協力局 審議官 森 清 氏

c. 第38回日印経済合同委員会会議

d. 平成25年度日印経済委員会総会

2) 第38回日印経済合同委員会会議

9月4日（162名）

日本側：57名

インド側：105名

開催地：東京（東京會館）

a. 開会挨拶

日印経済委員会会長 飯島 彰己 氏

b. 挨拶

印日経済委員会会長 オンワール・カンワール 氏

c. 来賓挨拶

駐日インド大使 ディーパ・ゴパラン・ワドワ 氏

経済産業省 通商政策局長 鈴木 英夫 氏

d. 基調講演

「近くて遠い日本とインド」

(財)インド経済研究所 理事長/ 青山学院大学 教授 榊原 英資 氏

「印日戦略的パートナーシップ：The Way Forward」

国際戦略研究所 地理経済学・戦略ダイレクター S.バル 氏

e. 第1回全体会議「インフラ分野における日印協力について」

ラーセン&トッパ・インテグレイティッド・エンジニアリング・サービス APAC ビジネス開発部門長

サイド・フェロス・ラザ 氏

在日インド大使館 経済公使 アルン・ゴヤル 氏

(株)東芝 電力システム社 火力・水力事業部 海外火力営業第三部担当部長 石橋 格 氏

アマルチャンド・マンガルダス パートナー（弁護士） アミット・クマール 氏

(株)みずほ銀行 直投支援部 直投支援第三チーム次長/インド営業推進役 黒木 順 氏

f. 第2回全体会議 セクター別プレゼンテーション（医薬品、食品加工）

<医薬品>

（スピーカー）アマルチャンド・マンガルダス パートナー（弁護士） A.クマール 氏

（コメント）三井物産(株) CS 事業本部 メディカル・ヘルスケア事業第二部部長 岩井 孝之 氏

<食品加工>

（スピーカー）グローバリー・マネジド・サービスズ 会長 R.バルタクール 氏

（コメント）（独）日本貿易振興機構 理事 中村 富安 氏

g. 開会

日印経済委員会会長 飯島 彰己 氏

印日経済委員会会長 オンワール・カンワール 氏

h. 日印経済委員会主催歓迎レセプション

9月5日（250名） インド投資促進セミナー・日印企業ビジネス交流会

9月6日（40名） 第38回日印経済合同委員会会議 視察会（於：東芝科学館、横浜商工会議所、大成建設技術センター）

3) セミナー等

5月28日（123名） マンモハン・シン インド首相歓迎昼食会

7月11日（150名） 南インド2州2都市進出投資セミナー

10月21日（74名） インド投資促進セミナー（印日商工会議所との共催）

2月3日（142名） インド・ハリヤナ州投資セミナー

2月7日（26名） インド・ハリヤナ州政府代表団との懇談会

2月27日（153名） インド「新会社法、新土地収用法」実務セミナー

3月18日（70名） Indiachem 2014

3月24日（24名） DMIC、CBIC 州政府訪問団との懇談会

4) その他

10月18日 カルナータカ商工会議所連合会ミッションの受入れ

11月7日（14名） ゴヤル公使 送別会

3月18日（13名） 日印経済委員会常設委員会・アドバイザーグループ懇親会

5) 後援

7月9日 セミナー「日本的モノづくりのインドでの挑戦」（（独）国際協力機構主催）

9月28日～29日 第21回ナマステ・インディア 2013（（特）日印交流を盛り上げる会主催）

9月6日 第1回日本・インドネットワーキングフォーラム

（インド商工会議所連合会、(株)富士通総研主催）

11月18日 南インド投資セミナー

（（独）日本貿易振興機構主催、シンガポール国際企業庁、アセンダス社主催）

3月25日 インド州政府による「日本企業誘致フェア」（経済産業省主催）

(6) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) セミナー、懇談会

6月27日(142名) バングラデシュ国 経済特区セミナー バングラデシュ 経済特区の今

11月13日(13名) バングラデシュ国投資関係諸機関の受け入れ

3月20日(25名) アティウル・ラーマン バングラデシュ中央銀行総裁との懇談会

2) 要人表敬

7月22日 ダッカ商工会議所会頭ほかによる中村専務理事表敬

3) 後援

11月15日 ITセミナー バングラデシュ ネクスト: Your IT destination
(駐日バングラデシュ大使館主催)

3月4日 バングラデシュ「農業ビジネス」セミナー
((独)日本貿易振興機構主催)

(7) 日本・パキスタン経済委員会

1) 懇談

12月4日(20名) アッサン・イクバル計画開発大臣との懇談会

2) 連絡担当者会合

2月14日(15名) 連絡担当者会合

a. 講話「最近のパキスタン概況について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 南西アジア室 室長補佐 下京田 孝 氏

b. 「第7回民間経済人会議」「第5回官民合同経済対話」について

3) 表敬

1月16日 ファルク・アーミル 駐日パキスタン大使による三村会頭表敬

3月4日 猪俣 弘司 駐パキスタン日本国大使による三村会頭表敬

(8) 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談会

9月27日(47名) スリランカ経済開発大臣バジル・ラージャパクサ閣下とのビジネスダイア
ログ
((独)日本貿易振興機構、在日スリランカ大使館との共催)

2) 現地視察会

10月14日～17日(30名) スリランカ・ビジネスミッション ((独)日本貿易振興機構との共催)

3) その他

11月12日～14日 「英連邦ビジネスフォーラム2013」への参加(於:コロンボ)

(9) 日西経済委員会

1) 平成25年度日西経済委員会総会

6月3日(25名)

a. 開会挨拶

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

b. 高話

外務省欧州局 審議官 山田 淳 氏

経済産業省 通商政策局 欧州課長 近藤 智洋 氏

c. 平成 25 年度日西経済委員会総会

2) 第 23 回日西経済合同委員会会議

6 月 11 日 (342 名)

日本側 : 61 名

スペイン側 : 281 名

a. 歓迎挨拶

スペイン商工海運会議所最高評議会 会頭 マヌエル・テルエル 氏

b. 開会挨拶

西日経済委員会 委員長 ホセ・マヌエル・エントレカナレス 氏

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

スペイン経済競争力省 商務長官 ハイメ・ガルシア・レガス 氏

c. 覚書への署名式

スペイン商工海運会議所 最高評議会 会頭 マヌエル・テルエル 氏

日本商工会議所 専務理事 中村 利雄

d. 祝辞

皇太子徳仁親王殿下

フェリペ皇太子殿下

e. 第 1 回全体会議「アジア（日本）及び欧州（スペイン）の経済見通し」

日本・スペイン・シンポジウム スペイン側座長ブエリング社会長 ジョセップ・ピケ 氏

(株)三菱東京 UFJ 銀行 専務執行役員 倉内 宗夫 氏

f. 第 2 回全体会議「日本・スペイン企業の第三国市場での事業展開」

ゲシュタンプ社 会長 フランシスコ・J・リベラス 氏

(独) 日本貿易振興機構 理事 吉村 宗一 氏

g. ビジュアル・プレゼンテーション「東日本大震災からの復興の経験」

朝日新聞社 仙台総局員 中村 信義 氏

h. 第 3 回全体会議「中小企業ビジネスの活性化」

ソラリグ・ホールディング社 最高経営責任者 ミゲル・アンヘル・カリェッハ 氏

日本商工会議所 専務理事 中村 利雄

i. 閉会式

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

西日経済委員会 委員長 ホセ・マヌエル・エントレカナレス 氏

j. 昼食会

6 月 12 日 視察会 (於 : Indra 社)

3) 日西交流 400 周年記念行事

6 月 11 日 日西交流 400 周年記念硬貨の贈呈式

挨拶

スペイン造幣局理事長 ハイメ・サンチェス・レベンガ 氏

6月11日 日本スペイン交流400周年開幕記念音楽会

4) 共催

10月2日(450名) スペイン・ビジネス・フォーラム(スペイン貿易投資庁、スペイン大使館
経済商務部主催)

3月26日～27日(900名) 京都スマートシティエキスポ2014・国際シンポジウム(京都スマー
トシティエキスポ運営協議会主催)

5) 表敬等

5月16日 スペイン下院議員訪日団との懇談

12月3日 スペイン国営放送局TVEによる日西経済委員会佐々木委員長への取材

2月5日 ポサダ・スペイン下院議長との懇談

(10) 日本マレーシア経済協議会

1) 平成25年度総会

9月26日(紙上総会)

2) 歓迎昼食会

7月2日(25名) マレーシア・ムスタパ国際通商産業大臣歓迎夕食懇談会

3) 日本マレーシア経済協議会第32回合同会議日本代表団結団式

12月5日(24名)

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 講演

①最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係について

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 熊谷 直樹 氏

②日・マレーシア経済概況について

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 山田 大輔 氏

c. 第32回合同会議について

①両国参加者

②日程・議題等

③開催経費等

4) 日本マレーシア経済協議会第32回合同会議

12月13日(約132名)

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

b. 安倍晋三 日本国内閣総理大臣祝辞(代読: 中村滋・駐マレーシア日本国特命全権大使)

c. 開会基調講演

マレーシア首相 ナジブ・ラザク 氏

- d. 日マ企業間連携協定調印式（大和証券グループ本社&アフィン・インベストメントバンク）
- e. 第1回全体会議
- ①役員選出/議題および議事手続きの採択
 - ②ムスタパ大臣による講演
マレーシア国際通商産業大臣 ムスタパ・モハマド 氏
- f. 第2回全体会議
- パネルディスカッション「両国企業間のビジネス連携の深化ー日マ協業によるビジネス展開における期待と課題」
- ＜モデレーター＞ 日本マレーシア経済協議会 事務総長 山田 清
- ＜パネリスト＞ 「マレーシアから日本への期待」
- マレーシア日本経済協議会 事務総長 モハメド・イクバル 氏
- 「日マ協業による新たなビジネス機会」
- ジェトロ・クアラルンプール事務所 所長 池下 譲治 氏
- 「ASEAN で成長するための戦略的拠点・マレーシア：地域ハブとしての首都クアラルンプールの台頭」
- インベスト KL 公社 戦略ダイレクター ダニエル・テン 氏
- 「マレーシアにおける日本企業の課題と今後のビジネス戦略」
- マレーシア日本人商工会議所 会頭 吉田 周一 氏
- g. 第3回全体会議「マレーシアを拠点とした新たな成長産業の育成」
- ①日本におけるマレーシアのビジネス戦略
ハラル産業開発公社 CEO ジャミル・ビディン 氏
 - ②マレーシアにおける再生可能エネルギー戦略投資
㈱トクヤマ 執行役員・特殊品部門副部門長 三坂 成隆 氏
 - ③サバ州におけるグリーン開発：将来に向けた再生可能エネルギー拠点
サバ州経済開発投資庁 チーフエグゼクティブ ヤクブ・ジョハリ 氏
 - ④ケダ州における投資機会
クリム・テクノロジー・パーク公社 副社長 アニュアル・サファール 氏
- h. 第4回全体会議「ASEAN における日本中小企業のサプライチェーン・ネットワークとマレーシア企業との協業」
- ①ASEAN における日本企業のサプライチェーン・ネットワークの現状とマレーシアにおけるビジネス機会
㈱三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部部長（アジア担当） 中野 直樹 氏
 - ②マレーシア自動車産業におけるサプライチェーン
㈱ホンダトレーディング 専務取締役 山本 幹 氏
 - ③日本企業のサプライチェーンへの参画に向けたマレーシア中小企業の取り組み
中小企業公社 CEO ハフサ・ハシム 氏
- i. 閉会挨拶・議長総括
- マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏
- 日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

日本側参加者：68 名

マレーシア側参加者：64 名

開催地：東京／帝国ホテル

5) セミナー・講演会

7 月 2 日（約 1,000 名） マレーシアでのビジネス機会セミナー

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 委員 小林 哲郎 氏

b. 基調講演

マレーシア国際通商産業大臣 ムスタパ・モハマド 氏

c. ビデオプレゼンテーション「マレーシアーアジアの利益センター」

d. 日本企業による進出事例紹介

ホンダ・マレーシア社 社長 上野 洋一郎 氏

11 月 2 日（57 名） マレーシア投資開発庁アミルシャム長官、パン副 CEO とのラウンドテーブルミーティング「マレーシアにおける投資機会」

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 基調講演

マレーシア投資開発庁 長官 アミルシャム・アジズ 氏

(11) 日比経済委員会

1) 平成 25 年度総会

9 月 12 日（紙上総会）

2) 第 32 回日比経済合同委員会日本代表団結団式

2 月 28 日（28 名）

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 小林 健

b. 講演

①最近のフィリピン情勢と日本フィリピン関係

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 熊谷 直樹 氏

②日・フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 相本 浩志 氏

c. 第 32 回合同委員会について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

3) 第 32 回日比経済合同委員会

3 月 6 日（152 名）

a. 開会挨拶

比日経済委員会 委員長 エグミディオ・ホセ 氏

日比経済委員会 代表世話人 小林 健

b. 両国首脳メッセージ

c. 基調講演

フィリピン共和国貿易産業省次官 エイドリアン・クリストバル 氏

d. 第1回全体会議「両国の経済情勢について」

①フィリピンにおける最新の経済実績と長期にわたる持続的経済成長に向けた政策基盤について

アジア太平洋大学 教授 ベルナルド・ビリエガス 氏

②日本経済の動向と今後の日比関係について

日比経済委員会 代表世話人 朝田 照男

e. 第2回全体会議「日比企業間協力の推進とそのカギとなる中小企業の育成」

①フィリピンにおける中小企業振興に向けた提言～ジェトロの視点から～

(独) 日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部進出企業支援課課長 伊藤 亮一 氏

②グローバル規模かつ地域特性に根ざした科学技術のフィリピン中小企業への導入

フィリピン共和国科学技術省 局次長 クリスティーナ・ゲバラ 氏

③日・ASEAN エレクトロニクス生産拠点としてのフィリピンの発展に向けて

フィリピン半導体・電子工業会 会長 ダニエル・ラチーカ 氏

④フィリピンにおける自動車部品産業の発展への期待

矢崎トレス工業(株) 社長 フェリシアーノ・トレス 氏

⑤フィリピンにおける自動車市場の将来性と課題

日比経済委員会 代表世話人 志賀 俊之

⑥フィリピン製造業（特に自動車・二輪分野）の長期的発展に向けた知財権確立の重要性

ホンダ・フィリピン社 二輪車セールスアドバイザー アルマンド・レイエス 氏

f. 第3回全体会議「フィリピンにおけるインフラ整備（電力、交通分野におけるビジネス機会）」

①フィリピンにおける運輸交通分野のインフラ整備について

(独) 国際協力機構 フィリピン事務所長 佐々木 隆宏 氏

②高度成長に対応しうる安定的かつ長期的な電力インフラの確保

アボイティス・エクイティ・ベンチャーズ社 副社長 パトリック・レイエス氏

g. 閉会挨拶・議長総括

日比経済委員会 代表世話人 小林 健

比日経済委員会 委員長 エグミディオ・ホセ 氏

日本側：92名

フィリピン側：60名

開催地：フィリピン（マニラ）

4) フィリピン（セブ・マニラ）投資・事業環境視察ミッション

7月23日～27日（17名）

訪問地：フィリピン（セブ・マニラ）

内 容：

a. セブ日本人商工会議所との懇談会

- b. 現地日系工場（太陽誘電フィリピン）の見学
 - c. 日比経済委員会主催投資セミナー
 - d. マクタン経済区3の視察
 - e. 経済区内所在日系IT企業視察
 - f. 「メガ・セブ・ビジョン2050」についてのブリーフィング・現場視察
 - g. フィリピン日本人商工会議所、ジェットロ・マニラ、JBIC・マニラとの懇談会
- 5) フィリピンにおける台風被害救済のための支援金への協力
- 内 容：ジャパン・プラットフォーム及び日本赤十字社による支援金募集について、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共に協力を呼びかけた。
- 募金額：413,180,000 円（当所が把握できた各地商工会議所とその会員企業、日比経済委員会会員企業による募金額）

(12) 日豪経済委員会

1) 幹事会

7月10日（18名）

- a. 「最新の豪州情勢と日豪関係について」
外務省 アジア大洋州局 大洋州課 首席事務官 西野 修一 氏
- b. 「最近の日豪経済関係について」
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 花輪 晃二 氏
- c. 第33回日豪／豪日経済委員会運営委員会について
- d. 第51回日豪経済合同委員会会議の準備状況について
- e. インフラ小委員会の活動について

1月30日（20名）

- a. 「2014年度の豪州の経済・財政見通し」ーバランスのとれた経済構造への転換期ー
三菱UFJ投信(株) グローバル・マーケット・ストラテジー・チーム
シニアエコノミスト 岩城 裕子 氏
- b. 第34回日豪／豪日経済委員会運営委員会について
- c. 第52回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

2) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10月20日（28名） 第33回会合

- a. 第51回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 第52回日豪経済合同委員会会議の日程
- c. 第34回日豪／豪日経済委員会運営委員会（TV会議）の日程
- d. 両国のインフラ活動に関する報告
- e. TPP交渉の行方と日豪EPAの進捗
- f. 日本の新たな成長戦略について
- g. 両国の政治経済情勢
- h. 豪日経済員会の2013～2016期戦略プラン

日本側：12名

豪州側：16名

開催地：東京／ホテル椿山荘東京

3月24日（25名） 第34回会合

- a. 第52回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 第53回日豪経済合同委員会会議の日程
- c. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展
- d. TPP交渉の行方と日豪EPAの進捗
- e. 2020年東京オリンピック・パラリンピックへの期待
- f. “アベノミクス”「第三の矢」による構造改革の“成功”の見通し
- g. 構造改革を進めていく上で、日豪はどのように協働できるか
ー例えば、労働市場への女性の参画促進、コーポレートガバナンス強化という点で
- h. 豪日経済委員会2014～16年戦略・実行プラン

日本側：9名

豪州側：15名

開催地：東京～メルボルン、シドニー（テレビ／電話会議）

3) 平成25年度総会兼第51回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

10月11日（53名）

- a. 開会挨拶
日豪経済委員会 会長 三村 明夫
- b. 来賓ブリーフィング
外務省 アジア大洋州局長 伊原 純一 氏
経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 中山 泰則 氏
- c. 「第51回日豪経済合同委員会会議について」
- d. 「日豪経済委員会平成25年度総会について」

4) 第51回日豪経済合同委員会会議

10月20日～22日（320名）

- a. 開会式
 - ①開会挨拶
豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏
日豪経済委員会 会長 三村 明夫
 - ②祝辞
（豪州首相メッセージ代読）駐日豪州大使 ブルース・ミラー 氏
日本・東京商工会議所 会頭 岡村 正
外務副大臣 三ツ矢 憲生 氏
- b. 第1回全体会議 基調講演「アジアの世紀における日本とオーストラリア」
（スピーカー）（独）国際協力機構 理事長 田中 明彦 氏
（コメンテーター）Australian and New Zealand Banking Group
Chief Executive Officer マイク・スミス 氏
- c. 第2回全体会議「経済連携協定がもたらすチャンスと課題」

- (スピーカー) (株)小松製作所 特別顧問 (ABAC 日本委員) 駒村 義範 氏
- (スピーカー) Australian APEC Study Centre RMIT University
Chairman アラン・オクスレー 氏
- (コメンテーター) アサヒグループホールディングス(株)
代表取締役社長 泉谷 直木 氏
- (コメンテーター) Government Relations, Meat & Livestock Australia,
Japan Senior Advisor メラニー・ブロック 氏
- (コメンテーター) 日本航空(株) 専務執行役員 藤田 直志 氏
- (コメンテーター) Australian and Japanese Economic Intelligence
Managing Director マニユエル・パナジオトプロス 氏
- d. ニュー・サウス・ウェールズ州副首相スピーチ
ニュー・サウス・ウェールズ州副首相 アンドリュー・ストーナー 氏
- e. 第3回全体会議「多様化する日豪貿易・投資関係と技術革新」
(パネリスト) トヨタ自動車(株) 顧問 石坂 芳男 氏
(パネリスト) AMP Limited, Chief Executive Officer クレイグ・ダン 氏
(パネリスト) 東海旅客鉄道(株) 代表取締役副社長 森村 勉 氏
(パネリスト) Allens & Linklaters, Partner ティム・レスター 氏
- f. 第4回全体会議「グローバルな重要課題としての食料安全保障」
(基調スピーチ) (一社) キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 山下 一仁 氏
(スピーカー) Visy Industries, Director ロス・フィッツジェラルド 氏
(スピーカー) 丸紅経済研究所 所長 美甘 哲秀 氏
- g. ビクトリア州首相スピーチ
ビクトリア副首相 デニス・ナプサイン 氏
- h. 第5回全体会議「日豪両国の協働を通じたイニシアチブ」
(スピーカー) (独) 日本貿易振興機構 副理事長 宮本 聡 氏
(スピーカー) AMP Capital, Head of Aged Care サリー・エバンス 氏
(スピーカー) 三井物産(株) 代表取締役副社長 川嶋 文信 氏
(スピーカー) Leighton Asia, India and Offshore,
Managing Director イアン・エドワーズ 氏
- i. 第6回全体会議「アジアの世紀を担う人材の確保・育成」
(スピーカー) 早稲田大学政治経済学術院 教授 白木 三秀 氏
(スピーカー) Corrs Chambers Westgarth, Co-Chair Japan Business Group
ピーター・グレイ 氏
(スピーカー) マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン
プリンシパル ポール・マクナーニ 氏
(スピーカー) RedBridge Grant Samuel, Chief Executive Officer
アンドリュー・ロウ 氏
- j. 第7回全体会議ーパネルディスカッション
「資源とエネルギーグローバルに見た需要と供給、国家政策と企業対応」

(基調スピーチ) (公財) 地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ

グループリーダー・主席研究員 秋元 圭吾 氏

(パネリスト) 電源開発(株) 取締役社長 北村 雅良 氏

(パネリスト) Iron Ore and for China, Japan and Korea, Rio Tinto

Chief Executive アンドリュー・ハーディング 氏

(パネリスト) 伊藤忠商事(株) 代表取締役副社長 小林 洋一 氏

(パネリスト) Woodside Energy Limited

Senior General Manager LNG Marketing and LNG Shipping

マーク・ハナ 氏

k. 第8回全体会議「オーストラリアの対アジア関与」

北部準州首席大臣 アダム・ジャイルズ 氏

l. 最終全体会議

共同声明採択

議長総括

閉会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

日本側：171 名

豪州側：149 名

開催地：東京／ホテル椿山荘東京

5) インフラ小委員会

4月5日(41名) 訪オーストラリア・インフラミッション結団式兼第13回会合

a. 訪豪インフラミッションについて

b. 豪日経済委員会 訪日インフラプロモーションチーム来日について

c. 第三国(インド・インドネシア)における活動の方向性について

6月28日(25名) 第14回会合

a. 訪オーストラリア・インフラミッションについて

b. インドネシア・日豪PPPセミナーおよび併催事業について

12月20日(30名) 第15回会合

a. 日豪経済委員会・インフラ小委員会の活動について

b. 10/21 宮本委員長と Bob Seidler 委員長との会談について

c. AJBCC Infrastructure Initiative Forward Plan - 2014~2015 について

d. 委員各社におけるインフラビジネスの取り組み状況について

6) インフラ小委員会コアメンバー会議

9月4日(17名) 第5回会合

a. 企業アンケートへの回答状況について

b. インド・インドネシアにおける活動について

c. 日豪間の活動について

d. 第33回運営委員会・第51回合同会議での報告事項について

e. 官民政策対話での報告・討議事項について

7) 豪州インフラミッション

4月15日～18日（55名）

開催地：シドニー

- a. 「オーストラリアにおけるインフラ環境」
- b. 「オーストラリアのインフラ投資市場に関する概観」
- c. 「ニュー・サウス・ウェールズ州のインフラ市場」
- d. 「オーストラリアにおけるプロジェクトの運用」
- e. ネットワーキング・レセプション
- f. 「ニュー・サウス・ウェールズ州における PPP パイプラインの概要」
- g. ファシリテイティッド・セッション「過去に学ぶ教訓-官民各セクターの視点から」
- h. 「ニュー・サウス・ウェールズ州の輸送に関するマスタープラン」
- i. クロージング・セッション
- j. 現地視察

開催地：メルボルン

- a. 「ビクトリア州の概要」
- b. 「ビクトリア州政府のインフラ構造と政策」
- c. 「ビクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州以外のインフラパイプライン」
- d. 「オーストラリアでどうすれば PPP 参入に成功できるか」
- e. 「PPP と財政構造」
- f. 「PPP について得た教訓」
- g. 現地視察
- h. 「ビクトリア州のパイプライン-いくつかのプロジェクト」
- i. クロージング・セッション

8) その他の会議・イベント

6月5日（83名） インドネシア PPP セミナー

開催地：インドネシア／ホテル・ボロブドゥール

9) 表敬・懇談

6月10日	ジョシュ・フライデンバーグ豪連邦下院議員と三村明夫日豪経済委員会会長の懇談
6月13日	ジョシュ・フライデンバーグ豪連邦下院議員と小島順彦日豪経済委員会副会長の懇談
7月22日	アダム・ジャイルズ豪州北部準州首相の三村明夫日豪経済委員会会長への表敬訪問
7月22日	アダム・ジャイルズ豪州北部準州首相の小島順彦日豪経済委員会副会長への表敬訪問
11月18日	アンドリュー・ロブ豪州貿易・投資大臣の三村明夫日豪経済委員会会長への表敬訪問
12月9日	デリア・ローリー・豪北部準州労働党副党首の岡部義裕日豪経済委員会事

務総長表敬

- 12月25日 今村朗在豪州日本国大使館公使の三村明夫日豪経済委員会会長への表敬訪問
- 1月29日 高岡在シドニー総領事の三村会長表敬訪問
- 2月17日 豪州ニュー・サウス・ウェールズ州オファーレル首相の三村会頭表敬訪問
- 3月12日 豪州若手政治家の岡部義裕日豪経済委員会事務総長表敬

10) 日豪官民政策対話

10月23日 (30名)

a. 開会挨拶

経済産業大臣政務官 磯崎 仁彦 氏
インフラ投資部門局長 アンドリュー・ジャガーズ 氏
日豪経済委員会 会長 三村 明夫
豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

b. 序論

①アベノミクスについて

経済産業省大臣官房審議官 (通商戦略担当) 中山 泰則 氏

②新政権下の通商政策

外務貿易省北東アジア部門次官補 ジョン・ラントリー 氏

③新しい成長戦略における日本、アジア及び世界におけるビジネスチャンスとその意義

経済産業省参事 西川 和見 氏

c. 豪州のインフラ市場について

①選挙を踏まえたインフラ政策、プロジェクト・プライオリティー、IAの機能、民間企業のプロジェクト参入、マクロ経済について

インフラ投資部門局長 アンドリュー・ジャガーズ 氏

②PPP活動に関するPPPモデル、実例プロジェクトについて

インフラストラクチャーオーストラリア局長 ロリー・ブレナン 氏

③NSW州のインフラ政策とプロジェクトプライオリティー

NSW州貿易投資局長 マーク・パターソン 氏

④ビクトリア州のインフラ政策とプロジェクトプライオリティー

ビクトリア州インフラアドバイズデリバリー部門担当課長 ジョー・モンフォルテ 氏

⑤豪州市場でのビジネスに関する課題についてのレポート

(独)日本貿易振興機構副理事長 宮本 聡 氏

⑥豪州市場でのビジネスに関する課題についてのレポート (仮)

(株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 渡邊 剛 氏

⑦オープンディスカッション

d. 日本のインフラ市場について

①2020年東京オリンピック開催に係るインフラ整備について

経済産業省アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

②PPPアクションプランとPPPプロジェクト

国土交通省総合政策局官民連携政策課政策企画官 西海 重和 氏

③日本市場でのビジネスに関する課題についてのレポート

AJBCC 副会長 ボブ・サイドラー 氏

④オープンディスカッション

e. アジアのインフラ市場について

①持続的で強力なインフラ開発・投資促進

経済産業省大臣官房審議官（貿易経済協力局担当） 森 清 氏

②日豪・豪日インフラ小委員会のインド及びインドネシアにおける活動状況

（独）日本貿易振興機構副理事長 宮本 聡 氏

③オープンディスカッション

f. 総括

経済産業省大臣官房審議官（通商戦略担当） 中山 泰則 氏

(13) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 平成 25 年度総会兼第 40 回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

10 月 25 日（24 名）

a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 審議官 金杉 憲治 氏

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

c. 第 40 回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 日本ニュージーランド経済委員会平成 25 年度総会

e. その他

2) 第 40 回日本ニュージーランド経済人会議

11 月 6 日～8 日（112 名）

a. 開会式

開会挨拶

日本ニュージーランド経済委員会日本側委員長 矢野 龍 氏

日本ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員長 イアン・ケネディ 氏

来賓祝辞

駐ニュージーランド日本国大使 野川 保晶 氏

駐日ニュージーランド大使 マーク・シンクレア 氏

松山商工会議所 会頭 森田 浩治 氏

b. 基調講演「世界のツーリズムの潮流と日本のツーリズム産業の役割」

㈱ジェイティービー 代表取締役社長 田川 博己 氏

ニュージーランド航空 副 CEO ノーム・トンプソン 氏

c. 第 1 回全体会議「両国経済情勢」

（独）日本貿易振興機構 副理事長 宮本 聡 氏

ニュージーランド銀行 チーフエコノミスト トニー・アレクサンダー 氏

- d. 第2回全体会議「投資・インフラー東北・クライストチャーチへの展望－機会」
愛媛大学防災情報研究センター准教授 森 伸一郎 氏
McConnell Group, Managing Director デイビッド・マコーネル 氏
- e. 第3回全体会議「資源・エネルギー」－ポスト福島原発の展望；ビジネスチャンスと挑戦－
(株)東芝電力システム社 技師長 佐々木 隆 氏
Pan Pac Forest Products Ltd, Managing Director ダグ・ダッカー 氏
- f. 第4回全体会議「農林水産業」
住友林業(株) 代表取締役社長 市川 晃 氏
H. Dawson, Director クレイグ・スミス 氏
- g. 第5回全体会議「食品・製造業」
四国タオル工業組合 理事長 近藤 聖司 氏
ANZCO Foods Japan, President 金城 誠 氏
- h. 第6回全体会議「サービス業－ヘルスケア／教育」－現代社会のニーズへの対応－
Education New Zealand, Director リチャード・レガット 氏
ダイアトランズ大塚(株) 最高執行責任者 高橋 寿知 氏
- i. 第7回全体会議「参加者ディスカッション」
BNZ, Head of Asia Institutional Banking ポール・ゲストロ 氏
PriceWaterhouseCoopers, Tokyo Partner ライアン・トーマス 氏
日本郵船(株) 相談役 草刈 隆郎 氏
王子ホールディングス(株) 代表取締役会長 篠田 和久 氏
- j. 最終全体会議
日本ニュージーランド経済委員会日本側委員長 矢野 龍 氏
日本ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員長 イアン・ケネディ 氏

日本側：62名

ニュージーランド側：50名

開催地：松山市／松山全日空ホテル

3) 表敬・懇談

- 4月26日 ティム・グローサー ニュージーランド貿易大臣 兼 気候変動問題国際交渉担当大臣 兼 外務副大臣の岡村会頭・矢野日 NZ 経済委員会委員長表敬
- 2月26日 野川在ニュージーランド日本大使の篠田次期日 NZ 経済委員会委員長表敬訪問

(14) 日智経済委員会

- 1) 日智経済委員会日本国内委員会平成25年度総会兼第28回日智経済委員会日本代表団結団式
5月15日(36名)
 - a. 開会挨拶
 - b. 来賓ブリーフィング
外務省 中南米局長 山田 彰 氏
経済産業省 通商政策局 中南米室長 田村 修 氏

- c. 第28回日智経済委員会について
- d. 日智経済委員会日本国内委員会平成25年度総会
- e. その他

2) 第28回日智経済委員会

5月23日～25日（142名）

a. 開会式

開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

日智経済委員会チリ国内委員会 委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

祝辞

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏 （代読：外務省参与 高野 博師 氏）

チリ共和国大統領 セバスティアン・ピニエラ 氏

（代読：駐日チリ大使 パトリシオ・トーレス 氏）

宮城県知事 村井 嘉浩 氏

日本商工会議所副会頭・仙台商工会議所会頭 鎌田 宏 氏

b. 基調講演「チリ・日本両国の連携拡大に向けて」

チリ共和国鉱業大臣 エルナン・デ・ソルミニアック 氏

c. 第1回全体会議 パネルディスカッション「太平洋同盟の結成と新たなビジネスチャンス」

基調講演「日本にとっての太平洋同盟」（独）日本貿易振興機構 理事 礒部 博昭 氏

（モデレーター）早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 浦田 秀次郎 氏

（スピーカー）チリ貿易局 日本オフィス代表 ヘルマン・ベック 氏

（スピーカー）㈱小松製作所 取締役 駒村 義範 氏

（スピーカー）グルポ・セキュリティー社会長 フランシスコ・シルバ 氏

（スピーカー）（独）日本貿易振興機構（JETRO） サンティアゴ事務所長 堀之内 貴治 氏

d. 第2回全体会議「日本・チリ各産業の現状と課題」

【金属資源】 アントファガスタ・ミネラルズ社 相談役 ラモン・ハラ 氏

【インフラ・エネルギー】 智利三菱商事会社 社長 嶋崎 利浩 氏

【アグリビジネス】 アグロスーパー社 アジア本部長 アンドレアス・タカミヤ 氏

【情報通信】 日本電気㈱ 海外ビジネスユニット主席技師長 久木田 信哉 氏

e. 第3回全体会議「日本チリ両国の防災技術協力」

東北大学理事 原 信義 氏

チリ内務省国家緊急対策室 市民保護部部長 ロドリコ・オルティス 氏

（独）海洋研究開発機構 地震津波・防災研究プロジェクトプロジェクトリーダー・

技術統括 金田 義行 氏

f. 閉会式

議長総括 日本国内委員会委員長 佐々木 幹夫 氏

閉会挨拶 チリ国内委員会委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

日本国内委員会委員長 佐々木 幹夫 氏

日本側：96名

チリ側：46 名

開催地：仙台市／ウェスティンホテル仙台

3) 表敬・懇談

3 月 27 日 村上秀徳駐チリ日本大使の三村会頭表敬訪問

4) その他

5 月 25 日 南三陸町 モアイ像 贈呈記念式典

参加者：日智経済委員会関係者約 100 名を含む 200 名以上

開催地：南三陸さんさん商店街

内 容：日智経済委員会チリ国内委員会を中心に東日本大震災被災地支援のためにチリで結成されたエスペランサ（希望）委員会から震災復興のシンボルとして宮城県南三陸町に贈呈。

挨拶：日智経済委員会日本国内委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

日智経済委員会チリ国内委員会 委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

チリ共和国 イースター島海軍指揮官 クラウディオ・モンテネグル 氏

駐日チリ大使 パトリシオ・トーレス 氏

南三陸町 町長 佐藤 仁 氏

2 月 26 日 チリ政府によるチリの対外イメージ調査への協力

(15) 日亜経済委員会

1) 日亜経済委員会平成 25 年度総会

6 月 24 日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

10 月 8 日 コメリ亜日友好議員連盟会長との面談

11 月 20 日 ブオノモ・ウルグアイ大統領府顧問の佐々木幹夫日亜経済委員長表敬

(16) 日本ペルー経済委員会

1) 日本ペルー経済委員会平成 25 年度総会兼第 11 回日本ペルー経済協議会日本代表団結団式

8 月 9 日（33 名）

a. 開会挨拶 日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平 氏

b. 来賓ブリーフィング 外務省 中南米局 審議官 高瀬 寧 氏
経済産業省 通商政策局 中南米室長 田村 修 氏

c. 第 11 回日本ペルー経済協議会日本代表団結団式

d. 日本ペルー経済委員会平成 25 年度総会

2) 第 11 回日本ペルー経済協議会

8 月 20 日（289 名）

日本側：69 名

ペルー側：220 名

開催地：リマ／カントリークラブ・リマ・ホテル

a. 開会挨拶

ペルー日本経済委員会委員長 ルイス・ベガ 氏

日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平 氏

b. 挨拶／祝辞

内閣総理大臣祝辞 (代読：ペルー共和国駐日大使 福川 正浩 氏)

全国民間企業団体連合会 会長 アルフォンソ・ガルシア・ミロ 氏

c. 基調講演「日本・ペルー 新たな関係構築に向けて」

ペルー共和国大統領 オジャンタ・ウマラ・タッソ 氏

d. 第1回全体会議「ペルー鉱業の巨大潜在力・その実現促進」

エネルギー鉱山省 鉱山局長 エドガルド・アルバ 氏

住友金属鉱山(株) 代表取締役・専務執行役 川口 幸男 氏

プエナベントウラ鉱山会社 会長 ロケ・ベナビデス 氏

e. 第2回全体会議「新クリーン・エネルギー」

ペルー再生可能エネルギー協会 会長 アルフレッド・ノボア 氏

中南米工営(株) (パナマ) 筆頭社長補佐 鶴澤 邦泰 氏

f. 第3回全体会議「水資源：民間企業の視点」

サザンペルー・カッパー社 法務・天然資源部長 ギド・ボッチオ 氏

(独) 国際協力機構 中南米部長 高野 剛 氏

g. 第4回全体会議「農産品輸出と工業」

農業灌漑省 農業政策副大臣 ルイス・サバレータ 氏

農業生産者協会 会長 エンリケ・カメット 氏

ペルー味の素 社長 川端 良成 氏

元ペルー工業協会 会長 ペドロ・オラエチェア 氏

h. 第5回全体会議「安全と防災－BCP (事業継続計画)」

国立工科大学 (UNI) 名誉教授 フリオ・クロイワ 氏

(特) 危機管理対策機構 理事・事務局長 細坪 信二 氏

i. 第6回全体会議「太平洋同盟と新たなビジネスチャンス、経済連携協定 (EPA) －EPA と二国間貿易での利点」

ペルー外務省 経済局長 (大使) マルセラ・ロペス 氏

経済産業省 通商政策局 中南米室長 田村 修 氏

ペルー貿易協会 事務局長 エドゥアルド・フェレイロス 氏

(独) 日本貿易振興機構 理事 磯部 博昭 氏

通商観光省 副大臣 カルロス・ポサダ 氏

j. 閉会挨拶

日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平 氏

ペルー日本経済委員会委員長 ルイス・ベガ 氏

3) 表敬・懇談

1月23日 (9名) ペルー共和国国会議長並びに国会議員団の宮村日ペルー経済委員長への表敬・昼食会

日本側：4名

ペルー側：5名

開催地：東京／東京會館

4) その他

8月22日 外交関係樹立140周年式典における国会感謝状授賞

日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平 氏

開催地：ペルー（リマ）

(17) 日本メコン地域経済委員会

1) 平成25年度総会

5月17日（107名） 第1回総会

a. 日本メコン地域経済委員会規約（案）ならびに会費規定（案）について

b. 委員長の選任について

c. 顧問ならびに事務総長について

d. 平成25年度事業計画書（案）ならびに平成25年度収支予算書（案）について

e. その他

8月2日（107名） 第2回総会

a. 共同委員長の選任について

b. 今年度下半期の事業活動について

2) 勉強会

5月17日（107名） 第1回勉強会

a. 講演

①「メコン地域の経済情勢と日メコンの経済関係について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

②「日メコン関係と同地域における日本の外交政策について」

外務省 アジア大洋州局 審議官 柳 秀直 氏

8月2日（107名） 第2回勉強会

a. 講演

①「東アジアにおけるメコンの位置付けとそのポテンシャル」

慶応義塾大学 経済学部 教授 木村 福成 氏

②「ミャンマー経済情勢と日ミャンマー経済協力関係」

経済産業省 貿易経済協力局 資金協力課長 佐藤 朋哉 氏

10月1日（63名） 第3回勉強会

a. 開会挨拶

日本メコン地域経済委員会委員長 渡邊 康平 氏

b. 講演「ベトナム2020年工業化戦略について」

政策研究大学院大学 教授 大野 健一 氏

c. 「訪ベトナム経済ミッション」派遣に向けた準備状況（中間報告）

3) メンバー交流セミナー

9月13日（49名）

a. 講演

①メコン地域におけるリスクマネジメント

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 十市 崇 氏

②海外進出企業的主要リスク概要とソリューション事例～メコン地域リスクの特徴を交えて～

JEIB ジャパン(株) シニアアドバイザー 森島 知文 氏

4) 経済ミッション

10月28日～11月2日(78名) 「訪ベトナム経済ミッション」

訪問地：ベトナム(ハノイ、ホーチミン)

3月2日～8日(64名) 「訪カンボジア・ラオス経済ミッション」

訪問地：カンボジア(プノンペン)、ラオス(ビエンチャン、サワナケット)

5) 第1回ベトナム計画投資省との協議会

10月29日(124名)

日本側：74名

ベトナム側：50名

開催地：ベトナム・ハノイ

a. 開会挨拶

ベトナム計画投資省外国投資庁 長官 ド・ニャト・ホアン 氏

日本メコン地域経済委員会 委員長 渡邊 康平 氏

b. 基調講演「ベトナムの2020年工業化戦略：重点産業と裾野産業育成策について」

ベトナム経済研究所 副所長 ロン・ティ・チ・ビン 氏

c. セッション

ベトナム工業化戦略の重点分野と裾野産業の現状：自動車・自動車部品

ベトナム工業化戦略の重点分野と裾野産業の現状：電子・電気

ベトナム工業化戦略の重点分野と裾野産業の現状：環境・省エネ

d. 質疑応答・日本側の要望に対するベトナム側からのコメント

e. 閉会

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 衣斐 正宏

ベトナム計画投資省外国投資庁 長官 ド・ニャト・ホアン 氏

6) 第10回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

1月31日(105名)

日本側：73名

ミャンマー側：32名

開催地：東京

a. 開会挨拶

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 会長 ウイン・アウン 氏

b. 歓迎挨拶

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

c. ミャンマー連邦共和国大統領、日本国首相メッセージ

d. ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会から日本商工会議所への記念品贈呈

e. セッション

「工業の育成に向けた日本・ミャンマーの協力・連携」

(一社) 日本ミャンマー協会ミャンマー総合研究所 理事・所長 桐生 稔 氏
ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゾウ・ミン・ウィン 氏

「農業の育成に向けた日本・ミャンマーの協力・連携」

(独) 国際協力機構 農村開発部 農村開発第一グループ次長 永友 紀章 氏
ミャンマー・マクロ・インダストリー 社長 モエ・ミン・チョー 氏

「日本・ミャンマー両国中小企業間の協力・連携」

三生技研(株) 代表取締役 井口 久生 氏
ベスト・インダストリー 副社長 カイン・カイン・ウー 氏

「サービス産業の育成に向けた日本・ミャンマーの協力・連携」

(株)ファミリーマート 海外事業部長 山下 純一 氏
A&T 社長 アウン・キン・ミン 氏

f. 共同声明

g. 閉会挨拶

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゾウ・ミン・ウィン 氏
日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

7) 懇談会

5月28日	ダオ・クワン・トゥ・ベトナム計画投資省副大臣との懇談会
6月24日	キン・サン・イー・ミャンマー連邦共和国国家計画・経済開発省副大臣との懇談会
7月19日	ベトナム経済懇談会
10月8日	ソムサワート・レンサワット・ラオス人民民主共和国副首相との懇談会
11月12日	マイ・ティエン・ズン・ハナム省（ベトナム）人民委員長らとの懇談
12月3日	ソク・チェンダ・ソピア・カンボジア開発評議会事務局長兼首相付大臣との懇談会
1月21日	ミャンマー連邦共和国国家計画・経済開発省投資企業管理局との懇談会
2月19日	メコン各国商工会議所役員との懇談会

8) 表敬

6月6日	渡邊康平委員長のキン・マウン・ティン駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問
6月10日	渡邊康平委員長のホー・モニロット駐日カンボジア王国大使表敬訪問
6月14日	渡邊康平委員長のタナティップ・ウパティシン駐日タイ王国大使表敬訪問
6月14日	渡邊康平委員長のケントン・ヌアンタシン駐日ラオス人民民主共和国大使表敬訪問
6月18日	渡邊康平委員長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問
11月22日	渡邊康平委員長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問

12月19日	渡邊康平委員長のキン・マウン・ティン駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問
1月14日	渡邊康平委員長のケントン・ヌアンタシン駐日ラオス人民民主共和国大使表敬訪問
2月17日	渡邊康平委員長のホー・モニロット駐日カンボジア王国大使表敬訪問
3月27日	渡邊康平委員長のホー・モニロット駐日カンボジア王国大使表敬訪問

(18) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

- 1) 会員企業の対中ビジネスを支援するため、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境および中国関連セミナーなどについての情報提供を行った。また、大気汚染問題や鳥インフルエンザ等に対する注意喚起情報についても周知を行った。

特に、今後成長が期待される中国の省エネ・環境分野について、中小企業を主な対象にした「中国環境ビジネスセミナー」を3回シリーズで開催した（11月、1月、2月）。また、中国における深刻な大気汚染、特に微小粒子状物質（PM2.5）による健康への影響が懸念されている状況を受け、会員事業所を対象にした「中国におけるPM2.5に関する説明・相談会」を環境省と共催した（3月14日）。

中国国内で日本の商工会議所をPRするため、中国商務部・北京市政府主催「第2回中国（北京）国際サービス貿易交易会」（5月28日～6月1日、於：北京市）、および、中国政府・広東省政府主催「第10回中国国際中小企業博覧会」（9月25～28日、於：広州市）に出展し、商工会議所事業の紹介などを行った。

研究会登録メンバー数：802（3月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（本年度、21回配信。通算配信数144回）。

(19) 日韓・韓日商工会議所首脳会議

- 1) 第7回首脳会議

6月11日（30名）

- a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 岡村 正

大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏

仙台商工会議所 会頭 鎌田 宏 氏

- b. 議題1「両国の経済状況および今後の展望」

（日本側）「日本の経済情勢と展望」

日本商工会議所 副会頭

大阪商工会議所 会頭 佐藤 茂雄 氏

（韓国側）「韓国経済の概要と今後の見通し」

大韓商工会議所 副会長

釜山商工会議所 会長 趙 成濟 氏

- c. 議題2「両国間におけるビジネス交流の最近の動向」

（日本側）「日本の中小企業の韓国企業との係わり合いと両国の望まれる将来像」

日本商工会議所 特別顧問

東京商工会議所 特別顧問 井上 裕之 氏

(韓国側)「日韓間における観光交流の現状と活性化方策」

ソウル商工会議所 副会長 智 昌薫 氏

d. 議題3「商工会議所の主要事業と相互協力の可能性」

(日本側)「『北のブランド』認証事業の取組み」

日本商工会議所 副会長

札幌商工会議所 会長 高向 巖 氏

(韓国側)「商工会議所の主な新規事業の紹介」

大韓商工会議所 副会長

光州商工会議所 会長 朴 興錫 氏

e. 閉会挨拶

大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏

日本商工会議所 会長 岡村 正

日本側：16名

韓国側：14名

開催地：仙台市

2) 実務協議会

5月9日(7名)

a. 第7回日韓・韓日商工会議所首脳会議全体日程・参加者について

b. 第7回日韓・韓日商工会議所首脳会議議題について

2月5日(7名)

a. 第8回日韓・韓日商工会議所首脳会議日程について

b. 第8回日韓・韓日商工会議所首脳会議議題について

(20) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

全国の商工会議所と台湾関係機関とのネットワークを構築し、日台間の貿易・投資・観光等の経済活動を促進することを目的に、台湾とのビジネス交流に関心のある各地商工会議所の専務理事等で構成。

1) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

11月20日

a. 台湾の最新経済動向と日台経済関係について

台北駐日経済文化代表処 副代表

台日産業連携推進オフィス 副主任 余 吉政 氏

※第18回国際経済・第17回観光・第32回中小企業・第7回教育・第27回運営合同委員会と合同開催。終了後、交流会を実施。

(21) その他国際関係会議

4月19日

米国オレゴン州セミナー “Doing Business in Oregon”

5月22日	セレクトUSA 米国投資セミナー
5月28日	米日カウンシル・ジャパン・シンポジウム
6月4日（75名）	チェコ IT デー（在日チェコ共和国大使館との共催）
6月4日	米国イリノイ州投資セミナー
6月13日	コロラドジャパン エネルギーフォーラム
8月25日	TPP 第19回交渉会合 ステークホルダー会合
8月30日	チリ投資セミナー
9月3日～8日	インドネシア・現地企業とのビジネスコネクション構築ミッション
9月12日	日本・ラオスビジネスフォーラム
9月30日（261名）	ミャンマー投資セミナー（東京商工会議所との共催）
10月7日（300名）	ラオス経済・投資セミナー（国際機関日本アセアンセンター、ラオス計画投資省、東京商工会議所との共催）
10月24日（55名）	スロヴァキア投資セミナー（在日スロヴァキア共和国大使館主催）
11月12日（300名）	第9回日独産業フォーラム2013（ドイツ貿易・投資促進機関主催）
11月22日	日本政府によるアフリカ支援政策アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラムに関する説明会
11月26日	第1回中国環境ビジネスセミナー
11月29日（134名）	日本・ロシアビジネス交流セミナー（全ロシア中小企業機構との共催）
12月3日（300名）	カンボジア投資セミナー（国際機関日本アセアンセンター、カンボジア開発評議会（CDC）、東京商工会議所との共催）
12月4日	経済4団体国際関係打合会
12月14日（145名）	ASEAN 首脳歓迎昼食会（日本経済団体連合会との共催）
1月29日	海外ビジネス展開・支援セミナー「新興国における課税問題の事例と対策」
1月30日～31日	21大都市商工会議所国際担当部長会議
2月12日～20日	中東（トルコ&イスラエル）ビジネス環境視察ミッション
2月21日	サウジアラビア王国 サルマン皇太子殿下歓迎夕食会（日本経済団体連合会、経済同友会、貿易会共催）
2月27日（51名）	アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会共催）

(22) 使節団派遣

1) 訪インドネシア・現地企業とのビジネスコネクション構築ミッション

9月3～8日（7名）

訪問地：インドネシア・ジャカルタ

- 電子電機業界向け専門トレードショー視察会（9月4日）
- 既進出日系工場見学（9月4日）
- インドネシアの通関・物流事情セミナー（9月5日）
- 電子電機業界のインドネシア企業との交流会（9月5日）
- 電子電機グループ会員とのビジネス交流会（9月6日）

2) 訪台湾ビジネスミッション

9月24～26日（11名）

訪問地：台北市（台湾）

- a. 台北市日本工商会との懇談会（9月24日）
- b. 日本企業説明会／個別商談会（9月25日）
- c. 企業視察（日系スーパーマーケット「Fresh Mart（太平洋 sogo デパート忠孝館）」、台湾系スーパーマーケット「松青超市（信義分店）」）（9月26日）

3) 訪中東（トルコ&イスラエル）ビジネス環境視察ミッション

2月12～20日（17名）

訪問地：トルコ（イスタンブール）、イスラエル（テルアビブ、エルサレム）

①トルコ

- 1) 投資環境セミナー（2月13日）
- 2) 現地日系企業の工場見学会（2月13日）
- 3) トルコ商工会議所（TOBB）会員とのビジネス交流会（2月14日）
- 4) 現地政府機関との懇談会（2月14日）

②イスラエル

- 1) 講演（イスラエルの概況説明）（2月18日）
- 2) 現地日系企業の研究施設訪問（2月18日）
- 3) ビジネス展示会の視察（2月18日）
- 4) 日本政府との懇談会（2月18日）
- 5) 現地政府機関、イスラエル企業との懇談会（2月19日）

2. レセプション・懇談会等

開催日	内 容
4月 1日	コロラド州デンバー市およびデンバー商工会議所との懇談（事務局対応）
4月 3日	岡村会頭と程永華・駐日中国大使との懇談
4月 8日	サリコン・サルピン・イスカンドル（マレーシア）商工会議所会頭との懇談（事務局対応）
4月 9日	アラブ首長国連邦（UAE）政府・2020年万博招致関係者との懇談（事務局対応）
4月 16日	ベネディクト・ユフイコ・CACCI 会長一行訪日団の岡村会頭表敬
4月 17日	佐々木豊成・内閣官房 TPP 政府対策本部国内調整総括官の岡村会頭表敬
4月 23日	ドゥラホミール・シュトス・駐日スロヴァキア大使の中村専務理事表敬
4月 23日	加來至誠・在ホンジュラス日本大使の岡村会頭表敬
4月 26日	ティム・グローサー・ニュージーランド貿易大臣兼気候変動問題国際交渉担当大臣の岡村会頭・矢野日本ニュージーランド経済委員会委員長との懇談
4月 26日	古賀京子・在ミラノ日本国総領事館総領事の表敬（事務局対応）

5月 23日	中村専務理事とマウン・ミン・ミャンマー連邦共和国労働大臣兼社会保障大臣との懇談
5月 23日	クリスチャン・マセ・駐日フランス大使の岡村会頭表敬
5月 26～28日	中国国貿促等との懇談（事務局対応）
6月 6日	ピエール＝アントワヌ・ガイイ・パリ商工会議所会頭の岡村会頭表敬
6月 7日	フランソワ・オランド・フランス大統領及びトリエルヴェレール女史のための宮中晩餐への岡村会頭の出席
6月 8日	フランソワ・オランド・フランス大統領と日本経済界との会合への岡村会頭の出席
6月 10日	テルエル スペイン商工海運会議所最高評議会会頭と中村専務理事の懇談
6月 21日	西村英俊・東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）事務総長の岡村会頭表敬
7月 29日	李丙琪・駐日韓国大使の岡村会頭表敬
8月 4～10日	ロシア・エカテリンブルグ市での講演及び懇談、ロシア商工会議所・BIE（国際博覧会事務局）事務局長等との懇談
9月 12日	廣木重之・外務省儀典長の岡村会頭表敬
9月 25日	兒玉和夫・経済協力開発機構日本政府代表部（OECD 代表部）大使の岡村会頭表敬
9月 26日	ゲオルギ・コンスタンティノフ・ヴァシレフ・駐日ブルガリア大使の中村専務理事表敬
9月 27日	梅田邦夫・外務省国際協力局長の岡村会頭表敬
9月 30日	東博史・在ポルトガル日本大使の中村専務理事表敬
10月 7日	ソムサワート・レムサワット・ラオス人民民主共和国副首相の岡村会頭表敬
10月 8日	ナイジェリア商工鉱物農業会議所幹部との懇談（事務局対応）
10月 17日	オリヴィエ・メレリオ・日仏経済交流委員会（CEFJ）会長代行の中村専務理事表敬
10月 21日	新旧駐ラオス日本国大使（横田順子現大使、岸野博文新大使）による岡村会頭表敬
10月 23日	カート・トン・在日米国大使館臨時代理大使の岡村会頭表敬
11月 6日	イェンス・クラスコウ・デンマーク商工会議所会頭の中村専務理事表敬
11月 6日	中村専務理事と呂克儉・駐日中国公使との懇談
11月 7日	レ・ルオン・ミン ASEAN 事務総長による三村会頭表敬
11月 8日	ミンドウガス・ククリエリュス・リトアニア農業副大臣との懇談（事務局対応）
11月 13日	パブロ・ホセ・ダビラ・ハラミージョ・エクアドル全国工業会議所連盟会長の中村専務理事表敬
11月 13日	ロシア・ヴォロネジ州訪日団の中村専務理事表敬
11月 13日	ダビラ・エクアドル全国工業会議所連盟会長の中村専務理事への表敬
11月 25日	ポルトガル商工会議所ビジネス支援担当マネジャーとの懇談（事務局対応）
12月 3日	サンブー・デンベレル・モンゴル商工会議所会頭兼 CEO の三村会頭表敬
12月 5日	アルバロ・バルトダノ・ニカラグア投資振興機構会長の中村専務理事表敬
12月 10日	ドイツ・ブランデンブルク州訪日団との懇談（事務局対応）
12月 13日	グエン・タン・ズン・ベトナム社会主義共和国首相と三村会頭との懇談
12月 14日	ASEAN 首脳歓迎昼食会
12月 18日	キャロライン・ケネディ駐日米国大使の三村会頭表敬

12月 25日	三村会頭と李丙琪・駐日韓国大使との懇談
12月 26日	西村英俊・東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）事務総長の三村会頭表敬
12月 27日	三村会頭と程永華・駐日中国大使との懇談
1月 7日	リファト・ヒサルジュクルオール・トルコ商工会議所連合会会頭の中村専務理事表敬
1月 9日	ミハル・コットマン・駐日スロヴァキア大使の三村会頭表敬
1月 9日	沈斯淳・台北駐日経済文化代表処代表の三村会頭表敬
1月 10日	ベラルーシ商工会議所ミンスク支部訪問団との懇談（事務局対応）
1月 15日	黄茂雄・東亜経済会議台湾委員会会長の三村会頭表敬
1月 16日	ファルク・アミール・駐日パキスタン大使の三村会頭表敬
1月 29日	欧州経済評議会（EESC）との懇談（事務局対応）
1月 31日	三村会頭とウイン・アウン・ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会会長との懇談
2月 7日	マチュー・ブランデルス・ベルギー大使館一等書記官との懇談（事務局対応）
2月 12日	相星 ASEAN 日本代表部新大使の三村会頭表敬
2月 13日	ジョナサン・チョイ・香港中華総商会名誉会長の三村会頭表敬
2月 18日	梅田邦夫・駐ブラジル日本大使の中村専務理事表敬
2月 25日	宮川眞喜雄・駐マレーシア日本大使の三村会頭表敬
2月 25日	別所浩郎・駐韓国日本大使の三村会頭表敬
2月 26日	奥田紀宏・駐カナダ日本大使の三村会頭表敬
2月 27日	アジア・大洋州地域大使との懇談会
3月 3日	ビィナイ・スマナポリー・セレクト USA 最高責任者の中村専務理事表敬
3月 4日	三村会頭と木寺昌人・駐中国日本大使との懇談
3月 11日	オリヴィエ・メレリオ・日仏経済交流委員会（CEFJ）会長代行の中村専務理事表敬
3月 13日	ジェイ・ボナゼッキ・在日米国商工会議所会頭の三村会頭表敬
3月 17日	三村会頭のチュオン・タン・サン・ベトナム社会主義共和国国家主席表敬
3月 17日	セルゲイ・シュマコフ・モスクワ商工会議所副会頭との懇談（事務局対応）
3月 18日	アフメト・シャラ・コソボ共和国大使との懇談（事務局対応）
3月 27日	田中繁広・経済産業省通商機構部部長の三村会頭面談
3月 28日	

3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った。

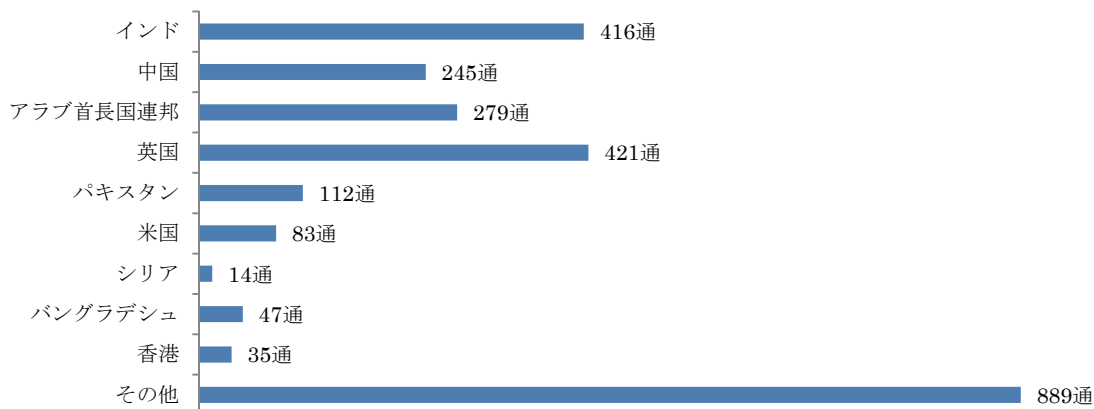
(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの当所ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海

外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。

③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 2,541 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（752 件）

－日本からの輸入希望－

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		5			1	1	1			8
輸送用機器・部品		2					1			3
光学・精密器・医療機器		3					2			5
一般機械		2			1	2	1		1	7
鉄鋼・金属製品		11			1	1				13
化学製品・医薬品		3			1	2	1			7
繊維製品		1				2	2		1	6
皮革・ゴム製品		2					1			3
木材・紙・パルプ		2				1	1			4
プラスチック・合成樹脂		2					2			4
セメント・土石・ガラス・窯業製品		1				2			2	5
食料品・香辛料		7			1	1	2		2	13
宝飾品・雑貨					1		1			2
運動用具		1				2	1			4
事務用品		1								1
その他		2			1	3	1		1	8
合計		45			7	17	17		7	93

－日本への輸出希望－

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		61	1		2	1	3		10	78
輸送用機器・部品		8	6		2		3		3	22
光学・精密器・医療機器		16			1	1	3		3	24
一般機械		21					5		2	28
鉄鋼・金属製品		46	1	1	4	4	4		6	66
化学製品・医療品		31	4		5	9	10		3	62
繊維製品		55				5	5		4	69
皮革・ゴム製品		17			1		3			21
木材・紙・パルプ		8		1	4	5	4		3	25
プラスチック・合成樹脂		21			4	1	3		4	33
セメント・土石・ガラス・窯業製品		19			2	10	1	1	2	35
食料品・香辛料		54	2	6	20	20	10		5	117
宝飾品・雑貨		22				2	1		1	26
運動用具		9							1	10
事務用品		5								5
その他		26		3	1	2	1		5	38
合計		419	14	11	46	60	56	1	52	659

－その他の照会－

品目	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
合弁		17	1		2	4	2	1	1	28
投資		14	2	2	9	23	8	3	6	67
会社照会		15		2	3	6	1		10	37
技術協力		2	1	1	2	1	4	1	1	13
フェア		131	18	5	110	23	20		4	311
クレーム		2		1		2	1		1	7
入札		44			5	5	2		4	60
会社PR		117	6	4	25	21	12	2	12	199
就職		11	1		3	1	18	1	4	39
観光										
トレーニング、セミナー等、その他		67	31		379	25	252	2	61	817
合計		420	60	15	538	111	320	10	104	1,578

※ 1 通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 貿易証明業務

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、静岡、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21 ヲ所）に設置した日商の特定原産地証明書発給事務所において特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会を、各地商工会議所と協力して開催した。

発給申請者の利便性の向上のため、新たな発給事務所の開設に向けて準備を行った（平成 26 年 4 月 1 日より北九州事務所開設）。

なお、説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続き説明会

期日	開催場所	参加者数	主 な 内 容
4/8	東京商工会議所	420 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 室長補佐 伊藤 浩行 氏) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (当所事務局)
4/19	名古屋商工会議所	163 人	○「特定原産地証明書の取得までの流れ」 ・ 申請前の確認事項 ・ 申請手続きについて (当所事務局)
5/24	横浜商工会議所	80 人	○「EPA（経済連携協定）の活用術について」 ((独) 日本貿易振興機構 海外調査部国際経済研究課長 梶田 朗 氏) ○「輸出入統計品目番号 (HS コード) について」 (横浜税関 業務部 首席関税鑑査官 久保 博文 氏) ○「特定原産地証明書の原産地規則と申請手続きについて」 (当所事務局)
7/19	福岡商工会議所	45 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (当所事務局)
7/26	東京商工会議所	73 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 室長補佐 平川 慎一 氏) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (当所事務局)
10/15	浜松商工会議所	244 人	○「EPA（経済連携協定）の概要と活用術について」 ((独) 日本貿易振興機構 海外調査部国際経済研究課 吾郷 伊都子 氏) ○「EPA（経済連携協定）と経営戦略」 (㈱ロジスティック 代表取締役 兼 ㈱プランテックコンサルティング 取締役 嶋 正和 氏) ○「EPA（経済連携協定）における原産地規則について」 (財務省 関税局 原産地規則専門官 今川 博 氏) ○「関税分類について」 (財務省 関税局 関税分類調査官 甲斐田 洋希 氏) ○「EPA（経済連携協定）特定原産地証明書の取得について」 (当所事務局)

11/28	広島商工会議所	32 人	○「EPA の概要と活用術について～ASEAN 中心に～」 ((独) 日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 安田 啓 氏) ○「ACFTA と AFTA の利用でどれだけ関税を削減できるか～ACFTA の活用方法と運用状況～」 (一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋 俊樹 氏) ○EPA (経済連携協定) 特定原産地証明書の取得について (当所事務局)
11/29	福山商工会議所	46 人	○「EPA の概要と活用術について～ASEAN 中心に～」 ((独) 日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 安田 啓 氏) ○「ACFTA と AFTA の利用でどれだけ関税を削減できるか～ACFTA の活用方法と運用状況～」 ((一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋 俊樹 氏) ○「EPA (経済連携協定) 特定原産地証明書の取得について」 (当所事務局)
1/24	さいたま商工会議所	70 人	○「我が国 EPA の概要と今後の取組み」 (経済産業省 貿易管理部 貿易管理課 原産地証明室長 横川 智之 氏) ○「EPA における原産地規則」 (財務省 関税局 関税課 課長補佐 内山 泰親 氏) ○「特定原産地証明書の申請手続き」 (当所事務局)
1/28	名古屋商工会議所	30 人	○「申請前の確認事項」 (名古屋税関 業務部 原産地調査官 三宅 康裕 氏 日本繊維産業連盟 (日本化学繊維協会 主任部員) 鍵山 博哉 氏) ○「申請手続きについて」 (当所事務局)
3/3	福井商工会議所	15 人	○「EPA を有効活用した ASEAN への販路開拓について」 ((独) 中小企業基盤整備機構 国際化支援シニアアドバイザー 樋口 壽男 氏) ○「EPA の内容と原産地規則について/特定原産地証明書の取得手続きについて」 (当所事務局)
3/17	北九州商工会議所	110 人	○「アセアンの現況と日系企業の動向」 (㈱三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 部長 中村 英樹 氏) ○「EPA の概要と特定原産地証明書の取得手続き」 (当所事務局)

○特定原産地証明書発給件数

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
日メキシコ（17 年 4 月発効）	5,761	5,735	5,368	6,035	5,241	5,058	6,378
日マレーシア（18 年 7 月発効）	5,335	6,194	6,334	8,349	9,228	11,289	13,552
日チリ（19 年 9 月発効）	1,503	4,460	3,613	4,788	4,356	4,695	4,310
日タイ（19 年 11 月発効）	6,677	21,129	28,255	44,132	47,161	58,961	66,469
日インドネシア（20 年 7 月発効）		6,579	16,013	23,672	30,096	33,914	41,464
日ブルネイ（20 年 7 月発効）		0	3	13	30	21	36
日アセアン（20 年 12 月発効）		239	2,832	4,490	4,653	5,288	7,575
日フィリピン（20 年 12 月発効）		225	2,477	4,255	4,457	5,575	6,216
日スイス（21 年 9 月 1 日発効）			1,277	3,065	3,507	3,557	3,081
日ベトナム（21 年 10 月 1 日発効）			500	2,294	2,749	4,572	7,026
日インド（23 年 8 月 1 日発効）					7,696	19,822	26,147
日ペルー（24 年 3 月 1 日発効）					5	468	1,115
計	19,276	44,561	66,672	101,093	119,174	153,220	183,369

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書ならびに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明専門委員会」、同専門委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明に関する研究会」で審議・検討した。

③ 非放射能汚染証明に対する当所の取り組み

東京電力福島第一原発事故以降、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが後を絶たない。このため、当所では、政府が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、引き続き極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。

4. 在外日本（人）商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本（人）商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本（人）商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。82 カ所の在外日本（人）商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 18 カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。

なお、ジャカルタ・ジャパン・クラブ、フィリピン日本人商工会議所、マレーシア日本人商工会議

所、ベトナム日本商工会、中国日本商会、上海日本商工クラブ、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、当所では、各地商工会議所が経済ミッションを派遣する際の側面支援として、在外日本（人）商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

25 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
上田商工会議所	5 月 10 日	盤谷日本人商工会議所	現地事情説明会
日本ファッション協会	5 月 18 日	ミンガラドン・インダストリアルパーク	現地事情説明会
習志野商工会議所	9 月 4、5 日	盤谷日本人商工会議所	現地事情説明会、企業視察
大垣商工会議所	9 月 9 日	台北市日本商工会	現地事情説明会
東京商工会議所	10 月 21 日	日本貿易振興機構ヤンゴン事務所	現地事情説明会、企業視察
大府商工会議所	12 月 4 日	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	現地事情説明会、企業視察
泉佐野商工会議所	1 月 17 日	ベカメックス日本連絡事務所	企業視察
蒲郡商工会議所	1 月 29 日	ドバイ日本商工会議所	現地事情説明会
茨城県商工会議所連合会	2 月 10 日	ヤンゴン日本人商工会議所	現地事情説明会
佐久商工会議所	2 月 14 日	香港日本人商工会議所	現地事情説明会
貝塚商工会議所	2 月 14 日	ホーチミン日本商工会	現地事情説明会
名古屋商工会議所	3 月 20 日	フィリピン日本人商工会議所	現地事情説明会
犬山商工会議所	3 月 20 日	ベカメックス日本連絡事務所	企業視察

5. 情報化推進事業

(1) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

当所ホームページについて、動画配信を開始するとともに地域最前線等のコンテンツの充実化を図り、当所および各地商工会議所に関する情報発信・提供に努めた。

また、各地商工会議所支援の充実を図るため、会員はじめ地域事業者および各地商工会議所に有益な情報をタイムリーに提供できるよう、「電子ライブラリー」（ネット上の書庫）を整備した。この中で、当所が作成した各種資料、意見・要望書、事業実施要領、マニュアルおよび各地商工会議所や行政機関等が作成した資料、広報物等を提供する「CCI スクエアライブラリー」を商工会議所イントラネットに、当所および各地商工会議所、行政機関等が作成した中小企業の経営に資する各種資料、ガイドブック、パンフレット等を電子書籍形式で提供する「商工会議所ライブラリー」を構築した。

さらに、各地商工会議所ホームページのリニューアルに対するニーズが大きいことから、最新の機能などを備えた、専門的な知識を要さず簡易に更新できるホームページのテンプレート（ひな型）を開発した。希望に応じてテンプレートを提供するとともに、具体的にリニューアルを支援するた

め、商工会議所ホームページリニューアル研修会を開催した。

開催日：平成 25 年 11 月 7 日～8 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：19 名）

平成 25 年 12 月 10 日～11 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：19 名）

平成 25 年 12 月 19 日～20 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：18 名）

平成 26 年 1 月 23 日～24 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：18 名）

平成 26 年 2 月 24 日～25 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：18 名）

(2) TOAS（商工会議所トータル OA システム）の改善と活用支援

① 導入商工会議所数

TOAS は、平成 26 年 3 月末現在、337 商工会議所（うち、TOAS/ASP 版は 162 商工会議所）で導入されている。

② TOAS に関する運用管理について

TOAS の開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12 年度から「TOAS 運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、25 年度においては 312 商工会議所に負担いただいた（導入初年度の 3 商工会議所は免除。また、東日本大震災の影響を考慮し、被災地 6 商工会議所は日商會費免除に準じて 30%から 100%の減免を行った）。

③ プログラムの改善

日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対して、TOAS による検定事業の合格者管理の検討、TOAS xpa 版の導入と TOAS V9、V10 最終版の提供、TOAS の消費税増税対応プログラムの提供等各種プログラムを提供・改善した。

④ ユーザー商工会議所、TOAS パートナーへの情報提供

TOAS ユーザー商工会議所、TOAS パートナーに対して、Web サイト (<http://www.jccci.or.jp/toas/web/>) ならびにメーリングリスト (toas@cin.or.jp) を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOAS パートナリツプ制度」に登録している事業者は、全国で 50 社（26 年 3 月現在）となっている。

⑤ TOAS ユーザー会の開催

TOAS の一層の利用推進に向けて、システム改善の検討、研修体制の見直し、先進ユーザーの事例普及策等を検討するため、TOAS を有効に活用しているユーザー商工会議所をメンバーとした「TOAS ユーザー会」を開催した。

開催日：平成 25 年 5 月 21 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：9 名）

平成 25 年 6 月 18 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：9 名）

平成 25 年 9 月 30 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：8 名）

平成 25 年 12 月 2 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：8 名）

平成 26 年 2 月 13 日（於：日本マイクロソフト(株)品川本社会議室）（参加者数：8 名）

⑥ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メール (toasqa@cin.or.jp) で 462 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑦ TOAS／Web 設定・操作研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成 25 年 5 月 14 日～15 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：17 名）

経理編（参加者数：7 名）

平成 25 年 5 月 16 日～17 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：16 名）

経理編（参加者数：10 名）

平成 25 年 6 月 27 日～28 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

⑧ TOAS フォーラムの開催

TOAS の普及促進、データの戦略的活用方法や新機能の紹介による担当者のスキルアップ、TOAS 担当者相互の情報交換の場の提供、TOAS への改善・要望事項の収集等を目的に、TOAS 利用商工会議所およびサポート企業ならびに導入を検討する商工会議所等を対象とした「TOAS フォーラム」を開催した。

開催日：平成 26 年 2 月 13 日（於：日本マイクロソフト(株)品川本社）（参加者数：50 名）

(3) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、民間認証局と業務提携し、各地商工会議所と連携のもと、同局が発行する電子証明書の取次業務を行った。これにより、各地商工会議所会員企業に通常より低廉な料金で電子証明書を提供した（取次枚数 2,504 枚）。

【中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援】

1. 経営安定特別相談事業

25 年度の企業倒産件数（負債総額 1 千万円以上）は 10,536 件（前年度 11,719 件）、負債総額は 2 兆 7,749 億円（同 3 兆 757 億円）となった。「中小企業金融円滑化法」の期限切れに伴い実施された中小企業金融モニタリング体制の効果や、金融機関が中小企業のリスク要請に応じていることなどにより、倒産件数は前年度比 10.0%減少。また、負債総額は、前年比-3,007 億円（-9.7%）と 5 年連続で前年度を下回り、1989 年度（1 兆 1,865 億円）以来、24 年ぶりに 3 兆円を割り込んだ（※東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、倒産件数が 10 産業のうち金融・保険業を除く 9 業種で前年度を下回った。地区別では、9 地区のうち東北を除く 8 地区で前年度を下回った。

このような中、全国商工会議所 200 カ所（平成 26 年 3 月末現在）に設置されている経営安定特別相談室では、経営再建に関する相談に対応し、専門家と連携して、経営改善計画策定や事業承継等各種の支援を行った。

① 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動

種 類	作成部数（日商分）
ポスター	504 枚
パンフレット	32,290 部
自己チェックリスト	27,835 枚

② 平成 25 年度経営安定対策事業研修会

日 程：平成 25 年 6 月 26 日（水）～28 日（金）

場 所：商工会議所福利研修センター カリアック（静岡県浜松市）

出席会議所、出席者数：45 商工会議所・1 商工会議所連合会、49 人

③ 平成 25 年度第 2 回経営安定対策事業研修会

日 程：平成 25 年 11 月 6 日（水）～8 日（金）

場 所：フクラシア東京ステーション（東京都千代田区）

出席会議所、出席者数：25 商工会議所、25 人

④ 平成 25 年度第 3 回経営安定対策事業研修会

日 程：平成 26 年 1 月 24 日（金）

場 所：アジュール竹芝（東京都港区）

出席会議所、出席者数：83 商工会議所、91 人

2. 全国統一演習研修事業（経営指導員 WEB 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に、経営指導員向けに“e ラーニングによる WEB 研修システム”を開発し、運用を開始した。平成 25 年度は、この WEB 研修の一層の普及・活用を図るとともに、第 2 回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）における事例発表等のコンテンツの充実などにより、受講者の支援力向上を図った。また、26 年 3 月に、26 年度からマル経融資を 1,500 万円超推薦する場合に対応した研修を実施した。

3. ジョブ・カード制度推進事業

当所では、平成 20 年度から、厚生労働省のジョブ・カード制度推進事業を受託している。本事業の推進を図るため、平成 25 年度も、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 105 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（58 カ所）を設置し、ジョブ・カード制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（ジョブ・カード普及サポーター企業）を開拓・登録するとともに、職業訓練の実施を希望する企業に対しては、実施するための訓練計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、501 回の企業に対する説明会（参加者数：14,952 人）と 2,891 回の訓練指導と能力評価を担当する者を対象とした講習（参加者数：4,105

人)などを実施して企業を支援したほか、会報と地元新聞、リーフレット、チラシ、ポスターなどの各種の広報媒体を活用したPR活動を展開した。

このような活動の結果、地域ジョブ・カード(サポート)センターの支援によって作成した職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局長(または厚生労働大臣)に確認(または認定)された企業(確認済・認定企業)数は、すべての都道府県にわたり、ジョブ・カード普及サポーター企業数は22,142社、職業訓練を実施するための訓練計画の確認済・認定企業数は18,591社(いずれも、約97%が中小企業)となった。当所の事業計画で設定したジョブ・カード普及サポーター企業数の年間目標(14,000社以上)と職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数の年間目標(5,000社以上)を大きく上回っており、いずれも、本事業の開始以来、最も高い活動実績となった。

また、職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数18,591社のうち、4,433社が職業訓練を終了し、訓練修了者は6,583人となった。この訓練修了者のうち、5,597人が正規雇用に関わり、正規雇用率は85%と、極めて高い。このように、商工会議所(連合会)による本事業への取り組みは、中小企業に対する雇用支援だけでなく、非正規労働者、特に若年層(訓練生の約89%が35歳未満)の正規雇用の促進に貢献している。

なお、平成26年度の本事業を実施する団体は、厚生労働省での審査の結果、3月4日付で当所に決定した。

<地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧>

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	釧路	滋賀県	滋賀県連	長浜
青森県	八戸	青森	京都府	京都	福知山
岩手県	盛岡	宮古、北上	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
宮城県	仙台	気仙沼	兵庫県	神戸	(設置せず)
秋田県	秋田	大館、横手	奈良県	奈良	(設置せず)
山形県	山形	米沢	和歌山県	和歌山	(設置せず)
福島県	福島	白河	鳥取県	鳥取	米子
新潟県	新潟県連	上越	島根県	松江	出雲
富山県	富山	(設置せず)	岡山県	岡山	倉敷、津山
石川県	金沢	(設置せず)	広島県	広島	(設置せず)
長野県	松本	上田、長野、飯田	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山
茨城県	水戸	結城	徳島県	徳島	小松島
栃木県	宇都宮	足利	香川県	高松	(設置せず)
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	愛媛県	松山	新居浜
埼玉県	埼玉県連	春日部	高知県	高知	須崎、土佐清水
千葉県	千葉	柏	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚
東京都	東京	八王子、立川、町田	佐賀県	佐賀	鹿島
神奈川県	横須賀	横浜、藤沢、相模原	長崎県	長崎	(設置せず)
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	沼津	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	美濃加茂	(設置せず)	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、豊川、春日井	鹿児島県	鹿児島	鹿屋
三重県	四日市	津	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島
福井県	敦賀	武生、勝山、小浜	—	—	—

＜ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況＞

ジョブ・カード普及 サポーター 企業数 (社)	確認済・ 認定企業数 (社)	訓練終了 企業数 (社)	訓練修了者数（人）					
			正社員数（人）		非正規 雇用者数 (人)	訓練実施企 業で、採用 検討中 (人)	求職中 (人)	
			訓練実 施企業	他の 企業				
22, 142	18, 591	4, 433	6, 583	5, 592	5	539	242	205
				合計	5, 597			

[参考]ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、
訓練修了者数・就労状況（平成 20 年度からの累計）

ジョブ・カード普及サポーター企業数 (社)	確認済・認定企業数 (社)	訓練終了企業数 (社)	訓練修了者数 (人)					
			正社員数 (人)		非正規雇用者数 (人)	訓練実施企業で、採用検討中 (人)	求職中 (人)	
			訓練実施企業	他の企業				
76, 159	41, 681	17, 942	30, 996	24, 761	91	4, 179	242	1, 723
				合計	24, 852			

4. 1 級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1 級の「資格更新講習会」は当所主催で開催している（2 級・3 級は各地商工会議所で開催）。

平成 25 年度の開催地、受講者数等は下表のとおり。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京 A	平成 25 年 11 月 27 日（水）	日精ホール	186 名
大阪 A	平成 25 年 12 月 13 日（金）	大阪商工会議所	128 名
福岡	平成 26 年 1 月 10 日（金）	福岡商工会議所	70 名
大阪 B	平成 26 年 1 月 24 日（金）	大阪商工会議所	87 名
東京 B	平成 26 年 1 月 30 日（木）	日精ホール	167 名
合 計			638 名

※ 平成 25 年度の 1 級資格更新対象者数（有効期間が平成 26 年 3 月 31 日で満了）は 1,036 名。

なお、1 級の「資格更新通信教育講座」は、一般社団法人公開経営指導協会で行っており、196 名が受講した。

5. DC プランナー資格更新研修会

DC プランナー認定試験（1 級、2 級）は、2 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新研修会（1 級のみ）」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1 級の「資格更新研修会」は当所主催で開催している。また、1 級と2 級の「資格更新通信教育講座」は、株式会社きんざいで行っている。

平成 25 年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開 催 月	受講者数
資格更新通信教育講座	1 級	平成 25 年 10 月	703 名
	2 級	平成 25 年 10 月 (第 1 次募集)	566 名
		平成 26 年 1 月 (第 2 次募集)	654 名
		平成 26 年 4 月 (第 3 次募集)	90 名
	小 計		2,013 名
資 格 更 新 研 修 会	1 級	平成 25 年 10 月 26 日	86 名
		平成 25 年 11 月 23 日	93 名
	小 計		179 名
合 計			2,192 名

※ 平成 25 年度の資格更新対象者数（有効期間が平成 26 年 3 月 31 日で満了）は 1 級 1,009 名、2 級 1,711 名。

6. 地域力活用市場獲得等支援事業

中小企業庁からの補助金（地域力活用市場獲得等支援事業費補助金）を受けて基金を造成し、その基金を活用して、以下の事業を実施した。

① 経営計画作成支援セミナー・個別相談会

小規模事業者に対し、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化や事業環境に応じた持続的な経営に向け、資金調達にも役立つ経営計画の作成を支援するため、全国の 270 商工会議所に委託し、「経営計画作成支援セミナー・個別相談会」を平成 26 年 3 月より実施した。（セミナー等の実施期間は平成 26 年 12 月までの間）

② 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、地元商工会議所の支援を受けながら、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に係る費用を支援するため、「小規模事業者持続化補助金」を平成 26 年 2 月より実施した。

同補助金は、補助率を 3 分の 2 として補助上限額 50 万円までを補助するもの（雇用の増加もしくは従業員への処遇改善に取り組む事業者については補助上限額 100 万円）。

第一次公募・第一次受付分（平成 26 年 3 月 28 日締切）として、1,009 件を採択した。同第二次受付は 5 月 27 日締切。

7. 大学等との産学連携による人材育成支援事業の推進

城西国際大学と連携し、就職力向上を目的に、日商 PC 検定（文書作成・プレゼン資料作成）3 級受験対策講座を開講、81 名が受講した。このうち、文書作成分野をのべ 73 名、プレゼン資料作成分野をのべ 38 名が受験し、それぞれ 62 名（合格率：84.9%）、28 名（合格率：73.7%）が合格した。なお、同大学では 25 年度から、同検定の合格を進級条件の 1 つとしている。

【活力あふれる地域社会創造への取り組み支援】

1. 観光振興大会等

(1) 全国商工会議所観光振興大会 2013 in いわて

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、観光とまちづくりが一体となった持続可能な地域活性化を促す観光立地域の推進を目的に、平成 25 年 7 月 4 日～6 日、岩手県盛岡市等において、10 回目となる「全国商工会議所観光振興大会 2013 in いわて」を開催、全国の商工会議所会員や観光関係者ら、1,116 人が参加した。

本大会では、「復興を推進する交流観光～復興の現状と観光が果たす役割」をテーマに、東日本大震災で被害の大きかった沿岸部の大船渡、釜石、宮古、久慈、気仙沼を巡る分科会を実施し、地元の人たちとの交流を深めるとともに、被災地の復興状況の把握に努めた。また、震災復興において観光が果たす役割や大災害発生時の観光客の安全確保をテーマとするパネルディスカッション、いわてアピールなどを行った。

7 月 4 日（1 日目）～7 月 5 日（2 日目）

① 分科会 全 5 コース

- ・ A コース幹事：大船渡商工会議所
「未来へ語り継ぐ震災の記憶!!『奇跡の一本松』などを語り部と巡る三陸復興ツアー」
- ・ B コース幹事：釜石商工会議所
「『釜石の奇跡』と呼ばれる子供たちの避難行動を学び『近代製鉄発祥』の歴史にふれる」
- ・ C コース幹事：宮古商工会議所
「“三陸鉄道”と“観光船”から見る復興地と、そこに暮らす人々とふれあう」
- ・ D コース幹事：久慈商工会議所
「北三陸の復興を果たした現場とドラマ『あまちゃん』のロケ地を訪ねる」
- ・ E コース幹事：気仙沼商工会議所
「水産業の復活と活気あふれる都市づくりを目指す気仙沼をめぐる」

7 月 5 日（2 日目）

② 本大会（13：00～17：00）

場所：盛岡市民文化ホール

内容：

- ・ 開会挨拶 日本商工会議所 副会頭 立石 義雄
- ・ 歓迎挨拶 盛岡商工会議所 会頭 元持 勝利
- ・ 来賓挨拶 岩手県知事 達増 拓也 氏

- ・各地商工会議所における観光振興への取り組みと課題
日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛
- ・「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表
大 賞 青森商工会議所
振興賞 静岡商工会議所 下関商工会議所
特別賞 別府商工会議所 延岡商工会議所
奨励賞 東京商工会議所 蒲郡商工会議所
- ・パネルディスカッション
テーマ①震災復興において観光が果たす役割
②大災害が発生した時に観光客の安全をいかに確保すべきか
コーディネーター 東京大学 先端科学技術研究センター 所長 西村 幸夫 氏
パネリスト (株)JTB 総合研究所 常務取締役
観光危機管理研究室長 高松 正人 氏
宝来館（釜石市鶴住居） 女将 岩崎 昭子 氏
日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛 氏
- ・いわてアピール採択 日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 島津 公保
- ・次回開催地挨拶 大分県商工会議所連合会

③ 全体交流会（17:30～20:30）

場所：盛岡グランドホテル

内容：

- ・主催者挨拶 岩手県商工会議所連合会 会長 元持 勝利
- ・来賓挨拶 経済産業省 東北経済産業局長 守本 憲弘 氏
- ・アトラクション① わんこそば大会
- ・アトラクション② 盛岡さんさ踊り

7月6日（3日目）

④ エキスカーション 全5コース

- ・盛岡まち歩きコース
- ・盛岡近郊コース
- ・岩手内陸コース
- ・秋田コース
- ・宮城コース

(2) きらり輝き観光振興大賞

観光立地域による観光立国の推進と地域活性化に資することを目的に、他の範となる観光振興の取り組みを行っている商工会議所を顕彰する「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」を実施。6回目となる今回は、平成25年1月28日～3月7日の期間で募集を行い、厳正な審査の結果、計7商工会議所を入賞案件として発表し、「全国商工会議所観光振興大会2013 in いわて」で表彰した。

【「平成 25 年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

○大賞

青森商工会議所（青森県）『事業化視点』を取り入れた多様な観光プログラム開発」

○振興賞

静岡商工会議所（静岡県）「歴史的資源の『再発見』と『学び』による観光振興」

下関商工会議所（山口県）「ホームページと SNS を活用した双方向による情報発信力の強化」

○観光立“地域”特別賞

別府商工会議所（大分県）「留学生との連携等によるインバウンド振興」

延岡商工会議所（宮崎県）「住民が主役となった着地型観光開発」

○奨励賞

東京商工会議所（東京都）「都市におけるまち歩き観光の推進」

蒲郡商工会議所（愛知県）「旅行需要の傾向に合わせた体験プログラム事業」

2. 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

平成 18 年度より実施している「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業）」〔旧「地域資源∞全国展開プロジェクト」（小規模事業者新事業全国展開支援事業）〕を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や新たな観光の開発等、地域の魅力を PR し全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となつて行う試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成 25 年度は、調査研究事業、本体事業 1、2 年目の 3 事業を行い、82 件のプロジェクトを採択した。

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記(1) から(7) の事業を採択した。

【調査研究事業】(33 件)

富良野、黒石、酒田、白河、燕、新井、加茂、七尾、塩尻、信州中野、茅野、鹿沼、川越、東金、小田原箱根、富士宮、多治見、東海、上野、亀山、京都、大阪、神戸、三木、小野、三原、府中、萩、福岡、北九州、竹田、指宿、那覇

【本体事業 1、2 年目】(49 件)

札幌、帯広、網走、滝川、稚内、酒田、須賀川、燕、糸魚川、高岡、黒部、小松、珠洲、上田（2 件）、松本、岡谷、諏訪、下諏訪（2 件）、佐久、飯山、佐野、桐生、川口、佐原、横須賀、小田原箱根、富士吉田、静岡、下田、袋井、大垣、高山、一宮、蒲郡、安城、四日市、伊勢、松阪、鳥羽、熊野、小浜、大阪、山口、松山、西条、八女、有田

(1) 各種セミナーの開催

① 平成 25 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー

実施商工会議所の担当者を集め、本事業の事務手続きに関する説明をはじめ、地域資源を活用した特産品、観光関連の商品開発や販路開拓に資するセミナーを実施した。

・日 程：平成 25 年 6 月 6 日（木）～ 7 日（金）

- ・場 所：全国町村議員会館 2 階「会議室」
- ・参加者数：83 人

② 共同展示商談会 feel NIPPON 春 2014 出展者説明会

共同展示商談会での出展効果を高めるための方策や、商談会における対応方針、商品 PR などに関する情報提供や、出展の際の注意事項、当日のスケジュールなどに関して説明を行った。

- ・日 程：平成 25 年 12 月 17 日（火）
- ・場 所：東京ビッグサイト 会議棟 1 階 102 会議室
- ・参加者数：19 人

③ 平成 25 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー

各実施商工会議所の事業をフォローアップする一環として、地域資源を活用した事業の推進方策等に関する考え方に関する説明や、次年度に本事業の実施を検討している商工会議所を対象に、セミナーを開催した。

- ・日 程：平成 26 年 1 月 23 日（木）
- ・場 所：日本商工会議所 会議室 A
- ・参加者数：18 人

(2) 事業基盤強化・専門家派遣事業の実施

条件付きで採択されたプロジェクトと本事業を初めて実施するプロジェクトを中心に、専門家等を派遣し、事業の円滑な推進を支援したほか、全採択プロジェクトの業務遂行上の課題等について、電話や E メール等でアドバイスをを行った。また、過年度実施プロジェクトを対象にニーズ調査を実施し、複数個所に専門家を派遣し、コンサル支援を行った。

(3) 共同展示会「feel NIPPON」等の開催

① 旅フェア日本 2013 への出展

本事業で開発された観光商品を対象に、旅行・観光関係者、一般来場者への PR と商談機会の創出を目的に、池袋サンシャインシティで開催された「旅フェア日本 2013」に共同出展した。10 商工会議所が出展し、各地域とバイヤーとの商談、観光商品開発アドバイスをを行ったほか、共同展示商談会「feel NIPPON」を実施した。

- ・日 程：平成 25 年 11 月 8 日（金）～10 日（日）
- ・出 展 数：10 商工会議所
- ・来場者数：約 8 万 1000 人（同時開催のイベント来場者含む）

② 渋谷ヒカリエでの「技のヒット甲子園」展示商談会の実施

本事業で開発された技の商品の PR と販路開拓を目的に、渋谷ヒカリエのイベントスペースを使って、展示商談会を行った。展示商談会前の事前支援として、流通バイヤーが商品評価会や、事業者向けに直接アドバイスするブラッシュアップセミナー、現地指導を実施し、商品改良につなげた。

- ・ 日 程：平成 26 年 1 月 27 日（月）～29 日（水）
- ・ 出 展 数：12 商工会議所 126 アイテム
- ・ 来場者数：1,608 人

③ グルメ&ダイニングスタイルショーへの出展

本事業で開発された商品などの PR と販路拡大を目的に、東京ビッグサイトで行われた国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」および、食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」に共同出店した。イベント期間中に、共同展示商談会「feel NIPPON」を開催し、開発商品等の販路開拓につなげた。

- ・ 日 程：平成 26 年 2 月 5 日（水）～7 日（金）
- ・ 出 展 数：39 商工会議所
- ・ 来場者数：約 19 万 6000 人（同時開催のイベント来場者含む）

④ FOODEX JAPAN 2014 への出展

本事業で開発された食に関する商品について、流通関係者、食品業界等への販路創出の機会と新たな販売戦略構築に資することを目的に、アジア最大級の食の催事である「FOODEX JAPAN 2014」への共同出展を行った。調理デモンストレーションや試食・試飲会などを通じて、本事業の認知度の向上と販路の拡大・開拓の支援を行った。

- ・ 日 程：平成 26 年 3 月 4 日（火）～7 日（金）
- ・ 出 展 数：19 商工会議所 57 アイテム
- ・ 来場者数：約 7 万 6,000 人

⑤ テストマーケティングの実施

平成 18～25 年度に実施したプロジェクトで開発された特産品（食関連）の販路開拓、PR を目的に、神奈川県横浜市の相鉄線二俣川駅の改札前イベントスペースでテストマーケティングを行った。13 商工会議所から 49 アイテムが出品され、消費者の声の収集や専門家による評価を踏まえ、今後の商品改良、販路開拓に向けた有益な情報収集の機会となった。

- ・ 日 程：平成 26 年 3 月 8 日（土）、9 日（日）
- ・ 出品内容：13 商工会議所 49 アイテム
- ・ 来場者数：約 2,000 人

(4) 商品改良から販路開拓一貫支援事業の実施

本プロジェクトを通じて開発された商品（食・旅・技）の改良、販売戦略の立案、販路開拓など、事業化までの一貫支援を目的に、それぞれの分野の専門家が現地に出向き直接指導を行ったほか、ブラッシュアップセミナー等を実施し、商品改良・ブラッシュアップにつなげる側面支援を行った。

(5) 広報事業

本事業の周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新たな特産品開発や観光開発の取り組み支援を行った。

① 公式 Web サイトのリニューアルおよび運営

公式 Web サイト「feel NIPPON」をリニューアルし、プロジェクトによって誕生した商品のプロモーション支援、バイヤーによる商談シートの活用向上を図った。特にバイヤーの利活用を促進するため、商品情報の内容を充実させるとともに、検索システムの改善を行った。

② フライヤー（チラシ）の作成・配付

本補助事業の認知度向上と公式 Web サイトへの誘導を目的に、事業の概要や商品情報等を掲載したフライヤー（チラシ）を作成し、各種セミナー、展示商談会、出版物への折込等で周知を図った。

③ 平成 25 年度プロジェクト成果報告書の作成

平成 25 年度に取り組まれた各地プロジェクトの事業概要、成果、今後の方向性、課題などを取りまとめた成果報告書を作成し、各地実施プロジェクトのプロモーション支援、未実施商工会議所への周知を行った。

(6) 商談シート製作およびバイヤーへの広報によるマッチング促進事業の実施

過年度（平成 18～24 年度）に本事業で開発された全商品（食・技・観光）のマッチング促進を図るため、バイヤーに商品データを提供した。取引に必要な商品データを盛り込んだバイヤー向け商談シートを作成したほか、事業化に成功している事例の共有や、販路開拓が進んでいない商品の問題点を整理した。

(7) 事業評価事業の実施

平成 18～25 年までに実施したプロジェクトの調査・分析等を行い、成功要因や課題等を抽出し、側面支援事業も含めた効果的な展開方法と販路開拓の方策等の整理を行った。

3. JAPAN ブランド戦略展開事業

平成 16 年度から実施されている「JAPAN ブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」に取り組む各プロジェクトへの側面支援として、事業を効果的かつ円滑に遂行するための情報提供等を行った。

なお、25 年度に商工会議所が実施主体として取り組んだ 4 件の JAPAN ブランド育成支援事業は以下のとおり。

（順不同）

戦略策定支援事業		（1 件）：狭山
ブランド確立支援事業	2 年目	（2 件）：旭川、燕
ブランド確立支援事業	3 年目	（3 件）：有田

【エネルギー問題・地球環境問題への対応】

独立行政法人環境再生保全機構から受託した汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する委託業務について、全国 156 商工会議所の協力を得て実施した。平成 25 年度の対象事業所件数 8,323 件のうち、申告書提出数は 8,193 件で、申告書提出率は目標値の 96%を上回る 98.44%に達している。連絡がつかない未

申告事業所に対する情報収集（謄本等の取得や現地の写真撮影など）については、2件あった。なお、平成25年度に実施された当委託業務に関する入札に当所が参加し、落札した（平成26年3月1日から5年契約）。

一般廃棄物の減量と、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受託した容器包装リサイクル委託業務について、全国511商工会議所の協力を得て実施した。平成25年度の契約件数は、書面による契約件数（新規）54件、書面による契約件数（既存）6,074件、オンラインによる契約件数（新規）72件、オンラインによる契約件数（継続）8,244件で、計14,444件。

温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証する制度である「J-クレジット制度」について、政府の「J-クレジット制度運営委員会」に委員参加し、本制度の普及活動に協力した。

【「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化】

1. 保険事業

各地商工会議所で実施している共済事業は、会員サービス事業の大きな柱であることから、商工会議所運営に欠かせない重要な事業である。また、保険事業も共済事業と同様に会員サービス事業の大きな柱であるが、とりわけ新規会員の獲得に有効な事業である。こうしたことから、両制度への加入推進を514商工会議所で展開するため、4月の常議員会において「共済・保険制度の推進で商工会議所組織・財政基盤を強化しよう！キャンペーン」を提案し、承認を得て、下表の6つのアクションを実施した。

25年度は、上記キャンペーンとして下表の6つのアクションを各地商工会議所の協力のもと実施した。

事業内容	平成25年										平成26年			具体的活動・実績等
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<アクション1> 保険会社への協力依頼	下旬	下旬									中旬	中旬	□4月の常議員会後、生保・損保主要社を訪問し、本キャンペーンの内容を説明するとともに、本キャンペーンへの協力を依頼した。 □25年度中（～26年3月まで）に、本年度の実績報告と新年度における本キャンペーンへの協力依頼を行う（以後、毎年度行う）。	
<アクション2> 担当者研修会の開催					○ (21日-23日)						○ (5日-7日)		□25年8月と26年2月に営業力強化（共済制度の販売推進スキルの向上）を目的とした研修会を開催（いずれも21名参加）。 □8月は「秋のキャンペーン」、2月は「春のキャンペーン」での実践を想定した内容とした。	
<アクション3> 先進事例発表					事例収集					○ (16日・運営委員会)	CCIスクエアの「商工会議所おすすめ事例」に掲載（紹介）		□1月16日に開催した運営委員会において、共済制度加入キャンペーンで実績をあげた那覇商工会議所から事例発表してもらった。 □事例発表後は、CCIスクエア内の「商工会議所おすすめ事例」で紹介。	
<アクション4> 広報の拡大	石垣 ニュース	日経 石垣	ニュース	日経 ニュース	石垣 ニュース	ニュース	ニュース	ニュース	日経 ニュース	石垣 ニュース	【PR月間】 石垣 ニュース	ニュース	□毎年2月のPR月間のほか、1年を通じて適時「会議所ニュース」「石垣」等の媒体でPR記事および広告を掲載するとともに、PRチラシのデータ提供を行う。 □全国紙への広告掲載<25年度中の実績> 日経新聞7回(5/2・28、7/11・25、12/28・29、1/20)	
<アクション5> 新たな「共済・保険制度」の検討									運営 専門 委員会			運営 専門 委員会	□損保会社からの新保険の提案を1年を通じて受け付けた。 □運営専門委員会において、現制度体系の見直し（案）を提案するとともに、その具体案として「海外展開サポートプラン（仮称）」を提案。平成26年度中に「輸出取引信用保険制度」を創設するための準備を行うことになった。	
<アクション6> 各地との連携	(各地の要請に基づき) ブロック連または県連主催の「担当者研修会」および「損保会社との連絡会議」等に担当職員を派遣し、情報提供・収集等により、各地商工会議所との連携を強化する。												□平成25年6月20日～21日（東北六県連担当者会議） □平成25年7月2日（千葉商工会議所・損保連絡会議） □平成25年9月5日～6日（商工会議所共済制度連絡会議／長崎）	

<各地商工会議所会員向け保険制度>

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

本保険制度は、商工会議所の会員事業者を対象にしたもので、個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報漏えいにより、会員事業者が損害賠償請求され法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われる。また、「法人情報拡張補償特約」を付帯することで、個人情報だけでなく法人情報の漏えいにより、損害賠償が生じた場合でも保険金が支払われる。

また、お詫び状作成費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品費用等の個人情報漏えい事故対応のために要した費用に対しても保険金が支払われる。

なお、25 年 10 月の運営委員会において、26 年 3 月 1 日保険始期分より、「法人情報」の漏えいに伴う損害賠償補償を、任意付帯（特約）から標準補償（基本補償）とすることの承認を得た。

24 年度および 25 年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,810 件	1,783 件	274,422,345 円	271,853,535 円

(2) PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」「中小企業海外 PL 保険制度」の 3 制度の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」「石垣」等への広告および記事掲載を通じて情報提供を行った。

25 年度（25 年 7 月～26 年 3 月）の加入状況をみると「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」の両制度ともに、加入件数は前年度を下回ったものの、このうち「中小企業 PL 保険制度」は、現行のリコール特約の充実を図るため、リコールの恐れがある場合にも保険金の支払いができる「充実補償リコール特約」を開発し、25 年度（25 年 7 月）加入始期分から付帯したことから、保険料は 24 年度を上回る結果となった。

また、輸出関連中小企業等の海外での PL 事故を補償する「中小企業海外 PL 保険制度」は、近年の企業の海外進出の進展（輸出増）等を背景に、10 年度の制度創設以来、初めて制度内容の見直し（①加入始期の変更（8 月⇒7 月）、②加入取扱い業種の拡大、③最低保険料の引き下げ、④取扱い損保会社の拡大（損保ジャパン（幹事）と三井住友海上に日本興亜とエース損害を加えた 4 社体制にした）など）を行い、25 年度（25 年 7 月）加入始期分から適用したことを受け、加入件数・保険料とも前年度を大きく上回る結果となった。

24 年度および 25 年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中小企業 PL 保険制度	35,075 件	34,703 件	2,328,596,137 円	2,424,079,649 円
全国商工会議所 PL 団体保険制度 (中堅・大企業向)	66 件	63 件	35,086,220 円	36,893,530 円
全国商工会議所中小企 業海外 PL 保険制度	124 件	156 件	54,822,160 円	59,217,150 円

(3) 業務災害補償プラン

22 年 10 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、就業中（通勤途上含む）に「ケガ」をした場合に必要となる費用（死亡・後遺障害、入通院、遺族への補償、葬祭費用等）や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金（慰謝料等）や争訟費用（弁護士費用等）も保険金も対象となることから、従業員の福利厚生の実充および企業経営の安定等に役立つ制度として浸透しつつある。また、商工会議所ならではのスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できることから、各地商工会議所における新規会員獲得のツールとして貢献していることを受け、全国 442 商工会議所（約 86%）で加入がみられ、加入件数は、前年度から約 1 万件増加し、4 万件を突破した。

本プランの取扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、富士火災の 6 社である。

24 年度および 25 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
30,670 件	40,987 件	5,765,152,093 円	9,180,676,424 円

(4) 休業補償プラン

9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、従業員や経営者がケガや病気で就業不能となった場合の所得を補償する保険であり、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特長を有し、中小企業における従業員の福利厚生支援策として、広く全国の会員事業所に定着している。

加入件数と保険料は、近年減少傾向が続いていたが、「業務災害補償プラン」と合わせて加入の案内を行う保険会社が増えているおり、次第に浸透し始めていることから、ともに下げ止まりの兆しがみられる。

本プランの取扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、富士火災の6社である。

24年度および25年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数（人）		保険料	
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
20,441名	20,044名	701,040,405円	741,282,342円

(5) 各地商工会議所への制度普及費について

上記(1)～(4)の各保険制度は「団体保険」であることから、その保険料の集金は、保険会社との契約団体である当所が保険会社に代わって実施しており（集金代行）、取扱保険会社との契約により保険料の5%（休業補償プランは3%）を「集金事務費」収入としている。

当所では、この「集金事務費」の一定割合を各地商工会議所における制度普及（PR等）にご活用いただくため「制度普及費」として、毎年度加入実績に応じて取扱い商工会議所に支払っている。

特に、「業務災害補償プラン」においては、24年度比で加入件数・保険料とも大幅に増加している（上記(3)ご参照）ことから、支払額は24年度比で1億3千万円増加した。

24年度と25年度の支払会議所数と支払額（総額）は、次のとおり。

年度 制度名等	支払会議所数		支払額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
個人情報漏えい賠償責任保険制度	318	317	11,581,408円	11,381,779円
PL保険制度 （中小PL、中堅・大PL、 海外PLの3制度合計）	514	514	101,681,331円	105,298,429円
業務災害補償プラン	424	442	211,580,153円	341,460,379円
休業補償プラン	418	415	24,548,738円	27,070,910円

＜各地商工会議所向け保険制度＞

(1) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

本共済制度は、各地商工会議所等において、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

24 年度および 25 年度の本共済制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
332 件	341 件	17,742,740 円	16,602,640 円

(2) 商工会議所向け業務災害補償プラン

「会員事業者へのサービスの充実」を目的として、22 年度に「会員向け業務災害補償プラン」を創設し、加入件数は、25 年度実績で 40,000 件を超えるなど導入商工会議所のご協力のもと順調に推移している。こうした状況もあり、各地商工会議所から“商工会議所”向けの「業務災害補償プラン」の創設を求める声が寄せられたことを受け、「商工会議所会員向け業務災害補償プラン」の提案会社である東京海上日動火災保険（株）と協議のうえ、同社を引き受け保険会社とする「商工会議所向け業務災害補償プラン」を、24 年 10 月 1 日を制度開始日として創設し、本年度は 2 年度目となる。

24 年度および 25 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
9 件	9 件	1,932,760 円	2,344,080 円

(3) 商工会議所イベント保険団体制度

商工会議所は、各地域の中核を担う立場から、地域活性化などを目的として様々なイベント等の事業を開催しているが、近年、自然災害（地震、竜巻、落雷、ゲリラ豪雨等）や人為的脅威（大量の観客による事故、危険な観客、経験や技能不足による怪我等）から生じるリスクが急激に高まっている。

また、事故が発生した場合（予期せぬ事故含む）、事業実施側に安全配慮義務違反等があり、参加者が怪我を被るようなことがあれば、被害者から民事上の損害賠償責任のほか、刑事責任が問われる可能性があることから、商工会議所が安全かつ安定的に事業を実施するには「リスクマネジメント」と「リスクファイナンス」の備えが必要となる。

上記のようなことから、当所では、各地商工会議所からの要請に基づき、商工会議所が地域の中

核として、安心かつ安定的にイベント等の事業を実施・運営できるよう、商工会議所の事業の実態に即した使い勝手の良いそして包括的な商工会議所独自の保険制度について、運営専門委員会等で研究・検討を行い、26年4月に「商工会議所イベント保険団体制度」を創設、26年5月1日保険始期分から募集を開始した。本制度の内容は、下表のとおり。

1.保険契約者	日本商工会議所	11.補償分野	①身体障害・財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する費用 ・上限10億円（上限3億円/人）/1事故 ②対人事故で、被保険者の賠償責任の有無が確定しない段階での初期対応費用および見舞金（法的過失責任を問わずに対応可能） 【見舞金＋治療費】上限1000万円/1事故 ・死亡・重度後遺障害見舞金 50万円/1人 ・治療費 5万円（入院期間15日～30日）、10万円（入院期間31日以上）/1人 【初期対応費用】上限500万円/1事故 ・被害者見舞費用（土産代・交通費等）10万円/1人 ・信頼回復費用（お詫び広告等）等 ※②は商工会議所オリジナルの保険行政と同等。道義的責任用
2.導入単位（加入者）	各地商工会議所（任意参加） （目標：350商工会議所以上の加入）	12.2階部分（花火大会補償）	個別対応 ※花火大会を補償する場合は、追加で保険料を支払う（一般保険の半額程度で手配）
3.被保険者	各地商工会議所		
4.補償の範囲	商工会議所が行うイベント等事業の全てが対象		
5.保険期間	1年間 （ただし、初年度は3月31日迄）		
6.保険料	各地商工会議所のイベント等事業に関する現状の保険料水準を踏まえ、管内人口と総会員数をベースに計算		
7.集金方法	一時払（振込）		
8.払込回数	1回（年払い）		
9.扱代理店	(有)石垣サービス		
10.保険会社	東京海上日動火災保険株式会社		

2. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

① 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和28年4月（平成26年3月現在通算2469号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均6ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）、平成25年度発行回数31回（うちカラー版31回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

② 「石垣」（雑誌型）

創 刊 昭和55年6月（平成26年3月通算406号）

サ イ ズ 変型A4判

ペ ー ジ 平均64ページ

発行頻度 月刊（毎月10日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③ 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月 8 本

利用商工会議所数：358 商工会議所（平成 26 年 3 月現在）

- ④ 「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：65 回 利用人数：1131 人（平成 26 年 3 月現在）

- ⑤ 「商工会議所 CM」

◆商工会議所の認知度を高めるため、日商が平成 24 年 10 月に作成した全国共通で利用できる CM コンテンツ。各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会あてに提供。

◆「魅力を伝える・つなげる篇」（15 秒）、「ビジネスはもっと繋がる篇」（15 秒）の 2 パターン

◆作成時より 47 商工会議所が活用（平成 26 年 3 月現在）

<活用例>TVCM、デジタルサイネージ、新議員研修・会員拡大セミナー等の各種イベント時など

(2) 記者会見

① 定例会頭記者会見

（岡村会頭）

4 月 4 日（17 名）	日銀による追加金融緩和／安倍政権に対する評価／就職活動時期の後ろ倒し／中小企業金融円滑化法の終了
4 月 21 日（14 名）	就職活動時期の後ろ倒し／消費税の還元セール／G20 財務大臣・中央銀行総裁会議／APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当相会合／日中関係／TPP 交渉参加／国家戦略特区の創設
5 月 21 日（15 名）	日商訪中代表団派遣延期／日銀金融政策決定会合／日本郵政人事／雇用に 関する政労使の 3 者協議（甘利大臣提案）／景気認識／消費税率引き上げ ／女性役員登用／成長戦略の実行
6 月 7 日（14 名）	骨太の方針の素案／成長戦略／市場の動向／日韓商工会議所首脳会議／景 気動向／知的財産政策／憲法改正問題
6 月 19 日（14 名）	東北ブロック商工会議所と日商との懇談会／アベノミクス／東北六魂祭／ 東京大学の秋入学の導入見送り
7 月 17 日（14 名）	日商夏季政策懇談会の政策討議概要／原発再稼働／TPP 交渉／消費税／参 議院議員選挙／最低賃金
9 月 10 日（16 名）	2020 年オリンピック・パラリンピック東京開催／日中関係／政労使協議
9 月 18 日（18 名）	原発再稼働／政労使協議／法人実効税率／リニア中央新幹線
10 月 8 日（14 名）	賃上げ／TPP 交渉／アメリカ議会の対立
10 月 17 日（18 名）	台風 26 号の影響／6 年間の在任期間に関する所感／税と社会保障一体改 革／中小企業の海外展開／安倍総理への要望・期待／今後の予定／政労使協 議／原子力発電のあり方

（三村会頭）

12 月 19 日（19 名）	猪瀬都知事の辞任／オリンピック・パラリンピック大会組織委員会人事／ 米国連邦準備理事会（FRB）による量的金融緩和策の縮小／円安の影響／日

- 商9ブロックへの訪問／賃上げ／中小企業BCP策定／ケネディ駐日米国大使との会談／山本領土問題相による経団連への要請／NHK 会長人事／今年1年を振り返っての感想
- 1月9日（17名） 首都圏の防災／各地域を訪問しての感想（景況感など）／安倍総理のアフリカ訪問／オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長人事／東京都知事選／経団連会長人事
- 1月16日（18名） 賃上げ／東京都知事選挙／東電再建計画／経団連次期会長人事／東京五輪大会組織委員会会長人事
- 2月6日（15名） 金融市場の動向／春闘／NHK 会長の発言問題／国家戦略特区、規制・制度改革／ソチオリンピック・パラリンピック開幕
- 2月17日（16名） 大雪の影響／2013年10～12月期GDP速報値／賃上げ／TPP交渉／企業によるスポーツへの支援／新卒採用／訪日外国人客誘致
- 3月3日（20名） ウクライナ情勢／NHK 萩井会長の発言問題／震災復興／中国強制連行問題・韓国徴用工問題／集团的自衛権／法人税減税／移民政策／内閣改造／春闘
- 3月19日（17名） ウクライナ情勢／中国の強制連行／公示地価／日露関係／日銀黒田総裁就任1年／春季労使交渉

② 会頭就任会見等その他記者会見

- 11月21日（24名） 日商正副会頭就任 記者会見
就任にあたっての抱負／会頭に就任して最初にしたこと／地方と東京の格差／賃上げ／原発政策に関する小泉元総理の発言／軽自動車税の増税／各地への訪問／経済団体との連携
- 1月7日（50名） 経済三団体長共同記者会見
今年の経済見通し／株価・為替・経済成長率／賃上げ・雇用／近隣国との関係／TPP・消費増税

(3) 会頭コメントの発表

（岡村会頭）

- 4月4日 日銀の「量的・質的金融緩和」の導入について
- 4月12日 TPP交渉参加に向けた日米事前協議の合意について
- 4月20日 日本のTPP交渉参加決定について
- 5月23日 株価の下落について
- 6月12日 「成長戦略」について
- 6月14日 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」について
- 6月24日 東京都議会議員選挙結果について
- 7月4日 参議院議員選挙公示について
- 7月21日 参議院議員選挙結果について
- 8月23日 国際リニアコライダー（ILC）日本誘致について

9月8日 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市決定について
9月9日 2013年4－6月期GDP2次速報値について
10月1日 消費税率の引き上げと経済対策の閣議決定について
10月8日 環太平洋パートナーシップ首脳声明について
10月30日 川上哲治・元読売巨人軍監督のご逝去について

(三村会頭)

12月5日 「好循環実現のための経済対策」の閣議決定について
12月10日 TPPシンガポール閣僚会合の結果について
12月12日 平成26年度与党税制改正大綱について
12月17日 国家安全保障戦略ならびに新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画の決定について
12月19日 猪瀬東京都知事の辞任について
12月24日 平成26年度政府予算案の閣議決定について
12月26日 安倍総理の靖国神社参拝について
1月1日 平成26年年頭挨拶
1月23日 東京都知事選挙告示について
1月24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立について
2月25日 TPPシンガポール閣僚会合の結果について
3月12日 2014年春季労使交渉 主要企業の一斉回答について

(4) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）

(岡村会頭)

4月26日 産経新聞（創刊80周年にあたっての寄稿）
8月29日 雑誌「経済界」
10月9日 CNBC

(三村会頭)

10月24日 三村次期会頭共同インタビュー（①新聞・通信社／②TV・ラジオ）
11月13日 NHK「おはよう日本」
11月19日 NHKBS「Biz+SUNDAY」
11月29日 BS日テレ「深層NEWS」
11月28日 雑誌「財界」ワイド座談会
12月5日 フジサンケイビジネスアイ
12月25日 雑誌「財界」
12月25日 日刊工業新聞
12月26日 BS朝日「ザ・インタビュー」
1月11日 BS-TBS「グローバルナビフロント」
1月17日 上毛新聞

1月22日 雑誌「経済界」
2月18日 産経新聞
3月7日 毎日新聞
3月10日 群馬テレビ「ニュース eye 8」

(5) 会頭共同インタビュー（囲み取材等）

（岡村会頭）

4月18日 甘利経済再生担当大臣との懇談会後
4月19日 安倍総理と経済3団体との懇談（育児休業延長・就活後倒し・女性役員登用等）後
5月10日 新藤総務大臣の会頭訪問後（被災自治体の支援について）
5月30日 平成25年度第1回「東商の合同会社説明会」視察後
6月11日 日韓商工会議所首脳会議後
6月24日 公明党幹部と日商幹部との懇談会後
8月28日 今後の経済財政動向等についての集中検討会合（第4回）後
9月8日 2020年オリンピック・パラリンピック開催都市決定後
9月20日 経済の好循環実現に向けた政労使会議（第1回）後
10月17日 経済の好循環実現に向けた政労使会議（第2回）後
10月25日 茂木経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会後

（三村会頭）

11月1日 猪瀬東京都知事への会頭・副会頭就任挨拶訪問後
12月20日 経済の好循環実現に向けた政労使会議（第5回）後
2月10日 安倍総理への経済3団体長によるTPP交渉の早期妥結要望後
2月20日 石破自民党幹事長等による賃上げ要請後
2月21日 宇都宮中心市街地の視察後
2月25日 TPPシンガポール閣僚会合後
3月3日 根本大臣への「東日本大震災からの復興に関する要望」の手交および懇談後
3月10日 菅官房長官への「東日本大震災からの復興に関する要望」の手交および懇談後

(6) 報道機関との懇談

5月15日（11名） 経済団体記者会加盟社記者と中村専務理事との懇談会
5月20日（12名） メディア各社経済部長と岡村会頭・専務理事との懇談会
8月30日（23名） 経済団体記者会加盟社記者と岡村会頭・副会頭等との懇談会
11月27日（20名） 名古屋経済記者クラブと三村会頭との懇談会
12月5日（23名） 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会
3月31日（12名） メディア各社経済部長と三村会頭・専務理事との懇談会

(7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4/8	資料配布	事業	日豪経済委員会・豪州インフラミッションの派遣について
4/8	記者レク	提言・要望	共同提言「公正取引委員会審判制度廃止の早期実現を求める」ブリーフィングの案内
4/10	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所「訪中代表団」同行取材のお願い
4/15	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所「訪中代表団」参加者追加のお知らせ
4/15	資料配布	周知／取材依頼	甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について（取材のお願い）
4/18	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12大都市）－2013年1～3月－
4/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果 （付帯調査：現在の人手過不足感と2013年度の採用活動について）
4/30	資料配布	調査結果	商工会議所キャリア教育活動白書 ～「教育支援・協力活動に関するアンケート調査」集計結果～
4/30	資料配布	その他	平成25年5月の主な行事予定について
5/9	資料配布	周知／取材依頼	新藤総務大臣が日商岡村会頭を5月10日に訪問
5/14	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所「訪中代表団」派遣延期のお知らせ
5/16	資料配布	提言・要望	「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」について
5/21	資料配布	提言・要望	「まちづくりに関する意見～コンパクトシティの実現と地域商業の再生と融合によるまちづくりの推進を～」について
5/27	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所常議員会等の開催について
5/28	資料配布	周知／取材依頼	鶴保庸介国土交通副大臣と菅原一秀経済産業副大臣が日商中村専務を5月29日に訪問（燃料油価格高騰下における適正取引推進に関する緊急協力要請）
5/30	資料配布	周知／取材依頼	第7回日韓商工会議所首脳会議について（取材のご案内）
5/30	資料配布	事業	平成25年度「地域力活用新事業」全国展開プロジェクト 75件を採択

5/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果 （付帯調査）・2013 年度の設備投資について ・仕入れ価格の上昇による経営への影響 について
5/31	資料配布	その他	平成 25 年 6 月の主な行事予定について
6/3	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所常議員会《メディア公開業務の日時変更のご連絡》
6/3	資料配布	周知／取材依頼	第 7 回日韓商工会議所首脳会議 出席予定者のお知らせ
6/10	資料配布	事業	平成 25 年「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」 について ～大賞に青森商工会議所を決定～
6/10	資料配布	周知／取材依頼	「全国商工会議所観光振興大会 2013in いわて」の開催に ついて（周知ならびに取材のお願い）
6/10	資料配布	周知／取材依頼	平成 24 年度商工会議所各種検定試験最優秀者表彰式の 開催について（ご取材方お願い）
6/13	資料配布	周知／取材依頼	「日本商工会議所と東北ブロック商工会議所との懇談会 等」の取材について
6/20	資料配布	周知／取材依頼	公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会の開催に ついて（取材のお願い）
6/28	資料配布	事業	全国の商工会議所による消費税の価格転嫁対策支援 （消費税転嫁対策窓口相談等事業）について
6/28	資料配布	周知／取材依頼	平成 25 年度 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催に ついて（取材のお願い）
6/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果 （付帯調査：電力料金上昇の経営への影響について）
6/28	資料配布	その他	平成 25 年 7 月の主な行事予定について
7/17	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市商工会議所）－2013 年 4～6 月－
7/18	資料配布	提言・要望	「平成 26 年度東日本大震災復興関係施設に関する意見・ 要望」について
7/18	資料配布	提言・要望	「平成 26 年度税制改正に関する意見」について
7/18	資料配布	提言・要望	「平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望」に ついて
7/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果（7 月分） （付帯調査：資金需要の現状について）
7/31	資料配布	その他	平成 25 年 8 月の主な行事予定について

8/1	資料配布	事業	第 12 回「女性起業家大賞」受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～
8/19	資料配布	周知／取材依頼	「震災復興フォーラム in いわて」の開催について (周知ならびに取材のお願い)
8/28	資料配布	周知／取材依頼	第 38 回日印経済合同委員会会議等の開催について (取材のご案内)
8/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（8 月分） (付帯調査：仕入価格の上昇による経営への影響について)
8/30	資料配布	その他	平成 25 年 9 月の主な行事予定について
9/11	資料配布	周知／取材依頼	第 118 回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
9/18	資料配布	事業	第 118 回通常会員総会について
9/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（9 月分） (付帯調査：今年度の賃金の動向について)
9/30	資料配布	提言・要望	「TPP 協定に関する要望」について
9/30	資料配布	その他	平成 25 年 10 月の主な行事予定について
10/11	資料配布	周知／取材依頼	第 51 回日豪経済合同委員会会議の開催について（取材 のご案内）
10/16	資料配布	事業	小冊子「消費税税率引上げ対策早わかりハンドブック」 の発行について
10/17	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市商工会議所）－2013 年 7～9 月－
10/30	記者レク	事業	第 72 回 3 級販売士検定試験における解答設定の誤りな らびに追加合格措置の実施について
10/31	資料配布	提言・要望	「エネルギー政策に関する意見－新たなエネルギー基本 計画の策定に向けて－」について
10/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（10 月分） (付帯調査：今年度の設備投資の動向について)
10/31	資料配布	周知／取材依頼	平成 25 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト共同 展示商談会「feel NIPPON 旅フェア日本 2013 年」の開 催について（周知ならびに取材のお願い）
10/31	資料配布	その他	平成 25 年 11 月の主な行事予定について
11/6	記者レク	提言・要望	良好な日韓経済関係の維持発展に向けて
11/13	資料配布	周知／取材依頼	日商会頭就任に関する臨時会員総会、披露パーティー、 ならびに記者会見等の開催について（取材のご案内）

11/19	資料配布	事業	第 135 回 1 級簿記検定試験における答案用紙の誤記について
11/19	資料配布	提言・要望	地球温暖化対策税に関する意見
11/20	資料配布	提言・要望	「消費税の複数税率導入に反対する意見」について
11/21	資料配布	その他	日本商工会議所第 29 期 会頭・副会頭の選任について
11/29	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（11 月分） （付帯調査：仕入価格上昇に伴う価格転嫁の状況について）
11/29	資料配布	その他	平成 25 年 12 月の主な行事予定について
12/5	記者レク	事業	「経営者保証に関するガイドライン」の策定について
12/9	資料配布	周知／取材依頼	経済 3 団体共催「2014 年新年祝賀パーティーならびに 記者会見」の取材について
12/10	資料配布	事業	平成 25 年度（第 54 回）全国推奨観光土産品審査会入賞 品の決定について
12/11	資料配布	周知／取材依頼	日本マレーシア経済協議会第 32 回合同会議開催につい て（取材のご案内）
12/19	資料配布	周知／取材依頼	道州制を推進する国民会議「道州制推進フォーラム」の ご案内
12/20	資料配布	その他	平成 26 年「三村会頭年頭所感」について
12/26	資料配布	提言・要望	新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見につい て
12/27	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（12 月分） （付帯調査：円安進行に伴う経営への影響について）
12/27	資料配布	その他	平成 26 年 1 月の主な行事予定について
1/16	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市商工会議所）－2013 年 10～12 月－
1/20	資料配布	周知／取材依頼	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・一貫支援 （技）事業『『技のヒット甲子園』渋谷ヒカリエでの展示会』 開催について（周知ならびに取材のお願い）
1/27	資料配布	周知／取材依頼	全国から 39 商工会議所が出展 共同展示商談会「feel NIPPON 春 2014」の開催について （周知ならびに取材のお願い）
1/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（1 月分） （付帯調査：2014 年度の所定内賃金に対する考え方につ いて）

1/31	資料配布	その他	平成 26 年 2 月の主な行事予定について
2/13	資料配布	調査結果	「商工会議所婚活事業（出会いの場提供事業、独身者交流会、街コン等）実施状況調査」集計結果について
2/20	資料配布	提言・要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する要望を決議 「東日本大震災から 3 年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を」について
2/20	資料配布	周知／取材依頼	「消費税率引き上げ直前対策チラシ」の作成および 「今からでも間に合う！消費税の転嫁対策直前セミナー」の開催について
2/20	資料配布	周知／取材依頼	第 119 回通常会員総会の開催について
2/24	資料配布	周知／取材依頼	《全国の 20 商工会議所が『地域資源』を活用した 50 以上の特産品を PR》アジア最大級の食の展示商談会「FOODEX JAPAN 2014」へ初出展ならびにエキナカでのテストマーケティング（食関連）の実施について
2/25	資料配布	提言・要望	日本商工会議所三村会頭による根本復興大臣への 「東日本大震災からの復興に関する要望」の手交および懇談について
2/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果（2 月分） （付帯調査：この 1 年における海外展開の動向について）
2/28	資料配布	その他	平成 26 年 3 月の主な行事予定について
3/10	資料配布	事業	第 11 回「YEG ビジネスプランコンテスト」受賞者決定について
3/13	資料配布	周知／取材依頼	三村・日商会頭のサン・ベトナム国家主席表敬訪問ならびに日本・ベトナムビジネスフォーラムの開催について
3/19	資料配布	事業	第 119 回通常会員総会の開催について（会頭挨拶等）※しぱりつき
3/31	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4 月 1 日付）
3/31	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4 月 1 日付）の修正について
3/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果（3 月分） （付帯調査：消費税率引き上げに伴う価格・販売戦略について）
3/31	資料配布	その他	平成 26 年 4 月の主な行事予定について

3. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 阿部 賀寿男（仙台商工会議所青年部）

会 員 数 408 青年部（平成 26 年 3 月 31 日現在）

特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45（同上）

新 入 会 員 小樽、森（北海道）、松本（長野県）、西尾（愛知県）、大東（大阪府）、田川（福岡県）

(1) 会員総会

① 第 68 回会員総会（WEB）

期 日 平成 25 年 8 月 2 日～ 8 日

場 所 日本商工会議所青年部が使用している IT ツール「エンジェルタッチ」を使用し WEB
上で開催

出席者 402 青年部

議 事

審議事項

- (1) 平成 24 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 24 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）
- (3) 平成 25 年度補正予算（案）について（議案第 3 号）
- (4) その他

報告事項

- (1) 第 34 回（平成 26 年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第 32 回（平成 26 年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) その他

② 第 69 回会員総会

期 日 平成 25 年 11 月 22 日

場 所 水俣市立総合体育館（熊本県水俣市）

出席者 368 青年部（うち委任状出席 111 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 26 年度役員の選任（案）について（議案第 1 号）
- (2) その他

報告事項

- (1) 第 32 回（平成 26 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 34 回（平成 26 年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成 26 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第 33 回（平成 27 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 35 回（平成 27 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 24 年度事業報告・決算の日商総会承認について

- (7) 平成 25 年度ブロック代表理事会議報告について
- (8) 平成 25 年度理事活動報告について
- (9) 平成 25 年度各委員会活動報告について
- (10) その他

③ 第 70 回会員総会

期 日 平成 26 年 2 月 21 日
場 所 栃木県総合文化センター（栃木県宇都宮市）
出席者 336 青年部（うち委任状出席 151 青年部）
議 事

審議事項

- (1) 平成 27 年度会長候補者選任（案）に関する件について（議案第 1 号）
- (2) 平成 26 年度事業計画（案）に関する件について（議案第 2 号）
- (3) 平成 26 年度収支予算（案）に関する件について（議案第 3 号）
- (4) その他

報告事項

- (1) 平成 25 年度ブロック活動報告について
- (2) 平成 25 年度理事活動報告について
- (3) 平成 25 年度委員会活動報告について
- (4) 全国青年友好団体活動報告について
- (5) その他

(2) 第 33 回全国大会

期 日 平成 26 年 2 月 20 日～23 日
場 所 栃木県体育館（栃木県宇都宮市） 他
参加者 4,732 名
主なプログラム 記念講演（講師 歴史家・作家 加来耕三氏）
分科会・物産展・業種別交流会 他

(3) ブロック大会

① 第 26 回北海道ブロック大会（北海道名寄市）

期 日 平成 25 年 8 月 30 日～9 月 1 日
場 所 道立サンピラー交流会館 他
参加者 626 名
主なプログラム 式典、分科会、物産展

② 第 31 回中国ブロック大会（山口県岩国市）

期 日 平成 25 年 9 月 6 日～7 日
場 所 岩国市民会館 他
参加者 1,361 名

主なプログラム 記念講演（講師 プロレスラー 長州力氏）
式典、分科会、物産展

③ 第33回北陸信越ブロック大会（新潟県加茂市）

期 日 平成25年9月13日～15日

場 所 加茂文化会館 他

参加者 738名

主なプログラム 記念講演（講師 ㈱sugar 代表取締役 清水彩子氏）
式典、分科会、物産展

④ 第32回東北ブロック大会（山形県天童市）

期 日 平成25年9月20日～22日

場 所 天童市市民文化会館 他

参加者 1,043名

主なプログラム 式典、分科会、物産展

⑤ 第33回九州ブロック大会（大分県別府市）

期 日 平成25年9月27日～29日

場 所 ビーコンプラザ 他

参加者 1,709名

主なプログラム 記念講演（講師 ㈱ローソン代表取締役 CEO 兼ローソン大学学長 新浪剛史氏）
式典、分科会、物産展

⑥ 第30回四国ブロック大会（愛媛県伊予市）

期 日 平成25年10月4日～5日

場 所 ウェルピア伊予 他

参加者 539名

主なプログラム 記念講演（講師 第29代航空幕僚長 田母神俊雄氏）
式典、分科会、物産展

⑦ 第33回関東ブロック大会（千葉県八千代市）

期 日 平成25年10月11日～12日

場 所 八千代市市民会館 他

参加者 1,663名

主なプログラム 記念講演（講師 元プロ野球選手・野球解説者・野球評論家 小宮山悟氏）
式典、分科会、物産展

⑧ 第31回近畿ブロック大会（奈良県生駒市）

期 日 平成 25 年 10 月 18 日～19 日
 場 所 たけまるホール 他
 参加者 1,408 名
 主なプログラム 記念講演（講師 第 29 代航空幕僚長 田母神俊雄氏）
 式典、分科会、物産展

⑨ 第 26 回東海ブロック大会（三重県伊勢市）

期 日 平成 25 年 10 月 25 日～26 日
 場 所 三重県営サンアリーナ 他
 参加者 1,571 名
 主なプログラム 式典、分科会、物産展

(4) 第 31 回全国会長研修会

期 日 平成 25 年 11 月 21 日～23 日
 場 所 水俣市立総合体育館 他（熊本県水俣市）
 参加者 1,532 名
 主なプログラム 全体研修（講師 日本商工会議所中小企業振興部長 加藤正敏氏）
 対象者別研修会（第一分科会～第四分科会）
 式典、物産展

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
225	4/19	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	69 名	229	11/22	水俣市総合体育館 (熊本県水俣市)	70 名
226	5/17	湯の児 海と夕やけ (熊本県水俣市)	70 名	230	1/18	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	68 名
227	7/20	宇都宮東武ホテルグランデ (栃木県宇都宮市)	70 名	231	26/2/21	栃木県総合文化センター (栃木県宇都宮市)	67 名
228	10/17	加古川プラザホテル (兵庫県加古川市)	69 名	232	26/3/8	高知商工会館 (高知県高知市)	70 名

(6) ブロック代表理事会・理事会・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会

1. 第 33 回全国大会（宇都宮）、第 31 回全国会長研修会（水俣）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間においての情報交換および連携と協力

5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

② 理事会議

1. 「震災復興フォーラム in いわて」の企画・運営
2. 「日本商工会議所青年部出向理事意見集約～今後の日本 YEG 出向について～」報告書の策定

③ 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本 YEG 諸会議の運営
2. 会員拡大（青年部設置・日本 YEG 加入促進）活動
3. 各種対応窓口業務
4. 「災害対策マニュアル」の見直し

イ. 企画委員会

1. 第 33 回全国大会（宇都宮）に関する事業
2. 第 31 回全国会長研修会（水俣）に関する事業
3. 第 35 回全国大会（岡山）および第 33 回全国会長研修会（前橋）開催地決定に関する事業
4. 第 34 回全国大会（京都）および第 32 回全国会長研修会（新発田）主管地の準備に関する事業
5. 各地 9 ブロック大会への協力・共催
6. ブロック大会開催地連絡会議の開催
7. 各大会の資料の検討と整備

ウ. 研修委員会

1. 「翔生塾」の企画・運営
2. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
3. 「ビジネスプランコンテスト」の企画・運営
4. 「YEG マニュアル」の内容見直し

エ. 広報委員会

1. ホームページの管理
2. メールマガジン等の発行・更新
3. 外部への YEG 情報発信・YEG ブランドのアピール
4. 「翔生」・「石垣」等を活用しての広報活動

オ. ビジネス交流委員会

1. ビジネス交流会、業種別部会交流会の企画・運営・サポート
2. 「YEG モール」の活用方法の企画と普及促進
3. 「ご縁満開 YEG ビジネスサイト」の検証

カ. 未来活性化委員会

1. 全国 YEG 情報の収集、分析
2. 全国 YEG の情報に基づく各方面への政策提言（案）、意見具申（案）の策定
3. 「故郷の新しい風会議」の企画・開催

4. 「共に進もう輝ける未来の風会議」の創設・企画・運営

4. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組 織

会 長 山崎 登美子（東京商工会議所女性会会長）
会員数 411 商工会議所女性会（平成 26 年 3 月末日現在）
新入会員 長岡女性会（新潟県）

(2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第 45 回全国商工会議所女性会連合会宮城全国大会

期 日：平成 25 年 9 月 6 日（金）

場 所：仙台市体育館（宮城県仙台市）

参加者：約 3,495 名

- 主な次第：(1) 第 12 回女性起業家大賞授賞式
- (2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式
- (3) 次回開催地（神戸）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 「脳を知り、脳を育み、脳を鍛える」
東北大学加齢医学研究所 教授 川島 隆太 氏

② 常任理事会（3 回）

6 月 24 日（於：カリアック）、9 月 5 日（於：仙台市）、26 年 3 月 3 日（於：盛岡市）

③ 理事会（3 回）

6 月 24 日（於：カリアック）、9 月 5 日（於：仙台市）、26 年 3 月 3 日（於：盛岡市）

※3 月 3 日の理事会は、全国の女性会による東日本大震災からの復興支援の気持ちをより強く打ち出すため、盛岡工工会議所女性会（林晶子会長）の協力を得て、参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長 1 名（オブザーバー出席）とする「拡大理事会」として開催した。

④ 会長・副会長会議

6 月 24 日（於：カリアック） 出席者：12 名

⑤ 監事会

6 月 24 日（於：カリアック） 出席者：5 名

⑥ 委員会

ア．総務委員会

6 月 24 日（於：カリアック） 出席者：24 名

イ．政策委員会

6 月 24 日（於：カリアック） 出席者：19 名

ウ．広報委員会

6 月 24 日（於：カリアック） 出席者：9 名

エ．企画調査委員会

6月24日（於：カリアック） 出席者：10名

⑦ その他会議

「第12回女性起業家大賞」本審査会

7月22日（於：日本商工会議所） 出席者：13名

(3) 東日本大震災の復興支援

第45回宮城全国大会（9月5日～6日）において開催した物産展「チャリティー・絆モール」には東北6県からのべ60店舗が出店した。全体売上の5%を含め、総額3,718,677円を東日本大震災による震災孤児等支援のためのこども育英募金（岩手県、福島県、宮城県）に寄付（岩手県100万円、福島県100万円、宮城県1,718,677円）した。

また、平成26年3月3日～4日には、全国の女性会による東日本大震災からの復興支援の気持ちをより強く打ち出すため、盛岡商工会議所女性会（林晶子会長）の協力の下、参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長1名（オブザーバー出席）とする「拡大理事会」を開催した。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

行動する女性会を積極的に展開するため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行っており、25年度の最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、尾道女性会（広島県）の「花いっぱい・花の寺運動」が輝いた。昭和58年に女性会を創立以来、毎年4月、桜の名所の千光寺公園に野外特設ステージを設営して「桜茶会」を開催（毎年約2,700名が来場）している。同茶会の収益金で花木の植樹を行っており、昭和58年に植樹した天寧寺のしだれ桜や持光寺の紫陽花（平成13年植栽）は市内の観光パンフレットに掲載される観光名所となっていることなど、長年に亘り地域の観光資源を創造し、イベントを通じた地域活性化事業に継続的に取り組んでいることが高く評価された。

優秀賞（全国商工会議所女性会連合会会長賞）には、小松女性会（石川県）「世界の外貨募金～世界絆プロジェクト～」と米沢女性会（山形県）「郷土料理レシピ集「おわえなえ」の発刊で地域の食文化を継承」が、会長特別賞には、五所川原女性会（青森県）「創作料理ごしょ山宝汁で地域の賑わい創り」が選ばれた。

(5) 女性起業家を支援

「第12回女性起業家大賞」を実施した。表彰式は、宮城全国大会（9月6日）で行った。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 石山 純恵（株式会社クリフ 代表取締役）

<スタートアップ部門（創業5年未満）>

優秀賞 片桐 実央（銀座セカンドライフ株式会社 代表取締役）

奨励賞 梶川 ゆり子（社会福祉法人ゆずり葉ゆめランチ 理事長）

吉本 純子（よしもと葬祭 代表）

特別賞 並木 暘子（株式会社エヌ・ツー・エンジニアリング代表取締役）

山本 美穂（ベストパートナー介護株式会社 代表取締役社長）

<グロース部門（創業5年以上10年未満）>

優秀賞 橋本 昌子

（てまりグループ 株式会社スパーテル／株式会社EHMメディカル 代表取締役）

奨励賞 山本 典子（株式会社メディディア（医療デザイン研究所）代表取締役）

また、女性の創業・起業の促進、女性起業家支援のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当しており、平成25年度は、3件の利用があった。

(6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。（贈呈女性会数12ヵ所）

＜作文部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞1点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞5点

＜絵画部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞11点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞29点

(7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、「商工会議所女性会パンフレット」を作成して頒布（実績：108女性会、5,971冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、日本商工会議所が発行する「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページに活動記事を掲載することで、対外的な広報に取り組んだ。

(2) 意見活動

第 1 号 (5 月 10 日)	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 (案) 等及び関連する内規に対する意見
第 2 号 (5 月 15 日)	「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50」
第 3 号 (5 月 21 日)	まちづくりに関する意見
第 4 号 (7 月 18 日)	平成 26 年度税制改正に関する意見
第 5 号 (7 月 18 日)	平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望
第 6 号 (7 月 18 日)	平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望
第 7 号 (9 月 30 日)	TPP 協定に関する要望
第 8 号 (10 月 31 日)	エネルギー政策に関する意見 ―新たなエネルギー基本計画の策定に向けて―
第 9 号 (11 月 8 日)	中心市街地活性化のさらなる加速化への支援を
第 10 号 (11 月 19 日)	地球温暖化対策税に関する意見
第 11 号 (11 月 20 日)	消費税の複数税率導入に反対する意見 (6 団体連名)
第 12 号 (11 月 22 日)	地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する (43 団体連名)
第 13 号 (11 月 29 日)	企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃を求める (4 団体連名)
第 14 号 (12 月 26 日)	新しいエネルギー基本計画策定に向けた意見
第 15 号 (2 月 10 日)	TPP 交渉の早期妥結を求める
第 16 号 (2 月 20 日)	東日本大震災から 3 年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を
第 17 号 (3 月 19 日)	再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成 26 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見
第 18 号 (3 月 31 日)	道州制推進基本法の早期制定を求める (10 団体連名)

**原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する
規則（案）等及び関連する内規に対する意見**

日本商工会議所
平成 25 年 5 月 10 日

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等及び関連する内規に対して、以下のとおり意見する。

1. リスクに関する基本的な考え方

原子力規制委員会において、原子力安全規制を行う上で目指すべきリスクの抑制水準として「安全目標」の議論を進めていることは重要である。今後も、リスクの存在を前提として、リスクの許容範囲や合理的なリスク軽減策について、国内外の知見を幅広く集め議論を深めることが必要である。また、こうしたリスクに関する基本的な考え方や、新たな規制基準と安全目標の関係等について、国民に向けて分かりやすく論理的に説明することが重要である。

2. 「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針」の位置づけの明確化

3 月 19 日の原子力規制委員会において田中委員長私案として示された「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針」によって、一定の施行期間を置くことや稼働中のプラントの扱い、審査の手順等が示された。「審査プロセスの早急な具体化」や「猶予期間、経過措置の明確化」は骨子案への意見において当所も求めていたところであり、適切な方針が示されたものと考えている。

また、同方針の総論において述べられているとおり、「最新の科学的知見を反映し、かつ、実現しうるものとして規制を定める」規制側と、「常に規制以上の安全レベルの達成を目指す」事業者が、共同して「継続的な安全向上」を達成することが重要であり、こうした安全向上のサイクルが新規制の施行によって実現することを期待する。

しかしながら、同方針の位置づけは明確ではないため、規則への明記などで位置づけを明確化することが必要である。

3. 事業者等とのコミュニケーションの充実

「継続的な安全向上」を実現するため、原子力規制委員会においては、事業者と十分にコミュニケーションをとり認識を共有すること、過去の規制の関係者を含め幅広く専門家が検討に参加し議論の内容を深めることが重要である。

4. 活断層評価について

「安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置」等の活断層評価に関わる判断については、高い専門性が必要であり、かつ、専門家においても判断が分かれる事項であることを踏まえて、規制の科学的・技術的根拠や運用方法を明確化する必要がある。また、安全上重要なことは、活断層の有無ではなく、活断層であるとしたら地震動はどうか、どのような挙動を示すのか、リスクの大きさは許容でき

るのか、技術的に対処し得るのか等を評価し、論理的に説明することである。

5. 体制の強化

原子力安全規制を適切に実施し、「継続的な安全向上」を迅速に実現するため、原子力規制委員会・原子力規制庁は予算措置、研修、現場を知る即戦力人材や関係機関の活用などにより、体制の強化を図るべきである。

以 上

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等及び関連する内規に対する意見

<提出先>

原子力規制委員会

<実現状況>

- ・ 2月6日に成立した平成25年度補正予算において、厳正かつ適正な審査・検査の実施や、原子力防災対策の充実等を確保するための体制の強化に必要な経費として、1億円が計上された。
- ・ 原子力規制委員会の専門性向上を目的に、26年3月1日、独立行政法人原子力安全基盤機構の業務が原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁に移管された。これに伴い、移管される職員の人件費等に充てるため、平成25年度補正予算において77億円が措置された。
- ・ 3月20日に成立した平成26年度予算において、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力の安全規制に携わる人材の専門能力向上を図るため、危機管理、シビアアクシデント対策等を強化した優良なカリキュラムの開発、原子炉運転シュミレータ等を活用したより実践的な教育を行うためのプログラムと設備の整備計画、専門家によるマネジメント、コミュニケーション等に関する研修や国際的にも遜色のない専門人材を育成するための研修プログラムの開発を盛り込んだ、国際原子力安全研修事業を行うこととなった（予算額：1.5億円）。

中小企業の活力強化・地域活性化
のための規制・制度改革の意見 50

平成 25 年 5 月 15 日

日本商工会議所

基本的考え方

- 政府は、規制・制度改革を「成長戦略」の大きな柱に位置付け、現在、産業競争力会議との連携のもと、規制改革会議において、健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等の重点分野を中心に議論を進めている。
- 日本経済再生のためには、中小企業の生産や投資の拡大が地域経済を活性化させ、さらに経済の再生に結び付く「好循環」の確立が必要である。その原動力は地域経済と雇用を支える中小企業であり、中小企業を柱に据えた成長戦略を策定・実行すべきである。同時に、中小企業が活躍するフィールドである地域の活性化も不可欠である。
- 中小企業の活力を引き出し、成長が期待される分野への進出やイノベーションを促進するとともに、成長分野への労働移動を円滑に進めるため、その妨げとなる現行の規制・制度をゼロベースで見直し、労働規制の緩和を含め、大胆な規制・制度改革を断行すべきである。
- このため日本商工会議所では、「中小企業の活力強化」と「地域活性化」の視点に立ち、各地商工会議所の会員企業等から、規制・制度改革を希望する現場の生の声をヒアリングし、本意見を取りまとめた。
- 本意見の「Ⅰ．政府（規制改革会議等）における検討分野」では、現在、政府の規制改革会議等で検討が進められている事項の中で、(1)確実に実施すべき事項と、(2)追加して検討すべき事項を記載している。また「Ⅱ．中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野」では、日本商工会議所として中小企業の活力強化と地域活性化の視点から検討・実施してもらいたい事項を記載している。
- 中小企業や地域においても自らイノベーションに取り組み、自助努力によって未来を切り開いていくことはもちろんであるが、政府においては、思い切った異次元の規制・制度改革の断行により、地域の再生・活性化と中小企業の成長を強力に後押しされたい。
- 日本商工会議所としては、今後も引き続き、規制・制度改革を希望する中小企業や地域の声を収集し、意見として申し述べていく所存である。

目 次

I. 政府(規制改革会議等)における検討分野について

1. 健康・医療

- (1) 確実に実施すべき事項…………… 170
- (2) 追加して検討すべき事項…………… 172

2. エネルギー・環境

- (1) 確実に実施すべき事項…………… 173
- (2) 追加して検討すべき事項…………… 175

3. 雇用

- (1) 確実に実施すべき事項…………… 176
- (2) 追加して検討すべき事項…………… 177

4. 創業、その他経済再生に資するもの

- (1) 確実に実施すべき事項…………… 178
- (2) 追加して検討すべき事項…………… 179

II. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野について

1. 地域の再生・活性化を後押し

- (1) 商店街の魅力向上と中心市街地の賑わい回復…………… 181
- (2) 売上拡大と地域経済循環の回復…………… 182
- (3) 観光の振興…………… 183
- (4) 強い農林水産業づくり…………… 185
- (5) 地域の成長を支える基盤づくり…………… 186

2. 中小企業の成長の促進

- (1) 中小企業の創業・起業・ベンチャーの支援…………… 189
- (2) 海外展開と国際競争力の強化…………… 190
- (3) 経営力の強化…………… 192
- (4) 雇用の拡大…………… 192

3. 行政・財政運営の効率化

- (1) 行財政改革・補助金・委託費…………… 193

※本文記載の表記に関する補足説明：

◇各事項の末尾に記載している【規制改革会議 WG】等の表記は、現在、政府内で具体的に検討されている会議名を記している。

◇現在、政府の会議等で具体的に検討されていない事項については、所管省庁名と検討いただきたい改革の種類を【〇〇省／行政手続きの迅速化】等で記している。

I. 政府（規制改革会議等）における検討分野について

1. 健康・医療

(1) 確実に実施すべき事項

① 医療機器と医薬品の規制の分離と中小企業の医療機器分野への参入促進

薬事法において、医療機器と医薬品を別々の異なる規制体系とする法改正を確実に実施し、新製品や許可取得済み医療機器の改良・改善における審査基準の緩和ならびに審査期間の短縮化を図るとともに、医療機器製造業については許可制から登録制に改めるなど医療機器製造販売業を含めて要件を見直し、中小企業の新規参入を促進すること。【規制改革会議 WG】

(注) 新医療機器の開発・実用化において、許可（薬事法第 14 条）を得るまでに時間を要しているという課題が指摘されている。（平成 23 年で 4.3 カ月～9.7 カ月（中央値）[厚生労働省／新医薬品・医療機器の審査迅速化について]）

(注) 医療機器は医薬品と異なり、絶えず改良・改善が行われ製品サイクルが短いことや、有効性や安全性は医師等の技能による部分が大きいことなどの特徴がある。しかし、薬事法は医薬品（第 2 条第 1 項）と医療機器（第 2 条第 4 項）の両方を対象としているため、医療機器は医薬品と同様の厳格な審査を受けることになり、必要以上に審査期間を要しているとの指摘がある。

(注) 審査期間の短縮化で、①審査コストダウンにより国際競争力が向上する、②新製品の開発スピードが向上する、③諸外国との審査期間の差（デバイス・ラグ：米国との差＝22 カ月[平成 22 年度]）が解消し販売開始の遅延問題が是正される、といった効果が期待される。

(注) 医療機器製造業・製造販売業の許可（薬事法第 12 条・13 条・14 条）については、医薬品の製造販売業に準じた基準が設けられている。

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令への適合・品質保証責任者の設置／品質標準書・品質管理業務手順書・教育訓練計画の作成／出荷記録体制／貯蔵等の管理体制／文書記録管理 など

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令への適合・安全管理統括部門の設置／安全管理責任者の設置／製造販売後安全管理業務手順書・市販直後調査実施計画書・教育訓練計画 など

○統括製造販売責任者の設置

(注) ○医療機器の承認件数＝平成 23 年度 1,227 件（新規：599 件、変更 628 件）（医薬品・医療機器総合機構資料。ただし国による承認件数のみ）

○医療機器の市場規模＝2.9 兆円/年（平成 24 年 日本医療機器産業連合会資料）

② 健康食品における効果・効能表示の容認

国民の健康管理・増進に資する健康食品を成長産業に育成するため、ヒトによる治験を経て健康増進への効果が認められた素材を含有する食品には、効果・効能を商品や広告へ

表示できるようにすること。【規制改革会議 WG】

- (注) 健康食品は、たとえ事実であっても、①疾病の治療または予防を目的とする効能効果、②身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果、③医薬品的な効能効果の暗示に該当するような表示をすると薬事法違反となる。
- (注) 治験を経たものは特定保健用食品（トクホ）として、一定の効果・効能を表示した販売が可能だが、その検査費用には数千万円を要し、中小企業がトクホの許可を得る際の障害となっている。
- (注) 健康食品の市場規模＝7,085 億円/年（平成 24 年度 矢野経済研究所）

③ 保育事業への株式会社等の参入促進

保育サービスへの多様な事業主体の参入を促進し、待機児童問題を早期に解消するため、学校法人や社会福祉法人と、株式会社や NPO 法人が競争上対等になるよう支援制度を整備すること。【規制改革会議】

- (注) 施設整備費への補助については、児童福祉法第 56 条の 2 において、児童福祉施設への施設整備補助の対象となる設置主体が、社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）に限られている。
- (注) 全国の認可保育所数は、平成 24 年 4 月 1 日現在 23,711 カ所、うち株式会社立は 376 カ所（約 1.6%）。※参考（内訳）：株式会社 376 カ所、社福 11,873 カ所、自治体 10,275 カ所、その他 1,187 カ所

④ 待機児童問題解消のための保育所設置基準の見直し

待機児童問題を解消するため、東京都や大阪市では、保育所の面積基準について地域の実情に応じた一時的な措置として緩和されている。今後その実施状況を検証していき、子どもの発育や安全等に影響のないことが確認できた場合には、緩和措置を全国に適用拡大すること。

あわせて、深刻な保育士不足を解消する観点から、看護師等と同様に准看護師も保育士の定数に算入できるよう配置基準を見直すこと。【規制改革会議】

- (注) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）」第 32 条では、乳幼児の年齢や人数に応じて、設備の基準（面積等）が規定されているが、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）では、面積基準について、大都市部の一部に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲で、緩和できることとなっている。

特例の条例を定めている東京都では、年度途中に定員を超えて入所させる場合、ほふく室の面積を 1 人当たり 2.5 m²以上、大阪市ではほふく室と保育室の面積を 1 人当たり 1.65 m²以上に緩和している。

現行の面積基準の一例：ほふく室（0、1 歳児）の面積：1 人当たり 3.3 m²以上

保育室（2 歳児以上）の面積：1 人当たり 1.98 m²以上

- (注) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）」第 33 条では、乳幼児の年齢や人数に応じて、職員の配置基準を規定している。「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」（平成 10 年厚生省児童家庭局長通知）では、保育士の定数を満たすために、看護師又

は保健師を1人に限り算入できるとしているが、准看護師は算入の対象として認めてられていない。准看護師についても同様に参入できるようにする必要がある。

現行の職員の配置基準の一例：0歳児3人につき保育士1人以上

1～2歳児6人につき保育士1人以上

(2) 追加して検討すべき事項

① 医薬品のドラッグ・ラグ解消のための民間審査機関の設置

患者への新薬提供の早期化（ドラッグ・ラグ解消）を図り、日本の医薬品の国際競争力を高めるため、PMDA（（独）医薬品・医療機器総合機構）以外の民間審査機関を設けること。

【行政手続きの迅速化／要件の見直し】

（注）PMDAの審査基準：①実施された試験や提出された資料の信頼性が担保されていること、②適切にデザインされた臨床試験結果から対象集団における有効性がプラセボ（有効成分を含まない錠剤）よりも優れていると考えられること、③得られた結果に臨床的意義があると判断されること、④ベネフィットと比較して許容できないリスクが認められていないこと、⑤品質確保の観点から一定の有効性および安全性を有する医薬品を恒常的に供給可能であることに留意して承認の可否を判断する。

（注）審査期間の短縮で、①審査コストダウンにより国際競争力が向上する、②新薬の開発スピードが向上する、③諸外国との審査期間の差（ドラッグ・ラグ：米国との差＝14ヵ月〔平成22年度〕）が解消し販売開始の遅延問題が是正される、といった効果が期待される。

（注）医薬品の年間承認件数＝平成23年度6,756件（新規：3,790件、変更2,966件）（PMDA資料）

② 株式会社の医療機関への参入の容認

医療機関の経営効率化やサービス向上を図るため、民間の経営ノウハウを医療機関に活かす株式会社の参入を認めること。【規制の見直し】

（注）営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができる（医療法第7条第5項）。

（注）医療機関の株式会社化で、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービス提供が期待される。

（注）赤字経営となっている医療法人（一般病院）の割合は全体の約22%（厚労省・平成22年度病院経営管理指標）

③ 医療サービス向上のための医療法人による広告の自由化

適正な競争原理のもと医療機関が質やサービスの向上を図るとともに、患者がより適切に医療機関を選択できるようにするため、医療に関する広告を自由化すること。【規制の見直し】

（注）医療に関する広告は、医療法第6条の5により、法または広告告示により広告が可能とされた事項*以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。

※現在の主な広告可能事項：診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表

示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など

(注) 医療機関への広告の解禁によって、①患者が病院を選択する際の判断材料が増え、②病院間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。

(注) 全国の医療施設数＝病院：8,567、一般診療所：100,112、歯科診療所：68,541（計 177,220）

④ 介護労働者の作業に対する重量制限の導入

腰痛等を理由とした介護労働者の離職を防止するため、一人の介護労働者の作業に、諸外国において設けられている重量制限を導入すること。【規制の見直し】

(注) 腰痛で労災申請した仕事で腰痛率が一番高いのは社会福祉分野で全体の4分の1を占め、介護労働者の4割が1年未満で離職している。（平成19年度介護労働実態調査・公益財団法人介護労働安定センター）

(注) 豪州などでは重量制限が制度化されているが、日本では「職場における腰痛予防対策指針」（平成6年厚生省通達）でリフト使用の推奨はあるが、強制力はない。

(注) 女性労働基準規則（厚生労働省）では、重量物（荷）に対する女性の重量制限は30kg未満までとなっている。

⑤ 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策

今後の成長分野である介護業界では離職が多く、深刻な人材不足状態にあり、介護市場の拡大には限界がある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じること。【要件の見直し】

(注1) 全国での有効求人倍率は常用2.10倍（全職業0.97倍）、パート3.48倍（全職業：1.30倍）、東京では常用3.52倍（全職業1.30倍）、パート6.27倍（全職業1.95倍）となっている。厚生労働省の推計では、平成26年までにさらに約40万人～60万人の介護職員が必要とされている。（現在は約112万人）

(注2) EPAで受け入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

※2013年合格率＝看護師EPA合格率9.6%（看護師計では35.7%）、介護福祉士EPA合格率39.8%（介護福祉士計では64.4%）[厚生労働省発表]

※関連法規：社会福祉士及び介護福祉士法、保健師助産師看護師法

2. エネルギー・環境

(1) 確実に実施すべき事項

① 石炭火力発電所早期建設のための審査基準の合理化・明確化

電気料金の上昇抑制と安定供給の強化、さらには被災地復興を含む地域活性化、地球規

模での CO₂ 排出削減の観点から、環境にも配慮した高効率の石炭火力発電所の建設が早期に実現するよう、審査基準の合理化・明確化、審査期間の短縮化、手続きの簡略化を図ること。【規制改革会議 WG】

- (注) 石炭火力発電の 1 kWh 当たりの燃料単価は、石油 16 円、LNG 10 円に対して 4 円（総合資源エネルギー調査会総合部会（第 2 回会合・平成 25 年 4 月 23 日）等）。LNG 火力の 1 割を石炭に変えれば GDP が 3 年後に 1.6 兆円拡大するとする試算もある（第一生命経済研究所）。環境性能、効率の技術力の高さからインフラ輸出も期待されている。我が国技術の石炭火力発電が世界に普及することで、世界規模で 13 億トン（我が国の年間排出量に匹敵）の排出削減が可能と推計されている（平成 22 年度新成長戦略等）
- (注) 東京電力は平成 24 年 11 月 7 日に公表した「改革集中実施アクションプラン」において、「浜通りを中心に地域の経済復興や雇用回復・創出に繋がる事業を推進」するとして「世界最新鋭の石炭火力発電所プロジェクト」を例示している。
- (注) 国内で石炭火力発電所を建設するには、環境アセスメントを満たす必要があるが、現在は温暖化対策に厳しい「環境大臣の意見」が壁となり、事実上建設できない。平成 21 年にも福島県いわき市小名浜にて石炭火力発電所の新設計画があったが、環境大臣意見のため計画が白紙になった。
- (注) 環境アセスメント手続きは現在、①配慮書手続・90 日以内（計画段階における環境配慮事項の検討）→②方法書手続・180 日以内（評価項目・手法の選定）→③（調査）→④準備書手続・270 日以内（環境アセスメント結果の公表）→⑤評価手続・30 日以内（結果の修正・確定）が必要。通常 3～4 年程度を要している。その他、リプレースの場合の撤去工事もある。なお、①の配慮書手続は平成 25 年 4 月から新たに導入された規制手続きである。
- (注) 規制改革会議は去る 4 月 1 日、石炭火力発電の環境アセスメントについて見解をまとめ、①技術基準について、商用化されている最先端の技術とする（環境省は将来の技術革新を考慮した基準を模索）、②個別事業と国全体の CO₂ に関する目標との整合性を求める審査に合理性があるか見直す、③手続き期間をできる限り短縮化することを求めた。
- (注) 経済産業省と環境省は、手続き期間の短縮（1 年強程度）に取り組むことで合意している。「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン（4 月 26 日）」に同趣旨を明記。
- (注) 経済産業省と環境省は 4 月 26 日、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」の成果として、技術基準について、商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上とすること、温暖化対策については、業界枠組みへの参加等があれば国の目標・計画との整合性は確保されているとすること等の合意内容を公表した。

② 発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、太陽光など小規模、分散型の発電設備の設置に際しては、出力 1,000kw 以上の場合であっても、1,000kw 未満の場合と同様に、電気主任技術者を配置する代わりに電気保安協会等へ電気設備の保安管理を外部委託できるようにすること。【規制改革会議 WG】

- (注) 出力 50kw 以上の発電設備では、電気工作物の保安監督等のため電気主任技術者を選任して届け

出る義務があるが、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項により、太陽光発電のほか、風力、火力、水力発電の 1,000kw 未満の設備では保安管理業務を外部委託することができることとされている。

(注) 太陽光、風力、水力、火力発電所に係る電気主任技術者の外部委託の承認範囲については、本年 6 月末に「2,000kw 未満」まで対象が拡大される予定（6 月末に省令及び告示が改正・公布・施行予定）。

(注) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の平成 24 年度認定設備において、1,000kw 以上の太陽光発電設備は全国に 1,024 件、約 318 万 kw。

③ 国際先端テストを活用した水素スタンドや充電スタンド設置にかかる保安規制等の早期見直し

次世代自動車産業の成長を促進するため、その基盤となるガソリンスタンドにおいて、水素スタンドや充電スタンドを併設する際の安全規制や使用可能鋼材にかかる性能基準については、国際先端テストにかけ、安全を確保した上で、諸外国の保安規制や設置規制を参考に、早期に見直すこと。【規制改革会議 WG】

(注) 水素スタンド：○平成 17 年 2 月に消防法令が改正され、既に水素ステーション（40MPa 以下の圧縮水素を取り扱うものに限る）をガソリンスタンドに併設することができることとなっているが、圧力容器や配管の強度、使用可能鋼材の規格、公道とディスプレイの距離など、欧州、米国と比較して厳しい規制となっている（高压ガス保安法一般ガス保安規則関係例示基準）

○現在稼働中は全国に 16 カ所、平成 25 年度には 3 カ所を新設予定（燃料電池実用化推進協議会資料）。水素スタンドの推進は、日本再生戦略等において国の施策として明確に位置づけられており、平成 27 年までに 100 カ所程度の水素スタンドの建設を目指して、25 年度から国の支援（水素供給設備整備事業費補助金）が始まる予定（第 8 回規制改革会議資料等）。

(注) 充電スタンド：○消防庁において給油取扱所および商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策が取りまとめられたことを踏まえ、消防法令の改正等の所要の措置がとられる予定（電気設備に関する技術基準を定める省令第 69 条、可燃性蒸気流入防止構造等の基準について H13. 3. 30 消防危第 43 号、給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針について H6. 3. 29 消防危第 29 号）。

○急速充電器の設置箇所数は全国に 1,677 カ所。ほとんどが自動車販売店、行政施設に設置されている（急速充電器に関する任意団体「チャデモ協議会」ホームページより）。

(2) 追加して検討すべき事項

① 国際先端テストを活用した PCB 廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し

絶縁油の製造過程で混入した PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理について、日本では非常に厳しい基準（0.5ppm 超）が適用されていることから処理対象が多く発生し、事業者に

として費用負担が経営を圧迫するケースもあるため、優先的に国際先端テストにかけ、安全性を確認した上で、欧米並みの基準（50ppm 超）に引き上げること。【規制改革会議 WG】

（注）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 第3条

（注）PCB 特別措置法は、意図的に PCB を使用した高濃度 PCB 廃棄物を想定した法律であり、微量の PCB に汚染された絶縁油を含む電気機器等の存在は法施行後明らかになったものである（第8回規制改革会議資料）。これらの「微量 PCB 汚染廃電気機器等」は約 450 万台に上ると推計されている（環境省）。

（注）規制改革会議 第1回エネルギー・環境 WG（3/15 安念座長資料）：「現在、国内では、PCB 含有絶縁油にかかる処理対象基準が「0.5ppm 超」に設定され、適正に処理できる事業者や処理場も限定されている。結果として、今後、膨大な処理費用（6,000 億円との試算）の発生が見込まれている。この処理基準に関し、欧米の先進諸国においては「50ppm 超」と設定されているところであり、検証が必要」

3. 雇 用

(1) 確実に実施すべき事項

① 解雇が無効であった場合の労働者救済措置の多様化

解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合の救済措置の多様化の一つとして、労働者が職場復帰を希望しない場合には、金銭の支払いによって労働契約終了となる仕組みを整備すること。ただし、その際の解決金額については一律に設定すべきではない。【規制改革会議 WG】

（注）解雇紛争が生じた際、労働局によるあっせんや労働審判を経て、大半は金銭によって退職しているのが実態となっている。

② 同一派遣先への派遣期間の制限や日雇派遣禁止等の見直し

多様で柔軟な働き方を実現するため、労働者派遣法の同一派遣先への派遣期間の制限（原則 1 年、最長 3 年）や、日雇労働者派遣の原則禁止等について、国際先端テストなどを活用し、派遣期間の制限や日雇労働者の派遣禁止を見直すこと。【規制改革会議 WG】

（注）労働者派遣法第 40 条の 2 において、派遣可能期間は 1 年（最長で 3 年）までとされている。また、同法 35 条の 3 において、日雇労働者（日々または 30 日以内の期間を定めて雇用されるもの）の派遣を原則禁止としている。

③ 中途採用市場の活性化のための有料職業紹介事業の規制緩和

中途採用市場において、企業と求職者の双方に人材紹介サービスの選択肢を広げ、市場の機能を向上させるため、有料職業紹介事業における対象職種や年収要件といった条件を国際先端テストにかけ、規制を緩和すること。【規制改革会議 WG】

（注）職業安定法施行規則第 20 条第 2 項では、求職者から手数料を徴収する有料職業紹介事業の対象となる職種を「経営管理者」「熟練技能者」「科学技術者」等に限定している。また、平成 15

年厚生労働省告示第 442 号で、対象者の年収要件が「700 万円超」と定められていることから、対象職種や年収要件を緩和し、より幅広く有料職業紹介を行えるようにすること等が考えられる。

(注) 日本は ILO（国際労働機関）の「民間職業紹介事業に関する条約（181 号）」を 1999 年に批准しており、民間職業紹介事業は労働者からいかなる手数料または経費を徴収することが原則不可となっている。ただし例外措置として年収 700 万円超の経営管理者等については徴収可能となっている。

④ 人材マッチングの件数を増やすためのハローワークと民間企業の一体的取組みの実施

労働市場全体としてのマッチング実績を大幅に引き上げるため、ハローワークは、企業の人材ニーズを詳細かつ正確に把握するとともに、保有する有益なデータを民間に開放し、民間事業者とともにデータを有効活用した求人・求職の提案等を行うこと。【規制改革会議 WG】

(2) 追加して検討すべき事項

① 有期契約労働者の雇用継続を可能とするための無期転換申込権を発生させないルール等の導入

有期労働契約の通算契約期間が 5 年を超えると、無期労働契約への転換申込権が発生することになるが、5 年を超える前での雇止めが危惧されるため、一定の金銭補償等により無期転換申込権を発生させないルール等を導入すること。【制度の見直し】

(注) 労働契約法第 18 条では、「同一の使用者との間で締結された 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が 5 年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」として、有期労働契約から無期労働契約への転換が規定されている。

このため、通算契約期間が 5 年を超える前での雇止めが危惧される（日商が実施した調査では、「雇用契約更新（年数）に規制がかけられた場合、契約期間満了による雇止めに対応せざるを得ない」と回答した中小企業は 70.8%に上った）ことから、一定の金銭補償等により無期転換申込権を発生させないルール等を導入し、雇止めの発生を回避する必要がある。

② 中小企業等におけるインターンシップを通じた人材採用の容認

大学生等の中小企業への就職・定着を促進するため、インターンシップを実施した学生が中小企業等への就職を希望し、中小企業等が合意すれば当該学生を採用できるよう、平成 9 年 9 月に出された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（通達）」を見直すこと。【経済財政諮問会議】

(注) インターンシップの推進については、平成 9 年 9 月に文部省・通商産業省・労働省（当時）が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を取りまとめ、以降これに基づいて整備が進められてきた。同通達の中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことになら

ないよう留意すべき」とされ、受入企業には「産学連携による人材育成の観点から推進するもので、自社の人材確保にとらわれない」「インターンシップは学生に対する教育活動である」ことなどが盛り込まれた。

③ 高度外国人材の受け入れ拡大のための基準の緩和や優遇措置の拡充

高度な能力や資質を有する外国人の受け入れを促進するため、高度外国人材ポイント制^(注1)の年収要件^(注2)などの基準を緩和するとともに優遇措置^(注3)を拡充すること。【産業競争力会議】

(注1) 高度外国人材ポイント制：高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受入れを促進するため、ポイント制を活用して高度人材に対する出入国管理上の優遇措置を講ずる制度のこと（平成24年5月開始）。

(注2) 年齢区分に応じた年収最低基準（※下表の基準に満たない者は高度外国人材ポイント制の対象外）

年齢区分	年収最低基準
30歳未満	340万円
30歳以上 35歳未満	440万円
35歳以上 40歳未満	500万円
40歳以上	600万円

(注3) 高度人材の活動内容を、①学術研究活動、②高度専門・技術活動、③経営・管理活動に分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に出入国管理上の優遇措置（在留歴にかかる永住許可要件の緩和〔通常10年以上のところ、概ね5年で許可対象とする〕や配偶者の週28時間を超える就労を可能とする等）が与えられる。

4. 創業、その他経済再生に資するもの

(1) 確実に実施すべき事項

① 地域ブランドづくりを促進するため地域団体商標出願人への商工会議所等の追加

地域の特産品を地域団体商標として登録し、高い付加価値が期待される地域ブランドづくりを促進するため、ブランドづくりに取り組む商工会議所等の団体を商標法の地域団体商標の出願人に追加すること。【経済財政諮問会議・産業競争力会議】

(注) 弘前商工会議所を中心に、地域資源の「弘前りんご」を地域団体商標として登録し、高い付加価値が期待される地域ブランドづくりが検討されているが、商標法第7条の2で事業協同組合が商標権の登録申請主体とされており、商工会議所は申請できないこととされている。

(注) 地域力活用新事業∞全国展開支援事業の成果を活用した商標の取得状況によると、商標46件、そのうち地域団体商標は4件取得。申請者は事業協同組合など。

(2) 追加して検討すべき事項

① 訪日外国人観光客のニーズに合わせた先端的な免税制度の導入

訪日外国人観光客の消費を拡大するため、免税制度については外国人旅行者のニーズに合わせ、以下のとおり見直すこと。【産業競争力会議】

○免税対象品目を、人気の高い化粧品や医薬品、また地域の魅力を伝える特産品（日本酒・焼酎等）などにも拡充すること。

○免税手続きの方式を欧州や韓国など諸外国で行われているような、出国時の書類等確認後に消費税相当額を一括で受け取れるシステムに変更すること。

(注) 現行制度では、外国人旅行者に人気のある食品、飲料品、化粧品、医薬品が、免税対象外品目とされており、外国人旅行者のニーズと乖離している。また、地方都市の魅力を伝える地域産品（日本酒・焼酎など）も免税対象外である。

個々の店舗等で訪日外国人観光客が買い物をするとき、消費税法第8条により、免税申請書類の記載事項・様式が詳細に規定され、記入に時間を要するため、日本での滞在時間を有効に使いたい外国人旅行者にとっては大きなストレスになっている、また、販売事業者にとっても事務負担や管理負担が大きい。

(注) 日本百貨店協会によると、平成24年の年間の免税手続ベース売上高は202億円（「平成24年12月全国百貨店売上高概況」より引用。売上高の調査対象は国内の百貨店44店舗）

② 訪日外国人観光客拡大のためのビザ発給要件の緩和と出入国手続きの迅速化

訪日外国人観光客数の増加とその滞在時間を増やすことで観光消費の拡大を図るため、以下の措置を講じること。【産業競争力会議】

○訪日外国人の観光ビザ発給要件について、数次ビザ発給の対象国拡大を図ること。

○地方空港や港湾等における出入国手続き（税関、出入国管理、検疫）を迅速化すること。

(注) 原則として、①申請人が有効な旅券を保持しており、本国への帰国または在留国への再入国の権利・資格が確保されていること、②申請に係る提出書類が適正なものであること、③申請人が日本において行おうとする活動または申請人の身分もしくは地位および在留期間が、入管法第2条に定める在留資格期間（5年以下）に適合すること、④申請人が入管法第5条第1項各号（新型インフルエンザ感染者や貧困者、放浪者等で生活上国または地方公共団体の負担となるおそれのある者等）のいずれにも該当しないことのすべてを満たし、査証発給が適当と判断される場合に査証が発給される。

なお、中国人向けには平成22年7月および23年9月に要件（所得水準等）緩和、平成23年7月には個人観光で沖縄を訪問する人を対象に、さらに平成24年7月には個人観光で岩手・宮城・福島の前北三県を訪問する人を対象に、それぞれ数次ビザの発給を開始している。また、24年6月からタイ人同9月からマレーシア人およびインドネシア人に対する数次ビザの発給が開始され、外国人旅行者の出入国に関する措置が図られている。未だ数字ビザの発給が認められていないベトナム、フィリピン、インド、ロシア等への対応拡大が望まれる。

(注) 2012年の訪日外国人観光客は6,040,729人となっており、伸び率は東日本大震災前の2010年比では-0.5%と微減しているものの、2011年比では48.9%と飛躍的に改善している。また、2012

年の訪日外国人観光客数の上位 10 カ国は、①韓国、②台湾、③中国、④香港、⑤アメリカ、⑥タイ、⑦オーストラリア、⑧シンガポール、⑨カナダ、⑩イギリスとなっている（「日本政府観光局」（JNTO）の調査より引用）。

③ 株式会社による農業参入と農地直接所有の容認

農業を大規模化し生産性・収益性を高めるため、農業生産法人を設立することなく株式会社による農業への直接参入や農地の直接所有を認めること。【産業競争力会議】

（注）農業生産法人とは農地の所有を認められた法人で、全国に 12,817 社ある。このうち株式会社が農業生産法人を設立した数は 2,648 社（平成 24 年 1 月 1 日現在）。

（注）平成 21 年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになっている（農地法第 3 条）。

④ 国際先端テストを活用した化学系ベンチャーの事業化の障害となる危険物取扱い規制の緩和

資金と人材が少ない化学系塗料のベンチャー企業が開発した試作品を事業化していく際に設備投資資金等が障害となるため、危険物取扱いの規制^{（例）}については、国際先端テストにかけて再点検し、安全を確保した上で諸外国の基準に合わせた必要最小限なものとする。【基準や要件の見直し】

（例）○リチウムイオン電池の電解液：日本の消防法における危険物第 4 類第 2 石油類に該当（指定数量：1,000ℓ）。日本では封口後の貯蔵において危険物扱いとなるが、欧米では封口後の規制はない。

○日本の消防法では、引火点（揮発性物質の蒸気が炎などによって発火する最低温度）が 250℃未満の引火性液体危険物を「引火性危険物」としている。一方、国際的には国連の危険物輸送勧告に基づく分類による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」で規定された 93℃以下の引火性液体危険物を「引火性危険物」としている。したがって、例えば引火点が 200℃の引火性液体は、日本では引火性危険物として扱われるが、国際的には引火性危険物とは扱われない。

II. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野について

1. 地域の再生・活性化を後押し

(1) 商店街の魅力向上と中心市街地の賑わい回復

① 歩行者天国など地域活性化イベントで道路を使用する際の許可基準の明確化

歩行者天国など地域活性化のため地域ぐるみでイベント等を行う際の所轄警察署への道路使用許可手続きにおいて、事前相談受付など申請者の負担軽減が図られているところであるが、現実にはなかなか許可されないケースもあるため、事前相談段階で指導・助言すべき許可条件（判断基準）を明確化するとともに、手続期間の短縮化を図ること。【警察庁、国交省／行政手続きの迅速化】

(注) 道路交通法第 77 条、道路法 32 条の規定によるもの。平成 17 年に警察庁と国交省から道路使用許可申請手続の簡素合理化が通達された。平成 23 年にも警察庁と国交省から再徹底の通達が出され、道路交通法・道路法の運用にあたっては「合理的な理由もなく道路使用の許可期間を短くすることでいたずらに更新手続きを繰り返させることのないようにすること」「一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと」とされている。

(注) 【道路使用許可件数（警察庁資料引用）】

《平成 23 年度》 道路使用許可件数:3,206,053 件

(道交法 77 条第 1 項第 1 号*に係る件数:2,421,790 件)

(道交法 77 条第 1 項第 4 号*に係る件数:484,072 件)

《平成 22 年度》 道路使用許可件数:3,175,019 件

(道交法 77 条第 1 項第 1 号*に係る件数:2,367,063 件)

(道交法 77 条第 1 項第 4 号*に係る件数:497,349 件)

※（カッコ）内は使用許可件数の内数。

*同法第 1 項第 1 号：道路使用許可における、道路、工事作業等に係るもの。

*同法第 1 項第 4 号：道路使用許可におけるマラソン、駅伝、祭礼等のイベント等に係るもの。

② 屋外で飲食物を提供するイベントなどの広域開催を容易にするための食品営業許可基準の弾力的運用

にぎわい創出と地域資源 PR のため屋外で飲食物を提供する臨時イベントなどの開催にあたっては、食品衛生法による臨時営業の許可等が必要となるが、食品の品目によって販売できる地域とできない地域があるほか、露店の設備要件等も都道府県の条例によって異なるケースがある。

広域的に開催する場合や全国持ち回りで開催する場合に支障が生じているため、こうし

た臨時イベントの開催において、関係都道府県間で適切な調整が図られるよう、許可基準を弾力的に運用できるガイドラインを明示すること。【厚労省／基準の見直し】

(注) 食品衛生法第 52 条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。

そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。

※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後 65℃以上に保温するか 2 時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。

※露店に備える給水設備の要件については、例えば東京都では 18ℓ以上の給水タンクが必要で排水容量に関する規定はないが、新潟市では最低でも 20ℓ以上の給水タンクと排水タンクを備える必要がある（新潟市では食器の洗浄を行う場合は 100ℓ以上、洗浄を行わない場合は 50ℓ以上が必要）

(注) 屋外で飲食物を提供するイベントを実施している商工会議所は、全国で約 40 ヶ所以上（日商 観光振興への取組調査アンケート）

(2) 売上拡大と地域経済循環の回復

① プレミアム（付き）商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し

地域での消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム（付き）商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、以下のとおり資金決済法の保証金供託制度を見直すこと。【金融庁／基準・要件の見直し】

○供託を要する有効期間を、現行の 6 ヶ月超から 12 ヶ月超に延長すること。

○商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託を不要とすること。

(注) 有効期間 6 ヶ月以上の商品券を発行（第三者型前払式発行手段[※]）する場合、資金決済法第 14 条（前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額を超えるとときは、当該基準日（同法第 3 条第 2 項に規定する「毎年三月三十一日及び九月三十日」）未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。）に基づき、毎年 3 月末と 9 月末の段階で、未使用残高が 1 千万円を超えている場合は、未使用残高の半額を供託する必要があるため、有効期間を 6 ヶ月以内に制限するか、発行額を低く抑えざるを得ない。

※自社以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）においても使用することができる商品券のこと。商工会議所が発行する場合は、一般に第三者発行型になる。

※商品券発行业に組み入れている商工会議所は、全国で 166 ヶ所（日商調べ、平成 21 年時点）。有効期間の設定状況 1～3 ヶ月：32 商工会議所、4～6 ヶ月：116 商工会議所 7 ヶ月：18 商工会議所

② 風営法における飲食業の終業時刻の繰り下げ

観光地における飲食業の売上と雇用機会の拡大により地域経済の好循環を図るため、適切な範囲内で客の接待をする料理店等において午前0時で営業できなくなるのは早過ぎるので、風営法の終業時刻を繰り下げること。【公安委員会／基準や要件の見直し】

(注) 風営法第2条で定められている「待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる」等の業を営む風俗営業者は、第13条により、原則、午前0時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日や特別な事情のある地域として条例で定めれば午前1時まで延長すること可能）から日出時刻まで営業してはならないと規定されている。

(3) 観光の振興

① 観光遊覧船や屋形船などの新航路開設手続きの簡略化と航行プランの自由度拡大

国際空港に近いなどの立地特性を活かし、インバウンドを含めた観光客の拡大を図るため、観光遊覧船や屋形船等の新航路開設手続きを以下のとおり見直すこと。【国交省／行政手続きの簡素化／基準の見直し】

○現行：許可制 ⇒ 届出制

○魅力的な航行プランを立てられるよう航行ルートや航行日数の自由度を高めること。

(注) 全国の旅客不定期航路事業（遊覧船、屋形船、レストラン船等含む）：539 事業者、1129 航路、1102 隻（国土交通省「平成24年版海事レポート」より）

(注) 海上運送法第3条および第20条、第21条により、新たな航路を開設する場合には許可が必要（旅客定員12名以下の船舶で行う不定期航路事業、または旅客定員が13名以上の場合で年間（暦年）の運行が3日以内となる不定期航路事業等一部届出制のものもあり）となる。その際、許可申請手続きのため海事代理士へ支払う費用が1件あたり数十万～百万円程度を要する。

(注) 本意見の関連事項として、瀬戸内海エリアなど船舶が混雑し地形や水路が複雑で気象や潮流の状況が厳しい全国11の水域では、海上交通の秩序を維持するため、水先法により一定基準以上（瀬戸内海では1万総t以上）の船舶に対し水先案内人^{*}の乗船が義務づけられているが、その費用が高額で、観光目的の外国客船などが瀬戸内海航行を避けるケースがみられるため、安全性に配慮しつつ総t数の引き上げもあわせて検討すること。

同様に、瀬戸内海エリアにおいては長さ200m以上の船舶は昼間の航行しか認められていないため（海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく巨大船等に対する指示）、安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にするようあわせて検討すること。

※水先案内人：平成16年度末現在、全国に656人いる。1級から3級まであり、1級水先人になるには、沿海以遠の乗船履歴で船長として総トン数3千t以上の船舶への2年以上の乗船経験、三級海技士（航海）の免許、養成施設課程の修了、水先人試験（国家試験）の合格が必要。

② 観光客の回遊性向上等のための小型特殊車両にかかる基準等の見直し

観光客等の回遊性向上や交通弱者対策を図るため、安全性が確保された低速の乗合小型車両（電動カート等）を、法令上の小型特殊車両として位置づけるよう保安基準等を見直

すこと。【国交省／基準の見直し】

- (注) 道路交通法施行令に基づく小型特殊車両（農耕トラクター等）の乗車定員は1人（運転者以外の者の用に供する乗車装置を備えるものにあつては2人）に制限されており、乗車定員が3人以上の低速の乗合小型車両（電動カート等）は、仮に道路交通車両法に基づく小型特殊自動車の保安基準（方向指示器や警音器の配置等）を満たしても、公道走行は認められていない。
- (注) アメリカ・ロサンゼルス南、ロングビーチ沖のサンタ・カタリーナ島では、環境保護を目的にガソリン車の乗り入れが禁止されており、観光客が島内を一周（移動）するには電動カートを利用する。

③ 外国クルーズ船の日本領海内でのカジノ営業の容認

カジノ営業ができないことを理由に日本を通過してしまう外国クルーズ船の日本への寄港の可能性を高め、観光振興を図るため、航行中（接岸していない状態）で、かつ同船舶の乗船客に限り、日本領海内でのカジノ営業を刑法の例外措置として認めること。【法務省／制度の見直し】

- (注) 日本でのカジノ運営は、刑法第186条により禁止されており、刑法第1条では、日本国内を適用範囲と定めている。このため、外国の船舶であっても、日本領海ではカジノ運営を行うことはできず、公海上で運営されている。

④ 特別史跡を活用した国際観光拠点化のための現状変更の制限に関する許可基準の緩和

国内観光のみならず訪日外国人客を増加させるため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡など歴史的文化的な資産を有効活用して国際観光拠点として整備することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。【文科省・文化庁／基準の見直し】

- (注) 現在特別史跡内に土産店や商業施設など新たな施設を設置するには、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。また、施行令第5条第4項第1条により、文化庁長官または市教育委員会と申請、許可の流れが異なる。
- (注) 国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、厳島など、全国に61ヵ所ある。

⑤ 観光によるまちおこしのため旅行業登録を行う際に必要となる営業保証金の免除

地域の観光資源を活用し、観光による新たなまちおこしに取り組む動きが各地にあるが、例えばモニターツアーを開催して観光客を誘致する場合などでも、旅行業者の登録が必要となる。

こうした手づくり観光を行う場合でも、登録には旅行業法で規定された高額な営業保証金が必要となり、ツアー等の主催を諦めるケースも生じているため、地域での信用があり弁済能力のある主催団体等が登録する際は営業保証金を免除すること。【観光庁／基準の見直し】

- (注) 旅行業法により、第3種旅行業（手配旅行・企画旅行および隣接市町村等の国内募集型旅行が業務範囲）は、営業保証金として300万円を供託しなければならない。ただし、旅行業協会に加入している場合には、その5分の1（60万円）を弁済業務保障分担金として納付する。第2

種（国内募集型旅行の対象が全国）では 1100 万円（旅行業協会加入の場合は 220 万円）、第 1 種（海外の募集型旅行が可能）は 7000 万円（旅行業協会加入の場合は 1400 万円）が営業保証金として必要になる。

なお、旅行業法施行規則の一部改正が行われ（施行日：平成 25 年 4 月 1 日）、営業所の存する市町村並びにこれに隣接する市町村等の限定された区域についてのみ、企画旅行、手配旅行等を行うことのできる旅行業の類型として「地域限定旅行業」が創設された。これにより、当該類型の営業保証金の供託額及び基準資産額が、他の旅行業の類型よりも引き下げられた（営業保証金の最低額、基準資産額ともに 100 万円）。地域限定旅行業は 100 万円以上、第 3 種旅行業は 300 万円以上、第 2 種旅行業は 700 万円以上、第 1 種旅行業は 3,000 万円以上の基準資産額（＝資産合計－負債合計－営業保証金または弁済業務保証金－不良債権、繰延資産、営業権）を必要としている。

（注）第 1 種旅行業者 726 社
第 2 種旅行業者 2,799 社
第 3 種旅行業者 5,749 社
旅行業者計 9,274 社（2012 年 4 月 1 日現在、資料：観光庁）

（4）強い農林水産業づくり

① 耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の手続きの簡略化

農地の所有者でない者が耕作放棄地を賃借して、農地を農地のまま有効利用する場合、現行制度では住民説明会の開催や農業委員会の了承等を得るなどの煩雑な手続きを簡略化すること。【農水省／行政手続きの簡素化】

（注）耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。（※参考までに「休耕田」とは、耕作の意思はあるが、生産調整などにより作付していない状態のこと。なお休耕田を利用して野菜などコメ以外の作物を栽培することは可能）

※農業とは、土地を使って何かしらの作物を栽培し、水や肥料を与える等の管理をしていれば、全て農業と認められる（明確な定義は存在しない）。

（注）個人や法人が、農地を売買又は賃借するためには、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可（農地法第 3 条）が必要。（許可の要件は下記①～③）

①農地のすべてを効率的に利用すること機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていることが必要

②一定の面積を経営すること農地取得後の農地面積の合計が、原則 50 a（北海道は 2 ha）※以上であることが必要

※この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能となっている

③周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

(注) 全国の耕作放棄地面積 28.7 万 ha のうち、農地として利用可能な耕作放棄地は 15.1 万 ha ある。
(「耕作放棄地の現状について」平成 23 年 3 月農林水産省)

② 地域の状況に合わせた臭気規制への見直し

日本の TPP 参加で打撃を受ける畜産業が、業容拡大等に努力する際の障害となるため、
悪臭防止法の臭気指数規制を、人口が密集している地域とそうでない地域で基準を分ける
など、地域の特性に応じたものに見直すこと。【環境省／基準の見直し】

(注) 悪臭防止法では、成分に応じた臭気指数しか規定されていない。養豚業者に対して臭気指数の
2 号基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 2 号：気体排出口において満たさなければならない臭気
の排出基準を定めたもの）に基づいて行政指導を行った結果、その養豚業者は指導を受けた畜
舎での生産を停止することとなった。

なお、規制の基準については、都道府県知事が定めることになっている。（同法第 4 条）

また、都道府県知事は、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を、規
制地域として指定することができる。

(注) 畜産農家戸数（農林水産省 畜産統計調査）

	平成 21 年	平成 23 年	平成 24 年
乳用牛	21,900 戸	21,000 戸	20,100 戸
肉用牛	74,400 戸	69,600 戸	65,200 戸
豚	6,890 戸	6,010 戸	5,840 戸
採卵鶏	3,110 戸	2,930 戸	2,890 戸

(5) 地域の成長を支える基盤づくり

① 行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできる Wi-Fi 環境の整備

電子政府の推進のみならず、商店街振興や観光需要の喚起など、新たなビジネスチャン
スを拡大するため、行政施設・公共空間・大型商業施設等で誰もが手軽にインターネット
接続できる Wi-Fi 環境を整備すること。特に、本件は訪日外国人観光客のニーズに応える
とともに、2020 年オリンピックの東京招致にも寄与するものである。【総務省／規制の見
直し】

(注) 誰もが自由に Wi-Fi 環境を利用できるエリア・サービス（フリースポット）では、日本ではプ
ロバイダー責任制限法に基づき、プロバイダーが利用者にメールアドレス等の登録による認証
パスワードの取得を要求するケースが一般的である。これは利用者を特定することで、犯罪抑
止につながるとの観点からである。（他人になりすました不正アクセスやサイバー犯罪等を防ぐ
ため）

一方で、利用者にとっては、その場ですぐにネット接続するには手間がかかり利便性に欠け
る面がある。また、海外のフリースポットでは、こうした認証手続きなしにすぐにネット接続
できることから、特に観光で来日した外国人からは不評である。

(注) 民間団体である FREESPOT 協議会の認証を受けたフリースポットは、全国に約 1 万 1000 か所あ
る。

＜主なフリースポット設置施設数＞

行政施設（国、県、市等）1,253カ所、学校施設155カ所、空港・空港ラウンジ92カ所、
駅・駅待合室75カ所、道の駅・高速SA/PA211カ所、病院115カ所、商店街169カ所、
ホテル・旅館・ロビー4,387カ所、一般店舗・コンビニエンスストア804カ所 等

（注）韓国、アメリカ、イギリスには、フリースポットが10万カ所以上ある。

② 安全・安心なまちづくりのための市街地における防災機能の向上

安全・安心なまちづくりを実現するためには、密集市街地での老朽建築物等の建て替え
や、住居地域からの工場移転を進め、避難路・避難地（公園等）を確保する必要がある。
それを促すため、容積率の特例等が認められる防災街区整備地区計画等の策定手続きを簡
素化・迅速化し、市街地の防災機能向上を図ること。【国交省／行政手続きの簡素化・迅速
化】

（注）都市計画法第8条第1項第2号の3に基づき、都市計画区域については、特例容積率適用地区
^(※1)を定めることが可能であるが、平成24年3月時点で1地区（大手町・丸の内・有楽町地区）
しか指定されていない。また、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」第
32条第1項に基づき、防災上危険性の高い密集市街地の効果的な再開発を促す制度として、市
町村が作成・決定する防災街区整備地区計画制度^(※2)が設けられているが、同制度の活用数は、
全国で5都市17地区に止まっている。現行の計画策定手順については、「防災街区整備地区計
画作成技術指針（国土交通省）」において、「区域設定、水準選択（地区の状況に応じた特定防
災機能の水準選択）、計画案の作成、計画案の評価・検証」となっている。

※1 適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の容積率の限度から
みて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地
区。（都市計画法第9条第15項）一般的に、容積率の移転は隣接する敷地間でしか認められ
ないが、特例容積率適用区域制度を活用すれば、その区域内であれば隣接していない建築敷
地の間で移転も認められる。これにより区域内での「空中権（未利用容積率の移転）」の売買
が可能となる。

※2 当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき
機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的
かつ総合的な市街地の整備が行われるように定める地区。（都市計画法第13条第15項）地区
内の公共施設等の防災機能の向上に資する再開発等について、容積率や建ぺい率等の特例措
置が適用される。

③ 立地特性を活かした流通業務団地を整備するための施設用途の拡大

流通業務団地が、その立地特性を最大限に活かして複合化・総合化（施設内で組立等の
前加工からアフターケアまで各種業務を一体的に処理）したビジネス拠点を整備できるよ
う流通業務地区の用途規制を緩和し、流通業務団地内にショールームやITデータセン
ター、組立加工施設等を設置できるようにすること。【国交省／要件の見直し】

（注）流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項により、流通業務地区は次の施設以外を建設
できない。

- 一 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設
- 二 卸売市場
- 三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場
- 四 上屋又は荷さばき場
- 五 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗
- 六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所
- 七 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場
- 八 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場
- 九 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫
- 十 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場
- 十一 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

（注）また、流通業務市街地の整備に関する法律施行令第3条で、簡易な加工の事業については、次に掲げるものと定めている。

- 一 板ガラス又はカーテン、床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業
- 二 家具、建具又は自転車の部品を組み立てることによりこれらを製品又は半製品とする事業
- 三 包装又はこん包の事業
- 四 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける事業

（注）流通業務団地は、平成25年3月末現在、全国で27地区が稼働している。

④ 物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し

中心市街地ではトラックの積み降ろし場所を確保することが難しい中で、ドライバーが放置駐車違反の取締まりを受けることが多く、頻繁に違反した場合は企業が車両の使用制限の処分を受けるなど、物流業の事業継続に支障をきたすおそれがあるため、荷さばき車両に配慮した駐車規制に見直すこと。【警察庁／基準・要件の見直し】

（注）道路交通法第45条第2項により、貨物の積み降ろしを行う場合で運転者がその車両を離れないときや、運転者がその車両を離れても直ちに運転に戻ることができる状態にあるときは駐車禁止の例外となるが、運転者1名で貨物の積み降ろしをする際に違法駐車となるケースがある。また、2004年の同法改正によって、車両の使用者義務が強化され、放置違反車両の運転者が特定できない場合には、車両の使用者に対して支払が命ぜられるようになった。

※放置駐車とは、違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。

※過去6ヵ月以内に納付命令を3回受けている車両は、普通車で2ヵ月内、大型車・中型車で3ヵ月の範囲内で車両への使用制限が課される。

(注) 営業用トラックの保有台数は約 110 万台（平成 22 年、全日本トラック協会資料）

⑤ 地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中で、その機能を最大限に発揮するため、地域の実情に応じて自由な組織編成と活動を可能にする必要があることから、商工会議所法を以下のとおり見直すこと。【経産省／行政手続きの簡素化／基準の見直し】

○商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）を認可制から届出制に緩和すること。

○各地商工会議所および日本商工会議所の役員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。

○各地商工会議所の議員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。

(注) 商工会議所法において関係する主な条文を抜粋。認可事項については、政令で都道府県等に委任されているものもある。

第 32 条：商工会議所に、会頭 1 人、副会頭 4 人以内及び専務理事 1 人を置く。

第 42 条：議員の定数は、30 人以上 150 人以内において定款で定める。

第 46 条：会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

第 69 条：日本商工会議所に、会頭 1 人、副会頭 5 人以内、専務理事 1 人、常務理事 1 人及び理事 4 人以内を置く。

2. 中小企業の成長の促進

(1) 中小企業の創業・起業・ベンチャーの支援

① 店舗がなくても開業を可能とする理容師法、美容師法の店舗規制の見直し

理容師、美容師の資格を持った若年者の就業を促進するとともに、外出ができない高齢者等の散髪や美容のニーズに対応するため、店舗がなければ開業が認められない理容師法、美容師法の店舗規制を見直し、全国どの地域でも、店舗がなくても出張で施術する新しい営業形態を認めること。【厚労省／要件の見直し】

(注) 理容師、美容師は、理容師法第 6 条の 2 および美容師法第 7 条により、保健所の確認を受けて設置した理容所、美容所でなければ施術することができないが、高齢者など身体的理由で移動が困難であるなど、各都道府県の条例で定めがある場合は、例外として出張業務が認められている。

(注) 全国の有資格者数：理容師 596,333 人、美容師 1,219,865 人（平成 24 年度現在、(公財) 理容師美容師試験研修センター調べ)

② 地下海水と真水（井戸水）の規制の分離

沿岸部で地下海水を利用した新しいビジネスモデルである魚介類の陸上養殖プロジェクトを行いたい、真水（井戸水）の枯渇などを防止する地下水条例の適用を受け、十分な海水の取水ができない。

そもそも枯渇の恐れがない地下海水については、真水（井戸水）と規制を分離すること。

【環境省／規制・制度の見直し】

（注）市町村で制定している地下水採取規制に関する条例等（市町村が未制定の場合は都道府県の条例等が適用される）により、地盤沈下防止や地下水保全、水道水源保全を主目的に、採取する地下水の量や揚水設備の揚水機の吐出口の断面積などの基準が定められている。

（注）平成 23 年 3 月時点で、全国 32 都道府県、385 市町村において地下水取水条例が制定されている（国土交通省水資源部調べ）。

③ 消防ホース結合差込金具の規格の統一

消防用ホースに使う差込金具の規格が統一されていないことから、現在は各方式に対応させた消防機器（取水装置）を開発・製造しなければならず、ベンチャー企業にとっては負担も大きい。将来的には差込金具の仕様を統一すること。【総務省／基準の見直し】

（注）消防車とホースの結合金具については、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令により、「ネジ式」と「差込式」を規定している。消火活動の迅速化・円滑化のため、全国の消防本部のほとんどで差込式を使用しているが、東京消防庁など 5 消防本部でネジ式を採用している。

（注）消防組織法第 45 条の規定に基づき作成される「緊急消防支援隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」で、消防用ホースは口径 65 ミリのものを積載することが規定されているので、あとは結合方式が統一されれば、全ての消防車において同一の消防機器（取水装置）を使用できるようになる。

(2) 海外展開と国際競争力の強化

① 特許審査の迅速化とスーパー早期審査の対象拡大

わが国企業が海外企業とのグローバル競争を勝ち抜くため、特許審査の迅速化を図るとともに、特に海外展開を図る可能性がある中小企業の出願にも幅広く「スーパー早期審査」を認めること。【特許庁／行政手続きの迅速化／要件の見直し】

（注）特許審査には、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う「早期審査」と「スーパー早期審査」がある。なお、早期審査、スーパー早期審査にすることで特別に発生する手数料はない。

（注）早期審査・スーパー早期審査の対象・要件、審査順番待ち期間（審査請求から一次審査までの平均期間）

	対象・要件	審査順番待ち 期間（2010 年）
早期審査	実施関連出願／外国関連出願／中小企業・個人・大学・公的研究機関等の出願／グリーン関連出願／震災復興支援関連出願	1.7 ヵ月
スーパー早期審査	早期審査の対象となる出願のうち「実施関連出願かつ外国関連出願であること」	25 日
通常審査	—	28.7 ヵ月

（注）スーパー早期審査・早期審査申請件数

	2009 年	2010 年	2011 年
スーパー早期審査	310	395	361
早期審査	9,777	11,042	12,157
審査請求件数(総数)	254,368	255,192	253,754

※出典：特許庁ホームページ、特許行政年次報告書 2012 年版（特許庁）

② 外国人を雇用するための在留資格変更許可審査の迅速化

中小企業が国際展開するため、グローバル人材として採用した外国人留学生が、在留資格の変更手続きに時間を要し、予定の入社日に間に合わないなど支障が生じるケースがあるため、審査の迅速化を図ること。【法務省／要件の見直し】

（注）留学生が日本の企業に就職し、在留資格を「留学」から就労が可能な「人文知識・国際業務」などに変更する場合、申請日から何日で許可するといった明確な規定はない。例えば、就職先が中小企業の場合には、3 週間程度かかっており、特に申請が混み合う 3 月～5 月の繁忙期には、それ以上の時間を要するため、4 月 1 日の入社に間に合わないケースがある。

（注）平成 23 年に外国人留学生が日本の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請を行った数は 9,143 人（前年比 676 人増）、うち許可数は 8,586 人（前年比 755 人増）で、いずれも前年と比べて増加した。許可率は 93.9%で前年と比べてほぼ横ばい。

③ 製品の不具合などで同じ輸入元に輸出する際の許可申請手続きの免除

海外から輸入した高性能な工作機械製品等に不具合があり、修理するため同じ輸入元に輸出する場合、大量破壊兵器開発国への高度な機械・技術の流出に該当しないようなケースについては、企業の許可申請手続きにかかる負担を軽減し迅速に修理するため、許可申請手続きを免除すること。【経産省／行政手続きの簡素化】

（注）日本では、高性能な工作機械や生物兵器の原料となる細菌など、軍事的に転用されるおそれのある物が、テロリスト集団等に渡らないよう安全保障貿易管理を行っている。日本では外為法第 25 条第 1 項により、リスト規制（兵器やその開発に利用可能な高性能汎用品など 15 項目）や、キャッチオール規制（リスト規制には該当しないが兵器開発の懸念がある場合）に該当する輸出には、事前に経産大臣の許可が必要となる。規制に該当する物や技術を輸出又は提供するには、必要な書類を用意し、経産省に許可申請手続きを行う。

(3) 経営力の強化

① 地域特産品を原料とする焼酎の製造を可能とするための酒造免許制度の見直し

山菜の一種である「うこぎ」^(注1)など地域特産品を使い、少量・多品種の商品を生産する地域密着型の酒造メーカーのビジネスモデルを全国各地で取り組むため、特区として対応するのではなく全国区で行えるよう、焼酎製造免許^(注2)の対象となる原料^(注3)や製造量^(注4)などの制限を大幅に緩和すること。【国税庁／基準の見直し】

(注1) ウコギ科の植物で、米沢地方では古くから食用を兼ねた垣根として利用されている。

(注2) 酒類（焼酎）の製造免許を受けるためには、免許を付与された後1年間の製造見込み数量が酒税法第7条第2項に規定される最低製造数量を満たしているほか、申請者が酒税法第10条各号の免許の要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件及び製造技術・設備要件）を満たす必要がある。

- ・平成23年度 焼酎製造免許場数 : 985 場
- ・ " 製造場数 : 409 場（資料：国税庁）

(注3) 穀類、いも類、又はこれらのこうじ及び水を原料として発酵させたものを単式蒸留焼酎（焼酎乙類）という。

(注4) 1年間の製造見込み数量 10 kℓ以上。

(4) 雇用の拡大

① 高校新卒者の就労促進のための運転免許制度の見直し

若年者雇用を拡大するため、高校新卒者が運送会社等ですぐに就業できるよう、運転免許制度を以下のとおり見直すこと。【警察庁／要件の見直し】

○タクシー等を運転できるよう、普通第二種運転免許取得の年齢制限（21歳以上、運転経歴3年以上）引き下げること。

○保冷車など2 t 積載トラックであっても、保冷装置を装備すると総重量が5 t を超えてしまい中型免許が必要となるケースが多いため、中型免許取得の年齢要件等（20歳以上、運転経歴2年以上）の引き下げ、もしくは普通自動車運転免許で運転可能な車両総重量の上限を「6.5 t 未満」に見直すこと。

(注) 普通自動車運転免許における車両総重量は現在5 t 未満である。

保冷車などは保冷装置を装備すると総重量が5 t を超え中型車に該当するケースが多くなっている。

(注) (公財) 全日本トラック協会のデータによると、「積載量2 t クラス」の車両であっても、ハイブリッド仕様やCNG（天然ガス）仕様、また保冷装置等を装備することにより、総重量5 t 超の車両が増加してきている。同協会が（一財）自動車検査登録情報協会の保有台数統計（平成22年3月現在）をもとに作成した資料によると、「積載量2 t クラス」の営業用車両のうち、5～6.5 t が全体の約55%を占めている（5 t 未満が約43%、6.5 トン超が約2%）。

(注) 厚生労働省 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

【高校新卒者の就職状況】（産業別統計から運輸業を抜粋）

	就業者数（人）	運輸業就業者数（人）	構成比（％）
H17 年度	171,493	8,049	4.7
H18 年度	176,300	8,779	5.0
H19 年度	181,128	9,390	5.2
H20 年度	180,340	9,597	5.3
H21 年度	171,823	8,986	5.2
H22 年度	146,328	7,314	5.0
H23 年度	151,914	7,920	5.2
H24 年度	156,681	8,048	5.1

※統計表では、H22 年度以降は運輸業に郵便業が加えた就業者数となっている。

3. 行政・財政運営の効率化

(1) 行財政改革・補助金・委託費等

① 国・自治体の予算執行効率化のための発生主義・複式簿記による会計制度の早期整備

○真の収入・コストおよび真のストック情報を把握し、貸借対照表で資産と債務のバランスを保ちながら経営し、予算執行の効率化を図るため、国および地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度を早期に整備すること。

○補助金をはじめとする予算の効率的な執行のため、単年度主義を改め、必要に応じて複数年にわたり柔軟に使用できる会計制度とすること。【財務省、総務省／制度の見直し】

(注) 発生主義：現金の収支とは無関係に、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金として記帳する方式のこと。

(注) 発生主義・複式簿記の採用により、①正確な行政コストの把握、②資産・負債を合わせた総括的把握、③複数会計の連結ベースでの財務状況の把握が可能となり、行政評価および財政上の意思決定に役立つ財務書類（貸借対照表、業務費用計算書等）の作成が可能となる。ただし、貸借対照表に計上する資産には、道路、堤防等の公共用財産や独立行政法人等への出資金等の政策目的で保有している資産など、売却処分・現金化することが基本的に予定されていないものが相当程度含まれることに留意が必要である。

(注) 財政制度等審議会「公会計に関する基本的考え方」（平成 15 年 9 月 30 日）で、国に発生主義・複式簿記を採用する企業会計の考え方を導入する財務書類作成の提言がなされたことを受け、財務省では平成 15 年度決算分から、国全体の資産や負債などのストックの状況や費用・財源などのフローの状況といった財務状況を「国の財務書類」「省庁別財務書類」として作成・公表している。

しかし、財務データが政策単位で開示されておらず活用しにくいといった指摘や、財務状況がリアルタイムで把握されていないことから、財務書類の公表まで約 1 年 2～3 ヶ月と長期間を要するなど従来の歳入歳出決算と同時に財務諸表が作成されていないといった指摘がなされている（平成 18 年 6 月 14 日財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りま

とめ〜」)。

(注) 諸外国では、イギリス、アメリカ、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ等で発生主義会計を導入している。国内の事例では、東京都が平成 18 年度から従来の現金主義・単式簿記会計に、発生主義・複式簿記の考え方を加えた公会計制度を導入している。また静岡県浜松市では、市民一人当たりの資産・負債、行政コスト、連結バランスシートを経年比較で分析・公表している。和歌山県橋本市でも平成 21 年度からに公社、第三セクターを含めた連結ベースでの財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を公表している。

(注) 予算の単年度主義とは、国会における予算の議決は毎会計年度行うという原則のこと。

② 補助金・委託費の複数年化等の制度および運用の見直し

補助金・委託費の効果を最大限に引き出すため、複数年化、申請書類等の簡素化、手続きの迅速化等を図ること。

また、補助金・委託費を活用して事業を行う者が、不足する資金を金融機関から借りやすくするため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）で禁止されている補助金で取得した施設の担保規制を解除すること。【財務省／規制・制度の見直し】

(注) 補助金適正化法第 22 条「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産[※]を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」

※○不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋、浮ドック、およびその従物

○機械及び重要な器具で各省各庁の長が定めるもの

○その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

③ デフレを助長する競り下げ方式の廃止

一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」を政府は平成 23 年度に試行的に導入したが、この公共調達制度はデフレを助長するとともに、中小企業を低価格競争に巻き込むことにもなり、不当なダンピングによる弊害をもたらすおそれがあるため、試行を通じて検証した結果、中小企業の受注機会や事業活動に悪影響を与える場合には廃止すること。【内閣府／制度の見直し】

(注) 競り下げ方式とは一定時間内に複数の取引先に繰り返し最安値を競わせる仕組みのこと。政府の行政刷新会議において、「公共調達改革プログラム」に基づき、平成 23 年度に 95 件の「競り下げ試行」を実施した。

(注) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（第 3 条）で、国等における物件の買入等の契約締結について「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」と規定されている。

以 上

＜提出先＞

規制改革会議、経済財政諮問会議、産業競争力会議

＜実現状況＞

I. 政府（規制改革会議等）における検討分野について

1. 健康・医療

- 医療機器と医薬品の規制を分離し、医療機器の審査を迅速化するための薬事法改正の確実な実施、ならびに医療機器製造業を許可制から登録制に改めるなど中小企業の医療機器分野への参入促進
 - ・薬事法が改正され、平成 25 年 11 月 27 日に公布された（公布後 1 年以内に施行予定）。
- 健康食品における効果・効能の商品や包装への表示の容認
 - ・消費者庁が平成 25 年 12 月 17 日に食品の新たな機能性表示制度に関する検討会を設置し、同検討会では平成 26 年夏を目処に報告書を取りまとめることになった。
- 保育事業への株式会社等の参入促進
 - ・厚労省から平成 25 年 5 月、公平な認可制度の運用がなされるよう都道府県、指定都市、中核市宛てに通知（「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」）が発出された。また、規制改革会議が、介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立に関する論点整理を、平成 25 年 12 月 20 日に公表した。
- 待機児童問題解消のための保育所設置基準や保育士等の配置基準の見直し
 - ・厚労省が保育室などを 4 階以上に設置する場合の避難用階段等の設置基準見直しを決定し、平成 26 年 4 月 30 日に児童福祉施設の施設及び運営に関する基準（厚労省令）が改正された。
- 患者への新薬提供の早期化（医薬品のドラッグ・ラグ解消）を図るため、現在、唯一設置されている独立行政法人（PMDA）以外の民間審査機関の設置
 - ・関西にも拠点が設置され（PMDA 関西支部が平成 25 年 10 月 1 日に開設）、職員が増員された（平成 21 年 4 月：521 人 ⇒ 平成 25 年 4 月：708 人）。
- 医療サービス向上のための医療法人による広告の自由化
 - ・規制改革会議で今後検討される可能性があるとの連絡を受け、第 2 弾の意見書（平成 26 年 5 月 9 日）で改めて要望を提出し、検討開始の後押しを図った。
- 介護労働者の作業を代替する介護補助機器等の市場創出
 - ・経産省がロボット介護機器開発・導入促進事業として平成 26 年度予算化し、介助者のパワーアシストを行う装着型機器ロボットなどを開発する企業・大学等を支援するとともに、実用化のための実証環境が整備された。
- 介護分野における深刻な人材不足状態を解消するための看護師試験、介護福祉士試験における条件付き母国語等での受験容認など外国人合格率の向上対策
 - ・「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日、産業競争力会議決定）で、外国人技能実習制度に介護等の分野追加が検討されることになり、平成 26 年の年央までに方向性が示されることになった。

2. エネルギー・環境

- 石炭火力発電所早期建設のための環境アセスメント手続期間の短縮など審査基準の合理化・明確化
 - ・環境アセスメント手続期間について、3年程度から1年強程度への期間短縮を着実に進めることになった。
- 太陽光など発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託を可能にする発電出力の承認範囲の緩和
 - ・太陽光、風力、水力、火力発電所において、電気主任技術者を配置する代わりに電気保安協会等へ電気設備の保安管理を外部委託できる対象が、発電出力「1千kw未満まで」から「2千kw未満まで」に拡大された。
- 国際先端テストを活用した水素スタンドや充電スタンド設置にかかる保安規制・設置規制の早期見直し
 - ・規制改革会議のワーキング・グループで再検討するため、内閣府規制改革推進室（事務局）で論点を整理することになった。
- 国際先端テストを活用したPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し
 - ・規制改革会議の創業・IT等ワーキング・グループで、微量PCB処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入が議論された（平成26年3月31日）。

3. 雇 用

- 解雇が無効であった場合の救済措置の多様化の一つとして、労働者が職場復帰を希望しない場合における金銭支払による労働契約終了の仕組みの整備
 - ・国家戦略特区法に基づき、解雇の裁判例等を分析・類型化した「雇用ガイドライン」が平成26年4月1日に策定・公表された。また、産業競争力会議で民間議員が、解雇無効の場合の救済措置の多様化の必要性を提起した（平成26年4月22日）。
- 同一派遣先への派遣期間の制限（原則1年、最長3年）、および日雇派遣禁止等の見直し
 - ・第186回国会（常会）で専門26業務の廃止や派遣期間制限の緩和等を内容とする労働者派遣法改正案が審議された。また日雇派遣の見直しについては、労政審の受給制度部会で検討された。
- 国際先端テストを活用した中途採用市場の活性化のための有料職業紹介事業における対象業種や年収要件の緩和
 - ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、規制改革会議の雇用ワーキング・グループで、有料職業紹介事業の法的あり方や枠組みそのものからの見直し議論が行われており、平成26年度の早期に結論を得ることとなった。
- ハローワークが保有する有益なデータの活用による求人・求職の実施など民間企業との一体的な人材マッチングの取組みの実施
 - ・平成26年9月から、民間事業者等に対し、ハローワークの求人情報の提供を開始されることとなった（予定）。また求職者情報の提供については、平成26年夏までに検討結果を取りまとめ、必要に応じ平成27年度の概算要求に反映される見込みとなった。
- 通算契約期間5年超の有期契約労働者の雇用継続を可能とするための一定の金銭補償等による無期転換申込権を発生させないルール等の導入
 - ・有期雇用の特例として、高度専門労働者及び高齢者について、通算契約期間のあり方等を緩和（延長、

除外)する専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案が第186回国会(常会)で審議された。

- 高度外国人材受け入れ拡大のための高度外国人材ポイント制における年収要件など基準の緩和と優遇措置の拡充
 - ・「高度人材ポイント制」の見直しを措置する改正法務省告示(平成25年12月24日)で、高度人材ポイント制の年収要件が緩和(高度学術研究活動の最低年収基準を撤廃。高度専門・技術活動、高度経営・管理活動では全年齢区分を無くし最低年収基準300万円以上に引き下げ)されるとともに、親や家事使用人帯同要件緩和等の優遇措置が拡充された。

4. 創業、その他経済再生に資するもの

- 地域ブランドづくり促進のため、事業協同組合に限定されている地域団体商標の出願人への商工会議所等の追加
 - ・商標法が改正され、平成26年5月14日に公布された(3ヵ月以内に施行予定)。商工会議所が商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加された。
- 免税対象品目を人気の高い化粧品や地域の魅力を伝える特産品(日本酒等)などへの拡充、および諸外国と同様に出国時の書類等確認後に消費税相当額を一括で受け取れるシステムに変更する免税制度への見直し
 - ・平成26年10月1日以降、すべての品目が免税対象になり、また購入記録票等の様式の弾力化及び手続きが簡素化されることになった。
- 訪日外国人観光客拡大のためのビザ発給要件の緩和と出入国手続きの迅速化
 - ・平成25年7月に、タイ、マレーシアのビザが免除され、インドネシアの数次ビザ滞在期間が延長された。また、ベトナム、フィリピンの数次ビザ発給が措置された。平成25年11月にはラオス・カンボジアの数次ビザが、平成26年1月にはミャンマーの数次ビザ発給が措置された。
- 国際先端テストを活用した化学系ベンチャーの事業化の障害となる危険物取扱い規制の緩和
 - ・国際先端テストの対象項目となるか、内閣府規制改革推進室(事務局)で論点を整理することになった。

II. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野について (商工会議所オリジナルの意見)

1. 地域の再生・活性化を後押し

(1) 商店街の魅力向上と中心市街地の賑わい回復

- 歩行者天国など地域活性化イベントで道路を使用する際の許可基準の明確化
 - ・中心市街地活性化基本計画に基づく施設等の設置に対する道路占用許可の特例措置を盛り込んだ改正中心市街地活性化法が、平成26年4月25日に公布された。

(2) 売上拡大と地域経済循環の回復

- プレミアム(付き)商品券発行拡大のための資金決済法に基づく保証金供託制度の見直し
 - ・企業実証特例制度による規制緩和措置が実現した。
- 観光地において適切な範囲内で客の接待をする料理店等に対する風営法の終業時刻の繰り下げ
 - ・規制改革会議が、ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見を公表し(平成26年5月12日)、

風営法の終業時刻を繰り下げ、ナイトクラブ等における深夜営業を可能とするよう提言した。

(3) 観光の振興

- 観光客の回遊性向上等のため、安全性が確保された低速の乗合小型車両（電動カート等）を法令上の小型特殊車両として位置づける保安基準等の見直し
 - ・ 国交省が超小型モビリティ認定制度を創設した（定員 2 人以下に限定）。
- 商工会議所等が“手づくり観光”を通じたまちおこしを行うため、旅行業登録の際に必要な営業保証金の免除
 - ・ 手づくり観光ができるよう隣接市町村限定で旅行業を営める「地域限定旅行業」が新たに創設され、その際の営業保証金が大幅に引き下げられた（供託する営業保証金を 300 万円から 100 万円に引き下げ）。

(4) 強い農林水産業づくり

- 耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の住民説明会開催や農業委員会の了承等煩雑な手続きの簡略化
 - ・ 農地権利移動の申請を受けたうえで、地元自治体が計画を作成すれば農業委員会の許可が不要となった。

(5) 地域の成長を支える基盤づくり

- 行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできる Wi-Fi 環境の整備
 - ・ 訪日外国人が駅や観光地など全国どこでも無線 LAN を使える無料の共通 ID を空港などで配布できるよう、総務省が平成 27 年度予算でシステム開発や実証実験の費用を要求予定。実証実験の検証結果を踏まえ、総務省・観光庁・通信キャリアなどが協議会をつくりサービス開始を検討することになった。
- 市街地における防災機能向上による安全・安心なまちづくり実現のための老朽建築物等建て替えを促すための防災街区整備手続きの簡素化・迅速化
 - ・ 国家戦略特区で都心居住を加速化するための容積率の最高限度や用途地域制限の緩和等が認められた。
- ビジネス拠点の整備を図るため流通業務団地内にショールームや組立加工施設等を整備するための用途規制の緩和
 - ・ 国交省等から一部流通業務団地について運用で緩和可能との書面回答があった。
- 物流業の実態に合わせ、荷さばき車両に配慮した駐車規制（放置駐車違反取締り）の見直し
 - ・ 現行制度内で優先パーキング等の設置や、駐車規制見直しを継続実施するとの回答が警察庁からあった。
- 商工会議所法の認可事項にかかる手続きの緩和、および地域の実情に応じた役員・議員定数基準の自由度拡大
 - ・ 定款変更の認可（目的、名称、地区の事項に係るものを除く）については届出制に変更した上で都道府県、指定都市に移譲する第 4 次地方分権一括法案（商工会議所法改正案）が第 186 回国会（常会）で審議され平成 26 年 5 月 28 日に成立した。

2. 中小企業の成長の促進

- 特許審査の迅速化、および海外展開を図る可能性のある中小企業に対するスーパー早期審査の適用拡大
 - ・ 通常審査における審査順番待ち期間が 28.7 ヶ月（平成 22 年末）から 11 ヶ月以内に短縮された（平成

25 年度末)。また、今後 10 年以内（平成 35 年度末まで）に特許の権利化までの期間を 14 ヶ月以内（平成 24 年平均の半減）とする目標が設定された。

- 高性能な工作機械製品等の不具合などで同じ輸入元に輸出する場合における許可申請手続きの免除
- ・個別許可申請が不要な特別一般包括許可を適用し、「予期せぬ返送のための輸出」の該当範囲の明確化を、経産省のホームページの Q&A 集に掲載する予定になった。
- 高校新卒者就労促進のための普通第二種運転免許と中型免許取得の年齢要件や運転経歴の緩和等
- ・警察庁が平成 25 年 9 月に免許制度見直しに向けた有識者検討会（貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会）を設置し、18 歳で運転可能な新たな貨物自動車等（車両総重量 3.5～7.5 トン）の基礎的な免許を創設する方向で、平成 26 年 6 月に素案が示される見込みとなった。

3. 行政・財政運営の効率化

- 国・自治体における予算執行効率化のための発生主義・複式簿記による会計制度の早期整備
- ・財務省の財政制度等審議会財政制度等分科会（当所推薦の委員がメンバー就任）の報告書（平成 26 年 5 月 30 日）に、「（地方財政計画の適正化には）地方公共団体による単独事業の決算開示や貸借対照表などの発生主義・複式簿記による財務書類を充実させていくことも重要」と明記された。また総務省が、地方自治体における発生主義・複式簿記による帳簿類導入と固定資産台帳整備のための統一基準を策定し、各自治体に通知を発出（平成 26 年 5 月 23 日）。おって平成 27 年 1 月頃までに、総務省から各自治体宛てに統一基準による財務書類等の作成を要請する見込み。
- 補助金・委託費執行の複数年化、申請書類等の簡素化、手続きの迅速化、また補助金適正化法で禁止されている補助金で取得した施設の担保規制の解除
- ・財務省から、現行の補助金・委託費等の繰越制度を利用することで可能であり、平成 22 年 1 月に手続きの簡素化・迅速化が図られているとの回答があった。あわせて補助金等の交付目的に反して担保に供する場合でも所管省庁の承認があれば可能との回答があった。
- デフレを助長し中小企業を低価格競争に巻き込むおそれのある競り下げ方式の廃止
- ・行政改革推進本部が平成 25 年 5 月に公表した「競り下げ試行の検証結果」で、「各府省庁で個別案件ごとに実施の適否を判断することが適当」とされた（更なる見直しを求め、第 2 弾の意見書（平成 26 年 5 月 9 日）で改めて要望を提出した）。

「まちづくりに関する意見」
～コンパクトシティの実現と地域商業の再生との融合によるまちづくりの推進を～

平成 25 年 5 月 21 日

日本商工会議所

基本的考え方

＜依然としてまちは衰退している＞

まちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法）は、1998 年に、大店法（大規模小売店舗法）が担っていた大型店（※）の出店調整にとどまらず総合的観点からまちづくりを行うことを目的として制定された。

その後、シャッター商店街の増加などによる中心市街地の疲弊や、集客施設・公共公益施設等の都市機能の拡散が深刻化する中で、住民や商業者など地域の多様な関係者が参画する中心市街地の活性化の必要性が指摘され、2006 年に三法の改正が行われた。この法改正は、コンパクトで暮らしやすく賑わいあふれるまちづくりの実現を目指し、中心市街地への都市機能の集約とその無秩序な拡散の防止を柱とするものであった。

三法改正から 5 年以上を経て、観光振興と一体となったまちづくりや土地・店舗の所有と利用の分離などの新しい手法によるまちづくりが進展した地域もある。その一方で、大半の地域では、中心市街地の停滞や都市機能の拡散、商店街等の地域商業の低迷等が続いており、依然まちは衰退していると言わざるを得ない。

※店舗面積が 1,000 ㎡を超える小売店舗（大規模小売店舗立地法第 2 条 2 項・第 3 条 1 項、同施行令第 2 条）

＜早急に、まちづくり三法を見直し、中心市街地の活性化を＞

現在、まちづくりについては、「地域での理念の共有不足」「民の主体的取組の不足」「商店街の活性化だけで中心市街地を再生することの難しさ」等の問題が指摘されており、これら諸課題を解決しコンパクトで賑わいあふれるまちづくりを実現していかなければならない。

そのためには、改めて人口減少・高齢化社会におけるコンパクトなまちづくりの重要性について官民で共通認識を持つとともに、早急に、現行三法を見直し、地域の総意や特性に基づく取り組みを促す仕組みを確立し、商店街や大型店等のさまざまな商業・集客施設、公共交通等の整備を促進することにより、各地の中心市街地の再生を加速化させることが求められる。同時に、こうした取り組みの前提となる中心市街地の土地・建物等の有効活用を促進することが不可欠である。

＜これからの 10 年がまちづくりの最後のチャンス＞

まちづくりには長い時間を要する。2025 年には高齢化率が約 30%に、人口は 1 億 1 千万人台となることが予測される中、これからの 10 年が、コンパクトなまちづくりの実現と地域商業の再生を軸とした持続可能なまちづくりを進める最後のチャンスである。中心市街地の再生を加速化させ、それを梃子として地域全体の活性化に繋げていく必要がある。

我々の基本的考え方は以上のとおりである。以下の各章において日本商工会議所としてまちづくりに関する現状の認識、問題点の把握を行ったうえで、まちづくり活性化の視点および取り組むべき具体的な方策を提示したい。

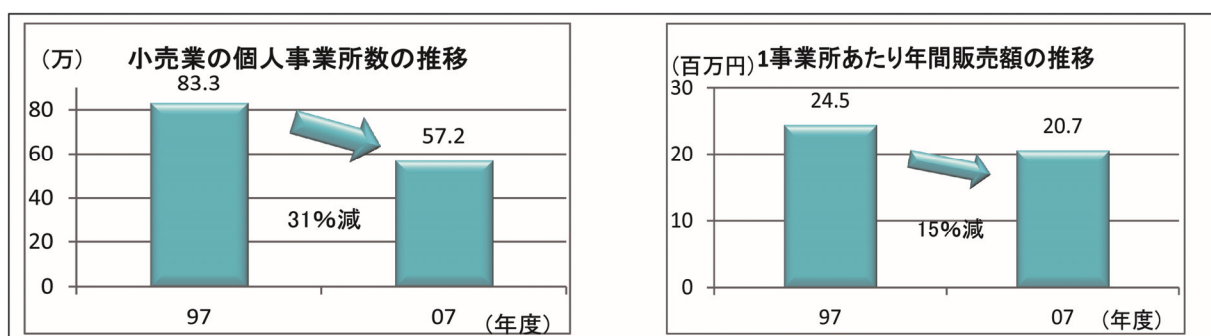
第Ⅰ章 まちはどのような状況にあり、どのような問題を抱えているのか

1. 地域商業と賑わい創出の核である商店街の疲弊と百貨店等の消失

(1) 消えゆく中小商店・商店街

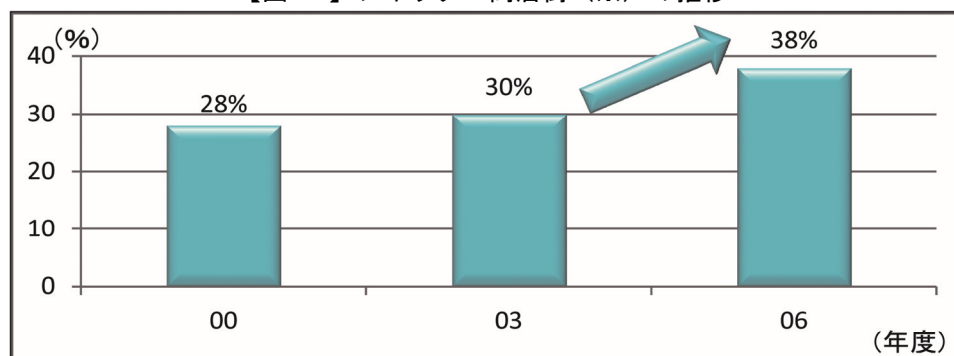
- 地域の中小商店や商店街は、その数も事業活動もここ10年間で急速に減退しており、シャッター商店街は全国で約4割にものぼっている。【図－1、2参照】
- 商店街の疲弊により、祭りなどによって生み出されていた賑わいや防災・防犯対策によって維持されていた生活環境が失われ、人々が交流し暮らす場となっていた商店街が、老朽化したアーケードや空き店舗の放置などにより防犯上危険な地区として認識され、住民から避けられるような事態に陥っている地域もある。

【図－1】小売業の個人事業所数、1事業所あたり年間販売額の推移



出典：経済産業省「商業統計調査」を事務局加工

【図－2】シャッター商店街（※）の推移



※「商店街実態調査報告書」（中小企業庁委託事業）で、空き店舗率が10%超の商店街をシャッター商店街と定義 出典：中小企業庁 資料

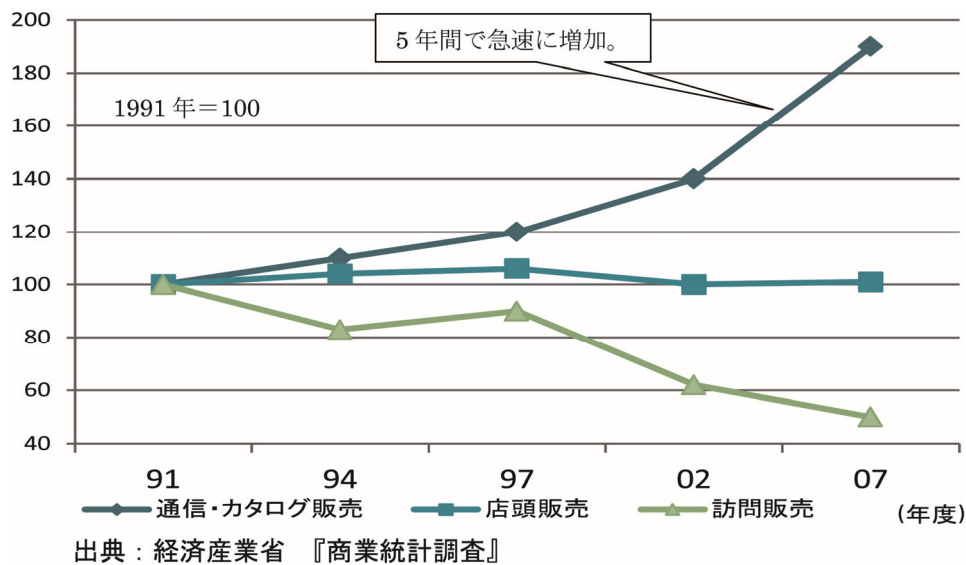
(2) 多くの中小商店・商店街は、販売形態の多様化や高齢化に未対応

- インターネットの普及に伴い、ネットショッピングをはじめとする通信販売の年間商品販売額は直近5年間で4割近く増加している。購入先に占める割合もコンビニエンスストアを上回っており、通

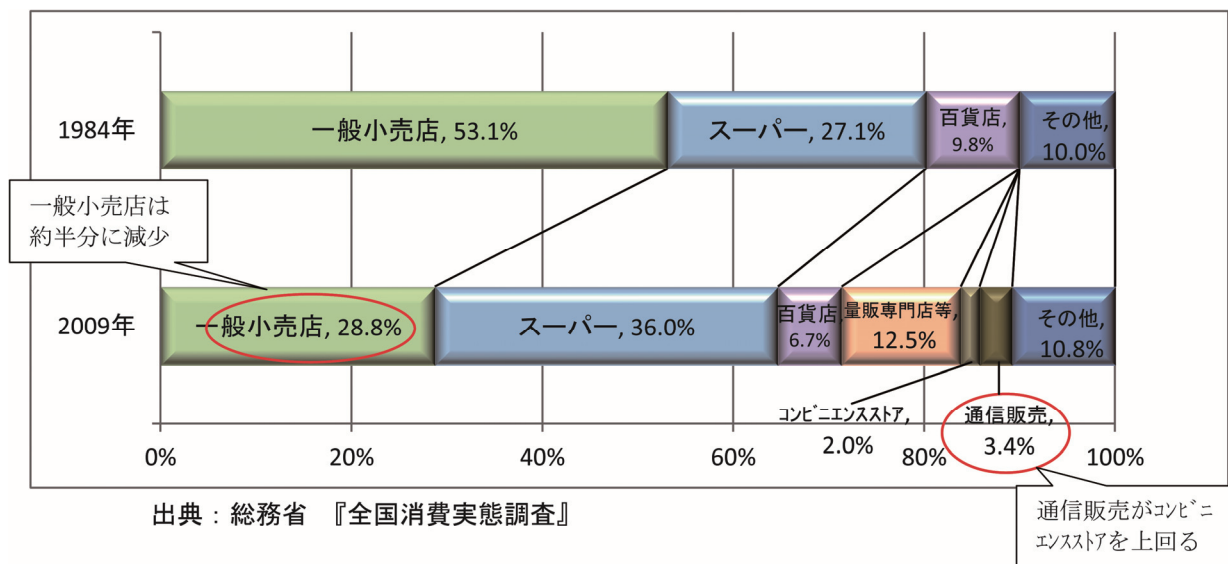
信販売は購買手段の一つとして消費者に定着している。【図－3、4 参照】

- 店頭販売を主とする中小商店・商店街は、通信販売や宅配のニーズに十分に対応できていない。【図－5 参照】

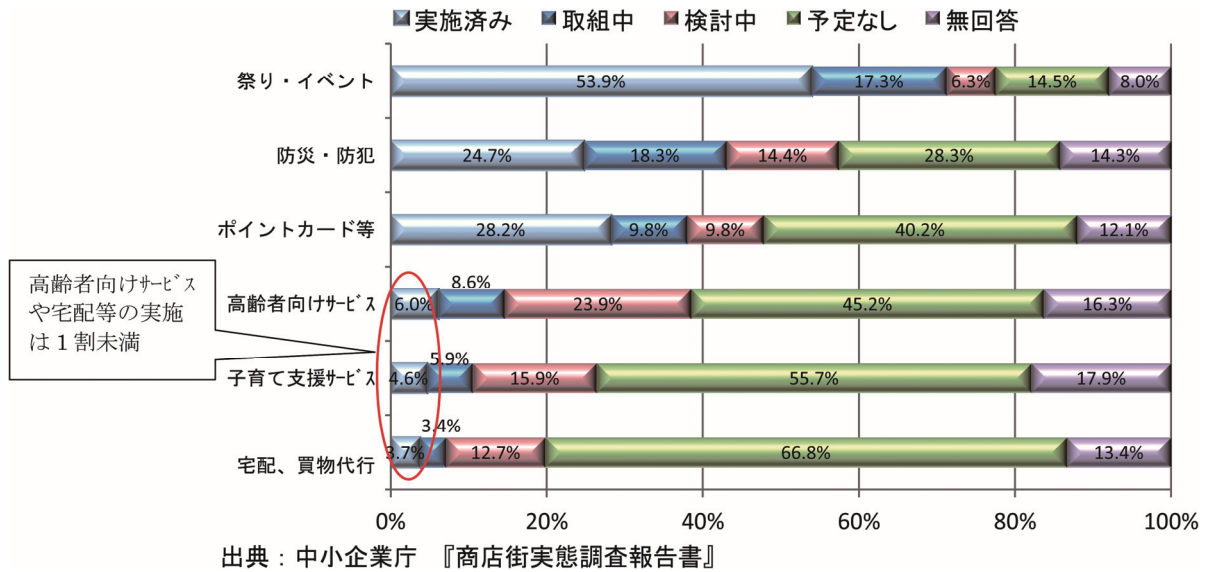
【図－3】 販売形態別の年間商品販売額の推移（指数）



【図－4】 消費支出に占める購入先別割合（二人以上の世帯）の推移



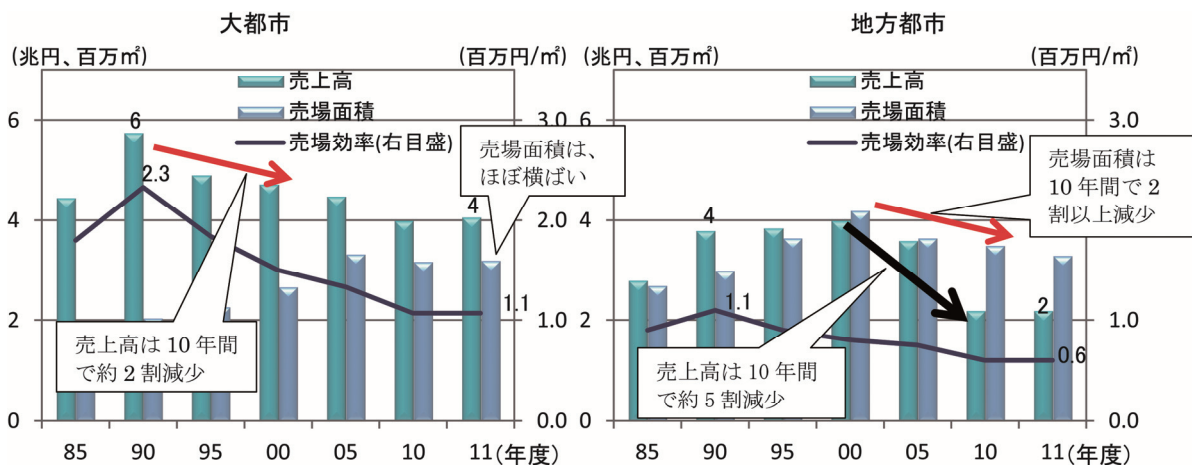
【図－5】商店街が実施しているソフト事業



（３）まちなかの百貨店等の撤退

- 地方都市において強力な誘客力を持ち、賑わいをもたらしてきた百貨店は、消費者ニーズや消費行動の変化などに伴い、ここ 10 年間で売上高が大都市では約 2 割、地方では約 5 割も減少している。また、売場面積も、地方では 2 割以上減少するなど、撤退が相次いでいる状況がうかがえる。【図－6、7 参照】
- 中核的な商業機能を果たし、商店街とともに地域商業を支え、まちの賑わい創出の担い手であった百貨店や地元スーパーの撤退は、市街地に広大な跡地を残し、まちの再生に深刻な影響を与えている。

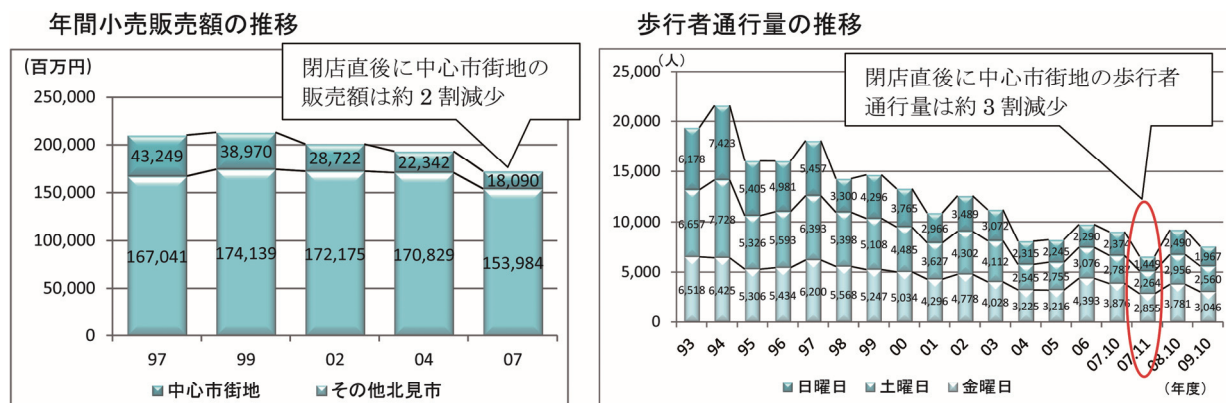
【図－6】大都市（※1）と地方都市における百貨店（※2）の売上高、売場面積、売場効率の推移



※1 札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡

※2 日本百貨店協会の加盟社（86 社、243 店舗） 出典：日本政策投資銀行

【図－７】百貨店閉店による中心市街地の年間小売販売額、歩行者通行量への影響
（北見市における「きたみ東急百貨店」の閉店（平成 19 年 10 月）による影響）

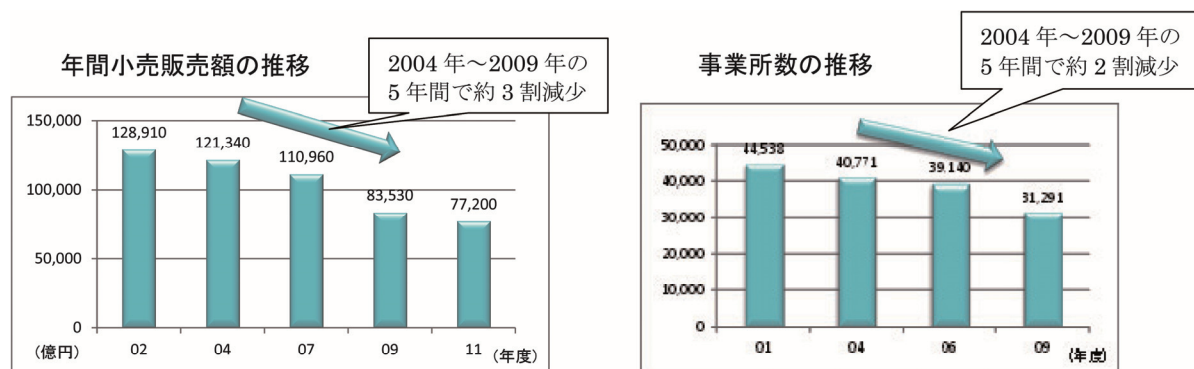


出典：北見市中心市街地活性化基本計画（2011 年 3 月策定）

2. 止まらない中心市街地の衰退

- 国の認定を受け中心市街地活性化基本計画の計画期間（約 5 年）が終了した地域では、居住人口は全国ベースを上回る増加となっているものの、小売販売額や事業所数は減少している。【図－8 参照】
- 中心市街地活性化法改正後の基本計画認定地域における活性化の取り組みの成果については、改善したとする地域が半数近くあるものの、悪化したとする地域もほぼ同数あり、法認定を受けた地域でも活性化は容易ではない状況にある。
- 人口 10 万人規模の都市では、ここ 10 年間で空き家は 4 割以上増加。「地権者に積極的な利活用の意思がない」「事業の収益性に対して地価関連コスト（取得額、固定資産税等）が高い」「権利調整や合意形成を促進する主体がない」等の理由により、不動産の利活用が進まず中心市街地の衰退に拍車をかけている。【図－9、10 参照】
- 中心市街地の衰退は、税収減による公共サービスの質の低下、雇用の縮小、事業活動の低迷のみならず、まちの魅力喪失による居住人口や来街者数の減少などをもたらしており、都市の機能を大幅に低下させている。

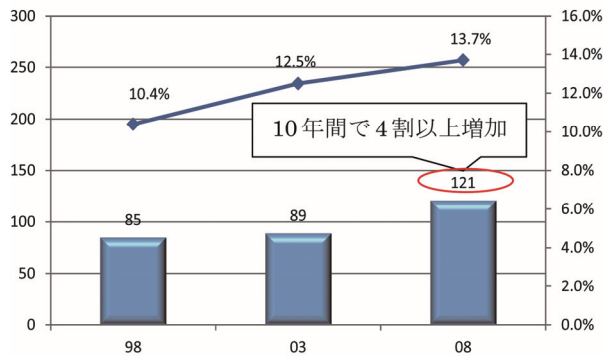
【図－8】中心市街地活性化基本計画期間が終了した地域（※）の中心市街地における年間小売販売額、事業所数の推移



※2012 年 3 月までに計画期間が終了した 14 市（帯広市、青森市、千葉市、浜松市、長野市、富山市、金沢市、高岡市、宝塚市、和歌山市、府中市、豊後高田市、熊本市（熊本地区）、八代市）。

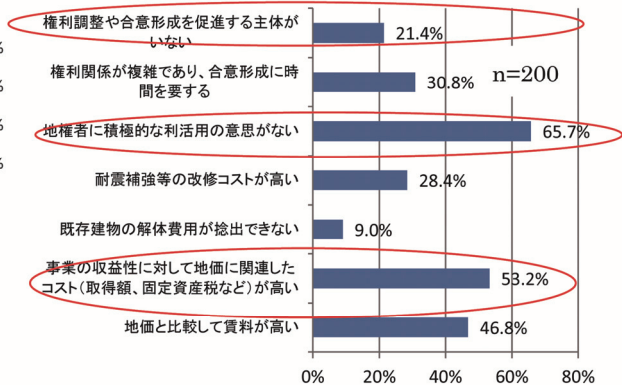
出典：「中心市街地活性化の効果分析事業」（2012 年経済産業省委託調査事業）

【図－9】人口 10 万人規模の都市における
空き家率・空き家数の推移



出典：国土交通省「第 1 回都市再構築戦略検討委員会（2013 年 4 月 9 日）」資料

【図－10】中心市街地の空き店舗・未利用地
が活用されない理由

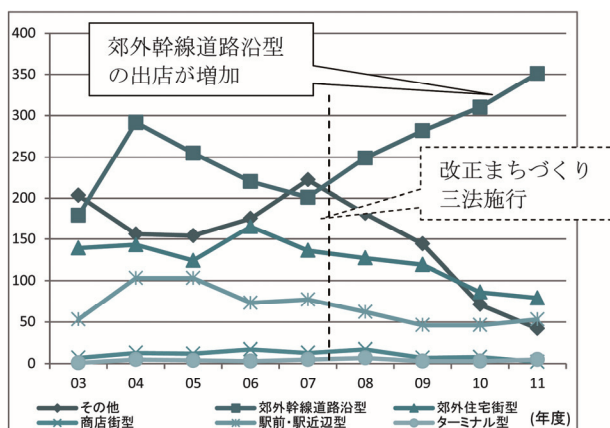


出典：経済産業省 各地商工会議所アンケート（平成 24 年 3 月実施）

3. 拡散したままの都市機能

- 中心市街地よりも安価な郊外の地価、車社会の進展、都市計画法による土地利用規制の限界等のさまざまな要因により、床面積 1 万㎡未満の大型店の郊外幹線道路沿いへの出店がここ数年増加するなど、大型店や公共公益施設等が依然として郊外（ロードサイドや農地などの白地地域等）に立地している。【図－11、12 参照】
- 都市機能の拡散は、居住の郊外化をもたらし、中心市街地をはじめとする商店街に影響を及ぼすとともに、道路や上下水道等の生活インフラへの追加投資や維持管理コストの増加などによる地方財政の圧迫、自動車への依存による CO₂ 排出量の増加などを引き起こしている。

【図－11】開店年次・立地形態（※）別の大型店
（店舗面積 1,000 ㎡超）の出店動向

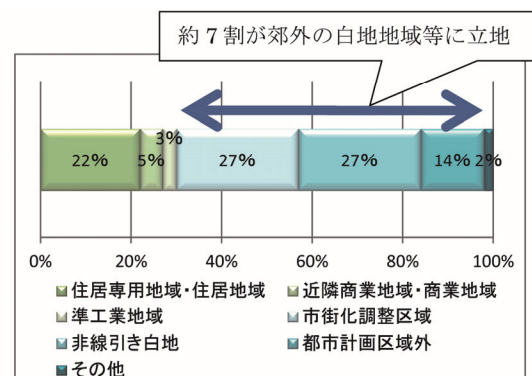


※立地形態

- ・郊外幹線道路沿型：駅から離れ、国道・県道など幹線道路沿いに立地
- ・郊外住宅型：商店街や幹線道路沿いではない、住宅街に立地
- ・商店街型：駅から離れた商店が集中している地域に立地
- ・駅前・駅周辺型：駅には接していないものの駅周辺に立地
- ・ターミナル型：駅ビル型を含み駅に接して立地

出典：「全国大型小売店総覧 2013」（東洋経済新報社）を事務局加工

【図－12】地方圏における福祉施設の立地状況



※地方圏：三大都市圏以外の地域

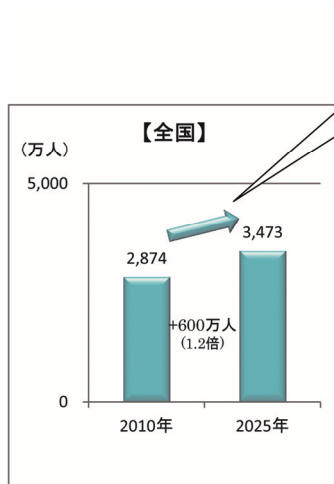
※福祉施設：老人福祉施設、児童福祉施設等

出典：国土交通省「第 18 回都市計画制度小委員会（2012 年 9 月 3 日）」資料を事務局加工

4. 人口減少・高齢化の進展に伴い、買い物弱者・医療弱者が増大

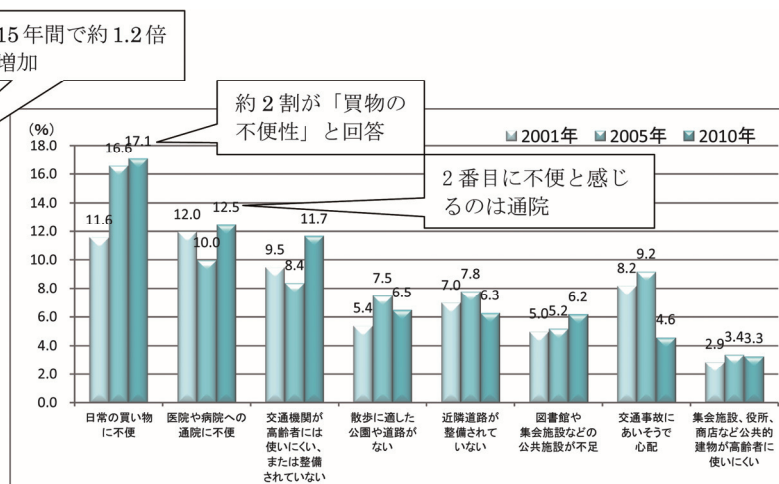
- 2025年には、2010年と比較して65歳以上の高齢者人口が約1.2倍に増加すると推計されている。
60歳以上の高齢者は、日常生活において買物や通院の不便さをあげる声が多く、全国の買い物弱者は現在、600万人にのぼるとの試算もある。【図－13、14 参照】
- 高齢化の加速に伴い、自家用車等を移動手段とする都市構造のもとでは、移動手段の限られた買い物弱者や医療弱者が確実に増加する。

【図－13】 高齢者人口の
将来推計



出典：総務省『国勢調査』
国立社会保障・人口問題研究所
『日本の将来推計人口』

【図－14】 60歳以上が感じる地域における不便な点

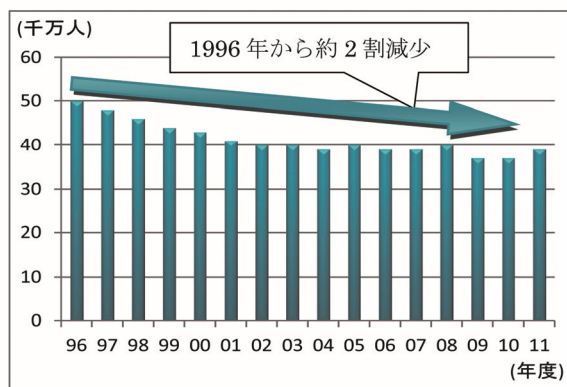


出典：内閣府『高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査』

5. 地域公共交通サービスは低下

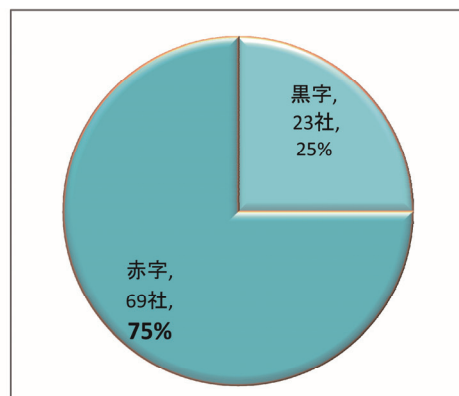
- 地域鉄道、乗合バスの輸送人員は減少傾向にあり、ほとんどの公共交通事業者は赤字を抱えている。
コンパクトなまちづくりの実現に資する地域公共交通サービスは大きく低下している。【図－15～18 参照】
- 地域公共交通サービスの低下は、地域住民のみならず、観光客などの来街者の移動手段を制約し、交流人口の減少、地域内消費の縮小などの問題をもたらす。

【図－15】 地域鉄道事業者（※）の輸送人員の推移



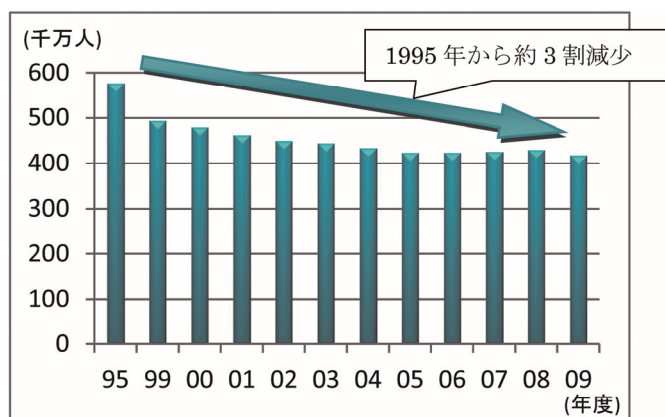
出典：国土交通省『鉄道統計年報』等を事務局加工
 ※新幹線、在来幹線、都市鉄道以外で、運営主体が中小民鉄、第三セクターであるもの

【図－16】 地域鉄道事業者の経常収支
 (2011 年度)



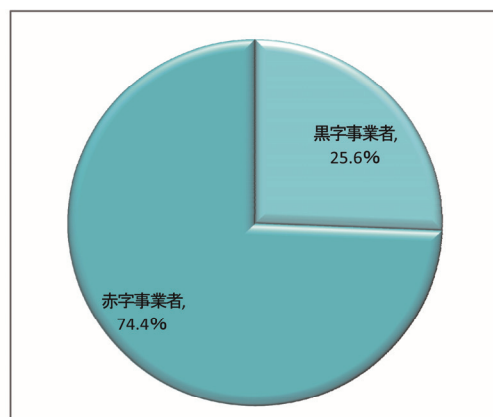
出典：国土交通省 資料『地域鉄道の現状』

【図－17】 営業用乗合バスの輸送人員の推移



出典：国土交通省「交通関連統計資料集」

【図－18】 乗合バス事業者の収支状況



出典：国土交通省資料（2011 年）

6. 新たな取り組みによる中心市街地・商店街の活性化

- まちが衰退する中でも、中心市街地や商店街を再生させるべく、高齢化に対応した共同宅配、LRT（次世代型路面電車システム）を活用したコンパクトなまちづくり、共通カード事業による商店街と大型店の共生など、新たな試みに取り組んでいる地域もある。

【各地におけるまちづくりの取り組み例】

《高齢化に対応した共同宅配の取り組み》

A商店街では、地域住民の高齢化に対応するため、電話で商品注文を受け自宅へ配達する買物代行サービスを実施。注文件数は1日約10件。同商店街では高齢者向けの移動販売（出張商店街）も実施している。

《LRTを活用したコンパクトなまちづくりの取り組み》

B市では、日常生活に必要な商業・医療・行政サービス等の機能を、徒歩圏内の地域生活拠点として整備し、公共交通（LRT）によって拠点間あるいは拠点と中心市街地を結び付け、コンパクトなまちづくりを進めている。LRTの1日の平均利用者数は平日で約5,000人にのぼる。

《商店街と大型店の共生の取り組み》

C商店街では、大型店との共同イベント等の共生の取り組みの一環として、双方で利用可能な電子マネーカードを発行。商店街独自の買物ポイントが付与されるだけでなく、図書館の貸し出しカードや診察券としても利用できる「市民カード」として地域に定着している。発行枚数は7,000枚以上にのぼる。

第Ⅱ章 まちづくりの課題は何か

なぜ目指すべき賑わいあるコンパクトなまちづくりが進まないのか、第Ⅰ章で述べたような状況の中でまちづくりをどのように進めていけばよいのか、各地商工会議所、有識者等へのアンケートやヒアリング、日本商工会議所まちづくり特別委員会での議論等を通じ検討したところ、以下の5つの課題に集約される。

1. まちづくりの理念が共有されていない

- 中心市街地の活性化や商店街の再生を図るうえで、「どのようなまちづくりを進め、その中で中心市街地や商店街がどのような役割を担うのか」に関し、統一的なまちづくりの基本的な考え方が行政、住民、事業者等の間で共有されているとは言い難い。特に、まちづくりを実質的に担う当該地域のさまざまな事業者の声が調整のうね一本化されたものとして、まちづくりを推進する行政に十分に伝えられていないことが理念の共有を妨げており、まちづくりの成果に繋がらない要因となっている。

2. まちづくりの要である地域商業が環境変化に十分対応できていない

- コンパクトなまちづくりを実現するためには、地域経済循環の柱であり、地域コミュニティの担い手である地域商業の再生が不可欠である。
- しかしながら中小商店や商店街は、個店の経営力低下や事業承継・土地権利調整の問題による廃業、通信販売をはじめとする販売・流通形態の多様化や高齢者の増加による顧客層の変化等への対応の遅れ、空き店舗の増加など依然減退している。その解決のためには個店の経営努力が必要であるが、いずれの課題も解決に長期間を要することから、商店街自らの努力のみでは限界があり、まちづくりの要としての役割を担うことが困難になってきている。
- 現行の地域商業への支援は、「今ある商店街等の事業者をいかに再生するか」に止まっているものが

多く、「まちの再構築に伴って地域商業をどのように再設計・再生していくか」ということについての計画策定やその実行を促す有力な手段が十分に含まれているとは言い難い。

3. 商店街の活性化のみで中心市街地の再生を図ることは困難である

- 強力な誘客力により中心市街地に賑わいをもたらしてきた百貨店等の相次ぐ撤退や、多くの人々の来街を促してきた公共公益施設等の郊外立地は、「中心市街地の核の喪失」をもたらしている。商店街等の活性化だけでは中心市街地の再生を図ることは困難な状況にあり、大型店や地元スーパー、公共公益施設など、再生の核となる新たな集客施設が必要となる。一方で、それらの施設が郊外に立地することによるコンパクトシティ実現への影響については、依然として懸念する声が多い。
- コンパクトなまちづくりを実現するためには、その核となる中心市街地の再生を図ることが必要である。そのためには、中心市街地に商業や住居、医療福祉施設、公共交通など、さまざまな都市機能を一定程度集積させる必要があるが、官民でその実現に向けた理念が明確化、共有されていない。
- 中心市街地の活性化には、民の合意形成を図る組織として中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）が、計画策定から事業遂行、事業終了後のフォローアップまで継続的かつ能動的に関与することが重要である。また、中心市街地において衰退に大きな影響を与えている空き地・空き店舗など、不動産の未利用・未活用の問題を改善する有効なシステムが必要である。

4. まちづくりへの民の主体的取組が重視されていない

- まちづくりに成功している多くの地域は民が主導しており、行政との協調体制のもと、商店街の発案による地域資源を活用した中心市街地活性化の取り組みや民間組織による市街地再開発、観光などのテーマ型のまちづくりの実施など、多様な取り組みが功を奏している。
- しかしながら、多くの地域では、行政のみによる計画策定や民の参加が希薄な施設整備などが行われていることにより、民間のまちづくりに対する無関心を蔓延させるなど、官民が協働でまちづくりに取り組む機運を損ねている。もはやまちづくりは、官のみあるいは民のみで行えるものではなく、双方が対等の立場で協働する体制にしなければ、進まない状況にある。

5. 早急に中心市街地の再生を加速化させる必要がある

- 都市機能の集約促進と拡散抑制を図り、コンパクトなまちづくりの実現を支援する法制度としてまちづくり三法が制定され、これまで各種措置が講じられてきた。しかし、同制度の対象外の地域への商機能や公共公益機能の流出が依然進行している。
- まずは、まちづくり三法の見直し等により中心市街地の再生を加速化させ、それを梃子に地域全体の活性化に繋げていく必要がある。

第Ⅲ章 まちづくりに求められる視点と方向性

第Ⅰ章、第Ⅱ章で述べた現状や問題、課題を踏まえ、まちづくりに求められる取り組みの基本的な視点と方向性は以下のとおり。

1. 「まちづくり」の理念の共有

〔視点〕

- 地域でまちづくりに取り組むにあたり最も重要なことは、「コンパクトなまちづくりをどのように進めるか、そのために中心市街地や商店街等の地域商業がどのような役割を果たすべきか」について統一的な理念を、行政や事業者、住民等が共有し、その理念に基づいて具体的なプランを策定し、まちづくりを進めていくことにある。まちづくりで成果をあげている地域では、必ず地域関係者間でこうした理念の理解と共有がみられる。

〔方向性〕

- コンパクトなまちづくりの理念として不可欠な要素は、「中心市街地と周辺地域との間の経済循環を再構築し、地域全体として効率的、持続可能なまちづくりを行うこと」「地域内の生活圏で人々が歩いて暮らせる賑わいある良質な生活空間を提供すること」であり、行政や事業者、住民等全てのまちの関係者は、この理念を共有し、地域一丸となったまちづくりを進める必要がある。
- 中心市街地は、「まちの顔としてコンパクトなまちづくりを実現するための核であり、まちに賑わいをもたらし、そこに生活する人々と来街者との交流ひいては当該地域と他地域との文化、産業の交流を生む地域」である。人口減少・高齢社会の中でも人々の生活環境を維持し、個性溢れるまちとしての活力を取り戻し、地域全体の発展を図るためには、中心市街地の活性化が不可欠である。こうした認識を地域関係者が共有し、中心市街地の果たすべき役割を踏まえた具体的な取り組みを実行していくことが求められる。なお、中心市街地は、必ずしも一定の場所に固定されるとは限らない。
- また、商店街等の地域商業についても、「地域コミュニティの担い手として、交流創出や文化継承、安全・安心などの良質な生活空間をもたらしもの」として、上記と同様に地域関係者がその役割と必要性を理解し共有したうえで、地域商業の再生の取り組みを進めていくことが不可欠である。

2. 地域商業の再生等を重視したコンパクトなまちづくりの実現

〔視点〕

- 「コンパクトなまちづくり」は、一定程度の都市機能を中心市街地に集積させることにより、地域内の生活圏で人々が歩いて暮らせるための快適な生活空間を創出するものであり、人口減少・高齢社会の中で強く求められる重要な機能である。この機能を回復するには、地域コミュニティの担い手である地域商業の再生とともに住居、医療福祉施設等の中心市街地への適正配置が鍵となる。

〔方向性〕

- 商店街等における IT を活用した通信販売や高齢化を踏まえた宅配等の取り組みなどにより、中心市街地における地域商業の活性化を進めていくとともに、中心市街地以外の商店街の再生や郊外に立地している大型店などの集客施設等との共生、地域外の人材活用など、環境変化を踏まえた地域商業の再生に対するハード・ソフト両面での整備が求められる。また、公共公益施設、住宅、医療福祉施設

等の中心市街地への配置や公共交通手段の確保の促進が必要である。

3. 官民協働によるまちづくりの仕組みへの転換

〔視点〕

- まちづくりは、民間の総意や知恵がその原動力となるため、地域の力を結集する仕組みが必要である。そのためには、協議会等を通じて民の間で、地域のまちづくりの理念や取り組み方針などを明確化にし、合意形成を行ったうえで、地域の経済団体等がその総意を吸いあげ、民間が主体となったまちづくりの取り組みを行政とともに推進していく仕組みへと転換していく必要がある。なお、行政においても、民間の総意を効率的にまちづくりに反映できるよう、ワンストップ窓口を設置することなどが求められる。

〔方向性〕

- 官民協働の取り組みを実現するためには、まちづくり三法を改正し、下記のような仕組みを早急に構築する必要がある。
 - ・ 協議会を市町村と協働のまちづくり取り組み主体とする位置づけ
 - ・ 地域の特性に応じた中心市街地活性化基本計画の策定促進
 - ・ 大規模集客施設^(※)や公共公益施設等の郊外立地に関する画一的な規制から地域実情に即した弾力的な規制への転換 等※床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。(建築基準法別表第2)

4. 「中心市街地の再生」を加速化する仕組みへの転換

〔視点〕

- コンパクトなまちづくりを実現するためには、まず、まちの核となり交流により賑わいをもたらす中心市街地を活性化させたうえで、地域全体の活性化に繋げていく必要がある。

〔方向性〕

- 上記3.の官民協働によるまちづくりの仕組みへの転換を果たし、まずはまちの核である中心市街地の活性化と商店街等の地域商業の再生を加速化することが求められる。同時に、その前提となる中心市街地における土地や建物の有効活用を促進する仕組みを整備することが必要である。

第Ⅳ章 まちづくりにおいて取り組むべきことは何か

第Ⅲ章で述べた視点と方向性に沿って、まちづくりを推進する必要がある。そのためには、まず「中心市街地および商店街等の再生の加速化」に取り組まなければならない。

1. まちづくり三法の早急な見直し

【中心市街地活性化法】

中心市街地活性化法については、以下の点について早急に改善する必要がある。

(1)「地域の総意」と「地域の知恵」を結集するための体制の強化

中心市街地活性化に成功した先導的な事例を踏まえると、その鍵となるのは次の3点である。

- (i) 地域の事業者等が長きにわたり議論し、まちづくりの理念を明確化のうえ民の間で合意形成を図り、民主導の事業計画案を行政に提示し、それを行政が吸い上げ実質的に民と官が連携して計画を策定したこと
- (ii) 事業の遂行面において、協議会内の組織が事業の運営・進捗管理に関与、協力し、地域ぐるみの活性化が進められたこと
- (iii) 行政側も窓口を一元化するなど、民と一体となった取り組みの促進を図ったこと

他方、失敗した事例の多くは、計画策定や事業実施に民は関与せずに、行政主導となっており、結果的にハード整備に止まるなど、真のまちづくりに繋がらなかったといえる。

中心市街地活性化の取り組みを進めるうえでは、民主導の取り組みを可能とし、住む人々の創意を行政が吸い上げることが不可欠であり、そのためには、①協議会の継続的活動への支援強化、②協議会への能動的機能の付与、③多様な担い手が側面支援する仕組みの構築、④行政の一元的な取り組みの促進が必要である。

【各地における中心市街地活性化協議会の取り組み例】

《民の総意を協議会が吸い上げ、行政がその総意を尊重》

D市では、協議会に幹事会（商店街代表者や地権者、商工会議所役員等 10 名で構成）を設置。個別事業の進捗管理や事業内容等に関する協議会での指摘事項への対応状況等について、行政や民間事業者の担当者からヒアリングを実施。協議会や幹事会の意見に対し、行政が事業計画を変更した。

《外部機関の側面支援を得て、協議会が合意形成や事業計画策定等を実施》

E市では、協議会に地元のタウンマネージャーを配置し、協議会事務局の職員（商工会議所職員が兼務）が事業の合意形成や事業計画・資金計画の策定等を実施。また、月 1 回の頻度で協議会事務局、タウンマネージャー、行政の担当者、民間事業者等によるタウンマネジメント会議を実施し、事業の進捗状況をチェックしている。

《協議会と行政の連携が不十分》

F市では、行政がまちづくりの方針を明確に示さないまま、基本計画を策定し事業を実施。協議会からは行政に対し、「まちづくりの方向性を明確にすべき」等の意見書を提示したが、行政から明確な回答は得られず、中心市街地の跡地への大学誘致が頓挫し、郊外への大規模小売店舗の出店が決定するなど、中心市街地活性化と逆行する結果となった。

①中心市街地活性化協議会の継続的活動への支援強化

- 民主導の取り組みを進めるためには、協議会が基本計画策定や事業遂行、事業後の評価などのフォローアップに至るそれぞれの局面で関与していくことが必要である。そのためには、継続的な事業実施のための事業補助などの財政的支援を行うことが求められる。

②中心市街地活性化協議会への能動的機能の付与

- 市町村が策定する基本計画の内容や事業評価等の決定については、協議会の「了承」を要するとともに、事業遂行段階では「事業計画の変更提案」を行うことができるようにするなど、協議会に能動的機能を付与することが求められる。協議会の合意形成において、商工会議所が中核的役割を担う必

要があることは言うまでもないが、協議会内に幹事会やワーキンググループなどの実働機関による合意形成や意思決定を促す仕組みの構築について、一定のルール化が必要である。

③多様な担い手を取り組みを側面支援する仕組みの構築

- 基本計画の内容や事業の進捗管理等に関する協議会の提案について、地域の知恵というべき大学・研究機関やまちづくり NPO の関係者、専門家などが知見に基づき市町村や協議会に対して助言を行う仕組みが必要である。この仕組みを機能させるために必要な事業については、上記①の財政的支援に含めることが求められる。

④行政の一元的な取り組みの促進

- 国において、関係省庁の連携を図るため、内閣府に中心市街地活性化本部が設置されたように、市町村においても中心市街地活性化の取り組みについて、一元的な対応部局を設けるなど、縦割りを排除し関係部局の連携を図ることが必要である。こうした取り組みは、依然として限られた自治体に止まっている。

(2) 空き地・空き店舗の利活用促進とそれを担うまちづくり会社の活動基盤強化等

- 中心市街地活性化の最大の課題は、空き地や空き店舗の存在であり、土地・建物の所有者の参画を促し、空き地や空き店舗等の利活用を推進しなければならない。「不動産の所有と利用の分離」がそのために有効な手段とされるが、他者に貸与することに伴うトラブル・煩雑さといった問題や貸与のメリットが不明確であること等から合意形成に至らず、中心市街地活性化の取り組みが停滞している地域が多くみられる。
- 所有者の立場に立って、こうした問題の解決を図るためには、次の点が重要である。
 - (i) 地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織体として公的な役割を担うまちづくり会社が、事業主体の一員として永続的な責任を持ち、所有者間あるいは所有者と事業実施者との間に立って、意見調整や合意形成を図りながら事業を推進すること
 - (ii) インセンティブの付与等により、所有者のまちづくりへの積極的な参画を促すこと
- これらを実現するためには、まず、中心市街地活性化法において「行政や事業者、住民、地権者等とともにまちづくりの理念を共有し、その具現化に向けた事業推進主体の一員」としてまちづくり会社を明確に位置付ける必要がある。
- こうした位置づけのうえで、まちづくり会社の活動基盤の強化を図るとともに、所有者に対する目に見える支援措置を講じる必要がある。具体的には、下記のような方策が考えられる。

<まちづくり会社の活動基盤強化への支援>

- 事業活動への財政的支援や指定管理事業（駐車場管理等）の委託など、事業基盤強化への支援
- 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税、固定資産税の減免
- 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対して、転居先不明等である土地等の所有状況（登記情報）を法務局が無償開示する制度の整備
- 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社への寄附金に対する特定公益推

進法人に認められているのと同様の所得控除の適用

＜まちづくり会社に対する専門家活用に対する支援＞

- 不動産管理や建築、法務、金融、商業施設経営等の専門家によるまちづくり会社へのサポートに対する財政的支援
- 中心市街地活性化の取り組みにおいて、専門的知識や多様な経験に基づき機動的役割を果たし、まちづくり会社の中核となるタウンマネージャー等の人材の育成、組織化、派遣など

＜土地・建物の所有者に対する支援＞

- 地方税の減免や特例措置の実施
 - ・ 空き地や空き店舗等の貸与を行った場合における固定資産税や都市計画税の減免
 - ・ 土地等の長期譲渡所得特例における事業区域面積制限（1,000㎡以上）の撤廃

【各地における土地・建物等の活用促進の取り組み例】

《まちづくり会社が空き地を一括で借り上げ、テナントマネジメントを実施》

G商店街では、まちづくり会社が空き店舗跡地の所有者と交渉し、中心市街地活性化と跡地利用の必要性の理解を得て、10年間の定期借地契約を締結。土地利用コンセプトの策定からマーケティング調査によるターゲット設定、施設デザイン等のプランニングもまちづくり会社が担い、飲食店2店舗と物販店6店舗を備えた商業施設を整備。

《家賃スライド制（収益歩合制家賃）により、所有者にメリットを提示》

H市では、商工会議所が中心となって、家賃相場を引き下げ空き店舗への出店促進を図る家賃スライド制（家賃がテナントの営業利益に応じて増減する制度）を考案。土地所有者や不動産会社に対して、中心市街地の衰退がもたらす資産価値・家賃相場の低下を防ぐ必要性、スライド制の導入による出店時のコスト削減等のメリットを伝え、協力体制を確立。平成24年度時点で制度対象8物件のうち、5物件が契約済み。

（3）「地域の特性」に応じた計画策定の促進

①基本計画の必須記載事項の見直しとテーマ（観光振興等）に基づく記載の容認

- 基本計画の必須記載事項として、①市街地の整備改善、②都市福利施設の整備、③住宅供給、④商業等活性化、⑤公共交通の利便増進（法9条2項）の各事業が定められており、これら5つすべての分野での事業実施が認定の前提となっている。これら必須記載事項が、画一的な計画策定の一つの要因となっているとの指摘があり、すべての記載事項を必須とする必要はないと考えられる。地域特性を活用した取り組みを促すために、これらの記載事項を、例えば観光振興のテーマのもとに有機的に組み合わせた記載も認めるべきと考える。

②柔軟な計画期間の設定

- 概ね5年間で定められている中心市街地活性化基本計画の計画期間については、施設整備事業など、事業効果が現れるまでに期間を要するものもあることから、10年間以内での柔軟な期間設定を認めることが必要である。

③多様な施設（介護等）整備へのかさ上げの拡充

- 高齢化社会への対応等を踏まえ、中心市街地への公共公益施設や住宅、医療福祉施設等の新たな核となる施設を整備するためのかさ上げの拡充が不可欠である。

（４）「地域にとっての真の評価」を促すための目標項目等の見直し

- 「目標数値の達成＝中心市街地の活性化」と評価されがちであり、通行量や施設入込数など、地域への経済波及効果は必ずしも高くなくとも数値的に達成可能性の高い項目を目標に設定する傾向が強く、地域の個性を生かした真の中心市街地活性化に繋がっていないことが考えられる。例えば、小売販売額動向や従業者数など、地域経済への実質的な波及効果が把握できる目標を設定することが求められる。なお、これらの指標は景気動向等によって変化するため、外部要因による影響を勘案した適切な調整・評価を行う仕組みも必要である。
- 中心市街地活性化事業の評価において重要なことは、数字の達成度のみで評価することではなく、そこに住む人々の実感等を踏まえて評価することである。そのためには、アンケートの実施等によって得られた地域住民や事業者等の生の声を評価の材料として加える必要がある。

【都市計画法】

都市計画法については、以下の点について早急に改善する必要がある。

（１）地域の実情に応じた集客施設等の立地制限範囲の設定の明確化

- コンパクトなまちづくりを実現するためには、大規模集客施設や公共公益施設等が地域の実情に応じて適正に配置される必要があるが、地域独自にそれらの施設の立地を制限することができる特別用途地区^(※1)や特定用途制限地域^(※2)は、その活用が進んでいない。
- 上記の地区や地域内の建築物等を市町村が条例で制限し、市町村が独自に立地規制基準を設定することは可能であるが、これらの区域指定は、工場立地等を主としており、大規模集客施設等の立地規制を念頭に置いて創設された制度ではなく、それら施設の適切な配置を図ろうとする地域では規制値等の設定が困難で利用しづらい状況にある。2006年の改正は都市機能の拡散抑制に一定の効果をもたらしたが、地域からは、より円滑に独自の規制水準を設定できるよう求める声強い。
- 国は、市町村が条例により地域の実情に応じた弾力的な規制値の設定を円滑に行えるよう、都市計画運用指針に、特別用途地区や特定用途制限地域を定める場合あるいは自治体が独自にまちづくり条例等で大型店の立地制限を行う場合における範囲や目安を明示する必要がある。その際、地域の消費額の動向等を踏まえたうえで、地域の消費購買力に対する小売店舗面積の割合等を考慮することが求められる。

現行の制限基準の上限については、維持することが不可欠である。

※1 地区特性にふさわしい土地利用の増進や環境保全等の実現を図るため、用途地域の指定に重ねて定める地区。地方自治体の条例により建築物の立地規制を調整することなどができる。

※2 用途地域が定められていない区域において、周囲の良好な環境形成を保全することを目的として、騒音や振動等の影響を及ぼす建築物の用途を制限するために定めることができる。

(2) 広域調整機能の強化

○ 広域調整が十分に行われないことから、周辺市町村への集客施設など都市機能の無秩序な拡散が続いている事例がみられる。都道府県は、市町村、地域経済団体、広域事務組合等の意見を踏まえながら、都市計画区域マスタープラン^(※1)を再整備し、市町村と共同で目指すべき地域像や土地利用、商業集積等諸施設の適正配置等に関する新たな方針を示すことが求められる。この内容については5年ごとに検証・見直しを図るなど、形骸化を防ぐ措置が必要である。また、市町村は地域経済団体等の意見を踏まえ、都道府県が定めるマスタープランと整合性のとれた、新たな都市計画マスタープラン^(※2)を策定する必要がある。また、国は、都道府県と市町村が広域調整について、具体的にどのような手続きや調査、検討を経て意思決定するのか、という事に関するガイドラインを整備することが必要である。広域調整機能の強化は、前項(1)の地域の実情に応じた集客施設等の立地にも資するものである。

※1 都道府県が、全ての都市計画区域における整備・開発・保全の方針を定めたもの。都市計画法第6条の2に基づいて策定が義務付けられている。

※2 市町村が、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性等について定めたもの。都市計画法第18条の2に基づいて策定が義務付けられている。

【大規模小売店舗立地法】

大規模小売店舗立地法については、以下の点について早急に改善を行う必要がある。

(1) 大型店の退店時の対応に関する規定の明記

○ 地方都市では中心市街地などからの百貨店等の撤退が続いており、空き店舗や空き地が放置されたままとなっている地域も多い。現行の大型店立地法は、退店に関しては早期の情報提供を促すに止まっており、地域への協力について何ら規定されていない。退店する大型店に対して、地域に悪影響を及ぼすと予想される場合には、後継店舗の斡旋・確保、建物の解体・改修費用等の負担協議への協力等を行う旨の規定を「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下、指針という)」に明記することが必要である。また、当該協議について行政が積極的に関与することが求められる。

(2) 地域貢献活動の拡充

○ 全国展開チェーン店等にまちづくりへの協力や商店街組織、地域経済団体、中心市街地活性化協議会等と連携したコミュニティ事業などの地域貢献活動の実施を促すとともに、その活動内容を地域のニーズにマッチしたものとするため、積極的な対応がみられない者に対する、活動内容・成果等に関する地域関係者との意見交換、フォローアップの場への参画について、指針に明記する必要がある。

2. 地域商業の再生の取り組み強化

—「多様な人材・機関との連携」と「新たな課題への取り組み」への支援の強化

まちづくりは、その枠組みを整備しただけで実現し得るものではなく、地域のにぎわい創出やコミュニティの担い手である地域商業の再生、まちづくりの舵取り役となる人材の育成・確保等が不可欠であり、コンパクトなまちづくりの実現と同時にこれらの課題解決に対する取り組みを強化する必要がある。

- 地域商業は、「物販・サービス提供機能」「コミュニティ維持・再生機能」「賑わい創出・誘客機能」の3つの機能を担っている。地域商業を再生するためには、今ある商店街の関係者のみではなく、外部の人材や機関の活用など、多様な取り組みによる個店の経営力強化と商店街の魅力向上が不可欠である。
- このため、多様な人材・機関との連携や新たな課題に対応しようとする中小商店や商店街の下記のような取り組みを積極的に支援することが必要である。

【物販・サービス提供機能の強化に関する取り組み例】

➤IT化に対応した商店街の販売力強化

- ・商店街への高速無線 LAN の導入とモバイル端末への情報配信、商店街インターネットモールの開設、商店街組合ネットワークシステムの構築 等
- ・顧客データベースシステム等の構築による需要動向・売れ筋把握 等

➤仕入、配送、情報の共同化・共有化

- ・商店街における共同集配システムの構築
- ・顧客ニーズの共有による品揃え強化 等

➤農業者との連携

- ・商店街の空き店舗を活用した農産品販売、地元飲食店における地産農産品食材の活用、地産農産品を活用した新商品開発 等

➤商店街と大型店の協同・連携

- ・共通ポイントカードの運用、共同イベントの開催、廃棄物処理の共同化 等

➤大学・研究機関等との連携

- ・地域の大学や研究機関等の協力によるマーケティング分析や新商品・サービス開発 等

【コミュニティ維持・再生機能の強化に関する取り組み例】

➤商店街による高齢者向けの宅配サービス、送迎サービス等の買い物弱者対応事業

➤見回りパトロール等の安全・安心確保事業

➤医療機関との連携による空き店舗を活用した健康診断等の健康関連事業

➤託児所や学童保育等の子育て支援事業 等

【賑わい創出・交流人口の増大に関する取り組み例】

➤歴史的な街並み整備や街ゼミ、街コン、百円商店街、スタンプラリー等の交流促進事業

3. 中心市街地再生後の地域全体のまちづくりへの取り組み（中期的課題）

- まちづくり三法の見直し等により中心市街地の再生を果たした後は、それを梃子として地域全体の持続可能なまちづくりへと進化させていく必要がある。そのためには、中心市街地の活性化を主とした一極型のコンパクトシティの実現から、富山市における「公共交通整備等による中心市街地と周辺拠点の連携によるまちづくり」や鳥取市における「中心市街地と周辺生活拠点の再生による多極型のコンパクトなまちづくり」など、商店街等の周辺集積と中心市街地を結びつけ、地域全体として効率的で持続可能なまちづくりを図る多極連携型のコンパクトシティの実現を図る仕組みへの移行を図る

ことが求められる。こうした仕組みへの移行に関する検討を早期に進める必要がある。

以 上

まちづくりに関する意見

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

◆中心市街地活性化の取り組みを中小規模の都市に拡大するための下記¹の制度等を盛り込んだ改正中心市街地活性化法は、平成26年4月18日に成立。市町村によるコンパクトシティの取り組みを推進するための制度等を盛り込んだ改正都市再生特別措置法、まちづくりと一体となった地域公共交通の再編を促進するための制度等を盛り込んだ改正地域公共交通活性化・再生法は、平成26年5月14日に成立。

【改正中心市街地活性化法】

○中心市街地活性化協議会の機能明確化

- ・基本計画に基づき民間事業者等が作成するソフト・ハード事業の計画については、中心市街地活性化協議会の提案協議を踏まえることが必要。

○中心市街地で行うソフト・ハード事業を認定する制度の創設

- ・まちづくり会社等が行うイベント等のソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）や施設整備等のハード事業（特定民間中心市街地経済活力向上事業）を、経済産業大臣が認定。
- ・認定を受けたまちづくり会社等に対して予算措置の拡充や税制優遇（建物等の取得に対する割増償却）等を措置。

○内閣総理大臣による基本計画認定要件の緩和

- ・基本計画への4事業（市街地整備、住宅供給、商業活性化、都市福利施設整備）の必須記載・実施の緩和。

○基本計画と都市計画、地域公共交通総合連携計画（地域公共交通活性化法）の適合性確保

【改正都市特別措置法】

○市町村による立地適正化計画の作成

- ・市町村は、商業施設、福祉施設、住宅等の立地の適正化に関する計画を作成可能。
- ・計画内で、生活サービス機能の計画的配置を図るエリア（都市機能誘導区域）等を設定。
同エリアには、容積率や用途規制の緩和を適用。
- ・市町村は概ね5年ごとに計画実施状況の分析・評価等を行い、必要に応じ計画変更。

○都市機能誘導区域外への立地抑制

- ・区域外で生活サービス機能施設の建設が行われる場合、市町村長への届出を義務化。
市町村は、当該立地適正化のための勧告が可能。

【改正地域公共交通活性化・再生法】

○市町村等による地域公共交通網形成計画の策定

- ・ コンパクトシティ等の取組と連携した総合的ネットワーク計画の策定

○地域公共交通再編に向けた取組への支援

- ・ 地域公共交通再編実施計画を国が認定し、規制緩和（例：バス運賃上限の認可制から届出制への緩和）を実施。

平成 26 年度税制改正に関する意見

～成長戦略の主たる担い手である中小企業の挑戦の後押しを～

平成 25 年 7 月 18 日

日 本 商 工 会 議 所

基本的な考え方

－経済成長の原動力である中小企業の活力強化による力強い成長軌道の実現を－

（わが国経済を力強い成長軌道に乗せるため、成長戦略の迅速かつ果断な「実行」を）

わが国経済は大胆な金融政策、機動的な財政政策により明るさが増しているが、燃料や原材料などのコスト増に直面し、未だ厳しい経営を強いられている中小企業も少なくない。政府は、平成 25 年度予算を早期に執行し、企業や国民が景気回復を実感できるようにすべきである。

同時に、わが国経済を力強い成長軌道に乗せ、景気回復を持続的な発展につなげるため、震災復興と福島再生を強力に進めるとともに、成長戦略を迅速かつ果断に「実行」すべきである。

また、経済成長を促す政策の実現や、消費税引き上げ等の痛みを伴う改革には、国民や事業者の理解が必須であることから、身を切る徹底的な行財政改革の断行が不可欠である。

（新市場創出など需要拡大、立地競争力の強化により、中小企業の成長を支える基盤の確立を）

成長戦略の「実行」の担い手は企業である。経済を活性化させるためには、企業の生産や投資が消費拡大につながり、それが新たな投資や雇用を通じて、わが国経済の再生に結び付く「好循環」の確立が必要である。その原動力は、企業数の 99.7%、雇用の 7 割を抱える中小企業である。中小企業の労働分配率は 8 割にも及び、収益の多くを従業員に賃金として還元するなど、国民生活の基盤を支えている。また、大企業から中堅・中小・小規模企業へと、厚みを持って広がる産業構造が、わが国の競争力の源泉となっている。

中小企業の成長を支える基盤を確立するためには、新市場の創出をはじめ、海外需要の取り込みや対日投資の促進、経済波及効果の大きい住宅需要の喚起を図るなど、需要拡大への取り組みが不可欠である。同時に、社会保険料の増大や、国際的に高い法人の税負担、電力料金の上昇など、企業にとって「負担増の時代」に直面していることから、地方税を含めた法人の税負担の早急な引き下げや、徹底した社会保障給付の重点化・効率化など、立地競争力の強化を図るべきである。

（設備の「新陳代謝」や「新規創業」を促進し、中小企業のイノベーションの後押しを）

グローバル競争が加速する中、中小企業においても、成長分野等の新市場の開拓や、付加価値の高い製品開発による、競争力の強化が不可欠である。イノベーションに果敢に挑戦する中小企業を後押しするため、生産性の向上や新分野進出に資する設備の大胆な「新陳代謝」とともに、経済活力の源となる「新規創業」を促進する必要がある。

また、企業を存続させることが雇用の維持・増加や、技術・ノウハウ等の進化に貢献することから、世代を超えて円滑に事業を継続するための環境整備を行うべきである。

（地域産業の競争力強化と賑わいのあるまちづくりの実現を）

中小企業の成長には、中小企業を取り巻く地域経済の活性化が不可欠である。真に必要なインフラ整備を促進し、地域産業の競争力を高めるとともに、中心市街地の活性化と地域商業の再生により、賑わいのあるまちづくりを実現すべきである。

【目次】

基本的な考え方ー経済成長の原動力である中小企業の活力強化による力強い成長軌道の実現をー

平成 26 年度税制改正ー成長戦略の迅速かつ果斷な「実行」による「中小企業の挑戦」の後押しをー

I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置

1. 民間投資拡大に向け、中小企業の設備の「新陳代謝」を強力に後押しすべき…………… 223
2. 新規創業・ベンチャー支援を拡充すべき…………… 224
3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充を…………… 225
4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を…………… 227
5. 中小企業の海外展開（新市場開拓）を支援する税制措置の拡充を…………… 227
6. 人材投資を促進する税制措置を…………… 229
7. 企業の経営基盤強化を促す税制措置を…………… 229
8. 事業再生・事業再編を支援する税制措置の拡充を…………… 231

II. 成長の源泉である中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

1. 中小事業者に対する事業承継税制の改正の周知・徹底を…………… 233
2. 事業承継税制の抜本的な見直しを…………… 233
3. 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき…………… 234
4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを…………… 234
5. 贈与税の納税猶予を認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を…………… 234
6. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設を…………… 234
7. 相続時精算課税制度の見直しを…………… 234

III. 中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置

1. 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大（資本金 1 億円以下→3 億円以下）を…………… 235
2. 中堅企業（資本金 3 億円超 10 億円以下）の成長を後押しする税制措置を…………… 235

IV. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

1. 土地・住宅税制をはじめ、内需拡大に資する税制の拡充を…………… 236
2. コンパクトシティを実現し、中心市街地の活性化を図るための税制措置の拡充を…………… 237
3. 立地競争力強化に資する「特区制度」の税制措置の創設・拡充を…………… 238
4. 観光振興に向けた税制措置の見直しを…………… 238
5. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置の拡充を…………… 239
6. 女性の活躍を後押しする税制措置を…………… 239

V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき	241
2. 地方の行革努力が反映される交付税制度に見直すべき	241
3. 中小企業の成長を阻害する、事業所税は廃止すべき	241
4. 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対	241
5. 償却資産に係る固定資産税の廃止を	242
6. 法人事業税の外形標準課税の廃止を	242
7. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	242

VI. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を	243
2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき	243
3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担の軽減を	244
4. 不納付加算税の軽減を	244
5. 租税教育の充実を	244
6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を	244

消費税引き上げ時の課題－中小企業経営への影響を最小限に止める措置を－

1. 消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策を	246
2. 複数税率・インボイスの導入に断固反対	246
3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき	248
4. 二重課税の解消はもとより多岐多重に課税される税制（印紙税等）の抜本的見直しを	248

経済活動・国民生活に資する税制

経済活動・国民生活に資する税制	249

平成 26 年度税制改正－成長戦略の迅速かつ果断な「実行」による「中小企業の挑戦」の後押しを－

平成 26 年度税制改正にあたっては、成長戦略の迅速かつ果断な「実行」に向け、成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置の拡充等について、従来の枠に捉われず思い切った税制改正を図りたい。

I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置の拡充を

多くの困難に向けた中小企業の挑戦を後押しし、力強い経済成長を実現するためには、「成長」をより一層重視した「攻め」の政策への転換が求められる。基本的な考え方として、成長分野への進出・設備投資促進による競争力強化や、新規創業の促進、海外展開、技術開発や研究開発への取り組み等、成長に向けた「中小企業の挑戦」に対して、重点的な施策展開を図ることが必要である。同時に、市場が縮小している中で、中小企業の経営基盤の強化をさまざまな面で推進することも、成長に直接結びつく重要な政策である。

1. 民間投資拡大に向け、中小・中堅企業の設備の「新陳代謝」を強力に後押しすべき

民間投資の喚起を通じて、国内雇用を拡大し、経済成長を実現するため、中小・中堅企業の設備の大胆な「新陳代謝」を促進することは、極めて重要である。中小・中堅企業の競争力強化に向けた設備投資を後押しするため、思い切った設備投資減税の創設・拡充とともに、前向きな設備投資を阻害する事業所税や償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

(1) 中小企業投資促進税制の大幅な拡充・本則化を

民間投資や国内の雇用拡大に向けて、中小企業の生産性向上に資する設備投資を強力に後押しするため、中小企業投資促進税制について、以下に掲げる大幅な拡充措置を講じたうえで、本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設し、償却率（30％）および税額控除率（7％）を大幅に引き上げるべきである。
- ② 中小企業の投資意欲を喚起する観点から、税額控除の対象企業を資本金 3,000 万円以下より 1 億円以下へ引き上げ、全ての中小企業が利用可能とすべきである。
- ③ 中小企業の IT 化による生産性向上を図る観点から、ソフトウェアの償却率および税額控除率を大幅に引き上げるべきである。
- ④ 資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象資産に加えるべきである。

(2) 成長設備投資減税（仮称）の創設を

成長分野へ進出し、グローバル競争に打ち勝つために、生産性や技術力の高い最先端設備を導入する等、中小・中堅企業の生産設備の新陳代謝を強力に後押しすべきである。そのため、3Dプリンターや最新医療機器など成長分野への進出に資する機械・装置等の導入や、製造ラインの新設・更新をはじめとする中小・中堅企業の新たな設備投資に対して、即時償却のみならず、税額控除も含めた税制措置を創設すべきである。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化を

少額減価償却資産の特例は利用頻度が高く、恒常的に利用されているが、経営環境の変化に伴い、随時更新が必要なサーバーやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限を超えるケースも多い。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産（30 万円未満）の引き上げ、および取得合計額の上限（300 万円）を 600 万円まで引き上げたうえで、本則化すべきである。少なくとも、平成 25 年度末までの適用期限は延長すべきである。

(4) グリーン投資減税の拡充を

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充を図るべきである。

(5) 企業の前向きな投資を阻害する事業所税や償却資産に係る固定資産税は廃止すべき

企業の設備投資を後押しするためには、投資時点の税制措置の拡充に加え、投資後の設備に係るコストの削減が重要となる。事業所税や償却資産に係る固定資産税は、設備投資後のランニングコスト増加の要因となっており、国内における企業の前向きな設備投資を阻害している。設備の新陳代謝を強力に促進するため、国際的にも稀な事業所税と償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

①設備投資に伴う事業所の拡充や雇用の増大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、事業所面積や従業員給与が課税算出根拠となっており、前向きな設備投資に伴う事業所の拡充や雇用の増大を阻害していることから、廃止すべきである。

②企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、国際的にも稀な税制であり、企業の国際競争力を大きく阻害していることから、廃止すべきである。少なくとも、企業の競争力向上の源泉となる機械・装置に対して課税される固定資産税については、早急に廃止が必要である。

(6) 減価償却制度のさらなる見直しを

現行の減価償却制度は、償却期間が長過ぎる等、企業の設備投資サイクルに適合しておらず、企業の前向きな事業活動を阻害している。技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

2. 新規創業・ベンチャー支援を拡充すべき

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めがかかっていない。このままでは、わが国の経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、産業の新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。新規創業を増やすため、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等に多額の資金が必要な一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多い。果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の税制措置が必要である。

(1) 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置、欠損金繰越控除期間の無期限化を

創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後5年間の法人税免税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図るべきである。

(2) エンジェル税制の抜本的な見直しを

起業家やベンチャー企業への民間投資資金の拡大を図る観点から、エンジェル税制を抜本的に見直し、以下に掲げる措置を実現すべきである。

①エンジェル税制の適用要件の大幅な拡充

ベンチャー企業への投資拡大の観点から、適用企業要件である売上高成長率（25%超）の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、農業や環境等の成長産業への投資促進を図る措置を講じるべきである。一方で、個人投資家の投資意欲を喚起する観点から、投資額の所得控除の上限額（総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方）を引き上げるとともに、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

②法人版エンジェル税制の創設

エンジェル投資家の一層の拡大の観点から、エンジェル税制の利用対象者を個人に限定せず、法人がベンチャーキャピタルに出資する際の投資額の一定割合の所得控除等を可能とする制度を創設すべきである。

(3) 会社設立に係る印紙税および登録免許税の廃止を

会社設立費用を最小化し、創業する中小企業の負担軽減を図るため、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止すべきである。とりわけ、地域資源等を活用し、地域活性化に資する中小企業に対しては、会社設立に係る登録免許税に特段の配慮が必要である。

(4) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠（1,000万円）の創設を

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充を

競争力の強化に向け、自らの強みや特性を最大限に活かして行う独自技術の確立や、市場ニーズをとらえた製品開発など、中小企業のイノベーションの促進に向けた取り組みを大胆に支援することが必要である。

(1) 研究開発投資促進税制の拡充・本則化を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発投資促進税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ①マザー機能としての研究開発・先端製造機能の国内維持・強化の促進のため、上乘せ措置部分（増加型・高水準型）については、恒久化すべき。
- ②研究開発による企業の競争力強化を後押しする観点から、増加型の税額控除率を5%から大幅に引き上げるべき。
- ③継続的な研究開発投資を促進する観点から、総額型の繰越期間を1年から5年へ延長するとともに、上乘せ措置の繰越控除制度を創設し、繰越期間を5年とすべき。
- ④研究開発投資の底上げのため、平成25年度税制改正で拡充された総額型の税額控除上限は、30%で恒久化すべき。
- ⑤中小企業の研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるとともに、中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）は延長すべき。
- ⑥安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乘せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。

(2) 研究開発投資促進税制の中小企業を対象とした運用面の大胆な改善を

わが国のイノベーションの促進のため、中小企業の研究開発や製品開発への取り組みを大胆に支援することが求められている。しかし、「中小企業技術基盤強化税制」により中小企業は優遇されている（12%の税額控除が可能）にも係らず、中小企業の研究開発投資促進税制の利用数は4,009社（平成23年度）と、研究開発を行った企業（43,221社）の1割にも満たない状況であり、利用率は低迷している。

経営資源の限られた中小企業においては、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費に関しては、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とするなど、大胆に運用面を改善すべきである。

(3) パテント・ボックスの導入を（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）

中小企業においても、国際競争が激化する中で、海外展開や新分野進出等において知的財産の戦略的な活用の重要性が高まっている。わが国が保有する知的蓄積・ビジネスの蓄積を、戦略資源として有効活用し、わが国の競争力強化につなげていく必要がある。

欧州等では、知的財産権に起因する収益について軽減税率または所得控除を適用するパテント・ボックスの導入が進んでおり、このままでは日本の競争力の源泉となる無形資産が海外流出する危険性が高い。また、特区制度などにより、海外の研究開発型企業を誘致する取り組みが行われているが、パテント・ボックス税制の未導入国は立地競争力が著しく劣後している。

中小企業の知的財産権の国内保有を推進するため、パテント・ボックス税制を早急に創設すべき

である。

4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を

(1) 国際競争力強化のため、法人実効税率のアジア諸国並み（20%台前半）への引き下げを

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（約 35.6%（復興法人特別税付加後約 38%））は国際的に見て未だ高い水準にある。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。結果的に、雇用が失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。わが国の立地競争力の強化を迅速に図るため、復興増税終了を待たずに、法人実効税率を早急に競争相手であるアジア諸国並み（20%台前半）へ引き下げる必要がある。法人課税の軽減は、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

なお、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃し、早急に法人実効税率を引き下げるべきである。

(2) 中小企業の活力強化のため、軽減税率を 11%以下へ引き下げ、適用所得を拡大すべき

わが国の経済成長の源泉である中小企業も国際競争に晒されている。中小企業の軽減税率は、平成 24 年度から 3 年間の時限措置として 15%（本則 19%）に引き下げられたが、復興増税期間は 16.5% となっており、復興増税終了後の平成 27 年度には本則の 19%に戻ってしまう。

中小企業の活力や競争力強化を図るため、中小法人の軽減税率について、国際競争に打ち勝つ水準（11%以下）まで恒久的に引き下げるべきである。あわせて、適用所得金額の拡大（800 万円→1,600 万円）を図るべきである。

(3) 企業の活力強化を図る法人課税の軽減措置は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき

今後の経済・財政運営においては、成長産業への集中的な投資による民間投資の拡大や、創業促進、国際競争力強化による新市場開拓など、成長・競争力重視の政策の実行により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、予算全体の中で財源確保を図るとともに、企業活力の強化を図る法人課税の軽減措置は、成長戦略の主たる担い手である企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであることから、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

(4) 個人事業者の税負担の軽減を

個人事業者は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、事業主報酬の損金算入化、青色申告控除（65 万円）や個人事業税の事業主控除（290 万円）の拡充等、個人事業者の税負担の軽減を図るべきである。

5. 中小企業の海外展開（新市場開拓）を支援する税制措置の拡充を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業数は、一年の間に2倍を超え、製造業では4割を超えるとともに、非製造業でも急増している。国内事業のみを行う企業と比べ、海外展開を行う企業は、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

(1) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

① 中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なP/E課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③ 外国税額控除の抜本的な見直し

企業の国際競争力維持・強化のため、国際的な二重課税は完全に排除する必要がある。外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(2) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しする観点から、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用等を税額控除可能とする制度を創設すべきである。

(3) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の引き下げを（20%→18%）

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成22年度税制改正において25%から20%

に引き下げられたが、その後、アジア諸国や欧州等では法人税率を引き下げる動きが加速化している。特に、中小企業の進出の多いタイは 2013 年より 20%に引き下げられ、タックスヘイブン対策税制の対象国となることから、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになる。中小企業の海外展開を推進する観点から、タックスヘイブン対策税制のトリガー税率を現行の 20%から 18%程度まで引き下げるべきである。

6. 人材投資を促進する税制措置を

(1) 雇用促進税制の拡充・延長を

雇用促進税制については、平成 25 年度税制改正により、雇用者数の増加 1 人あたり 40 万円の税額控除が受けられることとなったが、1 年間の時限措置となっている。本措置を延長するとともに、利用を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後 2 か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

(2) 人材教育や採用活動に伴う費用の一定割合の税額控除制度の創設を

中小企業は雇用の約 7 割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や、教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

(3) 社会保険料事業主負担分の一定割合を減免する措置を

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

7. 企業の経営基盤強化を促す税制措置を

(1) 中小企業の交際費課税の全額損金算入化を

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費は上限なく全額損金算入とすべきである。

また、当面の措置として、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1 人当たり 5,000 円以下）について、上限を 1 万円程度まで引き上げるべきである。

少なくとも、中小企業の交際費の損金算入特例については、平成 25 年度末までの適用期限を延長すべきである。

(2) 役員給与の全額損金算入化を

役員給与については、税務上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の 3 種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認めることや、事前確定届出給与内であれば引き下げを認めること等、柔軟で機動的な仕組みとすべきである。

また、平成25年度税制改正において、事業承継税制における贈与税の猶予制度が見直されたことから、退任した先代経営者が取締役役に復帰した場合に、役員給与を損金算入できるよう、所要の措置を講じるべきである。

(3) 地球温暖化対策税の見直しを（今後予定されている税率の引き上げ反対）

平成24年10月から石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が導入されたが、原子力発電所稼働停止の長期化による電気料金の上昇や、再生可能エネルギー固定価格買取制度賦課金、燃料価格の高騰等により、エネルギーコストの上昇が進み、中小企業の経営に大きな影響を与えているとともに、当初想定していた税収を大幅に上回っている状況にある。地球温暖化対策税を見直し、今後予定されている2回の税率引き上げ（平成26年4月、平成28年4月）は見送るべきである。

なお、地球温暖化対策税の用途を森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策財源などに拡大することは石油石炭税の課税趣旨に反しており、認められない。

(4) 留保金課税の廃止を

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税は廃止すべきである。

(5) 中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設を

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(6) 中小企業の経営力向上に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(7) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は、消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。電子化への対応が比較

的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(8) 企業年金制度の環境整備のための税制措置の拡充を

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生向上に資するものであり、以下に掲げる税制措置を講じることが必要である。

①特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。

②確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図ることが必要である。

(9) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金や電話加入権等の損金算入を

中小企業においては、税制と会計の調和は極めて重要であることから、中小会計要領をはじめ、企業会計上費用とみなされている貸倒引当金や賞与引当金、退職給付引当金等について、損金算入を認めるべきである。

また、法人税法上は、非減価償却資産とされている固定電話の電話加入権は、現在では価値が少額になっていることから、減価償却資産と同様の扱いとし、損金算入を認めるべきである。

(10) 会社法の見直しにおける監査役設置会社の登記に関する登録免許税の非課税措置を

平成24年度に取りまとめられた「会社法制の見直しにおける要綱」において、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれた。中小企業に対して、本来必要でない登記申請が義務付けられることになることから、会社法見直し後に当該登記を行った際の登録免許税については、非課税とすべきである。

8. 事業再生・事業再編を支援する税制措置の拡充を

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、中小企業金融円滑化法の期限到来により、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持・雇用確保による社会的損失を抑制する観点から、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきである。

(1) 資本金性借入金導入時における過年度処理の損金算入の要件緩和を

中小企業再生支援協議会等の一定の準則に従った再生計画において資本金性借入金が入金された場合、外部専門家に依頼した財務調査で指摘された過年度の会計処理のうち、資産と負債の差額から資本金性借入金を控除した貸借差額部分については損金算入を認め、青色欠損金に優先して所得控除を可能とすることで税負担の軽減を図り、早期の事業再生を後押しすべきである。

(2) 事業再生における減損会計適用要件の緩和を

現在、会計上では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損会計が適用されるが、法人税法では法的整理によるなど、一定の要件を満たさない限り、損金算入が認められていない。事業再生の局面においては、私的整理を含め、損金算入を認めるべきである。

(3) 産活法に基づく「第二会社方式」による認定企業の固定資産税の負担軽減を

産業活力再生特別措置法に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業に対して、一定期間、固定資産税等の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。なお、同計画に基づく事業譲渡における不動産取得税を軽減する措置については、適用期限を延長すべきである。

(4) 事業再生税制における一定の私的整理要件の緩和を

法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる事業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が「一定の私的整理」の要件の一つとなっているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。

(5) 事業再生における組織再編時の税負担軽減を

法的整理および「民事再生等の法的整理に準じた一定の私的整理」により組織再編が図られる場合、移転資産に対する消費税負担および譲渡損益課税負担の軽減を図り、円滑な再生を後押しすべきである。

(6) 事業再編における損益通算措置の実現を

企業の競争力を目的とした事業再編を後押しする観点から、一定の要件のもと、事業を分離した場合に、分離先企業との損益通算措置を実現すべきである。同時に、日本版 LLC におけるパススルー税制の実現に向けて、検討を行うべきである。

(7) 連結納税および組織再編税制の見直しを

事業再編を促進する観点から、一定の要件をみたした場合に 100%子会社について時価評価を適用外とするなど、連結納税の利便性を高めるとともに、企業の組織再編成を活発化させる観点から、税制適格要件について検討を行うべきである。

Ⅱ. 地域経済を支え、雇用の受け皿となる中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

中小企業は、厳しい経営環境に晒されながらも、地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。一方で、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

国際的には、近年、シンガポールや香港のように国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域や、そもそも相続税自体が存在しない国がある。わが国の中小企業が、事業の承継にあたり、国際的に劣後している状況は、早急に是正することが必要である。

平成 25 年度税制改正において、納税猶予制度の要件の緩和や手続きの簡素化等が措置され（平成 27 年 1 月施行）、事業承継税制の活用を阻害している要件が大幅に見直された。平成 25 年 10 月には、経営承継円滑化法の附則および同法に対する附帯決議を踏まえた、施行 5 年経過後の見直しの時期が到来することから、中小企業の実態やニーズに即し、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。

中長期的には、中小・小規模企業、個人事業者が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

1. 中小事業者に対する事業承継税制の改正の周知・徹底を

経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じることが危惧される。こうした事態を生じさせないよう、中小事業者に対する、利用要件等を含めた本制度の周知・徹底を図るべきである。

2. 事業承継税制の抜本的な見直しを

経営承継円滑化法施行 5 年経過後の見直しに合わせて、以下に掲げる抜本的な見直しを行い、円滑な事業承継税制を実現すべきである。

①発行済議決権株式の総数等の「2／3 要件」の 100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の 3 分の 2 までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

②相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

③5 年経過後の納税免除

後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除することとすべきである。

3. 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）において、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されている。こうした点を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

5. 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

6. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設を

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を創業者一族が取得する場合、当該非上場株式が高く評価されるため、後継者による他の発起人からの買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

7. 相続時精算課税制度の見直しを

事業の後継者以外に事業用資産が相続されることで、円滑な事業継続に大きな支障が出ている。事業用資産の分散を防止し、後継者に事業用資産を集中させることが重要である。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

Ⅲ. 中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金 1 億円超 10 億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模企業や中小企業とその従業員や家族を支えている。こうした中核的な役割を果たす企業は、財務面において安全性を重視し、成長に向けた取り組みに挑戦しない傾向が強まっている。地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、金融面での支援とともに、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要である。

1. 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大（資本金 1 億円以下→3 億円以下）を

ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を模索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る中小企業が多く存在しており、こうした中小企業のさらなる成長を後押しするための施策として、研究開発や設備投資等に対する租税特別措置が重要である。

しかし、税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金 1 億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在する。中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金 3 億円以下まで拡大すべきである。

2. 中堅企業（資本金 3 億円超 10 億円以下）の成長を後押しする税制措置を

地域経済を牽引する中堅企業（資本金 3 億円超 10 億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの後押しが重要である。

中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）や中小企業投資促進税制をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

IV. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

デフレから脱却し、日本経済を持続的な成長軌道に再び乗せるためには、潜在需要を掘り起こし、投資や消費の好循環につなげていくことが重要であり、以下に掲げる措置を講じる必要がある。

1. 土地・住宅税制をはじめ、内需拡大に資する税制の拡充を

(1) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活を

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

(2) 新築住宅の固定資産税の特例をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長を

景気回復や経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

平成 24 年度税制改正大綱において、平成 26 年度税制改正までの検討事項とされた、新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置については、消費税引き上げに伴う影響を大きく受け、経済への波及効果も高い住宅産業を後押しする観点から、消費税引き上げに伴い抜本的な見直しを行い、減免措置を恒久化すべきである。

①新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置を、恒久化すべきである。

②居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

③長期優良住宅普及促進税制の延長

住宅の長寿命化を目的に制定されている認定長期優良住宅制度については、優良な住宅ストックを重視する観点から、所得税額の特別控除（投資減税）、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の減免制度を、延長すべきである。

④認定省エネ住宅に対する登録免許税の特例の延長

低炭素型の都市の実現を目的に制定されている認定省エネ住宅に対する登録免許税の特例については、高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進する観点から、延長すべきである。

⑤住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置および、デベロッ

パー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置については、延長すべきである。

(3) 大企業を含めた交際費の損金算入化を

企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。消費税引き上げに伴い、飲食業等の地域経済の落ち込みが想定されるため、民間消費を喚起する観点から、資本金1億円超の企業に対しても、交際費の損金算入を一定の範囲まで認めるべきである。

(4) 都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置の延長を

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置を延長すべきである。

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長
- ②法人等の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度の適用停止の延長

(5) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直しを

わが国は、65歳以上の高齢者が資産保有の6割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。高齢化によって、相続人・被相続人共に相続年齢が引きあがる中、貯蓄率が高い高齢世代から消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することにより、内需を喚起し、経済を活性化させることが必要である。

- ①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は、平成26年に一般住宅は500万円、省エネ住宅等は1,000万円に縮減されるが、消費税引き上げ時の住宅需要落ち込みに対応する観点から、非課税限度額を1,500万円まで拡充すべきである。
- ②相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすべきである。
- ③住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すべきである。
- ④贈与税の基礎控除額を拡充すべきである。

2. コンパクトシティを実現し、中心市街地の活性化を図るための税制措置の拡充を

人口減少・高齢化社会で重要な「コンパクトなまちづくり」を実現するためには、商店街や大型店等のさまざまな商業・集客施設、公共交通等の整備を促進することにより、各地の中心市街地の再生を加速化させる必要がある。こうした取り組みの前提となる中心市街地の土地・建物等の有効活用を促進するため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- (1) 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限（70%）を60%へ引き下げるべき。
- (2) 中心市街地活性化法基本計画に基づき、空き地や空き店舗等の貸与を行った場合における固定資

産税や都市計画税を減免すべき。

- (3) 中心市街地活性化法基本計画に基づく、土地等の長期譲渡所得特例における事業区域面積制限(1,000㎡以上)を撤廃すべき。
- (4) 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税、固定資産税を減免すべき。
- (5) 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対する寄附金は、特定公益増進法人と同等の所得控除を適用すべき。

3. 立地競争力強化に資する「特区制度」の税制措置の創設・拡充を

- (1) 特区制度を活用した立地競争力強化に資する大胆な法人実効税率の優遇を

グローバル競争が進む中、わが国の立地競争力強化は喫緊の課題である。競争相手であるアジアの都市では、企業を誘致するために特区制度を活用し、大胆な税制措置を講じている事例が多い。例えば、最大の競争相手国の一つである韓国では、最大7年間法人税、15年間地方税を減免している。

「国家戦略特区」等の特区制度を活用し、海外の競争国に打ち勝つために、地方法人課税の引き下げを含め、大胆な法人実効税率の優遇措置を検討すべきである。

- (2) アジア拠点化推進制度、国際戦略総合特区制度における優遇税制の要件緩和を

アジア拠点化推進制度、国際戦略総合特区制度が制定され、対日投資増加に向けた取り組みが行われているが、税制優遇措置を受けるためには、非常に厳しい要件が課せられている。外国企業の誘致推進のため、以下に掲げる要件を緩和するとともに、国際戦略総合特区に係る特例措置については、適用期限を延長すべきである。

- ①統括事業における事業所設置要件を緩和すべき（国際戦略総合特区制度のみ）。
- ②統括事業・研究開発事業における専ら事業要件を緩和すべき。
- ③統括事業における資本金要件を緩和すべき。
- ④所得控除のために求められる規制緩和の特例措置要件を緩和すべき。

4. 観光振興に向けた税制措置の見直しを

- (1) 訪日外国人旅行者向け免税制度の見直しを

消費税の免税制度は、訪日外国人旅行者に人気の高い食料品、飲料品、化粧品、薬品等が免税対象外品目となっている。訪日外国人旅行者の増加に向けた環境整備を行う観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ①諸外国と同様に、出国時に当該品目の消費有無を含めた免税可否チェックを実施した上で、消費税相当額を一括で受け取れる方式を導入し、返金方法についても現金のみならずクレジットカードや小切手などに多様化すべき。
- ②訪日外国人に人気の高い食料品、飲料品、化粧品、薬品を免税対象品目に追加すべき。
- ③免税店（輸出物品販売場）制度を、「許可制」から、諸外国と同様に「届出制」に変更するとともに

に、免税店要件を緩和すべき。

(2) ホテル・旅館の建物等に係る固定資産税評価額の低減を

ホテル・旅館は、長期間にわたり建物等の固定資産税の評価額が下がりず、経営の実態を適切に反映しているとは言えない。平成 24 年度税制改正大綱において、平成 27 年度の固定資産の評価替えの際に使用実態に合わせた見直しを行うことが検討されているが、依然として東日本大震災の風評被害等で厳しい経営を余儀なくされている者も多い中、観光振興、地域活性化のため、ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定にあたり、耐用年数の大幅な短縮等を早期に措置すべきである。

5. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置の拡充を

(1) 大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

(2) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充を

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されている。

他方、従前から、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している企業に対する税制措置が不足している。被災地域の経済を支える地元企業に対し、投資減税の拡充等、復興特区に準じた税制措置を講じるべきである。

また、中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る登録免許税等の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

6. 女性の活躍を後押しする税制措置を

(1) 女性の活躍を後押しし、子育て世帯の税負担軽減に向けた所得税の見直しを検討すべき

人口減少に歯止めをかけるとともに、「女性が働き続けられる社会」を実現し、女性の活躍を後押しするため、配偶者控除・成年扶養控除等、所得税の諸控除のあり方を見直すとともに、2 分 2 乗方式や N 分 N 乗方式等の世帯単位の所得課税方式の導入について検討を行うべきである。

(2) くるみんマーク認定企業に対する税制措置の拡充を

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」（くるみんマーク認定）まで取得する企業は非常に少ない。現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子

育ての両立支援を強力に推進するため、くるみんマーク認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者1人当たり一定額を税額控除できる措置を創設すべきである。

(3) 事業所内保育施設の設置・運営費用の税額控除の創設を

企業が、施設・人員配置基準等を満たした事業所内保育施設を設置・運営する場合、1事業主あたり1施設に限り助成金が支給される。しかしながら、助成額や助成期間は限定的で、複数の施設を設置する場合は助成されない。このような状況から、企業にとって、事業所内保育施設は、将来に亘って過大な負担が予想され、設置に踏み切りにくい状況にある。待機児童問題を解消する一助として、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、設置基準等を満たした上で、助成金の対象とならない場合は、設置・運営費用の一定割合を税額控除する措置を創設すべきである。

V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底的な行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国際競争力強化の観点から、国として引き下げていくべきである。

地方法人二税の国税化や地方法人特別税の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税の中であり方を検討すべきである。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃すべきである。

2. 地方の行革努力が反映される交付税制度に見直すべき

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

3. 中小企業の成長を阻害する、事業所税は廃止すべき

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

4. 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減

を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

5. 償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止する必要がある。特に、機械・装置に係る固定資産税については、中小企業の前向きな成長を阻害するものであることから、早急に廃止すべきである。少なくとも、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

6. 法人事業税の外形標準課税の廃止を

法人事業税の外形標準課税は、企業に固定的な負担を強いることから産業空洞化を招くとともに、「従業員給与」に課税することから雇用の維持を困難にし、「賃金引き上げ」を抑制している。企業の競争力強化や地域活性化を阻害しているため、早急に廃止すべきである。ましてや、資本金1億円以下の中小企業に対象を拡大することは、絶対にあってはならない。

7. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

VI. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- (1) 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。
- (3) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (4) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。
 - ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。
上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。
 - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
 - (イ) eLTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。
 - ② 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
 - ③ 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。
 - ④ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
 - ⑤ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
 - ⑥ 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。
 - ⑦ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
 - ⑧ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
 - ⑨ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
 - ⑩ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
 - ⑪ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
 - ⑫ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である。
- (6) 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1%の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたっ

て1円単位の源泉徴収額が発生し、現場では既に混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減を検討すべきである。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担の軽減を

社会保障・税番号は、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化を可能とし、適正な社会保障政策の実施や行政効率化に向けて不可欠な社会インフラである。

社会保障・税番号が導入されると、源泉徴収等の法定帳票に従業員等の番号を記載するなど、各種申告事務で事業者に新たな納税事務負担が発生する。社会保障・税番号導入にあたっては、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

4. 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。

②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

5. 租税教育の充実を

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、復旧・復興に大いに活用されたところであ

る。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や、地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

消費税引き上げ時の課題－中小企業経営への影響を最小限に止める措置を－

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する基盤である。将来世代に負担を先送りせず、持続可能な社会保障制度の確立のため、社会保障給付の重点化・効率化の徹底を図り、消費税率 10% の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革を早期に断行すべきである。

複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われるだけでなく、中小企業に新たに煩雑かつ過大な事務負担を強いるものであることから、断固反対する。

消費税引き上げは、景気や経済成長、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、円滑な価格転嫁に向けて実効性の高い対策等、以下に掲げる措置を講じるべきである。

1. 消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策を

(1) 価格転嫁対策特別措置法に基づく、実効性の高い価格転嫁対策の実行を

今回の消費税引き上げは、「デフレ経済下における引き上げの決定」、「1 年半という短期間で 2 段階の引き上げ」という点でこれまでと異なる。中小企業の平均営業利益率は 2% であり、消費税率引き上げ分の価格転嫁が進まない場合は、中小企業は利益が大幅に失われる結果となる。過去に比べて、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となるため、政府は、価格転嫁対策特別措置法に基づき、これまでにない徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

中小企業の価格転嫁対策について、政府は、まず「なぜ消費税率の引き上げが必要なのか」「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを、事業者や国民に対して強いメッセージを発信すべきである。

すでに、価格転嫁を拒否する動きが始まっていることから、政府は、価格転嫁特別措置法の施行前においても、大々的な覆面調査や、転嫁指導員によるヒアリング調査を行い、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、是正に向けた迅速な措置を講じるべきである。

(2) 消費税の仕入税額控除制度における 95%ルール の復活を

平成 24 年度より、売上高 5 億円超の事業者において、いわゆる 95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。

消費税引き上げ時には、非課税取引における損税が拡大することが想定されることから、円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における 95%ルールを復活すべきである。少なくとも、全ての中小企業者に 95%ルール の適用が必要である。

2. 複数税率・インボイスの導入に断固反対

(1) 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから、断固反対

平成 25 年度与党税制改正大綱において、「消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率を導入することをめざす。与党税制協議会で、本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。」とされているが、複数税率は問題点が多く、国民や事業者別に別の形で負担を強いることから、導入には断固反対する。複数税率の問題点は以下のとおりで

ある。

- ①社会保障財源が大きく失われ、社会保障給付の削減や、消費税率の再引き上げにつながる。低所得者対策を目的として、複数税率を導入し、消費税率 10%で食料品を 5 %の軽減税率対象とすると、約 2.5 兆円～3 兆円と、消費税率 1 %相当分の社会保障財源が失われる。大きく失われた財源を新たに確保するために、社会保障給付の削減、消費税率の再引き上げ、社会保険料の引き上げが必要となる等、国民や将来世代に別の形で負担を強いることになる。
- ②高額所得者ほど大きな負担軽減を受けるため、逆進性対策としては非効率である。低所得者対策が必要な場合は、真に支援が必要な者に対して、きめ細かな給付で対応した方が効率的である。
- ③軽減税率の対象品目の線引きが難しく、国民や事業者に大きな混乱を招くことになる。すでに複数税率を導入している EU 諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等でも多くの問題点が指摘されている。
- ④小規模な事業者ほど、日々の取引において、複雑な事務負担が大幅に増加する。売上高 5,000 万円以下の事業者の 4 割超は手作業で経理事務を行っており、消費税の価格転嫁が困難と訴えている中小・小規模事業者ほど過度な事務負担を強いることになる。
- ⑤簡易課税制度において、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化する必要がある。制度が複雑化すると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる。

(2) インボイスは、中小企業に 2 重かつ、2 倍以上の事務負担を強いることから、導入すべきではない

複数税率に伴い、インボイス制度が導入されると、中小事業者に多大な事務負担を新たに課すため導入すべきでない。現行の請求書等保存方式は、帳簿に加え、請求書等の保存が義務付けられており、課税の透明性は十分に確保されている。インボイス制度の問題点は以下のとおりである。

- ①インボイスの作成、管理、保存の事務コストが新たに発生する。これまで、月締めなどで、まとめることができていた請求書等の帳票について、取引の都度、税額や税率を入れて発行しなければならなくなる。
- ②インボイスに必要事項が間違いなく記載されていることが仕入税額控除の前提となるため、事業者は内容を正確に確認したうえで、管理・保存しなければならなくなる。
- ③インボイス制度は、仕入と売上のインボイスに記載された税額をそれぞれ積み上げ、その差額を納税するものである。法人税・所得税の帳簿による計算とは、別の方法で消費税の税額計算を行わなければならなくなるため、2 重かつ 2 倍以上の事務負担を強いることになる。
- ④現行の帳簿方式においても、請求書等の保存が義務付けられており、透明性は十分に確保されている。欧州等では、インボイスの偽造等の不正行為が行われ、税務調査等で徴税側のコストが増加する一方、企業側のコンプライアンスコストの負担も大きいとの指摘がある。
- ⑤インボイスを発行できない、500 万超の免税事業者が取引から排除され、廃業に追い込まれる可能性がある。

3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき

(1) 消費税引き上げ後の景気の下振れをカバーする景気・経済対策の大胆な実施を

過去の消費税導入・引き上げに際しては、景気の下振れが生じてきた。今回は税率の引き上げ幅も大きく、これまで以上に景気の下振れや、駆け込み需要に対する反動減が想定される。消費税引き上げ後の景気の下振れリスクをカバーするとともに、経済成長を促進する景気・経済対策を大胆に実施する必要がある。特に、消費税の二段階の引き上げを踏まえ、住宅や自動車等の経済波及効果が大きい産業への実効性の高い措置が不可欠である。

(2) 簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しは複数年度の実績で判断すべき

税制抜本改革法に簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しが示されているが、単年度だけではなく、直近の複数年度における実際の仕入れ率とみなし仕入れ率の差異を精査して、判断すべきである。

(3) 中小企業経営への影響を最小限に止める支援策を講じるべき

中小企業は取引上弱い立場に置かれ、消費税の価格転嫁が困難な場合が多いため、消費税引き上げに伴う利益率の減少や、キャッシュフローの悪化による廃業・倒産の増加、消費税の滞納の増加が懸念される。中小企業経営への影響を最小限に止めるため、以下に掲げる支援策を講じるべきである。

- ① 消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ② 消費税引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③ 平成 26 年度より中間納付制度が導入されるが、消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

4. 二重課税の解消はもとより多岐多重に課税される税制（印紙税等）の抜本的見直しを

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題があり、今回の消費税の引き上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直しすべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）
※自動車重量税は自動車税との二重課税
- ④ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。
- (3) 所得控除の適用を受ける小規模企業共済制度の対象となる小規模企業者の範囲を拡充すること。

2. 法人税関係

- (1) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (2) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。
- (3) 海外投資等損失準備金制度について、適用期限を延長すること。

3. 所得税・法人税共通関係

平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。

4. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割の損金算入を認めること。
- (2) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (3) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (4) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (5) 土壌汚染された土地に対する固定資産税等を減免する措置を講じること。
- (6) 一般財団法人において学術研究に用いている土地や設備等に係る固定資産税等を免除すること。
- (7) 自動車税、自動車重量税等の車体課税を軽減する措置を講じること。

以上

平成 26 年度税制改正に関する意見

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

- ◆『平成 26 年度税制改正大綱』（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に盛り込まれた主な実現項目は以下のとおり（『所得税法等の一部を改正する法律案』として、第 186 回通常国会に提出され、平成 26 年 3 月 20

日成立、31 日公布、4 月 1 日施行)。

【投資減税・成長戦略に資する税制】

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・延長

①適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長

②中小企業者等が、特定機械装置等（機械装置並びに一定の工具、器具備品およびソフトウェア）で、かつ、生産性向上設備投資促進税制の対象である設備等（先端設備）※の取得等をした場合には、普通償却限度額との合計で、その取得価額までの特別償却（即時償却）または税額控除ができることとする。

○資本金 3,000 万円超 1 億円以下の中小企業者等についても、7 %の税額控除との選択適用ができる

○3,000 万円以下の中小企業者等は、税額控除割合を 10%に引き上げ

○税額控除における控除限度超過額は 1 年間の繰り越しができる

(2) 少額減価償却資産の特例の延長

適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長

(3) 生産性向上設備投資促進税制（新設）

産業競争力強化法（仮）等の中で規定される予定の以下の設備等を取得し、事業の用に供した場合には、特別償却（即時償却）または税額控除が出来ることとする。

＜生産性向上設備投資促進税制の対象である設備等＞

○先端設備（※）：

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物および建物附属設備で一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性 1 %以上向上）を満たすもの。中小企業については一定のソフトウェアおよびサーバーを含む

○生産ライン等の改善に資する設備：

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物およびソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5 %以上）であることの経済産業局の確認を受けたもの

＜以下は中小企業者のみに講じる措置＞

①先端的設備について、電子計算機（サーバー（ソフトウェアを同時に取得するものに限る）に限る）および、一定のソフトウェアを対象とする。

②ソフトウェアが組み込まれた機械・装置については、一代前モデルも含める

③生産ライン等の改善に資する設備に係る投資利益率要件につき、中小企業者等（資本金 1 億円以下）は 5 %以上（大法人は 15%以上）とする

(4) 創業・ベンチャーを支援する税制措置

○ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設：

産業競争力強化法（仮称）において必要な経営支援等を行うベンチャー・ファンドを認定する仕組み

を設け、税制においてもベンチャー・ファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための措置を講じる

○創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置：

株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率：本則 0.7%＜最低税率 15 万円＞→ 0.35%＜最低税額 7 万 5,000 円＞

（５）所得拡大税制の拡充

①適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長

②雇用者給与等支給増加割合の要件（現行 5 %以上）を適用年度の区分に応じて見直し

○平成 27 年 4 月 1 日前に開始する適用年度：2 %以上

○平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度：3 %以上

○平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度：5 %以上

③平均給与等支給額に係る要件について、計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直したうえ、平均給与等支給額が比較平均給与等支払額を上回ること

（６）研究開発税制の拡充・延長

①適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長

②増加型について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに見直し

（７）既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設

耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、または建設した耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却ができる

（８）今後の検討事項

償却資産に係る固定資産税については、固定資産税が市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する

【消費税の軽減税率】

○平成 26 年度与党税制改正大綱において、「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得たうえで、税率 10%時に導入」と記載

○今後、引き続き、与党税制協議会において、軽減税率制度の導入に係る詳細について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定

【交際費の損金算入の拡充】

○大企業に対象を拡大し、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金算入可能に

○中小企業は、現行の中小特例（800 万円まで全額損金算入可：2 年延長）との選択適用

【住宅関係税制の延長】

○新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2 年間）

○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（２年間）

【中心市街地活性化のための税制措置】

- 中心市街地における店舗改修等の設備投資減税の拡充
- 郊外から街中に資産を移転した際に、法人税を繰り延べ
- 登録免許税の特例措置の創設

【地球温暖化対策税】

- 森林吸収源対策への使途拡大はしない

【訪日外国人向け免税制度】

- 対象品目の拡大、手続きの簡素化

【車体課税の見直し】

- 自動車取得税の減免（自家用車＜軽自動車を除く＞５％→３％、営業用自動車・軽自動車 ３％→２％）
- エコカー減税の拡充および制度の恒久化
- 軽自動車税の見直し（平成 27 年度以降の新規取得車および、平成 28 年分から経年車重課（13 年超の軽自動車税について概ね 20%重課、既存車・新規車問わず）

【復興特別法人税】

- １年前倒しで廃止

【地方法人課税】

- 法人住民税の 1／3 を国税化し、地方交付税の財源化
- 法人事業税の国税化を一部廃止（地方法人特別税の 1／3）

【消費税の簡易課税制度の見直し】

- 金融業および保険業を第 5 種事業とし、そのみなし仕入率を 50%（現行 60%）とする
- 不動産業を第 6 種事業とし、そのみなし仕入率を 40%（現行 50%）とする

平成 26 年度中小企業関係施策に関する意見・要望

平成 25 年 7 月 18 日

日 本 商 工 会 議 所

基本的な考え方

【本格的な景気回復と持続的な経済成長の実現を】

わが国経済は、大胆な金融政策や機動的な財政政策の効果により、企業の業績改善や個人消費の持ち直しが見られ、回復基調にある。しかし、燃料・原材料価格や電力料金等の上昇によるコストが増す中で、中小企業の中には、景気回復の実感を得られていないとの声がある。また、人口減少に伴う市場の縮小、それに伴う企業数の減少や生産拠点の海外移転、地域間競争の激化等により、地域経済の疲弊が深刻化している。

本格的な景気回復と持続的な経済成長を実現するには、中小企業の活力強化や地域経済の活性化を図ることが必要である。政府においては、まずは、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた政策を、迅速かつ果断に実行すべきである。

【成長の原動力である中小企業の活力強化を】

企業数の 99.7%、雇用の 7 割、付加価値の 5 割近くを占める中小企業は、わが国経済の「成長の原動力」であり、まさに「日本再興戦略」の実行の担い手である。

既存市場が飽和し、経済のグローバル化が進む中、中小企業は、新たな需要を求めて、成長分野への進出や海外展開などに積極果敢に挑戦しており、こうした「新たな挑戦」に対し、重点的な施策展開を図ることが必要である。また、企業負担の増加や取引構造の変化など、中小企業を取り巻く環境が大きく変わる中、中小企業の「経営力向上」への支援や「事業環境の整備」も不可欠である。これらを通じて、「成長の原動力である中小企業の活力強化」が実現されるべきである。

【地域発の成長・活性化の促進を】

地域経済の活性化には、地域における企業の生産や投資が消費の拡大につながり、それが新たな投資や雇用の拡大に結びつく、「好循環の確立」が必要である。

そのためには、まず、地域の核となる「中心市街地の活性化の加速」や、地域の潜在力を引き出す「地域資源の活用」、経済波及効果が高い「観光振興」に加え、地域経済を牽引する「中堅企業への支援強化」を行うことが重要である。また、好循環を生み出す基盤を整備するため、TPP などの経済連携の推進がもたらす地域経済への影響の極小化および影響克服のための対策や、真に必要な産業インフラの整備促進等を行う必要がある。これらを通じて、「地域発の成長・活性化の促進」が実現されるべきである。

なお、地域ごとの戦略を策定する「地方産業競争力協議会（仮称）」については、速やかに発足させ、「地域発の成長・活性化」の実現を後押しすることが必要である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成 26 年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

＝ 目 次 ＝

I. 成長の原動力である中小企業の活力強化を

1. 中小企業の新たな挑戦への支援

- (1) 輸出・海外投資など中小・中堅企業の海外展開に対する支援の強化 256
 - ① 中小・中堅企業の海外展開に資する、TPP などの広域経済連携協定の推進
 - ② 国内外を通じた「ワンストップ」「ハンズオン」支援の強化
 - ③ 海外販路の開拓支援の強化
 - ④ 知的財産の戦略活用を後押しする支援の拡充
 - ⑤ 海外展開を担う人材の確保・育成
- (2) 中小企業のライフステージごとの支援 258
 - ① 「創業」、「新分野進出」（「第二創業」）の促進
 - ② 中小企業の再生の加速化
 - ③ 事業承継・事業引継ぎ支援の拡充
 - ④ 高い技術や優れたサービスを有する中小企業の表彰制度の創設
- (3) 研究開発から販路開拓までを含む「ものづくり」の支援 260
 - ① 「ものづくり」にイノベーションをもたらす最先端設備等の活用・導入への支援
 - ② 「中小ものづくり高度化法」で定める「22 の技術分野」の拡充の早期実施
 - ③ 中小・中堅企業が取り組む「連携・結集」への支援の強化
 - ④ 成長分野での中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充

2. 中小企業の経営力向上

- (1) 経営基盤の強化 261
 - ① 資金調達の円滑化の推進
 - ② 中小企業の人材確保・育成への支援
 - ③ 中小企業の IT 利活用の推進
- (2) 小規模企業に対する支援の拡充・強化 263
 - ① 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の制度拡充
 - ② 経営指導の充実に向けた都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額
 - ③ 「小規模企業振興基本法」（仮称）の検討・制定
 - ④ 中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の強化
- (3) 国の支援策へのアクセス向上 264
 - ① 経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充
 - ② 中小企業に対する支援策の利便性の向上
- (4) 中小企業の仕事確保と公正な取引のさらなる徹底 264
 - ① 中小企業の官公需受注機会の確保
 - ② 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の厳格な運用と周知徹底

(5) 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進	265

3. 中小企業の事業環境整備

(1) 消費税引き上げに伴う弊害の是正	265
①価格転嫁対策の徹底	
②複数税率・インボイス導入は断固反対	
(2) 安価で安定的なエネルギー供給の実現	265
①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現	
②中小企業の省エネ支援策の拡充	
(3) 企業活動を阻害する公的負担の軽減	266
①社会保障制度に係る中小企業の負担軽減	
②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ	

Ⅱ. 地域発の成長・活性化の促進を

1. 中心市街地活性化の加速および地域商業再生の支援

(1) まちづくり三法の見直しによる、地域の総意や特性に基づく中心市街地活性化の加速	267
(2) 地域商業再生の取り組み強化のための支援	267

2. 地域資源を活用した観光振興・商品開発

(1) 観光・集客交流の促進	267
①地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進	
②訪日外国人旅行者増に向けた MICE（国際会議、見本市等）誘致等プロモーションの促進とインバウンドの拡充、クールジャパンの推進	
③2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた活動の推進	
(2) 地域資源の発掘から試作品開発、商品化、販売までの一貫支援	268
①「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の拡充	
②「クールジャパン」戦略の一環としての「JAPAN ブランド育成支援事業」の拡充	
③地域団体商標の登録主体拡充の早期実現	

3. 地域経済の牽引役である中堅企業への支援

4. TPP などの経済連携の推進における地域経済対策

5. 真に必要な産業インフラの整備、大規模震災への備えの促進

※「平成 26 年度税制改正」および「平成 26 年度東日本大震災復興関係施策」については、別途、意見・要望する。

I. 成長の原動力である中小企業の活力強化を

1. 中小企業の新たな挑戦への支援

(1) 輸出・海外投資など中小・中堅企業の海外展開に対する支援の強化

①中小・中堅企業の海外展開に資する、TPP などの広域経済連携協定の推進

(主要要望先：TPP 政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省)

中小・中堅企業の海外展開を促進するためには、貿易・投資に係る規制の撤廃や、国ごとに異なる手続の簡素化・調和化などにより、ビジネス環境を整備することが不可欠である。

そのためには、TPP（環太平洋経済連携協定）はもとより、日中韓 FTA（自由貿易協定）、日 EU・EPA（経済連携協定）、ならびに RCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの広域的な経済連携を推進していくことが重要である。

特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における規制や参入障壁の撤廃、簡素で運用しやすい原産地規則の策定、査証手続きの迅速化など、中小・中堅企業の貿易・投資の後押しとなる具体的な成果を、交渉により確保されたい。

②国内外を通じた「ワンストップ」「ハンズオン」支援の強化

(主要要望先：経済産業省、外務省)

新たな需要の獲得に向け、輸出や海外投資などの海外展開に挑戦する中小・中堅企業は、市場開拓や人材確保などにおいて、国内での事業展開に比べて格段に大きな困難に直面している。こうした中、すでに国内外で様々な支援策が提供されているが、省庁・機関ごとに情報が分散しているために適切な支援情報の入手が困難であることや、手続きが煩雑であることなどの課題がある。

中小・中堅企業の円滑な海外展開を後押しするには、従来の相談対応にとどまらず、各種支援策を「ワンストップ」で提供する機能を強化することが必要である。

また、国内における支援にとどまらず、進出先における情報提供や相談対応、継続的なフォローアップなどを含む、国内外を通じた「ハンズオン」（伴走型）支援の機能を強化することが必要である。

③海外販路の開拓支援の強化

(主要要望先：経済産業省、外務省)

海外市場における、中小・中堅企業の製品・サービスの販路開拓を支援するため、以下を講じられたい。

- 海外で取引チャネルを持つ日本企業と連携したテストマーケティングなど、官民一体となった支援スキームの構築
- 海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成
- 日本国内における国際見本市・展示会の開催支援制度の創設
- ODA（政府開発援助）を活用した中小・中堅企業の海外展開支援の拡充
- 「クールジャパン」（高付加価値製品・サービス）の販促の強化

○高い技術や優れたサービスを有する中小企業の表彰制度の創設〔後述・p8〕

④知的財産の戦略活用を後押しする支援の拡充

(要望先：経済産業省、外務省)

(i) 模倣品・海賊版等の知的財産侵害対策への支援

模倣品・海賊版対策の観点から、以下を講じられたい。

○海外での知的財産侵害の調査費用に対する助成（「中小企業知的財産権保護対策事業」）の拡充

＊現行の助成額：費用の3分の2・上限300万円、利用実績：12件（平成24年度）

○模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する在外公館（知的財産担当官等）による相手国への働きかけの強化

○ACTAの早期発効および新興国に対する交渉参加への働きかけの強化

＊ACTA：偽造品の取引の防止に関する協定。日本、オーストラリア、カナダ、EU（欧州連合）およびEU加盟22カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米
国が署名済み。

(ii) 国内外の特許等の取得・維持に係る支援

国際競争力強化の観点から、国内外の特許等に関し、以下を講じられたい。

○特許料等の減免制度の拡充

- ・設立年数要件（設立から10年未満）および法人税非課税要件（黒字法人は対象外）の緩和
- ・特許料減免期間の延長

＊現行は、特許期間20年間のうち最初の10年間の特許料が減免される。

○海外の特許取得・維持に係る費用の助成制度（「地域中小企業外国出願支援事業」）の、権利維持費用に対する助成の創設

＊現行の助成額：出願費用の2分の1・上限300万円、対象：出願関連費用のみ

○海外の工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化、および認証取得への助成制度の創設

○国内外の特許審査の迅速化のさらなる推進

- ・国内審査における審査順番待ち期間（平成24年度：約16.1カ月）のさらなる短縮
- ・「特許審査ハイウェイ」の参加国拡大

＊特許審査ハイウェイ：国内で権利取得可能と判断された出願について、海外で簡易な手続で早期審査が受けられる枠組み。

- ・「スーパー早期審査」の適用拡大（海外展開の可能性がある中小企業等）

＊特許審査には、「早期審査」よりさらに早く審査を行う「スーパー早期審査」がある（特別に発生する手数料はなし）。中小企業や公的研究機関等などの出願で、実施関連出願（実際にその発明を実施している出願）かつ外国関連出願である場合に認められる。

⑤海外展開を担う人材の確保・育成

(要望先：経済産業省、外務省、厚生労働省)

中小企業の海外展開を担う人材の確保・育成のため、以下を講じられたい。

○中小企業の従業員を対象とした海外実務経験のための支援制度の拡充

○外国人留学生等を対象にした合同就職説明会などのマッチング事業に対する支援（「地域中小企業の海外人材確保・定着支援事業」等）の継続・拡充

＊「海外人材確保・定着支援事業」：海外からの留学生と中小企業のマッチングを支援する事業。

平成 25 年度は札幌商工会議所が実施（「札幌アジア・ブリッジ・プログラム」）。

○ODA を活用した人材採用・育成の推進

（２）中小企業のライフステージ（創業、新分野進出、再生、事業承継・引継ぎ）ごとの支援

①「創業」、「新分野進出」（「第二創業」）の促進

（主要要望先：経済産業省、金融庁、文部科学省）

近年、創業しようとする者は５年ごとに 50 万人近く減少している。また、創業に至っても、５年間で約 2 割の企業が撤退する（＊）、いわゆる「死の谷」が存在する。

創業を促進するには、創業予備軍の増加や、創業時の負担軽減はもとより、「ワンストップ」で継続的に「ハンズオン」（伴走型）支援をする体制の整備が必要である。

＊中小企業白書（2011 年版）より。

（ⅰ）「創業支援センター（仮称）」による、「ワンストップ」窓口と「ハンズオン」支援体制の整備

創業における課題は千差万別であり、あらゆる相談内容に対応できる支援体制が必要である。「創業セミナー」による創業希望者の掘り起こしから、創業経験者と創業希望者の交流、「創業塾」での事業計画の作成支援、専門家による個別指導、創業後の販路開拓（商談会等を含む）の支援などを、他の機関と連携し、「ハンズオン」で支援するための「ワンストップ」窓口として、「創業支援センター（仮称）」を全国に設置されたい。

（ⅱ）初等教育段階からの起業家育成への支援

創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするためには、初等教育段階からの教育が必要である。小中学生等を対象とした、産業界との連携による起業体験や起業教育プログラムに、支援を講じられたい。

（ⅲ）個人保証に過度に依存しない創業資金調達の推進

個人保証（経営者保証）は、創業時の資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、保証契約時・履行時それぞれの課題が创业者の負担感を増し、創業への取組み意欲を阻害しているおそれがあることから、以下を講じられたい。

○保証請求の制限に関するガイドライン（契約時に個人保証を「補完的なもの」と位置づける、履行時に補償請求を一定以上求めない等）の早期策定および浸透の促進

○無保証の創業融資（「新創業融資制度」）の制度拡充

- ・据置期間（6 カ月）の長期化
- ・返済期間（運転資金 5 年以内、設備資金 10 年以内）の長期化
- ・融資限度額（1,500 万円）の増加
- ・自己資金要件（創業資金総額の 3 分の 1）の緩和

(iv) 新分野進出（「第二創業」）を支援する制度の拡充・継続

「地域需要創造型等起業・創業促進補助金」について、より一層の利用を促進するため、「第二創業」の「事業承継」（代表権の移転）要件を緩和するなど、制度を拡充されたい。

- ＊「地域需要創造型等起業・創業促進補助金」：以下の３種類がある。そのうち、「第二創業」では、「応募日から６カ月以内に代表権の承継を行う予定」であることが要件とされている。
 - ・「地域需要創造型起業・創業」（補助上限額 200 万円）
 - ・「第二創業」（補助上限額 500 万円）
 - ・「海外需要獲得型起業・創業」（補助上限額 700 万円）

(v) 創業時の負担軽減（税制措置、社会保険負担軽減）

創業間もない企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を後押しするため、創業後５年間の法人税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間（資本金額１億円以下の場合９年間）の無期限化を図られたい。

②中小企業の再生の加速化

（主要要望先：経済産業省、金融庁）

経営不振に陥った中小企業が、事業改善を果たして再生することは、地域経済の活性化や雇用の確保のために不可欠である。経営改善が進んでいない中小企業の抜本的な再生を促進するため、以下を講じられたい。

- 条件変更等の金融支援のみならず、再生計画の策定支援や計画のモニタリング・フォローを強化するための、中小企業再生支援協議会の機能強化（人員の拡充（平成 24 年度 70 名→25 年度 170 名）のさらなる推進など）
- 政府系金融機関を中心とした資本性融資、DES（債務の株式化）や DDS（債務の劣後化）、および再生ファンドの活用 of のさらなる推進

③事業承継・事業引継ぎ支援の拡充

（主要要望先：経済産業省）

経営者の高齢化が年々進んでいることから、事業を円滑に承継することが、中小企業の大きな経営課題になっている。現在、全国８カ所に設置されている「事業引継ぎ支援センター」について、M&A による親族外承継だけでなく、親族内承継も含めたあらゆる「事業承継・事業引継ぎ」に対応する「ワンストップ」窓口として機能を拡充したうえで、速やかに全国展開を推進されたい。

④高い技術や優れたサービスを有する中小企業の表彰制度の創設

（主要要望先：経済産業省）

高い技術や優れたサービスを有する中小企業であっても、その存在自体が知られていないために、新たな販路の開拓や優秀な人材の確保に結び付かない場合がある。国において、そうした中小企業に光を当てる表彰制度を創設し、中小企業の国内外での知名度向上を後押しされたい。

(3) 研究開発から販路開拓までを含む「ものづくり」の支援

①「ものづくり」にイノベーションをもたらす最先端設備等の活用・導入への支援

(主要要望先：経済産業省、文部科学省)

研究開発から製品化までのスピード向上が求められている今、中小企業のものづくりにイノベーションをもたらす最先端設備等の利用を促進するため、以下を講じられたい。

○最先端設備等の利用促進に向けた支援

- ・3D積層造形技術に対応可能な製造設備（3Dプリンター等）の公設試験研究機関等への導入や、それを利用する中小企業の費用負担軽減、およびアドバイザーの設置
- ・「京」をはじめとするスーパーコンピュータの産業利用促進（利用機会（課題受付回数）の拡大、アクセスポイントの設置・運用支援による利便性向上、利用に関する積極的なPRなど）

○最先端設備等の自社への導入に対する支援

- ・3Dプリンター等や最新医療機器等、成長分野への進出に資する設備等の即時償却または税額控除を可能とする新たな設備投資減税の創設
- ・設備等の自社導入に対する助成制度の創設

②「中小ものづくり高度化法」で定める「22の技術分野」の拡充の早期実施

(主要要望先：経済産業省)

「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」、「ものづくり中小企業連携支援事業」（戦略的基盤技術高度化支援事業）等の対象となる「中小ものづくり高度化法で定める22の技術分野」について、地域の特色を活かしたものづくりを支援するため、陶磁器、焼物等の製造などを追加されたい。

＊「中小ものづくり高度化法で定める22の技術分野」：組込みソフトウェア、金型、冷凍空調、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射・蒸着、鍛造、動力伝達、部材の締結、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、繊維加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、塗装、めっき、発酵、真空。

③中小・中堅企業が取り組む「連携・結集」への支援の強化

(主要要望先：経済産業省)

中小・中堅企業が取り組む企業間連携、産学官民連携、医工連携等によるものづくりの取り組みに対する支援を強化するため、以下を講じられたい。

○連携・結集をマッチングする機関や人材に対する支援の創設

○「新連携」等における補助対象の拡充（中堅企業が連携事業の代表となる場合を含める）

④成長分野での中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充

(主要要望先：経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、環境省、厚生労働省、国土交通省)

現在、中小企業の採択比率が4分の1程度にとどまっているSBIR制度について、中小企業の技術革新を一層促進するため、以下を講じられたい。

○多段階選抜方式（事前調査（F/S）、研究開発（R&D）段階からの選抜）の導入等、開発早期段階からの長期的な支援

○成長分野（医療、環境・エネルギー等）への予算の重点配分

2. 中小企業の経営力向上

（１）経営基盤の強化

①資金調達の円滑化の推進

（主要要望先：経済産業省、金融庁）

（ⅰ）中小企業の資金繰りの安定化への万全な対策

中小企業金融円滑化法終了に伴う資金繰り安定化策について、引き続き、万全の対策を講じられたい。

また、貸付条件の変更を受けた企業が経営改善に向けて必要とする資金需要、あるいは為替の急激な変動等によるコスト上昇にさらされている企業の資金需要などに対応する、新たなセーフティネット融資制度を創設する等、支援を拡充されたい。

（ⅱ）事業拡大によるニューマネーの供給

今後、景気回復が中小企業に波及すれば、事業拡大による設備投資などの資金需要の増加が見込まれる。その資金需要（ニューマネー）に対応するため、事業価値や将来の成長可能性等の的確な見極めによる積極的な新規融資を促進する監督指針（「平成 24 事務年度主要行等向け監督方針」（平成 25 年 4 月 30 日改正））が、引き続き確実に実行されるよう、より一層徹底されたい。

（ⅲ）個人保証に過度に依存しない融資制度の浸透の促進

個人保証（経営者保証）は資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、事業拡大や早期の事業再生の阻害要因となりかねないため、以下を講じられたい。

○保証請求の制限に関するガイドライン（契約時に個人保証を「補完的なもの」と位置づける、履行時に補償請求を一定以上求めない等）の早期策定および浸透の促進〔再掲・p7〕

○個人保証に過度に依存しない、以下をはじめとする融資制度の浸透の促進

・停止条件付保証（＊1）、または解除条件付保証（＊2）融資

＊1：経営情報の定期的な開示等非財務コベナント（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約

＊2：コベナントを充足する場合は保証債務が解除されうる保証契約

・ABL（動産・売掛金担保融資）

・でんさい（電子記録債権）融資

②中小企業の人材確保・育成への支援

（主要要望先：経済産業省、厚生労働省、外務省）

（ⅰ）若手人材の確保支援

中小企業では若手人材に対する採用ニーズが高い一方、学生は大企業志向が強くミスマッチが生じている。このミスマッチを解消し、中小企業の若手人材の確保を支援するためには、キャリ

ア教育を通して学生に職業観を持たせるとともに、学生・学校と中小企業の接点を増やし、中小企業が、事業の意義、仕事の充実感、求める人材像、職場環境等、自社の魅力を積極的に発信することが重要である。

については、以下を講じられたい。

○教育機関と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業に対する支援

○学生・学校等と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築（新卒応援ハローワーク機能拡充等によるリアルタイムの情報提供）

○中小企業のインターンシップ受入れ促進支援（ノウハウを持つ専門人材の中小企業への派遣や傷害保険料等の経済的支援）、および、中小企業等におけるインターンシップを通じた人材採用の容認（*）

*インターンシップに参加した学生が中小企業等への就職を希望し、合意すれば当該学生を採用できるよう、平成9年9月に出された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（通達）」を見直すこと。

○高い技術や優れたサービスを有する中小企業の表彰制度の創設〔再掲・p8〕

（ii）女性・OB人材等と中小企業とのマッチングの推進

人的資源が必ずしも豊富ではない中小企業にとって、即戦力となる人材のニーズは高い。育児等で一度退職した女性や、専門知識や経験が豊富なOB人材（定年退職者・中途退職者等）などをはじめとする再就職希望者と、中小企業とのマッチングを図ることが必要である。

については、以下を講じられたい。

○専門知識・技能を有するOB人材や、育児等で一度退職し再就職を希望する女性と、中小企業とのマッチング支援の強化

○ハローワークの、企業ニーズに関する情報収集機能の強化

○ハローワークが有するマッチング事例等のデータの民間への開放

○ハローワーク・産業雇用安定センター・民間職業紹介事業者の連携強化による、出向・転籍を含めたマッチングの推進

（iii）海外展開を担う人材の確保・育成〔再掲・p6〕

③中小企業のIT利活用の推進

（主な要望先：経済産業省、文部科学省）

（i）「ものづくり」にイノベーションをもたらす最先端設備等の活用・導入への支援〔再掲・p8〕

（ii）最新情報技術の利活用に取り組む中小企業に対する専門家相談・指導事業等への支援

経営資源に限られる中小企業において、クラウドコンピューティング、スマートフォン、タブレット端末等最新情報技術の利活用は、競争力強化や新たな販路開拓の手段として期待されるが、中小企業にはIT人材が不足しており（*）、活用が困難である。については、最新情報技術の利活用に取り組む中小企業を対象にした専門家相談・指導事業等に対する支援を講じられたい。

*中小企業白書（2013年版）より。

（２）小規模企業に対する支援の拡充・強化

①小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の制度拡充

（主要要望先：経済産業省）

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで、ますます重要性を増している。現在講じられている拡充措置（＊）の恒久化やマル普（普通貸付）からの借り換えの一層の柔軟化等、制度拡充を推進されたい。

また、サービス業のうち、特に労働集約的な業種である宿泊、介護、情報サービス業などについては、従業員基準（５人以下）を緩和し、従業員５人超の事業者に拡大するなど、実態に即した運用を図られたい。

＊マル経融資の拡充措置（平成２６年３月３１日まで）：

- ・融資金額（従前１,０００万円→１,５００万円）
- ・融資期間（運転資金：従前５年→７年、設備資金：従前７年→１０年）
- ・据置期間（運転資金：従前６カ月→１年、設備資金：従前６カ月→２年）

②経営指導の充実に向けた都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額

（主要要望先：経済産業省）

経済環境が厳しさを増す中で、小規模企業の経営課題は複雑化・専門化が進み、より一層きめ細かな支援が求められている。しかし、多くの地方自治体では、経営改善普及事業に係る予算は縮減傾向にあり、大幅に削減されている府県もある。

小規模企業の事業継続や経営力の向上を図るとともに、地域経済のセーフティネット機能をも果たしている経営改善普及事業の意義、経営指導員が果たすべき役割、事業者からの期待は、一段と大きくなっている。

については、政府は、商工会議所が取り組む経営改善普及事業の予算が安定的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけを、強力に行われたい。

③「小規模企業振興基本法」（仮称）の検討・制定

（主要要望先：経済産業省）

わが国企業の８７％（３６６万社）を占める小規模企業は、地域経済の安定とわが国経済社会の発展にとって重要な意義を有しているが、概して経営資源に乏しく、近年、企業数・雇用者数ともに、他の規模の企業と比べて減少している。

小規模企業により一層、焦点を当てるため、その意義や価値、および国や地方公共団体による支援の現状を十分に検討したうえで、「小規模企業振興基本法（仮称）」を制定し、小規模企業振興に係る施策が確実かつ継続的に実行される体制を構築することが必要である。

④中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の強化

（主要要望先：経済産業省）

中小企業が直面する多様な経営課題を乗り越えていくためには、それを支援する人材の、経営支援力強化に向けた取り組みが不可欠である。そのため、中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の強化を図り、中小企業の成長を後押ししていく必要がある。

(3) 国の支援策へのアクセス向上

①経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

(主要要望先：経済産業省)

IT システムに専門家データベースを構築・使用し、中小企業・小規模事業者と専門家とのマッチングや専門家派遣を行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」について、中小企業の様々な経営課題に対応するため、専門家派遣回数（1 企業年間 3 回）・謝金上限（1 時間 5 千円、1 日 3 万円）を拡充されたい。

また、IT の利用頻度が低い中小企業においても同事業により専門家派遣が利用できるよう、フォローアップすることが必要である。

②中小企業に対する支援策の利便性の向上

(主要要望先：経済産業省)

国の施策が、必要とする中小企業に十分利用されるよう、以下を推進されたい。

- 事業ごとの周知広報期間の十分な確保
- 各種補助金・助成金等の申請書類の簡素化等環境整備
- 相談内容に応じた施策の「ワンストップ」提供の早期実現

(4) 中小企業の仕事確保と公正な取引のさらなる徹底

①中小企業の官公需受注機会の確保

(主要要望先：経済産業省ほか各府省庁)

中小企業にとって、仕事の確保は極めて重要な経営課題である。政府は「中小企業者に関する国等の契約の方針」（※1）の策定など、中小企業の官公需受注機会の確保に努めているところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な実行を図られたい。また、環境負荷の低減に資する物品の積極調達を推進するグリーン購入等についても、一層推進されたい。

なお、「競り下げ方式」（リバースオークション）の試行の検証の結果（※2）、「各府省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適当」との結論が出されたが、各府省庁が公共調達の多様化を行う場合には、中小企業を過度な低価格競争に巻き込むことのないようにするとともに、検証結果にあるとおり、中小企業事業者への影響等に配慮するよう徹底されたい。

※1：平成 24 年度の目標 56.3%、実績 53.5%、平成 25 年度の目標 56.6%（過去最高）

※2：「競り下げ試行の検証結果」（平成 25 年 5 月）

②下請代金支払遅延等防止法（下請法）の厳格な運用と周知徹底

(主要要望先：経済産業省、公正取引委員会)

産業活動が円滑に行われるためには、適正な取引が確保される仕組みが必要である。下請取引適正化の実効性を一層高めていくため、以下を講じられたい。

- 立入検査を含む「下請法」の一層厳格な運用（※）
- ※平成 24 年度の指導件数 4,550 件（過去最多を 3 年連続で更新）
- 下請ガイドラインの一層の周知徹底、実効ある活用と定期的な効果の検証

(5) 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進

（主要要望先：経済産業省、金融庁）

中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）を通じて、自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となった普及・活用の促進策として、以下を講じられたい。

- 中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- 各省庁における、法律による計画認定・補助金等の募集において中小会計要領に従った計算書類の提出のさらなる奨励

3. 中小企業の事業環境整備

(1) 消費税引き上げに伴う弊害の是正

（主要要望先：経済産業省、財務省、公正取引委員会、消費者庁）

① 価格転嫁対策の徹底

予定されている消費税引き上げは、「デフレ経済下における引き上げの決定」、「1年半という短期間で2段階の引き上げ」という点で、過去の引き上げと異なることから、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となることが強く懸念されている。政府は、価格転嫁対策特別措置法（平成25年6月5日成立、10月1日施行）に基づき、以下のとおり、これまでにない徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

- 中小企業の価格転嫁対策について、政府は、まず「なぜ消費税引き上げが必要なのか」や「消費税は価格に転嫁されるものであること」について、事業者や国民に強いメッセージを発信すべきである。
- 価格転嫁を拒否する動きがすでに始まっていることから、価格転嫁対策特別措置法の施行前においても、大々的な覆面調査や、転嫁指導員によるヒアリング調査を行い、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、是正に向けた措置を迅速に行うべきである。

② 複数税率・インボイス導入は断固反対

複数税率・インボイスの導入は、中小企業にとって新たに複雑な事務負担を強いる一方、低所得者対策としての効果が薄く、また、財源が大きく失われるために国民や将来世代に別の形で負担が生じることから、断固反対する。

(2) 安価で安定的なエネルギー供給の実現

（主要要望先：経済産業省、環境省）

① 「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

原子力発電の稼働停止の長期化に伴い、電気料金の上昇が全国に波及しつつある。また、供給面の不安も継続している。値上げ分を価格転嫁できない中小企業（特に製造業）は、コストの増加、利益

の減少に直面し、設備投資や人件費の抑制で対応せざるを得ない厳しい状況におかれている。

政府は、料金査定の厳格化、化石燃料調達力の強化、高効率石炭火力発電の活用等の対策を進めているが、電気料金の上昇抑制と安定供給の早期確保のためには、「安全が確認された原子力発電の再稼働」を順次速やかに実現することが最も必要である。厳格な安全確認とともに、可能な限り迅速で効率的な審査が行われるよう、政府の責任ある対応を強く要望する。

②中小企業の省エネ支援策の拡充

中小企業における省エネの推進は、エネルギー需要の減少に寄与するのみならず、コスト削減による経営改善策としても重要である。

そのため、省エネ設備投資への支援策や専門家派遣等による省エネ指導など、中小企業の省エネ支援策を拡充されたい。

(3) 企業活動を阻害する公的負担の軽減

(主要要望先：経済産業省、厚生労働省)

①社会保障制度に係る中小企業の負担軽減

社会保障制度は、自助と共助をベースとし、給付と負担の関係性が明確にできる「社会保険方式」を基本とし、不足する部分を公費で補う考え方を堅持すべきである。予定されている消費税引き上げは、社会保障制度の当面の持続性を確保するためにはやむを得ないが、消費税引き上げ 10% の範囲内で最大限持続可能な制度とするため、社会保障と税の一体改革の中で、70 歳～74 歳の医療費窓口負担を法定の 2 割に戻す等、積み残し・先送りとなっている制度面での重点化・効率化策を、早急に断行することが不可欠である。

また、超高齢化に伴う高齢者医療への支援金・納付金の増加に伴う中小企業の保険料負担は限界に達している。企業や現役世代への過度な依存を是正するためにも、協会けんぽへの国庫補助率は速やかに上限の 20% に引き上げるべきである。協会けんぽの負担を健保組合に付け替えるだけの、全面総報酬割による財政調整は、保険料低減に努める保険者機能を見捨てるものであり、断固反対する。

②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

わが国の一刻も早い国際的な競争環境条件の是正のため、中小法人の軽減税率を含む法人実効税率（復興法人特別税付加後約 38%）は、復興増税期間（平成 24 事業年度から 3 事業年度）の終了を待たずに、早急に、競争相手であるアジア諸国並み（20% 台前半）に引き下げるべきである。

特に、中小法人の軽減税率（復興増税期間中 16.5%）は、国際競争に打ち勝つ水準（11% 以下）まで恒久的に引き下げられたい。

Ⅱ. 地域発の成長・活性化の促進を

1. 中心市街地活性化の加速および地域商業再生の支援

(1) まちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法）の見直しによる、地域の総意や特性に基づく中心市街地活性化の加速

（主要要望先：経済産業省、国土交通省）

平成 18 年のまちづくり三法改正から 5 年以上が経過したが、未だ多くの地域では、中心市街地の停滞や都市機能の拡散、商店街等の地域商業の低迷等が続いている。

官民協働によるまちづくりの取り組みを促す仕組みを構築するため、早急に現行まちづくり三法を見直し、まちづくりの中核的役割を担う中心市街地活性化協議会や、空き地・空き店舗の利活用の推進主体として公的な役割を担うまちづくり会社が、その機能を十分発揮できるよう、以下を講じられたい。

○中心市街地活性化協議会の機能強化および財政的支援の創設

○まちづくり会社の、中心市街地活性化法上の位置づけの明確化と活動基盤強化措置（事業活動への財政的・人的支援等）の創設

(2) 地域商業再生の取り組み強化のための支援

（主要要望先：経済産業省）

地域の賑わい創出やコミュニティの担い手である商店街等の地域商業の再生を促進するため、以下を講じられたい。

○地域の大学や研究機関、大型店、農業者等との連携による取り組みや IT 化への対応、買物弱者対策等の新たな課題に対応しようとする中小商店や商店街等への支援の強化

○集客施設の整備や賑わい創出イベントの実施等に資する「中心市街地魅力発掘・創造支援事業」等の拡充

2. 地域資源を活用した観光振興・商品開発

(1) 観光・集客交流の促進

（主要要望先：経済産業省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、総務省、外務省、法務省）

①地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進

地域の幅広い産業と密接に関わる観光の振興は、地域と中小企業の活性化に直結するものであり、わが国の成長の起爆剤と言っても過言ではない。世界遺産から、地域に眠る無形の資源まで、地域固有の様々な資源を活かした観光振興や、まちづくりと一体となった観光振興は、持続可能な地域活性化を促す「観光立“地域”」、ひいては「観光立国」の実現につながる取り組みである。

ついては、以下を講じられたい。

○観光振興に資する地域資源活用の専門家リストの整備、および専門家派遣事業の創設

○「外部専門家招へい事業」（地域活性化に取り組む地方自治体向け専門家派遣事業）の拡充（商工

会議所を派遣対象とする等)

- 「東北六魂祭」に代表される、伝統文化・祭りなど地域固有の資源を活用し、それらを連携させたイベント等による交流人口の創出事業への支援の創設

②訪日外国人旅行者増に向けた MICE（国際会議、見本市等）誘致等プロモーションの促進とインバウンドの拡充、クールジャパンの推進

人口減少・高齢化が加速するわが国において、海外需要の取り込みは重要であることから、以下を推進されたい。

- 日本国内における国際会議の開催支援の促進
- 日本国内における国際見本市・展示会の開催支援制度の創設 [再掲・p4]
- 訪日外国人旅行者の受入環境整備
 - ・ASEAN 諸国からの観光客に対するビザ発給要件の緩和、空港における出入国自動化ゲートの拡充
 - ・ニーズに合わせた免税制度の拡充（訪日外国人に人気の高い食料品、飲料品、化粧品、薬品などの対象品目への追加、出国時の書類等の確認後に消費税相当額を一括で受け取れる方式の導入、免税店要件の緩和）
 - ・美術館等における優遇入場料や交通機関における割引料金の設定、外国人専用タクシー乗り場の設置やレンタカーサービスの提供
 - ・行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできる Wi-Fi 環境の整備
- 「クールジャパン」（高付加価値製品・サービス）の販促の強化 [再掲・p4]

③2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた活動の推進

世界の人々に感動と共感を与え、注目を集めるオリンピック・パラリンピックを日本で開催することは、わが国が、震災復興等の諸課題に果敢に立ち向かい、明るい未来を切り開いていくとともに、世界の経済社会のさらなる発展に貢献していくという確固たる意志を示すものである。政府においては、引き続き、オールジャパン体制のもと、国内外の活動を一層強化し、招致実現および開催に向け、全力で取り組まれない。

（２）地域資源の発掘から試作品開発・商品化・販売までの一貫支援

（主要要望先：経済産業省）

①「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の拡充

より効果的に地域資源のブランド化を促進するため、試作品開発段階の支援にとどまらず、地域資源の発掘から、商品化、販売まで一貫した支援を、以下により講じられたい。

- プロジェクトの対象となる地域資源を発掘するための、地域資源活用の専門家リストの整備、および専門家派遣事業の創設
- 常設展示・販売所（店舗・Web 等）の設置など、全国プロジェクトを束ね販売を支援する仕組みの構築

②「クールジャパン」戦略の一環としての「JAPAN ブランド育成支援事業」の拡充

「JAPAN ブランド育成支援事業」を、「クールジャパン」戦略の重要な事業として位置づけ、海外市場への売り込みを強化するため、以下を講じられたい。

○海外マーケティングや販路開拓のための専門家（バイヤー等）リストの整備、および専門家派遣事業の創設

○海外の有力展示会等での「JAPAN ブランド」ブースの設置、常設展示・販売所（店舗・Web 等）の設置、クールジャパンと連動したプロモーション強化

③地域団体商標の登録主体拡充の早期実現

高い付加価値が期待される地域ブランドづくりを加速するため、地域の特産品等を登録する地域団体商標について、その登録主体に商工会議所等の団体を追加する商標制度の見直しを、早期に実現されたい。

3. 地域経済の牽引役である中堅企業への支援

（主な要望先：経済産業省、外務省）

中堅企業（＊）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支え、地域の中核的な役割を担っている。

しかしながら、施策体系上の明確な位置付けがないため、中小企業に比べて支援策が手薄となっている。また中堅企業は、財務面における安全性を重視し、成長に向けた取り組みに挑戦しない傾向が強まっている。

中堅企業が地域を牽引する原動力としての役割を果たすため、以下を講じられたい。

○海外展開に挑戦する中堅企業に対する支援〔再掲・p4〕

○「新連携」等における補助対象の拡充（中堅企業が連携事業の代表となる場合を含める）〔再掲・p8〕

○中堅企業の成長を後押しする税制措置（租税特別措置による研究開発や投資促進など）、税法上の中小企業の基準の拡大（資本金 3 億円以下までの拡大）

＊本意見・要望では、「資本金 10 億円以下であって、①中小企業基本法上の中小企業でない、または、②税法上の中小法人でない」企業を「中堅企業」とする。

4. TPP などの経済連携の推進における地域経済対策

（主な要望先：TPP 政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省）

TPP（環太平洋経済連携協定）などの経済連携の推進による貿易自由化の進展により、農林水産業をはじめとする地域社会・経済が影響を受けることが懸念される。こうした影響に対応するため、以下により、交渉における具体的な成果の確保を図られたい。

なお、政府は、「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、農林水産業や地域の持続的な発展の方策などについて検討しているが、あわせて、TPP などの経済連携による地域経済への影響を克服するための、農林水産業等の抜本的な対策についても検討し、実行されたい。

①センシティブ品目（＊）への対応

- ＊コメ、麦、牛肉、豚肉、酪農品、甘味資源作物等
- 関税撤廃の対象からの除外
- 関税撤廃対象品目に対する措置
(セーフガード措置、長期の関税撤廃期間の確保)

②日本からの農林水産品の輸出促進に資する措置

- 農林水産品に関する各国の輸入規制の撤廃・緩和
- 農林水産品を対象とする地理的表示の保護（＊）のルール化
＊原産地名を商品のブランドとすることを保護する制度

5. 真に必要な産業インフラの整備、大規模震災への備えの促進

(主要要望先：国土交通省、内閣府)

地域経済の活性化や競争力強化に加え、防災・医療など生活の安全・安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を作るためには、その基盤となる産業インフラの整備や大規模震災への備えが不可欠である。

ついては、以下を講じられたい。

- 地域経済の活性化や競争力強化につながる真に必要な産業インフラの整備（高規格幹線道路のミッシングリンク解消、整備新幹線の工期半減による前倒し整備など）の促進
- 重要な産業インフラである高速道路の料金制度について、有料制を維持しつつ、「低価格・シンプル・安定的」、かつ「人と物の流れを最適化」する制度の構築
- 緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による産業インフラの安全性の向上
- 巨大地震・津波等の大規模災害に備えた、一定の基準を満たす民間事業者施設など、災害時の一時避難施設等の整備や備蓄等に対する助成制度の創設

以 上

＜提出先＞

政府、各党、各都道府県

＜実現状況＞

I. 成長の原動力である中小企業の活力強化を

1. 中小企業の新たな挑戦への支援

(1) 輸出・海外投資など中小・中堅企業の海外展開に対する支援の強化

① 中小・中堅企業の海外展開に資する、TPP などの広域経済連携協定の推進

【環太平洋パートナーシップ (TPP) についての動き】

- ・平成 25 年 7 月の第 18 回交渉会合から交渉に参加。物品市場アクセスを巡る日米二国間協議が決着しないため、全ての分野の交渉が決着しない状況。日米両国は 4 月 24 日の日米首脳会談を前に、閣僚協議を重ね交渉を加速している。
- ・わが国は、国会決議などを根拠に、重要 5 項目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）の関税は撤廃せず維持すること、物品の市場アクセスだけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般及びルール分野を含めた交渉分野全体で包括的でバランスのとれた合意を目指すべきとの方針。一方、米国は全ての品目の関税撤廃を要求。

【東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) についての動き】

- ・平成 27 年末までの交渉妥結を目指し、2013 年 5 月から交渉中。直近では 3 月 31 日～4 月 4 日に中国・南寧で第 4 回交渉会合を開催。
- ・物品貿易、サービス貿易、投資、経済技術協力、競争及び知的財産に関する各作業部会 (WG) に加え、次回会合から植物衛生検疫 (SPS) 及び貿易の技術的障害に係るサブ WG が立ち上がる。

【日中韓 FTA についての動き】

- ・平成 25 年 3 月から交渉中。RCEP より先に妥結することを目指す。直近では 3 月 4 日～7 日に韓国・ソウルで第 4 回交渉会合が開催された。
- ・交渉の進め方や自由化の約束方式についての議論が続いている。

【日本・EU (欧州連合) EPA についての動き】

- ・平成 25 年 4 月から交渉中。直近では 3 月 31 日～4 月 4 日に東京で第 5 回交渉会合を開催し、物品市場アクセスに係る初期オファーの交換を行った。
- ・EU 側は今後 2 カ月程度の間に非関税障壁に関するわが国の取り組みをレビューする。進展がないと判断した場合には交渉を停止する。

② 国内外を通じた「ワンストップ」「ハンズオン」支援の強化

- ・経済産業省、外務省ほか関係機関が連携して、それぞれの施策やサービスをつなぐ、海外展開一貫支援ファストパス制度を創設。現在、320 カ所が連携（うち商工会議所は、25 カ所）。
- ・JETRO は、専門家による新興国進出個別支援サービスを拡充し、約 1,000 社のハンズオン支援実施を目指すとしている。

③海外販路の開拓支援の強化

- ・平成 25 年度補正予算において、中小企業・小規模事業者海外展開支援事業費 8.0 億円、平成 26 年度予算において、同 22.8 億円が計上された。JETRO、中小機構が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングや展示会・商談会等を通じて、海外販路開拓を支援する。
- ・平成 26 年度予算において、中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業について、予算が拡充された。

④知的財産の戦略活用を後押しする支援の拡充

- ・「産業競争力強化法」（平成 26 年 1 月 20 日施行）に小規模企業・設立 10 年以内の中小企業の審査請求料、10 年目までの特許料金、PCT 出願の調査・送付手数料、予備審査手数料を 1/3 に軽減する措置が盛り込まれる（平成 26 年 4 月 1 日から料金改定予定）。
- ・平成 26 年度予算において、侵害調査助成事業の助成対象経費が、侵害調査のみから模倣品業者に対する警告・行政摘発手続きまでに拡大された。
- ・国内審査における審査順番待ち期間は、平成 25 年度内に 11 カ月に短縮される見込み（平成 24 年度は約 16 カ月）。
- ・特許審査ハイウェイは、平成 26 年 3 月現在、30 の国・地域に拡大（平成 25 年 6 月は 24 の国・地域）。

（２）中小企業のライフステージごとの支援

①「創業」、「新分野進出」（「第二創業」）の促進

- ・「産業競争力強化法」の成立により、市区町村と民間支援機関（創業支援事業者・商工会議所含む）が連携して行う創業支援事業計画の認定制度が創設された。平成 26 年度税制改正において、認定を受けた創業支援事業計画に基づく創業支援を受けた創業者に対する、登録免許税の軽減措置（最低税額の場合、15 万円→7.5 万円に軽減）などが講じられた。また、平成 25 年度予算において、創業支援事業計画に基づき事業を行う創業支援事業者に対する、最大 1,000 万円の補助制度（創業支援事業者向け補助金・補助を申請する創業支援事業者から公募）などが講じられた。創業支援事業者（商工会議所含む）向けの補助金は、創業促進補助金とあわせて 44 億円。
- ・平成 26 年度予算において、創業スクール委託事業（委託先は地域プラットフォームに参画する支援機関（商工会議所含む）および創業支援事業者などから公募）として、7.5 億円が計上された。創業スクールのカリキュラムには、創業希望者の掘り起こしのためのセミナー（創業経験者の体験談含む）や、事業計画作成支援が盛り込まれる。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、平成 26 年 2 月 1 日から適用開始となった。また、平成 25 年度補正予算において、経営者保証ガイドラインに関する専門家派遣（中小機構が実施）として、約 4.0 億円が講じられた。
- ・無保証の創業融資（新創業融資制度）について、以下のとおり拡充された（据置期間：6 カ月→設備 2 年・運転 1 年、返済期間（設備）：10 年→15 年、融資限度額（設備）1,500 万円→3,000 万円、自己資金：資金総額の 1/3→1/10）。
- ・創業者向けの補助金について、平成 25 年度補正予算で継続（補助上限額は一律 200 万円）。

②中小企業の再生の加速化

- ・平成 26 年度予算において、事業再生支援協議会および事業引継ぎ支援窓口・センターの事業向けに、44.4 億円が計上された。

③事業承継・事業引継ぎ支援の拡充

- ・同センターは平成 26 年 4 月現在 13 カ所。平成 26 年度中に 24 カ所に倍増される予定。

④高い技術や優れたサービスを有する中小企業の表彰制度の創設

- ・平成 25 年 12 月に、経済産業省は、革新的な製品開発、サービスの創造や地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者、商店街の取組事例を「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」および「がんばる商店街 30 選」として選定。また、(独) 中小企業基盤整備機構は、経済産業省・中小企業庁と連携し、当該選定事業者や商店街による取組の啓蒙普及や情報発信、ビジネスマッチングの実現等を目的として、平成 26 年 3 月 3・4 日の日程で、「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街フォーラム」を開催。

(3) 研究開発から販路開拓までを含む「ものづくり」の支援

①「ものづくり」にイノベーションをたらす最先端設備等活用・導入へ支援

- ・平成 25 年度補正予算において、ものづくり補助金として 1,400 億円が計上された。商業・サービス業にとって使いやすくなったほか、老朽化した設備の入替のため金融機関から借り入れた場合、借入額の 1%相当が補助される制度が導入された。
- ・平成 25 年度補正予算において、地方産業競争力協議会で特定する戦略分野に沿い、地域のイノベーションを促進するオープンプラットフォームを構築するため、3次元積層造形装置(3Dプリンタ)の整備等を行う大学又は高専(工業高等専門学校)に対する補助制度が導入された。
- ・「京」の産業利用は平成 25 年度から開始。平成 25 年度予算で産業利用専用枠は全体の 5%だったが、平成 26 年度予算において、8%に拡大される予定。なお、平成 25 年度の利用企業数は 100 社以上(うち 2~3 割が中小企業)。

②「中小ものづくり 高度化法」で定める「22 の技術分野」拡充早期実施

- ・平成 26 年 2 月 10 日に、中小ものづくり高度化法に基づく「特定ものづくり基盤技術」を 11 技術に見直され、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の内容が改訂された。

③中小・中堅企業が取り組む「連携結集」への支援強化

④成長分野での中小企業技術革新制度(SBIR)拡充

- ・平成 25 年度の SBIR 特定補助金等の実績額は 356 億円(見込)。

2. 中小企業の経営力向上

(1) 経営基盤の強化

①資金調達の円滑化の推進

- ・平成 25 年度補正予算において、資金繰り支援の予算として、1,352 億円が計上された。
- ・平成 26 年度予算において、中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業として、9.5 億円が計上された。

②中小企業の人材確保・育成への支援

- ・平成 26 年度予算において、地域キャリア教育支援協議会設置促進事業として、0.3 億円が計上された(文部科学省)。
- ・平成 26 年 9 月から、民間事業者等に対しハローワークの求人情報の提供が開始される予定。その情報基盤整備のため、平成 26 年度予算において、13 億円が計上された。求職者情報の提供について

は、平成 26 年夏までに検討結果をとりまとめ、必要に応じて平成 27 年度概算要求に反映させる。

- ・育児等で一度退職した女性が職場復帰できるよう再就職に向けた支援として、平成 26 年度予算において、147 億円が計上された（前年度 95 億円）。
- ・産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化として、平成 26 年度予算において、28 億円が計上された（前年度 21 億円）。

③中小企業の IT 利活用の推進

- ・平成 26 年度予算において、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（41.2 億円）のミラサポによる専門家派遣の支援項目の一つとして位置づけられた。

（２）小規模企業に対する支援の拡充・強化

①小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の制度拡充

- ・平成 26 年度予算において、貸付金額の上限が、一定の条件のもとに、1,500 万円から 2,000 万円に引き上げられた。
- ・平成 25 年度補正予算において、耐用年数を経過した設備更新の設備資金の金利が、一定の条件のもと、借入当初 2 年間に付き 0.5%引き下げられた。
- ・政令の改正により、宿泊業と娯楽業の小規模事業者の範囲が、従業員 5 名以下から 20 名以下に拡充され、貸付対象者が拡大された。

②経営指導の充実に向けた都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額

③「小規模企業振興基本法」（仮称）の検討・制定

- ・小規模企業振興基本法案」および「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成 26 年 3 月 7 日に閣議決定され、平成 26 年通常国会に提出された。
- ・関連して、平成 25 年度補正予算において、地域力活用市場獲得等支援事業 121.0 億円のうち、持続的な経営に向けた支援として、小規模事業者の経営計画作成支援や、経営計画に基づき小規模事業者が行う販路開拓などの取り組みに対する補助（補助上限 50 万円、100 万円（雇用増を伴う場合）、補助率 2/3）として、117 億円が計上された（うち商工会議所分は 25 億円）。

④中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の強化

- ・中小企業大学校は引き続き、全国 9 校において、経営支援人材等の育成を担っている。

（３）国の支援策へのアクセス向上

①経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

- ・中小企業・小規模事業者向けサイト「ミラサポ」を通じた専門家相談・派遣（1 企業年間上限 3 回）について、2 回目、3 回目の派遣は、中小企業者が「ミラサポ」を通じて直接専門家に予約可能とされていたが、平成 26 年度からは、地域プラットフォームによるフォローアップ体制の確保のため、中小企業者による直接派遣申請制度は廃止される。

②中小企業に対する支援策の利便性の向上

- ・中小企業庁作成の、平成 25 年度補正予算および平成 26 年度予算の PR 資料において、補助金申請書類の作成負担を軽減するため、原則 3 枚以内にすることが明記されるなど、申請書類作成の負担軽減が図られている。

（４）中小企業の仕事確保と公正な取引のさらなる徹底

①中小企業の官公需受注機会の確保

- ・平成 25 年度補正予算成立を受けて、中小企業庁から都道府県に対し、官公需受注における中小企業の受注機会の確保について要請がなされている。

②下請代金支払遅延等防止法（下請法）の厳格な運用と周知徹底

- ・消費税の引き上げや原油、原材料価格の高騰等に対し適正な取引を図るための業種別の「下請ガイドライン」について、14 業種が見直しを順次進めている。

（５）中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進

- ・中小企業庁は、ベストプラクティス集発刊等により、中小会計要領を活用することの意義について広報活動を実施するほか、補助金採択において、中小会計要領等に従った計算書類の提出に対し、肯定的な評価を行っている。

3. 中小企業の事業環境整備

（１）消費税引き上げに伴う弊害の是正

①価格転嫁対策の徹底

- ・消費税の転嫁の審議に対し、政府税調や自民党税調、与党税制協議会等での意見陳述、各地商工会議所と連携した陳情活動により、消費税の円滑な転嫁を推進する「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」（平成 25 年 10 月 1 日施行）の制定、および以下の項目が実現された。
- ・徹底した価格転嫁対策（「転嫁対策特別措置法」、転嫁対策窓口相談事業、公取による覆面調査など）の実施
- ・消費税率引き上げに消費税引上げの影響を最小限に止める措置（経済政策パッケージ等）

②複数税率・インボイス導入は断固反対

- ・上記と同様に陳情活動を行い、複数税率の導入は引き続きの検討事項となった。

（２）安価で安定的なエネルギー供給の実現

①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

- ・規制委員会は 3 月 13 日、九州電力・川内 1・2 号機（鹿児島県薩摩川内市）について、基準地震動がほぼ確定したことを受けて優先審査を決定。規制委による審査終了後、稼働前検査を経て再稼働となる。川内については平成 26 年夏までに再稼働の可能性もあるが、審査終了のプロセス（4 週間程度のパブコメ、立地自治体の要請に基づく公聴会等）は不明確。審査終了後再稼働までの検査、立地地域の理解を得るプロセス等も不透明。
- ・伊方 3 号機（愛媛県西宇和郡）、玄海 3・4 号機（佐賀県東松浦郡）、大飯 3・4 号機（福井県大飯郡）、高浜 3・4 号機（福井県大飯郡）、泊 3 号機（北海道古宇郡）も審査が進んでいるが、基準地震動の審査が膠着状態（特に大飯、高浜）。基準地震動の変更によって対策工事が必要となった場合、1 年等の長期間を要する可能性がある。
- ・泊 3 号機については一部配管の追加工事を必要とする指摘を受けており時間を要する。

○予算措置

- ・原子力規制委員会は、原子力防災対策等の更なる充実・強化のため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 120.0 億円、放射線監視等交付金 6.8 億円、原子力災害時における医療体制の実効性確保等事業 4.7 億円（以上平成 26 年度予算）、原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化 200.0 億円（平成 25 年度補正予算）を計上。また、原子力規制委員会の専門能力、組織・体制の強化のため、平成 25 年度補正予算において、原子力安全基盤機構の年度内廃止・統合の経費として 77.0 億円、厳正かつ適正な審査・検査の実施、原子力防災対策の充実として 0.6 億円を計上。
- ・平成 26 年度予算において、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業（地域の産業基盤強化）として 8.0 億円が計上された（経済産業省）。

②中小企業の省エネ支援策の拡充

- ・中小企業の省エネ支援のため、平成 25 年度補正予算および 26 年度予算において、以下が計上された（経済産業省）。
 - ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金（工場等における高効率設備、省エネ改修を補助）410.0 億円（平成 26 年度予算）および 150.0 億円（平成 25 年度補正予算）
 - ・省エネ機器等導入支援事業（新たな成長の糧となる省エネ機器等の導入を支援（燃料電池、蓄電池、省エネビル））350.0 億円（平成 25 年度補正予算）
 - ・エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金（省エネ導入時融資の利子補給）24.0 億円（平成 26 年度予算）
 - ・省エネルギー対策導入促進事業費補助金（中小企業への省エネ診断事業）5.5 億円（平成 26 年度予算）
 - ・住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 76.0 億円（平成 26 年度予算）
- ・中小企業の省エネ支援のため、平成 25 年度補正予算および 26 年度予算において、以下が計上された（環境省）。
 - ・温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業（減エネ診断、2/3 補助）1,280 億円（平成 25 年度補正予算）
 - ・地域低炭素投資促進ファンド創設事業 4,600 億円（平成 26 年度予算）
 - ・環境金融の拡大に向けた利子補給事業 1,200 億円（平成 26 年度予算）
 - ・家庭・事業者向けエコリース促進 1,800 億円（平成 26 年度予算）
 - ・金融のグリーン化推進事業 27 億円（平成 26 年度予算）
 - ・グリーンビルディング普及促進に向けた CO₂削減評価基盤整備事業（ビルの CO₂排出実態調査、改修効果調査、改修促進）780 億円（平成 26 年度予算）
 - ・先進対策の効率的実施による CO₂排出量大幅削減事業（最高水準機器導入支援 1/3 補助）2,815 億円（平成 26 年度予算）
 - ・省 CO₂加速化・基盤整備事業（リース活用による省 CO₂改修の効果・経済的メリットの実証事業）400 億円（平成 26 年度予算）
 - ・経済性を重視した CO₂削減対策支援事業（工場・ビル等の CO₂削減余地調査、対策提案）750 億円（平成 26 年度予算）
 - ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（冷凍冷蔵倉庫、ショーケース 1/2 または 1/3 補助）5,046 億円（平成 26 年度予算）

- ・ J-クレジット創出及びカーボン・オフセット推進事業（温室効果ガス削減クレジット創出、活用支援）1,208 億円（平成 26 年度予算）

（３）企業活動を阻害する公的負担の軽減

①社会保障制度に係る中小企業の負担軽減

- ・ 医療分野について、70～74 歳の自己負担を段階的に 2 割負担に戻すための予算措置等が実現（国費所要額 1,800 億円→5 年後にはゼロへ）。平成 26 年 4 月以降に 70 歳になる高齢者から順次引き上げ。
- ・ 平成 26 年 2 月 12 日に国会に提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」において、一定所得以上の介護サービス利用者の自己負担割合引き上げ等が盛り込まれた。

②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

- ・ 平成 26 年度税制改正により、復興特別法人税が、平成 25 年度末に廃止（1 年前倒し）。

Ⅱ．地域発の成長・活性化の促進を

1. 中心市街地活性化の加速および地域商業再生の支援

（１）まちづくり三法の見直しによる、地域の総意や特性に基づく中心市街地活性化の加速

- ・ 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成 26 年 2 月 12 日に閣議決定され、平成 26 年通常国会に提出された。
- ・ 平成 25 年度補正予算において、中心市街地活性化に資する高度な商業施設整備事業等を支援する中心市街地活性化事業として、45.0 億円が計上された。
- ・ 平成 26 年度予算において、中心市街地の魅力を高めるための高度な商機能施設整備やイベント等のソフト事業、タウンマネージャー等の専門人材派遣等を支援する中心市街地再興戦略事業費補助金として、6.9 億円が計上された。

（２）地域商業再生の取り組み強化のための支援

- ・ 平成 25 年度補正予算において、商店街組織等が行政機関からの要請に基づいて実施する防犯カメラの設置やアーケードの改修・撤去等を支援する商店街まちづくり事業として 127.0 億円、また、商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施するイベント事業や商店街の人材育成研修等を支援する地域商店街活性化事業として、53.0 億円が計上された。
- ・ 平成 26 年度予算において、商店街組織と民間事業者が共同で実施する、まちなか交流スペースの整備や空き店舗への店舗誘致等を支援する地域商業自立促進事業として、39.0 億円が計上された。

2. 地域資源を活用した観光振興・商品開発

（１）観光・集客交流の促進

①地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進

- ・ 観光立“地域”の促進を目指した施策としては、平成 26 年度予算において、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自のブランドの確立を通じた滞在交流観光の推進に向

けた取り組みを支援する、観光地域ブランド確立支援事業として、27.4 億円が計上された。

- ・このほか、観光地ビジネス創出の総合支援（新規）として、平成 25 年度補正予算で 4.0 億円、平成 26 年度予算で 0.7 億円が計上された。
- ・平成 26 年度予算において、滞在交流促進のための体制づくりの支援や、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等を通じた東北地域への来街者増加を図る東北地域観光復興対策事業として、1.8 億円が計上された。

②訪日外国人旅行者増に向けた MICE（国際会議、見本市等）誘致等プロモーションの促進とインバウンドの拡充、クールジャパンの推進

- ・インバウンド振興については、東南アジア諸国へのビザ緩和措置等が追い風となり、平成 25 年末で、訪日外国人旅行者数が史上初の 1,000 万人を突破したことから、平成 26 年度においてもさらなる強化を図る予定。①国際会議等（MICE）誘致・開催の促進を継続、②免税対象品目の拡大と手続の簡素化等が予定されている。
- ・このほか、自動化ゲートの対象者の拡大等を目的とする「出入国管理及び難民認定法の改正案」が、平成 26 年 3 月 11 日に閣議決定され、平成 26 年通常国会に提出された。

③2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた活動の推進

- ・2020 年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが、平成 25 年 9 月 8 日に決定した。

（2）地域資源の発掘から試作品開発・商品化・販売までの一貫支援

①「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の拡充

- ・平成 26 年度予算において、平成 25 年度に引き続き 5.7 億円が計上された（商工会議所分）。
- ・平成 26 年度から、地域の課題解決に必要なプロジェクトのコア人材（推進リーダー）の育成を目的に、人材育成費が新たに費目として追加された。

②「クールジャパン」戦略の一環としての「JAPAN ブランド育成支援事業」の拡充

- ・クールジャパンの販促強化については、平成 26 年度も引き続き、ビジットジャパン等と一体となった日本ブランドの発信が取り組まれる予定。
- ・また、平成 26 年度から、海外需要獲得に向け、JAPAN ブランド育成支援事業とクールジャパンを一体的に支援する事業が創設される予定。具体的には、プロデュース活動にかかる経費の一部を補助するプロデュース活動支援事業等が実施される。

③地域団体商標の登録主体拡充の早期実現

- ・地域団体商標の登録主体として、商工会議所や特定非営利活動法人が追加される等の内容を盛り込んだ「特許法等の一部を改正する法律案」が、平成 26 年 3 月 7 日に閣議決定され、平成 26 年通常国会に提出された。

④地域力活用市場獲得等支援事業（について

- ・平成 25 年度補正予算において、121 億円が計上された。平成 24 年度に引き続き実施。
- ・地域に密着している商工会議所・商工会を活用し、地域の持続的な経営を財政基盤の強化等、総合的に支援し、地域の中小企業・小規模事業者の活性化を図る。
- ・基金造成は全国商工会連合会だが、支援内容によっては、商工会議所も予算利用対象に含まれる。

3. 地域経済の牽引役である中堅企業への支援

○中堅企業の成長を後押しする税制措置（研究開発や投資促進など）

- ・政府税調等での意見陳述や各地商工会議所と連携した陳情活動により、交際費損金算入特例、生産性向上設備投資促進税制、雇用促進税制、所得拡大促進税制の拡充等が実現した。なお、中小企業向けには中小企業投資促進税制の拡充、少額減価償却資産の延長等が実現した。

4. TPP などの経済連携の推進における地域経済対策

- ・TPP をはじめ、広域経済連携協定の交渉が継続中のため、特に大きな動きはない。

5. 真に必要な産業インフラの整備、大規模震災への備えの促進

- ・高速道路の老朽化対策や料金徴収期間の変更等を盛り込んだ「道路法等の一部を改正する法律案」が平成 26 年 2 月 12 日に閣議決定され、平成 26 年通常国会に提出された。現行の徴収期間（平成 62 年まで）を 15 年間延長（平成 77 年まで）する。
- ・高速道路各社（NEXCO 東日本、中日本、西日本）等において、平成 26 年 4 月以降の新たな高速道路料金（案）を作成、パブコメを実施。長大トンネル区間や関門橋等、普通区間の高速道路と異なる（割高）料金水準であった箇所を統一し、新たに 3 つの料金水準（普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間）に定める方針。なお、本四高速については、全国プール制に組み込まれることとなった。
- ・平成 25 年 11 月に関係省庁連絡会議決定されたインフラ長寿命化計画（基本計画）に基づき、国や地方自治体等の各インフラを管理・所管する者は、平成 28 年度末までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。
- ・防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」が平成 25 年 12 月 4 日に成立。国土強靱化基本計画の基となる国土強靱化政策大綱を定め、大規模災害が発生した場合において、国土の強靱性を確保するための事前に備えるべき目標、リスクマネジメントの観点から、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる、起こってはならない事態を特定し、府省庁が横断的に回避に向けた対応を図る 45 のプログラムを設定。
- ・老朽化対策として、平成 25 年度補正予算において、527 億円、平成 26 年度予算において 3,199 億円が計上された（国土交通省）。
- ・平成 26 年度予算において、災害時の一時避難施設の整備や備蓄に対する助成制度が創設され、帰宅困難者等の受入施設の整備への支援に 30 億円が計上された（国土交通省）。
- ・鉄道やバス、航空機、船舶など公共交通機関の維持や整備について基本理念を定めた「交通政策基本法」が、平成 25 年 11 月 27 日に成立。
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」により、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望

平成 25 年 7 月 18 日

日本商工会議所

東日本大震災から既に 2 年 4 ヶ月が経過した。被災地では、地域一丸となって復旧・復興に懸命に取り組んでいるが、大震災の爪痕は今なお被災地に残され、復興は遅れている。

特区制度、復興交付金、グループ補助金など様々な支援制度を通じて、被災企業が少しずつ事業再開を果たすなど、徐々にではあるが被災地は復興に向けた歩みを進めている。

しかしながら、復興に伴い建設資材や労働力の不足が大きな問題となる一方、当初の想定よりも復興が遅れているために、仮設店舗・工場等の設置期限が目前に迫る中、本格的事業再開の場所が確保できないなどの問題が生じており、本格復興までの切れ目のない支援が求められている。さらに、人口減少や労働力の流出など、震災前から地域が抱えていた問題が一層深刻化している。

福島においては、未だ約 15 万人にのぼる方々が故郷への帰還を果たしていない。福島再生に向けては、除染と健康管理等の早期徹底実施、風評被害の根絶について、国が主導的な役割を果たすことが必要である。

歳月の経過とともに、震災の記憶が薄れていくことが危惧されるが、決して風化させることなく震災の教訓を次代に継承していかなければならない。

国においては、本格的な復興、福島の再生を引き続き最優先課題と位置づけ、平成 26 年度予算において、十分な復興財源を確保するとともに、復興のさらなる加速化に向けて、地域の実情にあった支援措置の拡充や柔軟な制度運用に取り組まれることを強く要望する。特に、以下の事項の実現に努められたい。

商工会議所としても、全国 514 ヶ所のネットワークを最大限に活かし、これまでも経営相談等に係る職員の派遣、遊休機械の提供、義援金・物資の募金・贈呈などに努めてきたところであり、引き続き被災地域の復興に向けた支援に全力で取り組んでいく。

I. 復興加速化の基盤となる支援の強化を

1. 財政支援の継続、復興交付金の対象事業拡大を

平成 23～27 年度の復興予算枠は 25 兆円に拡大されたが、復興事業のさらなる加速化に向けて、平成 26 年度以降も十分な財政支援措置を継続されたい。

「復興交付金制度」の対象事業は、社会インフラ整備及び同関連事業に限定されている。今後は、地元雇用の確保や人口流出の歯止めに資する企業誘致のための用地取得、工場アパートの設置による製造業の集約化等を対象事業にするなど、被災地の産業再生を加速化する措置を講じられたい。

2. 建設業における労働力不足の解消を

建設業における労働力不足が、未だ多くの被災地で見られる。建設人材確保プロジェクトによる建設資格保持者等への求人情報提供などの措置が講じられているが、マッチング事業の強化など同プロジェクトを拡充、促進し、早期の労働力不足の解消を図られたい。

3. 津波復興拠点整備事業の要件の緩和を

津波復興拠点整備事業は、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の事業所等の業務施設や官公庁施設、公園などを整備する事業であるが、支援要件の制限により限定的な活用にとまっている。被災規模や人口、産業構造、地勢など、地域実情に合わせた事業実施を可能とするよう、原則1市町村2地区、1地区あたり20ha以内とされている地区数、範囲の支援要件を緩和されたい。

4. インフラの早期復旧を

住民の暮らしや地域経済に不可欠なJR7路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線、只見線）の復旧事業に対して、十分な財政的支援を図られたい。

また、復興道路（三陸縦貫自動車道等）については、災害時に命をつなぎ、経済活動の活性化にも資するものであることから、10年以内とされている完成時期の前倒しを図るとともに、仙台塩釜港などの拠点港湾においては、ふ頭整備など物流機能の整備・拡充を促進されたい。

5. 電気料金の値上げ抑制への支援を

産業の復興・再生を促進するためには、安定かつ低廉な電力供給が不可欠である。東北電力は、電気料金の値上げを申請しているが、値上げが実施されれば、中小企業の経営に及ぼす影響は甚大であり、製造業はもとより観光業に至るまで、あらゆる産業に大きな打撃を与え、復興を妨げることが懸念される。

政府が被災した電力会社への支援等を行うことにより、電力料金の値上げを極力抑制するよう特段の措置を講じられたい。

Ⅱ. 中小企業の経営再建の加速化を

1. グループ補助金の継続および複数年度にわたる繰越措置を

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の継続を強く求める。平成25年度から商業機能の復旧促進に資する事業が対象事業に追加されたが、復興まちづくりと一体となった商業機能回復には、長期間を要することから、平成26年度以降も復旧状況に応じた継続的な財政措置を確保いただきたい。

また、地盤嵩上げ工事の遅れなどにより、年度内での事業完了が困難なケースも生じており、補助金の複数年度の繰越制限を撤廃されたい。

さらに、対象地域に関しては、津波浸水地域内における「特に復興が遅れている地域」との制限を撤廃するとともに、福島県については、放射能汚染の特殊性に鑑み県内全域を対象とするなど、地域の実情にあった制度運用を図られたい。

2. 被災中小企業復興支援リース補助事業の継続を

被災中小企業復興支援リース補助事業については、今後、本格的な事業再開に着手する事業者の設備導入ニーズに対応するため、本年度末となっている申請受付期限の延長・継続を図られたい。

3. 仮設店舗・工場等の事業継続に向けた支援を

本格的な事業再開のための土地が確保できず、仮設店舗・工場等の入居期限を迎える事業者が事業

を継続できるよう支援が必要である。復興まちづくりを促進し、本格的事業を再開できる土地等の整備を促進することが重要であるが、それに時間を要する場合には、入居期限後も土地等を仮設店舗等として貸与する所有者に対し国や中小企業基盤整備機構が地代を補助するなど、仮設店舗・工場等での事業継続に向けた措置を講じられたい。

4. 産業復興機構等の体制整備と産業復興相談センターの設置継続を

「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」が取り組む二重ローン対策については、土地のかさ上げなどから今後一層必要性が高まることから、一社でも多くの事業者の再建が実現するよう、両機構の人員拡充等体制の充実を求める。

また、両機構は支援対象や買取基準が異なることから、万全な連携で支援を行われたい。

また、東日本大震災復興特別貸付などの被災した中小企業の資金調達手段の継続的な確保と、産業復興相談センターの設置の継続など中小企業金融円滑化法終了後の被災企業に対する万全な相談・支援体制の整備を図られたい。

5. 首都圏等における見本市開催など被災企業の販路拡大支援を

企業が震災の影響で失った販路の回復・拡大を図るべく、首都圏や大都市等での見本市や展示会、被災地での商談会などの開催に関し、会場費、出展料、会場設営費などの他、販売要員の人件費、役務費などに対する支援を拡充するとともに、手続きを簡素化されたい。

6. 被災地域における商工会議所等の経済団体への支援拡充を

経営相談事業をはじめ地域復興の中核的な役割を果たす経済団体に対しては、当該復興に果たす役割の重要性に鑑み、運営・事業への財政支援を図られたい。

Ⅲ. 福島再生に向けた生活インフラの整備と風評被害の払拭を

1. 除染、健康管理の徹底実施と生活インフラ復旧の加速化を

放射性物質の除染促進のため、中間貯蔵施設や最終処分場の設置を急ぐべきである。また、定期的な食品のモニタリングや健康管理事業を継続的に実施されたい。

加えて、警戒区域、避難指示区域における生活再建のためには、常磐自動車道の早期復旧など生活インフラの再建について、特段の措置を講じられたい。

2. 風評被害の根絶を

政府においては、引き続き国内外に向け、放射線の影響と安全性に関する説明を徹底するなど、風評被害の根絶に取り組まれたい。

風評被害を誘発し復興を妨げる一因となっている、世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値や自治体が独自に設定しているさらに厳しい基準値、除染作業の遅れの要因となっている高すぎる除染目標などについて、見直されたい。

3. 原子力損害賠償の公正で着実な実施を

営業損害に対する賠償については、東京電力が公平かつ迅速な賠償金の支払いをするよう指導の強化を求める。また、除染費用に関する賠償の明確化、避難指示区域外における事業所の財物損害や企業ブランドなどの損失損害に対する賠償など、被害の実態に合った賠償を確実に実施するよう更なる働きかけを求める。

以 上

平成 26 年度東日本大震災復興関係施策に関する意見・要望

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

1. 復興加速化の基盤となる支援の強化を

1. 財政支援の継続、復興交付金の対象事業拡大を

○平成 26 年度復興特会予算額として、3.6 兆円が計上された。

○被災地の産業復興を加速し、雇用創出を図る津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、平成 25 年度予算で 1,100 億円が計上された。

2. 建設業における労働力不足の解消を

○平成 26 年 2 月より、公共工事設計労務単価について、被災三県で平均 8.4%（平成 25 年 4 月単価比）引き上げられた。

3. 津波復興拠点整備事業の要件の緩和を

○津波復興拠点整備事業を含む東日本大震災復興交付金について、平成 26 年度予算で 3,638 億円が計上された。

4. インフラの早期復旧を

【道路】

○三陸沿岸道路（復興道路）は、計画延長 359 kmのうち 152 kmで供用中。整備完了率 42.3%。

○宮古盛岡横断道路（復興支援道路）は、計画延長 100 kmのうち 8 kmで供用中。整備完了率 8.0%。

○釜石自動車道（復興支援道路）は、計画延長 80 kmのうち 54 kmで供用中。整備完了率 67.5%。

○東北中央自動車道（相馬～福島、復興支援道路）は、計画延長 45 kmのうち供用中は 0 km。

○常磐自動車道は、事業中区間（57 km）について、前倒しのうえ平成 27 年度に全面開通予定。

※上記はいずれも平成 26 年 3 月末時点。

【鉄道】

- JR 山田線は、宮古～釜石間（55.4 km）について、沿線自治体等からなる調整会議にて対応検討中。
 - JR 大船渡線の盛～気仙沼間（43.7 km）、JR 気仙沼線の気仙沼～柳津（55.3 km）は、BRT による仮復旧を供用中。
 - JR 石巻線の渡波～浦宿（6.5 km）は、平成 25 年 3 月に運航再開。
 - JR 常磐線の竜田～原ノ町間は復旧未定。
- ※上記はいずれも平成 26 年 3 月末時点。

【港湾】

- 本格復旧工事が必要な 131 カ所の港湾のうち、106 カ所で工事が完了。完了率 81.0%。
- ※平成 26 年 1 月末時点。
- 被災した 319 漁港のうち、143 漁港で陸揚げ岸壁機能が全て回復。完了率 45.0%。

Ⅱ. 中小企業の経営再建の加速化を

1. グループ補助金の継続および複数年度にわたる繰越措置を

- 平成 25 年度補正予算で 204 億円、平成 26 年度予算で 221 億円が計上された。
- 平成 25 年 11 月 20 日に第 9 次募集の採択結果が公表。岩手・宮城・福島で 43 グループに対して約 144 億円を支援。

2. 被災中小企業復興支援リース補助事業の継続を

- 経済産業省は、申請受付期限を平成 26 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日に延長。

3. 仮設店舗・工場等の事業継続に向けた支援を

- 復興庁は平成 26 年 1 月 9 日付で「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第四弾）」を公表。仮設施設の本設化や解体等に係る支援を強化。

5. 首都圏等における見本市開催など被災企業の販路拡大支援を

- 復興庁は、被災企業の課題解決のため大手企業等とのマッチングを行う「結の場」を、平成 25 年度に 4 地域（南三陸町、亘理町・山元町、宮古市、福島市）で開催。

Ⅲ. 福島再生に向けた生活インフラの整備と風評被害の払拭を

1. 除染、健康管理の徹底実施と生活インフラの復旧の加速化を

- 国直轄で除染を進める「除染特別地域」（11 市町村）のうち、平成 25 年 6 月に除染作業が終了した田村市に加え、26 年 3 月末に川内村、檜葉町、大熊町で新たに作業が終了。

その他の主な市町村のうち、葛尾村と川俣町については平成 26 年夏に住宅除染終了、飯館村については平成 26 年中に住宅除染終了を目指す。

- 環境大臣、復興大臣は平成 26 年 3 月 27 日、福島市を訪問。福島県知事に対し、中間貯蔵施設を大熊、

双葉の2町に集約する方針を表明。環境省は廃棄物の減容化等で集約が可能と判断。

2. 風評被害の根絶を

○東北地域の太平洋沿岸エリアにおける復興に向けた最新の取り組みや旬の話題等について、観光関係者主体ではなく、地域住民が主体となった情報発信。観光庁等が運営。

<http://tohoku-monogatari.org/>（平成25年8月開設）

○韓国ソウルおよび周辺3都市（※）で東北観光PRイベントを開催し、東北・北関東の食品の安全性をPRするとともに、東北の夏祭り等も紹介。

（※） 水原：平成25年11月23日

大田：平成25年11月24日

仁川：平成25年11月29日～12月1日

3. 原子力損害賠償の公正で着実な実施を

○東京電力による事業者向け補償

- ・法人・個人事業者向け本賠償：約253,000件の請求書を受領し、約212,000件、約1兆737億円を支払い済み（4月25日現在）。
- ・原子力損害賠償紛争解決センター：11,002件の申立のうち、7,744件の和解成立（4月18日現在）。

TPP 協定に関する要望

平成25年9月30日

日本商工会議所

日本商工会議所は、我が国の経済を再び持続的成長の軌道に乗せるため、震災復興と福島再生を最優先に取り組むと同時に、今後も着実な成長が見込まれるアジア太平洋地域における包括的な経済連携の推進が極めて重要であると考え、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉への参加を支持してきた。

特に、TPPは中小企業による貿易・投資の促進に焦点を当てた初めての貿易協定である。物品やサービスの貿易・投資における障壁の撤廃によりアジア太平洋地域に切れ目のない効率的なサプライチェーンが構築される結果、我が国の中小企業の海外展開が一層促進されると期待している。

また、TPPは、東アジア地域包括経済連携（RCEP）および日中韓 FTA とともに、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた重要なステップである。FTAAPは、世界のGDPの約6割、人口の約4割を占める大きな市場であり、また、我が国にとっても貿易額の7割を占め、その実現は、我が国の経済成長にとり非常に重要である。

我が国は、安倍総理大臣の英断により、7月に開催された第18回交渉会合からTPP交渉に参加している。交渉は、年内合意に向け最終段階に入り、10月にインドネシアのバリで開催される首脳会合におけ

る大筋合意を目指している。残された時間は限られているが、我々は、アジア太平洋地域における新たな貿易・投資ルールについて、我が国の立場を反映するべく議論できる余地がまだ十分にあると考えている。

中小企業においても市場アクセスのみならず、原産地規則、貿易円滑化、政府調達、知的財産、サービス、投資、電子商取引など広範な分野におけるルール作りに対する関心が高い。また、我が国がこれまでに締結した経済連携協定における内容を上回る貿易協定を期待する声強い。

当商工会議所は、日本政府に対し、中小企業にとっても利便性が高く、わかりやすい貿易協定による国益の最大化に向け、下記の意見に十分留意し、交渉に当たられるよう要望する。

記

1. 市場アクセス

企業にとって新たなビジネス機会を創出するとともに、我が国企業が競争力を有する革新的な製品の貿易促進に資するよう、交渉における原則やルールを定める必要がある。

① 統一譲許表の作成

TPPにおいて、協定締約国全てに対して同じ内容で関税撤廃・削減を行う共通関税譲許を採用し、「統一譲許表」の作成により中小企業にとっても利便性の高い協定とすべきである。輸出相手国ごとに異なる内容の「譲許表」が策定された場合、企業にとって運用や管理面での負担が増すことから、複数国による協定のメリットが著しく減殺される。

② 保護主義的な政策の禁止

包括的で野心的な市場アクセスを確保するとともに、協定締約国における経済成長を促進するため、自国製品優先購入政策、ならびに食料・資源に関する輸出禁止措置、輸出数量制限および輸出税のような保護主義的な政策を禁止すべきである。

③ 革新的な製品の貿易促進

現在、世界貿易機関（WTO）において IT 関連製品の関税撤廃を定めた情報技術協定（ITA）の対象品目の拡大交渉が行われている。我が国企業が競争力を持つ品目が拡大対象に多く含まれている。TPP 交渉参加国の中には ITA に未加盟の国もあるが、新たに ITA の対象となる品目も含め、TPP において IT 関連製品の関税を撤廃すべきである。

また、APEC は昨年、54 品目の環境物品について今後 5 年間で関税を撤廃することで合意している。我が国が競争力を有する分野であることから、54 品目に限らず、APEC において我が国が関税撤廃を提案した環境物品全てについて、TPP において関税撤廃を目指すべきである。

2. 原産地規則

原産地規則は、協定締約国間の貿易を促進するとともに、非締約国からの迂回輸入を阻止するために必要不可欠である。しかしながら、原産地規則やその運用規則が必要以上に厳しい場合、却って貿

易を阻害する要因になりかねない。

一方、アジア太平洋地域に展開している我が国の製造企業においては、複数国間での生産工程の分業が進展しており、原産地の判断が難しさを増している。

このような我が国製造企業の海外展開の実態も踏まえ、明確で、透明性があり、中小企業にとっても分りやすく運用が容易な原産地規則や原産地証明制度を定める必要がある。

① 原産地基準

今後の東アジア地域における経済連携の発展や中小企業にとっての利便性を考慮し、我が国がこれまでにアジア諸国と締結したEPAと同様、TPPにおいても、原則として関税分類番号変更基準(CTC)と付加価値基準(取引価額方式もしくはFOB方式)との選択制を採用すべきと考える。

また、運用を容易にするため、ロールアップやデミニミス(僅少の非原産材料)の規定を設けるべきである。

② 累積の採用

他の締約国で生産された原材料を自国の原産品として認める「累積」を採用すべきである。中小企業にとっても基幹的な製品の生産拠点を国内に残すことが可能になる。

③ 繊維・衣類の原産地規則

繊維・衣類の原産地規則については、我が国がこれまでに締結したEPAにおいて採用している二工程基準をTPPにおいても採用すべきと考える。途上国における繊維産業の育成にも資する。貿易制限的な原系規則は採用すべきではない。

④ 鉄鋼製品の原産地規則

鉄鋼製品の原産地規則については、関税分類番号変更基準を採用すべきである。複数の国から異なる時期、価格で輸入された原料から生産される鉄鋼製品に付加価値基準は適さない。

⑤ 自動車および同部品の原産地規則

自動車および自動車部品の原産地規則については、関税分類番号変更基準と付加価値基準(取引価額方式またはFOB方式)との選択制を採用すべきである。北米自由貿易協定などで採用されている純費用方式は付加価値の計算が非常に複雑であることから、中小の部品製造企業にとっては負担が大きい。

3. 貿易円滑化

輸出入に係る規制・手続の撤廃、簡素化・調和化、透明性の向上による効率的な税関手続を実現すべきと考える。中小企業にとっても複数の市場への輸出が容易になる。世界銀行と世界経済フォーラムが行った調査によると、世界各国において税関手続の運用を改善した場合、世界の経済成長に大きな効果をもたらす。

① セキュリティ対策の簡素化と調和化

9.11 同時多発テロ以降、各国が実施しているセキュリティ対策に関わる手続の簡素化と調和化を図るべきである。各国が実施している制度は複雑であり、また、相互に整合性がないため、製造企業や輸出企業のみならず、海上貨物輸送や航空貨物輸送などの物流企業にとっても大きなコストアップ要因になっている。セキュリティ対策の実効性向上の観点から見直しが望ましい。

② 税関手続のペーパーレス化/電子化とワンストップ化

税関手続の効率化・迅速化を促進するため、ペーパーレス化や電子化を進めるべきである。また、中小企業にとっての利便性を高めるため、各国におけるワンストップ化を早急に推進すべきである。国によっては税関から要求される書類の種類が多く、通関手続に非常に時間が掛かっている。

③ 事前教示制度

中小企業を含め企業による TPP 利用を促進するため、関税率、関税評価、原産地規則などに関する企業からの照会に対し、可能な限り短い期間内に書面で回答する事前教示制度を義務化すべきである。

4. SPS（衛生植物検疫）

WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づき、各国の衛生植物検疫措置が、人、動物、植物の生命、または健康を保護するために必要な限度において、科学的な原則に基づき、恣意的または不当な差別とならないことを確保し、国際貿易に対する偽装された制限とならないように適用することを明確にすべきである。

また、協定締約国の基準や措置に関する透明性や予見可能性を高めるため、ある協定締約国が規制・手続を新設・改正する場合に、他の参加国が当該国と事前に協議できる仕組みや、他の協定締約国の産業界が意見を述べる機会を得られる仕組みを設けるべきである。

5. TBT（貿易における技術的障害）

WTO の貿易の技術的障害に関する協定に基づき、各国の強制規格、任意規格、および規格の適合性評価手続が、自国の輸出品の品質の確保、人、動物、植物の生命や健康の保護、環境の保全、詐欺的行為の防止のために必要な限度において、科学的な原則に基づき、恣意的または不当な差別とならないことを確保し、不必要な貿易障害とならないように適用することを明確にすべきである。

また、協定締約国の強制規格や任意規格に関する透明性や予見可能性を高めるため、ある協定締約国が新たな規格や適合性評価手続を制定、もしくは変更する場合に、他の協定締約国の産業界が事前に意見を述べる機会を得られる仕組みを設けるべきである。

6. 貿易救済

貿易救済措置は、自国の産業が他国の不公正な貿易や輸入品の急増により損害を受けている場合に、その救済を行うために輸入国政府が発動する措置である。WTO 協定により認められた権利であることから、TPP において、締約国間で相互不適用とするべきではない。

他方、関税はじめ貿易障壁が撤廃・削減される一方で、貿易救済措置が多用されることで関税引き

下げの利益が無効化されてしまうことが懸念される。貿易救済措置の恣意的かつ保護主義的な目的による濫用を防止するため以下のルールを TPP において定めるべきである。

① セーフガード措置

セーフガード措置を発動する前に、締約国間の協議により解決を図るメカニズムを設ける必要がある。

② アンチダンピング措置

アンチダンピング措置の濫用は企業に過大な負担を強いるものであり、また、関税引下げ効果を無効にする結果となりかねない。恣意的かつ保護主義的なアンチダンピング措置の濫用を抑制するため、以下のルールを定める必要がある。

○ 調査開始前の事前通告、事前協議

ある締約国がダンピング調査の開始を決定した場合、調査開始前に相手国政府への速やかな通報を義務付けるとともに、両国政府間で協議することを規定する。

○ 自動サンセット

WTO 協定では、アンチダンピング措置は原則 5 年で失効する、とされているが、10 年を超えても継続する例もあることから、アンチダンピング税賦課の日から累計 8 年で自動的に失効する条項を設ける。

○ レッサー・デューティー・ルール

アンチダンピング税がダンピング・マージンか、損害マージンのいずれか低いほうを超えないようにするルールを設ける。

○ アンチダンピング税賦課マージンの算出根拠開示

賦課されるアンチダンピング税の算出根拠の開示を義務化する。

7. 政府調達

政府調達の市場規模は、国によっても異なるが、各国の GDP の 15～20% を占めると言われる。成長著しいアジア太平洋地域においては、インフラ投資に対する需要が高まっている。他方、各国政府にとって財政面での制約がある中で、開放的で、透明性のある、無差別な調達手続は、供給者間の公正な競争を促し、公的資金の効率的な執行を達成する上で必要不可欠である。中小企業にとっても新たな政府調達市場への参入機会が期待できる。

① WTO 政府調達協定未加盟国への対応

TPP 交渉参加国の中で、WTO の政府調達協定に加盟している国は、我が国を含め 4 カ国にしか過ぎない。政府調達協定に加盟していない国に対しても WTO 協定と同様の規律を課すことで公正な調達手続を確保し、新たな政府調達市場を得ることができる。

具体的には、TPP においても、WTO 協定に規定されている内国民待遇、最恵国待遇、公平で透明な調達手続、調達手続における電子的手段の活用、苦情申し立て手続、紛争解決手続の規定を設けることが必要である。

② 協定の対象

対象とする具体的な物品、サービス及び対象機関を可能な限り広範囲なものとするべきである。特に、我が国は WTO 協定や EPA において、中央政府・機関のみならず 47 都道府県および政令指定都市を対象にしていることから、全ての交渉参加国に対し、我が国と同等レベルの地方政府を対象とすることを要求するべきである。

③ 保護主義的な政策の禁止

安全保障を名目とする自国産業保護・育成のための恣意的な政策や、自国製品・サービスを優先する制度を禁止し、中小企業はじめ、我が国の企業の市場参入機会の拡大を図るべきである。

8. 知的財産

商標、特許、著作権、営業秘密などの知的財産権を含む物品やサービスの貿易量が飛躍的に増加している中、知的財産権に対する適切で効果的な保護と執行が企業の事業活動においても、また、消費者の生命や健康を保護する上でも重要性を増している。

特に、中小企業にとっては知的財産権の侵害が海外展開における大きな課題となっていることから¹、模倣品や海賊版による知的財産権の侵害に対処するため、「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA)」と同等レベルのルールを TPP においても定めるべきである。

また、中小企業の海外展開が進むにつれ、保有するノウハウが海外の企業に流出、あるいは窃取される危険性が高まることから、営業秘密が他国においても十分に保護されることが保障されるべきである。

なお、デジタル経済社会におけるビジネスの発展に伴い、知的財産権のあり方や、権利関係の調整など、新たな課題が生じている。こうした課題を解決するためのルール作りが必要である。

① 商標

- 一締約国内で周知の商標について他の締約国での不正目的による出願を拒絶または取り消す規定を設けること。
- 知的財産権侵害物品の輸出差止を義務化すること。
- 不正商標商品の輸出入に関する職権による水際での取締りを義務化すること。
- 模倣商標の輸入・使用に対する刑事罰の設定を義務化すること。
- 他国において広く知られている商号について、商標と同様の水準で保護することを義務付けること。

② 著作権

- 著作権および著作隣接権を侵害した物品の積戻しの禁止を義務化すること。
- 著作権侵害の非親告罪化、法定損害賠償制度の導入には反対する。
- アクセスコントロールなどの技術的保護手段の回避禁止に対して刑事罰は導入すべきではな

1 東京商工会議所が今年 3 月に中小企業を対象に実施した調査結果によると、約 3 割の企業が模倣品による被害を経験している。海外で模倣品被害を経験している企業は 16.2%。

い。

- 著作権の保護期間の 50 年から 70 年への延長は、業種、業態によりその利害得失はさまざまであり、慎重な検討が必要と考える。

③ 特許権

- ソフトウェア（プログラム）を特許で保護することを義務付けること。
- 医薬品に係る特許権の存続期間の延長をルールとして導入すること。
- 医薬品の臨床試験データの保護をルールとして導入すること。

④ 営業秘密

営業秘密の不正な取得、使用、開示を禁止すること、およびそれが実効あるものとするために十分な罰則を規定し、公平、公正かつ迅速な司法上の救済が可能となることを義務付けること。

⑤ 地理的表示

農林水産品を対象に原産地名を商品のブランドとする「地理的表示」の保護をルールとして導入すること。地域ブランドの信用向上と高付加価値化による輸出促進を通じた地域活性化が期待される。

9. 競争政策

競争政策は、貿易障壁の撤廃や公正な市場競争を実現する上で重要である。近年、世界的に競争法の執行が活発化、厳格化する中、企業活動のグローバル化に伴い、企業結合やカルテルなどに関し、複数国の競争当局にまたがる事案が増えている。

しかしながら、企業結合審査の基準・手続が国毎に異なるため、複数国の競争当局に企業結合の届出を行う場合、企業にとって負担が重い。また、競争法上、営業政策を一体的に行うことのできるグループ企業の範囲が国毎に異なるため、グループベースでの営業政策が制約される場合がある。

TPP において、各国の競争当局間の連携・協力を推進するとともに、企業結合やカルテルなどに関し、各国の規制基準や手続の調和化が望まれる。

10. サービス

サービスの自由化は経済を効率化し、対内直接投資の増大や雇用の増加を通じ経済成長に貢献する。特に、製造業に関連するサービス産業（通信、流通、金融、運送、コンピュータ関連、機器の保守・修理など）の自由化は、迅速で効率的なサプライチェーンを構築する上で重要である。

また、サービス分野の中小企業においても海外展開に対する関心が高まっており、サービス分野における高いレベルの自由化とルール整備が望まれる。

具体的には、WTO のサービス貿易に関する一般協定（GATS）を上回る内容となるよう、ネガティブリスト方式を採用し、無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）、市場アクセスに関する制限の禁止、国内規制に対する透明性確保、自由化の後退を防ぐ措置などのルールを規定すべきである。

① 金融サービス

海外における円滑な資金調達環境を整備することで中小企業の海外展開を促進するため、金融機関の支店開設に対する外資規制はじめ資本流入規制、外貨・現地通貨交換規制などを撤廃すべきである。中小企業が海外の進出先で邦銀の支店を通じ現地通貨建ての低利融資を受けることが可能になる。

② ICT サービス

技術革新に伴い新たなサービスが出現する ICT サービスについて、協定において定義、範囲、内容を定めることが必要である。また、ビジネスの実態に合わせ、市場アクセスとルールについて、随時見直すことを定めるとともに、新たな政策課題について随時検討できるようにすべきである。

11. 一時的入国

企業活動の海外展開の拡大に伴い、海外における円滑かつ効率的な事業活動を推進するため、査証手続の簡素化・迅速化など一時的入国に関するルールの整備や規制の簡素化が求められる。

APEC では、ビジネス関係者の移動を促進することで貿易・投資の拡大を図るため、査証なしで最大 90 日まで滞在できる APEC ビジネス・トラベル・カードを導入している。未だ暫定的な参加に留まる米国とカナダに対し、早期の正式参加を求めるべきである。

12. 電子商取引

電子商取引は、情報通信端末の発達や普及に伴い、急速に拡大している。店舗を開設する必要が無く、少ない資金で開業できることから、中小企業においても海外市場に進出する手段として利用が拡大している。また、消費者にとっても時間や場所を選ばずに低価格で商品の購入が可能である。電子商取引の利用環境を整備するため、ルール整備が急務となっている。

① 無差別原則

デジタル製品に対して、創作や生産の場所、および著作者の国籍に基づいて他の同種のデジタル製品に比べて不利でない待遇を与えることを原則として明確にすべき。

② 関税不賦課のルール化

電子商取引を促進する観点から、電子的に取引されるデジタル製品（コンピュータ・プログラム、図案、動画、録音物など）に対する関税不賦課をルール化すべきである。

③ 国境を越える自由な情報流通

サービス提供者および利用者が、情報を電子的な形で国境を越えて自由に移転すること、および他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを可能にするべきである。

④ 現地のインフラ利用要求及び拠点設置要求の禁止

電子商取引によるサービス提供の条件として国内のインフラの利用や拠点設置を求めること禁止すべきである。

⑤ 現状維持義務

国際的な合意や協定締約国間における合意なしに保護主義的な規制・措置を導入しないことをルール化すべき。

⑥ 国内規制

ビジネス上の契約、送金、税制、競争政策などを含めた国内規制の透明性の確保をルール化するとともに、規制の国際的な調和化を促進することが必要である。

⑦ 新たな課題への対応

電子商取引の健全な発展を促進するため、プライバシー、セキュリティ、消費者保護、電子認証、電子証明、電子決済、紛争解決などの重要な課題に関し、ルールを定める必要がある。

13. 投資

外国投資は、雇用を促進し、投資受入れ国の経済発展を促進する。中小企業の海外展開を促進するためにも、投資財産保護措置のみならず、投資の自由化と円滑化を促進する措置、ならびに紛争処理手続を含む高いレベルのルールを定めるべきである。

① 規定すべき項目

投資許可前及び投資後の最恵国待遇及び内国民待遇、透明性、公正かつ衡平な待遇とアンブレラ条項、特定措置の履行要求の禁止、収用と補償、争乱からの保護、送金（資金の移転）の自由、信用秩序維持措置、利益否認、請求代位権について明確に規定すべきである。なお、最恵国待遇および内国民待遇は国内裁判を受ける権利および税制に関しても適用されるべきである。

② 特定措置の履行要求の禁止

特定措置の履行要求に関しては、次のものを禁止すべきである：輸出要求、ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求、輸出入均衡要求、為替制限を通じた貿易制限措置、国内販売制限、輸出制限、技術移転要求、研究開発要求、拠点設置要求、自国民雇用要求、特定地域供給要求、役員の国籍要求。

③ 投資家対国家の紛争解決手続

我が国がこれまでに締結した EPA と同様、TPP においても投資家対国家の紛争解決手続（ISDS）を定めるべきである。投資受入国の裁判制度では公正な判断が期待しにくい場合、投資家は仲裁制度を選択することが可能になる。また、ISDS 規定が存在することで投資受入国政府による不合理な規制・措置の導入を抑止できる。

なお、濫訴を防ぐため、公正・衡平待遇義務違反により投資受入国を訴えることができるのは、企業に対する具体的な措置に恣意的、不透明または差別的色彩があった場合に限定することが必要である。

④ 知的財産権

協定で保護される知的財産権について、WTO の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) をはじめ、各国が加盟する知的財産権に関する国際協定において保護される知的財産権を対象とすることを明確に規定すべきである。

また、それらの知的財産権の確保および活用が、実質的に他国の企業にとって不利となるような制度を禁止し、各国間での制度の調和が図られることを要望する。

⑤ 租税条約

我が国は、TPP 交渉参加国の中で、チリ、ペルーとの間では租税条約を締結していない。二重課税を回避するため、包括的な租税条約締結に向け交渉を開始し、早期に条約が締結されることを要望する。また、既に締結されている租税条約について、必要に応じ見直すことが必要である。

14. 法的・制度的事項

協定の利便性を高めるため、以下のような制度設計が必要であると考ええる。

① 「商品の名称および分類についての統一システム」改訂への対応

「商品の名称および分類についての統一システム」は世界税関機構 (WCO) が定期的に改訂を行っている。企業の管理面での負担を軽減するため、協定本文、および附属書における商品の名称と関税分類の記載について、WCO による改訂に合わせ、常に最新の商品名と関税分類に基づく記載とすることを運用規則において定めるべきである。

② ビジネス環境整備

我が国が締結した EPA と同様に、企業が進出した各国で直面する具体的な懸案事項を関係国の官民で議論し、その解決を図るビジネス環境整備委員会を TPP においても設置すべきである。

③ 新たな貿易課題への対応

デジタル経済社会と情報通信サービス・技術の発展に伴い生じる新たな課題に対して迅速に取り組むことが可能な仕組みを構築し、新たなルールを随時、策定できるようにすべきである。なお、新たにルールを策定する際には民間企業の意見を聴くことを義務付けるべきである。

④ 協定の随時見直し

協定締約国における漸進的な貿易・投資自由化を促進するため、各国における法制度改革や規制緩和の実態に合わせ、協定を随時見直すことを定めるべきである。

以 上

＜提出先＞

外務省、経済産業省、内閣府

＜実現状況＞

わが国は 2013 年 7 月の第 18 回交渉会合から交渉に参加。参加 12 か国は 2013 年末までの交渉妥結を目指していたが、2013 年中には妥結できなかった。その後、2014 年 2 月の閣僚会合で大筋合意を目指したが、大筋合意には至らず、その後も交渉を継続。

エネルギー政策に関する意見
ー新たなエネルギー基本計画の策定に向けてー

平成 25 年 10 月 31 日
日 本 商 工 会 議 所

東日本大震災と巨大な津波は多くの尊い人命を奪っただけではなく、我々が長く当たり前のものと感じていたエネルギーの安定供給を途絶させた。震災後の経験から、我々はエネルギー政策が国民生活を守り、産業の命運を握る極めて重要な基幹政策であることを今もなお痛感させられている。

商工会議所では、東日本大震災直後から、会員企業の節電・ピーク電力抑制対策や原子力損害賠償問題への対応等に取り組むとともに、電気料金上昇抑制と安定供給の早期確保を望む会員企業の声、安全・防災の具体策を求める立地地域の声、あるいは一丸となって復興に取り組んでいる被災地の声を踏まえ、エネルギー問題に関する議論を重ね、政策提言を続けてきた。昨年 7 月以降は、各地で合計 50 回以上の説明会等を開催するなど、エネルギー問題について理解を深めてきた。

しかしながら、震災後 2 年半以上を経過しても未だエネルギー問題は解決されておらず、原発事故の収束と被災地の復興においても課題は山積している。国への期待、国が果たすべき役割は極めて大きい。現在、政府が年内を目途に策定作業を進めている新エネルギー基本計画によって「責任あるエネルギー政策」が示されることを我々は強く期待している。そのため、商工会議所ではこれまでの議論の蓄積を踏まえ、福島再生を含めた当面および中長期のエネルギー政策についての意見を下記のとおりまとめた。

政府においては、新エネルギー基本計画の策定をはじめ、今後のエネルギー政策にご反映いただきたい。

記

I. 当面の課題

1. 電気料金上昇抑制と安定供給の早期回復

ー安全が確認された原子力発電の早期再稼働をー

我が国は震災後 2 年半以上を経てもなお、電力の安定供給にリスクを抱えたままであり、電気料金的大幅な上昇が全国に波及している。事業活動に不可欠な電力の料金上昇は、企業収益を確実に悪化

させるものであり、新規雇用や給与増、新規設備投資等の前向きの投資を抑制し、事業の縮小、立地企業の撤退をもたらしている。とりわけ、価格転嫁が困難な中小企業への影響は深刻である。※

※関東商工会議所連合会が東京電力管内の商工会議所会員企業を対象に行った調査では、「ほとんど価格転嫁できない」とする企業が95%以上、人員・人件費の削減等の事業縮小策を実施した企業が約3分1を占めるなど、企業経営に大きな影響が生じている（【別紙】参照）。

さらに、火力燃料輸入費の増加による国富の流出は、日本全体で年間3兆円を超えており、国際収支の悪化をもたらし、日本経済に打撃を与えている。

国内産業が懸命な努力によって何とか持ちこたえているうちに、一日も早く低廉・安定的な電力供給体制を回復しなければ、デフレからの脱却に向けて正念場を迎えている日本経済の致命的な足かせになりかねない。

そのため、高効率火力発電の導入、化石燃料調達力の強化など様々な対策を進めていく必要があるが、最も効果的で重要な役割を担うのは安全が確認された原子力発電の再稼働である。そのため、以下の措置を講ずるべきである。

（１）再稼働に向けた国の責任の明確化

安全確認後の再稼働について、国が責任を持つことを明確化すべきである。そのことが関係自治体の理解を得るためにも必要である。具体的には以下の取り組みが必要である。

- ①国は、原子力発電の国策としての位置づけを明確化する。
- ②新安全基準の内容と基準への適合状況等について、原子力規制委員会は関係自治体はじめ国民に対して十分な説明を行う。
- ③万が一に備えた防災対策や危機管理対策について、関係自治体と事業者だけではなく、国、警察、自衛隊等を含めた万全の体制を構築すべきであり、国が責任を持って対応する。
- ④事故被害の救済の強化を図るため、事業者に無限責任を負わせている現状の原子力賠償制度について、事業者の賠償責任範囲と国による補償の範囲を明確化する。

（２）安全審査体制の整備拡充

原子力規制委員会の人員体制の制約から、安全確認が遅れることがないよう、厳格な審査を可能な限り迅速・合理的に行うための体制の整備拡充を急ぐ必要がある。

なお、エネルギー価格の上昇抑制を図らなければならない現状を踏まえ、再生可能エネルギー固定価格買取制度を早急に見直すべきである。また、地球温暖化対策税については来年4月に予定されている二段階目の税率引き上げを見送るべきである。

2. 原発事故の収束と福島再生に向けた取組みの加速

国家の基幹政策であるエネルギー政策を担い、長く我が国の生活水準の向上、経済発展を支えてきた福島の再生を図ることが、新たなエネルギー政策の構築にあたっての前提である。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、汚染水問題の解決はもとより、地域の生活、産業の再建まで、国が責任を持って取り組むべきである。そのため、以下の措置が必要である。

（１）事故収束に対する国による一層の関与

事故収束においては、現場の人員の士気を維持・喚起することが極めて重要だが、事故収束とともに電力の安定供給の責任を果たさなければならない東京電力の対応には限界がある。そのため、事故収束に対して国による一層の関与が必要である。

（２）科学的知見の再周知と復興の加速

- ①福島再生に向けては、国内外の科学的知見、国連科学委員会等の調査分析結果にも関わらず、風評被害が払拭されない状況を改善する必要がある。国は改めて放射線リスクに関する科学的知見を周知すると同時に、科学的知見に基づく真に地域の再生に資する政策の実施によって復興を加速すべきである。
- ②風評被害を誘発し復興を妨げる要因ともなっている世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値や自治体が独自に設定しているさらに厳しい基準値、除染作業の遅れの要因となっている高すぎる除染目標などを見直すことが求められる。
- ③雇用確保のための企業誘致・起業促進、インフラ再興の前倒し、無料の継続的健康診断、除染費用の国費負担等について、特段の措置を講ずるべきである。

Ⅱ．中長期のエネルギー政策

エネルギー自給率の低い我が国は、エネルギー安全保障のリスクを常に抱えてきたが、エネルギー利用の効率化や原子力を含む供給源の多様化などで、二度に及ぶ石油危機や新興国の経済成長に伴う国際的なエネルギー需給バランスの変化に対応してきた。将来的にも世界のエネルギー需要は拡大を続け、資源獲得競争は更に激化していくとともに、世界規模では引き続き原子力発電の建設が進んでいくものと考えられる。そのような中、現在国内の原子力発電所は全て停止しており、我が国は国際エネルギー市場における重要な選択肢を失いかけている。

そのため、新エネルギー基本計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえるべきである。

１．基本的な考え方ー「責任あるエネルギー政策」の構築を

エネルギー自給率の低い我が国においては、原子力を含めた多様なエネルギーの選択肢を維持し、安全性、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等の総合的な観点から実現可能な「責任あるエネルギー政策」を早急に構築する必要がある。

２．成長戦略の視点ー技術革新の重要性

エネルギー政策は、我が国の成長戦略を支える基盤でもある。エネルギーの低廉・安定供給が成長戦略の前提条件であることに加えて、政府においては、我が国の優れた省エネ、エネルギー関連技術が中長期的にもさらに向上していくように技術革新の支援を行っていくこと、海外への技術普及が促進されるよう支援を行っていくことが必要である。

３．客観的な情報と十分な議論に基づく国民理解の必要性

エネルギー政策は、客観的な情報と十分な議論を踏まえて、政治が責任を持って判断すべき極めて重要な国家の基幹政策である。十分な議論のため、政府においては、以下をはじめとする客観的な情

報を分かりやすく国民に示すべきである。

- 国際的なエネルギー需給の状況と見通し
- 我が国のエネルギー供給の脆弱性
- 輸入燃料の増大による国富の流出やエネルギーコスト上昇の経済、雇用、所得に与える影響
- 老朽火力の長期稼働に依存する現在の電力供給体制のリスク
- 再生可能エネルギーの特性とその導入拡大による国民負担の増加
- 原子力安全対策の取り組み状況
- 放射線リスクに対する科学的理解 等

Ⅲ. 個別分野におけるエネルギー政策

1. 原子力

- (1) 化石燃料の海外依存リスク、原子力発電の燃料コストの低廉さ、CO₂排出量の低さ、世界規模では原子力発電は引き続き増加傾向にあり日本の技術への期待が高いこと、化石燃料調達における交渉力の強化に有効であること等を踏まえ、政府は、原子力発電を引き続き重要なエネルギー源としてエネルギー基本計画に明確に位置づけ、安全確保を前提に活用していく方針を明確化すべきである。
- (2) ゼロリスク神話を脱した新たな原子力安全規制による抜本的な安全性の向上は原発事故を踏まえた第一歩である。不断の安全性の向上を図るためには、原子力規制委員会による新基準を満たすことはもとより、原子力事業者をはじめ政府、国会及びメーカー等を含めた専門家等の幅広い取り組みが必要である。
- (3) 加えて、原子力政策においては、以下に挙げるような多くの重要課題※に対応すべく、早急に政策全体の枠組み、解決に向けた方針を策定し、必要な措置を講ずるべきである。

※原子力政策における重要課題

- 安全性向上の基盤である人材の維持・育成と技術の維持・向上
- 放射性廃棄物政策を含む核燃料サイクル政策の具体的実行計画の策定
 - ・使用済み核燃料の最終処分について、廃棄物の減容化（直接処分に比べて軽水炉再処理により約 1／4、高速炉再処理により約 1／7）、有害度の低減化（直接処分に比べて軽水炉再処理により約 1／12、高速炉再処理により約 1／330）の観点から核燃料サイクル政策を維持して解決すべき
 - ・中間貯蔵のあり方についても具体的実行計画を策定すべき
- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉措置に係る研究開発の促進
- 国際貢献の推進
- より安全性の高い原子力発電へのリプレイス等の検討
- 事故リスクに対する国の役割の明確化
- 災害・事故時の国の対応の明確化
- 電力システム改革の進展に応じた事業環境の整備

2. 化石燃料

- (1) 資源獲得競争の激化等を踏まえ、調達先の多様化、価格交渉力の強化、メタンハイドレート等の

資源開発を引き続き推進していくべきである。

- (2) シェールガス革命により世界的な供給構造の変化が見込まれるが、輸入天然ガスの全てを LNG に頼る我が国にとって価格面の影響は不透明である。我が国がバーゲニングパワーを持つためには、東アジア地域における国際的な天然ガス市場の拡充やそれを支える国際パイプラインの整備等により、多様なエネルギー供給源を確保することが必要である。
- (3) 発電技術を始め、化石燃料利用設備の高効率化は、エネルギー安全保障や経済性の改善のみならず、地球温暖化対策としても重要である。我が国の競争力維持・向上の観点からも、引き続き強力に進めるべきである。
- (4) 震災後の経験を踏まえ、緊急時に備えた安定供給体制の強靱化も極めて重要である。

3. 省エネルギー

- (1) エネルギー自給率の低い我が国にとって、エネルギー安全保障の強化、地球温暖化問題への対応の観点から、引き続き推進していくことが極めて重要である。
- (2) そのため、省エネ、蓄エネ等の技術革新を促進する研究開発への政策支援や、設備投資支援等によって、無理のない省エネ、投資対効果のある省エネを推進していく必要がある。
- (3) 中小企業の省エネ推進は、経営改善の効果も大きいことから、設備投資支援策や専門家派遣による省エネ指導など支援策を拡充すべきである。

4. 再生可能エネルギー・新エネルギー

- (1) 持続的なエネルギー源の確保、地球温暖化問題への対応等の観点から長期的視点に立って取り組んでいくべきである。
- (2) そのためには、高性能化、コスト低減、蓄電池等による系統安定化等のための技術研究開発が最も重要である。また、利用技術の高度化や運用の改善による水力発電の発電量増加、地熱発電拡大のための規制改革、洋上風力の推進など、我が国の成長戦略、技術革新戦略とも合致する形で、着実な推進を図っていくことが必要である。
- (3) あわせて、将来のエネルギーキャリアとして期待されている水素の貯蔵・輸送技術の研究開発等、多様な新エネルギー分野での技術研究開発を進めるべきである。
- (4) 再生可能エネルギー固定価格買取制度については、非住宅用太陽光発電を中心とする大量導入のため、国民負担の急激な拡大が懸念される。電気料金に上乗せされる賦課金は既に約 0.4 円/kWh に達しているが、来年度には 1 円程度まで上昇することが予測される状況である。一方でより効率がよく安定的な発電が期待される地熱や風力の導入は進んでいない。そのため、再生可能エネルギー固定価格買取制度については、早急に抜本的な見直しの検討に着手し、「最大限の導入」ではなく、国民負担の抑制、太陽光に偏した導入状況の是正、持続的な技術開発やコスト低減の促進等を図りながら、適切な導入を図っていく仕組みに再構築すべきである。

5. 地球温暖化対策

- (1) 地球温暖化対策は、エネルギー政策と整合性をとって進める必要がある。そのため、エネルギーミックスが定まらない段階では、根拠を持った新たな数値目標を設定することは不可能である。
我が国のエネルギー効率・環境特性に優れた技術の海外普及や、さらなる技術開発の促進こそが、

我が国が地球温暖化対策として最も貢献できることであり、新たな国際枠組みの議論において、正々堂々と主張すべきである。

- (2) 地球温暖化対策税については、エネルギー価格の上昇が進み、中小企業の経営に大きな影響を与えているとともに、化石燃料消費の増大により税収が想定を上回っている状況を踏まえ、今後予定されている2回の税率引き上げ（平成26年4月、平成28年4月）の見送りを含め見直しが必要である。また、地球温暖化対策税は化石燃料起源のCO₂排出抑制対策を目的に導入されたものであり、安易な増税につながりかねない森林吸収源対策等への使途拡大は行うべきではない。

6. 電力システム改革

電力システム改革については、競争促進による低廉な電力供給の実現への期待の一方で、離島や過疎地における低廉・安定供給の確保策など様々な検討課題が指摘されている。そのため、政府においては、様々な検討課題の克服に向けて十分な議論を行い、改革の目的である「安定供給の確保と料金の最大限の抑制」が実現できるよう、適切な制度設計を行うべきである。

以 上

エネルギー政策に関する意見 ―新たなエネルギー基本計画の策定に向けて―

<提出先>

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣ほか主要・関係閣僚、各政党、経済産業省、環境省、内閣府、原子力規制委員会、原子力委員会、全国知事会

<実現状況>

I. 当面の課題

1. 電気料金上昇抑制と安定供給の早期回復

(1) 再稼働に向けた国の責任の明確化

- 26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」と明記された。

(2) 安全審査体制の整備拡充

- 2月6日に成立した平成25年度補正予算において、厳正かつ適正な審査・検査の実施や、原子力防災対策の充実等を確保するための体制の強化に必要な経費として、1億円が計上された。
- 原子力規制委員会の専門性向上を目的に、26年3月1日、独立行政法人原子力安全基盤機構の業務が原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁に移管された。これに伴い、移管される職員の人件費等に充てるため、平成25年度補正予算において77億円が措置された。
- 3月20日に成立した平成26年度予算において、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏ま

え、原子力の安全規制に携わる人材の専門能力向上を図るため、危機管理、シビアアクシデント対策等を強化した優良なカリキュラムの開発、原子炉運転シュミレータ等を活用したより実践的な教育を行うためのプログラムと設備の整備計画、専門家によるマネジメント、コミュニケーション等に関する研修や国際的にも遜色のない専門人材を育成するための研修プログラムの開発を盛り込んだ、国際原子力安全研修事業を行うこととなった（予算額：1.5 億円）。

2. 原発事故の収束と福島再生に向けた取組みの加速

（1）事故収束に対する国による一層の関与

- ・事故収束に向けて必要な取組みである事故炉の廃炉（溶融燃料の冷却・取り出し、汚染水の処理、敷地外への放射性物質の放出抑制等を含む包括的概念）を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築が必要との認識のもと、原子力損害賠償支援機構（原賠機構）の業務としての廃炉関係業務の追加、国の責務として汚染水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全に対する特段の配慮の追加等が盛り込まれた、「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」が 26 年 2 月に閣議決定、26 年 5 月 14 日に成立した。

（2）科学的知見の再周知と復興の加速

- ・福島の再生・復興に向けた取り組みは、「エネルギー政策の再構築の出発点」であるとの位置づけが明確化されるとともに、「政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組んでいかなければならない」とされた。
- ・国民の間に広がる原子力に対する不安・不信を払しょくするため、「原子力が持つリスクや事故による影響を始め、事故を踏まえて整備した規制基準や安全対策の状況、重大事故を想定した防災対策、使用済燃料に関する課題、原子力の経済性、国際動向など、科学的根拠や客観的事実に基づいた広報を推進する」とされた。
- ・福島復興の加速化を図るため、町内復興拠点整備、放射線不安を払しょくする生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した「福島再生加速化交付金」が創設された。平成 25 年度補正予算で 512 億円、平成 26 年度予算で 1,088 億円が計上されている。
- ・政府は避難指示解除準備区域となっていた福島県田村市都路地区の避難指示を 26 年 4 月 1 日に解除。福島第一原子力発電所から 20 キロ圏内の解除は初めて。
- ・政府は福島県川内村の避難指示解除準備区域について、3 月末までに除染作業が完了したことから、住民の帰還準備のための宿泊期間を設定。26 年 4 月 26 日から 3 カ月間。政府は宿泊期間が終了する 26 年 7 月下旬以降の避難指示解除を検討。
- ・福島第一原子力発電所建屋内への地下水の流入による汚染水の増加を防ぐため、建屋に流入する前に地下水をくみ上げる「地下水バイパス」計画が進められている。東京電力と国が示した放出地下水の放射能レベルの運用目標は、放射性セシウム類は法定濃度の 60 分の 1 から 90 分の 1、WHO の飲料水基準の 10 分の 1。26 年 5 月 14 日、政府はくみ上げた地下水の放射性物質が、東電と国が示した目標値を下回ったと発表。東電は福島県漁協や福島県に説明し、準備ができ次第放出する意向。

Ⅱ．中長期のエネルギー政策

1．基本的な考え方－「責任あるエネルギー政策」の構築を

- ・26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、エネルギー政策の原則として、「安全供給（エネルギー安全保障）」「コスト低減（効率性）」「環境負荷低減」「安全性」の「3E＋S」に加え、「国際的視点」「経済成長」の考え方が明記された。

2．成長戦略の視点－技術革新の重要性－

- ・26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の脆弱性や温室効果ガス排出量の削減目標達成等の困難な課題を解決するための、革命的なエネルギー関係技術の開発と社会全体での導入の必要性が明記されるとともに、技術開発のプロジェクトを進めていくための戦略をロードマップとして、26年夏までに策定することとされた。

3．客観的な情報と十分な議論に基づく国民理解の必要性

- ・26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、エネルギーに関する広報の在り方として、国民が自らの関心に基づいて最も適切に整理された情報を選択できるよう、科学的知見やデータ等に基づいた客観的で多様な情報提供体制を確立する方針が明記された。また、メディアや民間調査機関など第三者機関によるエネルギー情報の発信、エネルギー専門家や事業者などエネルギー関係者の積極的な教育現場への参加が盛り込まれている。

Ⅲ．個別分野におけるエネルギー政策

26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、以下の通り、各エネルギー源の位置づけや今後の取組みが明記された。

1．原子力

- ・優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストも低廉で、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられた。
- ・核燃料サイクル政策については、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマルの推進が盛り込まれた。

2．化石燃料

- ・化石燃料への依存が高まっている現状を鑑み、安定的な資源確保のための総合的な政策として、シェール革命が起きた北米やロシア、アメリカ等新しい資源供給国との関係強化と上流進出、資源国との経済取引や人的交流による関係強化を通じた資源調達環境の基盤強化、メタンハイドレード等国産資源の開発の促進等が盛り込まれた。
- ・海外からの化石燃料に過度に依存するエネルギー需給構造を長期的視点に基づいて変革していくための技術開発として、石炭やLNGの高効率火力発電実現のための技術開発やエネルギーマネジメントシステムの高度化等の技術開発に取り組む旨が記載された。

3. 省エネルギー

- ・省エネルギーの取組みを、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していくことで、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を同時に進めていくことが重要である旨、明記された。
- ・産業部門等における省エネルギーを加速するため、省エネルギー設備投資に対する支援に加え、製造プロセスの改善等に対する支援など多様な施策を用意し、企業自らが最善の省エネルギー対策を進める環境を整備する方針が盛り込まれた。

4. 再生可能エネルギー・新エネルギー

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度については、再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることで投資の加速度的促進を図るものであることから、引き続き事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠とされた。一方で、国民負担の観点にも配慮し、再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築するための検討を行い、必要な措置を講じるとされた。
- ・再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進することを念頭に、系統の強化、低コスト化等の研究開発などを着実に進めるとともに、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設するなど関係省庁間の連携を促進するとされた。
- ・水素については、多様な技術開発や低コスト化の推進等を図るため、戦略的に制度やインフラの整備を進めていく方針が記載された。

5. 地球温暖化対策

- ・我が国は他国に先駆けて地球温暖化問題に対し積極的に取組み、省エネルギー等の技術やノウハウの蓄積が進んでいると評価するとともに、それらの技術やノウハウを基に、日本国内はもとより世界全体の温室効果ガス排出削減への貢献を進めていくことが重要であるとされた。

6. 電力システム改革

- ・電力システム改革の詳細な制度設計に当たり、系統運用者による調整電源の調達の枠組みや小売事業者に対する供給力確保義務等に対して引き続き検討するとともに、東西の周波数変換設備や地域関連系統等の送電インフラの増強を進めることが明記された。

中心市街地活性化のさらなる加速化への支援を

平成 25 年 11 月 8 日

日本商工会議所

まちづくり特別委員会

2006 年に、まちづくり三法が改正され、コンパクトシティ実現の加速化に向けた様々な制度整備がなされたが、今なお大半の地域では中心市街地の停滞や都市機能の拡散、商店街等の地域商業の低迷等に歯止めがかかっていない。

2025 年には高齢化率が 30%に、人口が 1 億 1 千万人台となることが予測される中、これからの 10 年がコンパクトシティの実現と地域商業の再生による持続可能なまちづくりを進めるラストチャンスである。

日本再興戦略においても、コンパクトシティの実現が位置付けられたところであり、まちづくりの核となる中心市街地活性化の取り組みを今こそ、全国各地で加速化する必要がある。

政府におかれては、下記のとおり、全国各地の中心市街地の活性化に向けた取り組みを支援されたい。

記

1. 地域の都市活性化に向け、政府一丸となった取り組みの強化を

○疲弊した地域の都市活性化のためには、中心市街地の活性化とともに、計画的な都市機能の配置・集積や地域公共交通の再生などが一体的に行われることが必要不可欠である。関係省庁は、中心市街地活性化施策と都市再生施策との連動性を確保するなど、関連施策を有機的に連携させ、政府一丸となった取り組みを強化することが求められる。

例えば、以下のような措置を講じられたい。

- ・中心市街地における都市機能整備等の事業に対する中心市街地活性化法および都市再生特別措置法上の特例、予算等の各種支援措置の相互適用
- ・都市再生整備計画や中心市街地活性化基本計画に基づく事業の運営・進捗管理等に関する市町村都市再生整備協議会と中心市街地活性化協議会の協力体制の構築 等

○中心市街地活性化協議会をはじめとする経済団体等が中心市街地活性化に向けた新たな事業を行う場合、規制の運用が対外的に明確になっていないことなどにより、事業者の主体的な取り組みが阻害されている。中心市街地活性化協議会等が規制の解釈を関係省庁に確認あるいは緩和を要望できる制度を構築するとともに、手続きの迅速化を図る。

○地域の都市活性化に向けた関係省庁の連携強化を踏まえ、中心市街地活性化についても、関係省庁が予算等の集中的な支援措置を講じる制度を構築するとともに、計画に記載された各事業が円滑に実行できるよう関係省庁の予算を投入する。

2. まちづくり三法を強化し地域の総意や特性を活かした中心市街地の活性化を

(1) 中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の機能強化

○協議会に基本計画の「変更提案」等の機能を付与し、民間の意見を計画に反映させ、レベルアップさせていく仕組みを構築する。

(2) 地域の特性に基づく柔軟な事業実施の促進

○中心市街地活性化基本計画認定において、5分野（市街地の整備改善、まちなか居住の推進等）全ての事業実施を前提とするのではなく、観光振興等の地域特性を活かした計画策定・実施を容認し、地域の特性に基づく取り組みを促進する。

(3) まちづくり会社の法的位置付けの明確化

○まちづくり会社に法的位置付けを付与し、「行政や事業者、住民、地権者等が共有するまちづくりの理念を具現化するための事業推進主体」であることを明確化する。

(4) 広域調整機能の強化

○国のガイドライン整備と積極的な周知により、集客施設立地の際の広域調整に関するプロセス・手法（手続き、調査・検討、地域地区制度の活用等）を明確化する。

(5) 大型店の退店時の対応に関する規定の明記

○中心市街地からの大型店の退店は、地域に悪影響を及ぼすことから、後継店舗の斡旋・確保や建物解体・その費用負担に関する協議への協力等について「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に明記する。

(6) 小さな都市にも適用拡大を

3. 中心市街地への集中的な支援の実施を

○民の関与を高め、官民協働の中心市街地活性化を促すため、中心市街地の核となる民間商業施設のリノベーションや誘致に柔軟に利用できる「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」を復活し、増額する。

○中心市街地の核となる施設（福祉・介護、子育て支援、医療、教育、商業、コミュニティ等）整備のために土地や建物を譲渡・貸与し、または取得した場合における国税（登録免許税等）・地方税（固定資産税等）の優遇措置を創設する。

○事業者が中心市街地で行う店舗改装のための器具・備品等の取得に対する所得税・法人税の減税制度を拡充し、即時償却制度を創設する。

○都市機能誘導区域外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置を創設する。

○中心市街地で民間事業者が取り組む中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対する予算・税制措置等の集中的・重点的な支援を拡充する。

4. 商店街等地域商業再生の取り組み強化への一層の支援を

○中小商店や商店街が直面する緊急課題（老朽化したアーケードの撤去、コミュニティ施設整備、買物弱者対策等）を支援するための予算措置を拡充する。

以 上

中心市街地活性化のさらなる加速化への支援を

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

中心市街地活性化の取り組みを中小規模の都市に拡大するための下記の手続き等を盛り込んだ改正中心市街地活性化法は、平成 26 年 4 月 18 日に成立。

【改正中心市街地活性化法】

- 規制の解釈に関する市町村の疑問等に国が回答する制度を創設。
- 中心市街地活性化協議会の機能明確化
 - ・基本計画に基づき民間事業者等が作成するソフト・ハード事業の計画については、中心市街地活性化協議会の提案協議を踏まえることが必要。
- 中心市街地で行うソフト・ハード事業を認定する制度の創設
 - ・まちづくり会社等が行うイベント等のソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）や施設整備等のハード事業（特定民間中心市街地経済活力向上事業）を、経済産業大臣が認定。
 - ・認定を受けたまちづくり会社等に対して予算措置の拡充や税制優遇（建物等の取得に対する割増償却）等を措置。
- 内閣総理大臣による基本計画認定要件の緩和
 - ・基本計画への4 事業（市街地整備、住宅供給、商業活性化、都市福利施設整備）の必須記載・実施の緩和。
- 基本計画と都市計画、地域公共交通総合連携計画（地域公共交通活性化法）の適合性確保
- 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業のうち、民間投資を喚起するための重点事業を認定する制度を創設。当該事業には、予算措置の拡充や税制優遇措置等を講じる。

地球温暖化対策税に関する意見

2013 年 11 月 19 日
（一社）日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

1. 行き過ぎた円高の是正、成長戦略の推進など現政権の経済政策により我が国経済には将来の希望がもたらされている。今後、投資拡大等により持続的な成長のための好循環を作り出していかなければならない。

しかしながら、大幅な電力価格の値上げを含むエネルギーコストの上昇は、我が国経済の大きな足

かせとなっている。

2. このような中、2012 年 10 月に導入された地球温暖化対策税について、段階的な税率の引き上げ（2014 年 4 月・倍増、2016 年 4 月・3 倍増）が予定されている。さらに、来年度税制改正の議論における各省庁等の要望の中には、地球温暖化対策税収の使途を拡大し、森林整備などの吸収源対策に充てることを求めているものがある。

エネルギーコストの上昇抑制を最優先課題としなければならない現下の我が国の経済状況を踏まえ、我々はこれらの動きに対して強い懸念を示さざるを得ない。

3. 以下の理由により、地球温暖化対策税は廃止を含め抜本的に見直すべきである。

少なくとも、4 月に予定されている税率引上げは凍結すべきである。また、使途拡大は行うべきではない。

- （1）エネルギー課税の強化は、電力価格等の更なる上昇をもたらし、投資意欲を削ぎ経済成長の足かせとなる。
- （2）石油石炭税は、十分な税収が確保されており、地球温暖化対策税の維持・税率引上げを行う必要がない。むしろ、課税の趣旨に照らし、一般会計留保分等を、税率引下げに活用すべきである。
- （3）森林整備は、森林の持つ多面的機能の維持に資するなど社会全般に多様な便益をもたらす。そのため、その費用は国民全体で負担すべきであり、エネルギー需要家のみに負わせるべきではない。

以 上

地球温暖化対策税に関する意見（4 団体連名）

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

○「平成 26 年度与党税制改正大綱」（平成 25 年 12 月 12 日）に以下のとおり記載された。

「第三 検討事項

15 わが国は、本年 11 月に開催された気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）において、2020 年の温室効果ガス削減目標を、2005 年比で 3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第 7 条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」

○平成 26 年 4 月 1 日からは、当初予定どおり 2 段階目の税率が適用された。

課税物件	現行税率	平成 24 年 10 月 1 日 ～	平成 26 年 4 月 1 日 ～	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 予定
原油・石油製品 [1 kℓにつき]	(2, 040 円)	+250 円 (2, 290 円)	+250 円 (2, 540 円)	+260 円 (2, 800 円)
ガス状炭化水素 [1t につき]	(1, 080 円)	+260 円 (1, 340 円)	+260 円 (1, 600 円)	+260 円 (1, 860 円)
石炭 [1t につき]	(700 円)	+220 円 (920 円)	+220 円 (1, 140 円)	+230 円 (1, 370 円)

※（ ）は石油石炭税の税率。

消費税の複数税率導入に反対する意見

2013 年 11 月 20 日

日本経済団体連合会

日本商工会議所

日本百貨店協会

全国商工会連合会

全国中小企業団体中央会

全国商店街振興組合連合会

消費税の複数税率については、平成 25 年度与党税制改正大綱において「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。」とされているが、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

（１）複数税率の導入は逆進性対策としては非効率である一方、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。また、税収を補うために標準税率をさらに高くすることは、国民の理解を得られない。低所得者対策としては、消費税 8 % 段階と同様、給付措置で対応すべきである。

（２）対象範囲に明確な基準を設定することは困難であり、不要な混乱を与える。また、軽減税率の対象範囲が時々の判断で変更される恐れがあり、税率区分が変更される都度に経済活動が混乱する。

（３）複数税率に対応するには区分経理が不可欠であり、そのためにはインボイス導入は必須であるが、複数税率・インボイス導入は多大な事務負担を強いる。特に中小・小規模事業者の多くは手作業で経理事務を行っており、過度な事務負担を強いることになる。

（４）インボイスを発行できない、500 万超の免税事業者が取引から排除され、廃業に追い込まれる可能性がある。

以 上

消費税の複数税率導入に反対する意見（6団体連名）

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

『平成 26 年度与党税制改正大綱』（平成 25 年 12 月 12 日取りまとめ）に盛り込まれた内容は以下のとおり。

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する

2013 年 11 月 22 日

1. 現政権の政策により、わが国はデフレからの脱却と景気回復の兆しが見えつつある。しかしながら、大幅な電力価格の値上げを含むエネルギーコストの高騰は、依然としてわが国経済の大きな足かせとなっている。産業界の間には、2012 年 10 月に導入された「地球温暖化対策のための税」（地球温暖化対策税）に対し、来年 4 月に予定されている税率引上げの凍結や、廃止を含めた抜本的見直しを求める強い意見がある。

2. こうしたなか、来年度税制改正に向け、一部省庁や地方公共団体から、地球温暖化対策税収の使途を拡大して森林吸収源対策に充てるべき、その一定割合を地方に譲与すべき、あるいは森林整備等のため二酸化炭素排出源を課税対象とする全国森林環境税を創設すべき、との要望が出されている。

産業界はこれまで、地域社会と協力しながら森林保全対策に主体的に取り組んできた。我々は、以下の理由から、地球温暖化対策税収の使途拡大や新たな税の創設に反対する。

①森林整備は、森林の持つ多面的機能の維持に資するなど社会全般に多様な便益をもたらすことから、その費用は化石燃料利用者だけでなく、国民全体で負担すべきである。

②地球温暖化対策税は「エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施する観点から」（平成 25 年度税制改正大綱、2013 年 1 月 24 日）導入された。その経緯を無視した使途拡大は、納税者の信用を損なうものである。

③地球温暖化対策税は、受益者負担の考え方の下、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための費用負担を

化石燃料利用者に課していることから、その税収を森林吸収源対策に充てることは、受益と負担の関係を損なうこととなる。

④経済の好循環を実現するうえでエネルギーコスト抑制が国家的課題となるなか、エネルギーコスト低減等につながる省エネ対策等に活用すべき財源を他の使途に用いるべきではない。

以 上

地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する（88 団体連名）

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

○「平成 26 年度与党税制改正大綱」（平成 25 年 12 月 12 日）に以下のとおり記載された。

「第三 検討事項

15 わが国は、本年 11 月に開催された気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）において、2020 年の温室効果ガス削減目標を、2005 年比で 3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源 CO₂排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第 7 条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」

企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃を求める

2013 年 11 月 29 日

(一社) 日本経済団体連合会

日本商工会議所

日本労働組合総連合会

企業年金連合会

平成 26 年度税制改正において、企業年金の積立金に対する特別法人税（以下、特別法人税）は、課税再開などあってはならず、撤廃すべきである。

1. 持続可能な社会保障制度を確保するためには、公的年金の給付を抑制せざるを得ない状況にあり、自助努力の仕組みとして企業年金への期待はますます高まっている。また、今後 5 年間で多くの厚生年金基金にとって、企業年金を再建することが喫緊の課題となっている。
2. 上記の企業年金に寄せられる社会的な要請とは逆行する形で、万が一、特別法人税が課税されることになれば、企業年金の持続性・健全性は著しく損なわれ、各企業において、やむなく制度の縮小さらには廃止の選択肢を取らざるを得ない事態を招きかねない。
3. 企業年金に加入する従業員にとっても、万が一、特別法人税が課税されることになれば、退職後に受け取る資金の目減りや企業年金の縮小・廃止に直面し、老後生活への不安が高まることとなる。
4. 特別法人税については、むしろ撤廃することで、企業年金の安定的な運営に対する阻害要因を払しょくし、企業年金のさらなる普及・拡大を促すことで、経済成長の糧となるリスクマネーを供給する担い手を増やし、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするべきである。

以 上

賛同団体

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

日本労働組合総連合会

企業年金連合会

一般社団法人信託協会

社団法人生命保険協会

一般社団法人全国銀行協会

日本証券業協会

一般社団法人日本損害保険協会

塩ビ工業・環境協会

一般社団法人海外建設協会

一般社団法人情報サービス産業協会

一般社団法人セメント協会

石油化学工業協会

石油鉱業連盟

一般社団法人全国建設業協会

一般社団法人全国地方銀行協会

電気事業連合会

電機・電子・情報通信産業経営者連盟

一般社団法人電子情報技術産業協会

電線工業経営者連盟

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本衛生材料工業連合会

一般社団法人日本ガス協会

一般社団法人日本機械工業連合会

一般社団法人日本工作機械工業会

日本ゴム工業会

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

一般社団法人日本自動車会議所

一般社団法人日本自動車工業会

一般社団法人日本自動車部品工業会

日本醤油協会

日本製紙連合会

日本船舶輸出組合

一般社団法人日本倉庫協会

一般社団法人日本造船工業会

一般社団法人日本鉄鋼連盟

一般社団法人日本電機工業会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人日本乳業協会

一般社団法人日本貿易会

日本紡績協会

一般社団法人日本旅行業協会

一般社団法人不動産協会

公益社団法人リース事業協会

運営管理機関連絡協議会

(2013 年 12 月 2 日現在 46 団体)

企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃を求める（４団体連名）

<提出先>

省庁等

<実現状況>

- ・平成 26 年 3 月 20 日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決成立し、企業年金に係る特別法人税の課税凍結が 3 年間延長された。（租税特別措置法第 68 条の 4）これにより、特別法人税は、平成 11 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日まで課税が凍結となった。

新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見

平成 25 年 12 月 26 日

日 本 商 工 会 議 所

日本商工会議所では東日本大震災以来、一貫して、安全が確認された原子力発電の再稼働による電気料金の上昇抑制と安定供給体制の早期回復、福島再生の加速を我が国の最優先課題として要望し続けてきた。また、中長期のエネルギー政策について、原子力を含む多様なエネルギー源を維持し、安全性、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等の総合的な観点から実現可能な「責任あるエネルギー政策」を早期に構築するよう求め続けてきた。

（「エネルギー政策に関する意見－新たなエネルギー基本計画の策定に向けて－」（平成 25 年 10 月 31 日）<http://www.jccci.or.jp/news/2013/1031145023.html> 参照）

今般、示された「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会エネルギー基本計画に対する意見」（以下、本意見）は、全体として、我々の求める責任ある国の政策の方向性を明示しているものとする。特に、

- 福島再生をエネルギー政策の再構築の出発点とし、「国が前面に立つ」方向性を明記していること
- 「安定供給（エネルギー安全保障）」「コスト低減（効率性）」「環境負荷低減」及び「安全性」（3E＋S）をエネルギー政策の基本として確認し、また「国際的視点」と「経済成長の視点」の重要性を明記していること
- 原子力発電を安全性の確保を大前提に引き続き活用していく、エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源と位置付けていること。安全が確認された原子力発電の再稼働の推進を明記していること。また、不断の安全性向上や使用済燃料対策の抜本強化など諸課題解決の方向性を明記していること

を高く評価する。

政府においては、本意見に示された方向性を堅持し、早期に、責任あるエネルギー政策実現に向けた新しいエネルギー基本計画を策定されたい。

また、福島再生の加速、安全確認後の原子力発電の再稼働、使用済燃料対策の抜本強化など諸課題の解決に向けて、早急に具体的な政策を実行に移していただきたい。

以上のとおり、全体として本意見の方向性を支持するものであるが、本意見の方向性に基づいた政策の具体化に資する観点から、下記のとおり意見する。

同時に、本意見を踏まえ、エネルギー政策に関する商工会議所の考えを改めて公表することで、「国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化」（59 頁）に商工会議所としても協力することとしたい。

記

1. エネルギーミックスの早期提示ー特に短期の電力需給とコストの見通しについて

（１）エネルギーミックスの提示については、「先行きがある程度見通せると判断された段階で、速やかに示す」（22 頁）とのことであるが、できるだけ早期に行われることが望ましい。

（２）特に、電力に関する短期的な需給とコストの見通しを示すことは喫緊の課題である。

原子力発電の稼働停止の長期化により、電気料金上昇が全国に波及しており、老朽火力の長期稼働に頼る供給体制は脆弱性を抱えたままである。また、現在 0.4 円／kWh となっている再生可能エネルギー固定価格買取制度による賦課金についても、さらなる急激で大幅な上昇が懸念されている。

企業収益の悪化に直結するエネルギーコスト増、将来に向けての投資を阻害する安定供給への懸念を放置したままでは、企業は経済の好循環の実現に向けて必要な民間設備投資、雇用増や賃金増を実施することができない。特に、企業数の 99.7%、雇用者数の約 7 割を占める中小企業においては、コスト増分を価格転嫁できず、人件費抑制等の事業縮小で対応している事例が極めて多いことに留意する必要がある。

かかる状況から、中長期的視点に立った政策の方向性に加え、喫緊の課題への対応の重要性とその対応方針も明確化していただきたい。具体的には安全が確認された原子力発電の早急な再稼働と、継続的な電気料金の大幅上昇につながる再生可能エネルギー固定価格買取制度の早急かつ抜本的な見直しが必要である。

（３）なお、今後エネルギーミックスの検討のため審議会等を設置する際には、現場の実態を踏まえた検討を行うため、中小企業を含めた産業界のエネルギー需要家の立場の委員を加えるべきである。

2. 福島再生の加速ー科学的知見に基づいた真に復興に資する政策の迅速・確実な実施

福島再生を「エネルギー政策を再構築することの出発点」（2 頁）とし、「国が前面に立つ」方向性を明記していることを評価する。国家の基幹政策であるエネルギー政策を担い、長く我が国の生活水準の向上、経済発展を支えてきた福島の再生を図ることはエネルギー政策の再構築の大前提であり、国民共通の責任でもある。

政府においては、福島再生の加速化に向けて、中間貯蔵施設や除染、廃炉・汚染水対策等に関する財政措置を含めた具体策を確実に実行していただきたい。その際、国内外の科学的知見に基づいた以下の対策を迅速、確実に実施していくことが必要である。（注）

①除染について、合理的な目標設定によって帰還に役立つ除染を迅速に行い、コミュニティ再建に向け

た対策を強化すること。

②汚染水対策について、地下水バイパス等による汲み上げ水や浄化処理後の汚染水を国の一定の基準にしたがい管理放出すること。

また、コミュニティ再建のためには、インフラ再興の前倒し実施、医療、治安、商業等の生活再建に不可欠な各種サービスの再開、雇用確保のための企業誘致・起業促進、無料の継続的健康診断などの総合的なプロジェクトを国の責任で早急に実行すべきである。

(注)

○IAEAは10月21日、「1～20ミリシーベルト／年の範囲のいかなるレベルの個人被ばく線量（注：空間線量ではない）も許容し得るもので、国際基準や勧告等に合致している」「長期目標（1ミリシーベルト）の達成には段階的アプローチが必要。それによって生活環境の向上のために不可欠なインフラ復旧に資源を再配分できる」等の勧告を公表した。

○原子力規制委員会は11月20日、帰還にあたって考慮する被ばく線量の測定については、空間線量ではなく個人線量を基本とすべきとする提言をとりまとめた。空間線量から推計される20ミリシーベルト／年以下を帰還の条件とするが、「1ミリシーベルト」については個人線量の長期目標とした。

○東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関するIAEAの調査団は12月4日、2度目の調査を終了。「良好かつ多大な進捗がみられた」と高く評価。汚染水処理で一定の基準を満たした水については管理された形での放出を含め「あらゆる選択肢を検証すべき」と助言した。

○汚染水の処理後に残る放射性物質トリチウム（液体状）について、我が国では放出量の目安値として放出管理「基準値」を定めている。なお、トリチウムは通常の原子力発電の運転でも発生するが、EUでは基準を設けずに放出している（影響が非常に小さいため）。

3. 国民理解の促進に向けて

エネルギー政策は、客観的な情報と十分な議論を踏まえて、政治が責任を持って判断すべき極めて重要な国家の基幹政策である。本意見は国内外の現実を踏まえ、多様な意見を集約してまとめられた。政府においては、本意見及び追って策定されるエネルギー基本計画について、自信を持って、積極的に広報を行い、国民理解を促進すべきである。その際、本意見で専ら定性的に記述されている各エネルギー源のメリット、デメリットについて、定量的なデータや海外の事情とともに示す必要がある。

例えば、コスト等検証委員会のコスト試算結果（平成23年12月）では、原子力発電のコストは、最終処分を含めた核燃料サイクル費用（注）や事故リスク対応費用、追加的安全対策費用などを幅広く計算に入れても8.9円～/kWhと相対的に安価であること、1兆円のコスト増の影響はプラス0.1円/kWhと試算されることなどが、未だにあまり知られていない。加えて既存原発の再稼働による運用コストは、建設コストや立地コスト等の資本費が発生しないため、上記試算より大幅に安価（6.4円～/kWh）となることも広くは認識されていない。

また、原子力問題においては、客観的な情報に基づくコミュニケーションが不足しているために、風評被害が未だ根絶されず、科学的知見に基づいた真に問題解決に資する政策の実施が妨げられている状況があることにも留意する必要がある。

(注) 以前のコスト試算（平成 16 年）でも核燃料サイクル費用を含めて計算されていた。

4. 原子力政策の基本方針と政策の方向性

(1) エネルギーミックスの検討に向けて

原子力発電を「安全性の確保を大前提に引き続き活用していく、エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」（17 頁）と位置付けていることを高く評価する。化石燃料の海外依存リスク、原子力発電の燃料コストの低廉さ、CO₂ 排出量の低さ、世界規模では原子力発電は引き続き増加傾向にあり日本の技術への期待が高いこと、化石燃料調達における交渉力の強化に有効であること等を踏まえ、我が国は原子力発電を含む多様なエネルギー源を維持する必要がある。

エネルギー基本計画策定後となるエネルギーミックスの検討においてもこの位置付けを踏まえることが重要である。現行のエネルギー基本計画（平成 22 年 6 月）におけるような原子力発電の拡大方針は転換しなければならないが、「安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」（18 頁）としていることは極めて適切である。

その際、より安全性の高い原子炉へのリプレイス等の実施、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の審査を前提に安全が確認された原子炉について 40 年を超えて稼働させること等も重要である。

(2) 事故後の対応における政策の混乱や説明不足に関する反省

政府は、「事故の発生を防ぐことができなかったこと」（23 頁）をはじめこれまでの原子力政策の真摯な反省を「原子力政策の出発点」（同）にしなければならない。加えて、事故後の対応における政策の混乱、説明不足についても、反省点として留意する必要がある。

国会事故調査委員会報告書が指摘しているように、「着の身着のまま」の避難、複数回の避難、高線量地域への避難、病院や介護老人保健施設への配慮に欠けた避難など事故後の避難指示の混乱の弊害は大きかった。また、立地自治体をはじめ、国民は国の姿勢や対応能力に極めて大きな不信感を持った。

長期的な除染目標である「年間 1 ミリシーベルト」が安全と危険の境界であるかのような誤解が広まった原因も、政策の混乱や説明不足にあった。誤解の広まりが、風評被害を生み出し、福島再生・復興、汚染水対策においても、真に問題解決に資する政策の実施を妨げている状況がある。

このような反省を踏まえ、政府においては、万が一に備えた防災・危機管理対策に万全を期すとともに、風評被害等の原因となっている誤解を解くコミュニケーションに尽力する必要がある。

(3) 使用済燃料対策－国民共通の責任というコンセンサスが必要

「高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める」（26 頁）、「使用済燃料の（中間）貯蔵能力の拡大へ向けて政府の取組を強化する」（同）、放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から核燃料サイクル政策について引き続き「着実に推進する」（同）等の方針を支持する。

なお、使用済燃料対策は「現世代の責任」（26 頁）であるとともに、電力の消費地、需要家を含

む国民共通の責任でもある。最終処分場の立地選定にあたっては、「社会全体の利益を地域に還元する」「支援策」(27 頁)も重要である。しかし、立地選定プロセスを進める前提として、特定の地域の負担で他の地域は生活、産業の基盤となる電気を享受してきたのであり、その結果生じた使用済燃料の対策は、特定の地域や事業者だけが負担や責任を負うべき問題ではなく、国民共通の問題であるというコンセンサスが必要である。

(4) 不断の安全性向上に向けて

本意見において、いわゆる「安全神話」「ゼロリスク神話」を脱した不断の安全性向上、原子力損害賠償制度の見直しによる国の責任の明確化、災害対策の強化等の方向性が示されている(24 頁～)ことを評価する。立地自治体は、原子力発電の再稼働にあたって、安全性向上と原子力発電の国策としての位置付けの明確化に加えて、①原子力規制委員会による十分な説明、②防災対策や危機管理対策に万全を期すこと、③万が一の事故に対する国の責任の明確化等を求めていることを踏まえ、国は責任を持って対応すべきである。

ただし、不断の安全性向上は原子力規制委員会の安全確認で終わるものではなく、幅広い関係者の継続的な努力が必要である。原子力規制委員会については、コミュニケーションの不足、独立性、中立性への疑問等が各方面から指摘されているところである(注)。

「原子力利用における安全の確保を図る」(原子力規制委員会設置法第 1 条)ための原子力規制行政がより適切に執行されるよう、政府においては、人員体制強化の支援にとどまらず、国内外の意見に幅広く耳を傾け、規制活動全般の在り方や根拠法体系の適否について不断の見直しを行いつつ、必要な措置を講ずるべきである。

(注) 例えば、自由民主党原子力規制に関する PT は「原子力規制行政強化に向けての緊急提言―国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して―」(平成 25 年 12 月 3 日)において、内外からの指摘事項を踏まえて、コミュニケーションの活発化、意思決定プロセスの見直し等を提言している。

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf125_1.pdf 参照

5. 再生可能エネルギーの政策の方向性～特に固定価格買取制度の抜本的な見直しの必要性

(1) 平成 24 年 7 月 1 日に施行された再生可能エネルギー特別措置法(固定価格買取制度)は、施行後 3 年間を「事業者の利潤に特に配慮」する期間とする規定によって、事業者にとって極めて有利な調達価格・調達期間等の条件が設定されたため、非住宅の太陽光発電に偏った明らかに過剰な設備認定が行われている(注)。

そのため、固定価格買取制度の在り方について「コスト負担増や系統強化等の課題を含め諸外国の状況等も参考に、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴いその在り方を総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」(42 頁)とする方針は適切である。今後の電気料金の上昇を一刻も早く回避すべく、政府は早急に見直し検討に着手すべきである。その際、以下の点を考慮する必要がある。

①国民負担の抑制の観点から、特に太陽光発電(非住宅)の調達価格等については、平成 26 年度調達価格等の改定において抜本的に見直すべきである。

②適切な導入量の見通しや電気料金上昇の見通し等を不可欠の要素として勘案し、調達価格等を決定する仕組みに変更すべきである。

③調達価格等の見直しに関する今後の検討にあたっては、調達価格等算定委員会等の審議会委員に、中小企業を含めた産業界の電力需要家の立場の委員を加えるべきである。

④中長期的な再生可能エネルギー政策・開発戦略の在り方について、現行制度に捉われることなく、再検討を行うべきである。

(注)平成25年7月末までの設備認定量は2360.7万kW。うち非住宅の太陽光発電が86%を占める2031.7万kW。全ての設備が稼働すれば、国民負担であるサーチャージの総額は19兆円を超え、1円程度/kWh(平均電力販売価格の6%程度)の電気料金上昇をもたらす。

(2)政策の方向性として、「今後3年程度」「導入を最大限加速」(18頁)とあるが、上述の特措法が施行後1年で招いた結果が示すように、適切な政策の実施は総合的な検討の上で行われるべきであり、年限を示して“最大限”加速するという表現は、バランスを失した結果を招く可能性があり、適切ではない。特に、電気料金の上昇抑制が最優先課題となっている現下の状況を踏まえれば、系統対策費用を含めたコスト、経済性が最も重視されるべきである。

「安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出しない、国内で生産できる有望な国産エネルギー源」(18頁)とする「位置づけ」を踏まえ、高性能化、低コスト化、系統安定化のための蓄電池等に関する持続的な技術研究開発や、規制の合理化等によって安定供給面、コスト面で優位な特性を持った再生可能エネルギーの導入を促していくことが、再生可能エネルギーの推進にとって最も重要である。

6. 電力システム改革による低廉・安定供給の実現

低廉なエネルギーの安定した供給は、エネルギー政策の原則であり経済成長の前提条件である。電力システム改革は成長戦略の契機として期待されているが、「低廉な電力の安定した供給」の実現が最大の目的である。そのため、詳細制度の設計に万全を期すことはもとより、改革の各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めるべきである。

以 上

新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見

<提出先>

経済産業省、資源エネルギー庁

<実現状況>

1. エネルギーミックスの早期提示ー特に短期の電力需給とコストの見通しについて

- ・「各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入や国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）などの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示すこととする。」とされた。
- ・原発の再稼働については、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」とされた。
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度については、再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることで投資の加速度的促進を図るものであることから、引き続き事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠とされた。一方で、国民負担の観点にも配慮し、再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築するための検討を行い、必要な措置を講じるとされた。

2. 福島再生の加速ー科学的知見に基づいた真に復興に資する政策の迅速・確実な実施

※「エネルギー政策に関する意見ー新たなエネルギー基本計画の策定に向けてー」の実現状況、I 2（1）、（2）参照

3. 国民理解の促進に向けて

※「エネルギー政策に関する意見ー新たなエネルギー基本計画の策定に向けてー」の実現状況、II 3 参照

4. 原子力政策の基本方針と政策の方向性

（1）エネルギーミックスの検討に向けて

※「エネルギー政策に関する意見ー新たなエネルギー基本計画の策定に向けてー」の実現状況、III 1 参照

（2）事故後の対応における政策の混乱や説明不足に対する反省

※「エネルギー政策に関する意見ー新たなエネルギー基本計画の策定に向けてー」の実現状況、I 2（1）、（2）参照

（3）使用済燃料対策ー国民共通の責任というコンセンサスが必要

- ・処分場選定について、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みを構築するとともに、国民共通の課題解決という社会全体の利益を地域に還元するための方策として、施設受け入れ地域

の持続的発展に資する支援策を、国と自治体が協力して実施するとされた。

(4) 不断の安全性向上に向けて

- ・原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合されると認められた場合には、その判断を尊重して原子力発電所の再稼働を進めるとともに、その際には国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされた。

5. 再生可能エネルギーの政策の方向性―特に固定価格買取制度の抜本的な見直しの必要性

※「エネルギー政策に関する意見 ―新たなエネルギー基本計画の策定に向けて―」の実現状況、Ⅲ
4 参照

6. 電力システム改革による低廉・安定供給の実現

※「エネルギー政策に関する意見 ―新たなエネルギー基本計画の策定に向けて―」の実現状況、Ⅲ
6 参照

TPP 交渉の早期妥結を求める

2014 年 2 月 10 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

日本商工会議所

公益社団法人 経済同友会

1. 第二次安倍政権の下、日本経済の再生に向けた政策が功を奏し、着実な景気回復が続き、デフレからの脱却は目前にある。アベノミクスの三本目の矢である成長戦略の実現に向け、その重要な柱である経済連携推進の喫緊の課題として、経済界は TPP を重視している。TPP は、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現に向けた最も有望な道筋としても位置付けられ、成長著しいアジア太平洋の活力を取り込み、わが国経済を再び持続的な成長軌道に乗せる上で必要不可欠な協定である。また、経済界は、中小企業も含め、物品やサービスの市場アクセス拡大のみならず、グローバル・ルールの形成へとつながる 21 世紀型の貿易・投資ルールによる競争力強化にも大いに期待している。

わが国は、安倍首相の英断をもって、昨年 7 月に TPP 交渉に参加して以来、包括的で次世代型の協定実現に向け、ルール作りを中心に建設的な貢献を行ってきた。経済界として、これまでの安倍首相のリーダーシップと政府交渉当局の取組みに敬意を表したい。

2. 一方、昨年 12 月のシンガポール閣僚会合では、年内の妥結を目指し交渉を加速させ、多くの分野で進捗が見られたものの、交渉妥結には至らなかった。交渉参加国はそれぞれ国内的にセンシティブな分野を抱え、それらが対立軸として妥結を困難としていることが明らかとなった。対立軸をめぐる交渉の帰趨は、首脳、閣僚レベルでの政治決断が求められる段階となっており、次回の閣僚会合は正に正念場である。各国は総合的かつ長期的な視点から、高水準で野心的な協定の妥結に向けて協調する必要がある。

3. わが国としては、ルール分野も含め交渉全体をまとめるために、物品市場アクセス交渉について、交渉参加国が受け入れられる野心の水準を示す必要がある。そのためには、守るべき分野を核心部分に絞りこむとともに、段階的な関税の引き下げ・撤廃、セーフガード等も活用し、柔軟に対応することが必要となる。また、政府が打ち出している農業競争力強化に向けた施策を着実に推進することも重要である。交渉を動かす上で、まず日米両国が柔軟性を高め、二国間交渉で合意することが不可欠であり、TPP 交渉参加を決定した安倍首相に、交渉妥結への道筋を切り開くべく、再度の英断を求めたい。

以 上

TPP 交渉の早期妥結を求める

<提出先>

内閣総理大臣

<実現状況>

実現状況については、「TPP 協定に関する要望」（2013 年 9 月 30 日）の実現状況をご参照。

東日本大震災から 3 年、被災地の本格復興に向け取組みの加速化を

平成 26 年 2 月 20 日

日 本 商 工 会 議 所

東日本大震災から間もなく 3 年が過ぎようとしている。福島県は、今なお先の見えない大きな不安を抱えた状況にあるが、津波被害を受けた地域では、災害廃棄物処理が完了目前となるなど、ようやく復興の入口に立ちつつある。

しかしながら、本格復興に向け立ち上がろうとする被災地においては、資材価格の高騰や労働力不足などの新たな問題が生じる一方、依然として、被災企業の事業再開や販路回復、風評被害対策の強化など従前からの課題が解決していない。

5 年間とされている集中復興期間が残り 2 年間となる中、生活や産業活動の基盤再生を早期に実施したうえで、復旧を基本としたこれまでの取り組みを見直し、長い期間が想定される復興を可能な限り早期化する取り組みへと再構築することが不可欠である。

そのために、国は従来の制度について、改めて課題等を検証のうえ見直しを図り、さらに、復興の段階や環境変化に応じ有効な措置として講じるべきものについては、新たな制度として構築する必要がある。

福島県においては、今なお 13 万人以上の住民が避難生活を強いられているほか、深刻な風評被害、住民の健康管理、汚染水漏れ問題などの課題に直面している。

日本商工会議所は、被災地の商工会議所、事業者等からの意見・要望を踏まえ、これらの課題解決のための具体策をとりまとめた。国は、本格復興の早期化に向け、下記事項に迅速・着実に取り組むことを強く要望する。

記

I. 直面する緊急課題への対応を

復旧が進み、生活や産業活動基盤の再生に取り組む中で、被災地では、建設業の労働力不足や資材価格高騰など、新たに深刻な問題に直面している。これらを早急に解決するため、以下の措置を講じられたい。

1. 資材価格、労務単価高騰への柔軟な対応を

被災地では、建設資材価格の高騰により、復旧・復興に不可欠な公共事業等が遅れている。政府は、公共工事設計労務単価の引き上げや土木工事を対象とした経費算定基準の見直しを行ったが、被災地では、本格復興に向けた建設需要増加に伴う価格高騰への対応としては不十分であるとの声が強い。被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の入札不調を一刻も早く解消するため、当該単価および基準について実態に即応した再度の見直しが急務であるとともに、その後においても、不断の見直しを図ることが不可欠である。

2. 建設労働力不足の解消、企業負担増の軽減に向けた支援の継続を

被災地では、建設業の労働力不足が深刻化し、住宅や事業施設、インフラ等の整備が停滞するなど、復興の大きな足枷となっている。政府は、当面の労働力不足対策として、建設関連の求人動向等の情報提供や職業訓練を実施する事業主への助成などの措置を講じられたが、被災企業の本格的な事業再開にあたっては、積極的な公共職業訓練の実施や民間の建設事業者等に対する職業訓練実施の後押しなど、人材育成についての支援を強化されたい。また、被災企業の人件費の負担軽減に資する事業復興型雇用創出事業については、支援対象が平成25年度末までに事業を開始した事業者とされているが、平成26年度以降の事業開始者も対象とされたい。

II. 早期の社会・経済基盤整備を

被災地では、1日でも早い定住住居への移転や本格的な事業再開を望む声が強い。

復興を加速化するためには、それらの前提となる土地や交通インフラなどの社会・経済基盤の整備が急務であり、早急に以下の措置を講じられたい。

1. 事業用地の円滑な確保の促進を

土地所有者の存在が不明であること等により、土地の権利調整が遅滞し、事業用地等の確保が遅れている。

所有者不明の土地については、相続財産管理人*の人員拡充、申請手続きの簡素化、迅速化などの措置が講じられた。しかし、相続財産管理人は、相続人がすべて不明の場合にのみ認められる制度で

ある一方、被災地では一部の相続人が存在するケースが大部分であり、ほとんど同制度を活用できない状況にある。

平常時とは異なる特別な対応が必要であり、一部の相続人の存在が判明している場合においても、相続財産管理人を活用し土地等の処分を可能とする特例措置を講じ、事業用地等の早期確保を図られたい。また、土地収用制度について、今次大震災のような非常時においては、対象となる公共の利益となる事業の範囲の拡大など、特例措置を検討する必要がある。

*相続人の存在、不存在が不明の場合に、利害関係者の申立てにより、家庭裁判所が選任する弁護士、司法書士等の財産管理人が、相続財産の管理を行う制度。

2. エリアの一体的な土地のかさ上げに対する支援を

現行の土地のかさ上げに対する支援は、復興拠点となる市街地や漁業集落など、対象区域が狭く、かつ、所管省庁が異なるために、手続きが煩雑であるとの指摘が多い。省庁間の縦割りを排し、かさ上げが必要な土地については、復興庁がワンストップでエリアの一体的なかさ上げ事業に要する支援を行う仕組みを構築することが必要である。

3. 事業用施設・設備の確保等に係る優遇措置の拡充を

復興特区においては、施設の新増設や事業用設備の取得等に対する固定資産税の免除や法人税における特別償却などの措置が講じられているが、その対象は復興特区内の産業集積区域の事業者等に限定されている。産業集積区域外であっても、復興特区内であれば従前の場所で事業を再開しようとする事業者について、同様の措置を適用するなど、優遇措置を拡充されたい。

4. 交通・物流インフラの早期復旧を

JR 6 路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）については、早期に復旧を求める。BRT（バス高速輸送システム）による代替運行が行われている区間*についても、鉄道路線としての復旧を検討されたい。

路線復旧のためには、迂回路用地確保や土地のかさ上げなど原状復帰費用以外に多額の費用が必要となることから、国費による支援をはじめ、早期整備に向けた措置を検討されたい。

また、常磐自動車道、復興道路、復興支援道路については、交通手段としての機能のみならず災害時に命を繋ぐ重要な幹線道路となることから、完成時期の前倒しを図られたい。

とりわけ、常磐線、常磐自動車道は、地域経済の再生に重要な役割を果たすことから、その全線復旧が急務である。

重要港湾等については、物流の拠点となることから、ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保など、物流機能の整備・拡充を促進されたい。

* JR 大船渡線の盛～気仙沼（43.7 km）、JR 気仙沼線の気仙沼～柳津（55.3 km）。

Ⅲ. 本格的な事業再開への支援を

被災地では、企業の生産設備や商業機能、販売・流通網等が甚大な被害を受け、今なお経済活動に深刻な影響が及んでいる。被災企業が仮営業ではなく、本格的な事業再開を果たすことができるよう支援

の強化・拡充が必要であり、以下の措置を講じられたい。

1. 復旧・復興の段階を踏まえたグループ補助金制度の見直しを

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、次の措置を講じ、復旧・復興の段階に即した支援制度に改善されたい。

- (1) 資材価格等の高騰によって、補助金交付決定時よりも事業者の負担金額が増加し、事業再生の足枷になっているとの声が多く聞かれる。再申請・再交付決定等の手続きにより、増加分についても補助対象とするなど、弾力的な運用を図られたい。
- (2) 復興計画による土地かさ上げ工事の遅滞等により、当該年度内での事業の着手・完了が困難なケースも生じていることから、基金化を含め、再交付申請を行わなくても事業完了まで補助期間繰越を可能とする措置を講じられたい。
- (3) 現行制度では、震災以前の原状復旧を前提としているが、被災事業者の本格的な再建には、復興の段階に応じた支援が求められる。設備の高度化も支援対象とするなど、制度の見直しを図られたい。
- (4) グループ補助金を活用して新たな施設で事業を再開した後に土地のかさ上げが決まり、移転を余儀なくされるケースやグループ補助金を活用して仮営業を行っていた事業者が本格的な事業再開を行うために新たな建物や設備等を導入するケースが生じている。こうした場合については、再申請・再交付決定手続きにより、新たな建物や設備等を再度、助成対象とすることを特例的に認められたい。

2. 被災企業の販路拡大への支援の拡充を

事業再開を果たしても、販路の確保・開拓ができず、未だ多くの事業者が震災前の水準にまで売上を回復できていない。加えて原材料価格や燃料費の高騰が事業者の経営を一層困難なものにしており、販路の確保、拡大は重大な課題となっている。

販路の回復・拡大に向け、首都圏・大都市等での見本市等の開催やアンテナショップの設置、被災地での商談会の開催、海外における販路開拓事業などにつき、支援措置が講じられているが、被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）双方への助成措置（交通費、宿泊費に対する補助など）を講じ拡充されたい。

3. 商業機能の再生支援を

被災地の復興において不可欠な商業集積や商店街の再生については、国の「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」において、商業施設や公共施設の整備等に対する支援措置が講じられた。しかし、当該措置における津波復興拠点整備事業は、国費支援の上限が原則1市町村2地区、1地区あたり20ha以内とされており、極めて限られた区域しか対象となっていない。復旧・復興の状況に応じて、弾力的に地区数や面積を設定可能とするなど改善が求められる。

また、復興の進展に伴い、商業機能の再生に対するニーズの急速な高まりが予想される。非被災企業も含めた共同店舗の整備等を支援する商業施設等復興整備事業は、同機能の再生支援に寄与するものであり、当該ニーズに対応し得る十分な予算を確保されたい。加えて、店舗運営等に関する専門人

材の派遣等ソフト面での支援も図られたい。

4. 観光振興策の強化による交流人口の回復を

東北六県と関東の沿岸部では、訪問観光客数が未だに震災前の水準に回復していない被災地域が多いが、特に外国人観光客数は激減したままである。風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化や、沖縄県以外では被災地の岩手県、宮城県、福島県に限定されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給対象地域の青森県、秋田県、山形県への拡大、大規模な国際会議等の誘致など、東北地域全体への誘客促進に向け支援を強化されたい。

また、無料公衆無線 LAN 環境の整備や多言語案内表示等の普及への支援など、2020 年のオリンピック・パラリンピックも念頭に、各地への外国人観光客の訪問促進のための受入態勢の整備を図られたい。

加えて、高速道路の利用促進を図り交流人口を増大させるため、東北 6 県内の路線区間に限り、土曜日、日曜日、祝日の高速道路料金の上限（1,000 円）制を実施されたい。

5. 農林水産物の風評被害払拭に向けた海外への働きかけの強化を

国内産の農林水産物については、政府・自治体において放射性物質検査や情報提供の強化等の取り組みが実施され、基準を満たしたもののみが出荷されているにも関わらず、韓国や中国においては、依然として輸入規制が行われている。輸入規制撤廃について、当該国に対してより一層の働きかけを行うとともに、農林水産物等への早急な信認回復を図るため、在外公館に対して安全性に関する最新情報を常時提供するとともに、国内外向けの安全性に関するさらなる説明の徹底など、風評被害の払拭に向けた対策を強化されたい。

6. 二重ローン対策に万全な対応を

東日本大震災復興支援貸付や被災事業者経営改善貸付（災害マル経）等の被災した中小企業の資金繰り支援については、被災地の復興が実現するまで継続するとともに、「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援についても、債権買取期間を延長するなど、被災者の事業再生に向け万全な対応を実施されたい。

7. 地域再建の中核を担う拠点施設への支援拡充を

商工会議所は、経営相談事業や機械無償提供等の事業再開支援、販路開拓支援事業の実施など、被災地の中小企業の再建に中核的な役割を果たしているが、地域の浸水などによりその役割を十分に果たせないケースや、震災後の市街地再開発等により建て替えや改修、移転を余儀なくされる例がある。このような場合には、復興支援機能を有し、公的な役割を果たしている商工会議所の建物や設備等について、民間事業者に対するグループ補助金と同等の助成とするなどの措置を講じられたい。

IV. 一刻も早い福島の再生を

福島県は、今なお風評被害や土壌の汚染、健康への不安など深刻な課題に直面している。福島の再生なくしては、東北はじめ被災地の復興はあらず、日本の再生もないことを改めて深く認識し、以下について早急に取り組むことが必要である。

1. 地域全体の再生を牽引する事業への支援を

地域住民が将来に希望を持ちながら、再生への歩みを着実に進めることができるよう、国は、国内外から人や企業等を呼び込み、産業振興や雇用創出を通じて福島再生のみならず日本復興の象徴となる様々なプロジェクト（放射能に関する国際研究機関の設置、総合エネルギー都市の実現等）を強力に支援されたい。

2. 企業立地促進のための支援の継続を

福島県内に工場等を新增設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、産業集積の形成や既存企業の生産拡大、雇用創出に資する事業として、極めてニーズが高いことから、引き続き十分な予算措置を確保されたい。

3. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

福島再生の加速化に向けて、風評被害対策や除染、汚染水対策等に関する財政措置を含めた以下の具体策を迅速、確実に実行されたい。

- ①風評被害の払拭に向けた放射線リスクに関する科学的知見の周知、世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値（一般食品 100 ベクレル/kg）等の見直し
- ②合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施、除染実施後の地域再生に向けた対策の強化
- ③国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施
- ④中間貯蔵施設や最終処分場の早期設置

以 上

《被災地商工会議所の声》

【復興全般に関する声】

○被災地では、今なお多くの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされているとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、かさ上げや防潮堤の高さの問題も含め、遅い。「まちづくり」の課題、販路回復、風評被害の払拭、風化の防止など、課題が山積しており、まだまだ多くの支援の手が必要である。

○復旧・復興への取り組みにおいては、ひと山越えてもまたひと山と、段階、環境の変化に応じて新たな問題が次々に発生してくる。現場では、こうした問題を一つ一つ解決しながら前に進んでいかなければならない。

○復興の進み具合は、市の中でも地区によってばらつきがあり、それぞれの課題も多様で変化しており、現場に合ったきめ細かな対応が必要。

【具体的な課題に関する声】

○震災前に勤務していた従業員が、仮設住宅等の離れた地域に移転し、乗用車も被災により喪失したため、働けない状況が生じている。通勤用のバス等を運行するための支援が必要。

○土地のかさ上げに対する支援は、復興拠点区域や水産区域等に限定されており、沿岸部の石油コンビナートや飼料工場等の事業系の民有地は、対象となっていない。自費でかさ上げをしなくてはならない。

○ダンプカーの運転手の人件費が、震災前の1日2万3千円から5万3千円に値上がりした。また、遠距離の場合は運転手が2人必要となる。運転手を増やすにも年齢、経験のハードルがあり容易ではない。

○防潮堤整備については、県が定めた一律の高さ（5.2m）で計画が進んでいるが、景観や観光への影響から地元では反対している。当市は世界に冠たる漁港都市であることから、実情に合わせて地域で決められるようにしてほしい。

○商工会議所は、震災当初から被災地域の企業復旧と雇用確保に努めてきた。これからの本格復興の拠点として、利用者が相談、利用しやすい施設にすべく、商工会議所会館の建て直しにとりかかりたい。

○当市の有効求人倍率は、1.5倍。その中でも建設業は2倍以上、水産加工業は1.5倍～1.7倍。津波のトラウマ等から水産業で働く人が減ってきている。

○水揚げされた魚について、東京でのイメージは改善されつつあるが、海外からの偏見は根強く輸出に苦戦している。

○海水浴客は全く来なくなった。特に、子供連れが来なくなった。高校・大学の合宿や地元の懇親会などで何とか凌いでいる。夏季営業のところは、廃業するところもあった。

＜提出先＞

政府・省庁・政党等

＜実現状況＞

I. 直面する緊急課題への対応を

1. 資材価格、労務単価高騰への柔軟な対応を

○厚生労働省は、被災事業所が被災者を雇用する場合に、当該雇用者の人件費を助成する事業復興型雇用創出事業を実施。平成 24 年度までに約 14,000 人の雇用を創出。平成 25 年度補正予算で 448 億円の基金積み増し。

2. 建設労働力不足の解消、企業負担増の軽減に向けた支援の継続を

○厚生労働省は、被災地における雇用対策の一環として、介護、情報通信等の職業訓練コースに加え、建設機械の運転技能を習得するための特別訓練コースを設定。

II. 早期の社会・経済基盤整備を

1. 事業用地の円滑な確保の促進を

○与党は、平成 26 年 3 月 25 日付で復興事業の用地取得を進めるための土地収用手続きを迅速化する復興特区法改正案をまとめ、議員立法で衆議院に提出。平成 26 年 4 月 23 日付で可決・成立。

2. 交通・物流インフラの早期復旧を

【道路】

- 三陸沿岸道路（復興道路）は、計画延長 359 kmのうち 152 kmで供用中。整備完了率 42.3%。
 - 宮古盛岡横断道路（復興支援道路）は、計画延長 100 kmのうち 8 kmで供用中。整備完了率 8.0%。
 - 釜石自動車道（復興支援道路）は、計画延長 80 kmのうち 54 kmで供用中。整備完了率 67.5%。
 - 東北中央自動車道（相馬～福島、復興支援道路）は、計画延長 45 kmのうち供用中は 0 km。
 - 常磐自動車道は、事業中区間（57 km）について、前倒しのうえ平成 27 年度に全面開通予定。
- ※上記はいずれも平成 26 年 3 月時点。

【鉄道】

- JR 山田線は、宮古～釜石間（55.4 km）について、沿線自治体等からなる調整会議にて対応検討中。
 - JR 大船渡線の盛～気仙沼間（43.7 km）、JR 気仙沼線の気仙沼～柳津（55.3 km）は、BRT による仮復旧を供用中。
 - JR 石巻線の渡波～浦宿（6.5 km）は、平成 25 年 3 月に運航再開。
 - JR 常磐線の竜田～原ノ町間は復旧未定。
- ※上記はいずれも平成 26 年 3 月時点。

【港湾】

○本格復旧工事が必要な 131 カ所の港湾のうち、106 カ所で工事が完了。完了率 81.0%。

※平成 26 年 1 月末時点。

○被災した 319 漁港のうち、143 漁港で陸揚げ岸壁機能が全て回復。完了率 45.0%。

Ⅲ. 本格的な事業再開への支援を

1. グループ補助金の継続および複数年度にわたる繰越措置を

○平成 25 年度補正予算で 204 億円、平成 26 年度予算で 221 億円が計上された。

○平成 25 年 11 月 20 日に第 9 次募集の採択結果が公表。岩手・宮城・福島で 43 グループに対して約 144 億円を支援。

2. 被災企業の販路拡大への支援の拡充を

○復興庁は、被災企業の課題解決のため大手企業等とのマッチングを行う「結の場」を、平成 25 年度に 4 地域（南三陸町・亘理町・山元町・宮古市・福島市）で開催。

○復興庁は、企業連携プロジェクト支援事業を通じて、国・被災自治体・民間事業者等が参加するプロジェクトの事業化（新商品開発や事業パートナー探し）を支援。平成 25 年度は 7 件のプロジェクトを支援。

3. 商業機能の再生支援を

○復興庁は平成 26 年 1 月 9 日付で「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第四弾）」を公表。まちの機能の復興を進めるための市街地中心部の商業集積・商店街の再生を中心とした支援措置を講じる。

4. 観光振興策の強化による交流人口の回復を

○観光客中心の宿泊施設は、平成 25 年に入っても平成 22 年値との比較において、全国・東北 6 県・東北 3 県いずれもマイナス。

5. 農林水産物の風評被害払拭に向けた海外への働きかけの強化を

○復興庁は、平成 25 年 4 月に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を策定。福島産農産物等のブランド力回復のための PR 事業や福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のための PR 事業等を盛り込む。

Ⅳ. 一刻も早い福島の再生を

1. 地域全体の再生を牽引する事業への支援を

○福島大学において、国際的な放射能研究機関である「環境放射能研究所」の設置に向けた検討を実施中。

○福島県沖合における世界最大級の浮体式洋上風力発電の実証実験を実施中。平成 25 年度補正予算で 280 億円を計上。

2. 企業立地促進のための支援の継続を

○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、平成 25 年度補正予算で 330 億円、平成 26 年度予算で 300 億円を計上。

3. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

○国直轄で除染を進める「除染特別地域」(11市町村)のうち、平成25年6月に除染作業が終了した田村市に加え、26年3月末に川内村、檜葉町、大熊町で新たに作業が終了。

その他の主な市町村のうち、葛尾村と川俣町については平成26年夏に住宅除染終了、飯館村については平成26年中に住宅除染終了を目指す。

○平成26年3月30日、茂木経済産業大臣は福島県相馬市の相馬双葉漁業協同組合を訪問し、「(「地下水バイパス」計画の実施は)試験操業中のコウナゴ漁の終了後(4月末)にできるよう検討したい」と発言。

○環境大臣、復興大臣は平成26年3月27日、福島市を訪問。福島県知事に対し、中間貯蔵施設を大熊、双葉の2町に集約する方針を表明。環境省は廃棄物の減容化等で集約が可能と判断。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における 平成26年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

平成26年3月19日

日本商工会議所

国産エネルギー源の確保、気候変動や大気汚染等の環境問題への対応等の観点から、我が国は持続的に「再生可能エネルギー」の導入推進を図っていくべきである。

再生可能エネルギー固定価格買取制度については、経済財政白書(平成24年度)が「サーチャージによる転嫁に支えられた高収益事業であり、一般世帯を含む需要家が事後的に確定する支払超過額を負担する仕組みであるから、買取価格やサーチャージの設定・改定段階において、価格設定の妥当性や費用効率につき、検証することが必要である」と指摘している通り、導入促進の観点のみならず、将来長期にわたる電気料金負担の見通しやその影響も勘案して、慎重に検討をするべきである。買取価格を長期間固定する本制度は、効果の乏しい国民負担であっても、基本的には引き下げることができないことを認識する必要がある。

再生可能エネルギー固定価格買取制度で先行し、我が国が制度のモデルとしたドイツでは、太陽光発電の大量導入により近年賦課金負担が急上昇し、抜本的な見直しが行われているが、既に発生している賦課金は長期にわたってドイツ国民や国内企業に負担を強いることとなる。我が国は後発の利を生かし、同じような道を歩まないようにすべきである。

我が国においても制度導入2年目の今年度の調達総額は約3100億円(10~20年間継続する)、賦課金は0.35円/kWh(太陽光発電促進付加金を含めれば全国平均0.4円)に達しており、原発停止問題や燃料費の高騰によってただでさえ厳しい負担に直面し厳しい経営状況が続いている中小企業やそこで働く従業員、低所得者に対しては既に極めて重いものとなっている。

また、設備認定の状況は10kW以上の太陽光に偏っており、より安価で安定的な種別の電源の導入が進んでいない。さらに間欠性のある電源の導入に伴い必要となる送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等に関する国民負担を手当てする方法は、その実現可能性、妥当性も含め未だ検討中の段階である。

現状のままでは、国民負担が一般国民にとって想定外に増大する一方で、負担に見合う効果が得られ

ない可能性が高いと言わざるを得ない。

かかる状況を踏まえ、平成 26 年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを図るべきである。特に、過剰な設備認定が発生している 10kW 以上の太陽光については抜本的な見直しが必要である。

(1) 適正コストの算定方法の見直し

平成 24 年度、平成 25 年度と同様、事業者の提出したコストデータを基礎として調達価格を算定しているが、10kW 以上の太陽光発電の設備認定状況を踏まえれば、平成 24 年度、平成 25 年度の価格設定が高すぎたことは明らかである。これは、システム価格が相当程度下がる中で、過去の導入実績の事業者申告値を「適正コスト」としたことに原因がある。「適正コスト」の算定にあたっては、過去の実績の推移から予想される将来時点（次年度）の価格想定を使うことによって、本来の「適正コスト」を得ることができるはずである。また、ただ事業者からの申告値を利用するだけであれば、事業者やメーカーのコスト低減インセンティブは働かない。コスト低減を促す方策として、最も競争力のあった価格をターゲットとするなどの工夫をすべきである。

(2) 内部収益率の引き下げ

調達価格は概ね事業者の申告が認められた費用に、「適正な利潤」として標準で 7～8 % の内部収益率を上乗せしている。3 年間の利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準 7～8 % と設定することは「適正な利潤」として過大すぎるため、引き下げを検討すべきである。

(3) 国民負担の増大

再生可能エネルギー特別措置法（以下、特措法）成立前の審議会や国会等では、政府は、本制度施行後 10 年後に最大限賦課金が上昇した際も 0.5 円を上回らないようにすると説明していたところであり、電気料金が上昇傾向にある中、国民負担を抑制するための見直しが必要である。

(4) 国民負担の妥当性

送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等の費用を含めた国民負担の程度や導入の見通し、制度の効果等について、十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を論理的に説明することが必要である。

(5) 技術革新の阻害

過度に高い調達価格を続けることは、コストダウンや供給の安定化に向けた事業者の技術革新の努力を阻害するものである。

2. 特措法の規定（注）を踏まえ、調達価格等の改定を半期ごとに行うべきである。

3. 事業者の利潤に特に配慮する期間について、特措法の規定どおり施行後 3 年間（平成 27 年 6 月末まで）で終了することを明確化すべきである。

4. 調達価格等算定委員会に中小企業を含めた産業界の電力需要家の立場の委員を加えるべきである。

5. 本制度について、諸外国の状況等も参考に、早急に抜本的な見直しの検討に着手し、「最大限の導入」ではなく、送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等を含めた総合的な国民負担の抑制、太陽光に偏った導入状況の是正、持続的な技術開発やコスト低減の促進等を図りながら、再生可能エネルギーの持続的、効率的な導入推進を図る枠組みを再構築すべきである。

特に、国民負担の抑制のため、導入量や国民負担額について、上限を設定すべきである。とりわけ、高価で不安定な電源の歯止めのない導入を制限することは、より安価で安定的な電源の導入を阻害しないためにも必要である。

また、調達期間内であっても、国民負担が過大になる場合には、調達価格の引き下げを可能とすべきである。

以 上

(注) 再生可能エネルギー特別措置法 第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、(中略)「調達価格」(中略)及び「調達期間」(中略)を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めることができる。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成 26 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

<提出先>

資源エネルギー庁

<実現状況>

○3/7 調達価格等算定委員会が平成 26 年度の買取価格案を策定。パブリックコメントを経て 3/25 買取価格が決定された。買取価格の改定については、太陽光発電の単価が減額(36 円/kWh→32 円/kWh(10kW 以上)・38 円/kWh→37 円/kWh(10kW 未満))となり、洋上風力(36 円/kWh)および既設導水路活用中小水力(※)(25 円/kWh(200kW 未満)・21 円/kWh(200kW 以上 1,000kW 未満)・14 円/kWh(1,000kW 以上 30,000kW 未満))が新設された。他の区分は新規運転開始実績が少なく、見直す根拠が乏しい等のため据え置きとなった。

(※)既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

○エネルギー政策に関する意見(平成 25 年 10 月 31 日)、新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見(平成 25 年 12 月 26 日)の実現状況参照。

道州制推進基本法の早期制定を求める

2014 年 3 月 31 日

一般社団法人	日本経済団体連合会
	日本商工会議所
公益社団法人	経済同友会
公益社団法人	関西経済連合会
	北海道経済連合会
一般社団法人	東北経済連合会
一般社団法人	中部経済連合会
	中国経済連合会
	四国経済連合会
一般社団法人	九州経済連合会

少子高齢・人口減少社会の到来、激化するグローバル競争の中、わが国は競争力を強化し、将来にわたり成長を実現していかなければならない。

そのためには、各地域がそれぞれの持ち味を活かしたより機動的な地域経営を自らの権限と責任で行う道を拓くとともに、都道府県の枠を超えた広域的な地域づくりにより、その力を最大限発揮できる新たな国の形―道州制を実現する必要がある。

道州制推進基本法を速やかに成立させることは、新しい時代にふさわしい国の統治構造の創造に向けて、国民の合意と協力を得るための極めて重要なステップであり、第 46 回衆議院選挙、第 23 回参議院選挙等における与野党の公約でもある。

我々経済界は、2014 年通常国会における道州制推進基本法の成立と道州制の一日も早い実現を強く求めるとともに、国民的な議論の喚起や機運醸成等を通じて最大限協力する。

以 上

道州制推進基本法の早期制定を求める（10 団体連名）

<提出先>

政府・政党

<実現状況>

- ・平成 26 年 4 月 2 日、自由民主党道州制推進本部において「道州制推進基本法案（骨子案）」が提出された。

(3) 刊行物等

- 復興祈念誌「514の絆～東日本大震災からの復興に向けた商工会議所900日の歩み～」
- ビジネス認証サービスタイプ1-A 総合パンフレット（3月）
- 販売士メールマガジン 第81号～第92号
- 日商 ニュース・ファイル第949号～第1013号
- Eメール通信 第780号～第821号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第95号～第98号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第133号～第156号
- メールマガジン「Quali」 第152号～第163号
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第249号～第272号
- 会報 企業年金総合プランナー 第22号～第23号
- そこが知りたい！わかりやすい企業年金、退職金メルマガ 第3号～第15号
- ネット試験インフォメーション 第66号～第98号
- 会議所ニュース（旬刊）第2439号～第2469号
- 石垣（月刊）第395号～第406号
- 所報サービス（月刊）2013/4～2014/3
- 日商保険情報メール 第92号～第119号
- タブレット通信 第8号～第30号

(4) 技術・技能の普及

①検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月23日（第198回1級～3級）、10月27日（第199回1級～3級）、26年2月9日（第200回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級31,078名、2級45,207名、3級57,815名の合計134,100名で、前年度（135,617名）と比較して1,517名の減少（前年度比1.1%減）となった。合格者数は、1級8,901名、2級15,561名、3級30,243名の合計54,705名であった。

○第198回珠算能力検定試験

（6月23日（日）、413商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	10,006	9,770	2,650	27.1
2級	14,747	14,356	5,376	37.4
3級	20,109	19,425	10,773	55.5
合計	44,862	43,551	18,799	—

○第 199 回珠算能力検定試験

(10 月 27 日 (日)、405 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	9,542	9,284	2,677	28.8
2 級	14,106	13,647	4,816	35.3
3 級	18,461	17,804	9,366	52.6
合計	42,109	40,735	16,859	—

○第 200 回珠算能力検定試験

(26 年 2 月 9 日 (日)、408 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	11,530	11,125	3,574	32.1
2 級	16,354	15,685	5,369	34.2
3 級	19,245	18,322	10,104	55.1
合計	47,129	45,132	19,047	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 198 回 30 名
- 2) 第 199 回 24 名
- 3) 第 200 回 55 名

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の 1 級～3 級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。25 年度は、1 級～3 級の合計で 963 名に交付した。

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 49 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 8 日～26 年 1 月 31 日までの間に、全国 49 盲学校等で施行した。受験者数は 190 名で、合格者数は 111 名であった。

○第 49 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 8 日 (金)～26 年 1 月 31 日(金)、49 盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
A クラス	5	5	0	0.0
B クラス	21	21	9	42.9
C クラス	30	30	9	30.0
D クラス	33	32	20	62.5
E クラス	44	43	29	67.4
F クラス	57	56	44	78.6
合 計	190	187	111	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6月9日（第134回1級～4級）、11月17日（第135回1級～4級）、26年2月23日（第136回2級～4級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級27,232名、2級209,645名、3級329,294名、4級2,074名の合計568,245名で、前年度と比較して25,268名の減少（前年度比4.3%減）となった。合格者数は、1級2,137名、2級42,775名、3級104,760名、4級696名の合計150,368名であった。

○第134回簿記検定試験

（6月9日（日）、491商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	12,902	10,143	984	9.7
2級	58,206	42,703	5,920	13.9
3級	110,190	85,585	29,025	33.9
4級	775	651	336	51.6
合計	182,073	139,082	36,265	—

○第135回簿記検定試験

（11月17日（日）、493商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	14,330	11,037	1,153	10.4
2級	77,760	60,377	13,601	22.5
3級	119,736	93,781	45,045	48.0
4級	718	531	167	31.5
合計	212,544	165,726	59,966	—

○第136回簿記検定試験

（26年2月23日（日）、490商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2級	73,679	55,960	23,254	41.6
3級	99,368	75,049	30,690	40.9
4級	581	437	193	44.2
合計	173,628	131,446	54,137	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1級を26年2月19日（第41回）、2級を10月2日（第41回）、3級を7月13日（第72回）と26年2月19日（第73回）に施行した。その結果、受験者数は、1級1,169名、2級11,312名、3級27,804名の合計40,285名で、前年度（43,525名）と比較して3,240名の減少（前年度比7.4%減）となった。合格者数は、1級206名、2級4,366名、3級13,323名の合計17,895名であった。

昭和48年度に第1回試験（3級のみ）を施行して以来、これまでに、のべ1,809,592名が受験し、893,186名が合格している。26年3月末日現在の販売士資格登録者数は、1級4,559名、2級74,682名、3級141,799名の合計221,040名となった。

○25 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	141 (第 41 回)	1, 169 (3)	929 (3)	206 (0)	22. 2 (0. 0)
2 級	289 (第 41 回)	11, 312 (56)	10, 129 (53)	4, 366 (23)	43. 1 (43. 4)
3 級	309 (第 72 回)	13, 468 (103)	12, 371 (99)	5, 391 (39)	43. 6 (39. 4)
3 級	301 (第 73 回)	14, 336 (225)	13, 010 (216)	7, 932 (97)	61. 0 (44. 9)
合計	—	40, 285 (387)	36, 439 (371)	17, 895 (159)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間内に 2, 000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

25 年度の受験者数は 1, 280 名 (ゴールドホルダー 75 名) であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

25 年度の受験者数は 543 名であった。

オ. DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験 (一般社団法人 金融財政事情研究会との共催)

DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験は、9 月 8 日 (第 19 回 2 級)、26 年 1 月 26 日 (第 18 回 1 級) の 2 回施行した。

受験者数は、1 級 975 名、2 級 2, 113 名の合計 3, 088 名で、前年度と比較して 1 級は、84 名の増加 (前年度比 9. 4% 増)、2 級は 235 名の減少 (前年度比 10. 0% 減) となった。合格者数は、1 級が 248 名、2 級は 1, 011 名の合計 1, 259 名であった。

○25 年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級 (第 18 回)	975	765	248	32. 4
2 級 (第 19 回)	2, 113	1, 775	1, 011	57. 0
合計	3, 088	2, 540	1, 259	—

合格者のうち、希望者は DC プランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は 2 年間。1 級の登録者には「1 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」、2 級の登録者には「2 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、26 年 3 月末日現在の「1 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 2,091 名、「2 級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 3,303 名となっている。

カ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

25 年度の実験者数は 85 名で、合格者数は 40 名であった。

キ. 日商ビジネス英語検定試験

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT を活用しながら国際的にビジネスコミュニケーションを展開できる人材を育成するために、15 年 9 月に創設。現在は 1 級～3 級の試験を施行している。

25 年度の実験者数は 1 級 28 名、2 級 190 名、3 級 358 名の合計 576 名で、合格者数は 1 級 6 名、2 級 68 名、3 級 244 名の合計 318 名であった。

ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験

EC 実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会を迎える中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、平成 16 年からネット試験により施行している。

25 年度の実験者数は、2 級 1 名、3 級 108 名の合計 109 名。合格者数は、2 級 1 名、3 級 66 名の合計 67 名であった。

ケ. 電子会計実務検定試験

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17 年 6 月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA 会計」の 4 種類となっている。

25 年度の実験者数は中級 681 名、初級 2,334 名の合計 3,015 名。合格者数は中級 586 名、初級 1,797 名の合計 2,383 名であった。

コ. 日商 PC 検定試験

日商 PC 検定試験は、IT を活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルを

問うだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用分野については18年度から1～3級、Basic（基礎級）を施行、プレゼン資料作成分野については23年10月から3級、24年5月から2級、10月から1級を施行している。

25年度の受験者数は文書作成分野が合計19,589名、合格者数は合計12,637名であった。データ活用分野の受験者数は合計13,027名、合格者数は合計9,685名であった。プレゼン資料作成分野の受験者数は合計1,700名、合格者数は合計1,292名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、指導、試験運営等に関するセミナーを開催した。

○25年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	29	6	20.7
2級	4,218	2,136	50.6
3級	13,965	9,274	66.4
Basic	1,377	1,221	88.7
合計	19,589	12,637	—

<データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	15	2	13.3
2級	2,831	2,095	74.0
3級	9,037	6,715	74.3
Basic	1,144	873	76.3
合計	13,027	9,685	—

<プレゼン資料作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	4	2	50.0
2級	553	396	71.6
3級	1,143	894	78.2
合計	1,700	1,292	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

○日商ネット検定試験セミナー

ネット試験を施行している会場を対象に、日商PC検定の指導方法や試験制度の今後の方向性、職業訓練における試験の活用等について説明した。

日付	開催地	開催場所	試験機関数
7/22	仙台会場	仙台商工会議所	21
8/26	札幌会場	札幌商工会議所	17
9/4	東京会場	日本自動車会館	56
9/13	大阪会場	関西経理専門学校	48
9/24	福岡会場	福岡商工会議所	23
9/27	名古屋会場	名古屋商工会議所	18

上記ア～コの各種検定試験等の認知度の向上および普及を図るために、主に以下の媒体を通じ、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対してPRを行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	3,455万ビュー ※のべ3,500万人が利用
商工会議所検定試験ガイド（25年度版）	220,000部
PRポスター（6種）	153,500枚
販売士検定リーフレット	17,000部
検定情報ダイヤル（NTTハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	8,369件

さらに、新聞、ビジネス専門誌や資格関連情報誌などの媒体を活用し、以下のとおりPR活動を実施した。また、(株)学情と連携し、東京大学、筑波大学、東洋大学、大東文化大学、白百合女子大学をはじめとする37大学への訪問によるPR（日商PC・日商ビジネス英語）、および平成24年度グローバル人材育成推進事業採択大学（北海道大学、東北大学、一橋大学、早稲田大学、明治大学をはじめとする42大学）へのDM送付（日商ビジネス英語）を行った。

媒体名など	事業者等	PRした検定、内容
週刊ホテルレストラン（7月2週号）	オータパブリケーションズ	簿記、販売士、日商PC
ケイコとマナブ（8月号）	リクルート	簿記
8/30（金）夕刊（広告）	朝日新聞社	日商PC、日商ビジネス英語
8/31（土）朝刊（広告）	日本経済新聞社	日商PC、日商ビジネス英語
稼げる資格 （2013年下半期版）	リクルート	簿記
ファッション販売（10月号）	商業界	販売士
産業と教育 （10月号、11月号、12月号、1月号）	産業教育振興中央会	簿記、販売士、日商PC、日商ビジネス英語
ワカモノ需要創出プロジェクト（10/21）	早稲田大学広告研究会	簿記、販売士、日商PC
anan（11/27号）	マガジンハウス	簿記、日商ビジネス英語
稼げる資格 （2014年上半期版）	リクルート	簿記
日経キャリアマガジン （1月号）	日経HR	簿記
日経ウーマン（4月号）	日経BP	簿記
Cheer up! English（Web）	ビードットコム	日商ビジネス英語
パソコン教室アビバ Facebook	AVIVA	日商PC

②各種検定試験最優秀者の表彰

24 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は 25 年 6 月 14 日（金）に行った。

※敬称略。（ ）内は受験した商工会議所名。

第 131 回簿記	熊谷 瑞樹（横浜）
第 131 回簿記	椿 裕一郎（倉敷）
第 132 回簿記	森井 大介（京都）
第 40 回販売士	井上 洋子（東京）
日商 PC<文書作成>	藤井 智史（岡山）
日商 PC<プレゼン資料作成>	市川 達也（海老名）
日商ビジネス英語	長嶋 俊樹（大阪）

③日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において求められるスキルに対応した、質の高い指導ができる人材を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等で IT 指導にあたっている日商マスターを対象とした、第 16 回日商マスター研究学会を 8 月 24 日（土）～25 日（日）に静岡県浜松市（カリアック）において開催した。同研究学会では、日商マスター制度の今後のあり方について検討を行った。

【登録者数、研修会の実施状況等】

- 日商マスター数（26 年 3 月末日現在）：146 名
- 日商アソシエイトマスター（26 年 3 月末日現在）：6 名
- 指定教育機関（26 年 3 月末日現在）：85 機関
- その他
 - ・第 16 回日商マスター研究学会
 - 8 月 24 日（土）～25 日（日）（於：カリアック）

(5) 経営改善普及事業

①小規模事業者経営改善資金制度（マル経融資）

25 年度の商工会議所における推薦実績は 21,792 件（前年度比 102.4%）、1,238 億 6,909 万円（同 112.0%）となった（表 1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は 39,303 件（同 98.1%）、1,982 億 6,492 万円（同 115.1%）となり、貸付規模 2,160 億円に対する消化率は 91.7%となった（表 2）。

一方、事故率（金額ベース）については、13 年 2 月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、25 年度末においては 4.71%となり、対前年比 0.7%低下した。

21 年度から実施されている貸付限度額等の拡充措置は、関係方面への働きかけの結果、26 年度以降さら

なる拡充措置（貸付限度額：2,000万円）がなされたうえで、26年度末までの延長が決定した。また、耐用年数が経過した設備を更新するための設備資金に対し、借入期間の当初2年間に付き、貸付利率を0.5%低減する制度が26年2月から開始され、マル経融資にも適用されている。

23年5月23日からは、東日本大震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置（「災害マル経」：1,000万円を別枠とし、当初3年間軽減利率を適用）が新設され、取り扱いを開始した。25年度の融資実績は790件、金額28億4,698万円となった（表3）。

表1 推薦実績

件数（件）	金額（百万円）
21,792(102.4)	123,869(112.0)

（ ）内は前年度比（%）

表2 融資実績（含商工会）

融資規模 （億円）①	融 資		消化率（%） ③／①	平均融資額 （万円）③／②
	件数②	金額（百万円）③		
2,160	39,303	198,265	91.7	504

図1 金額ベースの構成比（単位：%）

(1) 用途別構成比（含商工会）

運 転 資 金	設 備 資 金
73.4	26.6

(2) 新再別構成比（含商工会）

新 規 貸 付	再 貸 付
32.9	67.1

(3) 業種別構成比（含商工会）

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービス業	卸 売 業	その他
18.8	25.4	14.8	23.1	9.4	8.6

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
59.5	40.5

表3 「災害マル経」融資実績

件数（件）	金額（百万円）
790	2,847

②小規模事業対策関連会議関係

当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催で、ブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。併せて、効果的な企業支援のあり方等をテーマとして、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

また、当所主催により、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に参加し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模事業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
7/3. 4. 5	「第2回商工会議所経営指導員 全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」	郡山市
10/3	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	広島市
11/7	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高松市
11/12	東北ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	米沢市
11/14	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	宮古島市
11/18	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	札幌市
11/26	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京都
11/28	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	輪島市
12/3	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	津市
12/5	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪市
1/31	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京都

<中小企業支援先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
10/4	中国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	広島市
11/8	四国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	高松市
11/13	東北ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	米沢市
11/15	九州ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	宮古島市
11/19	北海道ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	札幌市
11/26	関東ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	東京都
11/29	北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	輪島市
12/3	東海ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	津市
12/5	近畿ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	大阪市

<経営安定特別相談対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
1/27	東海ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	名古屋市
1/29	北海道ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	札幌市
2/4	関東ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	東京都
2/6	北陸信越ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	上越市
2/7	東北ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	仙台市
2/10	近畿ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	大阪市
2/12	中国ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	広島市
2/13	四国ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	高松市
2/17	九州ブロック中小企業相談所長セミナー～経営安定特別相談対策～	福岡市

<各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
7/4	広島県商工会議所連合会「小規模事業研究会」	庄原
7/16	埼玉県商工会議所連合会 3 委員会全体会議	さいたま
8/7	広島県内商工会議所基礎研修会	三次
10/2	山口県内商工会議所経営指導員等研修会	柳井
2/24	信州中野商工会議所 2 月議員例会	中野
2/28	春日井商工会議所主催「中小企業・小規模事業対策に関する動向について」 説明会	春日井
3/10	静岡商工会議所「第 2 回中小企業対策委員会」	静岡

(6) 研修会等

期日	件名	参加者数	開催場所	主な内容
25/4/11. 12	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	8 名	日商会議室 A (東京都千代田区) 芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて ○習熟度チェック ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について
4/25. 26	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	12 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて ○習熟度チェック ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について
5/8～10	会報編集担当者研修会	60 名	カリアック (静岡県浜松市)	○会報作成に必要とされる基礎知識と編集技術を学ぶ演習と講義
5/14	ジョブ・カード制度推進事業業務連絡会議	114 名	くるまプラザ (東京都港区)	○ジョブ・カード制度推進事業の平成 24 年度の活動実績および平成 25 年度での取り組みについて ○若者チャレンジ訓練をはじめとした雇用型訓練への取り組みと平成 25 年度ジョブ・カード制度推進事業について 厚生労働省職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 室長補佐 安 蒜 孝至氏 ○平成 24 年度ジョブ・カード制度推進研究会報告を踏まえた事業の推進について (株)オリエント総合研究所 常務取締役 梅 北 浩二氏 ○意見・情報交換
5/14. 15	TOAS 研修会「組織団体・会費/データ活用コース」	17 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○Admin システムの各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
5/14～16	商工会議所若手職員研修会	71 名	カリアック (静岡県浜松市)	○「商工会議所の課題・現状と若手職員に期待すること」 ○「商工会議所の歴史と使命について」

				○「各地商工会議所に日商から提供する各種情報・サービスについて」 ○「ビジネスコミュニケーション・実践力強化研修」 人材育成コンサルタント 水谷 伊久子 氏
5/15	TOAS 研修会「経理コース」	7 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
5/16. 17	TOAS 研修会「組織団体・会費/データ活用コース」	16 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○Admin システムの各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
5/17	TOAS 研修会「経理コース」	10 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏
5/22. 23	検定担当職員研修会	47 名	カリアック（静岡県浜松市）	○検定事業再生プロジェクト（受験者増に向けた検定試験の普及推進）について ○検定試験の厳正公正な施行について ○全検定共通に係る重要事項 ○簿記検定に係る重要事項 ○販売士検定・資格更新に係る重要事項 ○ネット試験に係る重要事項 ○検定試験の普及・受験者拡大に向けた取り組み事例発表 長岡商工会議所 経営サービス課 サービス業務係 鰐淵 みや子氏 水戸商工会議所 総務部 会員サービス課 大串 春美 氏 ○グループ討議 ・検定試験の普及拡大に向けた営業について ・試験の運用について ・日々の業務の中で課題と思われる点、その課題の改善点について（トラブル対応も含む） ○グループ討議報告
5/27	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー	31 名	四国中央商工会議所（愛媛県四国中央市）	○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 NTT ドコモ 法人営業部 ソリューション推進担当 主査 近森 美麻子 氏 ○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアム メンバー

				株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 ○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
5/28	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー	48 名	新居浜商工会議所 (愛媛県新居浜市)	○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 NTT ドコモ 法人営業部 ソリューション推進担当 主査 近森 美麻子 氏 ○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアム メンバー 株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 ○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
5/30.31	ジョブ・カード制度推進事業担当者研修会（新任者向け）	64 名	キャリアック (静岡県浜松市)	○ジョブ・カード制度の概要について 厚生労働省実習併用職業訓練室長補佐 安蒜 孝至 氏 ○ジョブ・カード制度推進事業への取り組みについて ○ジョブ・カード制度に関連する助成金と奨励金の概要と申請手続きについて 厚生労働省実習併用職業訓練室 ジョブ・カード係長 秦 道子 氏 ○事例発表 札幌商工会議所 制度普及推進員 佐藤 明秀 氏 前橋商工会議所 制度普及推進員 田嶋 敏弘 氏 出雲商工会議所 制度普及推進員 高木 賢一郎 氏 広島商工会議所 制度普及推進員 今村 榮一 氏 ○ジョブ・カード制度推進事業に係る委託費の取り扱いについて 厚生労働省実習併用職業訓練室 ジョブ・カード係長 秦 道子 氏 ○ジョブ・カード制度推進事業に係る委託費の経理処理と各種書類の作成方法について 日本商工会議所 事業部 制度普及推進員 斉藤 利治 ○平成 24 年度のジョブ・カード制度推進研究会報告などを踏まえた事業の効果的な推進方法について (株)オリエント総合研究所

				常務取締役 梅北 浩二 氏
6/3～5	商工会議所女性管理職研修会	15 名	キャリアック (静岡県浜松市)	○「最近の商工会議所の現状・課題と管理職に期待されること」 ○「商工会議所の組織・使命等とコンプライアンスについて」 ○講義「人と組織を動かす 『モチベーションマネジメント』」 ICF 認定プロフェッショナルコーチ 小野 仁美 氏
6/5～7	平成 25 年度第 1 回 商工会議所貿易関係 証明業務担当者研修 会	73 名	キャリアック (静岡県浜松市)	○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について ○国際ビジネスの流れと貿易取引に使われる書類 OFFICE ZETA 代表取締役 弓場 俊也氏 ○貿易関係証明の概要と発給実務のポイントについて 横浜商工会議所 国際部 課長補佐 中田 邦彦 氏
6/6.7	地域力活用新事業∞ 全国展開プロジェクト 担当者セミナー	83 名	全国町村議員会館 (東京都千代田区)	○はじめての全国展開（スタート編） ※希望者のみ ○平成 25 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトについて ○事務手続き説明① (事業遂行、コンプライアンス、今年度のスケジュール等について) ○地域資源の活用と 6 次産業化を通じた地域活性化～ 1 次産業の動向把握が鍵～ 株式会社日本経済研究所 地域本部長 佐藤 淳 氏 ○「観光素材」を「旅行商品」に～発地のところを知ろう～ 株式会社観光販売システムズ 代表取締役社長 小高 直弘 氏 ○事務手続き説明② (予算執行に係る留意事項等について) ○消費者に選ばれるためには～商品の魅せ方～ 一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 マーケティング・アドバイザー 株式会社オールアバウトライフマーケティング 取締役 兼 流通シニアコンサルタント 佐藤 健一 氏
6/13	平成 25 年度 GS 1 事 業者コード (JAN 企 業コード) 登録受付 業務担当者説明会	60 名	TKP ガーデンシティ品川 (東京都港区)	○「流通情報のシステム化の最近の動向について」 (一財) 流通システム開発センター データベースセンター 部長 西山 智章 氏 ○「JAN コードの基礎知識 (ビデオ上映含む)」

				(一財) 流通システム開発センター 流通コードサービス部 研究員 大島 伸啓 氏 ○「登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い」 ○「登録受付事務処理のチェックポイント」 (一財) 流通システム開発センター 流通コードサービス部 上級研究員 植村 康一 氏
6/14	IT 経営実践フォーラム in TKP ガーデンシティ仙台	100 名	TKP ガーデンシティ仙台会議室（宮城県仙台市）	○基調講演「中小企業の成長戦略思考～成功企業の事例から」 明治大学経営学部 教授 中小企業 IT 経営力大賞 2013 選考作業部会 部会長 岡田 浩一 氏 ○事例発表/パネルディスカッション「IT 経営推進のポイント～受賞企業事例に学ぶ」 松月産業株式会社 取締役総支配人 今中 美恵 氏 株式会社ダンクソフト 代表取締役社長 星野 晃一郎 氏 IT コーディネータ 中小企業診断士 中小企業 IT 経営力大賞 2013 選考作業部会 部会員 高島 利尚 氏 ○「ワークスタイル革新に向けて～マイクロソフトの経営・営業責任者が語る IT 経営実践のヒント」 日本マイクロソフト株式会社 執行役 ゼネラルビジネス ゼネラルマネージャー 高橋 明宏 氏 業務執行役員 社長室長 兼 シチズンシップリード 牧野 益巳 氏
6/17.18	商工会議所 IT 活用研修会	40 名	株式会社 NTT ドコモ（東京都千代田区）	○「次世代メディアの活用について」 データセクション株式会社 取締役会長 デジタルハリウッド大学 教授 多摩大学大学院経営情報学研究科 客員教授 橋本 大也 氏 ○「IT を活用した戦略的な情報発信」 株式会社スプラム 代表取締役社長 商工会議所 IT 活用研究会 アドバイザー 竹内 幸次 氏 ○「商工会議所 IT 活用モデルについて」 (1) 商工会議所 IT 活用モデルの進め方について (2) 商工会議所 IT 活用モデル推進支援について 株式会社スマイルワークス代表取締役社長 商工会議所 IT 活用研究会 アドバイザー 坂本 恒之 氏

				(3)「Facebook ページの取り組みについて」 下関商工会議所 振興部地域振興課 佐々木 弘治 氏 ○「Windows XP サポート終了に伴う対応について」 クレイポルド株式会社 代表取締役 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○「タブレット端末を活用した情報発信・決済サービス」 ・020 サービス「ショッぷらっと」について NTT ドコモスマートコミュニケーション サービス部 担当課長 大野木 喜明 氏 ・決済サービス「AnyWhere」について NTT ドコモ第一法人営業部 担当課長 樋口 確 氏 ○NTT ドコモ ショールーム視察 ○東京商工会議所「クラウドワークスクエア」視察
6/26～28	経営再建計画策定支援研修会	42 名	カリアック (静岡県浜松市)	○経営安定対策（倒産防止）事業の現状と今後の課題 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 課長補佐 成瀬 輝男 氏 ○経営再建計画の考え方と作成手法 (有)ビジネスサポートファーム 代表取締役 松雪 文彦 氏 ○グループ討議（ケーススタディ） 経営再建支援を実施した事例にかかるグループ 討議（実際に経営再建計画書を作成） ○グループ討議発表、講評 ○経営指導員向け中小企業 BCP 策定運用指針について 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント(株) 取締役 高橋 孝一 氏 ○商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について（補助・委託事業の適正な執行等）
6/27	ITMS セミナー「経営環境に適応できるビジネスモデルの実践と強い経営体質づくり」～2013 年中小企業 IT 経営力大賞企業から学ぶ～	85 名	日本マイクロソフト株式会社セミナールーム C、D (東京都港区)	○講演 1：「中小企業 IT 経営力大賞 2013 の講評」 明治大学経営学部 教授 2013 年中小企業 IT 経営力大賞選考作業部会 部会長 岡田 浩一 氏 ○講演 2：「経営戦略勉強会参加から始まった IT への取り組み」 株式会社アイジェクト 代表取締役 戸口 儀隆 氏 ○講演 3：「そろばんの意識を変えた IT の世界」 株式会社イシド 代表取締役 石戸 謙一 氏

				○パネルディスカッション:「経営環境に適応できるビジネスモデルの構築と実践」 明治大学 教授 岡田 浩一 氏 株式会社アイジェクト 戸口 儀隆 氏 株式会社イシド 石戸 謙一 氏 IT マネジメント・サポート協同組合 理事長 2013 年中小企業 IT 経営力大賞選考作業部会 部会員 高島 利尚 氏 ○講演 4:「クラウドとスマートデバイスによるワークスタイルの革新」 日本マイクロソフト株式会社 テクニカル・ソリューション・エバンジェリスト 西脇 資哲 氏
6/27. 28	TOAS 研修会「組織団体・会費/データ活用コース」	18 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○Admin システムの各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 松澤 剛 氏
6/28	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会（東海ブロック）	90 名	名古屋商工会議所（愛知県名古屋市）	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 課長補佐 武田 雅弘 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 財務省 主税局 税制第二課 税制専門官 中島 正之 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所（経営指導員）に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい 3 つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士・キャリアカウンセラー 秋島 一雄 氏 加藤会計事務所 公認会計士・税理士・中小企業診断士 加藤 ゆり 氏
7/2	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会（関東ブロック①）	159 名	東京商工会議所（東京都千代田区）	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課 上席景品・表示調査官 南 雅晴 氏 財務省 主税局 税制第二課

				課長補佐 松井 誠二 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所（経営指導員）に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士・キャリアカウンセラー 秋島 一雄 氏 松永智子税理士事務所 税理士・中小企業診断士 松永 智子 氏
7/3	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会（北陸信越ブロック）	75 名	ホテルハイマート（新潟県上越市）	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 財務省 主税局 税制第二課 課長補佐 上竹 良彦 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所（経営指導員）に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 中小企業診断士・一級販売士 田中 聡子 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
7/10	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会（近畿ブロック）	129 名	大阪商工会議所（大阪府大阪市）	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課長 片桐 一幸 氏 国税庁 消費税室 主査 濱田 正義 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所（経営指導員）に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案

				中小企業診断士・ネットワークスペシャリスト 村上 和也 氏 税理士・中小企業診断士 片桐 康史 氏
7/11.12	第2回 商工会議所 経営指導員 全国研 修会（支援力向上全 国フォーラム）	188 名	郡山ビューホテルア ネックス (福島県郡山市)	【全体研修】 ○経営指導員を巡る現状および問題提起 ○基調講演「外部から見た商工会議所の中小企業 支援について」 ○経営指導員からの事例発表 ①「経営支援のあり方と金融支援のあり方」 ②「佐世保商工会議所における創業支援につ いて」 ③「横須賀商工会議所の Web 活用支援」 ④「福岡商工会議所における海外を含めた販路 拡大支援について」 ○グループディスカッションⅠ ○グループディスカッションⅡ ○グループディスカッション報告 ○グループディスカッション総括 ○パネルディスカッション 「商工会議所の経営支援力を今以上に高めるに は」 ○被災地における経営支援について ○記念講演 「炭砒から観光へ、そして復興へ」
7/13	第2回 商工会議所 経営指導員 全国研 修会（支援力向上全 国フォーラム）	46 名	会津、いわき ほか	【視察研修】 <会津ルート> ・裏磐梯景勝地 五色沼視察（耶麻郡北塩原村） ・諸橋近代美術館見学（耶麻郡北塩原村） ・会津喜多方 蔵の町・ラーメンによる街おこし 研修（喜多方市） ・平成 25 年NHK大河ドラマ「八重の桜」関連視 察（会津若松市） <いわきルート> ・アクアマリンふくしま見学（いわき市小名浜） ・はまかぜ商店街視察（いわき市小名浜）
7/16	「消費税転嫁対策窓 口相談等事業」経営 指導員向け研修会 (九州ブロック)	85 名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 課長補佐 藤井 要 氏 消費者庁 表示対策課 係長 後藤 大樹 氏 財務省 主税局 税制第二課 課長補佐 中島 正之 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所（経営指導員）

				に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士 秋島 一雄 氏 加藤会計事務所 公認会計士・税理士 ・中小企業診断士 加藤 ゆり 氏
7/19	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会 (東北ブロック)	72 名	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 課長補佐 藤井 要 氏 消費者庁 表示対策課 上席景品・表示調査官 南 雅晴 氏 財務省 主税局 税制第二課 課長補佐 中島 正之 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所(経営指導員)に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士 秋島 一雄 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
7/22	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会 (北海道ブロック)	70 名	札幌商工会議所 (北海道札幌市)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 国税庁 課税部 消費税室 主査 濱田 正義 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所(経営指導員)に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 七田総合研究所代表 中小企業診断士・社会保険労務士 七田 亘 氏 税理士・中小企業診断士 片山 康史 氏

7/26	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会 (中国ブロック)	92 名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 財務省 主税局 税制第二課 課長補佐 中島 正之 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所(経営指導員)に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 中小企業診断士 木戸 基満 氏 税理士・中小企業診断士 片山 康史 氏
7/29	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会 (関東ブロック②)	93 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課長 片桐 一幸 氏 財務省 主税局 税制第二課 消費税係長 三浦 佑樹 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所(経営指導員)に求められる支援のあり方 ②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士 秋島 一雄 氏 松永智子税理士事務所 税理士・中小企業診断士 松永 智子 氏
7/30	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向け研修会 (中国ブロック)	45 名	高松商工会議所 (香川県高松市)	○政府における消費税転嫁対策について 公正取引委員会事務総局 官房参事官 石谷 直久 氏 消費者庁 表示対策課 係長 柴田 修輔 氏 財務省 主税局 税制第二課 課長補佐 中島 正之 氏 ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策について ○消費税の価格転嫁に向けた経営支援について ①消費税率引上げ時に商工会議所(経営指導員)に求められる支援のあり方

				②消費税率引上げ時に注意しておきたい3つのポイント ③ガイドブックの使い方・セミナーカリキュラム案 中小企業診断士・一級販売士 田中 聡子 氏 加藤会計事務所 公認会計士・税理士 ・中小企業診断士 加藤 ゆり 氏
8/1	Facebook 実践研修会	11 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○講義1：Facebook アプリの活用について ○講義2：Facebook ページでの記事作成について ○講義3：LINE の概要について ○実習 ○質疑応答 クレイポルド株式会社 代表取締役 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏
8/2	タブレット端末活用研修会	10 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○Web 会議の実施 ○タブレット端末におけるファイル・フォルダの管理 ○アプリを活用した情報収集・管理 ○QR コードを活用した紙媒体とモバイル端末の連携 ○動画による情報発信 ○その他
8/21	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー	60 名	竹原商工会議所（広島県竹原市）	○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社NTTドコモ中国支社 法人営業部 法人企画担当課長 保川 朋成 氏 ○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアム メンバー 株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 ○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
8/21～23	営業力強化研修（検定、共済・保険）	24 名	カリアック（静岡県浜松市）	< 共通 > ○商工会議所運営上のコンプライアンスについて ○法人営業の基本6プロセスとプロセスマネジメント < 検定事業 > ○事前準備とアプローチスキルの習得～アプローチトークの標準化、成約率の8割が決まるアプローチトーク～ ○ヒアリングスキルの習得～事業者ニーズを把握

				するための質問スキルの習得と質問ポイントの整理～ ○プレゼンテーションスキルの習得～課題解決型提案スキルの習得、検定別プレ内容の整理～ ○クロージング～自信をもって結論を導くトーク～ <共済・保険事業> ○アプローチスキルの習得～共済・保険アプローチトークの標準化～ ○ヒアリングスキルの習得～事業者ニーズを把握するための質問スキルの習得と質問ポイントの整理～ ○プレゼンテーションスキルの習得～課題解決型提案スキルの習得、主要共済の提案内容の整理～ ○クロージング～自信をもって結論を導くトーク～ <共通> ○目標設定と目標達成のための行動計画の作り方（グループディスカッション） ブラフマン・アンド・エス株式会社 田中 覚 氏、 富永 佳紀 氏
8/28	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 マネジメントコース 組織としての対策編」	105 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○組織が遭遇し得る情報セキュリティの脅威に関する事例解説や原因分析、行うべき対策のポイントについて 独立行政法人情報処理推進機構
9/2	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 10 大脅威コース」	116 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○近年の重大な情報セキュリティにおける脅威の動向と事例紹介および対策について 独立行政法人情報処理推進機構
9/10. 11	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	51 名	カリアック (静岡県浜松市)	○容器包装リサイクル制度について ○申込受付業務について ○オンラインシステム“REINS”の入力方法と注意点等について ○申込手続きについて (1) リサイクル義務の有無の判定について (2) 申込用紙記入上の注意点について ○業務委託にあたっての重点事項について ○普及啓発業務等について ○問い合わせ事例から学ぶ事業者への対応について

				・商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について（補助・委託事業の適正な執行等） ○イントロダクション －商工会議所ならではの中小・小規模企業支援について ○事例発表 ○グループディスカッション② －今後どのように中小・小規模事業者支援を行っていくか ○グループディスカッション②報告 （グループディスカッション②での議論内容を、各グループ代表1名が発表）
10/1～3	全国商工会議所経理担当職員研修会Ⅰ（初級）	34名	フクラシア東京ステーション （東京都千代田区）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスについて【共通】 ○特定退職金共済制度について ○商工会議所における会計実務について（初級編） ①会計の流れ等 ②日常の会計業務、商工会議所会計基準の解説等 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○情報交換会①【共通】 ○商工会議所における会計実務について（初級編） ③収支決算書作成における留意点等 ④各地決算書事例研究等 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○財政診断指標の活用方法 ○消費税と法人税の実務の基礎 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○情報交換会②【共通】 ○商工会議所における会計実務について【共通】 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○TOASの活用について【共通】 松本商工会議所
10/1～3	全国商工会議所経理担当職員研修会Ⅱ（中級）	46名	フクラシア東京ステーション （東京都千代田区）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスについて【共通】 ○特定退職金共済制度について ○商工会議所における会計実務について（中級編） ① 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント① 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○情報交換会①【共通】 ○商工会議所の財政について ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント

				ト」② 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント」③ 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○商工会議所における会計実務について（中級編）② 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○情報交換会②【共通】 ○商工会議所における会計実務について【共通】 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○TOAS の活用について【共通】 松本商工会議所
10/2	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ脆弱性体験学習コース AppGoat ハンズオンセミナー ～ウェブアプリケーション編～」	24 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○ウェブサイトへの攻撃の状況 ○AppGoat による脆弱性体験学習 ○ソースコードセキュリティ検査ツール「iCodeChecker」の紹介 ○ウェブサイトを安全に運用するポイント 独立行政法人情報処理推進機構
10/3	IT 活用セミナー	19 名	留辺蘂商工会議所 (北海道北見市)	○インターネットを使った販路拡大について 株式会社スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏 ○意見交換会
10/3.4	ブロック別中小企業相談所長会議（中国ブロック）	55 名	ホテルグランヴィア 広島 (広島県広島市)	○日本商工会議所説明① (1)重要政策課題の動向について (平成 26 年度中小企業関係等の概算要求等) (2)各都道府県における小規模事業対策の状況について(平成 25 年度予算化状況等)] (3)商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について(補助・委託事業の適正な執行等) ○日本商工会議所説明② 「商工会議所ならではの経営支援について」 (日商運営専門委員会「これからの商工会議所の理念と活動」＜中間報告＞より)
10/3.4	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(中国ブロック)	54 名	ホテルグランヴィア 広島 (広島県広島市)	○中小企業の事業承継と M&A デファクト・コンサルティング 代表 平野 勝正 氏 (中小企業診断士)
10/3.4	全国商工会議所経理担当職員研修会Ⅲ(管理職等)	27 名	日商会議室 A (東京都千代田区)	○開会・オリエンテーション ・「商工会議所運営におけるコンプライアンスについて」 ・「特定退職金共済制度について」

				○商工会議所における会計実務について① ・総論 ・企業会計との相違点と共通点 ・共済手数料の扱い等、特定退職金共済制度の概要（生命共済との相違点について） ・収支決算書作成の確認ポイント ○商工会議所における会計実務について② ・各地商工会議所の事例研究 ・収支決算書作成における確認ポイント 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○TOAS の活用について（活用事例等） 松本商工会議所 ○個別相談（事前連絡の希望者のみ） *1 名あたり 10～15 分程度（4 組限定） ○「消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント」① ・共済手数料の扱い等 ・特定退職金共済制度の掛け金について ・一括比例方式と個別対応方式について（消費税） ・消費税・法人税の申告書等の確認ポイント 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 【情報交換会】（6 名×4 グループを予定） ○「消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント」② ・一括比例方式と個別対応方式について（消費税） ・消費税・法人税の申告書等の確認ポイントとケーススタディ 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 ○商工会議所の財政について ・財政診断指標の活用方法 ・商工会議所の積立金について ○個別相談（事前連絡の希望者のみ） *1 名あたり 10～15 分程度（4 組限定）
10/9. 10	実践まちづくりシンポジウム	27 名	全国町村議員会館（東京都千代田区）	○まちづくりに関する意見書について ○中心市街地活性化施策の方向性、関連予算等について 内閣官房 地域活性化統合事務局 ○地域商業の活性化と商工会議所の果たすべき役割について 学習院大学大学院 政治学研究科 非常勤講師 新 雅史 氏 ○グループディスカッション ○パネルディスカッション

10/18	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー	14 名	唐津商工会議所 (佐賀県唐津市)	○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 NTT ドコモ 九州支社法人営業部 企画担当課長 入江 哲史 氏 ○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアム メンバー 株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 ○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
10/22	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（四国ブロック）	36 名	JR ホテルクレメント高松 (香川県高松市)	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会 四国支所 消費税転嫁対策調査室 消費税転嫁対策調査官 主査 井堀 治 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 高松国税局 課税部 消費税課連絡調整官 所谷 正人 氏 ○消費税率引上げと経営支援 中小企業診断士 木戸 基満 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
10/23～ 25	平成 25 年度第 2 回商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会	33 名	晴海グランドホテル (東京都中央区)	○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について ○貿易取引の仕組みおよび貿易書類の基礎 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏 ○貿易関係証明の意義と業務の基礎－効果的で円滑な発給のために－ 大阪商工会議所 国際部 課長 松本 敬介 氏
10/28	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（関東ブロック①）	102 名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 課長補佐 武田 雅弘 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 国税庁 課税部 消費税室 主査 濱田 正義 氏 ○消費税率引上げと経営支援 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士・キャリアカウンセラー 秋島 一雄 氏 松永智子税理士事務所 税理士・中小企業診断士 松永 智子 氏

10/28. 29	実践まちづくりシンポジウム	20 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○まちづくりに関する意見書について ○中心市街地活性化施策の方向性、関連予算等について 内閣官房 地域活性化統合事務局 ○地域商業の活性化と商工会議所の果たすべき役割について 学習院大学大学院 政治学研究科 非常勤講師 新 雅史 氏 ○グループディスカッション ○パネルディスカッション
10/31	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（近畿ブロック）	68 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課長 梶谷 利明 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 大阪国税局 課税第 2 部 消費税課 連絡調整官 片山 正史 氏 ○消費税率引上げと経営支援 中小企業診断士・ネットワークスペシャリスト 村上 知也 氏 税理士・中小企業診断士 片山 康史 氏
11/5	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「ビッグデータ時代のクラウドセキュリティ ～クラウドセキュリティガイドラインと国際標準化～」	84 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○ビッグデータ時代のクラウドサービスの情報管理方法や活用の仕方、利用時のセキュリティのポイントについて ○クラウドセキュリティガイドライン（経済産業省発行）の解説、および同ガイドラインをベースとした国際標準化の動向について 独立行政法人情報処理推進機構
11/6～8	経営安定対策事業研修会（事業承継・BCP 支援研修会）	25 名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○事業承継方法・対策について グループ討議（事例研究、外部専門家との連携） 静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 清水 至亮 氏 ○「中小企業 BCP 策定運用指針」を活用した BCP 策定指導について 株式会社インターリスク総研 上席コンサルタント 飯田 剛史 氏 ○経営安定対策（倒産防止）事業の現状と今後の課題 中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室 課長補佐 成瀬 輝男 氏 ○商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について（補助・委託事業の適正な執行等）

11/7	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（東北ブロック）	42 名	仙台商工会議所 （宮城県仙台市）	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 東北事務所 消費税転嫁対策係長 岡本 康利 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 仙台国税局 課税第二部 消費税課 消費税係 国税実査官 五十嵐 順一 氏 ○消費税率引上げと経営支援 ヒューマンプロデュース代表 中小企業診断士 西條 由貴男 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
11/7.8	ブロック別中小企業相談所長会議（四国ブロック）	30 名	高松商工会議所 （香川県高松市）	○日本商工会議所からの説明 ①重要政策課題の動向について（平成 26 年度中小企業関係等の概算要求等） ②各都道府県における小規模事業対策の状況について（平成 25 年度予算化状況等） ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について（補助・委託事業の適正な執行等） ○事例発表 ・「お店めぐりツアーによる中心市街地活性化について」 小松島商工会議所 中小企業相談所長 田中 隆史 氏 ・「鴨島大菊人形展をもちいた観光振興について」 吉野川商工会議所 中小企業相談所長 山口 智広 氏 ・「かんぱくについて」 観音寺商工会議所 指導課長 山西 智也 氏 ・「イベント活動について」 善通寺商工会議所 商工相談所長 内田 祐司 氏 ・「『愛媛県事業引継ぎ支援センター』について」 松山商工会議所 中小企業相談所長 竹政 秀俊 氏 ・「『市内企業実態把握調査事業』の結果を踏まえた人材育成の取組みについて」 大洲商工会議所 事務局長 兼中小企業相談所長 平井 宏 氏 ・「組織強化特別委員会について」 高知商工会議所 中小企業相談所長 徳橋 裕生 氏 ・「うつばによる活性化への取り組みについて」 須崎商工会議所 経営指導員

				坂井 正輝 氏 ○グループ別討議
11/7.8	ブロック別中小企業 支援先進事例普及研 修会(四国ブロック)	27 名	高松商工会議所 (香川県高松市)	「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 (独) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
11/7.8	商工会議所ホームペ ーリニューアル研 修会	19 名	芝大門オフィス研修 室 (東京都港区)	○CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web 制作のノウハウ ○コンテンツ制作実務演習 株式会社スマイルワークス ○発表会
11/11	「消費税転嫁対策窓 口相談等事業」経営 指導員向けフォロー アップ研修会 (北陸 信越ブロック)	43 名	ホテルハイマート (新潟県上越市)	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについ て 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 課長補佐 武田 雅弘 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 関東信越国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官 塚田 芳和 氏 ○消費税率引上げと経営支援 中小企業診断士・一級販売士 田中 聡子 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
11/11.12	全国商工会議所経理 担当職員研修会Ⅲ (管理職等)	26 名	日商会議室 (東京都千代田区)	10 月 3 日 (木) ~ 4 日 (金) の全国商工会議所経 理担当職員研修会Ⅲ (管理職向) と同一内容。
11/12	平成 25 年度中小企 業情報セキュリティ セミナー 「映像で知る情報セ キュリティ 社内研 修養成コース」	51 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○セキュリティ上の脅威と対策および組織内の情 報セキュリティ教育方法について 独立行政法人情報処理推進機構
11/12.13	ブロック別中小企業 支援先進事例普及研 修会(東北ブロック)	45 名	東京第一ホテル米沢 (山形県米沢市)	○「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 (独) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
11/12.13	ブロック別中小企業 相談所長会議 (東北 ブロック)	45 名	東京第一ホテル米沢 (山形県米沢市)	○日本商工会議所からの説明 ①重要政策課題の動向について(平成 26 年度中 小企業関係等の概算要求等) ②各都道府県における小規模事業対策の状況に ついて(平成 25 年度予算化状況等) ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底 について(補助・委託事業の適正な執行等) ○事例発表

				・米沢商工会議所「まちなかゼミナール」について 米沢商工会議所 中小企業振興部 中小企業振興マネージャー 安部 憲明 氏 ・「販路回復・拡大支援事業」のこれまでの取り組みと今後の展開について 東北六県商工会議所連合会・仙台商工会議所 中小企業支援部 部長 佐藤 充昭 氏 震災復興販路回復・拡大支援事業 コーディネーター 遠藤 光好 氏
11/13	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（関東ブロック②）	75 名	フクラシア東京ステーション （東京都千代田区）	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 係長 橋本 正樹 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 飯塚 利行 氏 東京国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官 稲垣 貴之 氏 ○消費税率引上げと経営支援 （株）IAC 代表取締役社長 中小企業診断士・キャリアカウンセラー 秋島 一雄 氏 税理士・中小企業診断士 片山 康史 氏
11/14. 15	ブロック別中小企業相談所長会議（九州ブロック）	55 名	ホテルアトールエメラルド宮古島 （沖縄県宮古島市）	○日本商工会議所からの説明・意見交換 ①総括説明（26 年度中小企業関係等の概算要求等） ②各都道府県における小規模事業対策の状況について（25 年度予算状況等） ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について ほか ○「企業再建と企業承継の提案～実行」について 企業再建・承継コンサルタント協同組合 代表理事 真部 敏巳 氏
11/14. 15	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会（九州ブロック）	55 名	ホテルアトールエメラルド宮古島 （沖縄県宮古島市）	○日本商工会議所からの説明 ○「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 （独）中小企業基盤整備機構 経営支援部 支援機関サポート課 全国支援ネットマネジャー 高橋 順一 氏 ○意見交換・質疑応答等
11/18. 19	ブロック別中小企業相談所長会議（北海道ブロック）	42 名	モントレエーデルホフ札幌 （北海道札幌市）	○日本商工会議所からの説明 ・26 年度中小企業関係等の概算要求について ・商工会議所が使える補助金・助成金について 他 ○地域経済活性化に向けた道の取り組みについて 北海道経済部経営支援局中小企業課商工団体 主幹 名取 博史 氏

				○グループディスカッション ・会員への巡回指導、研修会開催状況について ・消費税転嫁対策窓口相談等事業の実施状況について
11/18. 19	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会（北海道ブロック）	36 名	モントレエーデルホフ札幌（北海道札幌市）	○「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 （独）中小企業基盤整備機構 経営支援部 支援機関サポート課 全国支援ネットマネジャー 高橋 順一 氏
11/19	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（北海道ブロック）	58 名	モントレエーデルホフ札幌（北海道札幌市）	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 北海道事務所 消費税転嫁対策係長 長谷川 元洋 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 札幌国税局 課税第二部 消費税課 消費税係 加賀 貢 氏 ○消費税率引上げと経営支援 荒井総合法律事務所 弁護士・中小企業診断士 関 義之 氏 七田総合研究所代表 中小企業診断士・社会保険労務士 七田 亘 氏
11/22	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（中国ブロック）	58 名	広島商工会議所（広島県広島市）	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 中国支所 転嫁対策係長 石田 高章 氏 消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 広島国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官 浜田 正文 氏 ○消費税率引上げと経営支援 三上中小企業診断士事務所代表 中小企業診断士 三上 康一 氏 松永智子税理士事務所 税理士・中小企業診断士 松永 智子 氏
11/25	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 マネジメントコース 利用者としての対策編」	26 名	大和商工会議所（神奈川県大和市）	○中小企業の情報セキュリティ入門、最初に取り 組むべき情報セキュリティ対策について 独立行政法人情報処理推進機構
11/25	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会（東海	55 名	名古屋商工会議所（愛知県名古屋市）	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 中部事務所 消費税転嫁対策係長 本田 朋宏 氏

	ブロック)			消費者庁 表示対策課 課長補佐 星 知矩 氏 名古屋国税局 課税第二部 消費税課 課長補佐 宮川 成次 氏 ○消費税率引上げと経営支援 中小企業診断士・ネットワークスペシャリスト 村上 知也 氏 小林税理士・中小企業診断士事務所 税理士・中小企業診断士 小林 直人 氏
11/25	消費税および共済制度に関する説明会	47 名	東京商工会議所ビル 4階 特別会議室 A (東京都千代田区)	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について 1. 消費税 (1) 消費税の仕組み (2) 消費税の課税区分 (3) 特定収入 (4) 簡易課税制度 (5) 本則課税 ①課税売上割合の算出方法 ②課税売上割合が 95%以上の場合 ③課税売上割合が 95%未満の場合 (6) ケーススタディ (7) 申告・納税手続き 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 2. 共済制度の仕組みおよび税務・会計処理 (1) 特定退職金共済制度と生命共済制度の相違 (2) 特定退職金共済制度の税務処理 (3) 特定退職金共済制度の会計処理(区分経理、特別会計の作成) 3. 質疑応答
11/26	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けフォローアップ研修会(九州ブロック)	78 名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	○消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについて 公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課長 鶴成 昌昭 氏 消費者庁 表示対策課 上席景品・表示調査官 南 雅晴 氏 福岡国税局 課税第二部 消費税課 消費税係 連絡調整官 河野 玲子 氏 ○消費税率引上げと経営支援 (株)IAC 代表取締役社長 中小企業診断士・キャリアカウンセラー 秋島 一雄 氏 加藤会計事務所 公認会計士・税理士 ・中小企業診断士 加藤 ゆり 氏
11/26	ブロック別中小企業相談所長会議(関東	123 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○日本商工会議所からの説明 ①重要政策課題の動向について(平成 26 年度中

	ブロック)			小企業関係等の概算要求等) ②各都道府県における小規模事業対策の状況について(平成25年度予算化状況等) ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について ○事例紹介 川崎商工会議所 中小企業振興部 部長 斎藤 隆 氏 熱海商工会議所 中小企業相談所長 阿部 博文 氏
11/26	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(関東ブロック)	115名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○「商工会議所の企業支援7つのポイント」 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
11/27	平成25年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 マネジメントコース 利用者としての対策編」	13名	諏訪商工会議所 (長野県諏訪市)	○中小企業の情報セキュリティ入門、最初に取り組むべき情報セキュリティ対策について 独立行政法人情報処理推進機構
11/27	消費税および共済制度に関する説明会	35名	千葉県商工会議所連合会(千葉県千葉市)	11月25日(月)開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
11/28.29	ブロック別中小企業相談所長会議 (北陸信越ブロック)	46名	輪島温泉八汐 (石川県輪島市)	○日本商工会議所からの説明 平成26年度の中小企業施策等についての説明 ①重要政策課題の動向について(平成26年度中小企業関係等の概算要求等) ②各都道府県における小規模事業対策の状況について(平成25年度予算化状況等) ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について(補助・委託事業の適正な執行等) ○分化会形式による意見交換 ○全体の意見交換
11/28.29	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会 (北陸信越ブロック)	44名	輪島温泉八汐 (石川県輪島市)	○「商工会議所の企業支援7つのポイント」 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
12/2~4	マル経等基礎研修会	66名	アジュール竹芝 (東京都港区)	○商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義および推進方法について ○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識Ⅰ・Ⅱ ○成熟経済下の中小企業支援のあり方(東京の事例紹介) ○つよく生きる!中小企業になるための戦略思考と組織づくり

				東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏 ○マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入および 検討のポイントについて ○ケーススタディ解説、質疑応答 他 (株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループ グループリーダー代理 藤村 裕一 氏 ○グループ別討議
12/3	ブロック別中小企業 相談所長会議 (東海ブロック)	58 名	津商工会議所 (三重県津市)	○日本商工会議所からの説明 ①重要政策課題の動向について(平成 26 年度中 小企業関係等の概算要求等) ②各都道府県における小規模事業対策の状況に ついて(平成 25 年度予算化状況等) ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底 について(補助・委託事業の適正な執行等) ○講演 「創業 100 周年を前にして」 株式会社松阪鉄工所 代表取締役社長 安西 秀一 氏
12/3	ブロック別中小企業 支援先進事例普及研 修会(東海ブロック)	58 名	津商工会議所 (三重県津市)	○「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
12/5	ブロック別中小企業 相談所長会議(近畿 ブロック)	78 名	ヒルトン大阪 (大阪府大阪市)	○日本商工会議所からの説明 ①重要政策課題の動向について(平成 26 年度中 小企業関係等の概算要求等) ②各都道府県における小規模事業対策の状況に ついて(平成 25 年度予算化状況等) ③商工会議所におけるコンプライアンスの徹底 について(補助・委託事業の適正な執行等) ○商工会議所ならではの企業支援事例について (1) 事例発表 福井商工会議所 (2) 事例発表 豊中商工会議所 (3) 意見交換会
12/5	ブロック別中小企業 支援先進事例普及研 修会(近畿ブロック)	78 名	ヒルトン大阪 (大阪府大阪市)	○「商工会議所の企業支援 7 つのポイント」 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部支援機関サポート課 全国支援ネットマネージャー 高橋 順一 氏
12/9	Windows XP 移行対策 セミナー	27 名	竹原商工会議所 (広島県竹原市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる!新しい働 き方 日本マイクロソフト株式会社

				エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社大塚商会マーケティング本部 Office365 プロモーション課 後藤 雅枝 氏
12/10. 11	商工会議所ホームページリニューアル研修会	19 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web 制作のノウハウ ○コンテンツ制作実務演習 ○発表会
12/11	消費税および共済制度に関する説明会	47 名	フクラシア東京ステーション（東京都千代田区）	11 月 25 日（月）開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
12/12. 13	創業支援担当者研修会	41 名	フクラシア東京ステーション（東京都千代田区）	○地域における創業支援の必要性和消費税増税におけるビジネスチャンスについて ○創業希望者に対する講座企画と集客・運営ノウハウ ○創業の基礎知識 ○創業相談時の初期対応実務等 ジャイロ総合コンサルティング㈱ 代表取締役 大木 ヒロシ氏 セミナー事業部長 渋谷 雄大氏
12/16	消費税および共済制度に関する説明会	23 名	佐賀県商工会議所連合会（佐賀県佐賀市）	11 月 25 日（月）開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
12/17	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 春 2014」出展者説明会	19 名	東京ビッグサイト（東京都江東区）	○「feel NIPPON 春 2014」企画について 株式会社 JTB コーポレートセールス（「feel NIPPON 春 2014」事務局） ○出展セミナー（feel NIPPON 春 2013 来場バイヤーによるセミナー／所感） 株式会社 JTB コーポレートセールス 株式会社大和 ○各種お申込みに関する注意事項 株式会社 JTB コーポレートセールス（「feel NIPPON 春 2014」事務局） ○質疑応答 ○説明会から会期までのポイントについて 株式会社ビジネスガイド社（ギフトショー主催者）
12/19. 20	商工会議所ホームページリニューアル研修会	18 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web 制作のノウハウ ○コンテンツ制作実務演習 株式会社スマイルワークス ○発表会
12/19. 20	営業力強化研修（検定）	10 名	コンベンションホール AP 浜松町（東京都港区）	○検定試験に係るコンプライアンス ○検定試験の受験者数等について ○講義・グループディスカッション・ロールプレイング ブラフマン・アンド・エス株式会社 田中覚氏

				・法人営業の基本6プロセスとプロセスマネジメント ・事前準備～成果を大きく左右するやるべきことの整理～ ・アプローチスキルの習得～アプローチトークの標準化、成約率の8割が決まるアプローチトーク～ ・ヒアリングスキルの習得～事業者ニーズを把握するための質問スキルの習得と質問ポイントの整理～ ・プレゼンテーションスキルの習得～課題解決型提案スキルの習得、検定別プレ内容の整理～ ・クロージング～自信をもって結論を導くトーク～ ・目標設定と目標達成のための行動計画の作り方
12/25	消費税および共済制度に関する説明会	44 名	岡崎商工会議所 (愛知県岡崎市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
1/14	消費税および共済制度に関する説明会	38 名	高知商工会議所 (主催:四国商工会議所連合会) (高知県高知市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
1/15	Windows XP 移行対策セミナー	21 名	八王子商工会議所 (東京都八王子市)	○Windows XP 移行対策 NP0 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社大塚商会 地域プロモーション部 多摩プロモーション課 課長 原 篤 氏
1/15. 16	全国商工会議所専務理事研修会	117 名	国際会議場 (東京都千代田区)	<1 日目> ○商工会議所の果たすべき役割 (商工会議所に期待されること) ○商工会議所の活動指針 (商工会議所の使命、直面する課題と対応) ○商工会議所の組織財政基盤強化について (商工会議所の現状、商工会議所の先進的な取り組み、コンプライアンス等) <2 日目> ○商工会議所運営で必要なこと ○三村会頭講話「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざる進化によりさらなる飛躍を～」
1/15. 16	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	8 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地

				規則について ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて ○習熟度チェック ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について
1/16	Windows XP 移行対策セミナー	13 名	青梅商工会議所 (東京都青梅市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社大塚商会 地域プロモーション部 多摩プロモーション課 課長 原 篤 氏
1/22	消費税および共済制度に関する説明会	35 名	新潟県商工会議所連 合会(新潟県新潟市)	11 月 25 日(月)開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
1/22	Windows XP 移行対策セミナー	42 名	佐賀商工会議所 (佐賀県佐賀市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社富士通マーケティング 商品戦略推進本部 AZSERVICE 推進統括部 IT サービス推進部 担当部長 有滝 和貴 氏
1/23	平成 25 年度新事業 ∞全国展開プロジェクト啓発セミナー	18 名	日商会議室 (東京都千代田区)	○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトについて ・平成 25 年度日商側面支援事業について ・平成 26 年度全国展開事業の概要について 等 ○地域資源活用のポイントおよびワークショップの進め方について 株式会社日本経済研究所 ○ワークショップ(前半):ワークシートの記入等 ○ワークショップ(後半):ワークシートの発表およびディスカッション ○質疑応答
1/23	Windows XP 移行対策セミナー	22 名	武雄商工会議所 (佐賀県武雄市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏

				株式会社富士通マーケティング 商品戦略推進本部 AZSERVICE 推進統括部 IT サービス推進部 担当部長 有滝 和貴 氏
1/23. 24	商工会議所ホームページリニューアル研修会	18 名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web 制作のノウハウ ○コンテンツ制作実務演習 株式会社スマイルワークス ○発表会
1/23. 24	マル経総合研修会（事故対策義務研修会）	80 名	アジュール竹芝（東京都港区）	○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について 中小企業庁 経営支援課小規模企業政策室 室長補佐 山本 剛 氏 ○マル経融資制度の一層の推進について （株）日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループ 上席グループリーダー代理 寺田 康裕 氏 ○グループ討議 ・マル経融資と経営指導を結びつけた事例 ・マル経を更に推進するには ○グループ討議発表 ○商工会議所における経営支援について 他
1/24	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策セミナー」	44 名	長崎商工会議所（長崎県長崎市）	○組織が遭遇し得る情報セキュリティの脅威に関する事例解説や原因分析、行うべき対策のポイントについて ○近年の情報セキュリティの脅威の動向と事例について 独立行政法人情報処理推進機構
1/24	第 3 回経営安定対策事業研修会（経営者保証に関するガイドライン）	91 名	アジュール竹芝（東京都港区）	○個人保証制度の見直しの背景等 中小企業庁 事業環境部 金融課長 三浦 章豪 氏 ○経営者保証に関するガイドラインの概要 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 小林 信明 氏 ○全国銀行協会による説明 全国銀行協会 委員会室 上席調査役 毛利 憲一郎 氏
1/27	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	50 名	KCC(株)名古屋会議室（愛知県名古屋市）	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
1/27	消費税および共済制度に関する説明会	12 名	沖縄県商工会議所連合会（沖縄県那覇市）	11 月 25 日（月）開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
1/27. 28	会員増強研修会	52 名	メルパルク東京（東京都港区）	<1 日目> ○講演「最近の商工会議所をめぐる現状と課題」

				○講演「コンプライアンスの重要性」 ○講演「科学的会員増強の仕組みづくりと会員増強4ステップのマネジメント」 ○グループディスカッション&ロールプレイング「アプローチスキルの習得(会員増強4ステップその1)～自所の説明スキルの標準化、成約率の8割が決まるアプローチトーク～」 <2日目> ○講演「ヒアリングスキルの習得(会員増強4ステップその2)～事業者ニーズを把握するための質問スキルの習得と事業の価値と特性の構造理解～」 ○講演&グループディスカッション「プレゼンテーションスキルの習得(会員増強4ステップその3)～課題解決型提案スキルの習得、自所の「事業の価値と特性」の整理～」 ○講演「入会への導引と結論への対応(会員増強4ステップその4)～自信をもって入会への結論を導くトーク～」 ○会員訪問時携帯ツール投票結果発表および全体講評 ○グループディスカッション「会員増強計画の作り方とポイント～目標達成のための方程式の作り方～」
1/28	消費税および共済制度に関する説明会	25名	広島県商工会議所連合会(広島県広島市)	11月25日(月)開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
1/28	Windows XP 移行対策セミナー	29名	むさし府中商工会議所 (東京都府中市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社大塚商会 地域プロモーション部 多摩プロモーション課 課長 原 篤 氏
1/29	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	41名	北海道経済センター (北海道札幌市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
1/29	Windows XP 移行対策セミナー	73名	福島商工会議所 (福島県福島市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OOCF 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方

				き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 ICT 事業本部 IT 事業センター アライアンス推進室 室長 山本 光男 氏
1/30	消費税および共済制度に関する説明会	38 名	福井県商工会議所連合会(福井県福井市)	11 月 25 日(月)開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容
1/30. 31	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	9 名	日商会議室 A (東京都千代田区) 芝大門オフィス研修室(東京都港区)	○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて ○習熟度チェック ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について
1/31	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 マネジメントコース 利用者としての対策編」	52 名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○中小企業の情報セキュリティ入門、最初に取り組むべき情報セキュリティ対策について 独立行政法人情報処理推進機構
1/31	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 マネジメントコース 組織としての対策編」	52 名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○組織が遭遇し得る情報セキュリティの脅威に関する事例解説や原因分析、行うべき対策のポイントについて 独立行政法人情報処理推進機構
1/31	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	52 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○開会挨拶、当面の中小企業施策に関する動向ならびに商工会議所における中小企業支援について ○消費税転嫁対策について ○商店街対策について 中小企業庁 経営支援部 商業課 課長補佐 水上 雅弘 氏、星 彰 氏 ○経営者保証に関するガイドラインについて、マル経融資制度について 中小企業庁 事業環境部 金融課 調査係長 井上 祐樹 氏 ○東日本大震災からの復旧・復興について ○中小企業会計要領の普及について ○小規模企業基本法および小規模事業者支援法に

				について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室長 鈴木 洋一郎 氏 ○小規模企業経営計画策定支援および持続化補助金について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 植木 健司 氏 ○中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の強化（認定支援機関、よろず支援拠点）について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課長 渡辺 健 氏 ○創業支援施策について ○創業スクール（仮称）について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室 小規模支援 2 係長 家田 和幸 氏 ○産業競争力強化法に基づく創業支援の促進について 中小企業庁 経営支援部 新事業促進課 新連携・経営革新係長 冠野 義和 氏 ○政府の創業支援施策の活用について ○海外展開支援について、経営指導員向け研修について
1/31	消費税および共済制度に関する説明会	16 名	青森県商工会議所連合会(青森県青森市)	11 月 25 日（月）開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
2/3～5	全国商工会議所事務局長研修会	67 名	メルパルク東京（東京都港区）	○「商工会議所の現状と課題について」 ○「TPP 交渉の状況、商工会議所による中小企業国際化支援について」 ○「エネルギー・環境政策と福島再生について」 ○「商工会議所の政策要望活動と税制改正のポイントについて」 ○「社会保障制度改革をめぐる動き、憲法問題に関する研究会報告書について」 ○「各地における地域活性化への取り組みについて」 ○「中小企業・小規模事業者対策に関する動向について」 ○「商工会議所のコンプライアンス、商工会議所の運営をめぐる諸問題について」 ○「商工会議所の財政・会計と収益事業等について」 ○「商工会議所検定事業の動向と今後の取り組みについて」 ○「中小企業の IT 活用の推進について」 ○「就業規則、労務管理のポイント」「人事考課のポイント」「メンタルヘルス、職場コミュニケー

				ション」 社会保険労務士 宮尾 益男 氏
2/4	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	95 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/5～7	全国商工会議所共済・保険研修会（第 2 回営業力強化研修（共済・保険コース））	24 名	日商会議室 A (東京都千代田区)	○オリエンテーション ○商工会議所運営に係るコンプライアンスの徹底について ○商工会議所共済・保険制度を再確認しよう －PART I－ ・特定退職金共済制度（制度内容と特長など） アクサ生命保険株式会社 団体保険管理部 企業年金グループ 加藤幸太郎 氏 ○商工会議所共済・保険制度を再確認しよう －PART II－ ・生命共済（商品内容と特長など） アクサ生命保険株式会社 CCI 推進本部 CCI 営業統括部 二宮 伸夫 氏 ○商工会議所共済・保険制度を再確認しよう －PART III－ ・PL 保険・情報漏えい賠償責任保険（商品内容と特長など） ○商工会議所共済・保険制度を再確認しよう －PART IV－ ・休業補償プランと業務災害補償プラン（商品内容と特長など） 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 小川 雅昭 氏 ○商工会議所共済・保険制度を再確認しよう －PART V－ ・ライバル商品・制度を知ろう ○営業力強化セミナー～1 st ステージ～ アプローチスキルの習得～共済・保険アプローチトークの標準化～ ○営業力強化セミナー～2 nd ステージ～ ・ヒアリングスキルの習得～事業者ニーズを把握するための質問スキルの習得と質問ポイントの整理～ ○営業力強化セミナー～3 rd ステージ～ ・プレゼンテーションスキルの習得～課題解決型提案スキルの習得、主要共済の提案内容の整理～ ・クロージング～自信をもって結論を導くトーク～

				ブラフマン・アンド・エス株式会社 富永佳紀 氏 <オプション企画> 極まる TOKYO 夜景 (2 階建てオープンバス) ○営業力強化セミナー～final ステージ～ ・目標設定と目標達成のための行動計画の作り方 ブラフマン・アンド・エス株式会社 富永佳紀 氏 【情報交換会】
2/6	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	32 名	ホテルハイマート (新潟県上越市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/6.7	平成 25 年度中小企業支援スキルアップ研修	24 名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○現状分析と問題定義 ○問題の分析 ○課題の抽出 ○事業計画策定 ○金融機関との交渉支援 ○経営支援の可能性とその限界 (資) コンサルタンツノヴァーレ代表 中小企業診断士 時山 正 氏
2/7	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	34 名	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/10	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	64 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/10	Windows XP 移行対策セミナー	21 名	小千谷商工会議所 (新潟県小千谷市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 マイクロソフトセミナー認定講師 中村 徹 氏 リコージャパン株式会社 ICT 事業本部 IT 事業センター アライアンス推進室 室長 山本 光男 氏 ○もう始まっている！県内企業のワークスタイル変革 ITC 新潟 IT コーディネータ 石垣 比呂志 氏

2/12	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティ対策 10 大脅威コース」	54 名	福山商工会議所 (広島県福山市)	○近年の重大な情報セキュリティにおける脅威の動向と事例紹介および対策について 独立行政法人情報処理推進機構
2/12	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「映像で知る情報セキュリティ 社内研修養成コース」	55 名	福山商工会議所 (広島県福山市)	○セキュリティ上の脅威と対策および組織内の情報セキュリティ教育方法について 独立行政法人情報処理推進機構
2/12	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	49 名	広島商工会議所 (広島県広島市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/12	消費税および共済制度に関する説明会	17 名	群馬県商工会議所連合会(群馬県前橋市)	11 月 25 日(月)開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
2/12.13	商工会議所 IT 活用研修会	50 名	日本マイクロソフト株式会社 (東京都港区)	○基調講演「商工会議所における情報発信力の強化について」 商工会議所 IT 活用研究会アドバイザー 中小企業診断士・株式会社スプラム代表取締役 竹内 幸次 氏 ○日商が提供する情報発信ツールとその活用について (1) 電子ライブラリーの活用について (2) 商工会議所ホームページテンプレートの活用について 商工会議所 IT 活用研究会アドバイザー 株式会社スマイルワークス 代表取締役社長 坂本 恒之 氏 ○各地商工会議所事例発表 小山商工会議所 総務課 係長 常川 朋之 氏 横須賀商工会議所 情報企画課長 工藤 幸久 氏 ○最新の IT ソリューション紹介について ○ザ・ビジネスモールの活用について 大阪商工会議所 経営情報センター 松枝 千世 氏 ○クラウドサービスの活用について 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 ○視察

2/13	TOAS フォーラム	50 名	日本マイクロソフト 品川本社 (東京都港区)	○基調講演 地図情報システムと連携した TOAS データの戦略的活用 株式会社 JPS 代表取締役 平下 治 氏 ○TOAS の最新動向 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛志 氏 ○商工会議所での TOAS の活用事例 経営相談指導実績 (カルテ管理) と事業所接触実績 (事業所組織団体管理) 鯖江商工会議所 経営支援課 経営指導員 藤井 智正 氏 ○TOAS 何でも相談室 松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛志 氏
2/13	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	22 名	高松商工会議所 (香川県高松市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/13. 14	消費税および共済制度に関する説明会	40 名	仙台商工会議所 (主催:東北六県商工会議所連合会) (宮城県仙台市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
2/17	平成 25 年度ブロック別中小企業相談所長セミナー ～経営安定特別相談対策～について	63 名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	日本商工会議所による説明 ○経営者保証に関するガイドラインについて ○中小企業 BCP に対する最近の国の取組等について ○質疑応答・意見交換
2/17	消費税および共済制度に関する説明会	27 名	秋田県商工会議所連合会 (秋田県秋田市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容
2/20	全国商工会議所 新任役員・議員研修会	89 名	国際会議場 (東京都千代田区)	○商工会議所の果たすべき役割 (商工会議所に期待されること) ○パネルディスカッション「商工会議所の使命・役割について」 ○商工会議所の基本姿勢と活動理念 ○商工会議所を取り巻く環境変化や直面する課題への対応 ○商工会議所役員の役割 ○商工会議所役員・議員に期待すること
2/21	平成 25 年度中小企業情報セキュリティセミナー 「情報セキュリティセミナー ～身近に	31 名	静岡商工会議所 (静岡県静岡市)	○近年の情報セキュリティの脅威の動向と対策事例について 独立行政法人情報処理推進機構

	忍び寄る脅威、専門家が分析する最新動向と対策～」			
2/21	消費税および共済制度に関する説明会	39 名	北海道商工会議所連合会(北海道札幌市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
2/24. 25	商工会議所ホームページリニューアル研修会	18 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web 制作のノウハウ ○コンテンツ制作実務演習 株式会社スマイルワークス ○発表会
2/26	Windows XP 移行対策セミナー	20 名	諏訪商工会議所 (長野県諏訪市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 長野支社 ソリューション推進グループマネージャー 野澤 隆良 氏
2/27	Windows XP 移行対策セミナー	18 名	千曲商工会議所 (長野県千曲市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 長野支社 ソリューション推進グループリーダー 古田 敏之 氏
2/27. 28	BCP セミナー	21 名	日商会議室 A (東京都千代田区)	○「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築 (アクションプログラム)」 ○災害時対応マニュアルや事業継続計画 (BCP) に関するセミナー 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ 上席コンサルタント 飯田 剛史 氏 上席コンサルタント 榎田 貞春 氏
2/28	消費税および共済制度に関する説明会	13 名	和歌山県商工会議所連合会 (和歌山県和歌山市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
3/4	Windows XP 移行対策セミナー	22 名	佐野商工会議所 (栃木県佐野市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働

				き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社大塚商会 北関東プロモーション課 松崎 憲司 氏
3/5	公害健康被害補償業務担当者研修会	133 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○公害健康被害補償制度における平成 26 年度の賦課料率(案)について 環境省 総合環境政策局 環境保健部 企画課 賦課係長 樋口 純平 氏 ○平成 26 年度 徴収業務の実施について 環境再生保全機構 補償業務部 業務課 調査役 磯田 宜子 氏
3/5	ジョブ・カード制度推進事業業務連絡会議	117 名	くるまプラザ (東京都港区)	○ジョブ・カード制度推進事業の平成 25 年度の活動実績および総括について ○平成 26 年度のジョブ・カード制度推進事業および平成 26 年度からのジョブ・カード制度の見直しについて 厚生労働省職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 室長補佐 安蒜 孝至氏 ○平成 25 年度の委託費精算のための事務処理および報告書類の作成などについて ○意見・情報交換
3/5	IT 経営実践フォーラム in 北陸	100 名	マリエールオークパイン金沢 (石川県金沢市)	○基調講演「中小企業の成長戦略思考～成功企業の事例から」 明治大学経営学部 教授 中小企業 IT 経営力大賞 2014 選考作業部会 部会長 岡田 浩一 氏 ○パネルディスカッション「戦略的な IT 経営推進のポイント～受賞企業事例・サポート事例に学ぶ」 株式会社小林製作所 開発室長 黒川 正枝 氏 株式会社マックスカンパニー 代表取締役社長 倉本 和明 氏 能登印刷株式会社 代表取締役社長 能登 健太朗 氏 IT コーディネータ 中小企業診断士 中小企業 IT 経営力大賞 2014 選考作業部会 部会員 高島 利尚 氏 ○「クラウドサービス office365 とスマートデバイスによるワークスタイルの革新」 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏
3/7	労働法・労働政策基	18 名	東京商工会議所	○労働法の基本と実務対応について

	礎力養成セミナー		(東京都千代田区)	石寄・山中総合法律事務所 弁護士 山中 健児 氏 ○最近の労働法制の動きと商工会議所の対応について ○グループディスカッション ○名刺・意見交換会
3/7	消費税および共済制度に関する説明会	13 名	近江八幡商工会議所 (主催:滋賀県商工会議所連合会) (滋賀県近江八幡市)	11 月 25 日 (月) 開催の「消費税と共済制度に関する説明会」と同内容。
3/14	Windows XP 移行対策セミナー	21 名	盛岡商工会議所 (岩手県盛岡市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 東北営業本部 岩手支社 担当部長 瀬川 信一 氏
3/17	Windows XP 移行対策セミナー	21 名	徳島商工会議所 (徳島県徳島市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 関西営業本部 四国支社 四国ソリューション営業部 部長 本屋敷 徳彦 氏
3/18	Windows XP 移行対策セミナー	34 名	高松商工会議所 (香川県高松市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 リコージャパン株式会社 関西営業本部 四国支社 四国ソリューション営業部 部長 本屋敷 徳彦 氏
3/18	IT 経営実践フォーラム「多様性とイノベーション」 ～輝く女性からのメッセージ～	34 名	東京体育館 第二会議室 (東京都渋谷区)	○基調講演:「多様な視点による新しい価値の創造と産業競争力強化」 山口大学大学院 技術経営研究科 特命准教授 林 裕子 氏 ○講演ー 1 :「下町ボブスレーの夢」 静岡大学大学院工学研究科 客員教授、

				株式会社ウイル 代表取締役 奥山 睦 氏 ○講演－２：「農業と地域活性化を本気で考える」 ～ 人と情報をつなげる ITC の挑戦 ～ IT コーディネータ アイティ経営研究所 代表 中尾 克代 氏
3/27	Windows XP 移行対策 セミナー	17 名	富山商工会議所 (富山県富山市)	○Windows XP 移行対策 NPO 法人 OCP 総合研究所 研究員 傳 直文 氏 ○最新のデバイスとクラウドでできる！新しい働き方 日本マイクロソフト株式会社 エバンジェリスト 西脇 資哲 氏 株式会社インテック 北陸地区本部 産業システム事業部 営業部 営業課 今江 翔太 氏

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
25/4/1～ 5/14	第 26 回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、一般社団法人 ニュー オフィス推進協会	総
4/1～10/30	第 33 回「緑の都市賞」	財団法人 都市緑化機構	産 二
4/1～2/15	サービス業における海外現地人材育成シンポジウム	一般財団法人 海外産業人材育成協 会	国
4/1～3/6	第 53 回防錆技術学校	一般社団法人 日本防錆技術協会	事
4/1～3/15	第 47 回 SDA 賞	公益社団法人 日本サインデザイン 協会	事
4/1～3/31	初年次長期自主活動プログラム	国立大学法人 東京大学	企
4/1～3/31	平成 25 年度日本珠算連盟主催の各種検定試験	一般社団法人 日本珠算連盟	事
4/1～3/31	平成 25 年度「身近な子育て応援活動」推進事業	財団法人 こども未来財団	産 二
4/1～3/31	2013 年度国際連合公用語英語検定試験	公益財団法人 日本国際連合協会	事
4/1～3/31	平成 25 年度各地珠算競技大会	各地商工会議所および商工会議所連 合会など	事
4/3～3/31	2013 年度グッドデザイン賞	公益財団法人 日本デザイン振興会	事
4/3～3/31	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
4/11	2013 山東諸城市ハイテク産業パーク投資誘致説明会及び TIP 日本 ハイテク産業・技術への投資・協力懇談会	山東省諸城市政府	国
4/17～5/6	SNOOPY JAPANESQUE「日本の伝統と匠が織りなすスヌーピーの世界 展」	SJ LLP (SNOOPY JAPANESQUE 制作委員 会)	流
4/19	MCPC award 2013	MCPC (モバイルコンピ ューティング 推進コンソーシア ム)	情
4/20.21	祝神嘗祭 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
4/25～27	2013 日本ホビーショー	一般社団法人 日本ホビー協会	事
4/26	「ASEAN 経済の要衝・雲南省の経済戦略」セミナー	中華人民共和国雲南省招商合作局、 日本産業投資技術投資促進株式会社	国
5/3～5	第 55 回全日本こけしコンクール	宮城県・白石市・白石商工会議所	流
5/5～6	スポーツオブハート 2013	スポーツオブハート実行委員会	総
5/15～17	自治体総合フェア 2013	一般社団法人 日本経営協会	流
5/15～17	企業立地フェア 2013	一般社団法人 日本経営協会	流
5/17	ICC 国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会	国
5/20	バイエルン州を知るセミナー「産業のデジタル化ー企業のチャン スとチャレンジャー」	バイエルン州駐日代表部、バイエル ン州経済運輸技術省企業誘致部	国
5/22	Select USA 対米投資セミナー	駐日米国大使館	国
5/21～24	2013 「NEW 環境展」	日報ビジネス 株式会社	産 二
5/25	教育再生をすすめる全国連絡協議会発足記念行事	一般財団法人 日本教育再生機構	企
5/27	「国際即戦力育成インターンシップ事業」募集説明会	日本貿易振興機構	国
5/27.29	ベトナム投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
5/29.6/3	金融セミナー「人民元の国際化と香港の役割」	香港貿易発展局	国
5/29～31	中小企業総合展 2013 in Kansai	独立行政法人 中小企業基盤整備機 構	中
5/29～31	スマートコミュニティ Japan2013	日刊工業新聞社	産 二

5/29～31	ワイヤレスジャパン 2013	株式会社 リックテレコム	情
6/1～3/31	第 21 回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2013	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6/1～7/20	2013 年全国あんさんコンクール	一般社団法人 日本珠算連盟・各地珠算連盟	事
6/3	エチオピア投資セミナー	駐日エチオピア連邦民主共和国大使館	国
8/23	第 9 回教育旅行シンポジウム	公益財団法人 日本修学旅行協会	流
6/4～9	ASEAN 経済の要衝・雲南省現地視察	中華人民共和国雲南省招商合作局、日本産業投資技術投資促進株式会社	国
6/4～10	第 38 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6/4～10	第 40 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6/5～7	第 2 回環境放射能除染研究発表会	環境放射能除染学会	産二
6/6. 7	第 2 回 JACI/GSC シンポジウム	公益社団法人 新化学技術推進協会 (JACI)	総
6/7～9	BOWLEX JAPAN 2013 in MIYAZAKI 「第 47 回 BPAJ 全国ボウリング競技大会」	公益社団法人 日本ボウリング場協会	総
6/8. 9	祝 御遷宮・祝 御神楽奏行 140 周年記念 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
6/11～14	InteropTokyo20013	Interop Tokyo 2013 実行委員会	情
6/12	丹陽市政府投資環境説明会及び商談会	江蘇省丹陽市人民政府株式会社丹京	国
6/19	マレーシア・ハラルマーケットに対するビジネスと投資の機会セミナー	ハラル産業開発公社	国
6/24. 26	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
6/24～30	第 1 回ロシア最新流通視察会	日本小売業協会	流
6/30	認定特定非営利活動法人おやじ日本 創立 10 周年記念全国大会	認定特定非営利活動法人 おやじ日本	企
7/1	第 66 回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7/1～31	蓄熱月間	一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター	産二
7/1～9/30	第 39 回発明大賞	公益財団法人 日本発明振興協会、株式会社 日刊工業新聞社	事
7/1～1/11	創造力・無限大∞ 高校生ビジネスプラン・グランプリ	株式会社 日本政策金融公庫	企
7/1～8/30. 7/8	平成 26 年度全国発明表彰	公益社団法人 発明協会	事
7/7	第 42 回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	中
7/9	セミナー「日本のモノづくりのインドでの挑戦」	独立行政法人 国際協力機構	国
7/23～27	フィリピン（セブ・マニラ）投資・事業環境視察ミッション	日比経済委員会	国
7/25	第 33 回全国高等学校 IT・簿記選手権大会	学校法人 立志舎	事
7/25. 26	平成 25 年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県	流
7/26	NPO 法人ハート・リング運動設立記念シンポジウム	特定非営利活動法人 ハート・リング運動	企
7/27～8/5	ピース・ア・チ・ひろしまプロジェクト『Peace For World in “HIROSHIMA” 2013』	広島県・ピース・ア・チ・ひろしまプロジェクト実行委員会	流
7/28	第 29 回わんぱく相撲全国大会	公益財団法人 日本相撲協会 公益社団法人 東京青年会議所	総
7/31. 8/1	工芸都市高岡 2013 クラフトコンペティション	工芸都市高岡クラフトコンペ実行委員会	流

8/1～9/30	第5回日本語大賞	特定非営利活動法人 日本語検定委員会	事
8/1～2/21	第15回日本計画行政学会計画賞	日本計画行政学会	総
8/7	第六十二回神宮式年遷宮奉祝「鎮守の里」コンサート	第六十二回神宮式年遷宮奉賛コンサート実行委員会	総
8/7	「機械の日・機械週間」記念行事	一般社団法人 日本機械学会	中
8/8～9	第9回中小企業都市サミット（すみだサミット）	中小企業都市連絡協議会事務局	中
8/11, 17	全国花火職人選抜競技大会 ふくろい遠州の花火 2013	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8/19～2/21	第4回キャリア教育アワード	経済産業省	企
8/23～24	日本 YEG「震災復興フォーラム in いわて」	日本商工会議所青年部	中
8/23～24	ITC Conference 2013	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会	情
8/24	スパコン「京」の今後はどうなるの？ ～スーパーコンピュータ「京」を知る集い 特別版～	申請者：独立行政法人 理化学研究所 計算科学研究機構	総
8/26	中国江蘇省海安高新技术産業開発区（東京）PR 会	一般社団法人 日中経済貿易センター	国
8/27	2013 日本パッケージングコンテスト	公益社団法人 日本包装技術協会	事
8/27～29	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル 2013	一般社団法人 日本ジュエリー協会	流
8/28	ふるさとテレビ設立8周年記念七夕シンポジウム	特定非営利活動法人 ふるさとテレビ	流
9/1～10/31	第40回「屋外広告の日」キャンペーン	一般社団法人 全日本屋外広告業団体連合会	産一
9/4～6	第76回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2013	株式会社 ビジネスガイド社	流
9/4～6	第14回グルメ&ダイニングスタイルショー秋 2013	株式会社 ビジネスガイド社	流
9/5	インド投資促進セミナー・日印企業ビジネス交流会	日印経済委員会、インド商工会議所連合会	国
9/6	「日本香港物流協力シンポジウム」	香港貿易發展局	国
9/6	第1回 日印ネットワーキングフォーラム	株式会社富士通総研	国
9/7～10/10	中小企業に関する全国一斉無料法律相談及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中
9/12	第11回『勇気ある経営大賞』	東京商工会議所	広
9/13	IT セミナー “IT’s Armenia”	駐日アルメニア共和国大使館	国
9/14, 15	2013 発明くふう展覧会	一宮商工会議所、一宮市教育委員会、江南市、稲沢市、江南商工会議所、稲沢商工会議所、一般社団法人 愛知県発明協会	事
9/18	佐原まちづくりフォーラム	佐原商工会議所	流
9/19, 20	第27回東京ビジネス・サミット 2013	第27回東京ビジネス・サミット 2013 実行委員会	中
9/21	若ものを考えるつどい 2013	社団法人 日本勤労青少年団体協議会	産二
9/24～12/13	「平成 25 年度中小企業情報セキュリティ対策促進事業」中小企業向け指導者育成セミナー	特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）	情
9/25, 26	日本ニュージーランドパートナーシップフォーラム 2013	駐日ニュージーランド大使館	国
9/26	第4回グローバル 30 産学連携フォーラム	国際化拠点整備事業採択大学（13校）	企
10/1～5	CEATEC JAPAN（シーテックジャパン）2013	CEATEC JAPAN 実施協議会	産一
10/2, 3	～21013 繊維イノベーション展示会～By 大阪・泉州テキスタイル・ファッション・コンシェルジュ展	大阪繊維産地活性化ネットワーク協議会	流

10/2～4	危機管理産業展 2013	株式会社 東京ビックサイト	総
10/2～4	東京国際航空宇宙産業展 2013 (ASET2013)	株式会社 東京ビックサイト	中
10/3. 4	標準化と品質管理全国大会 2013	一般財団法人 日本規格協会	事
10/3. 4. 7	ラオス経済・投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
10/3～12/1	日本橋「日本百街道」展 2013	特定非営利活動法人 全国街道交流 会議、名橋「日本橋」保存会	流
10/4	金融セミナー「人民元の国際化と香港の役割」	香港貿易発展局	国
10/6, 11/30, 12/1	平成 25 年度消費生活アドバイザー試験	一般財団法人 日本産業協会	事
10/11～20	平成 25 年度全国地域安全運動	公益財団法人 全国防犯協会連合会	流
10/14～19	Mercedes-Benz Fashion Week Tokyo	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構	流
10/15	ベトナム投資・技能実習生受入促進セミナー	公益財団法人 国際人材育成機構(ア イム・ジャパン)	国
10/15～18	ジャパンパック 2013 (日本国際包装機械展) 第 29 回展	一般社団法人 日本包装機械工業会	事
10/17	クリエイティブ・オフィス・セミナー2013 秋	一般社団法人 ニューオフィス推進 協会	総
10/17. 18	祝神嘗祭 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
10/17～19	諏訪圏工業メッセ 2013	諏訪圏工業メッセ 2013 実行委員会	流
10/18	「ESD の 10 年・地球市民会議 2013」	文部科学省、日本ユネスコ国内委員 会	企
10/19	「ESD テーマ会議 2013」	「ESD の 10 年・世界の祭典」推進 フォーラム	企
10/19	全国高等学校簿記競技大会	城西国際大学 経営情報学部	事
10/22	ふるさと大使全国大会 2013	全国ふるさと大使連絡会議	流
10/23	第 62 回神宮式年遷宮奉祝演奏会	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
10/23	チェコ投資セミナー	チェコインベスト (ビジネス・投資開 発庁)	国
10/23～11/4	国際ガラス展・金沢 2013	国際ガラス展・金沢開催実行委員会	流
10/23	人材サービス産業協議会主催・シンポジウム「雇用改革時代にお ける人材活用のこれから」	一般財団法人 人材サービス産業協 議会	産 二
10/24～30	第 1 回タイ加工施設・小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
10/25. 26	上田地域産業展 2013	上田地域産業運営委員会	流
10/29～31	第 54 回海外日系人大会	公益財団法人 海外日系人協会	国
10/30	企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム	厚生労働省	産 二
10/30	企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム	女性の活躍推進協議会 厚生労働省	産 二
10/30～11/1	中小企業総合展 東京 2013-2014 総合展①	中小企業基盤整備機構	中
10/30～11/1	ミャンマービジネス商談会&交流会	独立行政法人 中小企業基盤整備機 構	国
10/30～11/1	海外展開スクエア	独立行政法人 中小企業基盤整備機 構	国
11/1～23	第 55 回日本民芸公募展	一般財団法人 日本工芸館	流
11/1～30	第 54 回品質月間	一般財団法人 日本規格協会	事
11/2～3	第 12 回ドリーム夜さ来い祭り	ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11/2～4	日本産業カウンセリング学会第 18 回大会	日本産業カウンセリング学会	産 二

11/2～4.27	第11回全日本金・銀創作展	第11回全日本金・銀創作展開催委員会	中
11/3～11	第15回欧州最新流通・物流システム視察会	日本小売業協会	流
11/4～8	ブルガリア経済・産業視察	日本ブルガリア経済委員会	国
11/5	第32回工場緑化推進全国大会	一般財団法人 日本緑化センター	産一
11/6	中国佛山（日本）経済合作交流会	佛山市対外貿易経済合作局	国
11/6～8	SAMPE JAPAN/先端材料技術展 2009	先端材料技術協会	産一
11/6～8	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	一般社団法人 日本家具産業振興会 メサゴ・メッセフランクフルト 株式会社	国
11/6～8	2013 特許・情報フェア&コンファレンス	一般社団法人 発明推進協会、一般財団法人 日本特許情報機構、株式会社 日本工業新聞社、株式会社 産業経済新聞社	中
11/6～8	システムコントロールフェア 2013	一般社団法人 日本電機工業会 一般社団法人 日本電気制御機器工業会	産一
11/6～9	2013 国際ロボット展	一般社団法人 日本ロボット工業会	産一
11/7	平成25年度「中小企業経営診断シンポジウム」	社団法人 中小企業診断協会	中
11/7～8	日本・ラ米ビジネスフォーラム	米州開発銀行（IDB）	国
11/8	2013 全日本洋装技能コンクール	一般社団法人 日本洋装協会、公益社団法人 全日本洋裁技能協会	事
11/8	第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益財団法人 全国産業廃棄物連合会（幹事団体）、財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	産二
11/8～10	日本・ミャンマー産業交流展 2013	一般社団法人 日本ミャンマー協会	国
11/9～10	食と農林漁業の祭典 第4回ファーマーズ&キッズフェスタ 2013	ファーマーズ&キッズフェスタ実行委員会	流
11/11	Taste of Europe ヨーロッパの本物の美味しさ	欧州委員会 農業・農村開発総局	国
11/12.14	第9回日独産業フォーラム 2013	ドイツ貿易・投資振興機関	国
11/12～18	第39回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/13	「Urara:kai（うらら会）」シンポジウム	一般財団法人 日本ファッション協会 Urara:kai	流
11/13	第62回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
11/14	Bridging Cultures in International Arbitration	一般財団法人 日本商事仲裁協会	国
11/14.15	沖縄大交易会プレ交易会	沖縄懇話会	国
11/17	第2次「神戸ジョブフェア」	特定非営利活動法人 国際教育文化交流協会	国
11/19	マレーシア・ハラルマーケット・ビジネスマッチング（現地商談会）および事前説明会	ハラル産業開発公社	国
11/19～25	第3回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/20	愛知県産業立地セミナー 2013 IN 東京	愛知県、名古屋商工会議所 愛知県産業立地推進協議会 愛知・名古屋国際ビジネスアクセスセンター	流

11/20	2013 年” 超” モノづくり部品大賞	モノづくり日本会議、日刊工業新聞社	広
11/20～22	e-Learning Awards 2013 フォーラム	株式会社 フジサンケイビジネスアイ（日本工業新聞社）	中
11/21, 22	全国産業観光フォーラム in こまつ	全国産業観光フォーラム in こまつ実行委員会	流
11/22	第 52 回電話対応コンクール全国大会	公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会	総
11/22	MCPC モバイルソリューションフェア 2013	MCPC(モバイルコンピ ューティング 推進コンソーシアム)	情
11/22～24	情報アクセシビリティ・フォーラム	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	総
11/23	第 49 回経団連洋上研修	一般社団法人 経団連洋上研修	総
11/23, 24	日本ベンチャー学会 第 16 回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11/23, 2014/1/26	AIBA 認定貿易アドバイザー試験 2013	一般社団法人 貿易アドバイザー協会（AIBA）	国
11/25	2013 年度フレッシュヤーズ産業論文コンクール（第 36 回）	日刊工業新聞社	中
11/25	中国江蘇省常州市「武進区投資環境説明会」	一般社団法人 江蘇省武進投資開発協会	国
11/25, 29	インドネシアビジネス商談プログラム	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	国
11/26	キャリア支援企業表彰 2013 厚生労働大臣表彰・発表会	中央職業能力開発協会	産二
11/26	復興人材プラットフォーム構築事業「第三回復興人材マッチング説明会」	「WORK FOR 東北」事務局（日本財団 他）	総
11/28	観光地域づくりシンポジウム	観光庁	流
11/28, 29	第 51 回全日本包装技術研究大会	公益社団法人 日本包装技術協会	事
11/30	平成 25 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	公益社団法人 あしたの日本を創る協会	流
12/1	安城元気フェスタ 2013	安城元気フェスタ実行委員会（安城商工会議所青年部・同女性会）	流
12/2, 3	カンボジア投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
12/3	第 1 回シンポジウム「キャリア権を考える～時代が求めるキャリア権～」	法政大学 外濠校舎	産二
12/11	ITMS セミナー	IT マネジメント・サポート共同組合	情
12/12, 13	オートカラーアワード 2014	一般社団法人 日本流行色協会	流
12/12～14	エコプロダクツ 2013	一般社団法人 産業環境管理協会、株式会社 日本経済新聞社	産二
12/13	ジェトロセミナー「よくわかる！海外産業クラスターとのビジネス交流ノウハウ」	独立行政法人 日本貿易振興機構	国
12/16	健康いきいき職場づくりフォーラム	公益財団法人 日本生産性本部	広
12/18	第一回「林業復活・森林再生を推進する国民会議」	一般財団法人 日本プロジェクト産業協議会／日本創生委員会	総
12/20～1/15	平成 25 年度全国伝統的工芸品公募展	一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会	流
1/9	2014 年新年賀詞交換会	一般財団法人 日中経済協会 日本国際貿易促進協会	国
1/15	第 55 回全国カタログ・ポスター展	一般社団法人 日本印刷産業連合会	事
1/15	2014 年・第 65 回全国カレンダー展	一般社団法人 日本印刷産業連合会、株式会社 日本印刷新聞社	事

1/15～21	第 18 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1/15～21	ペルー・チリビジネス開拓ミッション	独立行政法人 日本貿易振興機構	国
1/22～24	第 38 回日本ショッピングセンター全国大会	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	流
1/25	第 17 回全国きものデザインコンクール	全国染織連合会	流
1/27	国際知的財産活用フォーラム 2014	独立行政法人 工業所有権情報・研修館	産一
1/28. 30	タイビジネス商談会&交流会	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	国
1/30. 2/3. 3/7	「お客様と社員の声が企業を救う」シンポジウム	消費者庁	総
2/1～3/31	第 44 回機械工業デザイン賞	株式会社 日刊工業新聞社	事
2/3	インド・ハリヤナ州 投資セミナー	日印経済委員会、インド商工会議所連合会	国
2/5	第 12 回沢沢栄一賞実施事業	埼玉県	総
2/5～7	第 77 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2014	(株)ビジネスガイド社	流
2/5～7	流通大会 2014	(財)流通経済研究所	流
2/5～7	第 15 回グルメ&ダイニングスタイルショー春 2014	(株)ビジネスガイド社	流
2/7	事業継承／知的資産経営フォーラム 2014	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中
2/11	第 10 回国内観光活性化フォーラム	一般社団法人 全国旅行業協会	流
2/12	「ジャパン・テキスタイル・コンテスト 2013」	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	流
2/13	第 6 回トップセミナー	公益財団法人 計算科学振興財団	総
2/13	第 5 回明日のビジネスを担う女性の全国交流会 in 東京	公益財団法人 21 世紀職業財団、株式会社 読売新聞社	産二
2/13～18	伝統的工芸品展 WAZA 2014	一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会	流
2/16～24	第 1 回ミャンマーベトナムカンボジア最新交流視察会	日本小売業協会	流
2/17	全国消防団大会	消防庁	企
2/18	JVA 2014 (Japan Venture Awards 2014)	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中
2/18～21	第 14 回厨房設備機器展、第 35 回フード・ケータリングショー	一般社団法人 日本能率協会	流
2/20	第 8 回 容器包装 3R フォーラム in 仙台	3R 推進団体連絡会	産二
2/20	中国・天津経済セミナー	大阪市、天津市商務委員会、一般財団法人 大阪国際経済振興センター	国
2/21	キャリア教育推進連携シンポジウム	経済産業省、文部科学省、厚生労働省	企
2/22～23	祝 御遷宮 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
2/25～27	グローバル経営支援セミナー (トルコ)	トルコ共和国首相府投資促進機関、(株)三菱東京 UFJ 銀行、(株)東洋経済新報社	国
2/26	中小企業支援フォーラム	日本行政書士会連合会	中
2/27	インド「新会社法、新土地収用法」実務セミナー	在日インド大使館、日印経済委員会	国
2/27. 28. 3/1	第 13 回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2/28	第 10 回産学連携オープンセミナー	公益財団法人日本観光振興協会	流

3/1～31	平成 25 年度「自殺対策強化月間」	内閣府	中
3/3～3/4	がんばる中小企業・小規模事業者・商店街フォーラム	中小企業基盤整備機構	中
3/4	第 24 回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3/4	ミャンマー・パングラデシュ「農業ビジネス」セミナー	独立行政法人 日本貿易振興機構	国
3/4～7	JAPAN SHOP 2014（第 43 回店舗総合見本市）	日本経済新聞社、(財)店舗システム協会	流
3/4～7	リテールテック JAPAN 2014	日本経済新聞社	流
3/4～7	SECURITY SHOW 2014（第 22 回セキュリティ・安全管理総合展）	日本経済新聞社	流
3/4～7	第 5 回 LED Next Stage 2014	特定非営利活動法人 LED 照明推進協議会 日本経済新聞社 理事長 田中元雄	流
3/5～6	平成 25 年度 NICT Entrepreneures' Challenge 2days	独立行政法人 情報通信研究機構	情
3/5	「第 18 回ふるさとイベント大賞」「平成 25 年度地域再生実践フォーラム」	一般財団法人 地域活性化センター	流
3/5～7	フランチャイズ・ショー 2014	日本経済新聞社	流
3/6	第 10 回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）全国大会	日刊工業新聞社	広
3/9～18	第 4 回インド最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
3/10	日本クリエイション大賞 2013	一般財団法人 日本ファッション協会	流
3/10.12	日・ASEAN ビジネスセミナー&商談プログラム	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	国
3/13～16	第 9 回エコプロダクツ国際展	国際機関 AP0（アジア生産性機構）	国
3/20	「第 4 回日本でいちばん大切にしたい会社」大賞	日本でいちばん大切にしたい会社大賞実行委員会	中
3/24	毎日シンポジウム『変貌する首都周辺の都市群～「環状連携が創る新経済圏」』	毎日新聞社	広
3/24～30	第 2 回インドネシア最新流通視察会	日本小売業協会	流
3/24～3/30	第 47 回なるほど展	一般社団法人 婦人発明家協会	事
3/25.26.28	インド州政府による日本企業誘致フェア	経済産業省	国
3/25～30	第 2 回アクサレディスゴルフトーナメント in Miyazaki	株式会社 テレビ宮崎	総
3/26.27	京都スマートシティエキスポ 2014・国際シンポジウム	京都スマートシティエキスポ運営協議会	国
3/28	平成 25 年度ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール	新潟県燕市物産見本市協会、燕市、燕商工会議所、日本金属洋食器工業組合、日本金属ハウスウェア工業組合	流
平成 25 年度	平成 25 年度赤十字法人社資（赤十字事業資金）	日本赤十字社	総
平成 25 年度	警察協会の平成 25 年度救済援護等事業資金の拠出方依頼文の発出および当所会頭印の捺印について	公益財団法人 警察協会	総
平成 25 年度	平成 25 年度の皇居参賀日の丸奉祝	一般社団法人 国旗協会	総
平成 25 年度	平成 25 年度「国旗のある自由画コンクール」	一般社団法人 国旗協会	総

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

「～東日本大震災を乗り越えて～」 「～『連携』による『イノベーション』で日本経済復活の礎を～」を2大テーマに掲げ、23年度から25年度まで3カ年の活動指針を定めた「第28期行動計画」に基づき、最優先課題に据えた「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援」のほか、「現場に立脚した政策提言活動による景気回復と経済成長の実現」「グローバル化への対応と生産性向上への支援」「中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援」「活力あふれる地域社会創造への取り組み支援」「環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応」「商工会議所イノベーションによる組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

23年度は、政府に対し、震災からの復旧・復興と日本経済の再生を同時に進めていくことが重要であるとの視点から要望書を取りまとめるとともに、全国の商工会議所からの職員の応援派遣や義援金の寄付、救援物資の提供のほか、23年9月には「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を開始し、事業を再開する企業を支援するなど、被災商工会議所や地域経済のいち早い復旧・復興に向け、全国の商工会議所が一丸となって取り組んだ。10月には、常議員会・議員総会等を福島県福島市で開催し、「東日本大震災からの復興に向けて～日本商工会議所『福島アピール』～」を決議。全国の商工会議所が、被災地の完全復興を目指して総力を結集していくことを、福島の地で改めて誓った。

また、エネルギー・電力不足問題、中小企業対策、社会保障、税制改正、TPP協定、観光振興など、山積する重要課題に関して14本の提言を取りまとめた。

さらに、商工会議所運営においては、各地商工会議所の組織強化のため、新規会員獲得と既存会員退会防止、会員・非会員の満足度の向上を実践するためのスキル修得を支援するため、「会員増強研修」を開催した。

24年度も引き続き、「わが国の再生には震災復興・福島再生が不可欠である」との認識のもと、被災地の声に基づく要望書の取りまとめや被災事業者支援を継続して実施するとともに、国の補助金を活用して、震災によって被害を受けた商工会議所会館の再建支援や、放射能非汚染のサイン証明発行をはじめとする風評被害対策、「東北六魂祭」をはじめとする復興イベント支援などを積極的に実施した。また、商工会議所の危機対応体制の構築を推進するため、「商工会議所BCP(事業継続計画)セミナー」の開催やデータバックアップサービス「CCI Backup」の普及を図った。

また、日本再生、エネルギー・環境、中小企業政策、税制、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)等の重要政策課題に関して20本の提言を取りまとめた。中小企業政策においては、粘り強く主張してきた結果、「中小企業政策が成長戦略の柱」であるとの認識が定着した。その他、憲法や民法改正等、商工会議所の検討分野は拡大傾向にある。

商工会議所の組織強化については、「これからの商工会議所の理念と行動」に関する報告書および「先進事例124」の提供、さらに、商工会議所の活動を広くPRする媒体として「商工会議所ニュースかわら版」を創刊した。

(2) 対処すべき課題

東日本大震災から3年が経過した。本格復興に向け立ち上がろうとする被災地においては、資材価

格高騰や労働力不足などの新たな問題が生じる一方、依然として、被災企業の事業再開や販路回復、風評被害対策の強化など、従前からの課題が解決していない。これらの状況を踏まえ、本格復興の早期化に向け、復興の段階や環境変化に応じた有力な措置を迅速かつ着実に講じていくことが極めて重要である。

日本経済については、大胆な金融緩和や財政出動、成長戦略などの「アベノミクス」効果に加え、海外経済の緩やかな持ち直しや円高修正もあり、総じて回復基調にあるものの、中小企業や地域が景気回復を実感するには至っていない。

こうした状況下、26年4月より実施された消費税率の8%への引上げに対しては、全国514商工会議所に相談窓口を設置し、事業者からの相談にきめ細かく対応しており、その相談件数は25年度からの累計で約73万件にのぼっている（26年7月末現在）。今後は、27年10月に予定されている10%への引上げを見据え、今回の引上げの価格への転嫁状況を調査・把握したうえ、適切な対応策を講じていく。

一方で、地方に目を転じると、少子高齢・人口減少社会に突入し、各地域では人口減少に伴う消費低迷等の問題が顕在化している。今後、人口減少等の傾向はさらに加速化することが予想されることから、当所では、514商工会議所の大宗を占める小都市商工会議所（管内人口10万人未満）の組織基盤の安定化・強化をより強力に支援するため、様々な要請にワンストップで対応する「小都市商工会議所支援室」を26年6月に設置するとともに、運営専門委員会の下に「小都市商工会議所支援ワーキンググループ」を設置し、小都市商工会議所の現状把握と直面する課題の抽出を行うとともに、商工会議所間の連携推進をはじめ、有効な対応策を検討していく。

また、地域の再生に向けて、地域の潜在力を発揮した地域活性化を強力に推進するほか、地域の復活に有効な農林水産業の再生に向けた取り組みを積極的に推進することが必要である。商工会議所は、多様な主体の結節点となり、各地域における取り組みのエンジン役を担っていかなければならない。

さらに、商工会議所の組織・運営に関して、企業数の減少等に伴う会員数の減少や、検定試験受験者数の減少が、財政にも大きな影響を及ぼしはじめている。商工会議所が「中小企業の活性化」「地域経済の活性化」に向けて全力で活動を展開するためにも、盤石な財政・運営基盤を維持・強化することが極めて重要であることから、新規サービスの開発による会員メリットの向上など、各地商工会議所における会員増強に向けた取り組みを支援していく。

当所では、25年11月に三村会頭が就任し、新体制をスタートさせた。26年3月には、26年度～28年度の3年間の活動方針として、第29期行動計画「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざる進化によりさらなる飛躍を～」を策定した。第29期は、長期のデフレマインドから脱却し、持続的成長への移行を確実にする重要な時期であるとの認識のもと、「現場主義」と「双方向主義」を徹底し、全国の514商工会議所や126万会員との緊密な連携のもと、いかなる困難にも果敢に取り組み、「国民や企業から信頼され、期待される商工会議所」を目指して、以下の諸事業を強力に推進していく。

○平成26年度事業活動項目

1. 復興の加速化と福島再生の早期実現
2. デフレマインド脱却と成長経済を目指した政策提言活動を再開
3. 新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援

4. 地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進
5. 企業の海外展開への対応強化
6. 地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援
7. 「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進

Ⅲ 関係団体等

1. (一財) 全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 宮城 勉（当所常務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階 TEL (03)3518-0181
職 員 数 2 名 基本財産 700 万円（当所出捐額 50 万円）

(1) 一般財団法人への移行

平成 20 年 12 月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき準備を進めてきた一般財団法人への移行は、平成 25 年 4 月 1 日付で移行登記を行い完了した。

(2) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10 年国債 5 年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%」「指標利率（上限）1.2%」「掛金率 68‰（1000 分の 68）」で運営された。
- ② 年金資産の運用については、「バランス型」（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統的 4 資産で構成）かつ「低リスク」を基本方針とし、信託銀行（1 社）と投資顧問会社（1 社）への委託により行っている。本年度は、日本銀行の金融緩和措置などにより円安・株高傾向がさらに進行したことから、4 資産全体の運用結果は予定利率を大きく上回るものとなった。
- ③ 改正保険業法の規制強化に対応するべく、平成 25 年 4 月 1 日から終身年金に代えて有期確定年金（20 年保証）制度の施行を開始した。
- ④ 年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関（信託銀行 1 社と投資顧問会社 1 社の計 2 社）のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ⑤ 本制度の新規加入者は 183 名、退職者は 275 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 205 カ所 3,275 名となった。また、本年度末基金現在高（時価総額）は、177 億 58 百万円となった。
- ⑥ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベース 270 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 133 名）に対して 16 億 65 百万円であった。一方、年金給付は 464 名（退職年金 458 名・遺族年金 8 名）に対して 4 億 17 百万円であった。

(3) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 247 カ所 4,346 名、死亡・高度障害保険金給付額は 1 件 300 万円で、掛金額の 66.4%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 350 カ所 3,233 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 12 件 5,716 万円で、掛金額の 15.4%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。所得補償保険については、最長 2 年間補償する短期型と、最長 60 歳になるまで補償する長期型の 2 種類がある。なお、傷害保

険の加入商工会議所は 73 カ所 546 名、支払保険金は 14 件 34 万円。所得補償保険（短期型・長期型）の加入商工会議所は 15 カ所 24 名、支払保険金は 1 件 5 万円であった。

④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成 4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80 歳型の加入商工会議所は 154 カ所 371 名、支払保険金は 65 件 707 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 27 カ所 33 名、支払保険金は 0 件 0 円であった（終身Ⅱ型は平成 22 年 6 月をもって新規募集を終了）。

⑤ 休業補償プラン（平成 11 年 9 月実施）の加入商工会議所は 20 カ所 56 名、給付は 1 件 5 万円であった。

⑥ 福利厚生施設（宿泊施設）については、「豊友倶楽部（メンテルス大塚・メンテルス巣鴨）」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 433 名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館」「お茶の水ホテルジュラク」「ホテルヴィンテージ新宿」と契約し、各地商工会議所役職員の利用に供した。

(4) 教養の向上に関する事業等

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、広く一般の教養の向上を目的として、FP（ファイナンシャル・プランナー）による身近な生活設計に関するアドバイス、中小企業経営者向けの平易な企業年金に関する解説のほか、経済・景気情報等の提供を行った。

（ホームページ URL <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>）

(5) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. (一社) 日本珠算連盟

理 事 長 森田 悦男

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階

TEL (03) 3518-0188 (代) FAX (03) 3518-0189

事務局員数 4 名

(1) 組 織

連盟会員 257 団体、その会員は 4,037 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 21 社。

役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 9 名、理事 32 名、監事 3 名、職員 3 名。

※平成 26 年 4 月 1 日付で一般社団法人に移行。

(2) 事業概況

① 検定試験 (受験者数)

○珠算能力検定試験 (1 級-3 級 1,226 カ所 134,100 名)

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験 (4 級-6 級 1,270 カ所 51,667 名)

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験 (7 級-10 級 936 カ所 31,908 名)

○暗算検定試験 (1 級-6 級 1,016 カ所 70,069 名)

○暗算検定試験 (7 級-10 級 462 カ所 4,815 名)

○段位認定試験 (準初段-十段 615 カ所 19,495 名)

○読上算検定試験 (1 級-10 級 14 カ所 2,569 名)

○読上暗算検定試験 (1 級-10 級 13 カ所 2,337 名)

② 競 技 大 会 等

○そろばんグランプリジャパン 2014 参加者 355 名 (韓国、ブラジルからの参加者含む。ジュニア部門 154 名、スクール部門 127 名、シニア部門 74 名) (7/28 於：兵庫県神戸市「兵庫県立文化体育館」)

○2013 年全国あんざんコンクール 133 団体 16,941 名

○2013 年全国そろばんコンクール 150 団体 19,178 名

○各地珠算競技大会の支援・後援 157 カ所、賞状 702 枚、メダル 773 個

③ 珠算指導者講習会

<基 礎> 4 カ所 177 名 <低学年> 5 カ所 517 名 <応 用> 6 カ所 332 名

<暗 算> 4 カ所 143 名 計 19 カ所 1,169 名

④ 研修会等

○珠算セミナー

参加者 85 名 (9/29、於：青森県青森市「青森国際ホテル」)

○珠算セミナー

参加者 110 名 (26/1/26、於：神奈川県川崎市「川崎商工会議所」)

○珠算指導者講習会

参加者 68 名（7/14～15 於：愛知県豊田市「豊田産業文化センター」）

⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 40 名（8/3～5 於：東京都港区「チサンホテル浜松町」）

⑥ 優良生徒表彰 141 団体／賞状 4,252 枚、メダル 1,670 個

⑦ PR チラシ（第 34 号）15 万枚

⑧ 刊 行 物 『日本珠算』（年 6 回発行）第 636 号～第 641 号

3. (一社) 日本販売士協会

会 長 大島 博

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階

TEL(03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 26 団体、特別会員 116 団体、賛助会員（登録講師 713 名、個人 7 名、法人 2 社）

(2) 事業の概要

① 販売士制度の普及振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような PR 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 7 回表彰式を実施した。

○販売士検定試験リーフレットの作成・配布（17,000 部）

○“販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進

○優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 2 社

○通信教育講座の開講

・2 級更新 2,587 名 ・3 級更新 3,154 名 ・2 級養成 126 名 ・3 級養成 120 名

② 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

○地区別販売士協会運営懇談会の開催

地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 3 カ所（帯広、山形、東京）において運営懇談会を開催した。

○流通・接客セミナーの開催のための協力・支援

小売・流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 12 カ所）

○販売士協会の設立および運営に関する指導・協力

○各地販売士協会事業に対する後援

○販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 38 カ所）

③ 講習会等講師の養成とスキルアップ支援事業の実施

○講師登録研修会の開催

「平成 25 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を 25 年 7 月 31 日（水）・8 月 1 日（木）、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 54 名が参加した。

○登録講師研修会等の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、「登録講師向け 2・3 級販売士育成講習会」を 25 年 8 月 1 日（木）に東京・品川区の日精ホール（11 名参加）において開催した。また、26 年 3 月 12 日（水）、東京・品川区の日精ホールにおいて販売士セミナー（登録講師等研修会）（42 名参加）を開催した。さらに、販売士キャリアアップセミナーを、26 年 2 月 6 日（木）、7 日（金）、沖縄県那覇市のロワジールホテル那覇で開催した（11 名参加）。

○最新流通（商業施設）視察会の実施

25 年 10 月 10 日（木）に大阪市内 3 大ターミナル対象（14 名参加）に、26 年 2 月 7 日（金）に沖縄地区を対象（10 名参加）に、視察会を実施した。

○登録講師交流会の開催

各地域における登録講師の親睦と交流を推進するため、中国・四国地区の登録講師を対象に、25 年 9 月 13 日（金）、広島市（8 名参加）において、沖縄県の登録講師を対象に、26 年 2 月 7 日（金）、那覇市（6 名参加）において開催した。

④ 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を 25 年 8 月 1 日（木）に東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、11 名が参加した。

⑤ 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジン、フェイスブックによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

4. 全国観光土産品連盟

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 宮城 勉（当所常務理事） 他 8 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1－17－9 TCU ビル 6 階
TEL(03)3518－0193～4
職 員 数 2 名

(1) 第 54 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日商と共催で 11 月 29 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 610 社より 1,281 点（菓子 463 点、食品 667 点、民芸品 151 点）。入賞品の表彰式は 26 年 2 月 7 日、東商スカイルームで開催した。

＜大臣賞入賞作品＞

菓子の部＜厚生労働大臣賞＞近江帖 源氏物語姫絵巻

食品の部＜農林水産大臣賞＞家康秘宝伝説

民芸の部＜国土交通大臣賞＞幸の福ろう

工芸の部＜経済産業大臣賞＞江戸硝子 富士山 祝盃

他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・幹旋

「旅フェア 2013」への参加

11 月 8 日～10 日に旅フェア実行委員会（(公社)日本観光振興協会）主催の「旅フェア 2013」が東京都・池袋サンシャインシティで開催され、第 53 回審査会入賞品を展示 PR した。

(3) 観光土産品等事業者セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により、観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 11 日、山形県・山形商工会議所会館にて開催、講演テーマ「景品表示法と個別事例について」（公正取引委員会事務総局東北事務所取引課長 斉藤修氏）。② 6 月 21 日、千葉県・三井ガーデンホテル千葉にて開催、講演テーマ「道の駅と地域振興～枇杷倶楽部の志してきたもの～」(株式会社ちば南房総取締役 加藤文男氏)。③ 6 月 26 日、京都府・京都ブライトンホテルにて開催、講演テーマ「創業 200 年を見据えた挑戦～モノ言わぬモノに モノ言わすモノづくり～」(株式会社久原本家代表取締役社長 河邊哲司氏)。④ 6 月 26 日、香川県・高松商工会議所会館にて開催、講演テーマ「香川県における県産品振興策について」（香川県政策部県産品振興課副課長 高橋清氏）。⑤ 8 月 5 日、富山県・富山県民会館にて開催、講演テーマ「商品開発のプロセスから特許・商標戦略について」（特許業務法人朝日特許事務所所長 川崎研二氏・株式会社ヒス・ハイ・コンセプト代表取締役 田中清美氏）。⑥ 10 月 29 日、沖縄県・那覇商工会議所にて開催、講演テーマ「食品表示検定試験対策セミナー（中級）」(株式会社消費経済研究所チーフテクノロジスト 佐々木康夫氏)。⑦ 10 月 29 日、岐阜県・関市総合福祉会館会議室にて開催、講演テーマ（１）「売れる観光土産品開発について」（株式会社コルソ代表取締役社長・金崎製菓株式会社常務取締役 鈴木雅雄氏）、（２）「景品表示法

について」(岐阜県環境生活部県民生活相談センター主査 長屋臣治氏)。⑧2月13日、兵庫県・たつの市商工会御津支所にて開催、講演テーマ(1)「JAS 法(法令概要)説明」(兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課 新浩介氏・食品表示指導相談員 長谷川泉氏)、(2)「景品表示法のポイントとコンプライアンスの徹底」(流通科学大学商学部教授 小畑徳彦氏)。⑨3月17日、宮城県・仙台商工会議所にて開催、講演テーマ(1)「高速道路SA・PAが、今本当に欲しい商品」(ネクセリア東日本株式会社東北支店事業部営業課長 道井秀行氏)、(2)「JRと空港でお客様が求める最新お土産事情」(仙台商工会議所販路拡幅・拡大支援事業コーディネーター 遠藤光好氏)。⑩3月25日、山梨県・甲府商工会議所にて開催、講演テーマ「「選ばれる」商品を目指す!～手に取ってもらえる商品とは～」(株式会社小田急百貨店新宿店販売促進部部長 若色正一氏)。⑪3月25日、鳥取県・倉吉シティホテルにて開催、講演テーマ(1)「食品表示について」(鳥取県生活環境部くらしの安全局くらしの安心推進課課長補佐 池田亮一氏)、(2)「世界の和食」(松柏学院倉吉北高等学校調理科教諭 川本徹也氏)。

(4) 第24回全国観光土産品連盟会長表彰

岐阜県飛騨市古川町二之町7-12

有限会社 井之廣製菓舗 代表取締役 井之丸 広幸 氏

福岡県田川郡添田町落合1287-3 柚乃香本舗 代表者 林 久秀 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第58、59号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第54回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

5. (財) 伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所名誉会頭)

事 務 局 東京商工会議所ビル3階 TEL (03) 3283-7048

(1) 概 要

平成 25 年の第 62 回神宮式年遷宮を迎えるに当たり、平成 18 年 4 月 21 日に奉賛会が設立され、遷宮に要する経費 550 億円のうち、220 億円の募金をお引き受けし、募財活動を展開して来た。大変厳しい経済情勢の中、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭などから広く浄財が寄せられ、当初の目標額を達成することが出来た。

第 62 回神宮式年遷宮に向けて、神宮では、平成 17 年の山口祭以来、数多くの遷宮諸祭を斎行され、また、新宮の御造営、御装束・神宝の御調製など、諸準備を順調に執り進められた。こうした中、天皇陛下のお定めを戴き、平成 25 年 10 月 2 日に皇大神宮（内宮）、同 5 日に豊受大神宮（外宮）の「遷御」が厳かにうろわしく斎行された。内宮、外宮両正宮御遷御の後、第一別宮である荒祭宮は 10 月 10 日、多賀宮は同 13 日に新宮への遷御が相成り、残りの 12 の別宮の遷御の儀は平成 27 年 3 月末までに順次執り行なわれる運びとなっている。

今次の奉賛会は当初の目的を達成し、平成 25 年 11 月 30 日をもって解散した。

(2) 奉賛事業

平成 18 年 4 月 21 日に奉賛会が設立され、以来各界の格別のご理解・ご支援を賜り、全国津々浦々において募金活動を展開して来た。大変厳しい経済情勢の中、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭等から広く浄財が寄せられ、当初の目標額を達成することが出来た。この間、都道府県商工会議所連合会会頭には、地区本部の本部長をお務め頂き、また、全国の商工会議所を挙げて奉賛事業に多大なご尽力・ご協力を頂いた。

(3) 広報事業

各種資料の配布等を通じて、神宮式年遷宮の意義や重要性に関する周知・広報活動を実施した。また、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）が企画・実施した「第 62 回伊勢神宮式年遷宮奉祝 鎮守の里コンサート」（於：伊勢）「第 62 回伊勢神宮式年遷宮奉祝 交響詩 浄闇の祈り演奏会」（於：名古屋）などに、積極的に協賛協力した。

(4) 表彰事業

第 62 回神宮式年遷宮の奉賛事業に功績のある地区本部役職員等に対する表彰制度を創設し、平成 24 年 3 月 1 日から申請受付を開始した。平成 24 年 9 月 16 日に第 1 回「表彰委員会」を開催し、以後、適時開催の上、各地区本部からの申請について審査・承認した。平成 25 年 11 月 30 日迄に承認した被表彰者数は 8,965 人となった。

6. (一社) 日本商事仲裁協会

理事長 横川 浩 (平成 23 年 7 月 1 日就任)

事務局 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3 階 TEL(03)5280-5200

職員数 19 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁

- 1) 仲裁事件：平成 25 年度に取扱った件数は、継続的売買・物品売買・建設請負・ライセンス契約等に関する紛争について、新規申立て 26 件、前年度からの継続 29 件の合計 55 件であった。

その内 21 件について仲裁判断が出され、5 件は取下げにより終了した。この結果、平成 26 年度への継続事件は 29 件となった。

- 2) 商事仲裁規則の改正：前年度に引き続き、商事仲裁規則改正委員会（委員長：道垣内正人早稲田大学教授）を 9 回開催し、改正条文案の検討を行った。また具体的な条文案は、同委員会のワーキンググループとして設けた作業部会（部会長：垣内秀介東京大学教授）を 19 回開催し、作成・検討を行った。同委員会で作成した改正案を 8 月公表し、パブリックコメントを行い、弁護士、学者、企業から意見が寄せられた。これらを踏まえ更に改正作業を進め、11 月に改正条文の成案を得て、12 月 3 日に開催された理事会で承認された。改正規則は、平成 26 年 2 月 1 日より施行した。また、仲裁料金に関し、本改正に併せ申立料金を廃止し、仲裁料金規程を管理料金規程と改めるとともに、仲裁人報償金規程についても一部改正した。いずれの規程も平成 26 年 2 月 1 日より施行した。なお、今回の改正規則に関しては、12 月コンメンタール作成委員会（委員長：道垣内正人早稲田大学教授）を設置し、同委員会を 9 回開催し、同規則の解説を作成した。コンメンタールは当協会のウェブサイトで公表している。

- 3) 手続諮問委員会の設置：商事仲裁規則の改正・施行に併せ、仲裁及び調停手続上、協会が特に慎重な判断を要すると考える事項について外部の専門家から意見を聴取するため、手続諮問委員会（委員長：道垣内正人早稲田大学教授）を設置した。

② 調停

- 1) 国内商事調停規則に基づく調停事件の申立て：本年度に申立てのあった国内調停事件は 1 件で、調停手続期間経過により終了した。
- 2) 国際商事調停規則に基づく調停事件の申立て：本年度に申立てのあった国際調停事件は 1 件で、不応諾により終了した。

③ 斡旋

本年度受理した事件は、3 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や商事仲裁等に関するものは、東京、大阪及び神戸の 3 事務所で 309 件であった。
- ② 法律相談：渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京、大阪及び名古屋の各事務所で毎月開催し、その相談件数は合計 27 件であった。また、東京及び大阪の 2 事務所において開催している中国専門法律相談の件数は合計で 21 件であった。一方、東京及び大阪の各事務所への商事調停

に関する相談・問い合わせの合計件数は 23 件であった。

(3) 調査研究および普及活動

① 調査研究等

国内外の商事仲裁および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を行った。一方、名古屋事務所では、「国際取引研究会」を 6 回開催、租税条約やウィーン売買契約法条約の適用と国際売買契約の成立等をテーマに、メンバー相互による調査・研究を行った。

② 普及活動

- 1) 国際商事仲裁・調停推進事業：(a) 当協会単独または他機関との共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及と当協会利用促進を図るため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。
(b) 各地商工会議所をはじめ関係機関に対する仲裁・調停制度の普及に向けて説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。(c) アジア諸国において国際商事仲裁の拡大が予想される状況下、前年度、わが国における国際商事仲裁機能の強化・拡充をテーマに、その可能性と具体策を探るため設置された国際仲裁研究会（大阪商工会議所国際ビジネス委員会及び当協会大阪事務所が共同主催）において、本年度は、国際取引におけるリスク管理の実態を把握するため西日本地域の中小企業を中心にアンケートの実施・集計などを行うとともに、研究会での議論の成果を提言書に取りまとめ、関係行政機関等に提出した。(d) 経済産業省からの委託に基づき日本仲裁人協会が実施した投資協定仲裁委員会に当協会理事大貫雅晴が委員として参加した。また、「ICSID 条約第 13 条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析」の進捗に応じて意見・助言を行うために設置された有識者会議に当協会理事長横川浩が有識者として参加した。同委員会は 16 回、同会議は 3 回開催された。
- 2) 国内 ADR 推進事業：ADR 法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争処理の未然防止や ADR を含む紛争解決制度の概要等を広く PR するため、事業パンフレット等を関係機関に送付するとともに、各地商工会議所他関係機関等主催の説明会・講習会・セミナー等に役職員を派遣するなどの普及活動を行った。一方、東京商工会議所の協力を得て、中小企業相談センター窓口専門相談の中に、毎月 1 回弁護士による ADR 相談を含む「仲裁に関する法律相談」を 12 回開催した。また、経済産業省から委託を受けて作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）2006 年度版」を引続きホームページに掲載するとともに、教材 DVD の貸し出しなどを通じ、その普及に努めた。併せて、ADR 関係諸機関との連携・協力を図った。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第 30 号・31 号」の発行のほか、ホームページを通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。
- 4) 講習会等の開催：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、商事紛争・取引契約・その他各国地域の仲裁事情等をテーマに計 19 回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、平成 25 年度は、対前年度比で約 4 % 増（317 件増）の 7,883 件であった。また、日本発給の ATA カルネ通用国・地域は、マダガスカル（4 月）が加わり加盟国は 73 国・地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、当協会発行の月刊誌「JCA ジャーナル」にカルネの広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行の「会議所ニュース」・「石垣」にカルネ広告を継続して掲載したほ

か、大阪商工会議所の「大商ニュース」、日本貿易振興機構の「ジェトロ貿易ハンドブック 2014」などにも広告を掲載し、カルネ事業のPRに努めた。

7. (一財) 日本ファッション協会

理事長 馬場 彰
副理事長 平井 克彦、滝 一夫、中村 利雄（当所専務理事）
理事 25名 監事 3名 評議員 36名 顧問 5名 参与 14名
相談役 岡田 卓也
事務局 東京都千代田区神田神保町1-5-1 神保町須賀ビル7階
TEL (03)3295-1311
職員数 12名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）
基本財産 11億8,442万円（平成26年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163
賛助会員数 142

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・相互交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を展開。一般財団法人に移行（平成24年2月1日）後も、これら事業を公益目的事業として実施している。

(2) 事業概要

- ① アジアにおける生活文化の向上を図るとともに、相互にファッションビジネスを活性化させ、アジアのファッションを世界に発信することを目的とする「アジアファッション連合会」は現在、日本、中国、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計6カ国が加盟し活動を展開。5月にはシンガポールで第10回目の、翌26年3月にはタイ・バンコクで第11回となる年次大会を開催した。
- ② 平成15年度より「生活文化創造都市」構想の普及に取り組む中、本年度は9月に高松市で「高松地域会議」及び「高松地域会議特別視察会」のほか、「生活文化創造都市検討会」を実施するとともに、検討会委員の協力を得て、先行して創造都市を推進する地域の活動をタイプ別に取りまとめた「生活文化創造都市類型別事例集」を作成した。また、地域活性化の一助に供するとともに、地域相互の経験と知見の交流を図る場として平成22年に開設した地域情報発信webサイト「まち自慢ドットネット」では、平成26年3月末までに189件の地方自治体、商工会議所、観光協会などの多様な情報を発信した。
- ③ よい映画、上質な映画を推薦・上映する「シネマ夢倶楽部」では、毎月新聞紙面に推薦映画を掲載紹介する「シネマ21PLUS（プラス）」を発行したほか、毎月の定例上映会（試写会）を本年度も12回（事業開始より累計153回）開催した。また、本年国内で公開された新作映画の中から、推薦委員に選ばれたベストシネマ上位3作品に贈る「ベストシネマ賞」と、映画を通して文化や生活、社会の発展などに貢献のあった団体、企業、プロジェクトなどに贈る「シネマ夢倶楽部賞」、大切な人に見てほしい映画の中から選定する「東京新聞映画賞」の表彰式を平成26年3月に開催した。一方、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを表彰する「日本クリエイション大賞2013」では、124の候補案件の中から、大賞1件のほか「日本クリエイション賞」（昨年度より同名称に統一）3件を選定し、表彰を行った（表彰式は「シネマ夢倶楽部賞」と合同で実施）。

- ④ 世界のクリエイターに評価の高い東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを発信するwebサイト「Style-arena」は、月平均400万ページビュー、42万ユニークブラウザと、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位を維持した。特にアジアを中心に海外からのアクセスが半数以上に上り、サイト掲載画像提供等の申し込みも数多くあった。また、季節ごとのストリートトレンドをまとめた報告書を「ファッションレポート」として電子データで作成し、賛助会員に提供するとともに一般販売も開始した。
- ⑤ 働く女性の“今”から豊かな生活文化やライフスタイルのあり方を考察、提唱する「Urara:kai」（うらら会）は、専用webサイトを通じて積極的に情報発信を行うとともに、勉強会を重ねながら、「しなやかな仕事術」をテーマにしたシンポジウムのほか、外部講師を招いたセミナー、大学生との交流会などを開催した。
- ⑥ セミナー事業として、ファッション講座、繊維ファッション土曜塾など延べ17講座（参加198名）を企画・実施したほか、団体等からの依頼を受け、6回に亘りセミナー講師の派遣を行った。

8. (株) カリアック

代表取締役 青山 伸悦（当所理事・事務局長）

所在地 東京都港区芝大門一丁目 1－30 芝 NBF タワー TEL(03)4431-1327

(1) 会社の目的

①商工会議所事業に関連する教育・出版事業

②商工会議所事業に関連するインターネットなど情報技術活用事業 など

なお、全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設「商工会議所福利研修センター」の運営については、平成 25 年 10 月をもって終了した。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成 4 年 6 月 10 日 ②本店所在地 東京都港区

③資本金 5,000 万円（各地商工会議所等からの出資）

④役員 取締役 6 名 監査役 1 名（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代表取締役：青山 伸悦（当所理事・事務局長）

専務取締役：小松 靖直

常務取締役：藤井 史朗

取締役：宮城 勉（当所常務理事）

取締役：高野 秀夫

取締役：森 猛

監査役：坪田 秀治

⑤従業員数 4 名

(3) 事業概要

① 宿泊・研修部門

- ・静岡県浜松市の頭脳公園内の「商工会議所福利研修センター」の運営を平成 5 年 11 月から引き受け、平成 25 年 10 月まで丸 20 年間にわたり、全国の商工会議所役職員の研修や企業研修・学校研修等の目的を中心に、延べ約 40 万人以上の利用者を接遇した。

② 出版部門

- ・日本商工会議所・全国商工会連合会編集による販売士検定試験ハンドブック（1～3 級）・過去問題、日商簿記 3 級検定試験のテキスト・過去問題およびキータッチ 2000 テストのトレーニング CD-ROM の販売を通じて、産業人材育成に寄与している。
- ・なお、平成 25 年 11 月からは、東京都港区に本社を移転し、出版部門のみを継続することとなった。

9. (公財) 日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 浅野 茂太郎

理 事 19 名 評 議 員 53 名

事 務 局 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階 TEL (03) 5532-8597

職 員 数 35 名 基本財産 1 億 2,028 万 5 千円

当協会は、平成 25 年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の 3 種）、②PET ボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

(1) 4 つの素材で容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施

① 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PET ボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクルの義務を負っている。

このため、当協会は、容リ法 21 条に基づく指定法人として、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成 25 年度に、当協会にリサイクル義務の履行を委託した特定事業者は、76,571 社（24 年度は、74,371 社）であった。

② 市町村への資金拠出を実施

イ. 容リ法第 10 条の 2 に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成 20 年 4 月から施行されている容リ法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。21 年度以降、毎年 9 月に、関係市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行っている。25 年度においては、1,535 市町村等に対して、総額約 18 億 9 千万円の拠出を行った。

ロ. 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PET ボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を行った。平成 25 年度中の 785 市町村等への拠出実績は約 69 億 2,700 万円（24 年度は、783 市町村等で約 80 億 9,900 万円）となった。

③ 分別収集物を保管する全国 1,638 施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

平成 26 年度の入札を希望する再商品化事業者を 25 年 7 月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん 53 社、PET ボトル＜上期＞52 社、紙 45 社、プラスチック 54 社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、“PET ボトルの再商品化業務”は、24 年度に世界的な景気減速の影響によるポリエステル市況の急激な変動等を背景とした輸入バージン PET 価格の急落・廃 PET ボトルによる再商品化製品（フレークなど）の価格競争力の急激な低下・販売量の激減等により国内リサイクルシステム崩壊のリスクに直面した。

こうした事態を避けるため、25 年度については、暫定的に上期・下期の 2 回入札とするとともに、26 年度以降についても、第三者委員会「PET ボトル入札制度検討会」（平成 25 年 2 月～9 月に計 5 回開催）での検討を踏まえた臨時理事会での決定をもって、引き続き、年 2 回入札を行うことになった。

(2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

特に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占める『プラスチック製容器包装』の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、力を入れて取り組んだ。当協会では平成 20 年度から、プラスチック製容器包装のバール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、25 年度は 8 市町村等で開催し、222 名が参加した。

(3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 25 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項に取り組んだ。国の対策を支援するため国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出、前年度申込（契約）事業者の中で当年度未申込事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請、当年度申込（契約）事業者の中で過年度（12 年度～24 年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

(4) 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成 7.12.14、容り法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村郡部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からリサイクル委託申込受付業務を行った。

又、当協会と各地商工会議所が連携し、特定事業者向け説明会（19 都市・20 会場開催、1,190 名参加）が開催され、普及啓発に結び付いた。

平成 25 年度再商品化委託申込の契約件数・契約金額

全 体 (合計)		件 数	金 額
		20,821 件 (100.0%)	45,308,599,815 円 (100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	6,449 件 (31.0%)	8,244,161,011 円 (18.2%)
	商工会	2,788 件 (13.4%)	1,278,276,303 円 (2.8%)
	特定事業者から直接	10,698 件 (51.4%)	31,340,511,643 円 (69.2%)
	OPC	886 件 (4.3%)	4,445,650,858 円 (9.8%)

(備考) 1. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（25 年 6 月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。

2. 本表の実績は、26 年 3 月末日現在の年度締め時点での数値。

(5) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

26 年 1 月に、「広報専門委員会」を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。特に、協会ホームページについては全面リニューアルをはかるとともに、種々の SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を通じた幅広い層への情報発信を開始した。他にも、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。

又、当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発を行った。